

令和 7 年度 産業財産権制度各国比較調査研究等事業

「国際知財制度分析調査」報告書

令和 8 年 3 月

一般財団法人知的財産研究教育財団
知的財産研究所

要 約

国際的な枠組みにおける知財を巡る状況に関する調査【本編 1 頁～181 頁】

医薬品をめぐる最近の状況について、パンデミック対応を巡る WTO の動向、WHO におけるパンデミック協定を巡る動向等についてまとめた。

関連して、国際知財制度研究会の野村委員より、CBD におけるデジタル配列情報 (DSI) のアクセスと利益配分 (ABS) に関する議論やパンデミック協定に関する産業界の対応について紹介がなされた。

また、WIPO、WTO/TRIPS 理事会における議論の動向、TRIPS 協定に関する WTO 紛争案件について調査・分析を行った。

関連して、国際知財制度研究会の鈴木委員長から、中国の知的財産権エンフォースメント事件 (DS611) の分析について紹介がなされた。

二国間・地域的な経済連携協定における知財を巡る状況に関する調査【本編 182 頁～336 頁】

GCC 諸国等の EPA/FTA の知財章中の商標に関する規定や GCC 商標法を含めた GCC 各国の商標に関する知財制度や運用について、文献調査、国内企業へのアンケート調査、国内企業や国内法律事務所へのヒアリング調査を実施し、整理、分析を行った。

関連して、日本企業からみた外国商標制度の課題・要望について、大野総合法律事務所の中村弁理士から紹介がなされた。

各国における知財制度を巡る状況に関する調査【本編 337 頁～538 頁】

米国における最近の知財関連注目判決及び知財制度改正動向について、文献調査及び現地法律事務所への質問票調査を実施し、整理、分析を行った。

関連して、米国の知財政策の最新動向について、JETRO ニューヨーク事務所の蛭田知的財産部長から、紹介がなされた。

また、トルコにおける最近の知財注目判決、知財政策及び知財制度改正動向について文献調査及び現地法律事務所への質問票調査を実施し、整理、分析を行った。

関連して、同国の模倣品対策の現状と課題について、JETRO ドバイ事務所の後藤知的財産部長から紹介がなされた。

『国際知財制度研究会』（令和7年度）委員名簿

委員長

鈴木 將文 早稲田大学法学学術院 教授

委員

飯田 陽介	トヨタ自動車株式会社 前知的財産部部長 (2025年12月まで)
奥村 浩也	武田薬品工業株式会社 グローバル知的財産ヘッド
川合 弘造	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士
川越 健司	トヨタ自動車株式会社 知的財産部部長 (2026年1月から)
小山 隆史	大江橋法律事務所 弁護士
佐久間直子	富士フイルム株式会社 執行役員 知的財産本部長
真竹 秀樹	キヤノン株式会社 常務執行役員 知的財産法務本部長
田上麻衣子	専修大学 法学部 教授
田村 善之	東京大学 大学院法学政治学研究科 教授
津田 裕子	ソニー知的財産サービス株式会社 代表取締役社長
野村 将	日本製薬工業協会 知的財産部長
山内 勇	明治大学 情報コミュニケーション学部 教授

(敬称略、五十音順)

オブザーバ

新田 亮	特許庁 総務部 国際政策課 国際制度企画官
齋藤 卓司	特許庁 総務部 国際政策課 経済連携班長
伊藤 圭祐	特許庁 総務部 国際政策課 経済連携班 国際情報専門官
坪内 優佳	特許庁 総務部 国際政策課 国際業務班長
杉田 和勇貴	特許庁 総務部 国際政策課 国際業務班 国際業務係長
山岸 悠真	特許庁 総務部 国際政策課 国際業務班 国際業務係員

事務局（一般財団法人知的財産研究教育財団）

小林 徹	常務理事
中西 聡	知的財産研究所 研究部長
山西 了	知的財産研究所 主任研究員
井手 李咲	知的財産研究所 主任研究員
西村 竜二	知的財産研究所 主任研究員
西村 素夫	知的財産研究所 主任研究員
加藤 麗央	知的財産研究所 研究員
山崎 亨	知的財産研究所 研究業務課長
森田 智絵	知的財産研究所 補助研究員
石本 愛美	知的財産研究所 補助研究員
坂治 深雪	知的財産研究所 補助研究員
天童 史子	知的財産研究所 補助研究員

はじめに

本報告書は、令和七年度『国際知財制度研究会』（以下「研究会」という）において検討を行った事項についてとりまとめたものである。

今年度の研究会では、国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況、二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況、及び各国における知的財産制度を巡る状況について検討を行った。

第一に、国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況に関して、「医薬品を巡る最近の議論の状況」について、WHO におけるパンデミック協定やその後の PABS 附属書交渉の動向等国際機関の議論の状況（第1部第1章）、委員からのデジタル配列情報（DSI）のアクセスと利益配分（ABS）に関する議論とパンデミック協定に関する産業界の対応の発表（同第2章）について検討した。また、「WIPO、WTO/TRIPS 理事会等、知的財産の専門的なフォーラムにおける議論の状況」について、TRIPS 理事会、WIPO における議論、及び WTO 紛争案件の動向（同第3章）、委員長からの中国の知的財産権エンフォースメント事件（DS611）の分析についての発表がなされ（同第4章）、禁訴令の問題を巡る各国の状況や解決に向けた今後の展望などについて議論がなされた。

第二に、二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況に関して、GCC 諸国等の EPA/FTA 知財章の商標規定について、文献調査、国内企業へのアンケート調査、国内企業や国内法律事務所へのヒアリング調査の結果が報告され（第2部第1章）、大野総合法律事務所の中村弁理士から、日本企業からみた外国商標制度の課題・要望について、発表がおこなわれ（同第2章）、GCC 商標法と GCC 各国の国内制度との関係、高額な費用の問題、マドリッド協定議定書へ未加入の問題、一出願多区分制度の導入状況、領事認証の問題、悪意の商標や周知商標の保護の状況、通過物品の取り締まりなどについて議論がなされた。

第三に、各国における知的財産制度を巡る状況に関して、米国における最近の知財関連注目判決及び知財制度改正の動向（第3部第1章）、米国の知財政策に関する発表（同第2章）がおこなわれ、特許適格性を巡る議論の状況や著作権を含めた AI を巡る議論、利用が広がっている訴訟ファンドを巡る状況や問題点、PTAB の審理拒否件数の増加や審査官によるばらつきの問題などについて議論がなされた。また、トルコにおける最近の知財関連注目判決及び知財制度改正の動向（同第3章）、トルコの模倣品対策に関する発表（同第4章）がおこなわれ、グレースピリオドや特許発明の実施義務の問題、特許権侵害等についての刑事罰の廃止の経緯、医薬品に関する権利行使やデータ保護を巡る問題、模倣品に対する水際での対応や民事、刑事の裁判所を巡る状況について議論がなされた。

なお、本報告書は研究会における討議を踏まえて作成されたものであるが、執筆者名の表記がある部分については執筆者が記載したものである。

令和8年3月

一般財団法人知的財産研究教育財団
知的財産研究所

目 次

第1部	国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況に関する調査	
第1章	医薬品を巡る最近の議論の状況.....	(事務局) 1
第2章	CBD 及び WHO パンデミック協定における、遺伝資源及びその遺伝情報 に関する DSI の ABS に関する議論.....	(野村委員) 53
第3章	WIPO、WTO/TRIPS 理事会等、知的財産の専門的なフォーラムにおける 議論の状況.....	(特許庁、事務局) 56
第4章	中国の知的財産権エンフォースメント事件 (DS611) の分析	(鈴木委員長) 176
第2部	二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況に関する調査	
第1章	GCC 諸国等が我が国以外と締結済みの EPA/FTA の知財章の商標の 規定の分析.....	(事務局) 182
第2章	日本企業からみた外国商標制度の課題・要望	(大野総合法律事務所 中村弁理士) 329
第3部	各国における知的財産制度を巡る状況に関する調査	
第1章	米国における最近の知財関連注目判決及び最近の知財政策、知財制度改正	(事務局) 337
第2章	米国の知財概況.....	(JETRO ニューヨーク事務所 蛭田知的財産部長) 449
第3章	トルコにおける最近の知財関連注目判決及び最近の知財政策、知財制度改正	(事務局) 460
第4章	トルコにおける模倣品対策の概要と課題	(JETRO ドバイ事務所 後藤知的財産部長) 535
第4部	国際知財制度研究会まとめ.....	539

本編

第1部 国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況に関する調査

はじめに

知財の適切かつ効果的な保護を巡っては、これまで WIPO、WTO といった多国間の枠組みで議論され、我が国もその議論に積極的に参加してきている。他方、当該枠組みにおいて、知財の保護強化に消極的な途上国は数の上で多数派であり、議論の成熟と共にその声を大きくし、特に公衆衛生の分野では 2001 年のドーハ閣僚宣言を機に、途上国に配慮した文書、規定等が強調されるようになってきた。更に、近年の傾向として、知財の専門家間のフォーラムである WIPO や WTO/TRIPS 理事会の他に、WHO や国連等の必ずしも知財制度に精通した者が参画しないフォーラムにおいても、過去の成果文書等を引き合いに、知財保護の柔軟性を強調するようなメッセージを入れ込む動きが散見されている。こうした動きで特に目立つのが、途上国側が、公衆衛生や地球環境、生物多様性、人権等との関係から、現状の知財保護を弱めようとする議論であり、例えば、医薬品と知財との関係については、公衆衛生との関係から様々なフォーラムで議論されることが多く、WHO の動向も含め、最近の状況を把握することは重要である。

このような状況の中で、WIPO や WTO/TRIPS 理事会といった、いわば伝統的な知財のフォーラムにおける議論の動向、及びその他国際フォーラムでの先進国と途上国による知財保護に関する政策的な議論や各国の立場等を注視し、現状及び将来の議論の行方を把握することは、知財制度を活用する産業界等のステークホルダーのみならず、各国際フォーラムにおける我が国交渉担当者にとっても大変有意義であるといえる。

特に、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行以降、医薬品特許への実施許諾における特許権者への報酬やデータ保護等について産業界からの関心が高くなっている。WHO においてもパンデミック協定の検討が進められており、今後も医薬品アクセスと知財の議論が活発に行われることが想定される。さらに、このような、知財保護を弱めようとする動きが医薬品分野にとどまらず、環境技術に係る技術移転など、それ以外の幅広い分野にも波及していくことを懸念する声もあるところ、我が国産業界に及ぼす影響を含め注視が必要である。

以上を踏まえ、WIPO や WTO/TRIPS 理事会等、知財の専門的なフォーラムにおける議論の状況に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を踏まえた医薬品と知財を巡る最近の議論の状況や、WHO におけるパンデミック協定の検討を中心とした、パンデミック対応の知財の側面についても、調査・分析を行った。

第1章 医薬品をめぐる最近の議論の状況

第1節 WTOの動向

1. WTO 閣僚決定（TRIPS ウェイバー）、及び、閣僚宣言（COVID-19 パンデミックへの WTO の対応と将来のパンデミックへの備え）

(1) TRIPS 協定に関する閣僚決定

2022 年 6 月 17 日、第 12 回 WTO 閣僚会議において、TRIPS 協定に関する閣僚決定として、「COVID-19 ワクチンを製造・供給するために必要な特許を対象とする強制実施権に係る手続の明確化・簡素化」、「本決定を利用する資格を有する加盟国は発展途上国のみ（ただし、COVID-19 ワクチンの生産能力を有する国はこの決定を利用しないことを拘束力のある形で約束することが推奨される。）¹」、「有効期間は決定から 5 年」、「本決定の日から 6 ヶ月以内に、COVID-19 診断薬、COVID-19 治療薬の生産・頒布まで対象を拡大するか否かを決定」とすることで合意された²。また、本決定に基づき、その後の TRIPS 理事会において、診断薬、治療薬への対象拡大の議論が進められることとなった（なお、本議論は、上記閣僚決定パラグラフ 8 の規定に基づくものであることから、以下、「パラ 8 に関する議論」という。）。

(2) COVID-19 パンデミックへの WTO の対応と将来のパンデミックへの備えに関する閣僚宣言³

2022 年 6 月 17 日、第 12 回 WTO 閣僚会議において、「COVID-19 パンデミックへの WTO の対応と将来のパンデミックへの備えに関する閣僚宣言」が行われた。

パラグラフ 14 に、上記の「(1) TRIPS 協定に関する閣僚決定」が引用されている。

また、パラグラフ 12、13 及び 16 には TRIPS 協定の再確認が宣言されている。具体的には、以下の内容が記載されている。

パラグラフ 12 :

TRIPS 協定は締約国が公衆衛生を保護するための措置を講じることを妨げるものではなく、またそうすべきではないことを改めて表明する。

パラグラフ 13 :

締約国が TRIPS 協定及びドーハ宣言を完全に使用する権利を有することを再確認する。

パラグラフ 16 :

TRIPS 協定第 66.2 条（先進加盟国は、後発開発途上加盟国が健全かつ存立可能な技術的基礎を創設することができるように技術の移転を促進し及び奨励するため、先進加盟国の領域内の企業及び機関に奨励措置を提供する。）に対する先進加盟国の約束を再確認する。

¹ 閣僚決定は、「拘束力のある形での約束には、2022 年 5 月 10 日の一般理事会でなされた発言を含む」としており、これは、中国が、2022 年 5 月 10 日の一般理事会において、本閣僚決定によって提供される柔軟性を利用しない旨を宣言したことを踏まえたものである。

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/GC/M198.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

² MINISTERIAL DECISION ON THE TRIPS AGREEMENT ADOPTED ON 17 JUNE 2022, WT/MIN(22)/30, WT/L/1141 (WTO, 22 June 2022)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/MIN22/30.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³ MINISTERIAL DECLARATION ON THE WTO RESPONSE TO THE COVID-19 PANDEMIC AND PREPAREDNESS FOR FUTURE PANDEMICS ADOPTED ON 17 JUNE 2022, WT/MIN(22)/31, WT/L/1142 (WTO, 22 June 2022)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/MIN22/31.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

以下、当該閣僚宣言の仮和訳を記載する。

1. COVID-19 パンデミックの過程で、加盟国は COVID-19 ワクチン、治療薬、診断薬、及びその他の必須医療品の供給の制約を経験したことに留意する。これらの経験は、特にメンバーの開発レベル、財務能力、及びこれらの製品への輸入依存度が異なるため、パンデミック中に均等に共有されなかった。COVID-19 と将来のパンデミックに対するレジリエンスの向上をサポートするために、この宣言で意図されているように、加盟国がパンデミックの経験を理解し、経験を積み上げることを推奨する。

2. COVID-19 ワクチン、治療薬、診断薬、その他の不可欠な医療用品の製造、供給、流通を促進するために、WTO 規則に従った、商品やサービスを提供するための安定した予測可能な取引環境の重要性を認識する。

3. パンデミックは、安全で手頃な価格で効果的な COVID-19 ワクチン、治療薬、診断薬、その他の不可欠な医療品へのタイムリーで衡平なグローバルなアクセスを強化するために取り組むことの重要性を浮き彫りにした。我々は、機会を特定し、障壁に対処することを含め、COVID-19 及び将来のパンデミックとの闘いにおいて必要とされる必需品及び関連サービスの生産の拡大及び多様化を支援する上での多国間貿易システムの役割を認識する。我々は、工業化、開発及び回復力を含む包摂的な成長を促進する上で WTO が果たすことができる重要な役割を強調する。

4. 我々は、世界的な回復が加盟国全体で依然として大きく異なっており、特に COVID-19 の新しい亜種の拡散の可能性と不均一なワクチン接種のペースに関連して、パンデミックが進化し続ける課題をもたらし続けていることを認識する。我々はさらに、COVID-19 パンデミックが国際収支の課題をもたらし、一部の発展途上国加盟国、特に LDCs がパンデミックに耐え、対応し、回復するために利用できる財政手段の限界を明らかにしたことに留意する。

5. 我々は、COVID-19 及び将来のパンデミックに関する貿易関連措置の通知が WTO 規則に従ってタイムリーかつ包括的な方法で提出されることを含め、透明性を約束する。情報共有することで、加盟国とトレーダーは講じられた措置を知ることができる。我々は、COVID-19 及び将来のパンデミックが、一部の開発途上加盟国、特に後発開発途上国の限られた資源及び制度的能力をさらに制約する可能性があることを認識し、透明性及び監視に関する技術支援及び能力構築の重要性を強調する。

6. 我々は、COVID-19 及び将来のパンデミック時にサプライチェーンの潜在的な混乱を加盟国が迅速に特定できるようにするための、タイムリーで正確な情報の価値を認識している。さらに、我々は加盟国に対し、WTO 貿易監視演習に積極的に参加することを奨励する。

7. WTO 規則で規定されている範囲で、我々は、COVID-19 に対処するために設計された緊急貿易措置が、必要に応じて、的を絞った、釣り合いの取れた、透明性のある、一時的なものであり、貿易に対する不必要な障壁やサプライチェーンの不必要な混乱を起こさないことの重要性を認識する。そのような措置を実施する際、我々は、加盟国の多様な状況、特に開発途上加盟国、特に後発開発途上国の利益や緊急物資と人道支援の必要性を考慮に入れるよう努める。

8. COVID-19 のパンデミックの間、加盟国は、COVID-19 ワクチン、治療薬、診断薬、

及びその他の必須の医療用品に対する国内及び国際的な大きな需要に直面して、深刻な供給の制約を経験した。そのため、締約国は生産の増加と多様化に多大な努力を払い、これらの商品への衡平なアクセスをサポートする。加盟国が WTO の規則に従って輸出制限を適用し、その他生命と健康を保護するために必要な措置を講じることができていることを認識し、我々は、そのような物品の輸入を含め、輸出制限を課すことを適切に制限することとする。

9. 我々は、WTO 貿易円滑化協定の重要性、特に、貿易円滑化委員会で議論された COVID-19 パンデミックの際にこれまでに重要であることが証明された条項の重要性を再確認する。我々は、開発途上締約国、特に後発開発途上国の能力構築の必要性を認識し、彼らが利用できる貿易円滑化協定のセクション II を強調する。

10. 既存の WTO の権利と義務の文脈の中で、我々は、COVID-19 ワクチン、治療薬、診断薬、及びその他の必須の医療用品に関する、通関手続の合理化、書類要件の削減と簡素化、関税率とその他の料金の一時的な削減又は調整を含む、進行中のパンデミックに対処するために加盟国が実施した追加の任意の貿易促進措置に留意する。

11. COVID-19 ワクチン、治療薬、診断薬、及びその他の必須の医療用品へのアクセスを促進する目的で、COVID-19 及び将来のパンデミックの際に、必要に応じて規制当局の協力と規制情報の自発的な共有を奨励する。

12. 我々は、2001 年の TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ宣言を想起し、TRIPS 協定は加盟国が公衆衛生を保護するための措置を講じることが妨げるものではなく、またそうすべきではないことを改めて表明する。したがって、TRIPS 協定への我々の約束を再確認する一方で、我々は、公衆衛生を保護し、特にすべての人に医薬品へのアクセスを促進するという WTO 加盟国の権利を支持する方法で TRIPS 協定が解釈及び実施されることが可能であり、また実施されるべきであることを再確認する。

13. 我々はさらに、将来のパンデミックを含め公衆衛生を保護することのできる柔軟性を認める TRIPS 協定及び 2001 年の TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ宣言を、加盟国が完全に使用する権利を有することを再確認する。

14. 我々は、TRIPS 協定に関する閣僚決定 (WT/MIN (22) /30 及び WT/L/1141) を想起する。

15. 我々は、COVID-19 と将来のパンデミックに対する世界的な準備のレベルを高めるには、世界中で生産的、科学的、技術的能力を強化する必要があることを認識する。また、こうした能力は、HIV/AIDS、結核、マラリア、その他の伝染病、顧みられない熱帯病に関連するものを含む、COVID-19 を超えた公衆衛生上の危機に対する解決策の開発、及び製造場所の多様化に役立つことも認識している。我々は、WTO の規則に沿って、関連分野における能力構築に貢献する技術移転を促進することの重要性を強調する。

16. 我々は、TRIPS 協定第 66.2 条に対する先進加盟国の約束を再確認する。

17. 我々は、COVID-19 及び将来のパンデミックにおける回復力を確保する上でのサービスの重要な役割を強調する。我々は、COVID-19 ワクチン、治療薬、診断薬、及びロジスティクスや貨物輸送サービスなどのその他の必須医療品の製造と流通に関与するサービスサプライヤーの国際的な業務を促進することの重要性を認識する。我々はまた、COVID-19 及び将来のパンデミックの間、医療サービス及び ICT サービスを含

むサービスの貿易を促進することの重要性を認識する。

18. 我々は、締約国のサービス部門及びサービス貿易に対するパンデミックの重大な影響を認識する。我々は、加盟国、特に一部の途上国加盟国、特に LDCs にとって関心のある加盟国の経済回復を支援するために、部門及び供給形態を超えたサービス貿易の重要性を強調する。

19. 我々はまた、COVID-19 パンデミックが、特に観光に依存する経済、特に観光に依存する LDC において、観光部門に悪影響を及ぼしていることを認識する。我々は、加盟国がウイルスの蔓延を減らすために行動を起こす必要があり、それらの影響に貢献していることを認識している。我々は、加盟国、特に経済が観光に依存している加盟国間の協力と対話の強化が、これらの影響を潜在的に緩和する方法についての理解を深める上で重要となり得ることを認識する。

20. COVID-19 パンデミック時の加盟国の公衆衛生政策と経験を考慮して、我々は、WTO の委任された権限とその規則の範囲内で、公衆衛生を保護し続け、プライバシーと個人データの保護を確保しながら、テストの要件と結果、予防接種証明書の承認、デジタルヘルスアプリケーションの相互運用性と相互承認を含め、パンデミック後の回復と貿易の流れを促進するためのさらなる協力の妥当性を認識する。

21. 我々は、強靱性を構築し、現在及び将来のパンデミックに対応する上での世界的な食料安全保障の重要性を強調する。我々は、COVID-19 パンデミックが発展途上国加盟国、特に純食料輸入の発展途上加盟国及び LDCs の食料安全保障に特に悪影響を及ぼしていることを認識する。

22. 供給や価格の問題など、COVID-19 パンデミックによって悪化した食料安全保障関連の問題は多面的であり、それらに対処するための包括的なアプローチが必要である。

23. 我々は、WTO 規則が COVID-19 パンデミックの際に加盟国をどのように支援してきたか、及び将来のパンデミックにおける加盟国の役割を理解することの重要性を強調する。我々は、国際収支、開発、輸出制限、食料安全保障、知的財産、規制協力、サービス、関税分類、技術移転、貿易円滑化、透明性を含む、将来のパンデミックの場合に効果的な解決策を迅速な方法で構築するために、COVID-19 パンデミック中に学んだすべての教訓と経験した課題を見直し、構築する必要性を確認する。

24. 関連する WTO 機関は、その権限の範囲内で、締約国からの提案に基づいて、COVID-19 パンデミック中に学んだ教訓と経験した課題を分析するために、できるだけ早く作業を継続又は開始する。2024 年末まで、この宣言に基づく WTO 機関による作業について、関連機関の報告に基づいて、毎年一般理事会で棚卸が行われる。

25. 議論と焦点の領域には、パラグラフ 23 に規定されたトピック、及び COVID-19 パンデミック中のさまざまな経験を反映して締約国によって提起されたその他のトピックが含まれるが、これらに限定されない。

26. 我々は、一般理事会が、パンデミックの文脈における協力と対話の強化を促進するために、必要に応じて会合が招集される可能性があることに留意する。

27. 我々はまた、他の国際機関との協力を含め、WTO 事務局が行っている作業に留意する。これには、COVID-19 パンデミックに関連するワクチン、治療薬、診断薬、及びその他の必須の医療品やサービスの取引に関する、需要と供給のマッピングを含む

分析が含まれる。

28. 我々はさらに、WHO やその他の国際機関とともに行われる、需要と供給の迅速なマッチング、製造能力と需要のマッピング、需要を満たすためのマッチメイキングなどの活動、COVID-19 及び将来のパンデミックに効果的に対応するために不可欠な商品及びサービスに関連する要求及び相互承認の規範を含む、国際的なパンデミック対応に取り組む WTO の重要性に留意する。

29. 本閣僚宣言が WTO 加盟国の権利・義務を変えるものではなく、また、発展途上国のサブカテゴリーを作成するものではない。

2. 第 12 回 WTO 閣僚会議（2022 年 6 月）以降の動き

（1）「パラ 8 に関する議論」

2022 年 12 月 6 日、米国通商代表（United States Trade Representative (USTR)）は、「5 か月間、米国通商代表は議会、政府の専門家、利害関係者、多国間機関、WTO 加盟国と協議を行い、様々な問題について疑問が残る。追加の時間と、米国国際貿易委員会（United States International Trade Commission (USITC)）からの情報を組み合わせることで、閣僚決定を COVID-19 の治療薬と診断薬にまで拡大することで医療へのアクセスが増加するか否かについて、世界がより多くの情報に基づいた決定を下すことができる。」と発表し、TRIPS に関する閣僚決定の期限延長を支持し、COVID-19 の診断と治療に関するより多くのデータを提供するよう USITC に要請したことを表明した⁴。2022 年 12 月 16 日、USTR は USITC に対して、COVID-19 診断／治療に関する調査を 2023 年 10 月 17 日までに提出するよう要求した⁵。

2023 年 10 月 17 日、USITC は、COVID-19 診断薬及び治療薬と、TRIPS 協定に基づく特定の柔軟性などに関する報告書を発表した^{6 7}。

報告書の Executive Summary に記載されている Highlights of this Report の仮訳を以下に示す。

TRIPS 協定は知的財産権の保護と執行に関する最低基準を定めている。TRIPS 協定には柔軟性も含まれている。2022 年の閣僚決定がどの程度まで柔軟性を拡大するのか、また、

⁴ U.S. to Support Extension of Deadline on WTO TRIPS Ministerial Decision; Requests USITC Investigation to Provide More Data on COVID-19 Diagnostics and Therapeutics (December 6, 2022) (Office of the United States Trade Representative ウェブサイト)

<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2022/december/us-support-extension-deadline-wto-trips-ministerial-decision-requests-usitc-investigation-provide-0> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁵ Ambassador Tai Requests USITC Investigation of COVID-19 Diagnostics and Therapeutics (December 16, 2022) (Office of the United States Trade Representative ウェブサイト)

<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2022/december/ambassador-tai-requests-usitc-investigation-covid-19-diagnostics-and-therapeutics> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁶ COVID-19 Diagnostics and Therapeutics: Supply, Demand, and TRIPS Agreement Flexibilities, Corrected December 2023, October 2023, Publication Number: 5469, Investigation Number: 332-596 (United States International Trade Commission)

<https://www.usitc.gov/publications/332/pub5469.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁷ USITC RELEASES REPORT ON COVID-19 DIAGNOSTICS AND THERAPEUTICS AND FLEXIBILITIES UNDER THE TRIPS AGREEMENT (October 17, 2023) (USITC ウェブサイト)

https://www.usitc.gov/press_room/news_release/2023/er1017_64434.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

この決定を COVID-19 の診断薬と治療薬に拡大すべきかどうかについては、USITC に意見を提供した人々の間でも意見が分かれた。

COVID-19 に関連する「診断薬」及び「治療薬」という用語がどのような製品をカバーするのか、また、特許がカバーする関連する COVID-19 診断薬及び治療薬とはどのようなものかを確定することは複雑であり、解釈の余地がある。医療分野における「診断薬」と「治療薬」の定義に基づけば、COVID-19 診断薬は COVID-19 を診断するため、又は患者が COVID-19 の治療にどのように反応するかを同定するために使用される医薬品であり、COVID-19 治療薬は COVID-19 を治療するために使用される医薬品である。COVID-19 診断薬と治療薬は、特許でカバーされているか開発中であり、これらの定義に当てはまるものは広範で多様である。関連する COVID-19 診断薬と治療薬を特定するために、製品が特許で保護されているかどうか、製品が COVID-19 を指向しているかどうか（ウイルス指向性かどうか）、製品が規制当局の承認又は認可を受けているかどうかなど、個別又は組み合わせで適用できるさまざまなパラメータがあるが、それぞれの適用には独自の課題が伴う。

COVID-19 診断薬と治療薬の開発と商業化は、極めて限られた時間内に行われた。診断薬と治療薬の製造には複数の段階があり、それぞれに細心の注意と厳格な品質管理が要求される。診断薬と治療薬の 2 つの分野は、異なる生産者、投入物、ノウハウなどで構成されている。一般的に、COVID-19 診断薬は COVID-19 治療薬よりも早く市場に出すことができ、低分子医薬品の世界的な知識と製造基盤は生物製剤よりも大きい。ウイルス指向性 COVID-19 診断薬と治療薬の研究開発は主に高所得国（HICs）で行われたが、診断薬と治療薬の製造は低所得国（LICs）を除くすべての所得レベルの国で行われた。2023 年夏の時点で、COVID-19 診断薬の製造業者数は中国（高中所得国：UMIC）が 247 社で最も多く、治療薬の製造業者数はインド（低中所得国：LMIC）が 56 社で最も多かったと報告されている。しかし、COVID-19 診断薬や治療薬の生産がどの程度開始されたのか、あるいは現在も進行中なのかを確認することは困難である。

COVID-19 治療薬に関連する知的財産へのアクセスを提供するための自主的ライセンスと、COVID-19 治療薬及びその他の特許医薬品へのアクセスを提供するための強制実施権の使用には、さまざまな利点と課題がある。COVID-19 診断薬に関連する知的財産へのアクセスには、通常、自主的ライセンス及び強制実施権は使用されなかった。自主的ライセンスは、LICs、LMICs、一部の UMICs で COVID-19 治療薬を割引価格で販売するために使用された重要なメカニズムであったが、多くの UMICs は自主的ライセンスの対象から除外されている。自主的ライセンスはまた、技術移転と知識共有のメカニズムを提供し、より安価なライセンス製品の製造と規制当局による承認を支援した。強制実施権は、少数の国々が特定の COVID-19 治療薬に関連する知的財産にアクセスするために利用してきた。強制実施権を利用する国にとって一般的に挙げられる主な利点は、コストの削減とアクセスの改善である。また、強制実施権のもう一つの主なメリットは、自主的ライセンスの交渉に有利に働くことであると言われている。一方、主なデメリットとしては、知識を共有するための基盤が提供されないことが挙げられる。

COVID-19 の診断薬と治療薬に対する世界的な需要を満たす物資の供給可能性は、パンデミックの間中、動き続ける目標であった。これらの医薬品に対する需要の見積もりや計算は、市場の需要なのかニーズなのかによって異なる。感染率が急上昇した 2021 年初頭には、メーカーが生産規模を拡大し、規制当局が承認を与える前であったため、アクセスは

制限され、一部の HIC でしか入手できなかった。2021 年中に、より多くの製品が調達可能になった。2022 年初頭までに、ワクチン接種率が上昇し自然免疫が強化されたため、COVID-19 による感染率と死亡者数は着実に減少した。

2023 年 5 月初旬に、WHO は COVID-19 を国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態⁸とはしないと宣言した。現在、一部の国では市場の需要が減退し、いくつかの製造業者は規制当局の承認を追求しなくなり、生産を完全に停止している。

COVID-19 診断薬や治療薬へのアクセスや入手可能性という点では、異なる所得グループの国々の間に大きな格差がある。政府調達の約 80% が HICs、14% が UMICs、5% が LMICs であった。LICs は、多国間機関を通じて製品を入手することはできたが、政府による購入はなかった。COVID-19 診断薬や治療薬を入手する能力における国ごとの大きな格差は、知的財産へのアクセス、価格と購入可能な価格、規制当局の承認、医療インフラ、政府の医療優先事項など、複数の要因の結果である。入手可能性と需要に影響を与えるこれらの各要因やその他の要因の重要性は国によって大きく異なるが、高価格と価格の透明性の欠如は、アクセスを求める多くの国にとって不利に働くようである。特許保護、強制実施権、医薬品特許プール（Medicines Patent Pool : MPP）の効果に関する学術的な文献は限られており、さらなる研究が必要である。利用可能な証拠から、特許保護は一般的に、先進国にとっては保健分野のイノベーションに有益であり、発展途上国にとってはそうではないことが分かっている。特許保護は医薬品価格の上昇を招き、医薬品へのアクセスを低下させることがしばしば判明しているが、特許保護は、医薬品の国際貿易の流れの増加や、市場における医薬品の上市の迅速化など、医薬品へのアクセスの改善に役立つ、いくつかの相殺効果をもたらすこともある。研究者たちは、強制実施権や MPP が、ジェネリック医薬品の増加や価格の低下、医薬品へのアクセスの増加と関係していることを見出している。強制実施権や MPP と、COVID-19 診断薬や治療薬へのアクセスとの関係については、まだ研究されていない。

そして、2024 年 2 月 13 日に開催された TRIPS 理事会公式会合において、「理事会は、TRIPS 協定に関する MC12 決定パラグラフ 8 に関する事実と証拠に基づく議論を支援するために加盟国が多大な努力を行ったことを認識する。こうした努力にもかかわらず合意に達することはできなかった。」という記載を含む、一般理事会への報告書案（IP/C/100）⁹が採択され、同月開催の一般理事会において、当該報告書に基づく報告が TRIPS 理事会議長よりなされた¹⁰。

その後、2024 年 2 月 26 日から 3 月 2 日にかけて、アブダビで第 13 回 WTO 閣僚会議（MC13）が開催されたが、パラ 8 に関する議論は行われず、閣僚宣言（WT/MIN (24) /DEC）

⁸ 「第 1 章第 2 節 3.WHO における国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正」を参照

⁹ PARAGRAPH 8 OF THE MINISTERIAL DECISION ON THE TRIPS AGREEMENT ADOPTED ON 17 JUNE 2022, IP/C/100 (WTO, 13 February 2024)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/100.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁰ TRIPS Council finalizes preparations for MC13, 13 February 2024 (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/news_e/news24_e/trip_13feb24_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹¹においても特段触れられることはなかった。

この第 13 回 WTO 閣僚会議の終了にあたり、国際製薬団体連合会（International Federation of Pharmaceutical Manufacturers and Associations : IFPMA）の David Reddy 事務局長は、以下のように述べた¹²。

長時間にわたる議論の末、アブダビ閣僚会議の WTO 加盟国は、COVID-19 ワクチンを対象とする TRIPS 特例措置を治療薬や診断薬に拡大適用することには合意しなかった。知的財産は医薬品やワクチンの開発に不可欠なものであり、企業が自信を持って取り組むことを可能にし、これまでに 177 件以上の自主的な協力関係を構築してきた。その中には、新型コロナウイルス治療薬に関する技術移転イニシアチブも含まれている。我々は、WTO 加盟国が輸出規制の撤廃、貿易円滑化の推進、規制の収束など、包括的な貿易と健康に関するアジェンダに焦点を当てることを奨励する。

2024 年 3 月 4 日、USCIB（United States Council for International Business）は、米国産業にとっての 2 つの重要な目標、すなわち電子送信に関する関税の一時停止の 2 年延長と、COVID-19 の診断及び治療薬に関する知的財産保護の放棄の試みの拒否という、アブダビで開催された第 13 回 WTO 閣僚会議の成果を歓迎する旨、公表した¹³。

（2）COVID-19 パンデミックへの WTO の対応と将来のパンデミックへの備えに関する閣僚宣言に関する議論

第 12 回 WTO 閣僚会議での「COVID-19 パンデミックへの WTO の対応と将来のパンデミックへの備えに関する閣僚宣言」に関連して、2024 年 3 月 2 日にアブダビで開催された第 13 回 WTO 閣僚会議で採択された閣僚宣言（アブダビ閣僚宣言）¹⁴では、パラグラフ 22 として、以下の内容（仮訳）が盛り込まれた。

22. 我々は、MC12 における「COVID-19 パンデミックへの WTO の対応と将来のパンデミックへの備え」に関する宣言を想起し、文書 WT/MIN(24)/8 の一般理事会報告書に反映されているとおり、関連する WTO 理事会及び委員会で行われた作業に留意する。我々は、加盟国の提出資料に基づき、宣言で指示されたとおり、関連する WTO 機関が、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミック中に得られたすべての教訓と経験した課題を検証し、将来のパンデミックに備えた効果的な解決策を迅速に構築するための作業を継続することを奨励する。また、世界保健機関（WHO）及び世界

¹¹ ABU DHABI MINISTERIAL DECLARATION, WT/MIN(24)/DEC (WTO, March 4, 2024) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/MIN24/DEC.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹² IFPMA Statement at the closing of the WTO Ministerial Conference in Abu Dhabi, 1 March 2024 (IFPMA ウェブサイト) <https://www.ifpma.org/news/ifpma-statement-at-the-closing-of-the-wto-ministerial-conference-in-abu-dhabi/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹³ The 13th WTO Ministerial Conference Falls Short But Delivers Some Wins for Industry, Published on March 5, 2024 (USCIB ウェブサイト) <https://uscib.org/category/communication-department/uscib-in-the-news/page/6/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁴ ABU DHABI MINISTERIAL DECLARATION ADOPTED ON 2 MARCH 2024, WT/MIN(24)/DEC (WTO, March 4, 2024) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/MIN24/DEC.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

知的所有権機関（WIPO）との三者間協力や、他の関連する国際機関との協力などを通じて、データ、分析、技術協力によりこの作業を支援する世界貿易機関（WTO）事務局の取り組みに留意し、今後も適宜、この取り組みを継続するよう奨励する。

また、前述したように、2022 年 6 月 17 日、第 12 回 WTO 閣僚会議において行われた「COVID-19 パンデミックへの WTO の対応と将来のパンデミックへの備えに関する閣僚宣言」では、パラグラフ 24 として、以下の内容が記載されている。

24. 関連する WTO 機関は、その権限の範囲内で、締約国からの提案に基づいて、COVID-19 パンデミック中に学んだ教訓と経験した課題を分析するために、できるだけ早く作業を継続又は開始する。2024 年末まで、この宣言に基づく WTO 機関による作業について、関連機関の報告に基づいて、毎年一般理事会で棚卸が行われる。

2025 年 3 月 20 日から 21 日にかけて開催された TRIPS 理事会で、WTO のウェブサイトです入手可能な WTO の取りまとめ文書であり、パンデミックに対応して講じられた知的財産関連措置の概要を非網羅的に示している「COVID-19:貿易関連の知的財産権に関する措置¹⁵⁾」について、新たな措置や修正等があれば更新するように、議長が各国に促した。さらに、上記「閣僚宣言パラグラフ 24」について議論が継続され、パンデミックへの備えと、知的財産の懸念に対処する上での WTO の役割に、議論が集中した¹⁶⁾。

2025 年 6 月 26 日から 27 日にかけて開催された TRIPS 理事会で、議長は、① 加盟国による COVID-19 パンデミック下における知的財産関連の国内措置に関して、WTO ウェブサイトで公開されている「COVID-19：貿易関連の知的財産権に関する措置」の資料、及び、② 2022 年 6 月 17 日、第 12 回 WTO 閣僚会議において行われた、TRIPS 協定に関する閣僚決定¹⁷⁾パラグラフ 5 に基づく通報に関して、以下のように言及した¹⁸⁾。

① 「COVID-19：貿易関連の知的財産権に関する措置」の資料には、事務局が公式情報源から収集し、関係加盟国によって確認された、COVID-19 に関連して講じられた知的財産関連の措置の非網羅的リストが掲載されており、以前よりリストに掲載すべき措置、ならびにそれらの措置の更新情報又は失効・適用終了に関する情報を事務局に通知するよう加盟国に促してきた。しかしながら、こうした更新の必要性はかなり長い間生じておらず、

¹⁵⁾ COVID-19: Measures regarding trade-related intellectual property rights (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/tratop_e/covid19_e/trade_related_ip_measure_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁶⁾ Members continue TRIPS implementation review discussion, address IP notification obligations, 21 March 2025 (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/news_e/news25_e/trip_21mar25_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁷⁾ MINISTERIAL DECISION ON THE TRIPS AGREEMENT ADOPTED ON 17 JUNE 2022, WT/MIN(22)/30, WT/L/1141 (WTO, June 22, 2022)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/MIN22/30.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁸⁾ MINUTES OF MEETING HELD IN THE CENTRE WILLIAM RAPPARD ON 26-27 JUNE 2025, IP/C/M/114 (WTO, July 30, 2025)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/M114.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

現在ではリストは主に歴史的意義を持つものとなっており、最近の理事会会合においても、加盟国代表団からリストに関する発言はなかった。こうした状況を踏まえ、ウェブページ上のリストを文書として回覧することを提案する。この文書は、加盟国が COVID-19 パンデミック期間中に実施した国内措置の記録として保管され、将来の緊急事態における有用な参照資料となり得るが、今後本議題項目においてリストが正式に言及されることはない。

② 2022 年 6 月 17 日、第 12 回 WTO 閣僚会議において行われた TRIPS 協定に関する閣僚決定パラグラフ 5 に基づく通報の規定により、加盟国は「決定の実施に関連する措置（認可の付与を含む）を採択後、可能な限り速やかに TRIPS 理事会に通報すること」が求められている。これまでに、上記における法令・規制の通知で既にカバーされていない範囲において、TRIPS 理事会がその最新情報を提供する旨が合意されていたが、議長は、現時点でパラグラフ 5 に基づく連絡は一切受領されていないことを指摘した。

以下は、2022 年 6 月 17 日、第 12 回 WTO 閣僚会議において行われた TRIPS 協定に関する閣僚決定パラグラフ 5 の仮訳である。

5. 透明性の観点から、措置の採択後できるだけ速やかに、加盟国は、本決定の実施に関連するあらゆる措置（認可の付与を含む）について、TRIPS 理事会に通知するものとする。

更に同 TRIPS 理事会において、これまでに受領した以下の 2 件の提出文書に基づき、次の TRIPS 理事会で議論が継続されることが合意され¹⁹、2025 年 11 月の TRIPS 理事会において、これらの文書を参照しつつ、知的財産権及びパンデミック対策に関する意見及び情報の交換が継続された²⁰。これは、アブダビ閣僚宣言により再確認された「COVID-19 パンデミックへの WTO 対応及び将来のパンデミックへの備えに関する宣言」パラグラフ 24 に基づき、TRIPS 理事会は加盟国からの提案を含む、COVID-19 パンデミック期間中に得られた教訓及び経験した課題の分析作業を継続又は開始することが義務付けられていることによるものである。

①「知的財産、自発的ライセンス供与及び技術移転」（文書 IP/C/W/704/Rev.1²¹）：2023 年 10 月 2 日に英国により配布された。概要は以下のとおりである。

パンデミック対応における重要な成果の 1 つは、製薬企業とジェネリック医薬品メーカーの間で、COVID-19 関連医療製品及び技術に関する数多くの新たな自発的ライセンス供与及び／又は技術移転パートナーシップが確立されたことであり、これらのパートナーシップ形成に影響を与えその基盤となる要因を検討すること、並びに、加盟国が、医

¹⁹ MINUTES OF MEETING HELD IN THE CENTRE WILLIAM RAPPARD ON 26-27 JUNE 2025, IP/C/M/114 (WTO, July 30, 2025)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/M114.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰ TRIPS Council explores technology transfer, pandemic preparedness, digital infrastructure, 10 and 11 November 2025 (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/news_e/news25_e/trip_10nov25_202_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²¹ INTELLECTUAL PROPERTY, VOLUNTARY LICENSING AND TECHNOLOGY TRANSFER COMMUNICATION FROM THE UNITED KINGDOM, IP/C/W/704/Rev.1, WT/WGTT/W/35 (WTO, October 2, 2023)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/W704R1.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

療製品・技術への衡平なアクセス実現に向けたさらなる一步として、より多くのパートナーシップを構築する方法に関する経験を共有することは、大きな意義がある。加盟国は共に、体系的に集合的な経験を検証し、今後の取り組みの方向性を示すべきである。第1段階として、加盟国は、TRIPS 理事会において議論を前進させる可能性のある、知的財産権と自発的ライセンス供与及び／又は技術移転との関連性に関するどのような経験が提供できるかを検討すべきである。この目的を達成するため、英国は TRIPS 理事会の議題項目「知的財産権と COVID-19」を「パンデミック対策」を含むように拡大する提案を支持する。

②「発展のための TRIPS : MC13 後の TRIPS 関連課題に関する作業」(文書 IP/C/W/708²²) : バングラデシュ、コロンビア、エジプト、インドにより 2024 年 3 月 8 日に配布された。概要は以下のとおりである。

TRIPS 理事会に対し、TRIPS 協定、2001 年の TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ宣言、及び 2022 年の TRIPS 協定に関する閣僚決定を検討し、パンデミックを含む健康上の緊急事態の文脈における後発開発途上国を含む開発途上国の懸念に対処することを目的として、COVID-19 の経験から得られた教訓を見直し、それを基に構築するよう要請する。この作業を行うにあたり、TRIPS 理事会は、TRIPS 協定第 7 条及び第 8 条に定められた目的及び原則に則り、発展的側面を十分に考慮し、進捗状況(勧告を含む)に関する報告書を第 14 回閣僚会議において閣僚に提出するものとする。

第 2 節 WHO の動向

1. WHO 総会 (第 73 回以降)

2020 年 5 月 18 日から 19 日に開催された第 73 回 WHO 総会²³では、米中対立を受けて WHO の対応を巡る検証に注目が集まったが、今後のワクチン開発と供給に影響を与えうる重要な指針が示されたと指摘されている。総会では COVID-19 の制圧に必要な技術知識や製品、それらを構成する部分品や必要な設備への衡平かつ手頃な価格でのアクセスを確保するためその障害を取り除くことに向けて国際協調を目指す決議が採択された²⁴。利害関係者には治療薬やワクチンの適時かつ手頃な価格でのアクセスを確保するため、既存のпатентプール²⁵を活用し自発的な共有やライセンスを呼び掛けている。さらに同決議の中では、こうした方針が、医薬品の特許保護を定めた TRIPS 協定とその柔軟性規定とされる 2001 年「TRIPS 協定と公衆衛生に関する特別宣言(ドーハ宣言)」の考え方と整合性を持つことが記されている。

²² TRIPS FOR DEVELOPMENT: POST MC13 WORK ON TRIPS-RELATED ISSUES COMMUNICATION FROM BANGLADESH, COLOMBIA, EGYPT AND INDIA, WT/GC/W/925, IP/C/W/708 (WTO, March 8, 2024) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/GC/W925.pdf&Open=True> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

²³ 第 73 回 WHO 総会結果(概要)(日本国厚生労働省ウェブサイト) <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kokusaigyomu/who/2020/05/0518-1.html> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

²⁴ WHA73 (WHO ウェブサイト) https://apps.who.int/gb/e/e_wha73.html [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

²⁵ Medicines Patent Pool ウェブサイト <https://medicinespatentpool.org/> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

その後、2021 年 4 月 16 日に WHO は mRNA に基づく技術の共有を促進するスキームとして「mRNA ワクチン技術移転ハブ」を設立した²⁶。

また、近年、自国での医薬品を生産可能とすることについて WHO の支援を求める加盟国の声が高まっており、また、COVID-19 のパンデミックによって mRNA 技術のような革新的で効果の高い医療製品を含め、世界のあらゆる地域で質の高い製造能力を強化することの緊急性が高まったことから、2021 年 5 月 24 日から 31 日に開催された第 74 回 WHO 総会では、「医薬品の自国生産化と保健技術の普及」も決議された²⁷。その後、WHO と COVAX パートナーは、南アフリカの共同事業体と協力して、初の COVID mRNA ワクチン技術移転の拠点を設立することがアナウンスされた²⁸。当該ワクチン技術移転に関する技術は、特許保護のないものであるため、又は、実施許諾により、及び／又は権利行使を行わない宣言により実施に支障がないことを Medicines Patent Pool (MPP) が 2021 年 11 月 16 日にアナウンスしていた²⁹。その後、2022 年 2 月 3 日、南アフリカの共同事業体のひとつとして、Afrigen 社が MPP と COVID-19 mRNA ワクチン技術移転ハブを設立するための契約を締結した³⁰。

また、2021 年 5 月 24 日から 31 日に開催された第 74 回 WHO 総会³¹では、加盟 194 か国は、2021 年 11 月 29 日に始まる特別セッションでパンデミックに関する新しい国際条約について議論するという決定を採択した³²。

2021 年 11 月 29 日から 12 月 1 日に第 2 回 WHO 特別総会³³が開催され、WHO 加盟国は感染症への対応力を高めるためのパンデミック協定創設の議論を始めることを決定した。

²⁶ Establishment of a COVID-19 mRNA vaccine technology transfer hub to scale up global manufacturing, 16 April 2021 (WHO ウェブサイト)

<https://www.who.int/news-room/articles-detail/establishment-of-a-covid-19-mrna-vaccine-technology-transfer-hub-to-scale-up-global-manufacturing> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁷ Update from the Seventy-fourth World Health Assembly – 29 May 2021, 29 May 2021 (WHO ウェブサイト)

<https://www.who.int/news/item/29-05-2021-update-from-the-seventy-fourth-world-health-assembly-29-may-2021> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁸ WHO supporting South African consortium to establish first COVID mRNA vaccine technology transfer hub, 21 June 2021 (WHO ウェブサイト)

<https://www.who.int/news/item/21-06-2021-who-supporting-south-african-consortium-to-establish-first-covid-mrna-vaccine-technology-transfer-hub> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁹ MPP position statement on patents with regards to the mRNA vaccine technology transfer hub, 16 November 2021 (MPP ウェブサイト)

<https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/mpp-position-statement-on-patents-with-regards-to-the-mrna-vaccine-technology-transfer-hub/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³⁰ Afrigen signs grant agreement with MPP to establish a technology transfer hub for COVID-19 mRNA vaccines, 3 February 2022 (MPP ウェブサイト)

<https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/afrigen-signs-grant-agreement-with-mpp-to-establish-a-technology-transfer-hub-for-covid-19-mrna-vaccines> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³¹ 第 74 回 WHO 総会結果（概要）（日本国厚生労働省ウェブサイト）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/topics/tp210607-01_00003.html [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³² An international treaty on pandemic prevention and preparedness (European Council ウェブサイト)

https://health.ec.europa.eu/internationalcooperation/global-health/international-agreement-pandemic-prevention-preparedness-and-response_en [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³³ 第 2 回 WHO 特別総会結果（概要）（日本国厚生労働省ウェブサイト）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kokusai/tp210607-01_00005.html [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

ジュネーブで開催された特別総会で加盟 194 か国が合意し、条約にとどまらず、幅広く国際合意の可能性を探る。2022 年 3 月までに最初の会合を、2022 年 8 月までに 2 回目会合を開き、2023 年の WHO 総会で経過報告する。2024 年総会までに議論をまとめることを目標とした³⁴。

2022 年 5 月 22 日から 28 日に第 75 回 WHO 総会³⁵が開催され、新型コロナへの対応を踏まえて、IHR を部分改正するためのプロセスについて、2024 年 5 月の第 77 回 WHO 総会での改正案の採択に向け交渉を行うことが決定された（2022 年 5 月 24 日）³⁶が、2022 年 5 月 27 日に改正案の発効までの期間を 24 か月から 12 か月に短縮することが合意された³⁷。

2023 年 5 月 21 日から 30 日に第 76 回 WHO 総会³⁸が開催され、保健衛生の緊急事態に対する準備と対応の強化に向けた作業が続けられた。（公表された文書においては、パンデミック協定及び国際保健規則の議論は見られない。）

WHO の緊急事態担当事務局長は、緊急事態における WHO の継続的な活動に対する加盟国の支援と、WHO が継続するために必要なリソースを提供する必要性が認識されたことを評価した。事務局長は、WHO はパンデミックの予防、準備、対応のための様々なプロセスを調整する努力を続けると述べた。

2024 年 5 月 27 日から 6 月 1 日に第 77 回 WHO 総会³⁹が開催され、6 月 1 日の総会において、国際保健規則（2005 年）（IHR）に対する改正案パッケージに合意し、また、パンデミック協定に関する交渉を、遅くとも 1 年以内、可能であれば 2024 年末までに完了させるという具体的なコミットメントが示された⁴⁰。

2025 年 5 月 19 日から 27 日に第 78 回 WHO 総会が開催され、2025 年 5 月 19 日の世界保

³⁴ 世界保健総会：パンデミックの世界協定にむけプロセスを開始 2021 年 12 月 6 日（公益社団法人 日本 WHO 協会ウェブサイト）

<https://japan-who.or.jp/news-releases/2112-9/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³⁵ 第 75 回 WHO 総会結果（概要）（日本国厚生労働省ウェブサイト）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kokusai/tp210607-01_00002.html [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³⁶ Seventy-fifth World Health Assembly – Daily update: 24 May 2022（WHO ウェブサイト）

<https://www.who.int/news/item/24-05-2022-daily-update---24-may-2022> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³⁷ Seventy-fifth World Health Assembly – Daily update: 27 May 2022（WHO ウェブサイト）

<https://www.who.int/news/item/27-05-2022-seventy-fifth-world-health-assembly---daily-update--27-may-2022> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³⁸ Seventy-sixth World Health Assembly – Daily update: 24 May 2023（WHO ウェブサイト）

<https://www.who.int/news/item/24-05-2023-seventy-sixth-world-health-assembly---daily-update--24-may-2023> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³⁹ Seventy-seventh World Health Assembly #WHA77（WHO ウェブサイト）

<https://www.who.int/about/governance/world-health-assembly/seventy-seventh> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁴⁰ Seventy-seventh World Health Assembly – Daily update: 1 June 2024（WHO ウェブサイト）

<https://www.who.int/news/item/01-06-2024-seventy-seventh-world-health-assembly---daily-update--1-june-2024> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

健総会委員会でパンデミック協定の採択を求める決議⁴¹が承認されたことを受け⁴²、5月20日の総会において、パンデミック協定が採択された⁴³ ⁴⁴。このパンデミック協定に関する決議⁴⁵は、同協定の実施に向けた準備措置を定めている。これには、政府間作業部会（IGWG）を通じて、病原体アクセスと利益配分（PABS）システムの文書の作成と交渉を開始するプロセスが盛り込まれている。このプロセスの結果は、2026年のWHO総会で検討される。WHO総会がPABS附属書を採択すると、パンデミック協定は署名及び批准の検討（国家立法機関を含む）の対象となり、60か国の批准が達成されると、協定は発効する。

2. WHOにおけるパンデミック協定の検討

上述したように、2021年5月31日のWHO総会で、WHOの加盟194か国は、2021年11月29日に始まる特別セッションでパンデミックに関する新しい国際条約について議論するという決定を採択した⁴⁶。

2022年3月14日から15日に、パンデミックの予防、準備、対応に関するWHO条約、協定、その他の国際文書の起草と交渉のための政府間交渉機関（Intergovernmental Negotiating Body：INB）の初会合が開催された⁴⁷。

2023年2月27日から始まる第4回目のINB会議前の2023年2月1日にゼロドラフトが公開された⁴⁸。ゼロドラフトのArticle 7-4において、パンデミック時に加盟国は、（a）手頃な価格のパンデミック関連製品の入手可能性と妥当性を高めるために必要な範囲で、パンデミック中にパンデミック関連製品の製造を加速又は拡大できる、期限付の知的財産権放棄のための適切な措置を講じること；（b）TRIPS協定の柔軟性（TRIPS協定第27条、第30条、第31条、第31条の2、公衆衛生に関するドーハ宣言）を最大限に活用すること、（c）パンデミック関連製品の生産技術に関連する特許権の権利者に対し、当該技術のパン

⁴¹ Outcome of informal consultations of Member States Draft resolution on the WHO Pandemic Agreement, A78/10 Add.1 (WHO, Seventy-eighth World Health Assembly, 15 May 2025)
https://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHA78/A78_10Add1-en.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁴² Member States approve WHO Pandemic Agreement in World Health Assembly Committee, paving way for its formal adoption, 19 May 2025 (WHO ウェブサイト)
<https://www.who.int/news/item/19-05-2025-member-states-approve-who-pandemic-agreement-in-world-health-assembly-committee-paving-way-for-its-formal-adoption> [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁴³ World Health Assembly adopts historic Pandemic Agreement to make the world more equitable and safer from future pandemics, 20 May 2025 (WHO ウェブサイト)
<https://www.who.int/news/item/20-05-2025-world-health-assembly-adopts-historic-pandemic-agreement-to-make-the-world-more-equitable-and-safer-from-future-pandemics> [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁴⁴ WHO パンデミック協定（仮称）（日本国外務省ウェブサイト）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ghp/page23_004456.html [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁴⁵ Outcome of informal consultations of Member States Draft resolution on the WHO Pandemic Agreement, A78/10 Add.1 (WHO, Seventy-eighth World Health Assembly, 15 May 2025)
https://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHA78/A78_10Add1-en.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁴⁶ An international treaty on pandemic prevention and preparedness (European Council ウェブサイト)
https://health.ec.europa.eu/internationalcooperation/global-health/international-agreement-pandemic-prevention-preparedness-and-response_en [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁴⁷ パンデミック対策:政府間交渉機関が初会合 2022年3月16日（公益社団法人 日本WHO協会ウェブサイト）
<https://japan-who.or.jp/news-releases/2203-32/> [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁴⁸ Zero draft of the WHO CA+ for the consideration of the Intergovernmental Negotiating Body at its fourth meeting, A/INB/4/3, 1 February 2023 (WHO ウェブサイト)
https://apps.who.int/gb/inb/pdf_files/inb4/A_INB4_3-en.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

デミック期間中の発展途上国の製造業者による使用に対する実施料の支払いを放棄するか、適切に管理することを奨励すること、及び必要に応じて、パンデミック関連製品開発のための公的資金受領者に、そのように要求すること；及び（d）製造業者を含むすべての研究開発機関、特に多額の公的資金を受領した機関に対し、パンデミック関連製品の生産のために当該機関の技術を継続して使用することに対する実施料を放棄するか、適切に管理することを奨励すること、を規定する条文案が示された。

Article 7. Access to technology: promoting sustainable and equitably distributed production and transfer of technology and know-how

（略）

4. In the event of a pandemic, the Parties:

（a） will take appropriate measures to support time-bound waivers of intellectual property rights that can accelerate or scale up manufacturing of pandemic-related products during a pandemic, to the extent necessary to increase the availability and adequacy of affordable pandemic-related products;

（b） will apply the full use of the flexibilities provided in the TRIPS Agreement, including those recognized in the Doha Declaration on the TRIPS Agreement and Public Health of 2001 and in Articles 27, 30 （including the research exception and “Bolar” provision）, 31 and 31bis of the TRIPS Agreement;

（c） shall encourage all holders of patents related to the production of pandemic-related products to waive, or manage as appropriate, payment of royalties by developing country manufacturers on the use, during the pandemic, of their technology for production of pandemic-related products, and shall require, as appropriate, those that have received public financing for the development of pandemic-related products to do so; and

（d） shall encourage all research and development institutes, including manufacturers, in particular those receiving significant public financing, to waive, or manage as appropriate, royalties on the continued use of their technology for production of pandemic-related products.

第4回 INB 会議において米国国務省は、「ゼロドラフトは、予防と準備を犠牲にした対応に偏っている。監視や警告など、IHR に含まれる実質的な要素との重複を避ける必要があるが、パンデミックの予防と準備に対処する最善の方法について議論する必要がある。これらの取組については相互に支援・補完するものでなければならない。」との声明を発行した⁴⁹。

また、IFPMA は、「現在の WHO INB ゼロドラフトには、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、規制能力の構築、及び医療システムの強化の重要性など、一連の重要なポイントが盛り込まれている。」「しかし、ゼロドラフトの重要な要素が、医療対策の記録的なスピードでの開発と拡大にとって重要な革新的エコシステムと病原体への即時アクセスの

⁴⁹ Statement by Ambassador Pamela Hamamoto World Health Organization (WHO) Fourth Meeting of the Intergovernmental Negotiating Body (INB) , February 27, 2023 （米国国務省ウェブサイト）
<https://2021-2025.state.gov/statement-by-ambassador-hamamoto-who-fourth-meeting-of-the-inb/> [最終アクセス日：2026年3月6日]

両方を弱体化させることを深く懸念する。知的財産権の弱体化は、より良いパンデミック対応にはつながらず、パンデミック技術を開発する R&D エコシステムを弱体化させることになり、非生産的になる。」との声明を発行した⁵⁰。

2023 年 12 月 6 日、第 7 回 INB 会合は、ジュネーブの WHO 本部で閉幕した。11 月 6 日から 10 日と 12 月 4 日から 6 日の 2 回の会合で、各国政府は加盟国が任命した INB 事務局が提示したパンデミック協定の交渉文書案⁵¹のレビューを完了した。2023 年 12 月 6 日時点のパンデミック協定の交渉文書案において、2023 年 2 月 1 日に公開されたゼロドラフトの Article 7-4 に記載された (a) ～ (d) については、若干の修正が加えられ、それぞれ以下のように条文番号を変えて記載されていた。

【図表 1】

2023 年 2 月 1 日 ゼロドラフト	2023 年 12 月 6 日 交渉文書ドラフト
Article 7-4 (a)	Article 11-3 (a)
Article 7-4 (b)	Article 11-2 (c)
Article 7-4 (c)	Article 11-3 (b)
Article 7-4 (d)	Article 10-3 (a)

また、Article 11-3 (c) には、「パンデミック時には、各締約国は、パンデミックに対応するために必要な医薬品の適格な第三者による緊急の製造が、当該情報の非公開によって妨げられる場合には、TRIPS 協定第 39 条 2 項に基づき、自国の管轄区域内の製造業者に対し、適格な第三者の製造業者と非公開の情報を共有するよう奨励すること。」と規定されていた。

Article 10. Sustainable production

3. Each Party, in addition to the undertakings in paragraph 2 of this Article, shall:

(a) encourage research and development institutes and manufacturers, in particular those receiving significant public financing, to waive or manage, for a limited duration, royalties on the use of their technology for the production of pandemic-related products;

(略)

Article 11. Transfer of technology and know-how

(略)

2. The Parties shall:

(略)

(c) make use of the flexibilities provided in the Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (TRIPS Agreement), including those recognized in the Doha

⁵⁰ Industry statement at fourth meeting of the Intergovernmental Negotiating Body (INB) for a WHO instrument on pandemic prevention, preparedness and response, 28 February 2023 (IFPMA ウェブサイト)
<https://ifpma.org/news/ifpma-statement-at-inb4/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁵¹ Proposal for negotiating text of the WHO Pandemic Agreement, A/INB/7/3, 30 October 2023 (WHO ウェブサイト)
https://apps.who.int/gb/inb/pdf_files/inb7/A_INB7_3-en.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

Declaration on the TRIPS Agreement and Public Health and in Articles 27, 30 (including the research exception and “Bolar” provision) , 31 and 31bis of the TRIPS Agreement, and fully respect the use thereof by others;

(略)

3. During pandemics, each Party shall, in addition to the undertakings in paragraph 2 of this Article:

(a) commit to agree upon, within the framework of relevant institutions, time-bound waivers of intellectual property rights to accelerate or scale up the manufacturing of pandemic-related products to the extent necessary to increase the availability and adequacy of affordable pandemic related products;

(b) encourage all holders of patents related to the production of pandemic-related products to waive or manage, as appropriate, for a limited duration, the payment of royalties by developing country manufacturers on the use, during the pandemic, of their technology for the production of pandemic-related products, and shall require, as appropriate, those that have received public financing for the development of pandemic-related products to do so; and

(c) encourage manufacturers within its jurisdiction to share undisclosed information, in accordance with paragraph 2 of Article 39 of the TRIPS Agreement, with qualified third-party manufacturers when the withholding of such information prevents or hinders urgent manufacture by qualified third parties of a pharmaceutical product that is necessary to respond to the pandemic.

(略)

2024年4月29日から5月10日、及び、5月20日から24日まで行われた、第9回 INB 会合の再開セッション⁵²では、協定草案⁵³をさらに洗練させることが合意された。5月24日時点の交渉文書ドラフト⁵⁴が、第77回 WHO 総会に提出され、2023年12月6日時点の交渉文書ドラフトの10条3項や11条2項、3項は、大きく修正された。

2024年6月1日に開催された第77回 WHO 総会では、INB が一定の進展を遂げ、提案されているパンデミック協定の多くの規定について、初期の合意に達したことが認識された。また、残りの要素については、さらなる作業が必要であることが確認された。そのうえで、その作業をできるだけ早期に完了させるために INB のマンデートを延長し、2025年の第78回 WHO 総会にその結果を提出することが決定された⁵⁵。

⁵² Governments agree to continue their steady progress on proposed pandemic agreement ahead of the World Health Assembly, 10 May 2024 (WHO ウェブサイト)

<https://www.who.int/news/item/10-05-2024-governments-agree-to-continue-their-steady-progress-on-proposed-pandemic-agreement-ahead-of-the-world-health-assembly> [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁵³ Proposal for the WHO Pandemic Agreement, A/INB/9/3 Rev.1, 22 April 2024 (WHO ウェブサイト)

https://apps.who.int/gb/inb/pdf_files/inb9/A_inb9_3Rev1-en.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁵⁴ Intergovernmental Negotiating Body to draft and negotiate a WHO convention, agreement or other international instrument on pandemic prevention, preparedness and response, A/77/10, 27 May 2024 (WHO ウェブサイト)

https://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHA77/A77_10-en.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁵⁵ Intergovernmental Negotiating Body, A/77/A/CONF.15, 1 June 2024 (WHO ウェブサイト)

https://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHA77/A77_ACONF15-en.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

2025 年 4 月 16 日の INB 会合⁵⁶で合意されたパンデミック協定案⁵⁷が、第 78 回 WHO 総会に提出された。2025 年 5 月 19 日の世界保健総会委員会でパンデミック協定の採択を求める決議⁵⁸が承認され⁵⁹、2025 年 5 月 20 日の WHO 総会において、WHO 憲章第 19 条に基づき、パンデミック協定案が採択された⁶⁰ ⁶¹。このパンデミック協定の採択を求める決議は、同協定の実施に向けた以下の準備措置を定めている。

- ・協定は、第 12 条に規定する附属書が採択された後、署名のため開放される（主文 3）。
- ・政府間作業部会（Intergovernmental Working Group : IGWG）を設置する（主文 9）。
- ・IGWG は、最優先事項として、協定第 12 条に規定する附属書について交渉し、第 79 回 WHO 総会に結果を提出する（主文 9(1)）。
- ・IGWG は、附属書の作成後、協定の実施に向けた準備作業として、一定の事項（※）の検討を行う（主文 9(1)、(2)）。

（※締約国会議の手続規則、協定第 13 条に規定するグローバル・サプライチェーン及び物流ネットワークの仕組み・機能、運営方法、協定第 21.1 条（第 11.1(a)を含む）に規定する実施状況に関する報告の必要事項、頻度及び形式、協定第 19 条に規定する協定の有効な実施促進のためのメカニズム策定等）

・IGWG の初回会合は 2025 年 7 月 15 日までに開催し、作業計画の決定等を行う。IGWG は、第 1 回締約国会議の前にその任務を終了する（主文 10）。

・WHO パンデミック協定第 32 条に規定されるすべての国及び地域経済統合機関は、WHO パンデミック協定第 12 条に定めるパンデミック協定の附属書案の策定のための最初の提案を、IGWG の第 2 回会合まで、又は IGWG の組織会合において決定された期限までに提出する（主文 11）。

WHO 総会が PABS 附属書を採択すると、協定は署名のため開放される。パンデミック協定は署名及び批准の検討（国家立法機関を含む）の対象となり、60 か国の批准が達成され

⁵⁶ WHO Member States conclude negotiations and make significant progress on draft pandemic agreement, 16 April 2025（WHO ウェブサイト）

<https://www.who.int/news/item/16-04-2025-who-member-states-conclude-negotiations-and-make-significant-progress-on-draft-pandemic-agreement> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁵⁷ Intergovernmental Negotiating Body to draft and negotiate a WHO convention, agreement or other international instrument on pandemic prevention, preparedness and response, A78/10, 14 May 2025（WHO ウェブサイト）

https://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHA78/A78_10-en.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁵⁸ Outcome of informal consultations of Member States, Draft resolution on the WHO Pandemic Agreement A78/10 Add.1, 15 May 2025（WHO ウェブサイト）

https://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHA78/A78_10Add1-en.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁵⁹ Member States approve WHO Pandemic Agreement in World Health Assembly Committee, paving way for its formal adoption, 19 May 2025（WHO ウェブサイト）

<https://www.who.int/news/item/19-05-2025-member-states-approve-who-pandemic-agreement-in-world-health-assembly-committee-paving-way-for-its-formal-adoption> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁶⁰ World Health Assembly adopts historic Pandemic Agreement to make the world more equitable and safer from future pandemics, 20 May 2025（WHO ウェブサイト）

<https://www.who.int/news/item/20-05-2025-world-health-assembly-adopts-historic-pandemic-agreement-to-make-the-world-more-equitable-and-safer-from-future-pandemics> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁶¹ WHO パンデミック協定（仮称）（日本国外務省ウェブサイト）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ghp/page23_004456.html [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

ると、協定は発効する⁶²。

以下に、第 78 回 WHO 総会に提出されたパンデミック協定案⁶³の知的財産や研究開発、技術移転、病原体へのアクセスと利益配分、及び今後の予定に関連する部分を記載する。

(前段部)

(略)

Recognizing that intellectual property protection is important for the development of new medicines and recognizing the concerns about its effects on prices, and recalling that the World Trade Organization Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (TRIPS Agreement), does not and should not, prevent Member States from taking measures to protect public health, and which provides flexibility to protect public health, as recognized in the Doha Declaration on the TRIPS Agreement and Public Health,

Emphasizing the need to improve access to quality, safe, effective and affordable medicines and other health technologies, inter alia, through building capacity for local production, especially in developing countries, transfer of technology as mutually agreed, cooperation, strengthened legal and regulatory frameworks and other initiatives,

(略)

Chapter I. Introduction

(略)

Article 2 Objective

1. The objective of the WHO Pandemic Agreement, guided by equity and the principles further set forth herein, is to prevent, prepare for and respond to pandemics.

2. In furtherance of this objective, the provisions of the WHO Pandemic Agreement apply both during and between pandemics, unless otherwise specified.

Article 3 Principles and approaches

To achieve the objective of the WHO Pandemic Agreement and to implement its provisions, the Parties shall be guided, inter alia, by the following:

1. the sovereign right of States, in accordance with the Charter of the United Nations and the principles of international law to legislate and to implement legislation, within their jurisdiction.

2. full respect for the dignity, human rights and fundamental freedoms of all persons, including the enjoyment of the highest attainable standard of health of every human being, as well as the right to development and full respect for non-discrimination, gender equality, and the protection of persons in vulnerable situations;

⁶² World Health Assembly adopts historic Pandemic Agreement to make the world more equitable and safer from future pandemics, 20 May 2025 (WHO ウェブサイト)

<https://www.who.int/news/item/20-05-2025-world-health-assembly-adopts-historic-pandemic-agreement-to-make-the-world-more-equitable-and-safer-from-future-pandemics> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁶³ Intergovernmental Negotiating Body to draft and negotiate a WHO convention, agreement or other international instrument on pandemic prevention, preparedness and response, A78/10, 14 May 2025 (WHO ウェブサイト)

https://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHA78/A78_10-en.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

3. full respect for international humanitarian law as relevant to effective pandemic prevention, preparedness and response;

4. equity as a goal, principle and outcome of pandemic prevention, preparedness and response, striving in this context for the absence of unfair, avoidable or remediable differences among and between individuals, communities and countries;

5. solidarity with all people and countries in the context of health emergencies, as well as inclusivity, transparency and accountability, to achieve the common interest of a more equitable and better prepared world to prevent, respond to and recover from pandemics, recognizing different levels of capacities and capabilities, particularly of developing countries, including landlocked developing countries, as well as the special circumstances of small island developing States and of least developed countries, in relation to pandemic prevention, preparedness and response; and

6. the best available science and evidence as the basis for public health decisions for pandemic prevention, preparedness and response.

Chapter II. The world together equitably: Achieving equity in, for and through pandemic prevention, preparedness and response

(略)

Article 5 One Health approach for Pandemic Prevention, Preparedness and Response

1. The Parties shall promote a One Health approach for pandemic prevention, preparedness and response, recognizing that the health of people is interconnected with animal health and the environment, that is coherent, integrated, coordinated and collaborative among all relevant organizations, sectors and actors, as appropriate, in accordance with national and/or domestic law, and applicable international law, and taking into account national circumstances.

2. The Parties shall take measures, as appropriate aimed at identifying and addressing, in accordance with national and/or domestic law, and applicable international law, the drivers of pandemics and the emergence and re-emergence of infectious disease at the human-animal-environment interface, through the introduction and integration of interventions into relevant pandemic prevention, preparedness and response plans subject to the availability of resources.

(略)

Article 9 Research and development

1. The Parties shall cooperate, as appropriate, to build, strengthen and sustain geographically diverse capacities and institutions for research and development, particularly in developing countries, and shall promote research collaboration, access to research, and rapid sharing of research information and results, especially during public health emergencies of international concern, including pandemic emergencies.

(略)

5. Each Party shall develop and implement national and/or regional policies, adapted to its domestic circumstances, regarding the inclusion of provisions in publicly funded research and development grants, contracts, and other similar funding arrangements, particularly with private entities and public-private partnerships, for the development of pandemic-related health products, that promote timely and equitable access to such products, particularly for developing countries, during public health

emergencies of international concern, including pandemic emergencies, and regarding the publication of such provisions. Such provisions may include:

(i) licensing and/or sublicensing, particularly to manufacturers of developing countries and for the benefit of developing countries, preferably on a non-exclusive basis; (ii) affordable pricing policies; (iii) provisions enabling access to technology to facilitate research and development and geographically diversified local production (iv) publication of relevant information on clinical trial protocols and relevant research results; and (v) adherence to product allocation frameworks adopted by the World Health Organization.

Article 10 Sustainable and geographically diversified local production

1. The Parties shall take measures, as appropriate, to achieve more equitable geographical distribution and rapid scale-up of the global production of pandemic-related health products and increase sustainable, timely and equitable access to such products, as well as reduce the potential gap between supply and demand during pandemic emergencies, including through the measures provided in Articles 11 and 13.

2. The Parties, in collaboration with the World Health Organization and other relevant organizations, shall, as appropriate and subject to national and/or domestic law:

(a) take measures, to provide support for, and/or strengthen, existing or newly created production facilities of relevant health products, at national and regional levels, particularly in developing countries, with a view to promoting the sustainability of such geographically diversified production facilities, including through supporting and/or facilitating skills development, capacity-building and other initiatives for production facilities;

(b) facilitate the continuous and sustainable operations of local and regional manufacturers, especially of developing countries, including through promoting transparency of relevant information on pandemic-related health products and raw materials across the value chain that is not subject to protection under relevant domestic and international law;

(c) actively support relevant World Health Organization technology, skills and knowledge transfer and local production programmes, including those referenced in Article 11, and other relevant programmes, to facilitate sustainable, and strategically and geographically distributed, production of pandemic-related health products, particularly in developing countries;

(d) promote or incentivize public and private sector investments, purchasing arrangements, and partnerships, including public-private partnerships, aimed at creating or expanding manufacturing facilities or capacities for pandemic-related health products, including facilities with a regional operational scope in developing countries;

(e) encourage international organizations and other relevant organizations to establish arrangements, including appropriate long-term contracts for pandemic-related health products, including through procurement from facilities referenced under subparagraph 2(a) of this Article and pursuant to the objectives of Article 13, especially those produced by local and/or regional manufacturers in developing countries; and

(f) during pandemic emergencies, in cases where the capacity of facilities referred to in subparagraph 2(a) of this Article does not meet demand, take measures to identify and contract with

manufacturers with the aim of rapidly scaling up the production of pandemic related health products.

(略)

Article 11 Transfer of technology and cooperation on related know-how for the production of pandemic-related health products

1. Each Party shall, in order to enable the sustainable and geographically diversified production of pandemic-related health products for the attainment of the objective of the WHO Pandemic Agreement, as appropriate:

(a) promote and otherwise facilitate or incentivize, transfer of technology as mutually agreed, including transfer of relevant knowledge, skills, technical expertise, and cooperation on any other related know-how for production of pandemic-related health products, in particular for the benefit of developing countries, through measures which may include, inter alia, licensing, capacity-building, relationship facilitating, incentives or conditions linked to research and development, procurement or other funding and regulatory policy measures;

(b) take measures to enhance the availability of licences for pandemic-related health technologies to which it owns the rights, on a non-exclusive, transparent and broad geographic basis and for the benefit of developing countries, where and as feasible, in accordance with national and/or domestic law, and international law and encourage private rights holders to do the same;

(c) take measures to publish, in a timely manner the terms of its licensing agreements relevant to promoting timely and equitable global access to pandemic-related health technologies, in accordance with applicable law and policies, and shall encourage private rights holders to do the same;

(d) encourage holders of relevant patents or licences for the production of pandemic related health products to forgo or otherwise charge reasonable royalties in particular to developing country manufacturers during a pandemic emergency, with the aim to increase the availability and affordability of such products to populations in need, in particular people in vulnerable situations;

(e) promote the transfer of relevant technology as mutually agreed, including transfer of relevant knowledge, skills and technical expertise, for pandemic-related health products by private rights holders, to established regional or global technology transfer hubs, coordinated by the World Health Organization, or other mechanisms or networks; and

(f) during pandemic emergencies, encourage manufacturers to share information, relevant to the production of pandemic-related health products, in accordance with national and/or domestic law and policies.

2. Each Party shall provide, as appropriate and subject to available resources and applicable law, support for capacity-building, especially to local, subregional and/or regional developing country manufacturers, for the implementation of this Article.

3. The Parties shall cooperate, as appropriate, with regard to time-bound measures to which they have agreed within the framework of relevant international and regional organizations to which they are a party, to accelerate or scale up the manufacturing of pandemic-related health products, to the extent necessary to increase the availability, accessibility and affordability of pandemic-related health products during pandemic emergencies.

4. The Parties that are World Trade Organization members reaffirm that they have the right to use, to the full, the World Trade Organization Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual

Property Rights and the Doha Declaration on the TRIPS Agreement and Public Health of 2001, which provide flexibility to protect public health including in future pandemics. The Parties shall respect the use of these flexibilities that is consistent with the World Trade Organization Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights.

5. The Parties shall, in collaboration with the World Health Organization, identify, assess and, as appropriate, strengthen and/or develop mechanisms and initiatives that promote and facilitate the transfer of technology as mutually agreed, with a view to increasing access to pandemic related health products, particularly in developing countries, including through the pooling of intellectual property, relevant knowledge, skills and technical expertise and data and transparent, non-exclusive licensing. Such mechanisms may, where appropriate, be coordinated by the World Health Organization, in collaboration with other relevant mechanisms and organizations, enabling increased participation of manufacturers from developing countries.

6. Each Party should review and consider amending, as appropriate, its national and/or domestic legislation with a view to ensuring that it is able to implement this Article in a timely and effective manner.

Article 12 Pathogen Access and Benefit-Sharing System

1. Recognizing the sovereign right of States over their biological resources and the importance of collective action to mitigate public health risks, and underscoring the importance of promoting the rapid and timely sharing of “materials and sequence information on pathogens with pandemic potential” (hereinafter “PABS Materials and Sequence Information”) and, on an equal footing, the rapid, timely, fair and equitable sharing of benefits arising from the sharing and/or utilization of PABS Materials and Sequence Information for public health purposes, the Parties hereby establish a multilateral system for safe, transparent, and accountable access and benefit-sharing for PABS Materials and Sequence Information, the “WHO Pathogen Access and Benefit-Sharing System” (hereinafter the “PABS System”), to be developed pursuant to paragraph 2 of this Article.

2. The provisions governing the PABS System, including definitions of pathogens with pandemic potential and PABS Materials and Sequence Information, modalities, legal nature, terms and conditions, and operational dimensions, shall be developed and agreed in an instrument in accordance with Chapter III (hereinafter the “PABS Instrument”) as an annex. The PABS Instrument shall also define the terms for the administration and coordination of the PABS System by the World Health Organization. For the purposes of the coordination and operation of the PABS System, the World Health Organization shall collaborate with relevant international organizations and relevant stakeholders. All elements of the PABS System shall come into operation simultaneously in accordance with the terms of the PABS Instrument.

3. Taking into account the differences in the use of PABS Materials and Sequence Information, the development of a safe, accountable and transparent PABS System shall address traceability measures and open access to data.

4. Having regard to Article 4.4 of the Nagoya Protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits arising from their utilization to the Convention on Biological Diversity (hereinafter the “Nagoya Protocol”), the PABS Instrument shall be consistent with, and not

run counter to, the objectives of the Convention on Biological Diversity and the Nagoya Protocol, recognising that nothing in this paragraph creates obligations under these instruments for non-Parties thereto.

5. The PABS Instrument referred to in paragraph 2 of this Article, shall contain provisions regarding, inter alia, the following:

(a) the rapid and timely sharing of PABS Materials and Sequence Information and, on an equal footing, the rapid, timely, fair and equitable sharing of benefits, both monetary and non-monetary, including annual monetary contributions, vaccines, therapeutics and diagnostics arising from the sharing and/or utilization of PABS Materials and Sequence Information for public health purposes;

(b) modalities, terms and conditions on access and benefit sharing that provide legal certainty;

(c) implementation in a manner to strengthen, facilitate and accelerate research and innovation, as well as the fair and equitable sharing and distribution of benefits;

(d) development and implementation in a manner:

(i) complementary to, and not duplicative of, the access and benefit sharing measures and obligations of the Pandemic Influenza Preparedness Framework and other relevant international access and benefit sharing instruments, where applicable; and

(ii) to ensure that each Party reviews and, as it deems appropriate, aligns its national and/or regional access and benefit sharing measures applicable to PABS Materials and Sequence Information within the scope of the PABS Instrument, so that measures that are contrary to, or inconsistent with, or duplicative of, the PABS Instrument will not be applied upon entry into operation of all elements of the PABS System.

(e) implementation consistent with applicable international law and with applicable national and/or domestic law, regulations and standards related to risk assessment, biosafety, biosecurity and export control of pathogens, and data protection; and

(f) implementation in a manner to facilitate the manufacture and export of vaccines, therapeutics and diagnostics for pathogens covered by the PABS Instrument.

6. The PABS System, as set out in the Annex referred to in paragraph 2 of this Article, shall provide, inter alia, that in the event of a pandemic emergency, as determined in accordance with Article 12 of the International Health Regulations (2005):

(a) each participating manufacturer shall make available to the World Health Organization, pursuant to legally binding contracts signed with the World Health Organization, rapid access targeting 20% of their real time production of safe, quality and effective vaccines, therapeutics, and diagnostics for the pathogen causing the pandemic emergency, provided that a minimum threshold of 10% of their real time production is made available to the World Health Organization as a donation, and the remaining percentage, with flexibility based on the nature and capacity of each participating manufacturer, is reserved at affordable prices to the World Health Organization; and

(b) the distribution of these vaccines, therapeutics, and diagnostics shall be on the basis of public health risk and need, with particular attention to the needs of developing countries, and the Global Supply Chain and Logistics Network referred to in Article 13 may be used to this end.

7. The PABS Instrument shall also include benefit sharing provisions, in the event of a public health emergency of international concern as determined in accordance with Article 12 of the International

Health Regulations (2005), including options regarding access to safe, quality and effective vaccines, therapeutics, and diagnostics for the pathogen causing the public health emergency of international concern, pursuant to legally binding contracts signed by participating manufacturers with the World Health Organization.

8. The PABS Instrument shall also include additional benefit sharing provisions to be set out in legally binding contracts signed with the World Health Organization, including options for:

- (a) Capacity-building and technical assistance;
- (b) research and development cooperation;
- (c) facilitating rapid access to available vaccines, therapeutics and diagnostics with a view to responding to public health risks and events in the context of Article 13.3 of the International Health Regulations (2005);
- (d) the granting of non-exclusive licences to manufacturers in developing countries, for the effective production and delivery of vaccines, therapeutics and diagnostics; and
- (e) other forms of transfer of technology as mutually agreed, including transfer of relevant knowledge, skills and technical expertise.

(略)

Chapter III. Institutional arrangements and final provisions

(略)

Article 31 Signature

1. The WHO Pandemic Agreement shall be open for signature by all States and by regional economic integration organizations.

2. The WHO Pandemic Agreement shall be open for signature after adoption of the Annex described in Article 12.2 of this Agreement by the Health Assembly, at the World Health Organization Headquarters in Geneva, and thereafter at the United Nations Headquarters in New York, on dates to be determined by the Health Assembly.

Article 32 Ratification, acceptance, approval, formal confirmation or accession

1. The WHO Pandemic Agreement and any protocol thereto shall be subject to ratification, acceptance, approval or accession by all States and to formal confirmation or accession by regional economic integration organizations. The WHO Pandemic Agreement shall be open for accession from the day after the date on which this Agreement is closed for signature. Instruments of ratification, acceptance, approval, formal confirmation or accession shall be deposited with the Depositary.

(略)

Article 33 Entry into force

1. The WHO Pandemic Agreement shall enter into force on the thirtieth day following the date of deposit of the sixtieth instrument of ratification, acceptance, approval, formal confirmation or accession with the Depositary.

(以下、略)

以下に、仮訳を示す。

(前段部)

(略)

知的財産権の保護が新薬の開発にとって重要であることを認識し、その価格への影響に関する懸念を認識し、世界貿易機関（WTO）の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）は、加盟国が公衆衛生を保護するための措置を講じることを妨げるものではなく、またそうすべきではないことを想起し、TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ宣言で認められているように、公衆衛生を保護するための柔軟性を規定している。

特に開発途上国における現地生産のための能力向上、相互に合意した技術移転、協力、法規制の枠組みの強化、その他の取り組みなどを通じて、高品質で安全かつ有効かつ手頃な価格の医薬品及びその他の医療技術へのアクセスを改善する必要性を強調する。

(略)

第1章 序論

(略)

第2条 目的

1. WHO パンデミック協定の目的は、衡平性及び本協定においてさらに定める原則に基づき、パンデミックの予防、準備及び対応を図ることである。

2. この目的を達成するため、WHO パンデミック協定の規定は、特に別段の定めがない限り、パンデミック発生時及びパンデミック発生期間の双方に適用される。

(略)

第3条 原則及び取り組み

WHO パンデミック協定の目的を達成し、その規定を実施するため、締約国は、とりわけ以下の事項を指針とする：

1. 国連憲章及び国際法の原則に従い、国家が自国の管轄区域内で立法を行い、立法を実施する主権的権利。

2. すべての人の尊厳、人権及び基本的自由の完全な尊重。これには、すべての人間が享受しうる最高水準の健康の享受、発展の権利、ならびに非差別、男女平等及び脆弱な立場にある人々の保護に対する完全な尊重が含まれる。

3. 効果的なパンデミック予防、準備及び対応に関連する国際人道法の完全な尊重。

4. パンデミックの予防、準備、対応における目標、原則、成果としての衡平性。この文脈において個人、コミュニティ、国家間の不公平で回避可能または是正可能な差異が存在しないよう努めること；

5. パンデミックの予防、対応、回復に向けたより衡平でより備えの整った世界という共通の利益を達成するための、保健上の緊急事態における、あらゆる人々および国々との連帯ならびに包括性、透明性、説明責任。パンデミックの予防、備え、対応に関して、特に内陸開発途上国を含む開発途上国の有する能力や力量の差異、並びに、小島嶼開発途上国および後発開発途上国の特別な事情を認識すること。そして、

6. パンデミックの予防、準備及び対応に関する公衆衛生上の決定の基盤として、最も利用可能な科学的知見と証拠。

第2章 衡平な世界：パンデミックの予防、準備、対応における、そしてそれらを通じて

の衡平性の実現

(略)

第5条 パンデミック予防、準備及び対応のためのワンヘルス・アプローチ

1. 締約国は、人の健康が動物の健康及び環境と相互に関連していることを認識し、国内法及び／又は国内法、並びに適用される国際法に従い、また各国の事情を考慮しつつ、適切に、全ての関連組織、分野及び関係者間で、一貫性、統合性、調整性及び協調性を備えたワンヘルス・アプローチを、パンデミックの予防、準備及び対応のために推進する。

2. 締約国は、資源の利用可能性を条件として、関連するパンデミック予防、準備及び対応計画への介入策の導入と統合を通じて、国家及び／又は国内法並びに適用される国際法に従い、人・動物・環境の接点における感染症の発生及び再発生、並びにパンデミックの要因を特定し対処することを目的とした適切な措置を講じる。

(略)

第9条 研究開発

1. 締約国は、特に開発途上国において、研究開発のための地理的に多様な能力及び機関を構築、強化、維持するために、適宜協力し、特に、パンデミック緊急事態⁶⁴を含む国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態⁶⁵において、研究協力、研究へのアクセス、並びに研究情報及び成果の迅速な共有を促進する。

(略)

5. 各締約国は、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態⁶⁶（パンデミック緊急事態⁶⁷を含む）において、特に開発途上国に対し、パンデミック関連医療製品への適時かつ衡平なアクセスを促進するための、パンデミック関連医療製品の開発に関する公的資金による研究開発助成金、契約、その他の類似の資金提供取決め、特に民間団体及び官民パートナーシップとの取決めにおける規定を盛り込むことに関して、国内の状況に適した国内及び／又は地域政策を策定し、実施するものとする。また、そのような規定の公表に関する政策も策定し、実施するものとする。このような規定には、以下の事項を含むことができる：

(i) ライセンス付与及び／又はサブライセンス付与、特に開発途上国の製造業者に対するもの及び開発途上国の利益のためのもの、好ましくは非独占的な形態による； (ii) 手頃な価格設定政策； (iii) 研究開発及び地理的に分散した現地生産を促進する技術へのアクセスを可能にする規定； (iv) 臨床試験プロトコル及び関連研究結果に関する関連情報の公表；及び (v) 世界保健機関（WHO）が採択した製品配分枠組みへの遵守。

第10条 持続可能で地理的に多様化した現地生産

1. 締約国は、パンデミック関連医療製品のグローバルな生産のより衡平な地理的配分と迅速な拡大を実現し、そのような製品への持続可能で適時かつ衡平なアクセスを拡大するとともに、パンデミック緊急事態⁶⁸下における供給と需要の潜在的なギャップを縮小するため、第11条及び第13条に規定する措置を含む適切な措置を講じる。

⁶⁴ 「第1章第2節3.WHOにおける国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正」を参照

⁶⁵ 「第1章第2節3.WHOにおける国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正」を参照

⁶⁶ 「第1章第2節3.WHOにおける国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正」を参照

⁶⁷ 「第1章第2節3.WHOにおける国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正」を参照

⁶⁸ 「第1章第2節3.WHOにおける国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正」を参照

2. 締約国は、世界保健機関（WHO）その他の関連機関と協力し、適切かつ国内法に準拠して、以下の措置を講じる：

(a) 既存の又は新設の関連保健製品の生産施設に対し、国内及び地域レベルにおいて、特に開発途上国において、地理的に多様化した生産施設の持続可能性を促進することを目的として、支援を提供し、又は強化するための措置を講じる。これには、生産施設における技能開発、能力向上その他のイニシアチブを支援し、又は促進することが含まれる。

(b) 現地及び地域の製造業者、特に開発途上国の製造業者による継続的かつ持続可能な事業運営を促進すること。これには、関連する国内法及び国際法により保護の対象とならない、パンデミック関連医療製品及び原材料に関する関連情報のバリューチェーン全体における透明性の促進を含む；

(c) 特に開発途上国におけるパンデミック関連医療製品の持続可能で、戦略的かつ地理的に多様な生産を促進するため、第 11 条で言及されるものを含む、世界保健機関（WHO）の技術、技能、知識の移転及び現地生産プログラム、ならびにその他の関連プログラムを積極的に支援すること；

(d) パンデミック関連医療製品の製造施設又は製造能力の創設又は拡大を目的とした、公的部門及び民間部門の投資、調達契約、並びにパートナーシップ（公的部門と民間部門のパートナーシップを含む）を促進又は動機付けること。これには、開発途上国における地域的な運営範囲を有する施設を含む；

(e) 国際機関及びその他の関連機関に対し、パンデミック関連医療製品に関する適切な長期契約を含む取決めを確立するよう奨励すること。これには、本条第 2 項(a)で言及される施設からの調達を通じ、第 13 条の目的に従い、特に開発途上国における現地及び/又は地域メーカーが製造する製品を含むものとする；及び

(f) パンデミック緊急事態⁶⁹の間、本条第 2 項(a)で言及された施設の能力が需要を満たさない場合、パンデミック関連医療製品の生産を迅速に拡大する目的で、製造業者を特定し契約を結ぶための措置を講じること。

(略)

第 11 条 パンデミック関連医療製品の生産に関する技術移転及び関連ノウハウの協力

1. 各締約国は、WHO パンデミック協定の目的を達成するためのパンデミック関連医療製品の持続的かつ地理的に多様な生産を可能にするため、適切に、以下の措置を講じる。

(a) とりわけ、ライセンス、能力向上、関係促進、研究開発に関連する奨励や条件、調達或いはその他の資金調達、及び規制政策措置を含む措置を通じて、特に開発途上国の利益のために、相互に合意した技術移転（関連知識、技能、技術的専門知識の移転、及びパンデミック関連医療製品の生産に関するその他の関連ノウハウに関する協力を含む）を促進、又はその他の方法で促進若しくは動機付ける。

(b) 自国が権利を有するパンデミック関連医療技術のライセンスについて、非独占的で、透明性があり、広範な地理的範囲を基盤とした、可能な環境で、かつ、可能な範囲で、開発途上国の利益のために、国内法又は国際法に従って、ライセンス供与を促進するための措置を講じ、民間権利保有者にも同様の措置を講じるように奨励すること。

⁶⁹ 「第 1 章第 2 節 3.WHO における国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正」を参照

(c) パンデミック関連医療技術への即時かつ衡平なグローバルアクセスを促進することに関連するライセンス契約の条件を、適用される法と政策に従い、適時に公表するための措置を講じ、民間権利保有者にも同様の措置を講じるよう奨励すること。

(d) パンデミック関連医療製品の生産に関する関連特許又はライセンスの保有者に対し、パンデミック緊急事態⁷⁰の間、特に開発途上国の製造業者に対して、それを必要としている人々、特に脆弱な状況に置かれている人々に対してその製品の入手可能性及び手頃な価格の向上を目的として、ロイヤルティの免除又は合理的なロイヤルティの請求を行うよう奨励すること。

(e) 民間権利保有者によるパンデミック関連医療製品に関する相互に合意した関連技術（関連する知識、技能、技術的専門知識を含む）について、世界保健機関（WHO）が調整する確立された地域的又は国際的な技術移転ハブ、又はその他のメカニズム又はネットワークへの移転を促進すること。及び

(f) パンデミック緊急事態⁷¹の間、製造業者に対し、国内法及び／又は国内政策に従い、パンデミック関連医療製品の製造に関連する情報を共有するよう奨励すること。

2. 各締約国は、適切な範囲において、利用可能な資源及び適用される法令に従い、本条の実施のために、特に開発途上国の現地、小地域及び／又は地域レベルの製造業者に対して、能力向上のための支援を提供するものとする。

3. 締約国は、パンデミック緊急事態⁷²下におけるパンデミック関連医療製品の入手可能性、入手しやすさ、及び手頃な価格の向上に必要な範囲で、パンデミック関連医療製品の製造を加速又は拡大するために、締約国が加盟する関連国際機関及び地域機関との枠組みの中で合意した期限付き措置について、適宜協力する。

4. 世界貿易機関（WTO）の加盟国である締約国は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）、及び、将来のパンデミックを含む公衆衛生の保護に柔軟性を付与する 2001 年の「TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ宣言」に関する世界貿易機関（WTO）の協定を最大限に活用する権利を有することを再確認する。締約国は、これらの柔軟性の利用が、世界貿易機関（WTO）の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定と整合的なものであることを尊重する。

5. 締約国は、世界保健機関（WHO）と協力し、特に開発途上国において、パンデミック関連医療製品へのアクセスを拡大するため、相互に合意した技術移転を促進するメカニズム及びイニシアチブを特定し、評価し、適切に強化し及び／又は開発するものとする。これには、知的財産、関連する知識、技能、技術的専門知識及びデータの共有化、ならびに透明性があり非独占的なライセンス供与を含む。開発途上国の製造者の参加を可能とするため、このようなメカニズムは、適切と判断される場合には、世界保健機関（WHO）が他の関連メカニズム及び組織と協力して調整することができる。

6. 各締約国は、適時かつ効果的に本条を実施できることを確保するため、適切に、国内法の見直し及び改正を検討するものとする。

第 12 条 病原体へのアクセスと利益配分システム

⁷⁰ 「第 1 章第 2 節 3.WHO における国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正」を参照

⁷¹ 「第 1 章第 2 節 3.WHO における国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正」を参照

⁷² 「第 1 章第 2 節 3.WHO における国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正」を参照

1. 各国が生物資源に対する主権を有すること、及び公衆衛生上のリスクを軽減するための集団的行動の重要性を認識し、パンデミックの潜在的可能性を有する病原体に関する材料及び配列情報（“materials and sequence information on pathogens with pandemic potential”以下「PABS 材料及び配列情報」という）の迅速かつ適時の共有について、ならびに、公衆衛生目的における PABS 材料及び配列情報の共有及び利用から生じる利益の、平等な立場の下での、迅速、適時、公正かつ衡平な配分について、促進することの重要性を強調して、締約国は、本条第 2 項に従って開発される、PABS 材料及び配列情報に関する安全で透明性があり責任あるアクセスと利益配分に関する多国間システム、“WHO 病原体へのアクセスと利益配分システム”（“WHO Pathogen Access and Benefit-Sharing System”：以下「PABS システム」という）を設立する。

2. パンデミックの潜在的可能性を有する病原体及び PABS 材料及び配列情報の定義、様式、法的性質、条件、及び運用上の側面を含む PABS システムを規律する規定は、第 III 章に従い、附属書として、文書（以下「PABS 文書」という）で合意されるものとする。PABS 文書は、世界保健機関（WHO）による PABS システムの管理及び調整に関する用語も定義するものとする。PABS システムの調整及び運営の目的のため、世界保健機関（WHO）は、関連する国際機関及び関連する利害関係者と協力するものとする。PABS システムのすべての要素は、PABS 文書に定める条件に従い、同時に施行されるものとする。

3. PABS 材料及び配列情報の利用における違いを考慮し、安全で責任のある透明性の高い PABS システムの開発においては、トレーサビリティ措置及びデータへのオープンアクセスを扱う必要がある。

4. 生物多様性条約の遺伝資源のアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書（以下「名古屋議定書」という）の第 4.4 条に鑑み、PABS 文書は、生物多様性条約及び名古屋議定書の目的と一致し、これらに反するものであってはならない。ただし、本項のいずれかにより、これらの条約の非締約国に対して、これらの条約に基づく義務が生じるものではない。

5. 本条第 2 項で言及される PABS 文書には、以下の事項に関する規定を含むものとする：

(a) PABS 材料及び配列情報の迅速かつ適時の共有、ならびに、平等な立場の下での迅速、適時、公正かつ衡平な金銭的及び非金銭的利益配分。これには、公衆衛生目的における PABS 材料及び配列情報の共有及び／又は利用から生じる年間金銭的貢献、ワクチン、治療薬、診断薬が含まれる。

(b) 法的確実性を確保するアクセス及び利益共有の態様、条件及び条項；

(c) 研究とイノベーション、ならびに、利益の公正かつ衡平な共有と配分を、強化、促進、加速する方法での実施；

(d) 以下の方法での開発と実施：

(i) パンデミックインフルエンザ対策枠組み及び適用可能なその他の関連国際アクセスと利益配分措置と重複せず、補完的なアクセスと利益配分措置と義務；及び

(ii) 各締約国が、PABS 材料及び配列情報に適用される国内及び／又は地域のアクセスと利益配分措置を、PABS 措置の範囲内で見直し、適切と判断する場合、PABS 措置と矛盾する、又は不一致である、又は重複する措置が、PABS システムのすべての要素が効力を生じた後に適用されないよう、調整することを確保すること。

(e) 適用される国際法ならびに適用される国内法、病原体のリスク評価、バイオセーフテ

イー、バイオセキュリティー、及び輸出管理に関する規則、基準、ならびにデータ保護に基づいた実施；及び

(f) PABS 文書の対象となる病原体に関するワクチン、治療薬、診断薬の製造及び輸出を促進する方法による実施。

6. 本条 2 項で言及される附属書に定める PABS システムは、国際保健規則（2005 年）第 12 条に従って決定されたパンデミック緊急事態⁷³が発生した場合に、以下の措置を講じることを含むものとする：

(a) 各参加製造業者（注 1）は、世界保健機関（WHO）と締結した法的拘束力のある契約に基づき、世界保健機関（WHO）に、パンデミック緊急事態⁷⁴を引き起こす病原体に対する安全で品質が確保され、効果的なワクチン、治療薬、診断薬のリアルタイム生産量の 20% を対象とした迅速なアクセスを提供すること。ただし、リアルタイム生産量の 10% の最低閾値は世界保健機関（WHO）に寄付として提供され、残りの割合は各参加製造者の性質と能力に応じて柔軟に決定され、世界保健機関（WHO）に対し手頃な価格で確保されること；及び

(b) これらのワクチン、治療薬、診断薬の配分は、公衆衛生上のリスクと必要性に基づき、特に開発途上国のニーズに配慮して行われ、第 13 条で言及されるグローバルなサプライチェーン及び物流ネットワークは、この目的のために利用することができる。

7. PABS 文書には、国際保健規則（2005 年）第 12 条に従って決定される国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態⁷⁵が発生した場合の利益配分に関する規定も盛り込まれるものとし、これには、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態⁷⁶の原因となる病原体に対する安全で品質が確保された効果的なワクチン、治療薬、診断薬へのアクセスに関する選択肢も含まれる。これらの規定は、参加製造業者と世界保健機関（WHO）との間で締結された法的拘束力のある契約に従って実施されるものとする。

8. PABS 文書には、世界保健機関（WHO）と締結する法的拘束力のある契約に規定される、追加的な利益配分に関する条項も盛り込むものとし、その選択肢としては、以下のものが含まれる。

(a) 能力開発及び技術支援

(b) 研究開発協力

(c) 国際保健規則（2005 年）第 13.3 条に規定される公衆衛生上のリスク及び事象に対応するため、利用可能なワクチン、治療薬、診断薬への迅速なアクセスを促進すること

(d) 開発途上国の製造業者に対し、ワクチン、治療薬、診断薬の有効な製造及び供給のための非独占的ライセンスを付与すること；及び

(e) 相互に合意した技術移転のその他の形態、これには関連する知識、技能、技術的専門知識の移転を含む。

（略）

（注 1：参加製造業者は、PABS 文書で定義されることになっている。）

⁷³ 「第 1 章第 2 節 3.WHO における国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正」を参照

⁷⁴ 「第 1 章第 2 節 3.WHO における国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正」を参照

⁷⁵ 「第 1 章第 2 節 3.WHO における国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正」を参照

⁷⁶ 「第 1 章第 2 節 3.WHO における国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正」を参照

第三章 制度上の取り決め及び最終規定 (略)

第 31 条 署名

1. WHO パンデミック協定は、すべての国及び地域経済統合機関が署名することができる。
2. WHO パンデミック協定は、本協定第 12.2 条に規定する附属書が総会により採択された後、ジュネーブの世界保健機関（WHO）本部において、その後総会が定める日にニューヨークの国連本部において、署名のためにそれぞれ開放される。

第 32 条 批准、受諾、承認、正式確認又は加入

1. 世界保健機関（WHO）パンデミック協定及びその付属議定書は、すべての国による批准、受諾、承認又は加入、ならびに地域経済統合機関による正式な確認又は加入の対象となる。WHO パンデミック協定は、この協定の署名締め切り日の翌日から加入を開放する。批准書、受諾書、承認書、正式な確認書又は加入書は寄託される。
(略)

第 33 条 発効

1. WHO パンデミック協定は、第 60 番目の批准書、受諾書、承認書、正式確認書又は加入書が寄託機関に提出された日から 30 日後に発効する。
(略)

第 34 条 寄託者

国連事務総長は、WHO パンデミック協定及びその改正、ならびに WHO パンデミック協定の規定に従って採択されたあらゆる議定書及び付属書の寄託者となる。
(以下、略)

2025 年 5 月 20 日の WHO 総会で、WHO 加盟国は圧倒的賛成多数でパンデミック協定採択の決議を承認した（賛成 124 票、反対 0 票、棄権 11 票）が、ポーランド、イスラエル、イタリア、ロシア、スロバキア、イランを含む 11 か国が棄権した。

ポーランド代表は、国内の見直しに先立って条約を支持することはできないと説明し、ロシアは主権の問題を懸念するとした。イランは、開発途上国の主要な懸念事項は対処されておらず、医療対策、技術移転、ノウハウへの妨げられないアクセスと衡平なアクセスに関する拘束力のある約束の欠如、及び保健システムに対する一方的な強制的措置の悪影響について沈黙が続いていることに対する遺憾の意を表明した。

投票に先立つハイレベルセッションでは、総会に宛てたビデオにおいて、米国保健長官のロバート・F・ケネディ氏は、WHO を厳しく非難し、国連機関が「WHO のパンデミック対応におけるすべての機能不全を固定化するパンデミック協定にさらに踏み込んだ」と非難し、「我々はそれに参加しない」と述べた。米国は WHO からの脱退という 1 年間にわ

たるプロセスを開始しており、今回の投票に参加しなかった⁷⁷。

2025 年 7 月 9 日から 10 日にかけて、IGWG 第 1 回会合が開催され⁷⁸、PABS 文書の策定について、以下の決定⁷⁹がなされた。

WHO 総会決議 WHA78.1 に基づき、WHO パンデミック協定第 12 条に定める附属書（an annex to the WHO Pandemic Agreement on the Pathogen Access and Benefit Sharing (PABS) system：以下「PABS 附属書」という）の策定プロセスは、包括的で加盟国主導の性質を有するものであり、IGWG は、必要に応じて、技術的助言を提供するよう専門家を要請することができること、及び 2025 年 9 月 15 日から 19 日に開催予定の第 2 回会合の準備のため、IGWG は、会期間の期間において以下の事項を決定した。

(a) IGWG の全メンバーに対し、2025 年 8 月 10 日までに、特に WHO パンデミック協定の附属書で取り扱うべき要素を含む初期のテキスト案を提出するよう要請すること。

(b) 事務局の支援を受け、決議 WHA78.1 及び IGWG の作業方法に従い、事務局に対し、以下の事項を実施するよう要請すること：専門家候補の暫定リストを作成し、その後、IGWG メンバーが提案する追加の専門家を含むより広範なリストを作成し、IGWG の第 2 回会合で議論すること。

2025 年 9 月 15 日から 19 日にかけて、IGWG 第 2 回会合が開催され、PABS 附属書草案の文案は、第 3 回会合に先立ち、WHO の 6 つの公用語にて IGWG に配布される予定であることが報告された⁸⁰。

2025 年 11 月 3 日から 7 日にかけて、IGWG 第 3 回会合が開催され、PABS 附属書ドラフト（A/IGWG/3/3）⁸¹が検討された⁸²。

以下に、仮訳を示す。

第 I 節. 範囲と目的、及び用語の使用

A. 範囲と目的

（中略）

⁷⁷ Nations adopt historic pledge to guard against future pandemics, 20 May 2025 (United Nations ウェブサイト) <https://news.un.org/en/story/2025/05/1163451> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁷⁸ First meeting of the Intergovernmental Working Group (IGWG) on the WHO Pandemic Agreement, 9 – 10 July 2025 (WHO ウェブサイト) [https://www.who.int/news-room/events/detail/2025/07/09/default-calendar/first-meeting-of-the-intergovernmental-working-group-\(igwg\)-on-the-who-pandemic-agreement](https://www.who.int/news-room/events/detail/2025/07/09/default-calendar/first-meeting-of-the-intergovernmental-working-group-(igwg)-on-the-who-pandemic-agreement) [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁷⁹ Report of the meeting, A/IGWG/1/5, 17 July 2025 (WHO ウェブサイト) https://apps.who.int/gb/IGWG/pdf_files/IGWG1/A_IGWG1_5-en.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁸⁰ Report of the meeting, A/IGWG/2/5, 26 September 2025 (WHO ウェブサイト) https://apps.who.int/gb/IGWG/pdf_files/igwg2/A_igwg2_5-en.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁸¹ Draft PABS Annex text October 29, 2025, A/IGWG/3/3, 29 October 2025 (WHO ウェブサイト) https://apps.who.int/gb/IGWG/pdf_files/IGWG3/A_IGWG3_3-en.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁸² Third meeting of the Intergovernmental Working Group (IGWG) on the WHO Pandemic Agreement, 3 – 7 November 2025 (WHO ウェブサイト) [https://www.who.int/news-room/events/detail/2025/11/03/default-calendar/third-meeting-of-the-intergovernmental-working-group-\(igwg\)-on-the-who-pandemic-agreement](https://www.who.int/news-room/events/detail/2025/11/03/default-calendar/third-meeting-of-the-intergovernmental-working-group-(igwg)-on-the-who-pandemic-agreement) [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

2. PABS システムは、以下の方法により実施されるものとする

(a) 生物資源に対する各国の主権的権利、ならびに公衆衛生リスクを軽減するための集団的行動の重要性を認識すること

(b) PABS 材料及び配列情報の迅速かつ適時の共有と、PABS 材料及び配列情報の共有及び／又は利用から生じる迅速、適時、公正かつ衡平な利益配分との間の平等な立場を認識すること

(c) 適用される国際法、ならびに病原体のリスク評価、生物安全、生物保安、輸出管理及びデータ保護に関連する適用される国内法・規制・基準と整合性を保つこと

(d) PABS システムの全参加者に法的確実性を提供すること

(e) 研究・イノベーションならびに迅速かつ適時、公正かつ衡平な利益配分及び利益分配を強化、促進、加速するものであること

(f) PABS システムの対象となる病原体に対するワクチン、治療薬及び診断薬の製造及び輸出を促進するものであること

(g) 第 12 条 4 項に従い、生物多様性条約及びその名古屋議定書の目的と整合し、これに反しないものであること

(h) 適用可能な場合、パンデミックインフルエンザ対策枠組み及びその他の関連する国際的なアクセス及び利益配分に関する手段のアクセス及び利益配分措置及び義務を補完し、重複しないものであること；並びに

(i) PABS 材料及び配列情報並びに PABS システムに関する先住民族及び地域社会の伝統的知識を尊重するものであること。

注記：事務局は、上記第 2 項が附属書の目的を達成するための実施パラメータの非網羅的リストであり、記載されたパラメータの一部を運用化するためには、第 II 節における追加規定が必要となる可能性があることに留意する。

(中略)

II. PABS システムの実施に関する規定

A. PABS システムの運用

1. PABS システムを通じた安全で透明性が高く説明責任のあるアクセスと利益配分は、平等な立場で行われるものであり、以下を必要とする：

(a) PABS 材料及び配列情報の提供者による迅速かつ適時の共有；

(b) PABS システムを通じて PABS 材料及び配列情報へのアクセスを求めるワクチン、治療薬及び診断薬の製造者は、WHO と WHO PABS 契約を締結し、迅速、適時、公正かつ衡平な利益配分に関する自らのコミットメントを明記すること；

(c) (b)に該当しないその他の参加者は、その性質、能力、及び PABS 材料・配列情報の利用状況に基づき、迅速、適時、公正かつ衡平な利益配分に関する法的拘束力のあるコミットメントを可能とすること。

(中略)

B. PABS 材料及び配列情報へのアクセス

1. 検出された PABS 材料及び配列情報は、適用される国際法並びに病原体のリスク評価、生物安全、生物保安及び輸出管理、並びにデータ保護に関連する適用される国内法及び／

又は国内の法令、規制及び基準に準拠し、迅速かつ適時に以下の通り共有される。

(a) PABS 材料は、関連する国又は国内の手続きに基づき認可された研究所を通じて、WHO 調整研究所ネットワーク (WHO Coordinated Laboratory Network) 内の研究所と共有される。

(b) PABS 配列情報は、WHO が認定する配列データベースと共有される。

(c) WHO 調整研究所ネットワーク内の研究所及び WHO 認定配列データベースは、それぞれの WHO の業務範囲ならびに適用される条件を遵守する。

(d) PABS システムと共有される全ての PABS 材料及び配列情報には、固有の永続的識別子が付与される。

(e) PABS システムを通じて共有される全ての PABS 材料及び配列情報には、リスク評価に必要な正確かつ十分に詳細な公衆衛生情報、臨床・疫学情報、並びにメタデータが含まれる。

注記：事務局は、固有の永続的識別子に関して、関連する専門家からの意見を踏まえたさらなる議論が必要であることに留意する。

(中略)

3. WHO 調整研究所ネットワークに属する研究所は、PABS 材料及び配列情報を受領するにあたり、以下の条件を遵守しなければならない：

(a) WHO 調整研究所ネットワーク内で適用される生物安全性及び生物安全基準、並びにその他の基準の実施；

(b) すべての結果及び分析を、PABS 材料の提供者と適時に共有すること；

(c) PABS 材料及び配列情報を公衆衛生目的で使用する；

(d) PABS 材料及び配列情報の研究に関連する科学プロジェクト、ならびに発表・出版のための原稿作成に、特に開発途上国を含む提供先の研究所の科学者を関与させること；

(e) 発表及び出版物において、PABS 材料及び配列情報を提供した研究所・国を含む協力者の貢献を明記すること；及び

(f) PABS 材料及び配列情報、ならびにその一部について知的財産権を主張しないことに合意すること。

注記：事務局は、第 3 項(f)について、関連する専門家からの意見を踏まえ、さらなる議論が必要であることに留意する。

4. WHO が認定した PABS 配列情報を受領する配列データベースは、以下の条件を遵守しなければならない：

(a) 関連する情報セキュリティポリシー及び実践、ならびに品質基準（配列データ及び情報キュレーション）を適用し、関連する相互運用性要件を満たすこと；

(b) データベースの利用者に対し、WHO パンデミック協定及び PABS システムについて通知すること。これには、下記セクション C に基づく法的拘束力のある利益配分義務の可能性に関する通知が含まれる；

(c) 発表や出版物において、PABS 材料及び配列情報を提供する研究所・国を含む協力者の貢献を明記すること；

(d) PABS 材料及び配列情報に対する知的財産権を主張しないことに同意すること。

注記：事務局は、第 4 項について、データベース利用者への通知方法及び利用者特定の

方法を含め、関連する専門家からの意見を踏まえたさらなる議論が必要であることを認識している。

C. PABS システムの利益配分

1. PABS システムの全ての参加者は、PABS 材料及び配列情報の性質、能力及び利用状況に基づき、法的拘束力のある利益配分に関するコミットメントが行われる可能性がある旨の通知を受ける。これには特に以下の事項が含まれる：

- (a) パンデミック関連医療製品へのアクセス提供；
- (b) 能力構築及び技術支援；
- (c) 研究開発協力；
- (d) 開発途上国の製造業者に対する、パンデミック関連医療製品の製造に関する非独占的ライセンスの付与；
- (e) 相互に合意されたその他の技術移転形態；
- (f) PABS 材料及び配列情報に関する研究に関連する科学プロジェクト、並びに発表・出版のための原稿作成への、特に開発途上国出身の科学者を含む原産地研究所の科学者の参加；
- (g) 発表及び出版物において、PABS 材料及び配列情報を提供する研究所・国を含む協力者の貢献を適切に認めること；並びに
- (h) 金銭的貢献。

注記：事務局は、上記第 1 項について、参加者への通知方法及び利益配分の取り決めを含め、関連する専門家からの意見を踏まえたさらなる議論が必要であることを留意する。

2. 参加製造業者として認定されるためには、ワクチン、治療薬及び診断薬の製造業者は、WHO と PABS 契約を締結しなければならない。当該契約は、契約期間中における PABS 材料及び配列情報への全てのアクセスを含み、参加製造業者による以下の義務を含まなければならない：

- (a) PABS 材料及び配列情報を公衆衛生目的で使用する；
- (b) パンデミック緊急事態⁸³発生時には、第 12 条 6 項(a)に従い、当該パンデミック緊急事態⁸⁴を引き起こす病原体に対する安全で品質が確保された効果的なワクチン、治療薬、診断薬をリアルタイムに製造し、第 12 条 6 項(b)に従って配布するための迅速なアクセスを WHO に提供すること；ならびに
- (c) 参加製造業者の性質及び能力に基づき、柔軟に、第 12 条 5 項(a)に規定される年次金銭的拠出を WHO に提供すること。

3. 前項に加え、各 WHO PABS 契約においては、参加製造業者に対し、第 12 条 7 項及び 8 項に規定される通り、参加製造業者の性質及び能力に基づき柔軟に対応しつつ、以下の選択肢を含む追加的利益の提供を義務付ける：

- (a) 第 12 条 7 項に従い、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態⁸⁵を引き起こす病原

⁸³ 「第 1 章第 2 節 3.WHO における国際保健規則 (IHR: International Health Regulation) 改正」を参照

⁸⁴ 「第 1 章第 2 節 3.WHO における国際保健規則 (IHR: International Health Regulation) 改正」を参照

⁸⁵ 「第 1 章第 2 節 3.WHO における国際保健規則 (IHR: International Health Regulation) 改正」を参照

体に対するワクチン、治療薬及び診断薬へのアクセスを提供する；

(b) 能力構築及び技術支援；

(c) 研究開発協力；

(d) 国際保健規則（2005 年）第 13.3 条*の文脈における公衆衛生上のリスク及び事象への対応を目的とした、利用可能なワクチン、治療薬及び診断薬への迅速なアクセス促進；

(e) ワクチン、治療薬及び診断薬の効果的な生産と供給のため、開発途上国の製造業者に対する非独占的ライセンスの付与；並びに

(f) 相互に合意されたその他の技術移転形態、これには関連する知識、技能及び技術的専門知識の移転を含む。

4. 締約国会議は、第 1 回会合において、前述の WHO PABS 契約及び通知の標準的条件並びに年次金銭的拠出に関する関連実施方法について合意する。

5. 各参加製造者が WHO PABS 契約においてコミットした事項は、WHO により公開される。

（以下、略）

(*) PABS 附属書ドラフト (A/IGWG/3/3) に記載の無い注書き

国際保健規則（2005）（和文仮訳）⁸⁶

第 13 条 関連保健製品への衡平な取得の機会を含む公衆衛生上の対応

（中略）

3. WHO は、当事国からの要請に基づき又は当事国が WHO の申出を承諾した後、技術的な指針及び援助を提供すること並びに実施される管理上の措置の効果について評価をすること（必要に応じ、現場での支援のために国際的な専門家チームを動員することを含む。）により、公衆衛生上のリスク及び事象への対応のため協力する。

2025 年 12 月 1 日から 5 日にかけて、IGWG 第 4 回会合が開催され、PABS 附属文書ドラフトの検討が継続され、附属書に盛り込まれることが想定される項目（適用範囲、用語、アクセス及び利益配分の方法、システムの運営等）について議論が行われた。第 4 回会合に先立ち、IGWG 事務局は民間セクター、学术界、研究機関、配列情報データベースの代表者を含む関係者と非公式な対話を行った。同様の焦点を絞った対話は、1 月の再開会合に向けた準備として、数週間にわたり継続されることになった。第 5 回 IGWG 会合は、2026 年 2 月 9 日から 14 日にかけて開催されることとなった^{87 88}。

2026 年 1 月 20 日から 22 日にかけて再開された会合において、加盟国は附属書ドラフト

⁸⁶ 国際保健規則（2005）（和文仮訳）（日本国厚生労働省ウェブサイト）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10500000/001507415.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁸⁷ Countries to reconvene sooner to accelerate progress on WHO Pathogen Access and Benefit Sharing system negotiations (WHO ウェブサイト)

<https://www.who.int/news/item/05-12-2025-countries-to-reconvene-sooner-to-accelerate-progress-on-who-pathogen-access-and-benefit-sharing-system-negotiations> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁸⁸ WHO パンデミック協定（仮称）（日本国外務省ウェブサイト）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ghp/page23_004456.html [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

における未解決事項について、協議を継続し、意見の相違を縮め、合意点を見出すことを目的とした意見交換を行った⁸⁹。第 5 回 IGWG 会合は、2026 年 2 月 9 日から 14 日にかけて開催されることが確認された⁹⁰。

WHO 総会におけるパンデミック協定の採択やそれに続く PABS 附属書案の交渉については、関係団体等から、以下のような声明が出されている。

2025 年 5 月 19 日、IFPMA は第 78 回 WHO 総会で、パンデミック協定に関する以下のような声明を発表した⁹¹。

現在の政治的・財政的状況を踏まえると、WHO が規範と基準に関する核心的な任務を超える新たなイニシアチブに多大なリソースを投入する可能性について疑問を抱かざるを得ず、WHO には、その任務の範囲内で独自の付加価値を有し、ミッションを最も効果的に遂行できる分野にさらに優先順位を置くことを求める。民間企業は、次のパンデミックが発生した際に必要となる医薬品やワクチンを開発・供給するために必要なイノベーションを推進する上で、引き続き重要な役割を果たし、交渉が継続される中で、その専門知識と経験が再び活用されることが不可欠である。

2025 年 9 月 15 日、IFPMA は、IGWG 第 2 回会合で声明を発表し、病原体とそれに関連する配列情報への自由で妨げられることのないアクセスの維持や PABS システムのユーザーにとって法的確実性の確保の重要性、パンデミック緊急措置に関連するすべての健康製品に拡大するなどの過度に広い範囲やトリガーは、イノベーションを損なうリスクがあること、企業は、医療対策への衡平なアクセスに引き続き取り組んでいるが、その義務をどのように履行するかについて柔軟性を維持することの重要性などを述べた⁹²。

2025 年 11 月 3 日、IFPMA は、IGWG 第 3 回会合で以下の声明を発表した。

PABS の定義にあたっては、パンデミックに焦点を当て、過去の経験から効果的だった点とそうでなかった点を学ぶ必要がある。事務局の現在のドラフトは、重要な枠組みを弱体化させ、将来のパンデミック対応能力を左右するワクチン・治療薬の開発パイプライン強化に必要な研究開発に障壁を設けることで、この目標を損なうおそれがある。このドラフトは、実際のパンデミック発生の可能性が低い病原体まで対象とする過度に広範な定義を導入し、参加意欲を削ぐ強制的な財政的拠出を課すものである。さらに、各国の ABS 法が

⁸⁹ Countries progress negotiations in support of WHO Pandemic Agreement (WHO ウェブサイト)
<https://www.who.int/news/item/23-01-2026-countries-progress-negotiations-in-support-of-who-pandemic-agreement> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁹⁰ Countries to reconvene sooner to accelerate progress on WHO Pathogen Access and Benefit Sharing system negotiations (WHO ウェブサイト)
<https://www.who.int/news/item/05-12-2025-countries-to-reconvene-sooner-to-accelerate-progress-on-who-pathogen-access-and-benefit-sharing-system-negotiations> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁹¹ WHA78 individual statement on the pandemic agreement (May 19, 2025) (IFPMA ウェブサイト)
<https://www.ifpma.org/news/wha78-individual-statement-on-the-pandemic-agreement/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁹² Statement on PABS system at the second meeting of the open-ended Intergovernmental Working Group (IGWG 2) on the WHO Pandemic Agreement, 15 September 2025 (IFPMA ウェブサイト)
<https://www.ifpma.org/news/statement-on-pabs-system-at-the-second-meeting-of-the-open-ended-intergovernmental-working-group-igwg-2-on-the-who-pandemic-agreement/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

PABS に適用されないことを保証しておらず、義務の重複や法的な不確実性を招くおそれがある。加えて、知的財産権に対する広範な制限を設けることで、重要なイノベーションを阻害する結果となるおそれがある。産業界が最も価値ある貢献として取り組むべきは、パートナーと連携し、次なるパンデミックに迅速に対応可能な製品パイプラインを構築することである。現在、将来のパンデミックを引き起こすリスクが最も高い病原体に対するワクチンや治療薬の開発はほとんど進んでおらず、いくつかの病原体については現在、開発中の治療薬やワクチンが全く存在しない。このようなパイプラインを構築しなければ、次回に共有できる成果は生まれない。我々は、PABS が幅広いマルチステークホルダー・パートナーシップとして構築されることを支持する。企業は、衡平なアクセス手段の採用を通じて自発的に参加でき、個別の契約により柔軟かつ強制力のある枠組みとなるべきである⁹³。

2025 年 12 月 1 日、IFPMA は、IGWG 第 4 回会合で以下の声明を発表した⁹⁴ ⁹⁵。

効果的な病原体アクセス・利益配分制度（PABS）は、病原体アクセスを取り巻く複雑で不確実な法的状況を積極的に解消することで、研究とイノベーションの強化、促進、加速を図らなければならない。この制度が機敏かつ効果的に機能するためには、法的確実性を優先し、知的財産権（IP）を尊重するとともに、参加者が複数の枠組みにおいて義務が重複しないことを保証する必要がある。

「パンデミック発生の可能性がある病原体」に関する数多くの定義案には、主観的な基準が含まれている。例えば、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態⁹⁶（PHEIC）を引き起こすリスクが高い既知の病原体」を捕捉する、という基準は、必要な客観的な疫学的指標を欠いている。PABS システムは、「パンデミック発生の可能性」に関する客観的な疫学的基準を定義しなければならない。これには、重症度の閾値や複数地域への拡散動態などが含まれる。

病原体へのアクセスと利益配分を結びつける PABS は、病原体の共有を長期にわたる法的交渉へと変質させる。これにより研究開発のリスクプロファイルが高まり、投資意欲を削ぐ結果となり、医療のタイムリーな開発を支援するという主要な目標を阻害する。PABS の枠組みは、参加国すべてが PABS 対象材料および配列に関して自国の ABS 法を適用除外または不適用とすることを保証し、明確な法的確実性を提供するとともに、重複する義務を回避しなければならない。

閉鎖的な PABS システムモデルは、物質と配列へのアクセスに制限を設けることで重大

⁹³ Statement on PABS Instrument at the third meeting of the open-ended Intergovernmental Working Group (IGWG 3) on the WHO Pandemic Agreement, 3 November 2025 (IFPMA ウェブサイト)

<https://www.ifpma.org/news/statement-on-pabs-instrument-at-the-third-meeting-of-the-open-ended-intergovernmental-working-group-igwg-3-on-the-who-pandemic-agreement/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁹⁴ IFPMA 1000 Words Submission on PABS DECEMBER 2025 (WTO ウェブサイト A/IGW/4 Written statements by Relevant Stakeholders)

https://apps.who.int/gb/igwg/pdf_files/IGWG4-written-statements/IFPMA-08-12-2025.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁹⁵ Statement at the fourth meeting of the open-ended Intergovernmental Working Group (IGWG 4) on the WHO Pandemic Agreement (IFPMA ウェブサイト)

<https://www.ifpma.org/news/statement-at-the-fourth-meeting-of-the-open-ended-intergovernmental-working-group-igwg-4-on-the-who-pandemic-agreement/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁹⁶ 「第 1 章第 2 節 3.WHO における国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正」を参照

なリスクをもたらし、科学的進歩に必要な情報の迅速な流れを即座に阻害する。閉鎖的な中央管理構造は、PABS の配列データを臨床・疫学・社会データベースと統合することを妨げ、包括的解析、正確なリスクモデリング、効果的な変異追跡の能力を著しく制限する。PABS システムは既存データベースの置換や制限ではなく、それらの連携に注力すべきであり、これは WHO にとって運用コストの低減にもつながる。義務発生のトリガーが曖昧な PABS（例：PHEIC 宣言への強制的利益配分義務の拡大）は、既存の市場動態を意図せず混乱させるリスクがある。具体的には、再利用製品（PHEIC 発生時に該当する製品）の非パンデミック供給量に割り当て義務が適用された場合、当該製品の本来の承認用途における患者へのアクセスに深刻なリスクが生じる可能性がある。PABS 契約においては、企業が最も大きな影響を受ける分野を慎重に評価できる余地を設けるべきであり、それによりより幅広い企業が準備と対応に包括的に貢献できるようになるであろう。

2025 年 4 月 25 日、South Centre はパンデミック協定交渉の妥結について、以下のような声明を出している⁹⁷ ⁹⁸。

パンデミック協定の交渉は、加盟国間の著しい力関係の不均衡、加盟国が交渉権限を事務局に委譲するという異例のアプローチ、及びワクチン生産の地理的拡大、技術移転、知的財産権に関する重要な条項の策定に商業的利益が大きな影響を及ぼした点が特徴だった。South Centre は、開発途上国が合意達成のため実質的な譲歩を行ったことを指摘する。採択された合意には、パンデミック時のワクチンその他の医療製品への衡平なアクセス拡大に関する具体的なコミットメント、個々の国のワクチン備蓄規制、ワクチン及び医療製品の生産加速のための技術・ノウハウ移転メカニズム、特に開発途上国を対象としたパンデミック時の専用資金と緊急資金調達に関する強制力のある義務は含まれていない。パンデミック時に、開発途上国が医療対策に衡平かつ迅速にアクセスできることを確保する、この核心的な課題は、後続の交渉に先送りされた。現在の枠組みは、単なる暫定的な規定を定めるに留まっており、最も重要な点は、未だ設立されていないシステムに参加する製造者が、製品の 10% を寄付し、残りの製品の 10% 以下を WHO に手頃な価格で供給することを約束する点である。その見返りとして、各国は、病原体物質及び情報へのアクセスを利益の分配の条件とする既存の権利を放棄することに合意している。このトレードオフは未だ確定したものではなく、これらの材料への無条件アクセスは、衡平な利益配分に関する最終的な合意が成立するまで条件付きのままである。South Centre は、開発途上国がこのような衡平な合意を実現するために必要な要素を特定する支援を継続する。

2025 年 9 月 19 日、South Center は、IGWG 第 2 回会合において、以下の声明を行った⁹⁹。

- システムの整合性を確保するため、全構成要素を同時に交渉すること

⁹⁷ WHO Pandemic Agreement Negotiations Reach Critical Stage Pending an Equitable Solution on Access and Benefit Sharing (South Centre ウェブサイト)

<https://www.southcentre.int/wp-content/uploads/2025/04/Statement-on-the-conclusion-of-the-Negotiations-for-a-WHO-Pandemic-Instrument.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁹⁸ SC Statement on the Conclusion of Pandemic Treaty Negotiations, 25 April 2025 (South Centre ウェブサイト)

<https://www.southcentre.int/sc-statement-on-the-conclusion-of-pandemic-treaty-negotiations-25-april-2025/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁹⁹ IGWG2 Statement 19 September 2025 (South Centre ウェブサイト)

<https://www.southcentre.int/wp-content/uploads/2025/09/SC-IGWG2-statement-19.09.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

- PABS システム目的における PABS 材料及び科学情報の共有義務発動条件を IHR（国際保健規則）に整合させること。

- パンデミック緊急事態¹⁰⁰を含む公衆衛生上の国際的緊急事態（PHEIC）発生中の利益配分運用に関する交渉において早期合意を達成すること。

- 研究開発の利益配分においては、PABS 材料の利用者全てを、その役割に応じた形で関与させること。

- その他の主要な交渉優先事項として、PABS システムへの持続的な資金調達と、WHO の明確な管理構造を位置付けること。

2025 年 11 月 3 日、South Center は、IGWG 第 3 回会合において、以下の声明を行った¹⁰¹。

- PABS 附属書の真価は、意図した効果を生むかどうかで判断されるべきである。最初のドラフトではその効果は期待できないが、交渉の開始には役立つであろう。

- 合意形成における重要な概念は、PABS システムが、生物資源及び配列情報に関する既存の国際的なアクセス及び利益配分（ABS）の法的規則と整合しなければならないという点で合意が得られていることである。アクセスには事前通知に基づく同意（PIC）の取得が求められ、これらの資源・情報の利用から生じる利益の分配方法については、事前に相互に合意された条件が設定される。この整合性は、名古屋議定書（アクセスと利益配分に関する議定書）の下で特別の手段として機能することを目指す多国間システムとしての PABS にとって不可欠である。このため、標準契約は PABS の中核的要素でなければならない。

- 締約国は、ワクチン・治療法・診断法（VTD）製造業者を PABS システムに参加するよう単に奨励するだけでなく、例えば、WHO との法的拘束力のある標準契約に署名して PABS に参加する製造業者からのみ VTD を調達することに合意する規定を PABS に盛り込むことが可能である。さらに、締約国は、システムが提供する柔軟性を損なうことなく、PABS を通じたアクセスを事前に定義された利益配分を条件とすることが可能である。

- 多国間政策の失敗を回避し、公的資金と多国間協力を活用して、利益よりも公衆衛生を優先する、より強力で協調的な研究開発システムを構築するため、PABS をどのように設計すべきかを事前に検討する必要がある。

2025 年 12 月 1 日、South Center は、「IGWG 第 4 回会合の開始にあたり、途上国による驚くべき結束を示す形で、アフリカグループ（AG）と衡平性グループが共同で声明を発表し、80 の途上国を代表した。」ことを公表した¹⁰²。South Center によれば、2025 年 12 月 1 日付のアフリカグループとエジプト、リビア、ソマリア、スーダンによる共同声明は、以

¹⁰⁰ 「第 1 章第 2 節 3.WHO における国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正」を参照

¹⁰¹ Statement to the Intergovernmental Working Group (IGWG) on the WHO Pandemic Agreement 3 November 2025 （South Centre ウェブサイト）
<https://www.southcentre.int/wp-content/uploads/2025/11/South-Centre-Statement-IGWG3-3-November-2025.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁰² Statement to the Intergovernmental Working Group (IGWG) on the WHO Pandemic Agreement 3 November 2025 （South Centre ウェブサイト）
<https://www.southcentre.int/wp-content/uploads/2025/11/South-Centre-Statement-IGWG3-3-November-2025.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

下のとおりである¹⁰³。

- 当グループは 80 カ国以上、世界人口の約 75%を代表している。当グループは、第 4 回 IGWG で、文案が合意可能な状態になることを期待している。
- PABS 附属書は、PABS システムの運用に関する詳細な内容を明確に規定すべきであると確信している。この観点から、第 4 回 IGWG では PABS 契約に関する交渉も開始されなければならない。この重要な作業は、締約国会議に先送りすることはできない。
- IGWG において、標準化された契約を最終決定することで、PABS 利用者の義務が明確になる。この明確化は、各国政府が本協定の批准を検討する上で不可欠であるとともに、協定発効後のシステムの完全な運用開始を可能にするためにも重要である。
- PABS 契約の重要な要素の多くは、既に「アクセス」および「利益配分」のセクションに存在している。それらのうち、一部は再編成し契約に統合することが可能であり、そちらの方がより適切に収まるであろう。
- PABS 契約が利益配分義務の詳細のみを定めるという見解は、我々は受け入れない。契約は、PABS 材料及び配列情報の提供者、並びに PABS システムの利用者の権利と責任、アクセス条件及び利用条件も定義する。
- あらゆる法的契約と同様に、PABS 契約の締結は当然ながら任意であり、誰も契約締結を強制されることはない。ただし、PABS 材料および配列情報へのアクセスは、契約書の条項と条件を受け入れた場合にのみ許可される。
- これは、各国の遺伝資源に対する主権的権利を尊重し、フリーライダーを防止し、全ての関係者が自らの義務を理解し遵守する信頼できるエコシステムを構築するための鍵となる。
- 当グループは、利益配分が任意ではなく義務であることを改めて確認する。第 12 条で合意した内容から後退することはできない。
- 同時に、パンデミック協定第 12 条第 9 項は、本制度の公正・透明・説明責任・衡平な運用に必要な追加要素を検討する余地も与えている。他の IGWG メンバーには、PHEIC 時および平時における参加製造業者・開発者の利益配分義務、ならびに本システムの利用者に対する利益配分義務の詳細化に参加いただくよう、強く願います。
- VTDs (Vaccine, Therapeutic, Diagnostic) の配分は、最終目標と誤解されてはならない。PABS システムは、ライセンス供与と必要な技術移転を通じて、各国が長期的に自国民のニーズを自立的に満たせる健康レジリエンスの構築に貢献すべきである。
- 新技術が新たなリスクを生み出す中、生物安全保障、サイバーセキュリティ、生物防護への対応が重要であることを強調する。人工知能の進歩により DNA 配列の設計が容易になり、これらのツールは悪用や偶発的放出を通じて、人工病原体のリスクを大幅に高めている。本協定は将来を見据え、こうした新たな脅威に備えたものでなければならない。

3. WHO における国際保健規則 (IHR: International Health Regulation) 改正

国際保健規則 (IHR 2005 として知られている。2005 は最新の改訂の年) は、WHO の 194 の加盟国すべてを含む 196 の締約国がコミットしている法的拘束力のある国際文書である。これらの規則の目的は、公衆衛生上のリスクに限定され、国際的な交通や貿易への不必要な

¹⁰³ Africa Region + Egypt, Libya, Somalia, Sudan and Group for Equity Lead 80-Country Push for Fair Pathogen Access and Benefit Sharing System (South Centre ウェブサイト、SouthNews No. 544, 1 December 2025)
<https://us5.campaign-archive.com/?u=fa9cf38799136b5660f367ba6&id=62bd0eca0a> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

干渉を回避する方法で、病気の国際的な蔓延を防止、保護、管理、及び公衆衛生上の対応を提供することである¹⁰⁴。

第 75 回 WHO 総会で、新型コロナへの対応を踏まえて、IHR を部分改正するためのプロセスについて、2024 年 5 月の第 77 回 WHO 総会での改正案の採択に向け交渉を行うことが決定された（2022 年 5 月 24 日）¹⁰⁵が、2022 年 5 月 27 日に改正案の発効までの期間を 24 か月から 12 か月に短縮することが合意された¹⁰⁶。

2024 年 6 月 1 日、第 77 回 WHO 総会は、国際保健規則（2005 年）（IHR）の改定パッケージ¹⁰⁷に合意した。パンデミック協定で使用されている「パンデミック緊急事態」、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の定義は、国際保健規則（2005 年）に従うことと規定されている¹⁰⁸。改正後の国際保健規則では、「パンデミック緊急事態：Pandemic Emergency」¹⁰⁹、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態：Public Health Emergency of International Concern（PHEIC）」¹¹⁰の定義は、それぞれ以下のように定められている。

「パンデミック緊急事態」とは、従来の「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」のうち、感染症によって引き起こされるものであって、かつ「（１）複数の国への及び複数の国における広範囲にわたる地理的まん延のリスクが高いもの、（２）それらの国の保健制度の対応能力を超えている又は超えるリスクが高いもの、（３）社会的又は経済的に重大な混乱（国際交通及び国際取引の混乱を含む。）を引き起こしている又は引き起こすリスクが高いもの、かつ（４）政府全体及び社会全体のアプローチによる迅速で衡平な、かつ、強化された協調的な国際的行動を必要とするもの」の全てに該当するものをいう。

「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」とは、この規則の定めるところにより、次のことが判断される異常な事象をいう。

- (i) 疾病の国際的なまん延により他国に対して公衆衛生上のリスクをもたらすこと。
- (ii) 協調した国際的な対応措置が潜在的に必要となること。

改正された IHR は、拒絶又は留保を表明した国を除く加盟国に対して、改正の採択に関する WHO 事務局長による通報の日から 12 か月後に効力が生じることになる。WHO 事務

¹⁰⁴ International Health Regulations: amendments (1 October 2024 Q&A)（WHO ウェブサイト）
<https://www.who.int/news-room/questions-and-answers/item/international-health-regulations-amendments> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁰⁵ Seventy-fifth World Health Assembly – Daily update: 24 May 2022（WHO ウェブサイト）
<https://www.who.int/news/item/24-05-2022-daily-update---24-may-2022> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁰⁶ Seventy-fifth World Health Assembly – Daily update: 27 May 2022（WHO ウェブサイト）
<https://www.who.int/news/item/27-05-2022-seventy-fifth-world-health-assembly---daily-update--27-may-2022> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁰⁷ International Health Regulations (2005), A77/A/CONF/14, 1 June 2024 (WHO ウェブサイト)
https://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHA77/A77_ACONF14-en.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁰⁸ Intergovernmental Negotiating Body to draft and negotiate a WHO convention, agreement or other international instrument on pandemic prevention, preparedness and response, A78/10, 14 May 2025 (WHO ウェブサイト)
https://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHA78/A78_10-en.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁰⁹ 国際保健規則（IHR）（2005）の改正について（日本国厚生労働省ウェブサイト）
https://www.mhlw.go.jp/stf/kokusai_who_ihr.html [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹¹⁰ 国際保健規則（2005）（和文仮訳）（日本国厚生労働省ウェブサイト）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10500000/001507415.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

局長による加盟国宛て通報は 2024 年 9 月 19 日付けで行われた。日本においても国内法令等で担保されることが確認され、日本は拒絶又は留保を行わず、今般の改正は 2025 年 9 月 19 日に発効した¹¹¹。

4. 健康技術アクセスプール（Health Technology Access Pool : HTAP）（旧 COVID-19 Technology Access Pool : C-TAP）

2020 年 5 月、WHO、コスタリカ政府、及び 45 の WHO 加盟国は、全ての国の人々が COVID-19 治療薬に衡平かつ手頃な価格で迅速にアクセスできることを目的として、C-TAP を開始した。

その実施パートナーには国際連合開発計画（United Nations Development Programme (UNDP)）、MPP、国連技術銀行、Unitaid が含まれる。

C-TAP は COVID-19 の治療薬、診断薬、ワクチン及びその他の製品の開発者に対して、公衆衛生主導で、透明性のある、自発的で、非独占的なライセンスを通して、品質の保証された製造業者と、知的財産権、知識、及びデータを共有するために単一のグローバルプラットフォームを提供する。

2021 年 11 月、C-TAP と MPP は、スペイン国際研究評議会（Spanish National Research Council (CSIC)）と、全世界における COVID-19 血清学的検査薬の迅速な製造と商品化を目的として、COVID-19 血清学的抗体技術についてライセンス契約を締結した¹¹²。

2022 年 5 月、C-TAP と MPP は、アメリカ国立衛生研究所（National Institute of Health (NIH)）と、COVID-19 の革新的治療方法、初期段階ワクチン、及び診断薬の開発のためのライセンス契約を締結した¹¹³。

2024 年 1 月 31 日、WHO は、C-TAP の後継として、健康技術アクセスプール（the Health Technology Access Pool : HTAP）について、以下の通り発表した¹¹⁴。

C-TAP は、研究開発ツール、診断、ワクチンを含む 15 の技術に関する 6 つの非独占的なグローバルライセンスを確保した。HTAP は、C-TAP が築いた基盤を土台とし、構造、プロセス、その他の変更を取り入れながら、より効果的に多様な優先技術を惹きつけ、支援することを可能にする。

2025 年 2 月 26 日、WHO は HTAP の活動について、以下の発表を行った¹¹⁵。

¹¹¹ 国際保健規則（IHR）（2005）の改正について（日本国厚生労働省ウェブサイト）

https://www.mhlw.go.jp/stf/kokusai_who_ihr.html [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹¹² CSIC License to C-TAP（WHO ウェブサイト）

<https://www.who.int/initiatives/covid-19-technology-access-pool/csic-license> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹¹³ US NIH licensed to C-TAP（WHO ウェブサイト）

<https://www.who.int/initiatives/covid-19-technology-access-pool/us-nih-licenses> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹¹⁴ WHO introduces the Health Technology Access Pool, 31 January 2024 (WHO ウェブサイト)

<https://www.who.int/news/item/31-01-2024-who-introduces-the-health-technology-access-pool> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹¹⁵ New WHO partnership with Indian Institute to advance technology transfer and health equity, 26 February 2025 (WHO ウェブサイト)

<https://www.who.int/news/item/26-02-2025-new-who-partnership-with-indian-institute-to-advance-technology-transfer-and-health-equity> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

2025 年 2 月 12 日から 13 日にかけて、HTAP はインド・ケララ州トリヴァンドラムにあるスリー・チトラ・ティルナル医学科学技術研究所（The Sree Chitra Tirunal Institute for Medical Sciences and Technology : SCTIMST）と会合を開催した。SCTIMST は、優先度の高い医療技術の研究開発を Proof of Concept（POC）まで一貫して行う一方で、技術移転に必要な支援も提供する、ユニークな公的資金による機関である。詳細に議論された研究分野には、生体材料、生物医学工学、体外診断、その他の医療機器及び支援技術が含まれる。2025 年 1 月に署名された SCTIMST との覚書（MOU）は、HTAP のビジョンである、透明性があり非独占的なライセンスの下で技術を提供できる公共機関のグローバルネットワークを構築し、サービスが不足している地域における重大なアクセス格差を解消する取り組みを支援する。覚書の目標を具体的な実行可能な活動に反映させるための 2 年間の作業計画の策定を行っているところである。

2025 年 5 月 9 日、WHO は以下の発表を行った¹¹⁶。

世界保健機関（WHO）と医薬品特許プール（MPP）は本日、MPP とナイジェリアの医療技術企業 Codix Bio との間で、グローバルな in vitro 診断薬企業 SD Biosensor（SDB）から技術移転を受けた迅速診断検査用製品（RDT）の開発及び製造を開始するためのサブライセンス契約を締結した。この契約は、2023 年 12 月に C-TAP イニシアチブの支援の下で合意された、SDB と MPP 間の非独占的かつ透明性の高いライセンス契約に基づく最初の契約である。C-TAP はその後、HTAP へと発展し、サブライセンス、技術及びノウハウの移転を通じて、医療製品（検査、ワクチン、治療、医療機器）の有能な現地生産者を支援し、医療サービスが不十分な地域や国におけるアクセス格差の解消を目指している。新しい RDT 技術は、追加の機器を必要とせずに医療施設で簡単に使用できるため、低・中所得国（LMICs）において特に有用である。Codix Bio は当初、HIV の RDT の製造に注力するが、この技術はマラリアや梅毒などの検査薬の製造にも活用可能であり、他の疾患にも迅速に適応できるため、健康危機やパンデミック時に有用であり、健康の安全と衡平性の向上に貢献する。

2025 年 12 月 19 日、WHO は、ベルギーと WHO が、医療製品と技術への世界的な衡平なアクセスを促進する新たな合意に署名したことを発表した。この発表によると、ベルギーの貢献により、WHO は以下の二つの主要プログラムの実施を加速することが可能となることである¹¹⁷。

1. mRNA 技術移転プログラム（フェーズ 2.0）：2030 年までに低・中所得国（LMIC）の製造企業が、パンデミック関連病原体や結核、マラリア、デング熱、がんなどの優先疾患を含む mRNA ベースのワクチン・治療薬の自立した生産者となることを支援する。

¹¹⁶ WHO and Medicines Patent Pool announce sublicensing agreement for rapid diagnostic test technology, 9 May 2025 (WHO ウェブサイト)

<https://www.who.int/news/item/09-05-2025-who-and-medicines-patent-pool-announce-sublicensing-agreement-for-rapid-diagnostic-test-technology> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹¹⁷ Belgium and WHO sign new agreement to boost global equitable access to health products and technologies (WHO ウェブサイト)

<https://www.who.int/news/item/19-12-2025-belgium-and-who-sign-new-agreement-to-boost-global-equitable-access-to-health-products-and-technologies> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

2. 医療技術アクセスプログラム (HTAP) : WHO が権利確保と地理的に分散した技術移転を実現するための仕組みであり、当初は診断技術と mRNA に焦点を当てていたが、他の優先技術へも拡大している。HTAP は既に、医療サービスが十分に行き届いていない地域における診断薬製造能力の拡大に向けたライセンス契約およびサブライセンス契約の締結を支援している。

第3節 WIPOの動向

WIPO では、2020 年 4 月の事務局長声明で、COVID-19 に関する 2020 年 4 月での主な課題は、COVID-19 の治療薬及びワクチンへのアクセスではなく、承認された治療薬及びワクチンがないことが指摘された。したがって、2020 年 4 月での各国政府の政策は、治療薬及びワクチンを見つけるための研究開発支援を目指すべきであり、知的財産権はそのため中心的な役割を果たすと指摘した¹¹⁸。

その後、COVID-19 のワクチン、治療薬の開発が進み、WIPO は、2022 年 3 月 10 日、COVID-19 関連ワクチン・治療法に関するパテントランドスケープレポートを発行した¹¹⁹。

また、2022 年 7 月 14 日、WIPO、USPTO、EPO、及び学術経済学者は COVID-19 パンデミックに対してグローバルイノベーションシステムがいかに機能したのかに関するレポート (Resilience and Ingenuity: Global Innovation Responses to Covid-19¹²⁰) を作成・公開した。

また、COVID-19 対応パッケージは、2021 年 10 月に WIPO 加盟国によって承認され、WIPO の 2022/23 年度作業・予算計画の一環として、WIPO 事務局長によって発表された。

2025 年 2 月以降 2026 年 1 月までに、下記に関する追加情報は確認できなかった。

1. WIPO のパテントランドスケープ (COVID-19-related vaccines and therapeutics)

WIPO のウェブサイト¹²¹で、特定の国若しくは地域内、又は、世界の特定の技術を概観するものとして、パテントランドスケープが公開されている。当該パテントランドスケープは、公衆衛生、食料安全保障、気候変動、環境など、発展途上国及び後発開発途上国にとって特に関心のある分野がカバーされている。

COVID-19 関連ワクチン、治療薬に関するパテントランドスケープ¹²²が、2023 年 4 月 3 日に公開された。本報告書は、COVID-19 ワクチン及び治療薬の分野で行われた特許活動の包括的なレビューに基づく所見を提供し、2022 年 3 月に発行された第 1 回 WIPO COVID-

¹¹⁸ Some Considerations on Intellectual Property, Innovation, Access and COVID-19, April 24, 2020 (WIPO ウェブサイト) https://www.wipo.int/about-wipo/en/dg_gurry/news/2020/news_0025.html [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹¹⁹ New COVID-19 Research: Universities and Research Organizations Highly Active in Vaccine Patenting During Pandemic's Early Days; China, U.S.-based Applicants Lead in Vaccine and Therapeutics Innovation, March 10, 2022 (WIPO ウェブサイト) https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2022/article_0003.html [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹²⁰ Resilience in Face of the COVID-19 Crisis (Centre for Economic Policy Research ウェブサイト) https://cepr.org/system/files/publication-files/167264-resilience_and_ingenuity_global_innovation_responses_to_covid_19.pdf [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹²¹ Patent Landscape Reports (WIPO ウェブサイト) <https://www.wipo.int/publications/en/series/index.jsp?id=137> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹²² Patent Landscape Report (2022): COVID-19 vaccines and therapeutics Insights into related patenting activity throughout the pandemic (WIPO ウェブサイト) <https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo-pub-1075-23-en-covid-19-vaccines-and-therapeutics.pdf> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

19 特許ランドスケープレポート¹²³で議論された洞察に基づいている。以下、概要を示す。

2020 年初めから 2022 年 9 月までの 49 の知財庁における特許調査において、COVID-19 関連の特許出願が 7,758 件（うち、COVID-19 治療薬に関連する特許出願が 4,787 件、ワクチン開発に関連する出願が 1,298 件）見当たった。

COVID-19 関連の特許出願分析：

(1) ワクチン出願 出願人比率・出願人国籍上位 5 位・種類比較

出願人比率：企業（52%）、大学／研究機関（42%）

出願人国籍上位 5 位：中国、米国、ドイツ、韓国、ロシア

種類比率（2022 年 1 月から 9 月に公開された出願）：従来型ワクチンに関する特許出願（弱毒生ワクチン：3%、不活化ウイルスワクチン：9%、たんぱく質サブユニットワクチン：47%、ウイルス様ワクチン：5%）

新たなプラットフォームワクチンに関する特許出願（ウイルスベクターワクチン：21%、RNA ワクチン：11%、DNA ワクチン：7%、抗原提示細胞ワクチン：3%）

(2) 治療薬出願 出願人比率・出願人国籍上位 5 位・種類比較

出願人比率：企業（49%）、大学／研究機関（38%）

出願人国籍上位 5 位：中国、米国、韓国、インド、ドイツ

種類比率：低分子化合物（50%）、生物学的製剤（43%）

2. Resilience and Ingenuity: Global Innovation Responses to Covid-19¹²⁴

2022 年 7 月 14 日、WIPO、USPTO、EPO、及び学術経済学者は COVID-19 パンデミックに対してグローバルイノベーションシステムがいかに機能したかに関するレポート（Resilience and Ingenuity: Global Innovation Responses to Covid-19）を作成・公開した。レポートの概要は以下のとおりである。

1. COVID-19 は、パンデミックの最初の 2 年間で、世界の知的財産出願に大きな影響を与えた。
2. パンデミックの影響を最も受けたのは、零細及び中小の起業家であったが、デジタル技術の急速な採用は、多くの起業家に機会をもたらした。
3. 米国のデータによると、女性研究者とプライマリケアを担当する研究者が、パンデミックの影響を最も強く受けたことが示唆される。
4. 政策支援は、グローバルなイノベーションシステムの回復力において重要な役割を果たし、パンデミックへの対処におけるシステムの対応に貢献した創意工夫に拍車をかけた。

¹²³ Patent Landscape Report (2022): COVID-19-related vaccines and therapeutics Preliminary insights on related patenting activity during the pandemic (WIPO ウェブサイト)
<https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo-pub-1075-en-covid-19-related-vaccines-and-therapeutics.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹²⁴ Resilience in Face of the COVID-19 Crisis (Centre for Economic Policy Research ウェブサイト)
https://cepr.org/system/files/publication-files/167264-resilience_and_ingenuity_global_innovation_responses_to_covid_19.pdf
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

3. COVID-19 Response Package and Build Back Fund¹²⁵

WIPO は、2022 年に事務局長が立ち上げた COVID-19 対応パッケージで開始されたプロジェクトの実施支援を継続するために設立された Build Back Fund の下で、知的財産の効果的な活用を活用し、ターゲットを絞ったインパクト志向のプロジェクトを通じて、加盟国が特定の課題に対処できるよう支援している。特に、女性、若者、中小企業（SME）、地域社会、先住民族など、知的財産制度によって十分に支援されていない人々に焦点が当てられている。

COVID-19 対応パッケージは、2021 年 10 月に WIPO 加盟国によって承認され、WIPO の 2022/23 年度作業・予算計画の一環として、WIPO 事務局長によって発表された。

2024 年 7 月 10 日、WIPO の COVID-19 対応パッケージプロジェクトの成果に特化したハイブリッド会議が、WIPO 総会の合間に開催された¹²⁶。

COVID-19 対応パッケージの下で開始された 50 以上のプロジェクトのうち、女性、若者、起業家、先住民コミュニティなど、支援の行き届いていないコミュニティへの影響について、以下の 8 つの取組が会議で紹介された。

- ・ トリニダード・トバゴのカーニバル博物館の知的財産管理戦略
- ・ ペルーのアワジュン先住民コミュニティのための Uchi CreActivo プロジェクト
- ・ ドミニカ共和国及び中米諸国の起業家や零細・中小企業の資金調達源としての知財制度の利用の促進
- ・ ブータンの工芸部門のための団体商標及び認証商標の開発
- ・ チリにおける地理的表示「Orégano de la Precordillera de Putre」の管理と商業化を強化
- ・ エジプトとサウジアラビアの知財研修機関（IPTI）による中小企業（SME）のための知財知識とスキルの構築
- ・ リベリアの中小企業のための知財管理クリニック
- ・ 「起業家のための知的財産プレイブック」（ラテンアメリカの IPTI との経験から開発）

COVID-19 対応パッケージの下で開始されたプロジェクトの実施支援を継続するため、WIPO は 2024/25 年度作業・予算計画において、Build Back Fund を設立した。

第 4 節 WTO/WHO/WIPO 三者共同の取り組み

公衆衛生に関する国際協力は本質的に多面的であり、効果的な医療システムの構築に重点が置かれており、ダイナミックで、世界中の国々の要求に対応しなければならない。こ

¹²⁵ COVID-19 Response Package and Build Back Fund（WIPO ウェブサイト）

<https://www.wipo.int/en/web/innovation-creativity-and-development-acceleration-program/build-back-fund> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹²⁶ Spotlighting the impact of WIPO's COVID-19 Response Package and Beyond（WIPO ウェブサイト）

<https://www.wipo.int/en/web/innovation-creativity-and-development-acceleration-program/w/news/2024/spotlighting-the-impact-of-wipo-s-covid-19-response-package-and-beyond?lang-wt=en> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

の目標に向けて、WTO¹²⁷、WHO¹²⁸、WIPO¹²⁹は、健康を改善するための世界的な取り組みを支援するために、20年以上緊密に協力している。WTO、WHO、WIPOの役割は、国際連合広報センターによれば、以下のように記載されている。

WTO¹³⁰

国家間のグローバルな貿易の規則を取り上げる唯一の国際機関である。多国間規則に基づくシステムの中で貿易が円滑に行われるように支援し、政府間の貿易に関する紛争を公平に解決し、個々の加盟国の貿易政策を検討し、貿易に関する交渉のためのフォーラムを提供する。

WHO¹³¹

グローバルな保健問題についてリーダーシップを発揮、健康に関する研究課題を作成、規範や基準を設定し、加盟国への技術的支援を行い、健康志向を監視、評価する。

WIPO¹³²

知的所有権のサービス、政策、情報、協力のためのグローバルなフォーラムであり、その目的は、すべての人の利益となるイノベーションと想像力を可能とするバランスのとれた、効果的な国際知的所有権（IP）システムを発展させることである。

1. 調査レポート：Promoting Access to Medical Technologies and Innovation

2012年、WTO、WIPO、WHOは、健康、知的財産、及び貿易の問題に関する国際協力を透明かつ全体的な方法で支援することを目的とした調査レポート（Promoting Access to Medical Technologies and Innovation）初版¹³³を作成した。このレポートでは、実際の経験を共有し、幅広い政策手段を理解するためのプラットフォームを提供するため、3つの機関のそれぞれの専門分野をまとめている。

2020年に第2版¹³⁴が作成されたが、これは、特にCOVID-19パンデミックへの対応における多面的な課題に世界が取り組んでいるときに、進行中の技術協力と政策議論をサポートし、情報を提供する手段として考えられている。

¹²⁷ Trilateral cooperation on public health, trade and intellectual property (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/tratop_e/trips_e/who_wipo_wto_e.htm [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹²⁸ Trilateral cooperation on intellectual property and public health (WHO ウェブサイト)

<https://www.who.int/teams/health-product-policy-and-standards/medicines-selection-ip-and-affordability/cooperation> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹²⁹ WHO, WIPO, WTO Trilateral Cooperation on Public Health, IP and Trade (WIPO ウェブサイト)

https://www.wipo.int/policy/en/global_health/trilateral_cooperation.html [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹³⁰ 世界貿易機関 (World Trade Organization (WTO)) (国際連合広報センターウェブサイト)

https://www.unic.or.jp/info/un/unsystem/specialized_agencies/wto/ [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹³¹ 世界保健機関 (World Health Organization (WHO)) (国際連合広報センターウェブサイト)

https://www.unic.or.jp/info/un/unsystem/specialized_agencies/who/ [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹³² 世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization (WIPO)) (国際連合広報センターウェブサイト)

https://www.unic.or.jp/info/un/unsystem/specialized_agencies/wipo/ [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹³³ Promoting Access to Medical Technologies and Innovation (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/pantiwhowipowtoweb13_e.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹³⁴ Promoting Access to Medical Technologies and Innovation Second Edition (WHO-WIPO-WTO-trilateral ウェブサイト)

https://www.who-wipo-wto-trilateral.org/files/wipo_pub_628_2020_en.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

2. Trilateral COVID-19 Technical Assistance Platform

2022 年 4 月 11 日、WTO¹³⁵、WHO¹³⁶、WIPO¹³⁷は、既存の三極協力の枠組みの中で COVID-19 技術支援プラットフォーム（Trilateral COVID-19 Technical Assistance Platform¹³⁸）を立ち上げた。以下の 3 点を目的としている。

（1）公衆衛生、知的財産、及び貿易問題のインターフェースに関する専門知識を利用できるワンストップショップの提供；

（2）COVID-19 ワクチン、医薬品、及び関連技術のニーズに対処するメンバーのサポート；

（3）ワクチン、医薬品、及び技術にアクセスするために利用可能なすべてのオプションを最大限に活用する際の、タイムリーで調整された技術支援の促進及び提供

具体的に利用可能な技術的支援としては、以下のものがあげられている。

- ・政策オプションを特定すること、実施すること、国際的な法的枠組みの中で公衆衛生、知的財産、貿易に関連する国内の法的枠組みをレビューすること（TRIPS 協定と公衆衛生についてドーハ宣言で再確認・明確化された柔軟性を提供する TRIPS 協定の条項を最大限に活用することを含む）。

- ・パンデミックに対応するために必要とされる技術に関して、加盟国のアクセスをサポートすること。

- ・医薬品やその他の優先医療技術へのアクセスを活用するための地域的及び準地域的アプローチをサポートすること。

- ・COVID-19 イニシアチブを通じて、イノベーション、アクセス、技術移転を促進することを含め、世界、地域、国レベルでの健康、知的財産、貿易に関連する情報の収集と利用可能性を強化すること。

2023 年 9 月 12 日、WHO、WIPO、WTO の事務局長は、COVID-19 パンデミック発生後 3 回目となる会合で、3 組織間の協力の焦点を、COVID-19 パンデミックへの対応から、保健技術へのアクセスを向上させ、将来のパンデミックによりよく備えるために、TRIPS 協定の柔軟性をより効果的かつ持続的に活用するための支援を強化・拡大することに合意した。加盟国の発展するニーズに対応するため、事務局長らは、WHO-WIPO-WTO COVID-19 技術支援プラットフォームの利用を COVID-19 以外にも拡大することに合意した¹³⁹。

¹³⁵ WHO, WIPO, WTO launch trilateral COVID-19 technical assistance platform, April 11, 2022 (WTO ウェブサイト) https://www.wto.org/english/news_e/news22_e/igo_11apr22_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹³⁶ WHO, WIPO, WTO launch trilateral COVID-19 technical assistance platform, April 11, 2022 (WHO ウェブサイト) <https://www.who.int/news/item/11-04-2022-who-wipo-wto-launch-trilateral-covid-19-technical-assistance-platform> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹³⁷ WHO, WIPO, WTO launch trilateral COVID-19 technical assistance platform, April 11, 2022 (WIPO ウェブサイト) https://www.wipo.int/policy/en/news/global_health/2022/news_0003.html [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹³⁸ WHO-WIPO-WTO Trilateral Technical Assistance Platform ウェブサイト <https://www.who-wipo-wto-trilateral.org> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹³⁹ WHO, WIPO, WTO renew commitment to support integrated solutions to global health challenges, 12 September 2023, (WTO ウェブサイト) https://www.wto.org/english/news_e/news23_e/igo_13sep23_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

上記以外に、WTO、WHO、WIPO の 3 者の取り組みとして、近年以下の活動が行われている。

- ・技術協力ウェビナー

2025 年 7 月 3 日に、技術ウェビナーを共催し、公共調達（プール調達を含む）の医療技術のグローバルで衡平かつタイムリーなアクセスを促進する役割について議論した¹⁴⁰。

- ・ジュネーブを拠点とする 3 者協力保健・貿易・知財担当官会合

2025 年 11 月 17 日に、ジュネーブを拠点とする貿易、保健、知的財産の外交官を対象とした第 2 回 3 者協力ブリーフィングが開催された¹⁴¹。WTO で非公開の会議として開催され、関係者は、AI やデジタルヘルス技術に関する実践的な経験を共有した。

- ・現在の政策課題に関する技術シンポジウム

2025 年 12 月 11 日に、第 12 回 3 者協力技術シンポジウム「抗菌薬耐性:イノベーションギャップ、アクセス不平等、供給課題への対処」が開催された¹⁴²。

以上

¹⁴⁰ Public procurement as key tool to tackle health issues discussed at WHO-WIPO-WTO webinar, 3 July 2025 (WTO ウェブサイト) https://www.wto.org/english/news_e/news25_e/igo_03jul25_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁴¹ WTO, WHO and WIPO hold briefing for government officials on AI and digital health, 17 November 2025 (WTO ウェブサイト) https://www.wto.org/english/news_e/news25_e/heal_17nov25_205_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁴² WHO, WIPO, WTO Symposium examines innovation, access and supply issues in addressing AMR, 11 December 2025 (WTO ウェブサイト) https://www.wto.org/english/news_e/news25_e/heal_11dec25_256_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

第2章 CBD 及び WHO パンデミック協定における、遺伝資源及びその遺伝情報に関する DSI の ABS に関する議論

日本製薬工業協会
野村 将

1. はじめに

生物多様性条約の枠組みで、製薬産業の研究開発を阻害する恐れのある遺伝資源及びその遺伝情報に関するデジタル配列情報（DSI）のアクセスと利益配分（ABS）についての国際的な議論が継続的に行われている。また、WHO パンデミック協定ではパンデミックに係る病原体とその遺伝情報のアクセスと利益配分の仕組み(PABS)を設立することが議論されている。

製薬業界は、生物多様性の保全とパンデミック対策の重要性を深く認識しており、これらの課題解決に向けた国際的な取り組みを全面的に支持している。各国が緊密に連携し、実効性のある枠組みを構築することは、持続可能な社会の実現において不可欠である。一方で、現在検討されている国際的な枠組みについては、慎重な議論が必要であると考ええる。特に、義務となる範囲が不明確なまま一部の業界セクターや民間企業に大きな義務を負担させる仕組みにおける抛出や、抛出金の具体的な使途や運用における透明性が十分に確保されないまま抛出のみを先行させる議論の方向性については、合理的な説明が不足していると言わざるを得ない。

以下にデジタル配列情報のアクセスと利益配分に関する多国間の仕組み（MLM：Multilateral Mechanism）及び WHO パンデミック協定の PABS に関する製薬業界の考えについて述べる。（国際的な議論の詳細については令和6年度調査報告書第1部第2章に記載されたため省略する）

2. デジタル配列情報のアクセスと利益配分

COP16 では、デジタル配列情報の利用に伴う利益配分を実現するため、多国間の仕組みを運用化する決定（Decision 16/2）が採択され、あわせてグローバル基金である Cali 基金が設置された。デジタル配列情報を商業的に利用して便益を得る民間企業に対し、企業規模に応じて利益または売上高の一定割合を Cali 基金へ抛出することが示され、目安として、利益の1%または売上高の0.1%が設定されている。また、対象となり得るセクターとしては、製薬、化粧品、農業・食品関連（アグリビジネス等）などが挙げられている。

デジタル配列情報のアクセスと利益配分に関する国際的な制度設計につき、製薬業界は、「研究開発・イノベーションの進展を妨げない枠組み」を最優先の原則とするべきと考えている。持続可能な枠組みにするために、以下の要素を制度設計に組み込むことを望む。

A) 参加しやすく公平な基金制度の設計

抛出は義務ではなく自発的なものとし、抛出額も自己申告に基づいて合理的な範囲で柔軟に設定できる仕組みを目指す。デジタル配列情報の便益は幅広いステークホルダーに享受されており、生物多様性の保全という全世界的な趣旨からも、基金への参加は、特定の

組織や産業に負担が偏らないよう、広範なステークホルダー・産業分野が参加し、広く薄く負担する形が望ましい。また、過去の活動に遡って拠出を求めることは避けるべきである。

B) 参加を促す明確なインセンティブ

多くの利用者に参加してもらうためには、明確なメリットが必要である。少なくとも、参加企業に過度な負担や重複義務を負わせることは避けるべきである。例えば、この基金に拠出することで、他の関連条約や国内法が定める利益配分義務がすべて免除される（重複した拠出を避ける）といった、シンプルで分かりやすいインセンティブを与えることが考えられる。製薬企業は公定価格である薬価制度の下で事業を行っており、拠出コストを製品価格へ転嫁することは極めて困難であることから、非締約国企業などとも比較し、国際競争上不利益とならないような国内措置は不可欠である。

C) 研究開発や利用を阻害しない自由なアクセス

研究開発・イノベーションの進展を妨げないことが重要である。そのため、研究開発の基盤となる配列データベースの利用に制限を設けたり、アクセスに負荷をかけたりすることは避け、研究者が自由に情報を活用できる環境を維持する必要がある。また、利用者の利便性を考え、製品ごとにデジタル配列情報を追跡・管理するような複雑な手続きは避ける。

D) 透明で信頼性の高い基金運営

基金が広く信頼され、継続的に運営されるためには、透明性の確保が不可欠である。運用を開始する前に、安定した法的基盤と明確な運用ルールを策定し、資金の流れや活動内容・効果を積極的に情報開示することが必要と考える。

3. パンデミックに係る病原体とその遺伝情報のアクセスと利益配分の仕組み

現在、WHO パンデミック協定第 12 条において、パンデミック発生時にワクチン等の関連製品の 20%（無償提供 10%および入手可能な価格での提供 10%）を WHO へ提供する義務が盛り込まれている。さらに、これら製品提供の義務に加え、平時から「年会費」に類する金銭的拠出を義務化する議論が進展している。これら金銭的拠出に加え、その他にも企業活動に様々な条件が付される状況下では、企業が参画に消極的になることから、結果として迅速な病原体アクセスの阻害、緊急時における研究開発の遅延を招くという重大なリスクを孕んでいる。また、上記したデジタル配列情報のアクセスと利益配分による拠出との重複など、企業負担の著しい増大が予想される。将来の公衆衛生上の脅威に対し実効性のある対応を実現するためには、企業にとって参加しやすい制度設計の確立が不可欠である。

4. パンデミックにおける製造準備態勢と持続可能な製品供給

平時におけるワクチンおよび治療薬の製造準備態勢について、製薬企業各社は相応の対応能力を保有している。しかしながら、次なるパンデミックの起因となる病原体を事前に特定することは困難であり、不確実性の高い中で体制を維持し続けることには多大な障壁が存在する。特に、製造設備や原料の確保・維持には膨大なコストを要するため、事業の継続性を担保し得る持続可能な枠組みの構築が不可欠となる。

パンデミック発生時には、供給量の最大化を目的とした製造施設の増設や人員確保に莫

大な投資が行われる。しかし、事態の終息後には、これらの投資が過剰在庫や余剰設備、過剰人員へと転じ、深刻な経営リスクを招くこととなる。また、ワクチンの研究開発には、1,000 万ドルから 1 億ドル（約 15 億円から 150 億円）以上の先行投資が必要である。したがって、特に途上国における施設新設にあたっては、こうした経済的実態を十分に踏まえた慎重な検討が求められる。

技術移転およびライセンス供与に関しては、これらを一律に義務化すべきではない。安定した知的財産制度を基盤とし、自発的な協力関係を支援する健全かつ均衡のとれたエコシステム、および自主性を尊重した多様なパートナーシップの構築こそが、実効性のある供給体制の実現に寄与する。

さらに、病原体へのアクセス段階における利益配分に関する契約の締結義務化については、慎重な議論を要する。研究の初期段階で詳細な利益配分を決定することは、成功の不確実性が極めて高いプロジェクトに対して過度な経済条件の検討を強いることと同義である。これは企業にとって過重な負担となるだけでなく、迅速な研究開発を阻害し、最終的な製品開発全体に負の影響を及ぼす懸念がある。

5. まとめ

世界において医薬品を創出できる能力を有する国家は、全 194 の WHO 加盟国の中でわずか 10 カ国から 15 カ国程度に限定されている。日本は、この数少ない医薬品創出国の一つである。

製薬ビジネスの本質は、極めて高いリスクとリターンが併存するモデルに立脚している。一つの革新的医薬品を開発するためには、数百億円から数千億円規模の膨大な投資が必要であり、次世代の創薬に向けた研究開発を継続するためには、その投資を確実に回収できる環境が不可欠である。この循環を支える基盤こそが知的財産制度であり、公正な競争と多角的なコラボレーションを促進する重要な役割を果たしている。

しかし、現在議論されている生物多様性条約（CBD）における「デジタル配列情報（DSI）のアクセスと利益配分（ABS）」、および「WHO パンデミック協定」といった国際的な交渉の場において、創薬国の主張は数的に不利な状況に置かれやすい。その結果、議論の方向性が企業の事業継続性を度外視した過度な負担を求めるものへと傾斜する懸念がある。

製薬企業にとって、サステナブルなビジネスモデルを維持できない非現実的な枠組みが構築された場合、その枠組みへの実効性ある参加は極めて困難となる。国際的な利益配分の仕組みを真に機能するものとするためには、企業にとって予見可能性が高く、参画へのインセンティブが働く「魅力ある内容」を包含しなければならない。製薬業界は、科学的根拠に基づき、イノベティブな研究開発を停滞させることなく、むしろ促進するような制度設計がなされ、世界の患者さんに医薬品が届くよう、引き続き国際的な議論に貢献していく。

以上

第3章 WIPO、WTO/TRIPS 理事会等、知的財産の専門的なフォーラムにおける議論の状況

第1節 WIPOにおける議論の動向

1. 加盟国総会

WIPO 加盟国総会は、WIPO の予算の策定、PCT 等の国際出願・登録制度の規則改正承認等、WIPO 全体に関わる事項についての意思決定を行う会合。第 66 回加盟国総会は 2025 年 7 月に開催された。

<第 66 回加盟国総会>

第 66 回加盟国総会では、各加盟国による一般演説、2026/27 年 WIPO 計画予算案、各委員会の活動報告、マドリッド制度の規則改正、ウクライナ支援等が議論された。

(1) 一般演説

地域グループ・コーディネータ、ASEAN・EU 等の共同体、各加盟国、オブザーバが演説を行った。我が国（河西特許庁長官）からは、中小企業・スタートアップ・起業家への支援に関する WIPO の取組として Global Entrepreneur Empowerment Program (GEEP) や IP マネジメントクリニック (IPMC) などの取組を歓迎するとともに、途上国の中小企業支援について日本国特許庁が WIPO と連携強化することに合意しており、引き続き世界規模の取組に協力していく旨表明した。また、日本国特許庁は、AI を含む最先端技術が知的財産制度に与える影響を認識し、WIPO におけるこうした分野の議論に積極的に参加していく旨表明した。そして、気候変動や SDGs 達成等の社会課題解決に向けて、知的財産が重要な役割を担うものである旨言及するとともに、日本国特許庁が、ジャパン・ファンドを通じた協力を含め WIPO GREEN などの取組を拡充していることや、大阪・関西万博において国際フォーラムを開催し、社会課題解決に向けて知財を活用するという考え方を広めていく旨表明した。

(2) WIPO 計画予算委員会 (PBC)

本年は WIPO の 2 カ年予算の編成年であり、2025 年 5 月及び 6 月に開催された PBC 第 38 回及び 39 回会合にて 2026/27 年度計画予算案について議論が行われたものの、一部の予算提案項目について加盟国間での合意が得られず、WIPO 加盟国総会にて再度議論を行うこととなっていた。今次総会において、上記合意が得られていない項目について集中的に議論がなされた結果、提案の一部修正が行われた上で、2026/27 年度計画予算案が承認された。

(3) 開発と知的財産に関する委員会 (CDIP)

WIPO 事務局より、過去 1 年間（2024 年 12 月及び 2025 年 5 月）に開催された CDIP 会合の議長総括及び開発アジェンダ実施に関する事務局長報告について紹介があった。我が国からは、WIPO ジャパン・ファンドを通じた取組として、ラテンアメリカやアジア、アフリカ等での WIPO GREEN の支援例を紹介するなど、JPO が WIPO を通じた途上国支援の取組の重要性を認識し、ジャパン・ファンドを通じて積極的に貢献していることについて発信した。

（４）意匠法条約（DLT）を確定し採択するための外交会議の報告

2022 年の第 63 回 WIPO 加盟国総会において、本件に係る外交会議を開催することが決定されていた。これに関し、WIPO 事務局より、2024 年 11 月に同外交会議が開催され、その結果、リヤド意匠法条約（Riyadh Design Law Treaty）が採択されたことについて報告があった。

（５）マドリッド制度の規則改正、その他の議題

第 22 回マドリッド作業部会にて合意された規則改正が承認された。このほか、WIPO のウクライナ支援に関する報告、監査及び監督に関する事項の報告、WIPO 職員事項に関する報告や、WIPO 調整委員会等の構成、その他各種委員会の報告などについて、今次総会にて取り扱われた。

2. 特許法常設委員会（SCP）

特許法常設委員会（SCP）では 2000 年～2005 年に実体特許法条約作成に向けて議論を続けていたが、その後 3 年間、南北対立により会合を開催することができなかった。その後の調整の結果、2008 年 6 月に第 12 回会合が開催され、第 16 回以降、ファクトファインディングに留め制度調和につなげないとの前提で、「特許の質（異議制度を含む）」及び「秘匿特権」（以上主に先進国の関心事項）、「特許権の例外と制限」、「特許と健康」及び「技術移転」（以上主に途上国の関心事項）の 5 項目に関して議論が行われてきた。

2025 年 11 月には、第 37 回会合が開催され、本会合においては、引き続き上記の 5 項目に関して議論を行うとともに、各国の知見や経験共有のための各種シェアリングセッションが開催された。

（１）「特許の質（異議制度を含む）」：発明者の概念に関する各国・地域の法的枠組や AI の発明者適格・AI 関連発明の特許性に関し、日本から、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において現在議論されている AI に関連する特許法上の各論点を紹介した。特に、これまで SCP で焦点が当てられていなかった「引用発明適格性」の論点については、非常に重要であるとの反応があった。

各知財庁における特許審査のための AI ツール等、種々のツール利用や開発に関し、日本から、特許庁における AI 技術の活用に向けたアクション・プランの現在の進行状況を紹介し、他国からはドシエ情報の要約への AI 活用について関心が寄せられた。

（２）「秘匿特権」：事務局から WIPO において各国の情報を整理したウェブページが紹介された。

（３）「特許権の例外と制限」：事務局から、各国の農家・育種家の特許権の利用における例外に関する規定・運用が紹介された。（54 か国程度が当該例外に関する法規を設けているとのこと。日本ではこれを明示的に規定した法規・運用は存在しない。）

（４）「特許と健康」：事務局や国際製薬団体連合会（IFPMA）等の代表から、医薬品及びワクチンに関する特許情報にアクセス可能なデータベースに係る取組の更新状況が説明され、また、事務局から、WIPO による開発途上国及び後発開発途上国に対する技術支援に関する WIPO の開発アジェンダ勧告 14 の実施状況に関する進捗報告がなされた。

（５）「技術移転」：健康やグリーン技術分野における技術移転に関するベストプラクティスに関し、日本から、グリーン技術の技術移転という観点から、大阪・関西万博におい

て開催した国際フォーラムを紹介し、知財庁という立場からの貢献を共有した。また、会合に招へいされた専門家からは、公的資金及び私的資金（企業から CSR 活動として資金提供を募る）を組み合わせ活用し技術移転を行う新たなソーシャルイノベーションライセンスモデル等について紹介があった。

（６）「今後の取組」：次回会合以降、上記５項目の議題の下で、効果的な審査のための AI ツール等の利用や知財庁がツール開発の上で直面する課題を共有するシェアリングセッション開催、AI 発明者適格の各国議論状況の更新、私的／非商業的利用に関する特許権の例外や国家安全保障関連発明に関する例外の議論、特許審査を行う上での倫理に関する各国の運用等の情報収集等を行うことに合意した。

一方、議長サマリの「今後の取組」の前文において十数年間挿入され続けてきた「SCP の取組は…ファクトファインディングに留め制度調和につなげない」との文言、及び、開発アジェンダ勧告 14 のレビューを要請するブラジル提案等に関しては、長時間にわたる非公式会合での交渉を経て、前者は「いくつかの加盟国は、…ファクトファインディングに留め制度調和につなげないことに合意した一方で、ある加盟国は同意しなかった」との文言で決着した。後者は３年後の SCP40 において、事務局が技術支援の進捗報告を行うという形で合意（※レビューは行わず、単に報告のみ）。

3. PCT 作業部会

PCT 作業部会 (PCT-WG) は、2007 年の PCT 同盟総会において設立が合意されたもので、PCT に関する広範な議題を検討し、PCT 同盟総会での採択に向けた加盟国間の事前協議・調整を行う場となっている。

2025 年 2 月に開催された第 18 回会合では、電子メールアドレスの記載を必須とする規則修正、個人データを公衆アクセスの対象から除外可能とする規則修正、為替変動等に伴う手数料換算額の見直しのための総会指針の修正に関する提案のほか、遺伝資源等の出所開示要件に関する PCT 規則等の修正を将来の会合で検討するため WIPO 国際事務局が提案を準備するよう要請するか否か等について議論が行われた。

しかしながら、会合中に議長の議事進行を不服として動議が提起されたのに続き、議長により会合の中断が宣言された。

4. 商標・意匠・GI の法律に関する常設委員会 (SCT)

SCT では、商標・意匠・地理的表示 (GI) の法律に関する国際調和、各国共通の課題等について議論している。2025 年 3 月に第 48 回会合が開催され、以下について議論が行われた。

【意匠】

（１）GUI の意匠保護に関する共同勧告¹⁴³の修正提案、及び GUI に対する意匠保護がイ

¹⁴³ 国際的な GUI の意匠保護を促進し、各国における制度改正の際の指針とするため、これまでの SCT における GUI の意匠に関する調査結果を踏まえ、GUI の意匠保護に関する基本的事項を法的拘束力の無い「共同勧告」としての作成を目指すもの。2019 年の第 42 回会合で日米が共同提案し、現在、イスラエル、英国、カナダ、韓国並びに EU 及びその加盟国が共同提案国に加わっている。

ノベーションに与える影響に関する調査についてのアフリカグループによる提案¹⁴⁴：第 47 回会合で、我が国を含む先進国グループからの指摘を受け、アフリカグループが次回会合までに提出するとしていた修正提案は、第 48 回会合までに提出がなされなかった。第 48 回会合では、アフリカグループは、提案の修正のために文書での意見を求めた。協議の末、アフリカグループは、本調査提案について、既に提供されたコメントに加えて、さらなるコメントを募集し、次回会合前に修正提案を用意することとなり、議長サマリーにその旨明記された。

（２）優先権書類の電子的交換（DAS）に関する参加国の最新状況：第 48 回会合では、日本や米国等から、DAS の有用性について発言があり、また、英国から、特許出願に対して提供している DAS のサービスを意匠出願にも拡大予定である旨紹介があった。本議題は、次回通常会合でも提示されることとなった。

【商標】

（１）国名・地名・国ブランドの保護：第 48 回会合では、累次会合で議論されてきた①ジョージア等による商標における国名及び国家的重要性のある地名の保護に関する審査ガイドライン採択の提案について、②ジャマイカによる国名の保護に関する共同勧告案について、その修正提案が議論された。また、③エクアドルおよびペルーによる、「国ブランド」に関する提案が扱われた。

①について、本提案は、国名及び国家的重要性のある地名を含む商標については、原則としてその登録を認めないことを規律し、審査において参照する国名・地名リストを含む審査ガイドラインの採択を求める提案である。提案国を中心に、国名及び国家的重要性のある地名の保護に関する国際調和の重要性が言及された一方で、EU からは、提案を歓迎しつつも、更なる文言の修正や追加が必要である旨の発言がなされた。その後、提案国であるスイスから非公式文書（作業文書の修正案であり、共同勧告案を提案するもの）が加盟国に共有された。議論の結果、次回会合では作業文書の修正が行われることとなり、引き続き議論を行うこととなった。

②について、本提案は、商標中に国名が含まれる場合、指定商品との関係で需要者に誤認のおそれがない場合であっても、その登録を認めないとするものである。コロンビア、中国、韓国等から、自国制度等と相違する、商標審査の負担が増すおそれがある等の懸念が示された。また、我が国から、本提案の内容はユーザーに過度な負担を課す懸念があるため、慎重に議論すべき旨発言した。次回会合においても本議題について引き続き議論を行うこととなった。

③について、本提案は、「国ブランド」（各国が自国のイメージ促進等の目的で使用するあらゆる標識）を保護するための制度の条文を提案するものである。エストニア（CEBS グループ代表）、EU、英国、米国、中国等からは、提案されている制度の法的性質が不明であること、新たな制度を創設する必要性、国ブランドの定義の広範さ等について懸念が示さ

¹⁴⁴ 累次 SCT 会合で議論されてきた GUI の意匠に関する調査や、GUI の意匠保護に関する共同勧告作成提案に関して、GUI の意匠保護の拡大が開発途上国や後発開発途上国（LDC）に与える影響について十分な分析がなされていないことを考慮し、SCT は新興のソフトウェア・情報技術産業に与える影響を十分に検討する必要があると、共同勧告案の採択には時期尚早との立場を示したアフリカグループによって、第 46 回会合で事務局に対し、当該影響に関する新たな調査が提案された。

れた。他方で、スイス、コロンビア、アイスランド、ロシア、ナイジェリア、ナミビア等からは、国ブランドの重要性を指摘する発言や、提案に関心があるため更なる議論への参加を希望する旨の発言があった。次回会合においても本議題について引き続き議論を行うこととなった。

(2) ドメインネームにおける国名及び地名の保護: 国名及び国家的重要性のある地名は、一私人によって不当に独占されることを避けるため、トップレベルドメイン (TLD) として登録されるべきではないところ、ICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers) における現行の取扱いでは国名及び地名の保護が限定的であるとして、その保護の強化を求める国名及び国家的重要性のある地名をリスト化することが提案されたものである。エストニア (CEBS グループ代表) からは提案への支持が表明されたが、米国からは、「国家的重要性のある地理的名称」の意味について共通理解が存在しないこと等が指摘された。次回会合では、本議題をアジェンダに残し、進展があった場合に議論を行うこととなった。

(3) ドメインネームにおける商標関連の最新情報: ICANN により TLD の拡大が行われているところ、それに伴い商標権者の権利が害されることへの懸念があることから、事務局に対して、TLD 拡大における商標関連の側面に関する情報の提供を継続的に求めているものである。今次会合では、47 回会合に引き続き、事務局から TLD 拡大における商標関連の側面に関する情報が提供され、締約国からは、これらの議論や課題について引き続き最新情報を提供してほしい旨の発言があった。

【地理的表示 (GI)】

各国の GI 保護制度・運用の理解を深めるための情報セッションを累次開催しているところ、第 48 回会合では、「世界における GI の価値」及び「ドメイン名紛争解決手続における有効な権利としての GI の承認: 最近の動向と展望」の 2 つをテーマに、第一部では社会経済的発展やエコツーリズムの潜在的な手段としての GI の利点と欠点について WIPO、豪州、スペインから、ドメイン名紛争解決手続と GI に関する制度的・歴史的な概観について WIPO、EU、米国からプレゼンがあった。第二部では、米国、コロンビア、ベルギーから GI 及び商標による保護についての各国の経験が、英国、インド、イタリア、メキシコから各国の制度やドメイン名紛争解決手続における GI の扱いが共有された。

また、今次会合のプレナリーセッションでの議論の結果、次回会合では 2 つの情報セッションを開催し、「GI 及び持続可能性についての包摂的ガバナンス」(EU 提案) 及び「植物名及び GI」(豪州提案) を各情報セッションのトピックとすることで合意した。

5. マドリッド作業部会

マドリッド作業部会は、商標の国際登録に関するマドリッド制度の利便性向上等のため主にマドリッド協定議定書の規則修正等について議論し、マドリッド同盟総会での採択に向け加盟国間の事前協議・調整を行う場となっている。

2025 年 9 月に開催された第 23 回会合では、中国語・ロシア語・アラビア語・日本語・ポルトガル語・ドイツ語の導入提案について議論が行われた。また、基礎要件や従属性の維持・撤廃・緩和、登録証発行義務化、保護認容日・使用要件開始日提供義務化、出願人適格の緩和に関する規則修正等についても議論された。これらの議題について次回以降の会

合で引き続き検討されることとなった。

6. ハーグ作業部会

ハーグ作業部会は、意匠の国際登録に関するハーグ制度の利便性向上、法的問題の解決等のため、ハーグ協定ジュネーブ改正協定の規則の修正等を議論し、ハーグ同盟総会での採択に向けて、締約国間の実務者間における協議を行う場となっている。

2025 年 10 月に開催された第 14 回会合では、単一クラス要件廃止、手数料表改定、WIPO 国際事務局を通じた締約国からの通信の送付のための規則修正案のほか、優先権書類デジタルアクセスサービスへの参加の奨励、意匠の複製物の新形式導入に関する提案、及び従前から議論が続いているハーグ制度の手続言語として新たな言語を追加する提案についても議論が行われ、これらの議題について次回以降の会合で引き続き検討されることとなった。また複製物の新形式については、JPEG の高解像度化、PNG、SVG など 2D 画像フォーマットの導入について、その実施や技術的詳細に関心ある締約国と協議するフォーラムを設ける要請が国際事務局に対してなされた。

7. 著作権等常設委員会（SCCR）

SCCR では近年、主に①放送機関の保護と②権利の制限と例外について議論が行われている。

このうち、①放送機関の保護は、1998 年、デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の保護に関する新たなルール（放送条約）の策定を目指して議題化され、現在、2007 年の一般総会のマンデート（伝統的な意味での放送機関の保護を定めること（ただし、コンテンツ自体は保護の適用対象外））に従って議論を継続しており、近年は、条約の枢要である、(i)用語の定義（definition）、(ii)保護の対象（object of protection）、及び(iii)与えられる権利（rights to be granted/protection）に関する議論が中心に行われている。

第 42 回会合（2022 年 5 月）では、代案のない形の議長テキストが示され、第 43 回会合（2023 年 3 月）、第 44 回会合（2023 年 11 月）、第 45 回会合（2024 年 4 月）では、前回会合の議論等を踏まえて修正された議長テキストについて、各国と、議長・起草者の間で質疑が行われた。

今後、議長テキストは、各国等からの意見等を踏まえて修正され、次回の第 46 回会合で更に議論が行われる予定である。

②権利の制限と例外は、著作権等の権利保護だけではなく、権利の制限と例外の措置についてもデジタル時代に対応した新たな国際的枠組みを構築すべきという途上国からの指摘を受け、2005 年以降、議題化されている。現在（i）図書館とアーカイブのためのものと（ii）教育、研究機関等のためのものの 2 つを議論対象としている。両議題とも、各国の経験等の共有を中心に行うべきとする先進国と、新たな国際的枠組みの必要性を主張する途上国との間で対立する構造が続いている。

8. WIPO 標準委員会（CWS）

WIPO 標準委員会（Committee on WIPO Standards : CWS）は、2009 年 9 月の一般総会において、従前の情報技術常設委員会／標準・文書作業部会（SCIT／SDWG）に代わり設置が承認された。技術専門家が集い、新たな WIPO 標準の制定や現行 WIPO 標準の改正等に

について検討することを目的とした委員会である。

2025 年 11 月に開催された第 13 回会合では、日本から共同タスクフォースリーダーであるサウジアラビア及び国際事務局とともに、知財データ交換に関する標準案として、相互主義、無償提供、第三者への自由な提供等について規定されている五庁データ交換ポリシーをベースとする WIPO 標準案を CWS に提示した。また、一部の知財庁からの指摘を踏まえ、国際事務局から標準案の改善のためにアンケート調査を行うことが提案された。結論、アンケートの結果に基づいて WIPO 標準案を修正し、次回会合（2026 年 11 月）での WIPO 標準承認を目標とするスケジュールについて、合意が得られた。

さらに、同会合では、既存の ST.26（配列表）、ST.37（オーソリティファイル）、ST.60（商標書誌データ）、ST.90（API）、ST.92（優先権書類の電子交換のためのデータパッケージ形式に関する標準）の改訂、特許情報への公衆アクセスタスクフォースの終了、（出願人名称等の）名称のデータクリーニングを補助する新標準案の提案等について議論がされた。

このうち、ST.92 については、前回の会合では含まれなかった意匠及び商標登録出願を追加した改訂案、及び新たなサンセット期間満了日（2028 年 6 月 30 日）が承認された。また、ST.26、ST.37、ST.60 及び ST.90 については、改訂案が承認された。特許情報への公衆アクセスタスクフォースについては、タスクフォースを終了することが承認された。名称のデータクリーニングを補助する新標準案の提案については、個人情報保護等の懸念点が残っているとの指摘を受け、前回の会合に引き続き承認されず、議論継続となった。

9. エンフォースメント諮問委員会（ACE）

本諮問委員会は、2002 年の一般総会において、知的財産権のエンフォースメント（権利執行）に関する諮問委員会（ACE）として設立され、知的財産権（知財）の執行に関する技術的な支援や調整、特に模倣・海賊行為に対抗するための機関・産業界との連携、公衆教育、支援、国内・地域内の研修プログラムの実施調整、知的財産権行使の事項に関する情報交換等を行っている。

2025 年 2 月に第 17 回会合が開催された。同会合では、知財のエンフォースメントに係る（1）公衆への啓発活動、（2）政策実施体制、（3）WIPO による法令面の支援、（4）WIPO による各国・地域での人材育成活動支援について、プレゼンテーション等を通じ、以下のような情報共有が行われた。

知的財産権に関する普及啓発に関し、その効果向上のため、各国・機関が行う様々な工夫が紹介された。まず内容面では、国ごと又は WIPO が提供する調査ツールキットを利用して測定した消費者への意識調査の結果を、キャンペーンの効果向上に役立てている例が紹介された。また手段の面では、複数の国がインフルエンサーを利用して特に若年層への浸透を図る重要性について言及した。また一部の国・機関からは、中小零細企業が各国の社会経済構造に占める重要な役割とともに、そのような企業における知財保護活用の意識の低さや知財侵害を受けた際のリスクの高さが指摘された。

海賊版コンテンツへの対応に関し、サイトブロッキングの有効性を示す調査結果が発表され、その関連法制度が一部の加盟国に導入されつつあり、あるいは司法判断で対応する国もあること、一方で巧妙化する侵害者側の手口に迅速に対抗し、あるいは越境で発生する侵害に対抗するため、各国間ないし官民の連携や技術面でのアップデートの重要性が指

摘された。

第 16 回会合においてブラジル（前回会合における GLURAC 代表）が提案した ACE の議題にバイオパイヤシーを含めることについては、今回会合に至るまでの非公式会合及び本会合における調整を経て、タイトルを「知財侵害によるバイオ産業へのインパクト」とするなどの修正を加えたうえで、第 18 回会合においてパネルディスカッションを行うこととなった。

10. 開発と知的財産に関する委員会（CDIP）

開発と知的財産に関する委員会（CDIP）は、WIPO が取り組むべき「開発アジェンダ」（2007 年の WIPO 一般総会にて採択）を実施するための作業計画の策定、履行状況の確認等を行うために設立された委員会である。

2025 年 5 月に第 34 回会合、2025 年 11 月に第 35 回会合が開催された。

<第 34 回 CDIP 会合>

（1）開発アジェンダの実施に関する事務局長報告書について、クレイブ事務局次長から、WIPO 中期戦略計画（MTSP）2022-2026 に整合させつつ、各セクターにおいて開発アジェンダの主流化に取り組んだことに言及があった。また、事務局から、開発協力の分野における WIPO の技術支援に関する独立外部レビューの現状報告があった。

（2）「知財と開発」に関する情報共有セッションでは、トピックを「知財と司法」として、WIPO 事務局から、知財やイノベーションのエコシステムを強化する上で WIPO が司法分野をどのように支援しているかについて、IP Judges Forum の開催経験等を含めて紹介があった。

（3）その他議論等：今次会合で提案された 2 つのプロジェクトのうち、知的財産を活用したフェスティバル・ツーリズム促進プロジェクトは実施が承認されたが、途上国における商標権侵害物品の国境を越えた取引に対処するための戦略及びツールの開発プロジェクトは、次回会合で議論を継続することとなった。

<第 35 回 CDIP 会合>

（1）地域グループ・コーディネータ、各加盟国や EU 等から一般演説が行われ、WIPO の知財と開発の分野における、途上国に対する技術支援や、若者、女性、中小企業等の重要性などについて言及がなされた。日本からは、ジャパン・ファンドを通じた SMEs 支援や WIPO GREEN の取組等日本の貢献を発信すると共に、WIPO と協力して実施した大阪・関西万博におけるイベント開催について紹介しつつ、WIPO と今後も協力し貢献していきたい旨表明している。

（2）「知財と開発」に関する情報共有セッションでは、「デジタル時代における、レジリエンス、効率性、アクセシビリティ、危機への備えのための知財庁の強化と近代化」をテーマとして、WIPO 事務局側から、夏目事務局長補ほか関連部署から WIPO における危機対応関連の取組が紹介された。日本からは、知財庁による貢献として、震災時の救済措置、ウェブサイト等による情報発信、震災復興支援早期審査の取組等を紹介している。このほか、チリ、トリニダード・トバゴ、ARIPO、OAPI からも危機対応等に係るそれぞれの経験が紹介された。

(3) その他議論等：今次会合で加盟国から提案されたプロジェクトのうち、知的財産を活用したスポーツ振興強化プロジェクトのみの実施が承認された。これ以外に、商標権侵害物品の国境を越えた取引に対処するための戦略及びツールの開発プロジェクト、知的財産による人形作家のエンパワーメントプロジェクト、気候レジリエンスのための知的財産制度の活用プロジェクトの提案があったが、次回会合での議論が継続することとなった。

1 1. 遺伝資源等政府間委員会 (IGC)

WIPO 遺伝資源等政府間委員会 (Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore; IGC) においては、遺伝資源 (GRs)、伝統的知識 (TK)、伝統的文化表現・フォークロア (TCEs) の保護に関し、2001 年以来、知的財産権の観点から専門的かつ包括的な議論が重ねられている。これまで、効果的かつバランスのとれた保護を確保する国際的な法的文書について合意に達することを目的に、テキストベースの交渉を行うこと等のマンデートに基づき、それぞれ具体的なテキストに基づく議論が行われてきたが、GRs、TK、TCEs に関し包括的な保護の枠組の創設を求める途上国と、それに慎重な先進国の意見の懸隔は依然大きいままである。

(1) GRs 及び関連する TK について

GRs 及び関連する TK については、2022 年 7 月に開催された WIPO 総会において、2024 年までに、前議長が私見に基づき作成したいわゆる「議長テキスト」をベースに、国際的な法的文書の採択のための外交会議を開催すること、並びに、2023 年下半期に懸隔を埋めるための特別会合及び外交会議に関し必要な事項を決定する準備委員会を開催することが決定した。

同決定に従い、2023 年 9 月には、テキストに関する実質的な議論を行うための特別会合、及びテキスト中の管理規定や外交会議の手続規則・会議の場所や日程について議論するための外交会議準備委員会が開催されたが、テキスト中の実質的規定について懸隔は埋まらず、事務局が提案した原案とほぼ同一のテキストを本会合の成果物として外交会議に送ることが決定された。

2024 年 5 月に WIPO 本部において開催された「知的財産、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識に関する国際的な法的文書を確定させるための外交会議」においては、2 週間の集中的な議論を経て各国が歩み寄りの姿勢を見せた結果、全会一致で、「知的財産、遺伝資源及び関連する伝統的知識に関する WIPO 条約」が採択された。

同条約は、締約国に対し、遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識に基づく発明について、特許出願の際に当該遺伝資源等の出所を開示する、いわゆる出所開示要件の導入を義務づける一方で、不正な目的がある場合を除き、出所に関する情報を開示しなかったことを理由として特許を無効にしてはならない旨を規定している。

なお、第 51 回 IGC (2025 年 6 月) で合意された 2026/2027 年 IGC マンデートにおいて、GR に関しては、「GRs に関する知的財産の問題及び GRs と TK/TCEs との関連性についての議論を継続するが、GRs に係る規範設定に関する作業は行わないこと」とされた。

(2) TK 及び TCEs について

2024/2025 年のマンデート・作業計画に従い、2024 年 12 月、TK 及び TCEs について議論

するための第 49 回会合が開催された。第 47 回会合で改訂されたテキストを基に、各条文について、先進国、途上国の双方から様々な提案・修正が提示され、その結果、テキストの分量や代替案の数が大きく増加した改訂案が作成されたが、途上国は、この改訂版は懸隔を狭めるものではなく逆に広げるものであるとして、これを次回会合に送付することに反対した。この結果、各国の提案が反映されたファシリテータ改訂版は第 50 回会合に送られないこととなった。さらに、TK・TCEs の議題の決定文に関し、途上国が、現在のテキストではなく、前議長が私見に基づき作成したいいわゆる「議長テキスト」を今後の議論の基礎とすべき旨主張したことへの言及を含めることを求め、この点についても議論が行われた。最終的に、「ファシリテータ改訂版テキストを次回会合に送ることにコンセンサスが得られず、改訂前のテキストに基づいて今後議論を継続すること、次回会合において議長テキストの使用を主張する国があったが反対する国もあったこと」が決定に盛り込まれる形で合意し、決定が採択された。

第 50 回 IGC (2025 年 3 月) では、前回会合でファシリテータ改訂テキストに合意できず次回会合へ送付されなかった経緯から、今次会合では、「Friend of the chair (議長の友)」が 1 名 (フィリピン) 選出された。TK 及び TCE テキストの議論では、「議長の友」が議事運営を行い、主要条項 (目的、保護要件、保護範囲等) についてインタラクティブに議論が行われた。代替案が複数併存する条文について、一部の代替案の削除に成功し、建設的な雰囲気での議論が開始された。しかし、米国、欧州等の先進国から、各国の政策的余地を柔軟に許容するテキスト提案が行われると、途上国は、テキスト提案は「懸隔を狭める」というマンデートに背く行為であるとして先進国の提案に反対する主張を繰り返す展開となった。会合 4 日目に提示された改訂テキストは、途上国の要請に沿って TK・TCEs の両テキストを一つに統合しつつ、非公式会合で合意されたとおり一部テキストの削除・修正を行い、かつ、先進国が支持するテキスト提案の一部を反映したものであった。会合最終日午前のプレナリーでは、議長が、改訂テキストを今後の議論の基礎として次回第 51 回会合に送ることを提案したが、これに対し、途上国は、米国のテキスト提案は懸隔を狭めるものではなく逆に広げるものであるとの主張を変えず、これを次回会合に送付することに反対した。その後、グループコーディネータを含む少数国で協議を重ね、議長から双方への妥協が促されたが、最終的に、ナイジェリアが単独で反対し、改訂テキストは第 51 回 IGC 会合に送付されないこととなった。

第 51 回 IGC (2025 年 6 月) では、テキスト交渉と 2026/27 の 2 年間のマンデートの議論が行われた。ファシリテータが 3 名 (米国、ケニア、チリ) 選出され、各国の提案を反映したファシリテータ改訂版テキストが 2 会合ぶりに次の会合に送付されることとなった。今までと異なる点は、これまでのファシリテータ代替案は維持され、ファシリテータ代替案への修正提案は、新たな代替案 X として追加された点である。マンデートの議論については、これまでのマンデートを基礎としつつ、主に会合日数について議論があった。議長から、6 回 (①5 日、②③は連続で 3 日+5 日の計 8 日、④⑤も同様に連続で計 8 日、⑥5 日、全体で 26 日間) が提案されたが、先進国 (主に米・日) が会合数の減少を主張するのに対し、以前の 30 日から減少しているし、より深い議論のために長期開催が必要との声があった。結局、3 回で、各回 8 日の計 24 日間の開催で合意された。また、遺伝資源 (GR) については、マンデートには含めるが、規範定立に向けたテキスト交渉は行わないことが明記された。TK/TCE のテキスト交渉を行うことについては従来どおり。

【参考】 2026/2027 年 IGC マンデートの概要

- i. 2026/2027 年度中に、GRs、TK、TCEs について、「国際的な法的文書」をまとめることを目的に、結果を予断することなく議論を継続すること。
- ii. TK、TCEs について、テキスト交渉を含む作業を継続すること。
- iii. 2024 年に「知的財産、遺伝資源及び関連する伝統的知識に関する WIPO 条約 (GRATK 条約)」が採択されたところ、GRs に関する知的財産の問題及び GRs と TK/TCEs との関連性についての議論を継続するが、GRs に係る規範設定に関する作業は行わないこと。
- iv. 作業計画に従い、2 年間で計 3 回のセッションを開催すること。
- v. 事務局は、既存のリソースの範囲内で、ハイブリット形式の専門家ワークショップを開催すること。

第 2 節 WTO TRIPS 理事会における議論の動向

TRIPS 理事会は TRIPS 協定の実施、特に加盟国の義務の遵守を監視するとともに、知的所有権の貿易関連の側面に関する事項の協議を行う場であり、毎年 3 回開催される通常会合などで議論がなされている。

2024 年に開催された通常会合においては、従前 TRIPS 理事会で取り上げられてきた (1) TRIPS 協定と生物多様性条約 (CBD) との関係、(2) 知的財産とイノベーション、(3) TRIPS 協定第 66 条 2 に基づく技術移転奨励措置、(4) 知財、COVID-19 及びパンデミックへの備え等に加え、(5) TRIPS 協定第 71 条 1 に基づくレビューについても議論が行われた。以下、上記 (1) ～ (5) の議論の概要を説明する。

1. TRIPS 協定と生物多様性条約 (CBD) との関係

TRIPS 協定と生物多様性条約 (CBD) との関係は、WTO 香港閣僚宣言パラ 39 において、協議プロセスを加速化し、一般理事会は進展を検討し、遅くとも 2006 年 7 月 31 日までに適切な行動をとること、また、同パラ 44 において TRIPS 理事会の作業を継続することとされている。

2024 年に開催された通常会合においては、中国、インド、インドネシア、ブラジル、南アフリカ等から、同年 5 月の WIPO における「知的財産、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識に関する国際的な法的文書を確定させるための外交会議」の成功に言及しつつ、従来の立場 (①TRIPS 協定と CBD を相互補完的なものとするべく、2011 年 4 月の提案文書 (TN/C/W/59) で言及されているとおり遺伝資源の出所開示要件の導入を義務付けるよう TRIPS 協定を改正すべき、②CBD 事務局を TRIPS 理事会に招聘し、名古屋議定書を含む最近の議論の状況を説明させるべき、及び、③WTO 事務局に対し、TRIPS 協定と CBD との関係、TRIPS 協定第 27 条 3(b)のレビュー、伝統的知識及びフォークロアの保護の 3 つの論点について事実関係がまとめられた 2006 年の文書 (IP/C/W/368/Rev.1、IP/C/W/369/Rev.1、IP/C/W/370/Rev.1) のアップデートを行うべき) を繰り返す発言があった。

これに対して、日本、米国、英国等の先進国も従前と同様に、遺伝資源の出所開示要件等については WIPO の遺伝資源等政府間委員会 (WIPO/IGC) が議論を行う最適なフォーラム

である旨主張した。また、米国は、TRIPS 理事会への CBD 事務局の招聘及び WTO 事務局の関連文書の更新を支持する立場にないと主張した。

議長からは、加盟国に対し、必要に応じて相互に議論することを促す旨述べられた。

2025 年に開催された通常会合においては、インド、ブラジル、ペルーから TRIPS 協定と CBD の関係についての議論を再開するための文書（IP/C/W/719¹⁴⁵）が回付され、インドからは MC14 で議論を再開するためのマンデートを得るべき旨の発言があった。インド、インドネシア、ブラジル等の発言内容については、従来の立場（①TRIPS 協定と CBD を相互補完的なものとするべく、2011 年 4 月の提案文書（TN/C/W/59）で言及されているとおり遺伝資源の出所開示要件の導入を義務付けるよう TRIPS 協定を改正すべき、②CBD 事務局を TRIPS 理事会に招聘し、名古屋議定書を含む最近の議論の状況を説明させるべき）と同様の主張であった。これに対して、日本、米国、英国等の先進国も従前からの立場に変わりはなく、遺伝資源の出所開示要件等については WIPO の遺伝資源等政府間委員会（WIPO/IGC）において、専門的な議論が累次行われており、議論の重複は避けるべき旨主張した。

また、途上国側から、WIPO に対して GRATK 条約に関するプレゼンを依頼するべきといった提案が従前からあったところ、11 月の会合では、WIPO から GRATK 条約の概要と最新情報に関する発言があった。

2. 知的財産とイノベーション

知的財産とイノベーションは、各国における知的財産の活用の成功事例等を紹介することにより、知的財産制度の肯定的な側面に焦点を当てることを目的とした議題であり、米国の主導により、2012 年 11 月の通常会合以来、議論が行われている。

2024 年の会合では、「IP and Awareness」をテーマに①知財の普及啓発とクリエイター、②知財の普及啓発と協力、③知財の普及啓発と、教育とエンターテインメント、を議題として議論が行われた。各会合では、日本、米国、EU、スイス等の先進国から、各国の経験・知見や取組が共有されると共に、南米諸国等の途上国からも知財の普及啓発の重要性について指摘がなされつつ、支援、協力等の事例が共有され、途上国を含めた多くのメンバーに、知財に関する普及啓発の重要性が広く認識される形となった。なお、日本からは、各議題について、①文化庁による契約書作成支援システムや著作権侵害相談窓口設置等のクリエイターの支援のための取組、②JETRO ドバイ事務所による現地政府との協力や企業との協力を含む模倣品対策の取組、③特許庁による若年層や知財の非専門家を対象とした漫画審査基準等の知財啓発の取組等を紹介した。

2025 年に開催された通常会合では、米国主導で作成された作業文書（IP/C/W/717¹⁴⁶）を

¹⁴⁵ REVIVING DISCUSSIONS ON THE RELATIONSHIP BETWEEN THE TRIPS AGREEMENT AND CONVENTION ON BIOLOGICAL DIVERSITY, IP/C/W/719 (WTO, 18 March 2025)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/IP/C/W/719.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁴⁶ INTELLECTUAL PROPERTY AND INNOVATION: TECHNOLOGY TRANSFER CASE STUDIES, IP/C/W/717 (WTO, 10 March 2025)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/IP/C/W/717.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

基に、「Technology Transfer Case Studies」をテーマとして、メンバーによる技術移転の事例紹介が呼びかけられ、日本を含む複数の国・地域から技術移転等の事例や取組が紹介された。日本からは、WIPO GREEN の概要や、大阪・関西万博で特許庁が主催予定（10 月 4 日実施済み）の WIPO GREEN・ラウンドテーブルの紹介のほか、アフリカや東南アジアへの事業展開の中でライセンス契約を用いた技術移転を行った民間企業の事例等を紹介した。他方で、途上国側からは、特許権のライセンスを用いた技術移転では途上国側の経済的リソース不足が障壁となる点や、技術移転を行う先進国側の都合に比べ途上国側のニーズの考慮が欠けている点などが指摘され、現状の協力等では途上国側にとって不十分であるとの主張があった。また、強制実施権や技術移転の奨励措置等の TRIPS 協定に明記された権利・義務の重要性も指摘された。

2025 年 11 月の通常会合では、本テーマの取り纏めが行われ、日本からは、これまで紹介した技術移転の事例から得られた教訓として、知財の適切な保護及び執行と、技術移転から生じる偽造品に対抗するためのシステムの強化の確保が、イノベーションの促進に重要である旨の発言を行った。一方、途上国側の立場は従前から変わらず、現状の協力等では充分ではない旨の主張がなされた。また、会合中のサイドイベントとして、技術移転に関するパネルディスカッションが開催された。AUTM（大学技術移転管理者協会）からモデレータを迎え、WIPO、ロンドン大学クイーンメアリー校、米国ギリアド・サイエンシズ社からパネリストが登壇し、技術移転の成功には信頼関係の構築が不可欠であり、信頼関係構築には特許が重要な役割を果たすこと、及び、技術移転には長期的なパートナーシップが重要であること等が共有された。

3. TRIPS 協定第 66 条 2 に基づく技術移転奨励措置

本議題は、TRIPS 協定第 66 条 2 に基づき、先進国は後発開発途上国（LDC）への技術移転を促進及び奨励するため、先進国領域内の企業及び機関に奨励措置を提供することとされているところ、先進国が作成した報告書に基づいて活発な意見交換を行うことを目的としたものである。

2024 年 11 月の通常会合においては、EU、スイス、米国、日本、カナダ、英国、豪州、ニュージーランド、ノルウェーから、それぞれが提出した報告書の概要につき説明がなされた。LDC は、メンバーの努力への謝意を表明し、LDC に特化したインセンティブや投資が反映されている点で報告書の内容が改善されていることを評価する一方、本議題で議論されるべきインセンティブのタイプを明確に定義すべきこと、LDC を対象とする、より多くのプロジェクトの実現を期待することなどを述べた。

議長は、本議題は次回の会合でも議論を継続したいとした。

2025 年 3 月の TRIPS 理事会通常会合¹⁴⁷において、LDC への自発的な技術移転が、イノベーション、生産性、開発をいかに促進できるかが議論された。オーストラリア、カナダ、EU、イスラエル、日本、韓国、ニュージーランド、シンガポール、スイス、台湾、英国、

¹⁴⁷ Members continue TRIPS implementation review discussion, address IP notification obligations, 21 March 2025 (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/news_e/news25_e/trip_21mar25_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

米国から「知的財産とイノベーション:技術移転のケーススタディ」と題する文書¹⁴⁸が提出された。この文書の目的は、地球規模の課題に対処するための相互に有益な技術移転の奨励に関する TRIPS 理事会の議論に資する情報を提供することである。

この文書は、農業、環境持続可能性、製造業などの分野で、技術移転がどのように行われるかを深く理解するために、実践的な例が有用であることを示し、以下のようないくつかの具体例を示している。

- ・一部の知的財産庁のウェブサイトでは、繊維、自動車、製造業などの分野における事例にアクセスでき、そこでは、特許が研究開発を行う組織からの技術移転をどのように促進するかが示されている¹⁴⁹。

- ・世界知的所有権機関（WIPO）は、技術交流のためのオンラインプラットフォーム WIPO GREEN¹⁵⁰を提供している。WIPO GREEN は、環境に優しい技術の供給者と需要者を結びつけることで、気候変動対策に向けた世界的な取り組みを支援している。

- ・技術移転プロジェクトの詳細は、記事や研究論文で確認できる。例えば、日本企業とタンザニア企業による長持ちする殺虫剤処理されたネットの共同生産事業¹⁵¹、あるいはスリランカの製造・繊維産業向け企業への技術ノウハウ提供¹⁵²などが挙げられる。

- ・加盟国は、TRIPS 協定第 66 条 2 項の実施に関する報告書を提出し、自国領域内の企業及び機関に対し、後発開発途上国への技術移転を促進・奨励し、健全かつ持続可能な技術基盤の構築を可能とする目的で提供する優遇措置を列挙しており、これらの報告書には、優遇措置の対象となった能力構築及び技術移転プロジェクトの詳細が記載されることがある。

- ・公衆衛生の分野では、革新的な技術移転メカニズムの事例が数多く見られ、例えば、医薬品特許プール（MPP）¹⁵³は、HIV、肝炎、COVID-19、がん、その他の疾患の治療に関連する医療技術について、地理的市場を横断した特許の再許諾を促進している。MPP はこれらの医療技術をライセンス供与し、技術移転の技術的要件を理解するため技術開発元と緊密に連携した上で、対象国における製造業者と自発的なサブライセンス契約を締結する。これにより、医薬品のアクセス拡大と当該医薬品開発の促進を図っている。

¹⁴⁸ INTELLECTUAL PROPERTY AND INNOVATION: TECHNOLOGY TRANSFER CASE STUDIES, IP/C/W/717, 10 March 2025 (WTO ウェブサイト)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/IP/C/W717.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁴⁹ 例えば欧州特許庁の技術移転事例は、以下の欧州特許庁ウェブサイトから確認できる。

<https://www.epo.org/en/learning/learning-resources-profile/business-and-ip-managers/innovation-case-studies/technology-transfer-case-studies> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁵⁰ WIPO GREEN – The Marketplace for Sustainable Technology (WIPO ウェブサイト)

<https://www3.wipo.int/wipogreen/en/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁵¹ H. Masum et al., Africa's largest long-lasting insecticide-treated net producer: lessons from A to Z Textiles, BMC Int'l Health and Human Rights, Volume 10, article number S6, (2010)

<https://bmcinthealthhumanrights.biomedcentral.com/articles/10.1186/1472-698X-10-S1-S6> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁵² K. Malik and V. Wickramasinghe, International technology transfer and its impact on innovation enhancement for firms based in Sri Lanka, Int. J. Technology Transfer and Commercialization, Vol. 12, Nos. 1/2/3 (2013). See also Global Environmental Facility, 10 Cases of Technology Transfer (2000).

¹⁵³ Medicines Patent Pool ウェブサイト

<https://medicinespatentpool.org/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

この文書は、2025 年 6 月の TRIPS 理事会通常会合においても取り上げられ¹⁵⁴ ¹⁵⁵、2025 年 11 月の TRIPS 理事会通常会合においては、特許保護技術や営業秘密技術の自発的移転に関する加盟国からの意見が聴取され、国内政策と能力構築の重要性が浮き彫りとなった¹⁵⁶。

技術移転に関連して、WTO の「貿易と環境委員会」と「貿易と技術移転作業部会」での最近の議論を紹介する。

4 月 2 日から 3 日に行われた「貿易と環境委員会」の会合及びテーマ別議論において、WTO 加盟国は、世界貿易と環境政策の交わりに関する議論を行った¹⁵⁷。技術移転及び貿易関連の気候変動対策措置（TrCMs）に関する重要なポイントをレビューした。

4 月 1 日、委員会は技術移転に関する第 5 回テーマ別会合を開催した。ここでは、技術移転における主要な障壁として、高コストと技術要件、供給・需要・知識／知的財産のギャップ、適切な資金調達と革新的な資金メカニズムの必要性などが挙げられた。また、ベストプラクティスと成功事例も強調され、これには、ニーズに基づく地域特化型ソリューション、官民パートナーシップ、南南協力、革新的な資金メカニズム、気候技術とガバナンス枠組みの統合可能性などが含まれる。

「貿易と技術移転作業部会」は、11 月 21 日の会合で、WTO の各機関（「TRIPS 理事会」、「貿易と環境委員会」、「農業委員会」）で行われている技術移転に関する最近の取り組みをレビューした。議長は、今年初めに行われた非公式協議について報告し、今後の活動に関するメンバーの意見を集めたところ、生産能力、気候耐性、デジタルなどの分野での技術移転の重要性が強調された¹⁵⁸。

この会合において、TRIPS 理事会議長は、技術移転に関する最近の議論と進展について、以下の内容を含む声明を発表した¹⁵⁹。

技術移転は、2022 年ジュネーブ及び 2024 年アブダビ閣僚宣言で義務付けられた通り、将来のパンデミックに備えるための TRIPS の議論においても重要な要素となっている。英

¹⁵⁴ Members explore technology transfer case studies, patent information, trade-related IP data, 27 June 2025 (WTO ウェブサイト) https://www.wto.org/english/news_e/news25_e/trip_27jun25_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁵⁵ MINUTES OF MEETING HELD IN THE CENTRE WILLIAM RAPPARD ON 26-27 JUNE 2025, IP/C/M/114, 30 July 2025 (WTO ウェブサイト) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/M114.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁵⁶ TRIPS Council explores technology transfer, pandemic preparedness, digital infrastructure, 10 and 11 November 2025 (WTO ウェブサイト) https://www.wto.org/english/news_e/news25_e/trip_10nov25_202_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁵⁷ Committee advances discussions on trade-related climate measures and technology transfer, 3 April 2025 (WTO ウェブサイト) https://www.wto.org/english/news_e/news25_e/envir_03apr25_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁵⁸ Members review WTO-wide discussions on technology transfer to developing economies, 21 November 2025 (WTO ウェブサイト) https://www.wto.org/english/news_e/news25_e/wgttt_21nov25_214_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁵⁹ NOTE ON THE MEETING OF 21 NOVEMBER 2025, WT/WGTTT/M/76, 28 November 2025 (WTO ウェブサイト) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/WGTTT/M76.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

国は文書 IP/C/W/704/Rev.1¹⁶⁰において、COVID-19 パンデミック期間中の自発的ライセンス、協力パートナーシップ、技術移転の取り組みの役割を強調した。同文書は、知的財産の枠組みにおける予測可能性が、こうしたパートナーシップに必要な安全性を提供することに寄与したと指摘する一方で、全ての主体が等しく恩恵を受けたわけではなく、技術能力やインフラの不足といった障壁が残っていることも認めた。同文書は、加盟国が協力成功の要因をさらに検討し、パンデミック対策強化とイノベーションへの衡平なアクセス促進に向けた広範な取り組みにおいて、自発的ライセンス供与と技術移転をいかに支援できるかを検討するよう提案している。

TRIPS 理事会の定例議題「知的財産とイノベーション」でも、この主題を検討する機会が生じている。この文脈において、加盟国グループが提出した IP/C/W/717¹⁶¹等の文書は、加盟国に対し、自発的な技術移転に関する事例研究を提供し、協力の成功に寄与する要因について考察するよう要請するものであり、共同研究、ライセンス供与、合併事業、技術提携など、様々な分野における幅広い取り組みを網羅していた。

同時に、一部の加盟国は、自発的ライセンス供与への重点化について懸念を表明し、TRIPS 協定下における技術移転の理解が狭められ、強制実施権を含む柔軟性の重要性が軽視される恐れがあると指摘した。これらの加盟国は、契約交渉における構造的な非対称性、制限的なライセンス条件、ノウハウへのアクセス制限、その他効果的な技術移転を妨げる可能性のある障壁を挙げ、政策の余地を保ちつつ技術への衡平なアクセスを促進する、バランスの取れたアプローチを求めた。

これらの議論では、異なる角度からこの問題にアプローチしているものの、技術移転を可能にする実践的条件を検討することの重要性が強調され、共通の関心事項として、協力が効果的であった分野を特定すること、及び、移転が行われる総合的な政策環境に対する理解を深めることが表明された。

他方、バングラデシュ、コロンビア、エジプト、インドは、IP/C/W/708¹⁶²において、TRIPS 協定が、後発開発途上国を含む開発途上国への技術移転及び普及を促進する上でどのように寄与し得るかについて、理事会による検討を要請した。これは、ニーズが最も大きい分野及び関連技術への迅速かつ効果的なアクセスを確保し得るメカニズムについて、より深い考察を促すものであった。

4. 知財、COVID-19 及びパンデミックへの備え

本議題は、COVID-19 感染拡大を受け、TRIPS 協定の柔軟性と公衆衛生について TRIPS

¹⁶⁰ INTELLECTUAL PROPERTY, VOLUNTARY LICENSING AND TECHNOLOGY TRANSFER COMMUNICATION FROM THE UNITED KINGDOM, IP/C/W/704/Rev.1, WT/WGTTT/W/35, October 2, 2023 (WTO ウェブサイト) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/W704R1.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁶¹ REVIVING DISCUSSIONS ON THE RELATIONSHIP BETWEEN THE TRIPS AGREEMENT AND CONVENTION ON BIOLOGICAL DIVERSITY, IP/C/W/717, March 18, 2025 (WTO ウェブサイト) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/IP/C/W717.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁶² TRIPS FOR DEVELOPMENT: POST MC13 WORK ON TRIPS-RELATED ISSUES COMMUNICATION FROM BANGLADESH, COLOMBIA, EGYPT AND INDIA, WT/GC/W/925, IP/C/W/708, March 8, 2024 (WTO ウェブサイト) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/GC/W925.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

理事会で議論すべきと主張する南アフリカより提案され、2020 年の 7 月の通常会合から、COVID-19 関連の知財措置にかかる情報交換を目的として新たに登録されたものである。

本議題については、2022 年 7 月の通常会合において、議題名を「COVID-19 に対する知的財産分野での対応」から「知財と COVID-19」に変更することが合意された後、2023 年 3 月の通常会合において、南アフリカから議題のタイトルを将来のパンデミックへの備えを含み得るものとするよう提案がなされていたところ、2024 年 4 月に開催された通常会合において、議題名を「知財、COVID-19 及びパンデミックへの備え」と変更することで合意された。

2024 年に開催された全ての通常会合において、いずれのメンバーからも、2022 年 6 月の第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）における TRIPS 協定に関する閣僚決定パラ 5 に基づく通知（同閣僚決定に基づく措置を実施したことについての通知）はなかった旨が、議長から報告された。

各通常会合において、インド、南アフリカ、ブラジル、インドネシア等から、将来のパンデミックに備えて、迅速かつ効果的に機能するメカニズムを導入する必要性について言及があったのに対し、米国、EU、英国、日本等の先進国は、2024 年 2 月の MC13 の閣僚決定において、COVID-19 における経験を生かし、将来のパンデミックへの効果的な対策に関し議論を続けることが宣言されている点を踏まえ、COVID-19 の経験における事実と証拠に基づいて議論すべきである旨主張した。

2025 年に開催された全ての通常会合において、いずれのメンバーからも、2022 年 6 月の第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）における TRIPS 協定に関する閣僚決定パラ 5 に基づく通知（同閣僚決定に基づく措置を実施したことについての通知）はなかった旨が、議長から報告された。

いずれの通常会合においても、バングラデシュから、将来のパンデミック対策に関する包括的なガイドラインを作成して基本的な構造的枠組みを持つことを求めるべき発言があったように、途上国側は、パンデミックに対応するためのメカニズムを検討すべきといった立場であったが、英国からは、自国が提出した自発的ライセンスと技術移転の議論の提案（IP/C/W/704/Rev.1¹⁶³）を進めたい旨の発言があり、各国に立場の違いが見られた。

また、途上国側から、WHO におけるパンデミック協定と知財や技術移転との関係について、WHO に説明を求めたいとの意見が示され、オブザーバとして参加していた WHO から、パンデミック協定の概要が説明され、TRIPS との関連性についての意見が述べられた。

5. TRIPS 協定第 71 条 1 に基づくレビュー

TRIPS 協定第 71 条 1 には、TRIPS 協定第 65 条 2 に規定される経過期間が満了した後、TRIPS 理事会が協定の実施について検討（レビュー）することが規定されているが、これまで当該 TRIPS 協定の実施に関するレビューは完了していない。このレビューに関し、2024

¹⁶³ INTELLECTUAL PROPERTY, VOLUNTARY LICENSING AND TECHNOLOGY TRANSFER, IP/C/W/704/Rev.1, WT/WGTTT/W/35 (WTO, 12 October 2023)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/W704R1.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

年 3 月にバングラデシュ、コロンビア、エジプト、インドから、MC13 後の TRIPS 関連事項に関する文書 (WT/GC/W/925、IP/C/W/708) が提出され、2024 年 4 月にコロンビアから、TRIPS 協定第 71 条 1 のレビューに関する文書 (IP/C/W/712) が提出された。

2024 年 4 月の通常会合において、コロンビアから、TRIPS 理事会において信頼と共通理解を醸成するため、TRIPS 協定第 71 条 1 のレビューを実施すべきである旨説明がなされ、途上国からも、途上国が経験している課題に対応するため、レビューの実施を強く支持する旨主張された。

その後、議長が非公式なコンサルテーションを通じてメンバーと協議を進め、①TRIPS 協定第 2 部第 1 節に規定される著作権及び関連する権利からレビューを開始すること、②レビューは、公式会合と連続して開催される非公式会合で主に扱うこと、③レビュー後、事実に基づく報告書を作成し、TRIPS 理事会において採択すること等を内容とするレビューの範囲やタイムラインの議長案が作成された。

レビューの早期開始を求める途上国のみならず、先進国も、レビューはメンバーに過度な負担を課すべきでないことに留意を要する旨等を述べつつ、協定上の義務であるレビューの実施自体には反対しなかった。2024 年 12 月に開催された TRIPS 理事会公式会合では、レビューの範囲やタイムラインの議長案について合意することが提案されていたが、同会合の場において、ブラジルが、TRIPS 協定の第 7 条と第 8 条に定められた目的と原則に導かれてレビューを実施することを明確にする必要があること等を理由に、議長案には合意できないと主張し、最終的にレビュー開始について合意が形成されなかった。

2025 年 3 月に開催された TRIPS 理事会公式会合では、ブラジルを始めとする途上国側は、2024 年 11 月に回覧されたレビューのタイムライン草案に係る文書 (JOB/IP/79/Rev.3) について、TRIPS 協定の第 7 条と第 8 条に定められた目的及び原則を指針とするというドーハ閣僚宣言のマンデートに準拠していないとし、レビューの開始への不支持の立場を維持した。

その後、議長が非公式なコンサルテーションを行うなど議論が継続され、いくつかの途上国はレビューの開始自体には柔軟性を示したものの、ブラジルが不支持の立場を維持し続けたため、2025 年 11 月の公式会合においてもレビュー開始についての合意は形成されなかった。また、ブラジルは TRIPS 協定第 71 条 1 に基づくレビューに関する議題を閣僚会議に持ち込むことにも反対との立場を示し、EU も同様の立場を示した。

第 3 節 WTO 紛争案件の整理・分析

ここでは、WTO における TRIPS 協定に関連する紛争案件について、1. 一覧¹⁶⁴、2. 個別案件、3. 小委員会報告の内容、4. 上級委員会報告の内容、5. 仲裁判断の内容、6. 紛争解決改革に関する議論、7. TRIPS 協定紛争案件 (計 45 件) の小委員会・上級委員会・仲裁廷設置状況、に分けて、整理・分析する。尚、2 の項目においては項目の冒頭に、参考として、2025 年 2 月以降の新たな動きを抜き出して記載している。

¹⁶⁴ Disputes by agreement (as cited in request for consultations) (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/dispu_agreements_index_e.htm?id=A26#selected_agreement [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

1. 一覧 (TRIPS 協定条文による分類)

TRIPS 協定発効から 2026 年 1 月 31 日までの同協定に関連する紛争処理案件としては、45 件の協議要請がなされ、うち 22 件の小委員会が設置された。上記は、WTO ウェブサイトの Disputes by agreement からの情報である。

なお、WTO のウェブサイトには、WTO 協定の解釈と適応についてまとめたデータベースサイト: WTO Analytical Index があり¹⁶⁵、その Annex 1C (Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights)¹⁶⁶に、TRIPS 協定に関連する小委員会報告や上級委員会報告がまとめられている。個別の報告書の該当部分については、WTO Analytical Index: Annex 1C (Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights) の各条文 Jurisprudence 部分を参考にされたい。

第 1 部 一般規定及び基本原則

第 1 条 義務の性質及び範囲

(1) 加盟国は、この協定を実施する。加盟国は、この協定の規定に反さないことを条件として、この協定において要求される保護よりも広範な保護を国内法令において実施することができるが、そのような義務を負わない。加盟国は、国内の法制及び法律上の慣行の範囲内でこの協定を実施するための適当な方法を決定することができる。

(2) この協定の適用上、「知的所有権」とは、第 2 部の第 1 節から第 7 節までの規定の対象となるすべての種類の知的所有権をいう。

(3) 加盟国は、他の加盟国の国民（注 1）に対しこの協定に規定する待遇を与える。該当する知的所有権に関しては、「他の加盟国の国民」とは、世界貿易機関のすべての加盟国が 1967 年のパリ条約、1971 年のベルヌ条約、ローマ条約又は集積回路についての知的所有権に関する条約の締約国であるとしたならばそれぞれの条約に規定する保護の適格性の基準を満たすこととなる自然人又は法人をいう（注 2）。ローマ条約の第 5 条（3）又は第 6 条（2）の規定を用いる加盟国は、知的所有権の貿易関連の側面に関する理事会（貿易関連知的所有権理事会）に対し、これらの規定に定めるような通告を行う。

（注 1）この協定において「国民」とは、世界貿易機関の加盟国である独立の関税地域については、当該関税地域に住所を有しているか又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する自然人又は法人をいう。

（注 2）この協定において、「パリ条約」とは、工業所有権の保護に関するパリ条約をいい、「1967 年のパリ条約」とは、パリ条約の 1967 年 7 月 14 日のストックホルム改正条約をいい、「ベルヌ条約」とは、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約をいい、「1971 年のベルヌ条約」とは、ベルヌ条約の 1971 年 7 月 24 日のパリ改正条約をいい、「ローマ条約」とは、1961 年 10 月 26 日にローマで採択された実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約をいい、「集積回路についての知的所有権に関する条約」（IPIC 条約）とは、1989 年 5 月 26 日にワシントンで採択された集積回路についての知的所有権に関する条約をいい、「世界貿易機関協定」とは、世界貿易機関を設立する協定をいう。

¹⁶⁵ WTO Analytical Index (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/res_e/publications_e/ai17_e/ai17_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁶⁶ WTO Analytical Index Annex 1C: Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/res_e/publications_e/ai17_e/trips_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

【図表 2】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着
DS434	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ウクライナ	終了（小委員会手続再開請求されず）	判断せず
DS467	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	インドネシア	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS611	中国の禁訴令に関する措置	EU	終了（仲裁裁定発行）	違反該当
DS632	中国の標準必須特許に係るグローバルライセンス条件に関する措置	EU	協議要請	未決着

第 2 条 知的所有権に関する条約

(1) 加盟国は、第 2 部、第 3 部及び第 4 部の規定について、1967 年のパリ条約の第 1 条から第 12 条まで及び第 19 条の規定を遵守する。

(2) 第 1 部から第 4 部までの規定は、パリ条約、ベルヌ条約、ローマ条約及び集積回路についての知的所有権に関する条約に基づく既存の義務であって加盟国が相互に負うことのあるものを免れさせるものではない。

【図表 3】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	違反該当
DS186	米国の 1930 年関税法 337 条	EU	協議要請	未決着
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず
DS408	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	インド	協議要請	未決着
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

DS434	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ウクライナ	終了（小委員会 手続再開請求されず）	判断せず
DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS441	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ドミニカ共和国	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS458	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	キューバ	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS467	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	インドネシア	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS632	中国の標準必須特許に係るグローバルライセンス条件に関する措置	EU	協議要請	未決着

第3条 内国民待遇

(1) 各加盟国は、知的所有権の保護（注）に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他の加盟国の国民に与える。ただし、1967年のパリ条約、1971年のベルヌ条約、ローマ条約及び集積回路についての知的所有権に関する条約に既に規定する例外については、この限りでない。実演家、レコード製作者及び放送機関については、そのような義務は、この協定に規定する権利についてのみ適用する。ベルヌ条約第6条及びローマ条約第16条（1）

(b) の規定を用いる加盟国は、貿易関連知的所有権理事会に対し、これらの規定に定めるような通告を行う。

（注）第3条及び第4条に規定する「保護」には、知的所有権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に関する事項並びにこの協定において特に取り扱われる知的所有権の使用に関する事項を含む。

(2) 加盟国は、司法上及び行政上の手続（加盟国の管轄内における送達 of 住所の選定又は代理人の選任を含む。）に関し、(1) の規定に基づいて認められる例外を援用することができる。ただし、その例外がこの協定に反さない法令の遵守を確保するために必要であり、かつ、その例外の実行が貿易に対する偽装された制限とならない態様で適用される場合に限る。

【図表 4】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS28	日本の外国レコードの遡及保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS59	インドネシアの自動車関連措置	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	違反該当

DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会）	違反該当
DS186	米国の 1930 年関税法 337 条	EU	協議要請	未決着
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	違反該当
DS362	中国の知的財産の執行に関する問題	米国	終了（シークエンス合意）	判断せず
DS434	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ウクライナ	終了（小委員会手続再開請求されず）	判断せず
DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS441	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ドミニカ共和国	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS458	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	キューバ	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS467	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	インドネシア	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS526	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール【対 UAE】	終了（取下げ）	判断せず
DS527	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール【対バーレーン】	協議要請	未決着
DS528	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール【対サウジアラビア】	協議要請	未決着
DS542	中国の知的財産問題に対する措置	米国	終了（取下げ）	判断せず
DS549	中国の技術移転に関する措置	EU	協議要請	未決着
DS567	サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置	カタール	終了（取下げ）	判断せず
DS583	トルコの医薬品の製造、輸入及び販売に関する措置	EU	終了（仲裁裁定発行）	判断せず
DS590	日本の製品及び技術の韓国への輸出に関する措置	韓国	終了（取下げ）	判断せず

第 4 条 最恵国待遇

知的所有権の保護に関し、加盟国が他の国の国民に与える利益、特典、特権又は免除は、他の

すべての加盟国の国民に対し即時かつ無条件に与えられる。加盟国が与える次の利益,特典,特権又は免除は,そのような義務から除外される。

(a) 一般的な性格を有し,かつ,知的所有権の保護に特に限定されない司法共助又は法の執行に関する国際協定に基づくもの

(b) 内国民待遇ではなく他の国において与えられる待遇に基づいて待遇を与えることを認める 1971 年のベルヌ条約又はローマ条約の規定に従って与えられるもの

(c) この協定に規定していない実演家,レコード製作者及び放送機関の権利に関するもの

(d) 世界貿易機関協定の効力発生前に効力を生じた知的所有権の保護に関する国際協定に基づくもの。ただし,当該国際協定が,貿易関連知的所有権理事会に通報されること及び他の加盟国の国民に対し恣意的又は不当な差別とならないことを条件とする。

【図表 5】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS28	日本の外国レコードの遡及保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	違反該当
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず
DS526	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール 【対 UAE】	終了（取下げ）	判断せず
DS527	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール 【対バーレーン】	協議要請	未決着
DS528	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール 【対サウジアラビア】	協議要請	未決着
DS567	サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置	カタール	終了（取下げ）	判断せず
DS590	日本の製品及び技術の韓国への輸出に関する措置	韓国	終了（取下げ）	判断せず

第7条 目的

知的所有権の保護及び行使は、技術的知見の創作者及び使用者の相互の利益となるような並びに社会的及び経済的福祉の向上に役立つ方法による技術革新の促進並びに技術の移転及び普及に資するべきであり、並びに権利と義務との間の均衡に資するべきである。

【図表 6】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS408	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	インド	協議要請	未決着

第8条 原則

(1) 加盟国は、国内法令の制定又は改正に当たり、公衆の健康及び栄養を保護し並びに社会経済的及び技術的發展に極めて重要な分野における公共の利益を促進するために必要な措置を、これらの措置がこの協定に適合する限りにおいて、とることができる。

(2) 加盟国は、権利者による知的所有権の濫用の防止又は貿易を不当に制限し若しくは技術の国際的移転に悪影響を及ぼす慣行の利用の防止のために必要とされる適当な措置を、これらの措置がこの協定に適合する限りにおいて、とることができる。

【図表 7】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS408	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	インド	協議要請	未決着
DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当

第2部 知的所有権の取得可能性、範囲及び使用に関する基準

第1節 著作権及び関連する権利

第9条 ベルヌ条約との関係

(1) 加盟国は、1971 年のベルヌ条約の第 1 条から第 21 条まで及び附属書の規定を遵守する。ただし、加盟国は、同条約第 6 条の 2 の規定に基づいて与えられる権利又はこれから派生する権利については、この協定に基づく権利又は義務を有さない。

(2) 著作権の保護は、表現されたものに及ぶものとし、思想、手続、運用方法又は数学的概念自体には及んではない。

【図表 8】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作権隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず

DS115	アイルランドの著作権隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS160	米国の著作権法 110 条（5）	EU	終了（暫定合意）	違反該当
DS186	米国の 1930 年関税法 337 条	EU	協議要請	未決着
DS362	中国の知的財産の執行に関する問題	米国	終了（シークエンス合意）	違反該当
DS567	サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置	カタール	終了（取下げ）	判断せず

第 10 条 コンピュータ・プログラム及びデータの編集物

（1） コンピュータ・プログラム（ソース・コードのものであるかオブジェクト・コードのものであるかを問わない。）は、1971 年のベルヌ条約に定める文学的著作物として保護される。

（2） 素材の選択又は配列によって知的創作物を形成するデータその他の素材の編集物（機械で読取可能なものであるか他の形式のものであるかを問わない。）は、知的創作物として保護される。その保護は、当該データその他の素材自体には及んではならず、また、当該データその他の素材自体について存在する著作権を害するものであってはならない。

【図表 9】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作権隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作権隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず

第 11 条 貸与権

少なくともコンピュータ・プログラム及び映画の著作物については、加盟国は、著作者及びその承継人に対し、これらの著作物の原作品又は複製物を公衆に商業的に貸与することを許諾し又は禁止する権利を与える。映画の著作物については、加盟国は、その貸与が自国において著作者及びその承継人に与えられる排他的複製権を著しく侵害するような当該著作物の広範な複製をもたらすものでない場合には、この権利を与える義務を免除される。コンピュータ・プログラムについては、この権利を与える義務は、当該コンピュータ・プログラム自体が貸与の本質的な対象でない場合には、適用されない。

【図表 10】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作権隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作権隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず

第 12 条 保護期間

著作物（写真の著作物及び応用美術の著作物を除く。）の保護期間は、自然人の生存期間に基づき計算されない場合には、権利者の許諾を得た公表の年の終わりにから少なくとも 50 年とする。著作物の製作から 50 年以内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合には、保護期間は、その製作の年の終わりにから少なくとも 50 年とする。

【図表 11】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作権隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作権隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず

第 13 条 制限及び例外

加盟国は、排他的権利の制限又は例外を著作物の通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。

【図表 12】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作権隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作権隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず

第 14 条 実演家、レコード（録音物）製作者及び放送機関の保護

(1) レコードへの実演の固定に関し、実演家は、固定されていない実演の固定及びその固定物の複製が当該実演家の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を防止することができるものとする。実演家は、また、現に行っている実演について、無線による放送及び公衆への伝達が当該実演家の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を防止する

ことができるものとする。

(2) レコード製作者は、そのレコードを直接又は間接に複製することを許諾し又は禁止する権利を享有する。

(3) 放送機関は、放送の固定、放送の固定物の複製及び放送の無線による再放送並びにテレビジョン放送の公衆への伝達が当該放送機関の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を禁止する権利を有する。加盟国は、この権利を放送機関に与えない場合には、1971年のベルヌ条約の規定に従い、放送の対象物の著作権者が前段の行為を防止することができるようにする。

(4) 第11条の規定（コンピュータ・プログラムに係るものに限る。）は、レコード製作者及び加盟国の国内法令で定めるレコードに関する他の権利者について準用する。加盟国は、1994年4月15日においてレコードの貸与に関し権利者に対する衡平な報酬の制度を有している場合には、レコードの商業的貸与が権利者の排他的複製権の著しい侵害を生じさせていないことを条件として、当該制度を維持することができる。

(5) 実演家及びレコード製作者に対するこの協定に基づく保護期間は、固定又は実演が行われた年の終わりにから少なくとも50年とする。(3)の規定に基づいて与えられる保護期間は、放送が行われた年の終わりにから少なくとも20年とする。

(6) (1)、(2)及び(3)の規定に基づいて与えられる権利に関し、加盟国は、ローマ条約が認める範囲内で、条件、制限、例外及び留保を定めることができる。ただし、1971年のベルヌ条約第18条の規定は、レコードに関する実演家及びレコード製作者の権利について準用する。

【図表 13】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS28	日本の外国レコードの遡及保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS42	日本の外国レコードの遡及保護	EU	終了（二国間合意）	判断せず
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS362	中国の知的財産の執行に関する問題	米国	終了（シーケンス合意）	違反非該当
DS567	サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置	カタール	終了（取下げ）	判断せず

第2節 商標

第15条 保護の対象

(1) ある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスか

ら識別することができる標識又はその組合せは、商標とすることができるものとする。その標識、特に単語（人名を含む。）、文字、数字、図形及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、加盟国は、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。加盟国は、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求することができる。

(2) (1)の規定は、加盟国が他の理由により商標の登録を拒絶することを妨げるものと解してはならない。ただし、その理由が 1967 年のパリ条約に反さないことを条件とする。

(3) 加盟国は、使用を商標の登録要件とすることができる。ただし、商標の実際の使用を登録出願の条件としてはならない。出願は、意図された使用が出願日から 3 年の期間が満了する前に行われなかったことのみを理由として拒絶されてはならない。

(4) 商標が出願される商品又はサービスの性質は、いかなる場合にも、その商標の登録の妨げになってはならない。

(5) 加盟国は、登録前又は登録後速やかに商標を公告するものとし、また、登録を取り消すための請求の合理的な機会を与える。更に、加盟国は、商標の登録に対し異議を申し立てる機会を与えることができる。

【図表 14】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS434	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ウクライナ	終了（小委員会手続再開請求されず）	判断せず
DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS441	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ドミニカ共和国	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS458	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	キューバ	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS467	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	インドネシア	終了（小委員会報告）	違反非該当

第 16 条 与えられる権利

(1) 登録された商標の権利者は、その承諾を得ていないすべての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、その使用を防止する排他的権利を有する。同一の商品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は、混同を生じさせるおそれがある場合であると推定される。そのような排他的権利は、いかなる既得権も害するものであってはならず、また、加盟国が使用に基づいて権利を

認める可能性に影響を及ぼすものであってはならない。

(2) 1967 年のパリ条約第 6 条の 2 の規定は、サービスについて準用する。加盟国は、商標が広く認識されているものであるかないかを決定するに当たっては、関連する公衆の有する当該商標についての知識（商標の普及の結果として獲得された当該加盟国における知識を含む。）を考慮する。

(3) 1967 年のパリ条約第 6 条の 2 の規定は、登録された商標に係る商品又はサービスと類似していない商品又はサービスについて準用する。ただし、当該類似していない商品又はサービスについての当該登録された商標の使用が、当該類似していない商品又はサービスと当該登録された商標の権利者との間の関連性を示唆し、かつ、当該権利者の利益が当該使用により害されるおそれがある場合に限る。

【図表 15】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS434	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ウクライナ	終了（小委員会手続再開請求されず）	判断せず
DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS441	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ドミニカ共和国	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS458	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	キューバ	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS467	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	インドネシア	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS567	サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置	カタール	終了（取下げ）	判断せず

第 17 条 例外

加盟国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができる。

【図表 16】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	判断せず
DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS458	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	キューバ	終了（小委員会報告）	違反非該当

第 18 条 保護期間

商標の最初の登録及び登録の更新の存続期間は、少なくとも 7 年とする。商標の登録は、何回でも更新することができるものとする。

【図表 17】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	判断せず

第 19 条 要件としての使用

(1) 登録を維持するために使用が要件とされる場合には、登録は、少なくとも 3 年間継続して使用しなかった後においてのみ、取り消すことができる。ただし、商標権者が、その使用に対する障害の存在に基づく正当な理由を示す場合は、この限りでない。商標権者の意思にかかわらず生じる状況であって、商標によって保護されている商品又はサービスについての輸入制限又は政府の課する他の要件等商標の使用に対する障害となるものは、使用しなかったことの正当な理由として認められる。

(2) 他の者による商標の使用が商標権者の管理の下にある場合には、当該使用は、登録を維持するための商標の使用として認められる。

【図表 18】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	判断せず

第 20 条 その他の要件

商標の商業上の使用は、他の商標との併用、特殊な形式による使用又はある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスと識別する能力を損なわせる方法による使用等特別な要件により不当に妨げられてはならない。このことは、商品又はサービスを生産する事業を特定する商標を、その事業に係る特定の商品又はサービスを識別する商標と共に、それと結び付けることなく、使用することを要件とすることを妨げるもの

ではない。

【図表 19】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS59	インドネシアの自動車関連措置	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	判断せず
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず
DS434	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ウクライナ	終了（小委員会手続再開請求されず）	判断せず
DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS441	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ドミニカ共和国	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS458	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	キューバ	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS467	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	インドネシア	終了（小委員会報告）	違反非該当

第 21 条 使用許諾及び譲渡

加盟国は、商標の使用許諾及び譲渡に関する条件を定めることができる。もっとも、商標の強制使用許諾は認められないこと及び登録された商標の権利者は、その商標が属する事業の移転が行われるか行われないうかを問わず、その商標を譲渡する権利を有することを了解する。

【図表 20】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	判断せず

第 3 節 地理的表示

第 22 条 地理的表示の保護

(1) この協定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商

品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

(2) 地理的表示に関して、加盟国は、利害関係を有する者に対し次の行為を防止するための法的手段を確保する。

(a) 商品の特定又は提示において、当該商品の地理的産地について公衆を誤認させるような方法で、当該商品が真正の原産地以外の地理的区域を原産地とするものであることを表示し又は示唆する手段の使用

(b) 1967 年のパリ条約第 10 条の 2 に規定する不正競争行為を構成する使用

(3) 加盟国は、職権により（国内法令により認められる場合に限る。）又は利害関係を有する者の申立てにより、地理的表示を含むか又は地理的表示から構成される商標の登録であって、当該地理的表示に係る領域を原産地としない商品についてのものを拒絶し又は無効とする。ただし、当該加盟国において当該商品に係る商標中に当該地理的表示を使用することが、真正の原産地について公衆を誤認させるような場合に限る。

(4) (1) 、(2) 及び (3) の規定に基づく保護は、地理的表示であって、商品の原産地である領域、地域又は地方を真正に示すが、当該商品が他の領域を原産地とするものであると公衆に誤解させて示すものについて適用することができるものとする。

【図表 21】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず
DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS441	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ドミニカ共和国	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS458	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	キューバ	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS467	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	インドネシア	終了（小委員会報告）	違反非該当

第 24 条 国際交渉及び例外

(1) 加盟国は、第 23 条の規定に基づく個々の地理的表示の保護の強化を目的とした交渉を行うことを合意する。(4) から (8) までの規定は、加盟国が交渉の実施又は 2 国間若しくは多数国間協定の締結を拒否するために用いてはならない。このような交渉において、加盟国は、当該交渉の対象となった使用に係る個々の地理的表示についてこれらの規定が継続して適用されることを考慮する意思を有するものとする。

(2) 貿易関連知的財産権理事会は、この節の規定の実施について検討する。1 回目の検討は、世界貿易機関協定の効力発生の日から 2 年以内に行う。これらの規定に基づく義務の

遵守に影響を及ぼすいかなる事項についても、同理事会の注意を喚起することができる。同理事会は、加盟国の要請に基づき、関係加盟国による 2 国間又は複数国間の協議により満足すべき解決が得られなかった事項について加盟国と協議を行う。同理事会は、この節の規定の実施を容易にし及びこの節に定める目的を達成するために合意される行動をとる。

(3) この節の規定の実施に当たり、加盟国は、世界貿易機関協定の効力発生の日の直前に当該加盟国が与えていた地理的表示の保護を減じてはならない。

(4) 加盟国の国民又は居住者が、ぶどう酒又は蒸留酒を特定する他の加盟国の特定の地理的表示を、(a) 1994 年 4 月 15 日前の少なくとも 10 年間又は (b) 同日前に善意で、当該加盟国の領域内においてある商品又はサービスについて継続して使用してきた場合には、この節のいかなる規定も、当該加盟国に対し、当該国民又は居住者が当該地理的表示を同一の又は関連する商品又はサービスについて継続してかつ同様に使用することを防止することを要求するものではない。

(5) 次のいずれかの日の前に、商標が善意に出願され若しくは登録された場合又は商標の権利が善意の使用によって取得された場合には、この節の規定を実施するためにとられる措置は、これらの商標が地理的表示と同一又は類似であることを理由として、これらの商標の登録の適格性若しくは有効性又はこれらの商標を使用する権利を害するものであってはならない。

(a) 第 6 部に定めるところに従い、加盟国においてこの節の規定を適用する日

(b) 当該地理的表示がその原産国において保護される日

(6) この節のいかなる規定も、加盟国に対し、商品又はサービスについての他の加盟国の地理的表示であって、該当する表示が当該商品又はサービスの一般名称として日常の言語の中で自国の領域において通例として用いられている用語と同一であるものについて、この規定の適用を要求するものではない。この節のいかなる規定も、加盟国に対し、ぶどう生産物についての他の加盟国の地理的表示であって、該当する表示が世界貿易機関協定の効力発生の日に自国の領域に存在するぶどうの品種の通例として用いられている名称と同一であるものについて、この規定の適用を要求するものではない。

(7) 加盟国は、商標の使用又は登録に関してこの節の規定に基づいてされる申立てが、保護されている地理的表示の不当な使用が自国において一般的に知られるようになった日の後又は、当該日より登録の日が早い場合には、商標が当該登録の日までに公告されることを条件として、当該登録の日の後 5 年以内にされなければならないことを定めることができる。ただし、当該地理的表示の使用又は登録が悪意で行われたものでないことを条件とする。

(8) この節の規定は、自己の氏名若しくは名称又は事業の前任者の氏名若しくは名称が公衆を誤認させるように用いられる場合を除くほか、これらの氏名又は名称を商業上使用する者の権利にいかなる影響も及ぼすものではない。

(9) 加盟国は、原産国において保護されていない若しくは保護が終了した地理的表示又は当該原産国において使用されなくなった地理的表示を保護する義務をこの協定に基づいて負わない。

【図表 22】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず
DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS441	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ドミニカ共和国	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS458	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	キューバ	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS467	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	インドネシア	終了（小委員会報告）	違反非該当

第 5 節 特許

第 27 条 特許の対象

(1) (2) 及び (3) の規定に従うことを条件として、特許は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性（注）のあるすべての技術分野の発明（物であるか方法であるかを問わない。）について与えられる。第 65 条 (4)、第 70 条 (8) 及びこの条の (3) の規定に従うことを条件として、発明地及び技術分野並びに物が輸入されたものであるか国内で生産されたものであるかについて差別することなく、特許が与えられ、及び特許権が享受される。

（注）この条の規定の適用上、加盟国は、「進歩性」及び「産業上の利用可能性」の用語を、それぞれ「自明のものではないこと」及び「有用性」と同一の意義を有するとみなすことができる。

(2) 加盟国は、公の秩序又は善良の風俗を守ること（人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し又は環境に対する重大な損害を回避することを含む。）を目的として、商業的な実施を自国の領域内において防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができる。ただし、その除外が、単に当該加盟国の国内法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われたものでないことを条件とする。

(3) 加盟国は、また、次のものを特許の対象から除外することができる。

(a) 人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法

(b) 微生物以外の動植物並びに非生物学的方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的方法。ただし、加盟国は、特許若しくは効果的な特別の制度又はこれらの組合せによって植物の品種の保護を定める。この (b) の規定は、世界貿易機関協定の効力発生の日から 4 年後に検討されるものとする。

【図表 23】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS36	パキスタンの医薬品農業用化学品の特許保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS50	インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護	米国	終了（上級委員会報告）	判断せず
DS79	インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護	EU	終了（上級委員会報告）	判断せず
DS114	カナダの医薬品の特許保護	EU	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS153	EU の医薬品及び農薬品の特許保護	カナダ	協議要請	未決着
DS171	アルゼンチンの医薬品特許保護及び農業化学品のデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS186	米国の 1930 年関税法 337 条	EU	協議要請	未決着
DS196	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国	終了	判断せず
DS199	ブラジルの特許保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS224	米国の特許法	ブラジル	協議要請	未決着
DS434	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ウクライナ	終了（小委員会手続再開請求されず）	判断せず
DS583	トルコの医薬品の製造、輸入及び販売に関する措置	EU	終了（仲裁裁定発行）	判断せず

第 28 条 与えられる権利

(1) 特許は、特許権者に次の排他的権利を与える。

(a) 特許の対象が物である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該物の生産、使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利（注）

（注）輸入を防止する権利は、物品の使用、販売、輸入その他の頒布に関してこの協定に基づいて与えられる他のすべての権利と同様に第 6 条の規定に従う。

(b) 特許の対象が方法である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該方法の使用を防止し及び当該方法により少なくとも直接的に得られた物の使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利

(2) 特許権者は、また、特許を譲渡し又は承継により移転する権利及び実施許諾契約を締結する権利を有する。

【図表 24】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS114	カナダの医薬品の特許保護	EU	終了（小委員会報告）	違反該当
DS196	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS199	ブラジルの特許保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS224	米国の特許法	ブラジル	協議要請	未決着
DS408	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	インド	協議要請	未決着
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着
DS542	中国の知的財産問題に対する措置	米国	終了（取下げ）	判断せず
DS549	中国の技術移転に関する措置	EU	協議要請	未決着
DS583	トルコの医薬品の製造、輸入及び販売に関する措置	EU	終了（仲裁裁定発行）	判断せず
DS590	日本の製品及び技術の韓国への輸出に関する措置	韓国	終了（取下げ）	判断せず
DS611	中国の禁訴令に関する措置	EU	終了（仲裁裁定発行）	違反該当
DS615	米国の半導体に関する措置	中国	協議要請	未決着
DS632	中国の標準必須特許に係るグローバルライセンス条件に関する措置	EU	協議要請	未決着

第 31 条 特許権者の許諾を得ていない他の使用

加盟国の国内法令により、特許権者の許諾を得ていない特許の対象の他の使用（政府による使用又は政府により許諾された第三者による使用を含む。）（注）を認める場合には、次の規定を尊重する。

（注）「他の使用」とは、前条の規定に基づき認められる使用以外の使用をいう。

（a）他の使用は、その個々の当否に基づいて許諾を検討する。

（b）他の使用は、他の使用に先立ち、使用者となろうとする者が合理的な商業上の条件の下で特許権者から許諾を得る努力を行って、合理的な期間内にその努力が成功しなかった場合に限り、認めることができる。加盟国は、国家緊急事態その他の極度の緊急事態の場合又は公的な非商業的使用の場合には、そのような要件を免除することができる。ただし、国家緊急事態その他の極度の緊急事態を理由として免除する場合には、特許権者は、合理的に実行可能な限り速やかに通知を受ける。公的な非商業的使用を理由として免除する場合におい

て、政府又は契約者が、特許の調査を行うことなく、政府により又は政府のために有効な特許が使用されていること又は使用されるであろうことを知っており又は知ることができる明らかな理由を有するときは、特許権者は、速やかに通知を受ける。

(c) 他の使用の範囲及び期間は、許諾された目的に対応して限定される。半導体技術に係る特許については、他の使用は、公的な非商業的目的のため又は司法上若しくは行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正する目的のために限られる。

(d) 他の使用は、非排他的なものとする。

(e) 他の使用は、当該他の使用を享受する企業又は営業の一部と共に譲渡する場合を除くほか、譲渡することができない。

(f) 他の使用は、主として当該他の使用を許諾する加盟国の国内市場への供給のために許諾される。

(g) 他の使用の許諾は、その許諾をもたらした状況が存在しなくなり、かつ、その状況が再発しそうにない場合には、当該他の使用の許諾を得た者の正当な利益を適切に保護することを条件として、取り消すことができるものとする。権限のある当局は、理由のある申立てに基づき、その状況が継続して存在するかしないかについて検討する権限を有する。

(h) 許諾の経済的価値を考慮し、特許権者は、個々の場合における状況に応じ適当な報酬を受ける。

(i) 他の使用の許諾に関する決定の法的な有効性は、加盟国において司法上の審査又は他の独立の審査（別個の上級機関によるものに限る。）に服する。

(j) 他の使用について提供される報酬に関する決定は、加盟国において司法上の審査又は他の独立の審査（別個の上級機関によるものに限る。）に服する。

(k) 加盟国は、司法上又は行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正する目的のために他の使用が許諾される場合には、(b) 及び (f) に定める条件を適用する義務を負わない。この場合には、報酬額の決定に当たり、反競争的な行為を是正する必要性を考慮することができる。権限のある当局は、その許諾をもたらした状況が再発するおそれがある場合には、許諾の取消しを拒絶する権限を有する。

(l) 他の特許（次の (i) から (iii) までの規定において「第 1 特許」という。）を侵害することなしには実施することができない特許（これらの規定において「第 2 特許」という。）の実施を可能にするために他の使用が許諾される場合には、次の追加的条件を適用する。

(i) 第 2 特許に係る発明には、第 1 特許に係る発明との関係において相当の経済的重要性を有する重要な技術の進歩を含む。

(ii) 第 1 特許権者は、合理的な条件で第 2 特許に係る発明を使用する相互実施許諾を得る権利を有する。

(iii) 第 1 特許について許諾された使用は、第 2 特許と共に譲渡する場合を除くほか、譲渡することができない。

【図表 25】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS196	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS408	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	インド	協議要請	未決着
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 33 条 保護期間

保護期間は、出願日から計算して 20 年の期間が経過する前に終了してはならない。（注）

（注）特許を独自に付与する制度を有していない加盟国については、保護期間を当該制度における出願日から起算することを定めることができるものと了解する。

【図表 26】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS37	ポルトガルの工業所有権法の特許保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS114	カナダの医薬品の特許保護	EU	終了（小委員会報告）	判断せず
DS170	カナダの特許保護期間	米国	終了（上級委員会報告）	違反該当
DS549	中国の技術移転に関する措置	EU	協議要請	未決着

第 34 条 方法の特許の立証責任

（1）第 28 条（1）（b）に規定する特許権者の権利の侵害に関する民事上の手続において、特許の対象が物を得るための方法である場合には、司法当局は、被申立人に対し、同一の物を得る方法が特許を受けた方法と異なることを立証することを命じる権限を有する。このため、加盟国は、少なくとも次のいずれかの場合には、特許権者の承諾を得ないで生産された同一の物について、反証のない限り、特許を受けた方法によって得られたものと推定することを定める。

（a）特許を受けた方法によって得られた物が新規性のあるものである場合

（b）同一の物が特許を受けた方法によって生産された相当の可能性があるかつ、特許権者が妥当な努力により実際に使用された方法を確定できなかった場合

（2）加盟国は、（1）の（a）又は（b）のいずれかに定める条件が満たされる場合に限り、侵害したと申し立てられた者に対し（1）に規定する立証責任を課することを定めることができる。

（3）反証の提示においては、製造上及び営業上の秘密の保護に関する被申立人の正当な利益を考慮する。

【図表 27】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS196	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず

第 39 条

(1) 1967 年のパリ条約第 10 条の 2 に規定する不正競争からの有効な保護を確保するために、加盟国は、開示されていない情報を (2) の規定に従って保護し、及び政府又は政府機関に提出されるデータを (3) の規定に従って保護する。

(2) 自然人又は法人は、合法的に自己の管理する情報が次の (a) から (c) までの規定に該当する場合には、公正な商慣習に反する方法（注）により自己の承諾を得ないで他の者が当該情報を開示し、取得し又は使用することを防止することができるものとする。

（注）この (2) の規定の適用上、「公正な商慣習に反する方法」とは、少なくとも契約違反、信義則違反、違反の教唆等の行為をいい、情報の取得の際にこれらの行為があったことを知っているか又は知らないことについて重大な過失がある第三者による開示されていない当該情報の取得を含む。

(a) 当該情報が一体として又はその構成要素の正確な配列及び組立てとして、当該情報に類する情報を通常扱う集団に属する者に一般的に知られておらず又は容易に知ることができないという意味において秘密であること

(b) 秘密であることにより商業的価値があること

(c) 当該情報を合法的に管理する者により、当該情報を秘密として保持するための、状況に応じた合理的な措置がとられていること

(3) 加盟国は、新規性のある化学物質を利用する医薬品又は農業用の化学品の販売の承認の条件として、作成のために相当の努力を必要とする開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、不公正な商業的使用から当該データを保護する。更に、加盟国は、公衆の保護に必要な場合又は不公正な商業的使用から当該データが保護されることを確保するための措置がとられる場合を除くほか、開示されることから当該データを保護する。

【図表 28】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS171	アルゼンチンの医薬品特許保護及び農業化学品のデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS196	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS372	中国の金融情報に係る配信規制	EU	終了（二国間合意）	判断せず
DS549	中国の技術移転に関する措置	EU	協議要請	未決着

DS583	トルコの医薬品の製造、輸入及び販売に関する措置	EU	終了（仲裁裁定発行）	判断せず

第3部 知的所有権の行使

第1節 一般的義務

第41条

(1) 加盟国は、この部に規定する行使手続によりこの協定が対象とする知的所有権の侵害行為に対し効果的な措置（侵害を防止するための迅速な救済措置及び追加の侵害を抑止するための救済措置を含む。）がとられることを可能にするため、当該行使手続を国内法において確保する。このような行使手続は、正当な貿易の新たな障害となることを回避し、かつ、濫用に対する保障措置を提供するような態様で適用する。

(2) 知的所有権の行使に関する手続は、公正かつ公平なものとする。この手続は、不必要に複雑な又は費用を要するものであってはならず、また、不合理な期限を付され又は不当な遅延を伴うものであってはならない。

(3) 本案についての決定は、できる限り、書面によって行い、かつ、理由を示す。この決定は、少なくとも手続の当事者に対しては不当に遅延することなく提供される。本案についての決定は、当事者が意見を述べる機会を与えられた証拠にのみ基づく。

(4) 手続の当事者は、最終的な行政上の決定について及び、事件の重要性に係る加盟国の国内法上の管轄に関する規定に従い、本案についての最初の司法上の決定の少なくとも法律面について、司法当局による審査の機会を有する。ただし、刑事事件の無罪判決に関し審査の機会を与える義務を負わない。

(5) この部の規定は、一般的な法の執行のための司法制度とは別の知的所有権に関する執行のための司法制度を設ける義務を生じさせるものではなく、また、一般的に法を執行する加盟国の権能に影響を及ぼすものでもない。この部のいかなる規定も、知的所有権に関する執行と一般的な法の執行との間の資源の配分に関して何ら義務を生じさせるものではない。

【図表 29】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作権隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作権隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS124	EU 及びギリシャの知的財産権の権利行使	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS125	EU 及びギリシャの知的財産権の権利行使	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず

DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	判断せず
DS186	米国の 1930 年関税法 337 条	EU	協議要請	未決着
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず
DS362	中国の知的財産の執行に関する問題	米国	終了（シークエンス合意）	違反該当
DS408	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	インド	協議要請	未決着
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着
DS526	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール【対 UAE】	終了（取下げ）	判断せず
DS567	サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置	カタール	終了（取下げ）	（違反該当）
DS611	中国の禁訴令に関する措置	EU	終了（仲裁裁定発行）	違反非該当

第 2 節 民事上及び行政上の手続及び救済措置

第 42 条 公正かつ公平な手続

加盟国は、この協定が対象とする知的所有権の行使に関し、民事上の司法手続を権利者（注）に提供する。被申立人は、十分に詳細な内容（主張の根拠を含む。）を含む書面による通知を適時に受ける権利を有する。当事者は、独立の弁護人を代理人とすることが認められるものとし、また、手続においては、義務的な出頭に関して過度に重い要件を課してはならない。手続の当事者は、その主張を裏付けること及びすべての関連する証拠を提出することについての正当な権利を有する。手続においては、現行の憲法上の要請に反さない限り、秘密の情報を特定し、かつ、保護するための手段を提供する。

（注）この部の規定の適用上、「権利者」には、権利を主張する法的地位を有する連合及び団体を含む。

【図表 30】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず

DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS186	米国の 1930 年関税法 337 条	EU	協議要請	未決着
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず
DS408	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	インド	協議要請	未決着
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着
DS526	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール【対UAE】	終了（取下げ）	判断せず
DS567	サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置	カタール	終了（取下げ）	（違反該当）

第 43 条 証拠

(1) 一方の当事者がその主張を十分裏付ける合理的に入手可能な証拠を提出し、かつ、他方の当事者の有する当該主張の裏付けに関連する証拠を特定した場合には、司法当局は、適当な事実において秘密の情報の保護を確保することを条件として、他方の当事者にその特定された証拠の提示を命じる権限を有する。

(2) 手続の一方の当事者が必要な情報の利用の機会を故意にかつ十分な理由なしに拒絶し若しくは合理的な期間内に必要な情報を提供せず又は行使に関連する手続を著しく妨げる場合には、加盟国は、双方の当事者が主張又は証拠に関し意見を述べる機会を与えられることを条件として、提供された情報（情報の利用の機会の拒絶によって悪影響を受けた他方の当事者が提示した申立て又は主張を含む。）に基づいて、暫定的及び最終的な決定（肯定的であるか否定的であるかを問わない。）を行う権限を司法当局に与えることができる。

【図表 31】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず

第 44 条 差止命令

(1) 司法当局は、当事者に対し、知的所有権を侵害しないこと、特に知的所有権を侵害する輸入物品の管轄内の流通経路への流入を通関後直ちに防止することを命じる権限を有す

る。加盟国は、保護の対象であって、その取引が知的所有権の侵害を伴うことを関係者が知るか又は知ることができる合理的な理由を有することとなる前に当該関係者により取得され又は注文されたものに関しては、当該権限を与える義務を負わない。

(2) 政府又は政府の許諾を受けた第三者が権利者の許諾を得ないで行う使用については、当該使用を明示的に定める第 2 部の規定に従うことを条件として、加盟国は、この部の他の規定にかかわらず、当該使用に対する救済措置を、第 31 条 (h) の規定による報酬の支払に限定することができる。当該使用であってそのような救済措置の限定の対象とならないものについては、この部に定める救済措置が適用され、又は、当該救済措置が国内法令に抵触する場合には、宣言的判決及び適当な補償が行われるものとする。

【図表 32】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS611	中国の禁訴令に関する措置	EU	終了（仲裁裁定発行）	違反非該当

第 45 条 損害賠償

(1) 司法当局は、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的所有権の侵害によって権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を当該権利者に支払うよう命じる権限を有する。

(2) 司法当局は、また、侵害者に対し、費用（適当な弁護人の費用を含むことができる。）を権利者に支払うよう命じる権限を有する。適当な場合において、加盟国は、侵害者が侵害活動を行っていることを知らなかったか又は知ることができる合理的な理由を有していなかったときでも、利益の回復又は法定の損害賠償の支払を命じる権限を司法当局に与えることができる。

【図表 33】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず

第 46 条 他の救済措置

侵害を効果的に抑止するため、司法当局は、侵害していると認めた物品を、権利者に損害を与えないような態様でいかなる補償もなく流通経路から排除し又は、現行の憲法上の要請に反さない限り、廃棄することを命じる権限を有する。司法当局は、また、侵害物品の生産のために主として使用される材料及び道具を、追加の侵害の危険を最小とするような態様でいかなる補償もなく流通経路から排除することを命じる権限を有する。このような申立てを検討する場合には、侵害の重大さと命ぜられる救済措置との間の均衡の必要性及び第三者の利益を考慮する。不正商標商品については、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去により流通経路への商品の流入を認めることはできない。

【図表 34】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS362	中国の知的財産の執行に関する問題	米国	終了（シーケンス合意）	違反該当

第 47 条 情報に関する権利

加盟国は、司法当局が、侵害の重大さとの均衡を失しない限度で、侵害者に対し、侵害物品又は侵害サービスの生産又は流通に関与した第三者を特定する事項及び侵害物品又は侵害サービスの流通経路を権利者に通報するよう命じる権限を有することを定めることができる。

【図表 35】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず

第 48 条 被申立人に対する賠償

(1) 司法当局は、当事者に対し、その申立てにより措置がとられ、かつ、当該当事者が行使手続を濫用した場合には、その濫用により不法に要求又は制約を受けた当事者が被った損害に対する適当な賠償を支払うよう命じる権限を有する。司法当局は、また、申立人に対し、費用（適当な弁護人の費用を含むことができる。）を被申立人に支払うよう命じる権限を有

する。

(2) 知的所有権の保護又は行使に係る法の運用に関し、加盟国は、当該法の運用の過程において措置が誠実にとられ又はとることが意図された場合に限り、公の機関及び公務員の双方の適当な救済措置に対する責任を免除する。

【図表 36】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作権隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作権隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず

第 49 条 行政上の手続

民事上の救済措置が本案についての行政上の手続の結果として命ぜられる場合には、その手続は、この節に定める原則と実質的に同等の原則に従う。

【図表 37】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS186	米国の 1930 年関税法 337 条	EU	協議要請	未決着
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 3 節 暫定措置

第 50 条

(1) 司法当局は、次のことを目的として迅速かつ効果的な暫定措置をとることを命じる権限を有する。

(a) 知的所有権の侵害の発生を防止すること。特に、物品が管轄内の流通経路へ流入することを防止すること（輸入物品が管轄内の流通経路へ流入することを通関後直ちに防止することを含む。）

(b) 申し立てられた侵害に関連する証拠を保全すること

(2) 司法当局は、適当な場合には、特に、遅延により権利者に回復できない損害が生じるおそれがある場合又は証拠が破棄される明らかな危険がある場合には、他方の当事者に意見を述べる機会を与えることなく、暫定措置をとる権限を有する。

(3) 司法当局は、申立人が権利者であり、かつ、その権利が侵害されていること又は侵害の生じる差し迫ったおそれがあることを十分な確実性をもって自ら確認するため、申立人に対し合理的に入手可能な証拠を提出するよう要求し、並びに被申立人を保護し及び濫用を防止するため、申立人に対し十分な担保又は同等の保証を提供することを命じる権限を有する。

(4) 暫定措置が他方の当事者が意見を述べる機会を与えられることなくとられた場合

には、影響を受ける当事者は、最も遅い場合においても、当該暫定措置の実施後遅滞なく通知を受ける。暫定措置の通知後合理的な期間内に、当該暫定措置を変更するか若しくは取り消すか又は確認するかの決定について、被申立人の申立てに基づき意見を述べる機会の与えられる審査を行う。

(5) 暫定措置を実施する機関は、申立人に対し、関連物品の特定に必要な情報を提供するように要求することができる。

(6) (1) 及び (2) の規定に基づいてとられる暫定措置は、本案についての決定に至る手続が、合理的な期間（国内法令によって許容されるときは、暫定措置を命じた司法当局によって決定されるもの。その決定がないときは、20 執務日又は 31 日のうちいずれか長い期間を超えないもの）内に開始されない場合には、被申立人の申立てに基づいて取り消され又は効力を失う。ただし、(4) の規定の適用を妨げるものではない。

(7) 暫定措置が取り消された場合、暫定措置が申立人の作為若しくは不作為によって失効した場合又は知的所有権の侵害若しくはそのおそれがあったことが後に判明した場合には、司法当局は、被申立人の申立てに基づき、申立人に対し、当該暫定措置によって生じた損害に対する適当な賠償を支払うよう命じる権限を有する。

(8) 暫定措置が行政上の手続の結果として命ぜられる場合には、その手続は、この節に定める原則と実質的に同等の原則に従う。

【図表 38】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS83	デンマークの知的財産権の権利行使	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS86	スウェーデンの知的財産権の権利行使	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS186	米国の 1930 年関税法 337 条	EU	協議要請	未決着
DS196	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 4 節 国境措置に関する特別の要件

第 51 条 税関当局による物品の解放の停止

加盟国は、この節の規定に従い、不正商標商品又は著作権侵害物品（注 1）が輸入されるおそれがあると疑うに足る正当な理由を有する権利者が、これらの物品の自由な流通への解放を税関当局が停止するよう、行政上又は司法上の権限のある当局に対し書面により申立てを提出することができる手続（注 2）を採用する。加盟国は、この節の要件を満たす場合には、知的所有権のその他の侵害を伴う物品に関してこのような申立てを可能とすることができる。加盟国は、自国の領域から輸出されようとしている侵害物品の税関当局による解放の停止についても同様の手続を定めることができる。

（注 1） この協定の適用上、

(a) 「不正商標商品」とは、ある商品について有効に登録されている商標と同一であり又はその基本的側面において当該商標と識別できない商標を許諾なしに付した、当該商品と同一の商品（包装を含む。）であって、輸入国の法令上、商標権者の権利を侵害するものをいう。

(b) 「著作権侵害物品」とは、ある国において、権利者又は権利者から正当に許諾を受けた者の承諾を得ないである物品から直接又は間接に作成された複製物であって、当該物品の複製物の作成が、輸入国において行われたとしたならば、当該輸入国の法令上、著作権又は関連する権利の侵害となったであろうものをいう。

（注 2）権利者によって若しくはその承諾を得て他の国の市場に提供された物品の輸入又は通過中の物品については、この手続を適用する義務は生じないと了解する。

【図表 39】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS186	米国の 1930 年関税法 337 条	EU	協議要請	未決着
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 52 条 申立て

前条の規定に基づく手続を開始する権利者は、輸入国の法令上、当該権利者の知的所有権の侵害の事実があることを権限のある当局が一応確認するに足りる適切な証拠を提出し、及び税関当局が容易に識別することができるよう物品に関する十分詳細な記述を提出することが要求される。権限のある当局は、申立てを受理したかしなかったか及び、権限のある当局によって決定される場合には、税関当局が措置をとる期間について、合理的な期間内に申立人に通知する。

【図表 40】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 53 条 担保又は同等の保証

(1) 権限のある当局は、申立人に対し、被申立人及び権限のある当局を保護し並びに濫用を防止するために十分な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有する。担保又は同等の保証は、手続の利用を不当に妨げるものであってはならない。

(2) 意匠、特許、回路配置又は開示されていない情報が用いられている物品に関して、この節の規定に基づく申立てに伴い、当該物品の自由な流通への解放が司法当局その他の独立した当局以外の権限のある当局による決定を根拠として税関当局によって停止された場合において、第 55 条に規定する正当に権限を有する当局による暫定的な救済が与えられることなく同条に規定する期間が満了したときは、当該物品の所有者、輸入者又は荷受人は、侵害から権利者を保護するために十分な金額の担保の提供を条件として当該物品の解放につ

いての権利を有する。ただし、輸入のための他のすべての条件が満たされている場合に限る。当該担保の提供により、当該権利者が利用し得る他の救済措置が害されてはならず、また、権利者が合理的な期間内に訴えを提起する権利を行使しない場合には、担保が解除されることを了解する。

【図表 41】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 54 条 物品の解放の停止の通知

輸入者及び申立人は、第 51 条の規定による物品の解放の停止について速やかに通知を受ける。

【図表 42】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 55 条 物品の解放の停止の期間

申立人が物品の解放の停止の通知の送達を受けてから 10 執務日（適当な場合には、この期間は、10 執務日延長することができる。）を超えない期間内に、税関当局が、本案についての決定に至る手続が被申立人以外の当事者により開始されたこと又は正当に権限を有する当局が物品の解放の停止を延長する暫定措置をとったことについて通報されなかった場合には、当該物品は、解放される。ただし、輸入又は輸出のための他のすべての条件が満たされている場合に限る。本案についての決定に至る手続が開始された場合には、合理的な期間内に、解放の停止を変更するか若しくは取り消すか又は確認するかについて、被申立人の申立てに基づき意見を述べる機会の与えられる審査を行う。第 1 段から第 3 段までの規定にかかわらず、暫定的な司法上の措置に従って物品の解放の停止が行われ又は継続される場合には、第 50 条（6）の規定を適用する。

【図表 43】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 58 条 職権による行為

加盟国において、権限のある当局が、ある物品について知的所有権が侵害されていることを伺わせる証拠を得た際に職権により行動して当該物品の解放を停止する制度がある場合

には,

(a) 当該権限のある当局は、いつでも権限の行使に資することのある情報の提供を権利者に求めることができる。

(b) 輸入者及び権利者は、速やかにその停止の通知を受ける。輸入者が権限のある当局に対し当該停止に関して異議を申し立てた場合には、当該停止については、第 55 条に定める条件を準用する。

(c) 加盟国は、措置が誠実にとられ又はとることが意図された場合に限り、公の機関及び公務員の双方の適当な救済措置に対する責任を免除する。

【図表 44】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 59 条 救済措置

権利者の他の請求権を害することなく及び司法当局による審査を求める被申立人の権利に服することを条件として、権限のある当局は、第 46 条に規定する原則に従って侵害物品の廃棄又は処分を命じる権限を有する。不正商標商品については、例外的な場合を除くほか、当該権限のある当局は、変更のない状態で侵害商品の積戻しを許容し又は異なる税関手続に委ねてはならない。

【図表 45】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS362	中国の知的財産の執行に関する問題	米国	終了（シークエンス合意）	違反該当
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 5 節 刑事上の手続

第 61 条

加盟国は、少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。制裁には、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含む。適当な場合には、制裁には、侵害物品並びに違反行為のために主として使用される材料及び道具の差押え、没収及び廃棄を含む。加盟国は、知的所有権のその他の侵害の場合、特に故意にかつ商業的規模で侵害が行われる場合において通用される刑事上の手続及び刑罰を定めることができる。

【図表 46】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS28	日本の外国レコードの遡及保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS82	アイルランド及び EU の著作権及び著作権隣接権	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS115	EU の著作権隣接権付与に係る措置	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS124	EU 及びギリシャの知的財産権の権利行使	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS125	EU 及びギリシャの知的財産権の権利行使	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS362	中国の知的財産の執行に関する問題	米国	終了（シーケンス合意）	違反非該当
DS526	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール 【対 UAE】	終了（取下げ）	判断せず
DS567	サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置	カタール	終了（取下げ）	（違反該当）

第 4 部 知的所有権の取得及び維持並びにこれらに関連する当事者間手続

第 62 条

(1) 加盟国は、第 2 部第 2 節から第 6 節までに規定する知的所有権の取得又は維持の条件として、合理的な手続及び方式に従うことを要求することができる。この手続及び方式は、この協定に合致するものとする。

(2) 知的所有権の取得について権利が登録され又は付与される必要がある場合には、加盟国は、権利の取得のための実体的な条件が満たされていることを条件として、保護期間が不当に短縮されないように、権利の登録又は付与のための手続を合理的な期間内に行うことを確保する。

(3) 1967 年のパリ条約第 4 条の規定は、サービス・マークについて準用する。

(4) 知的所有権の取得又は維持に関する手続並びに、加盟国の国内法令が定める場合には、行政上の取消し及び異議の申立て、取消し、無効等の当事者間手続は、第 41 条 (2) 及び (3) に定める一般原則により規律される。

(5) (4) に規定する手続における最終的な行政上の決定は、司法当局又は準司法当局による審査に服する。ただし、退けられた異議の申立て又は行政上の取消しに係る決定については、これらの手続を求めた理由に基づき無効確認手続を行うことができることを条件として、当該審査の機会を与える義務を負わない。

【図表 47】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	判断せず
DS196	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず

第 5 部 紛争の防止及び解決

第 63 条 透明性の確保

(1) この協定が対象とする事項（知的所有権の取得可能性、範囲、取得、行使及び濫用の防止）に関し加盟国が実施する法令、最終的な司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定は、各国政府及び権利者が知ることができるような方法により当該加盟国の国語で公表し又は、公表が实际的でない場合には、公に利用可能なものとする。各加盟国の政府又は政府機関の間において有効なこの協定が対象とする事項に関する合意も公表する。

(2) 加盟国は、この協定の実施について貿易関連知的所有権理事会が検討することに資するために（1）に規定する法令を同理事会に通報する。同理事会は、その義務の履行について加盟国の負担を最小とするよう努めるものとし、また、当該法令についての共通の登録制度の設立に関する WIPO との協議が成功する場合には、当該法令を同理事会に直接通報する義務を免除することを決定することができる。この関連において、同理事会は、1967 年のパリ条約第 6 条の 3 に基づくこの協定上の義務に従って行われる通知について、必要となる措置を検討する。

(3) 各加盟国は、他の加盟国からの書面による要請に応じて、（1）に規定する種類の情報を提供することができるように準備する。加盟国は、知的所有権の分野に関する特定の司法上若しくは行政上の決定又は 2 国間協定がこの協定に基づく自国の権利に影響を及ぼすと信じるに足る理由を有する場合には、当該特定の司法上若しくは行政上の決定若しくは 2 国間協定を利用すること又はこれらの十分詳細な情報を得ることを書面により要請することができる。

(4) （1）、（2）及び（3）の規定は、加盟国に対し、法令の実施を妨げる等公共の利益に反し又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるような秘密の情報の開示を要求するものではない。

【図表 48】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS83	デンマークの知的財産権の権利行使	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS86	スウェーデンの知的財産権の権利行使	米国	終了（二国間合意）	判断せず

DS115	アイルランドの著作権隣接権付与に係る措置 (EC に対する申し立て)	米国	終了 (三国間合意)	判断せず
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了 (小委員会報告)	判断せず
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了 (小委員会報告)	判断せず
DS611	中国の禁訴令に関する措置	EU	終了 (仲裁裁定発行)	違反該当
DS632	中国の標準必須特許に係るグローバルライセンス条件に関する措置	EU	協議要請	未決着

第 6 部 経過措置

第 65 条 経過措置

(1) (2) , (3) 及び (4) の規定に従うことを条件として,加盟国は,世界貿易機関協定の効力発生の日の後 1 年の期間が満了する前にこの協定を適用する義務を負わない。

(2) 開発途上加盟国は, (1) に定めるところによりこの協定を適用する日から更に 4 年の期間,この協定 (第 3 条,第 4 条及び第 5 条の規定を除く。) の適用を延期することができる。

(3) 中央計画経済から市場自由企業経済への移行過程にある加盟国であって,知的所有権制度の構造的な改革を行い,かつ,知的所有権法令の準備及び実施において特別な問題に直面しているものも, (2) に規定する延期の期間を享受することができる。

(4) 開発途上加盟国は, (2) に規定するこの協定の当該開発途上加盟国への一般的な適用の日において,この協定により物質特許の保護をその領域内で物質特許によって保護していない技術分野に拡大する義務を負う場合には,第 2 部第 5 節の物質特許に関する規定の当該技術分野への適用を更に 5 年の期間延期することができる。

(5) (1) , (2) , (3) 又は (4) に規定する経過期間を援用する加盟国は,当該経過期間の間の国内法令及び慣行の変更がこの協定との適合性の程度を少なくすることとはならないことを確保する。

【図表 49】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS28	日本の外国レコードの遡及保護	米国	終了 (二国間合意)	判断せず
DS36	パキスタンの医薬品農業用化学品の特許保護	米国	終了 (二国間合意)	判断せず
DS37	ポルトガルの工業所有権法の特許保護	米国	終了 (二国間合意)	判断せず

DS50	インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護	米国	終了（上級委員会報告）	判断せず
DS59	インドネシアの自動車関連措置	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS79	インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護	EU	終了（上級委員会報告）	判断せず
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS83	デンマークの知的財産権の権利行使	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS86	スウェーデンの知的財産権の権利行使	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS170	カナダの特許保護期間	米国	終了（上級委員会報告）	判断せず
DS171	アルゼンチンの医薬品特許保護及び農業化学品のデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS196	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず

第 7 部 制度上の措置及び最終規定

第 70 条 既存の対象の保護

（1） この協定は、加盟国がこの協定を適用する日の前に行われた行為に関し、当該加盟国について義務を生じさせるものではない。

（2） この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定は、加盟国のこの協定を適用する日における既存の保護の対象であって、当該加盟国において同日に保護されており又はこの協定に基づく保護の基準を満たし若しくは後に満たすようになるものに関し、当該加盟国について義務を生じさせる。この（2）から（4）までの規定について、既存の著作物についての著作権に関する義務は、1971 年のベルヌ条約第 18 条の規定に基づいてのみ決定されるものとし、また、既存のレコードに関するレコード製作者及び実演家の権利に関する義務は、第 14 条（6）の規定に従って準用される同条約第 18 条の規定に基づいてのみ決定される。

(3) 加盟国がこの協定を適用する日に公共のものとなっている保護の対象については、保護を復活する義務を負わない。

(4) 保護の対象を含む特定の物に関する行為がこの協定に合致する加盟国の国内法令に基づき初めて侵害行為となる場合であって、当該行為が世界貿易機関協定を当該加盟国が受諾する日の前に開始されたとき又は当該行為について当該日の前に相当な投資が行われたときは、加盟国は、この協定を適用する日の後継続して行われる当該行為に関し権利者が利用し得る救済措置の制限を定めることができる。ただし、その場合には、加盟国は、少なくとも、衡平な報酬の支払を定める。

(5) 加盟国は、この協定を適用する日の前に購入された著作物の原作品又は複製物については、第 11 条及び第 14 条 (4) の規定を適用する義務を負わない。

(6) 加盟国は、この協定が知られる日の前に使用の許諾が政府によって与えられた場合には、権利者の許諾を得ない使用について、第 31 条の規定又は特許権が技術分野について差別することなく享受されるとの第 27 条 (1) の要件を適用することを要求されない。

(7) 加盟国において登録が保護の条件となっている知的所有権の場合には、当該加盟国がこの協定を適用する日に係属中の保護の出願については、この協定に規定する一層広範な保護を請求するために補正をすることを認める。当該補正には、新たな事項を含まない。

(8) 加盟国が世界貿易機関協定の効力発生の日に第 27 条の規定に基づく義務に応じた医薬品及び農業用の化学品の特許の保護を認めていない場合には、当該加盟国は、

(a) 第 6 部の規定にかかわらず、同協定の効力発生の日から、医薬品及び農業用の化学品の発明の特許出願をすることができるよう措置をとる。

(b) (a) の特許出願について、出願日又は、優先権が利用可能であり、かつ、主張される場合には、当該優先権に係る出願の日にこの協定に定める特許の対象に関する基準を適用していたものとして、この協定を適用する日に当該基準を適用する。

(c) (a) の特許出願であって、(b) の基準を満たすものについて、特許の付与の日以後、第 33 条の規定に従い (a) の特許出願の出願日から計算した特許期間の残りの期間この協定に従って特許の保護を与える。

(9) 加盟国において、ある物質が (8) (a) の規定に従ってされた特許出願の対象である場合には、第 6 部の規定にかかわらず、当該加盟国において販売の承認を得た日から 5 年間又は当該日から当該加盟国において物質特許が与えられ若しくは拒絶されるまでの期間のいずれか短い期間排他的販売権を認める。ただし、世界貿易機関協定が効力を生じた後他の加盟国においてその物質について特許出願がされ、特許が与えられ及び販売の承認が得られている場合に限る。

【図表 50】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS28	日本の外国レコードの遡及保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS36	パキスタンの医薬品農業用化学 品の特許保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS37	ポルトガルの工業所有権法の特 許保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず

DS42	日本の外国レコードの遡及保護	EU	終了（二国間合意）	判断せず
DS50	インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護	米国	終了（上級委員会報告）	違反該当
DS79	インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護	EU	終了（上級委員会報告）	違反該当
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS170	カナダの特許保護期間	米国	終了（上級委員会報告）	判断せず
DS171	アルゼンチンの医薬品特許保護及び農業化学品のデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS196	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず

2. 個別案件（DS 番号順）

個別案件を DS 番号順で、以下に記載する。

（ハイライト）2025 年 2 月以降に新たな動きのあった個別案件

DS632（中国の標準必須特許に係るグローバルライセンス条件に関する措置（EU 申立））

2025 年 2 月 3 日、日本が参加申請した。

DS611（中国の禁訴令に関する措置（EU 申立））

2025 年 2 月 21 日、小委員会は、当事者のみに小委員会報告書を配布した。

中国の裁判所が特許権者に TRIPS 協定により保護される権利を他の管轄区域において主張することを禁止する権限を付与する禁訴令政策について、TRIPS 協定第 1 条が定める「実施」は、TRIPS 協定の規定を自国の国内法制度において実施することを要求していることから、TRIPS 協定第 1 条 1 項、第 28 条 1 項、第 28 条 2 項、第 44 条 1 項違反を認定しなかった。また、禁訴令政策は TRIPS 協定第 III 部で規定される執行手続に該当しないことから、第 41 条 1 項違反を認定しなかった。

Xiaomi v. InterDigital 事件における禁訴令の決定は、TRIPS 協定第 63 条 1 項の意味における「一般に適用される」司法判断に該当し、中国が EU からの書面による要請に対し、当該第 63 条 1 項にいう情報を提供しなかったため、第 63 条 1 項及び第 63 条 3 項に整合的でないと認定した。

2025 年 4 月 22 日、EU は小委員会の決定を不服として、仲裁廷に上訴した。同年 4 月 28 日、中国も小委員会の決定を不服として、仲裁廷に上訴した。EU と中国は、紛争の解決を管理する規則及び手続きに関する理解（Understanding on Rules and Procedures Governing the

Settlement of Disputes / Dispute Settlement Understanding : DSU¹⁶⁷) 第 25 条に基づく仲裁手続きに合意していた。この手続きは、EU と中国が多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント (MPIA) を有効にするため、また、上訴機関が上訴を審理できない場合に、この紛争で出された最終パネル報告書に対する上訴を仲裁人が決定するための枠組みを設定する目的で締結されている。

2025 年 7 月 21 日、仲裁廷は、仲裁裁定書を配布した。

中国による禁訴令政策は、「TRIPS 協定第 1 条が定める実施は、他の加盟国がそれぞれの領土において実施する知的財産権の保護及び執行の制度の機能に支障を及ぼすことなく行う。」とする義務に反しており、TRIPS 協定第 1 条 1 項、第 28 条 1 項、第 28 条 2 項に整合的でないとして、小委員会判断を覆した。第 41 条 1 項は同じ理由で、第 44 条 1 項は別の理由で、それぞれ違反を認定しなかった小委員会判断を支持した。

Xiaomi v. InterDigital 事件における禁訴令の決定及び、中国が EU からの書面による要請に対し情報を提供しなかったことは、第 63 条 1 項及び第 63 条 3 項に整合的でないとする小委員会報告を支持した。

合意された手続の 9 項は、本仲裁において上訴されていない小委員会の判断は、当裁定の不可分の一部を構成するものとし、当裁定には、適用される場合には勧告を含めるものと定めているため、本仲裁裁定は、本裁定及び本裁定により修正された小委員会報告書において、TRIPS 協定と矛盾すると判断された措置を、当該協定と一致させるよう中国に勧告した。

2025 年 8 月 20 日、中国は、本紛争における裁定の実施に関し、WTO の義務を尊重する形で実施する意向を、DSB に通知した。

2025 年 10 月 13 日、中国と EU は、「EU と中国の紛争解決に関する了解事項第 21 条及び第 22 条に基づく合意手続き」(DSU 第 21.5 条に基づく、勧告及び裁定に従うために講じられた措置の存在又は対象の協定との整合性について意見の相違があると EU が認めた場合の手続き) を、DSB に通知した。

(1) 日本の外国レコードの遡及保護 (米国申立 : DS28) (EU 申立 : DS42) (終了 (二国間合意))

(協議要請の理由)

日本は 1971 年以前の外国音楽ソフトの著作隣接権の保護を欠いており、これは TRIPS 協定第 3 条、第 4 条、第 14 条 (実演家、レコード製作者等の保護)、第 61 条、第 65 条、第 70 条に違反する。

(その後の経緯)

日本は政策的観点から著作権法を改正し、著作隣接権の遡及的保護を 50 年まで拡大したことにより、協定解釈を行う小委員会の設置に至らずに紛争処理は終結した。

¹⁶⁷ Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/docs_e/legal_e/dsu_e.htm#art25 [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

(経過)

1996.02.09: 米国が協議要請

1996.05.24: EU が協議要請 (その後、DS28 と一本化)

1997.01.24: 日米二国間合意により妥結¹⁶⁸

1997.11.07: 日 EU 二国間合意により妥結¹⁶⁹

(2) パキスタンの医薬品農業用化学品の特許保護 (米国申立 : DS36) (終了 (二国間合意))

(協議要請の理由)

パキスタンの医薬品・農業用化学品に関する特許保護制度が TRIPS 協定第 27 条、第 65 条、第 70 条に違反するとして米国が申立てをした。

(その後の経緯)

パキスタンが法改正して対応するとして二国間合意し紛争処理は終結した。

(経過)

1996.04.30: 協議要請

1996.07.03: 小委員会設置要請

1997.02.28: 二国間合意通報¹⁷⁰

(3) ポルトガルの工業所有権法の特許保護 (米国申立 : DS37) (終了 (二国間合意))

(協議要請の理由)

ポルトガルの工業所有権法下の特許保護が、TRIPS 協定第 33 条、第 65 条、第 70 条に違反するとして米国が申立てをした。

(その後の経緯)

ポルトガルが法改正して対応するとして二国間合意し紛争処理は終結した。

(経過)

1996.04.30: 協議要請

¹⁶⁸ Japan – Measures Concerning Sound Recordings (WT/DS28/4, IP/D/1/Add1, World Trade Organization, February 5, 1997) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/28-4.pdf&Open=True> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

¹⁶⁹ Japan – Measures Concerning Sound Recordings (WT/DS42/4, IP/D/4/Add.1, World Trade Organization, November 17, 1997) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/4A1.pdf&Open=True> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

¹⁷⁰ Pakistan - Patent Protection for Pharmaceutical and Agricultural Chemical Products (WT/DS36/4 IP/D/2/Add/1, World Trade Organization, March 7, 1997) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/2A1.pdf&Open=True> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

1996.10.03: 二国間合意通報¹⁷¹

(4) インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護（米国申立：DS50）（EU申立：DS79）
（終了（上級委員会報告））¹⁷²

（協議要請の理由）

インドは医薬品及び農業用化学品の特許保護を行っておらず、また、経過期間中の途上国の義務である医薬品等の特許出願制度及び当該製品の排他的販売権を設けていない。これは TRIPS 協定第 27 条（特許の対象）、第 63 条、第 65 条、第 70 条 8 項（医薬品等の経過期間中の特許出願）、第 70 条 9 項（医薬品等の経過期間中の排他的販売権）に違反する。

（小委員会報告）

インドは医薬品・農業用化学品の物質特許申請の新規性・優先性を保護する適切な措置及び期間排他的販売権を付与する措置を確立していないとして、TRIPS 協定第 63 条 1 項、第 63 条 2 項、第 70 条 8 項（a）、第 70 条 9 項違反を認定した¹⁷³。

（上級委員会報告）

第 70 条 8 項（a）、及び第 70 条 9 項については小委員会の判断を支持したものの、第 63 条については小委員会の付託事項ではないとして、小委員会の判断を破棄。第 70 条 8 項（a）、及び第 70 条 9 項の解決について、DSB にインドの法改正を提案した¹⁷⁴。

（その後の経緯）

1999 年 3 月 26 日に公布された法改正により解決した¹⁷⁵。アメリカは、インドが設立した排他的販売権制度は TRIPS 協定の基準を満たしておらず、インドは TRIPS 協定（70 条を含む）上の義務を履行していないとして、インドに対して協議を要請した。アメリカは、協議によっても満足しうる解決が得られない場合には、紛争解決了解第 21 条 5 項に従って、実施措置と TRIPS 協定の適合性に関する意見の相違を最小に小委員会に付託すること

¹⁷¹ Portugal – Patent Protection under the Industrial Property Act (WT/DS37/2 IP/D/3/dd.1, World Trade Organization, October 8, 1996)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/IP/D/3A1.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁷² WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 1998 年度版 DS50/79: インド-医薬品及び農業化学品特許保護（パネル・上級委）（岩沢雄司委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1998/98-5.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁷³ India – Patent Protection for Pharmaceutical and Agricultural Chemical Products (WT/D50/R, World Trade Organization, September 5, 1997)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/50R.PDF&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁷⁴ India – Patent Protection for Pharmaceutical and Agricultural Chemical Products (WT/D50/AB/R, World Trade Organization, December 19, 1997)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/50ABR.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁷⁵ India – Patent Protection for Pharmaceutical and Agricultural Chemical Products (WT/D50/10/Add.4 WT/DS79/6, World Trade Organization, April 16, 1999)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/50-10A4.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

を求めた。ただし、アメリカは、紛争解決了解第 21 条 5 項に基づく付託要請の前に正式な協議を行う義務はないとの立場を明らかにした¹⁷⁶。

(経過)

(米国申立 : DS50)

1996.07.02: 米国が協議要請 (EU 第三国参加)

1996.11.07: 小委員会設置要請

1996.11.20: 小委員会設置 (EU 第三国参加)

1997.09.05: 小委員会報告書配布

1997.10.15: インドが上級委員会申立て

1997.12.19: 上級委員会報告書配布

1998.01.16: 上級委員会報告書採決

1999.01.20: 米国が勧告実施のためのインドの措置を小委員会に付託

(EU 申立 : DS79)

1997.04.28: EU が協議要請

1997.10.16: 小委員会設置 (米国第三国参加)

1998.09.22: 小委員会報告書採決

(各条文の判断と理由)

第 27 条 : 判断せず

第 63 条 : 判断せず (小委員会で違反認定されたが、上級委員会で破棄)

DS50 の小委員会で「インドが主張する仮出願制度の存在は、第 63 条 1 項に基づく公表の方法としては不十分であり、第 63 条 2 項に基づく義務に関しては、特許改正令が失効した後、インドは仮出願の取扱いについて TRIPS 理事会に報告しなかった。」として、第 63 条 1 項及び 2 項に基づく透明性の義務を果たさなかったと認定した。その後、上級委員会は、「アメリカの小委員会設置要請文書には、TRIPS 協定第 63 条は援用されてない。従って、第 63 条に基づくアメリカの主張は小委員会の付託事項に含まれないといわざるを得ない」として、小委員会の認定は誤りであると判断した。

第 65 条 : 判断せず

第 70 条 : 違反該当

(小委員会)

以下を根拠に違反認定をした。

TRIPS 協定第 70 条 8 項 (b) 及び (c) は、TRIPS 協定第 65 条の経過措置の規定に基づき、将来インドが「この協定を適用する日」からインドを拘束する。TRIPS 協定第 70 条 8

¹⁷⁶ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 1998 年度版 DS50/79: インド-医薬品及び農業化学品特許保護 (パネル・上級委) (岩沢雄司委員) (経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1998/98-5.pdf [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

項の下でインドが負う義務は、(a) に基づき仮出願を可能にする措置をとる義務のみである。インドは行政慣行によって仮出願が可能になっていると主張するが、インドの行政官はこの行政慣行に従うと特許法の義務規定に違反しなければならない。たとえ実施されていなくても、法律の義務規定は経済活動に影響を与える。インドの慣行は、医薬品及び農業化学品に関して新規性及び優先権の保持を確保するための十分な法的基礎を欠く。WTO 協定規定の違反を主張する側が、その主張を挙証する責任を負う。本件では、アメリカはその挙証を十分行った。従って、挙証責任はインドの側に移る。透明性の問題を別にしても、公表されていない行政慣行が TRIPS 協定第 70 条 8 項にいう「措置」に当たるかは疑問である。また、「排他的販売権の申請が拒否されたことがなくとも、行政府が排他的販売権を付与する法的権限を持っていない。」として、TRIPS 協定第 70 条 9 項違反を認定した。

(上級委員会)

「行政慣行は特許法に優先するとは思えないので、発明の新規性及び出願の優先権を保持するための堅固な法的基礎を与えない」として、仮出願を受け付けるためのインドの行政慣行は TRIPS 協定第 70 条 8 項に適合しないとした小委員会の結論に同意した。また、TRIPS 協定第 70 条 9 項が「第 6 部の規定にかかわらず」と定めており、同項が WTO 協定の発効日から適用されることが明らかであるため、インドが TRIPS 協定第 70 条 9 項に違反しているとの小委員会の認定に同意する。

(5) インドネシアの自動車関連措置 (米国申立：DS59) (終了 (小委員会報告)) ¹⁷⁷

(協議要請の理由)

インドネシアは一定の現地調達率の達成と過去に登録されていない独自の商標の使用を条件に、自動車部品の輸入関税及び奢侈税を免除する「国民車」構想を導入した。これは、GATT 第 1 条、第 3 条 (最恵国待遇、内外無差別)、TRIPM (貿易関連投資措置) 協定第 2 条、TRIPS 協定第 3 条、第 20 条、第 65 条 (内国民待遇、商標の要件) 等に違反する。

(その後の経緯)

小委員会報告を採択し、新ポリシー (the 1999 Automotive Policy) を発効することで解決した¹⁷⁸。

(経過)

1996.10.08: 米国が協議要請

1997.06.12: 小委員会設置要請

1997.07.30: 小委員会設置

¹⁷⁷ Indonesia – Certain Measures Affecting the Automobile Industry (WT/DS54/R, WT/DS55/R, WT/DS59/R, WT/DS64/R, World Trade Organization, July 2, 1998)

https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/MultiDDFDocuments/14191/Q:/WT/DS/64R-01.pdf;Q:/WT/DS/64R-02.pdf;Q:/WT/DS/64R-03.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁷⁸ Indonesia – Certain Measures Affecting the Automobile Industry (WT/DS54/17/Add.1, WT/DS55/16/Add.1, WT/DS59/15/Add.1, WT/DS64/14/Add.1, World Trade Organization, July 15, 1999)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/54-17A1.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

1998.07.02: 小委員会報告書配布

1998.07.23: 小委員会報告書採択（TRIPS 協定部分は証拠不十分で違反の認定せず。）

（各条文の判断と理由）

第 3 条：判断せず（証拠不十分）

第 20 条：判断せず（証拠不十分）

第 65 条：判断せず（証拠不十分）

（6）アイルランドの著作権及び著作隣接権（米国申立：DS82）（終了（二国間合意））

（協議要請の理由）

アイルランドの著作隣接権付与の制度が TRIPS 協定第 9-14 条、第 63 条、第 65 条、第 70 条に違反するとして米国が申立てをした。

（その後の経緯）

アイルランド著作権法改正により解決した。

（経過）

1997.05.14: 協議要請

1998.01.09: 小委員会設置要請

1998.02.13: 小委員会設置要請取下げ

2000.11.06: 三国間合意通報¹⁷⁹ ¹⁸⁰

（7）デンマークの知的財産権の権利行使（米国申立：DS83）（終了（二国間合意））

（協議要請の理由）

デンマークが知的財産権を含む民事訴訟手続に係る暫定措置を策定しないことは TRIPS 協定第 50 条、第 63 条、第 65 条による義務に違反するとして米国が申立てをした。

（その後の経緯）

デンマーク司法行政法改正により解決した。

（経過）

1997.05.14: 協議要請

¹⁷⁹ Ireland – Measures Affecting the Grant of Copyright and Neighbouring Rights (WT/DS/82/3, WT/DS115/3, IP/D/8/Add.1, IP/D/12/Add.1, World Trade Organization, September 13, 2002)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/12A1.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁸⁰ ⑩を参照。アイルランド、EC、米国の 3 か国の相互合意。

2001.06.07: 二国間合意通報¹⁸¹

(8) スウェーデンの知的財産権の権利行使 (米国申立 : DS86) (終了 (二国間合意))

(協議要請の理由)

スウェーデンが知的財産権を含む民事訴訟手続に係る暫定措置を策定しないことは TRIPS 協定第 50 条、第 63 条、第 65 条による義務に違反するとして米国が申立てをした。

(その後の経緯)

スウェーデン著作権法、商標法、特許法、意匠法等改正により解決した。

(経過)

1997.05.28: 協議要請

1998.12.02: 二国間合意通報¹⁸²

(9) カナダの医薬品の特許保護 (EU申立 : DS114) (終了 (小委員会報告)) ^{183 184}

(協議要請の理由)

カナダの特許法等は医薬品の特許保護が十分でなく、TRIPS 協定第 7 条、第 8 条、第 27 条 1 項 (特許の対象)、第 28 条 (特許の権利)、第 30 条、第 33 条 (特許期間) に整合的でない。

(小委員会報告)

カナダ特許法第 55 条 2 項 (2) は、TRIPS 協定第 28 条に基づき特許権者に付与された排他的権利を制限しており、TRIPS 協定第 30 条に認められた限定的例外にも該当しないとして TRIPS 協定第 28 条 1 項違反を認定した¹⁸⁵。

(その後の経緯)

カナダは小委員会報告を受けて TRIPS 協定に整合的でないと言われた国内法規を改正し、

¹⁸¹ Denmark – Measures Affecting the Enforcement of Intellectual Property Rights (WT/DS83/2, IP/D/9/Add.1, World Trade Organization, June 13, 2001)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/9A1.pdf&Open=True> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

¹⁸² Sweden – Measures Affecting the Enforcement of Intellectual Property Rights (WT/DS86/2, IP/D/10/Add.1, December 11, 1998)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/10A1.pdf&Open=True> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

¹⁸³ DS114: Canada — Patent Protection of Pharmaceutical Products (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds114_e.htm [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

¹⁸⁴ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2001 年度版 DS114: カナダ-医薬品特許保護 (パネル) (中川 淳司委員) (経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2001/01-1.pdf [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

¹⁸⁵ Canada – Patent Protection of Pharmaceutical Products (WT/DS114/R, World Trade Organization, March 17, 2000)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/114R.pdf&Open=True> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

紛争処理は終結した。

(経過)

1997.12.19: EU が協議要請

1998.11.12: EU が小委員会設置要請

1999.02.01: 小委員会設置

2000.03.17: 小委員会報告書配布

2000.04.07: 小委員会報告書採択

2000.06.20: 勧告実施期間について仲裁に付託

2000.10.07: 仲裁勧告

(各条文の判断と理由)

第 27 条：違反非該当

TRIPS 協定第 27 条 1 項の無差別原則が TRIPS 協定第 30 条に基づく例外措置に適用されるかどうかについて、TRIPS 協定第 27 条 1 項の規定は、特許権の享受に関する差別を一般的に禁止しており、TRIPS 協定第 30 条に基づく例外措置がこの無差別原則の適用を受けないと解することはできない。強制実施と政府使用に関する特許権の制限を規定した TRIPS 協定第 31 条に TRIPS 協定第 27 条 1 項の無差別原則が適用されることは一般に認められており、TRIPS 協定第 31 条と TRIPS 協定第 30 条を区別する根拠は見出しがたい。したがって、TRIPS 協定第 27 条 1 項の無差別原則は TRIPS 協定第 30 条の例外措置にも適用される。

規制当局の審査のための例外が TRIPS 協定第 27 条 1 項の無差別原則に違反するかどうかについて、過去の GATT 及び WTO の紛争解決事例は、様々な差別（法律上の（*de jure*）差別と事実上の（*de facto*）差別）を扱ってきた。そして、上級委員会が繰り返し確認してきたように、差別の問題は、一般的な無差別原則ではなく具体的な条文の正確な解釈によって判断されてきた。本件も、具体的な事案に即してこの問題を判断する。まず、規制当局の審査のための例外が法律上の差別に当たるかどうかについては、カナダ特許法第 55 条 2 項（1）の文言は医薬品だけにこの例外を認めておらず、この条文の起草過程を援用して法律上の差別に当たると主張する EC の議論は十分な証拠を欠いている。次に、この例外が事実上の差別に当たるかどうかについては、この例外がそのような効果を持つこと、またこの例外がそのような目的で設けられたことのいずれについても、明確な証拠は出されていない。したがって、規制当局の審査のための例外は、カナダが TRIPS 協定 27 条 1 項の下で負う義務とは抵触しない。

第 28 条：違反該当

貯蔵のための例外を認めたカナダ特許法第 55 条 2 項（2）が、特許の有効期間中に特許権者の承諾なしに第三者に特許物の「製造」あるいは「使用」を認めており、TRIPS 協定第 30 条の例外で正当化されない限り TRIPS 協定第 28 条 1 項に違反することを認めている。したがって、問題は、貯蔵のための例外が TRIPS 協定第 30 条によって正当化されるかどうかである。TRIPS 協定第 30 条は、特許により与えられる排他的権利の例外が認められるための基準として、例外が「限定的」であること、例外が「特許の通常の実施を不当に妨げない」

こと、例外が「第三者の正当な利益を考慮し、特許権者の正当な利益を不当に害さないこと」という 3 つの規準を挙げている。これらの規準のいずれか 1 つでも充足されなければ、TRIPS 協定第 30 条の例外は認められない。また、これら 3 つの規準は相互に別個の要件を意味するものと解されなければならない。当事国の議論に従い、まず、TRIPS 協定の目的を検討し、次いで、各規準の解釈を行う。

TRIPS 協定第 30 条の存在は、TRIPS 協定第 28 条 1 項が認めた特許権の内容が一定の限定を被ることを示している。他方で、TRIPS 協定第 30 条に盛り込まれた 3 つの規準は、TRIPS 協定の起草者が、TRIPS 協定第 30 条によって協定の基本的なバランスを揺るがすことまでは意図していなかったことを示している。TRIPS 協定第 30 条の正確な射程は、これら 3 つの規準の解釈によって明らかにされる。その際、TRIPS 協定第 7 条と TRIPS 協定第 8 条 1 項に規定された協定の目的と制限を念頭に置く必要がある。まず、「限定的な例外」であるかどうかについて、「例外」がそれ自体として限定的な場合を意味する以上、「限定的な」という形容詞は、「例外」を制限する狭い意味に解釈されなければならない。「限定的」かどうかは、特許権者の排他的権利を制限する度合によって判断される。貯蔵のための例外は、特許権者の承諾なしに特許物を無制限に製造し使用することを特許の有効期間満了前の 6 ヶ月間にわたって第三者に認めるものであり、特許権者の製造と使用に関する排他的権利を大幅に侵害する。したがって、貯蔵のための例外は「限定的な例外」とはいえない。貯蔵のための例外が、規制当局の審査のための例外に該当する医薬品を製造しあるいは使用する第三者に限られていることも、また、その期間が特許の有効期間満了前の 6 ヶ月に限られていることも、この例外の「限定性」に関する上記の結論を覆すだけの説得的な根拠とはならない。以上から、貯蔵のための例外は TRIPS 協定第 30 条によって正当化されないという結論が導かれた。TRIPS 協定第 30 条の例外に関する他の 2 つの規準の検討は不要である。

第 33 条：判断せず

(10) アイルランドの著作隣接権付与に係る措置 (EC に対する米国申立：DS115) (終了 (二国間合意))

(協議要請の理由)

アイルランドの著作隣接権付与の制度が TRIPS 協定第 9-14 条、第 63 条、第 65 条、第 70 条に違反するとして、米国が欧州共同体との協議を申立てた。

(その後の経緯)

アイルランド知的財産法及び著作権及びその関連法の改正により解決した。

(経過)

1998.01.06: 協議要請

1998.01.09: 小委員会設置要請

2000.11.06: 三国間合意通報¹⁸⁶

(11) EU 及びギリシャの知的財産権の権利行使 (米国申立: DS124) (米国申立: DS125)
(終了 (二国間合意))

(協議要請の理由)

ギリシャにおいて著作権者の許可なく動画及びテレビ番組が放映され、権利保護の措置がとられていないのは TRIPS 協定第 41 条、第 61 条に違反するとして米国が申立てをした。

(その後の経緯)

著作権に関する法改正により解決した。

(経過)

1998.04.30: 協議要請

2001.03.20: 二国間合意通報¹⁸⁷

(12) EU の医薬品及び農薬品の特許保護 (カナダ申立: DS153) (未決着)

(協議要請の理由)

欧州の医薬品特許の保護期間延長に関する EC 規則第 1768/92 号、農薬品特許の保護期間延長に関する EC 規則第 1610/96 号が、技術分野による差別的取り扱いを禁じた TRIPS 協定第 27 条 1 項 (特許の対象) に違反する。

(その後の経緯)

WTO ウェブサイトは 2010 年 2 月 24 日が最終更新日であり、その後の状況記載なし¹⁸⁸。

(経過)

1998.12.02: カナダが協議要請

¹⁸⁶ European Communities – Measures Affecting the Grant of Copyright and Neighbouring Rights (WT/DS/82/3, WT/DS115/3, IP/D/8/Add.1, IP/D/12/Add.1, World Trade Organization, September 13, 2002)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/12A1.pdf&Open=True> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹⁸⁷ European Communities – Enforcement of Intellectual Property Rights for Motion Pictures and Television Programs (WT/DS/124/2, IP/D/13/Add.1, World Trade Organization, March 26, 2001)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/13A1.pdf&Open=True> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹⁸⁸ DS153: European Communities – Patent Protection for Pharmaceutical and Agricultural Chemical Products (World Trade Organization ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds153_e.htm [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

(13) 米国の著作権法110条(5) (EU申立: DS160) (暫定合意) ^{189 190}

(協議要請の理由)

米国著作権法第 110 条 (5) は、一定の状況下では、ロイヤルティを支払うことなく、ラジオ、テレビ等のプログラムを流すことが許される”home style exemption”を規定しているが、この規定はベルヌ条約第 11 条の 2 (1)、第 11 条 (1) に整合的でなく、ベルヌ条約第 1 から第 21 条の規定を遵守することを定めた TRIPS 協定第 9 条 1 項 (ベルヌ条約との関係) に違反する。

(小委員会報告)

米国著作権法第 110 条 (5) (B) の規定は、TRIPS 協定第 13 条で認められている著作権保護の例外の要件を満たしていないとして、TRIPS 協定第 9 条 1 項に基づき、ベルヌ条約第 11 条の 2 (1) (ii) 及び第 11 条 (1) (iii) 違反を認定した。

(その後の経緯)

2003 年 6 月 23 日に暫定合意に達したが、合意期限の 2004 年 12 月 21 日までには状況は改善されず、未だに法改正に至っていない¹⁹¹。小委員会勧告の実効性に関わる問題である¹⁹²。

(経過)

1999.01.26: EU が協議要請
1999.04.15: EU が小委員会設置要請
1999.05.26: 小委員会設置
2000.06.15: 小委員会報告書配布
2000.07.27: 小委員会報告書採択
2000.11.22: 勧告実施期間について仲裁に付託
2001.01.15: 仲裁勧告
2001.10.12: 勧告実施のための米国の措置について仲裁勧告
2002.01.07: EU が対抗措置承認申請
2002.01.17: 米国が仲裁を要請

¹⁸⁹ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2000 年度版 DS160: 米国-著作権法 110 条(5) (パネル) (道垣内正人委員) (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2000/00-9.pdf [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹⁹⁰ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2003 年度版 DS160: 米国-著作権法 110 条(5)DSU25 条に基づく仲裁裁定 (末啓一郎委員) (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2003/03-1.pdf [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹⁹¹ United States – Section 110(5) of the US Copyright Act (WT/DS160/24/Add.242, World Trade Organization, January 16, 2026)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/160-24A242.pdf&Open=True> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹⁹² 2025 年版不正貿易報告書第 I 部各国・地域別政策・措置第 2 章米国 95 ページ (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2025/pdf/2025_01_02.pdf [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

2002.01.18: 仲裁に付託
2002.02.26: 仲裁手続中断
2003.06.23: 二国間暫定合意

(各条文の判断と理由)

第9条：違反該当

本件で問題となっている米国著作権法第 110 条 5 項の (B) 号は、3750 平方フィート未満の広さの飲食店、及び 2000 平方フィート未満の広さの小売店に適用されるので、小委員会としては、「制限及び例外」の範囲は上記のものよりも大きいものとする。EC は、70% の飲食店及び 45% の小売店が、事業者免除を潜在的な受益者であると指摘している。

小委員会としては、問題となっている免除規定が「特別の場合」という要件に十分に整合的であるかどうかは、EC の主張のように、免除の潜在的な受益者の範囲が問題であるとする。小委員会に提出された事実に関する情報によれば、大多数の飲食店、及び約半数の小売店が (B) 号の免除を受けることを示している。したがって、小委員会としては、当該免除が、第 1 要件の「特別の場合」には該当するものではないと判断する。

米国は、事業者免除が対象としている市場はこれまで集中管理団体によって著作権管理がされてこなかった市場であるという主張を裏付けるため、いくつかの数字を提出している。米国によれば、米国の集中管理団体は、1995 年に National Licensed Beverage Association (NLBA) と私的グループ・ライセンス協定を締結し（以下、NLBA 協定という）、当時の法令以上に免除を拡大しており、その内容は 1998 年に制定された公正な音楽ライセンス法とほぼ同一のものであるとされる。しかし、小委員会としては、NLBA 協定は交渉によって成立したものであり、法令とは異なり、通常の利用に影響する市場の発展に応じて変更・終了が可能なものである以上、1998 年改正後の法令が TRIPS 協定第 13 条の第 2 要件を充足するものであるかどうかの判断の際に、NLBA 協定の存在は影響を与えない。事業者免除によって、大多数の飲食店、及び約半数の小売店が免除を受けており、著作権者は、ベルヌ条約第 11 条の 2 (1) (iii) 及び 11 条 (1) (ii) に基づく権利行使による潜在的収益を失っている。さらに、事業者免除においては、ラジオやテレビによる放送がカバーされ、コンパクトディスクやカセットテープ（あるいは生演奏）による音楽著作物の演奏はカバーされてない。米国は歴史的な理由があると主張しているが、区別する理論的理由は示されていない。小委員会は、音楽を流すメディアの違いによるこのような区別は、これまで録音物による演奏あるいは生演奏をしていた事業者が、放送による音楽の演奏にその選択を変更する誘因となるのではないかと考える。著作権者は、事業者免除によって免除を受ける事業者によって使用される放送された音楽について許諾する権利を期待するものであり、したがって、小委員会としては、かかる (B) 号の適用範囲は、著作物の通常の利用に抵触するものであり、TRIPS 協定第 13 条の第 2 要件に反するものであると判断する。

(14) カナダの特許保護期間（米国申立：DS170）（終了（上級委員会報告））¹⁹³

（協議要請の理由）

カナダ特許法は 1989 年 10 月以前の出願に関し、特許成立の日から 17 年間しか保護しておらず、出願の日から 20 年以上の保護を与えることを義務づけた TRIPS 協定第 33 条（保護期間）と整合的でない。また、協定適用の日において係属中の出願についても、協定に定められたより広範な保護を与えるための補正を認めることを義務づけた TRIPS 協定第 70 条 7 項（既存の保護の対象）とも整合的でない。

（小委員会報告）

TRIPS 協定第 70 条 2 項に従い、カナダは TRIPS 協定適用の日の特許保護されていた発明についても TRIPS 協定上の義務が求められるのであり、特許の最低保護期間を 20 年とする TRIPS 協定第 33 条違反を認定した。

（上級委員会報告）

小委員会の判断を支持した。

（その後の経緯）

上級委員会報告を採択し、法改正をすることで解決した。

（経過）

1999.05.06: 米国が協議要請
1999.07.15: 米国が小委員会設置要請
1999.09.22: 小委員会設置
2000.05.05: 小委員会報告書配布
2000.06.19: カナダが上訴
2000.09.18: 上級委員会報告書配布¹⁹⁴
2000.10.12: 上級委員会報告書採択

（各条文の判断と理由）

第 33 条：違反該当

（小委員会）

TRIPS 協定第 70 条 2 項にいう「保護されている・・・対象」には特許によって保護されている発明が含まれる。これには 1996 年 1 月 1 日時点でカナダ特許法によって保護されている発明が含まれる。TRIPS 協定加盟国は、協定適用開始時点で有効な特許について、TRIPS 協

¹⁹³ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2000 年度版 DS170: カナダ-特許保護に関する期間（パネル・上級委）（中川淳司委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2000/00-8.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁹⁴ Canada – Term of Patent Protection (WT/DS170/AB/R, World Trade Organization, September 18, 2000)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/170ABR.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

定第 33 条を含めて協定が規定するすべての義務を負う。以上より、カナダは旧法上の特許に対しても TRIPS 協定第 33 条の義務を負う。

TRIPS 協定第 33 条は出願から 20 年間の保護期間を義務付けており、それよりも短い保護期間を許容するものではない。TRIPS 協定第 33 条を満足するためには旧法上の特許が例外なく出願後 20 年以上の保護期間を認められなければならない。

TRIPS 協定第 1 条 1 項により加盟国は協定上の義務の実施に関する裁量を認められており、TRIPS 協定第 62 条 2 項と TRIPS 協定第 33 条を併せ読むと、保護期間についての裁量が認められるとのカナダは主張するが、TRIPS 協定第 62 条 2 項は権利の開始時期に関する規定であって、第 33 条が規定する権利終了までの保護期間には関わりがない。

言葉の通常の意味に照らすと、保証されているといえるためには、特許権者が出願から 20 年以上の保護期間を権利として認められなければならない。審査の非公式の遅延を認めるかどうかは審査官の裁量であって、出願者が 20 年以上の保護期間を権利として認められているとはいえない。出願後 20 年以上の保護期間を確保するために認められているとカナダが主張する手続（審査遅延）は、協定第 62 条 1 項にいう「合理的な手続」とはいえず、これは同項に違反する。カナダの主張する審査遅延手続は「不必要に複雑」であり、また「不当な遅延」を伴うものであり、第 41 条 2 項及び第 62 条 4 項に違反する。

以上から、カナダ特許法第 45 条は TRIPS 協定第 33 条が要求する出願から 20 年間の保護期間を保障していないと小委員会では判断した。

（上級委員会）

小委員会の結論を支持した。

第 65 条：判断せず

第 70 条：判断せず

（15）アルゼンチンの医薬品特許保護及び農業化学品のデータ保護（米国申立：DS171） （終了（二国間合意））

（協議要請の理由）

アルゼンチンにおける薬品に対する特許保護の欠如と排他的商業特権を付与する効率的な体制の欠如、及び経過期間における協定との整合性を減ずるような法律等の変更は、TRIPS 協定第 65 条 5 項に違反するとして米国が申立てをした。

（その後の経緯）

法改正等により解決した。

（経過）

1999.05.06: 協議要請

2002.05.31: 二国間合意通報¹⁹⁵

(16) EUの農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護（米国申立：DS174）（豪州申立：DS290）（終了（小委員会報告））¹⁹⁶

（協議要請の理由）

欧州委員会規則 2081/92 は、地理的表示に関し内国民待遇を与えておらず、地理的表示と同様の又は類似の、以前から存在する商標について十分な保護を与えていない。このような EC 規則は、TRIPS 協定第 3 条（内国民待遇）、第 16 条（商標について与えられる権利）、第 24 条（地理的表示の保護により、当該地理的表示と同一の又は類似の、地理的表示として知られる以前から存在する商標に関する保護を害すことを禁止）の規定に違反している。

（小委員会報告）

EU の制度が外国地理的表示の保護要件として、当該外国における EU の地理的表示への同等の保護（「同等性及び相互主義要件」）を求めていること等は、TRIPS 協定第 3 条 1 項及び GATT 第 III 条（内国民待遇）に反するとした一方、既に登録されている商標と同一又は類似の地理的表示の限定的な登録については、TRIPS 協定第 16 条 1 項に反するが、第 17 条（商標権に係る限定的な例外）によって正当化されるとした。

（その後の経緯）

地理的表示に関する規則は改正された¹⁹⁷。

（経過）

1999.06.01: 米国が協議要請（カナダ第三国参加）

2003.04.17: 豪州により協議要請

2003.08.18: 米国、豪州により小委員会設置要請

2003.10.02: 小委員会設置（ニュージーランド、アルゼンチン、メキシコ、台湾、スリランカ、チェコ、ハンガリー、ブルガリア等第三国参加）

2005.03.15: 小委員会報告書配布

2005.04.20: 小委員会報告書採択

（各条文の判断と理由）

¹⁹⁵ Argentina – Patent Protection for Pharmaceuticals and Test Data Protection for Agricultural Chemicals (WT/DS171/3, WT/DS196/4, IP/D/18/Add.1, IP/D/22/Add.1, World Trade Organization, June 20, 2002)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/22A1.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁹⁶ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2005 年度版 DS174/290: EC-農薬品及び食品の商標及び地理的表示の保護（パネル）（米谷三以委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2005/05-7.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁹⁷ European Communities – Protection of Trademarks and Geographical Indications for Agricultural Products and Foodstuffs (WT/DS174/25/Add.3, WT/DS290/23/Add.3, World Trade Organization, April 11, 2006)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/290-23A3.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

第 1 条：判断せず

第 2 条：判断せず

第 3 条：違反該当

TRIPS 協定第 3 条 1 項違反を立証するには、二つの要素の証明が必要である。一つは、対象措置が、「知的財産権の保護に関」するものであること、もう一つは、自国の国民に対する取り扱いよりも「不利でない待遇」をその他の国民に付与していることである。地理的表示保護規則は、地理的表示に関する知的財産権の利用可能性に言及しており、地理的表示が 2 章 3 節の対象である地理的表示に該当することに争いがない。本件においては、EC 域内の地理的表示を用いる EC 国民と EC 域内の地理的表示を用いる非 EC 国民、及び EC 域外の地理的表示を用いる EC 国民と EC 域外の地理的表示を用いる非 EC 国民との比較を行うとした。本件地理的表示保護規則は、地理的表示の保護を利用可能性に関して、EC 域内国国民に付与している待遇よりも不利な待遇を他の加盟国の国民に対して付与しており、TRIPS 協定第 3 条 1 項に違反する。

第 4 条：判断せず

第 10 条：判断せず

第 16 条：違反非該当

小委員会は、既に登録されている商標と同一又は類似の地理的表示であっても一定の場合には登録が可能である点については、TRIPS 協定第 16 条 1 項に違反するが、TRIPS 協定第 17 条によって正当化されるとした。

第 20 条：判断せず

第 22 条：判断せず

第 24 条：判断せず

第 41 条：判断せず

第 42 条：判断せず

第 44 条：判断せず

第 63 条：判断せず

第 65 条：判断せず

(17) 米国の1998年オムニバス法211条 (EU申立: DS176) (終了 (上級委員会報告))¹⁹⁸

(協議要請の理由)

米国 1998 年オムニバス法第 211 条は、キューバにより接収された企業が保有している商標の登録、更新及び権利行使を認めないことが規定されているところ、TRIPS 協定第 2～4 条、第 15～21 条、第 41 条、第 42 条、第 62 条の義務に整合的でない。

(小委員会報告)

米オムニバス法第 211 条 (a) (2) が商標権者の民事手続の権利を制限しており TRIPS 協定第 42 条に違反すると認定した。

(上級委員会報告)

米オムニバス法第 211 条は TRIPS 協定第 42 条には違反しないとして小委員会の判断を覆したが、商標・商号について最恵国待遇、内国民待遇を順守していないとして、TRIPS 協定第 2 条 1 項 (パリ条約 8 条)、第 3 条、第 4 条違反を認定した。

(その後の経緯)

しかしながら、米オムニバス法第 211 条の撤廃を含む法改正は行われていない¹⁹⁹。

(経過)

1999.07.08: EU が協議要請

2000.06.30: EU が小委員会設置要請

2000.09.26: 小委員会設置 (カナダ、日本、ニカラグア第三国参加)

2001.08.06: 小委員会報告書配布

2001.10.04: EU が上訴 (2001.10.19 米国も上訴)

2002.01.02: 上級委員会報告書配布

2002.02.01: 上級委員会報告書採択

(各条文の判断と理由)

第 2 条: 違反該当

(小委員会)

TRIPS 協定の適用対象となるのは、協定第 1 条 2 項に言及されている知的所有権のみであるとし、商号はこれに含まれていないので WTO 加盟国は商号を保護する義務を負うことはないと判断した。TRIPS 協定第 2 条 1 項は「加盟国は、第二部から第四部までの規定について、1969 年のパリ条約の第 1 条から第 12 条までの規定及び第 19 条の規定を遵守す

¹⁹⁸ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2002 年度版 DS176: 米国-オムニバス法 211 条 (パネル・上級委) (松下満雄委員) (経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2002/02-5.pdf [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹⁹⁹ 2025 年版不正貿易報告書第 I 部各国・地域別政策・措置第 2 章米国 95 ページ (経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2025/pdf/2025_01_02.pdf [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

る。」と規定しているが、この規定が「・・・第二部から第四部までの規定について・・・」としていることからみて、第二部から第四部までに列挙されている知的所有権に関してのみパリ条約の規定を遵守すべきこととなる。したがって、パリ条約 8 条は商号について規定しているが、小委員会の解釈においては、これは TRIPS 協定上保護の対象とする必要のないものということとなる。

(上級委員会)

小委員会は TRIPS 協定第 1 条 2 項について、ここに言及されている知的所有権とは第二部第 1 節から第 7 節までに記載されている知的所有権のみであるとする。この小委員会の解釈はかかる知的所有権は第二部第 1 節から第 7 節の「表題」に記載されている知的所有権であるとするものである。しかし、この解釈は TRIPS 協定第 2 条 1 項の文言に反する。というのは TRIPS 協定第 2 条 1 項にはこれ以外のことも記載してあるからである。たとえば、第二部第 5 節は「特許」という表題となっているが、TRIPS 協定第 27 条 3 項は「・・・加盟国は特許若しくは効果的な特別の制度又はこれらの組み合わせによって植物の品種の保護を定める。・・・」と規定しており、特許以外の制度も記載している。小委員会のように解釈すると、かかる制度は TRIPS 協定の保護の対象とはならないことになってしまう。また、TRIPS 協定第 2 条 1 項はパリ条約第 8 条を援用しており、小委員会のように解釈することは TRIPS 協定第 2 条 1 項によって援用されているパリ条約第 8 条の規定を無視し、これに効力を与えることを拒否することを意味するのである。そこで上級委員会はこの点に関する小委員会の判断を覆し、TRIPS 協定のもとにおいて WTO 加盟国は商号の保護をする義務を有するとした。

そして上級委員会は、小委員会報告書には上級委員会が米オムニバス法第 211 条 (a) (2) 及び (b) が商号の保護に関して TRIPS 協定に定める内国民待遇、最恵国待遇及び公正な司法手続きの規定に違反するか否かについて判断するための事実が記載されているとして、これについて検討を行った。そして、上級委員会は、商号についても商標についてと同じ理由によって、米オムニバス法第 211 条 (a) (2) 及び (b) の規定は内国民待遇、最恵国待遇及び公正な司法手続きの要請に違反すると判断した。

第 3 条：違反該当

(小委員会)

米オムニバス法第 211 条 (a) (2) によると、外国籍を有する権利承継者はその権利を米国裁判所によって承認し、執行してもらうことができないが、米国人はこれの対象外であり、かかる権利を承認、執行してもらうことができるように思われるので、表見上、差別があり、内国民待遇に違反するようにみえるとしている。しかし、結論として、連邦規則 515・201 条は、米国人が特別許可を受けることなく権利承継者となることを禁止していること、外国資産管理局はかかる許可をするか否かの裁量権を有していること、かかる裁量権がある場合、米国の措置が直ちに内国民待遇に違反するとはいえないことを指摘し、米当局がかかる許可を付与したことがないことに鑑みると、米国の措置が内国民待遇に違反することはないと判断した。米オムニバス法第 211 条 (b) に関しては、小委員会はこの規定は指定された国籍の者だけでなく、その権利承継者(非米国人のみならず米国人も含む。)の権利主張に対して米国裁判所はこれを承認し、執行してはならないとするものであることを指摘し、なんら内外差別はないと判断した。EC の商標権の原始権利所有者に関する主

張については、小委員会は、米オムニバス法第 211 条 (a) (2) 及び (b) はいずれもかかる差別をしていないとして、EC の請求を棄却した。

(上級委員会)

原始権利所有者に関しては、米オムニバス法第 211 条 (a) (2) 及び (b) は「指定された国籍の者」に適用されるが、指定された国籍の者とはキューバ及びキューバ国籍を有する者とされており、キューバ国籍の者には適用され、米国人には適用されないことが明らかであり、ここからみると米国人とキューバ人との間では差別があると判断している。上級委員会は、米オムニバス法第 211 条 (2) 及び (b) は商標権の原始所有者はつねに商標の使用許諾を与えることができるので内外差別はないとの米国の主張に対しては、この主張は米国において商標権を主張しているキューバ国籍の原始商標権所有者とキューバにおいて事業又は資産（及び商標）を接収された原始商標所有者が同一人物であるとの仮定に立っており、この仮定は常に正しいとは限らず、EC が提示した事例においては、かかる仮定はおかれていないことを指摘し、米国の主張を排斥した。上級委員会は、(1) 米オムニバス法第 211 条 (a) (2) においては非米国人である権利承継者の権利請求については、米国裁判所は原始権利所有者からの明白な同意がない限り権利主張を認めることができないのであり、この点で米国政府の何らかの措置があるか否かは関係がないことを指摘し、及び、

(2) 米国人がひとつの手続的ハードルにのみ直面し、非米国人が二つの手続的ハードルに直面していることは、たとえ影響が小さいとしても、非米国人に対して内在的に不利な扱いとなっているとしている。さらに米国人が外国資産管理局による特別許可を取得したとしても、米裁判所はかかる米国人がその権利継承者としての権利を主張することを認めないので、米オムニバス法第 211 条によって課されている非米国人に対する権利主張の制限は米国人にも及ぶとの米国の主張に対しては、上級委員会は、米国はすべての事例において米国裁判所は米国人である権利承継者の権利主張を認めないことを立証していないとし、さらに、もし米国裁判所がすべての事例においてかかる権利主張を認めない公算が高いとしても、非米国人である権利承継者は二つのハードルの適用を受けるという意味において本質的に米国人に比較して不利な立場におかれていると指摘している。すなわち、米国裁判所が外国政府による不当な接収については法的効力を与えないとしても、この法理は米国人と非米国人の双方に適用されるものであるので、これによって非米国人が受ける不利益が相殺されるわけではない。上級委員会は以上の理由を挙げて、米オムニバス法第 211 条 (a) (2) は非米国人である権利承継者に対して米国人である権利承継者に対するよりもより不利な待遇をするものであり、パリ条約 2 条 (1) 及び TRIPS 協定第 3 条 1 項に違反すると判断した。

第 4 条：違反該当

(小委員会)

米オムニバス法はキューバ国籍の者に対して、キューバ国籍以外の国籍の外国人に対してより不利益待遇をするものではないとして、EC の主張を退けた。

(上級委員会)

米連邦規則 515.305 条及び米オムニバス法 (d) (1) が、キューバ国籍の者以外の者は、キューバ及びキューバ国籍を有する者の権利承継者である場合にのみ「指定された国籍の者」含まれるとしているので、キューバ国籍以外の外国人で原始権利所有者はこの範囲に

は含まれておらず米オムニバス法第 211 条の対象となっていないことに着目して、これはキューバ国籍の原始権利所有者に対して非キューバ国籍の外国人である原始権利所有者に対してよりも不利な待遇をするものであり、内国民待遇に違反するとした。

第 15 条：違反非該当

（小委員会）

TRIPS 協定第 15 条 2 項が「1 の規定は、加盟国が他の理由により商標の登録を拒絶することを妨げるものと解してはならない。」と規定しており、ある措置が TRIPS 協定第 15 条 2 項にいう「他の理由」に該当すれば加盟国は TRIPS 協定第 15 条 1 項の要件に合致する標識でも商標登録を拒否することができるというものである。そして、小委員会は、この除外例のなかには米国がキューバにおいて接收された事業及び資産に関連して使用されていた商標の登録を禁止することが含まれると解する余地があるとして、EC の主張を退けた。

（上級委員会）

問題点はパリ条約及び TRIPS 協定に明記されていない場合に、加盟国はいかなる場合に商標登録を拒絶できるかであるとし、さらにパリ条約第 6 条 1 項が加盟国に登録の条件について国内法で定める権限を付与していること等からみると、加盟国はパリ条約に明記されている事項でなくとも、パリ条約の禁止に該当しない限り、加盟国は自国法に基づいて登録拒絶事由を定めることができると解釈する。そこで上級委員会はこの点についての小委員会の判断を支持した。

第 16 条：違反非該当

（小委員会）

TRIPS 協定第 16 条 1 項は誰が商標の所有者であるかについては規定しておらず、この点に関する判断はもっぱら加盟国の国内法にゆだねられているとのことである。

（上級委員会）

TRIPS 協定第 16 条 1 項は排他権を登録商標の「所有者」に認めているが、かかる所有者をいかに決定するかについては定めていない。また、第 16 条 1 項は加盟国が商標権の付与にあたって登録を根拠とするか、使用を根拠とするかのいずれも可能としていることを指摘する。TRIPS 協定及びパリ条約の諸規定を検討しても、商標の所有者が誰であるべきかについて規定している規定は見当たらないとする。さらに、米オムニバス法第 211 条 (a) (2) 条の適用によって、米国において商標権を有するとされる者の権利が否定されることはありうるが、TRIPS 協定やパリ条約はだれが商標権の所有者であるかについて規定していないので、この米オムニバス法の規定が TRIPS 協定第 16 条 1 項に違反するとはいえないと判断している。さらに米オムニバス法第 211 条 (b) もまた商標の所有者について規定しているものであるから、上記と同じ理由によって、これについても TRIPS 協定違反の問題は生じないとする。

第 17 条：判断せず

第 18 条：判断せず

第 19 条：判断せず

第 20 条：判断せず

第 21 条：判断せず

第 41 条：判断せず

第 42 条：違反非該当

(小委員会)

米オムニバス法第 211 (a) (2) 条がこの規定に違反すると判断した。その理由は、この規定が一定の条件がある場合に米国裁判所は商標権に関する権利主張を認めてはならないとしているので、これは権利者に対して法廷で権利主張をする道を閉ざすものであるということである。すなわち、米国においては、商標登録者は商標権者と推定されるのであり、この推定が覆されるまでは権利所有者として扱われることとなる。この者に対しては、権利者として法的主張を展開する機会が与えられるべきということである。しかし、米オムニバス法第 211 条 (b) が TRIPS 協定第 42 条に違反しているとの EC の主張に対しては、その立証が成り立っていないとの理由で請求を棄却した。

(上級委員会)

TRIPS 協定第 42 条が「権利の所有者」について規定していることに着目し、権利所有者には「権利があると主張している者」も含まれ、権利があると主張している当事者が裁判所で自己の主張を展開できなければ権利実現に向けて公正な司法手続きが準備されているとはいえないと判断している。上級委員会はこの点に関する小委員会の判断は正しいとし、WTO 加盟国は権利保有者に法的手続きを保障しなければならないが、この責務は権利保有者と推定される者に対する法的手続き保障をも含むものであるとする。また、TRIPS 協定第 42 条第 4 文は、知的財産権に関する司法手続きにおいて、「自己の主張を裏付ける」機会を与えられるべきとする。これは、加盟国は権利者がその主張を立証する十分な機会を与えなければならないことを意味するものである。そして、上級委員会の判断によると、TRIPS 協定第 42 条が付与する権利は手続的権利である。しかし、上級委員会は米オムニバス法第 211 条 (a) (2) 及び (b) は商標権の所有者について実体法的要件を定めるものであり、これは原則としては各国法にゆだねられているとする。上級委員会は以上を総合して、以下のように判断している。米オムニバス法第 211 条 (a) (2) は、米国裁判所において権利所有者にその請求を十分に主張することを禁止するものではない。権利主張については、米商標法及び連邦民事訴訟規則及び連邦証拠規則によって認められている。同法はただ単に一定の国籍の者が商標権の主張をする場合に、米裁判所がその権利を承認し、執行しないことを要求するのみである。したがって、この法律は TRIPS 協定第 42 条にいう手続的権利を侵害するものとは考えらず、これに違反するものとはいえない。米オムニバス法第 211 条 (b) もまた商標権の所有者に関するものであるので、上記の論旨が基本的には当てはまり、これの TRIPS 協定第 42 条との抵触は認められない。

第 62 条：判断せず

(18) 米国の 1930 年関税法 337 条 (EU 申立 : DS186) (未決着)

(協議要請の理由)

米国関税法第 337 条は、2 度 GATT に小委員会で検討されている。2 度目の 1989 年の小委員会では、GATT 第 3 条で規定される輸入品に対する内国民待遇義務に違反するとされた。その後、同法は 1994 年ウルグアイ・ラウンド協定法により改正されたが、米国は小委員会の結論に沿った改正がなされておらず協定不整合な点が存在するとともに、TRIPS 協定第 2 条、第 3 条、第 9 条、第 27 条、第 41 条、第 42 条、第 49 条、第 50 条、第 51 条の規定に違反している。

(その後の経緯)

WTO ウェブサイトは、2010 年 2 月 24 日の Summary of the dispute to date が最終更新である²⁰⁰。

(経過)

2000.01.12: EU が協議要請 (カナダ、日本第三国参加)

(19) アルゼンチンの特許保護及びデータ保護 (米国申立 : DS196) (終了 (二国間合意))

(協議要請の内容)

アルゼンチンは、医薬品等の秘密試験やデータに対する保護を怠っている等、TRIPS 協定第 27 条、第 28 条、第 31 条、第 34 条、第 39 条、第 50 条、第 62 条、第 65 条及び第 70 条に違反するとして米国が申立てをした。

(その後の経緯)

法改正等により解決した²⁰¹。

(経過)

2000.05.30: 協議要請

2002.05.31: 二国間合意通報

(20) ブラジルの特許保護 (米国申立 : DS199) (終了 (二国間合意))

(協議要請の理由)

²⁰⁰ DS186: United States-Section 337 of the Tariff Act of 1930 and Amendments thereto (World Trade Organization ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds186_e.htm [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

²⁰¹ Argentina – Certain Measures on the Protection of Patents and Test Data (WT/DS171/3, WT/DS196/4, IP/D/18/ Add.1, IP/D/22/Add.1, June 20, 2002)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/22A1.pdf&Open=True> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

ブラジルの 1996 年産業財産法では、強制実施権の設定に際してブラジル国内での実施の有無を要件として課しており、物の国内生産の有無について差別を禁じる TRIPS 協定第 27 条、第 28 条の規定に違反している。

（その後の経緯）

米国企業が保有する特許の強制実施権を発動するためにブラジル特許法第 68 条を適用する必要があると判断した場合、ブラジル政府は米国政府との事前協議を行うとして、二国間合意した²⁰²。

（経過）

2000.05.30: 米国が協議要請

2001.01.08: 米国が小委員会設置要請

2001.02.01: 小委員会設置（日本、インド、ホンジュラス、ドミニカ第三国参加）

2001.07.05: 米・ブラジル二国間合意により妥結

（２１）米国の特許法（ブラジル申立：DS224）（未決着）

（協議要請の理由）

米国特許法（第 18 章等）は、政府の助成を受けた発明に対する特許権について制限を設けているが、発明地等による差別を禁じた TRIPS 協定第 27 条、特許権者に与えられる権利を定めた第 28 条に違反する。

（その後の経緯）

WTO ウェブサイトは 2010 年 2 月 24 日の Summary of the dispute to date が最終更新である²⁰³。

（経過）

2001.01.31: ブラジルが協議要請

（２２）中国の知的財産の執行に関する問題（米国申立：DS362）（終了（シーケンス合意））^{204 205}

²⁰² Brazil – Measures Affecting Patent Protection (WT/DS199/4, G/L/454, IP/D/23/Add.1, World Trade Organization, July 19, 2001) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/23A1.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰³ DS224: United States – US Patents Code (World Trade Organization ウェブサイト) https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds224_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰⁴ China – Measures Affecting the Protection and Enforcement of Intellectual Property Rights (WT/DS362/R, World Trade Organization, January 26, 2009) https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/MultiDDFDocuments/69480/Q:/WT/DS/362R-00.pdf;Q:/WT/DS/362R-01.pdf;Q:/WT/DS/362R-02.pdf;Q:/WT/DS/362R-03.pdf;Q:/WT/DS/362R-04.pdf/ [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰⁵ 【WTO パネル・上級委員会報告書解説②】中国-知的財産権の保護・実施に関する措置（WT/DS362/R） - TRIPS 協定の権利行使に係る規律を巡って - （鈴木 将文 独立行政法人経済産業研究所） <https://www.rieti.go.jp/jp/publications/pdp/11p011.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

(協議要請の理由)

中国における、①商標の不正使用及び著作物の違法な複製に係る刑事手続き及び刑事罰の扱い、②税関における没収された知的財産権侵害物品の処理、③中国国内での発行又は流通が許可されていない作品に関する著作権及び著作隣接権の保護及び執行の欠如、④著作物の未許可の複製あるいは未許可の頒布のいずれかのみを行った刑事手続き及び刑事罰の欠如は TRIPS 協定第 9 条 1 項、第 14 条、第 41 条 1 項、第 46 条、第 59 条、第 61 条等に整合的でない。

(小委員会報告)

②の税関措置に関し、商標の単なる除去で十分であるとの点については TRIPS 協定第 59 条に非整合、③について TRIPS 協定第 9 条 1 項、41 条 1 項に非整合として米国の主張を是認する一方、①及び④について、米国は刑事罰の閾値が TRIPS 協定第 61 条に非整合であることに関して举证責任を果たしておらず、②について、税関措置のうち、侵害物品を競売に付しているとの点について、米国は TRIPS 協定第 59 条に非整合であることに関して举证責任を果たしていないと判断した。

(その後の経緯)

中国が著作権法改正、及び、税関保護に関する規則改正を行い、シーケンス合意に至った²⁰⁶。

(経過)

2007.04.10: 米国が協議要請

2007.08.13: 米国が小委員会設置要請

2007.09.25: 小委員会設置 (日本、EU、ブラジル、インド、カナダ等第三国参加)

2009.01.26: 小委員会報告書配布

2009.03.20: 小委員会報告書採択

2010.03.19: 中国が勧告履行を報告

2010.04.08: 米中がシーケンス合意

(各条文の判断と理由)

第 3 条：判断せず

第 9 条：違反該当

中国著作権法第 4 条 1 文は、WTO 加盟国の国民の著作物を含め、ある種の著作物について、同法第 10 条の定める著作権の保護を否定するものであることが明文上明らかであり、かかる解釈は他の証拠によっても裏付けられる。「著作権」と「著作権保護」を区別する中国の議論は、中国著作権法第 4 条 1 文の文言上の根拠が示されていないのみならず、結局著作権が認められないということに帰着する。ある著作物について「著作権保護」が否定

²⁰⁶ DS362: China – Measures Affecting the Protection and Enforcement of Intellectual Property Rights (World Trade Organization ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds362_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

された場合に、著作者が「著作権」を享有できるとは考えられない。

中国は、「著作権保護」が否定された後に、著作者がどのような権利を行使できるかを説明できておらず、その権利は幻に過ぎない。

中国著作権法第 4 条 1 文により保護が否定される著作物とは、具体的には、内容審査で不合格とされた著作物、及び内容審査をパスするために削除された部分（当該部分が著作物性を認められる場合）が含まれる。これに対し、内容審査に提出されていない著作物、内容審査の結果を待っている著作物、改変されることによって内容審査をパスした著作物の改変前の版についても、中国著作権法第 4 条 1 文の保護が否定されると米国は主張するが、その立証は成功していない。中国著作権法第 10 条は、ベルヌ条約第 5 条 1 項が規定する、同条約が「特に与える権利」を定めている。また、中国著作権法第 4 条 1 文の「著作物」は、ベルヌ条約第 2 条 1 項の「文学的及び美術的著作物」の少なくとも一部を含むことは明らかである。以上から、中国著作権法、特に中国著作権法第 4 条 1 文は、TRIPS 協定第 9 条 1 項が援用するベルヌ条約第 5 条 1 項に違反する。

中国は、ベルヌ条約第 17 条（同条も TRIPS 協定第 9 条 1 項が援用する。）により、著作権を制限することが正当化される旨を主張する。しかし、検閲の可能性と、著作権の享有は別の問題であり、ベルヌ条約第 17 条は著作権の否定を正当化するものではない。

無方式主義を定めるベルヌ条約第 5 条 2 項（TRIPS 協定第 9 条 1 項が援用）に中国著作権法第 4 条 1 文が違反するとの米国の主張については、本小委員会として、中国著作権法第 4 条 1 文がベルヌ条約第 5 条 1 項に違反するとの判断をしている以上、さらに当該論点について判断をしても本件紛争の建設的な解決に役立たないことから、判断は不要である。

第 14 条：違反非該当

中国著作権法第 4 条が現に実演及びレコード又は録音物に適用される旨を実際に主張しておらず、小委員会として、判断すべき主張を特定できない。またベルヌ条約第 5 条 1 項に関する本小委員会の判断によって、米国の本論点に関する懸念は実質上対処されたと考えられる。

第 41 条：違反該当

中国著作権法第 5 章は、（権利侵害に対する）民事責任、行政措置及び刑事責任について規定する。しかし、中国著作権法第 4 条 1 文により著作権の保護が否定される場合は、中国著作権法第 5 章のもとで、TRIPS 協定第 3 部が定める広範な権利行使手続をとることは不可能である。従って、中国著作権法第 4 条 1 文は、権利行使手続を権利者のために確保することを義務づける TRIPS 協定第 41 条 1 項に違反する。

第 46 条：違反該当

第 59 条：違反該当

中国の税関措置では、違法に付された商標を単に除去すれば、不正商標商品が流通経路に解放されることが認められている。TRIPS 協定第 46 条 4 文における「例外的な場合」は限定的に解されるべきである。結論として、中国の税関措置は、「例外的な場合」に限らず、不正商標商品を、不正商標を単に除去した上で、流通経路に解放することを認めている。従って、税関措置は、TRIPS 協定第 46 条 4 文の定める原則を満たさないことから、同 59

条に違反する。

第 61 条：違反非該当

（著作権）本小委員会として、中国著作権法第 4 条 1 文がベルヌ条約第 5 条 1 項及び TRIPS 協定第 41 条 1 項に違反するとの判断をしている以上、さらに当該論点について判断をしても本件紛争の建設的な解決に役立たないことから、判断は不要である。

（刑事罰）米国は、TRIPS 協定第 61 条 1 文の違反について一応の立証をしていない。

（23）中国の金融情報に係る配信規制（EU 申立：DS372）（終了（二国間合意））

（協議要請の理由）

EU、米国、カナダは、中国において、外国の金融情報供給者が新華社に指名された主体（entity）を通じて提供することを求められていることは、GATS 及び加盟議定書に非整合として申立てをした。

（その後の経緯）

覚書により二国間合意して解決した²⁰⁷。

（経過）

2008.03.03: 協議要請

2008.12.04: 二国間合意通報

（24）EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止（インド申立：DS408）（ブラジル申立：DS409）（未決着）

（協議要請の理由）

ブラジル等の第三国を仕向地とするインドで製造したジェネリック医薬品が、オランダ税関で通過差止された問題に関する EU 及びオランダの措置は、GATT 第 5 条、第 10 条、TRIPS 協定第 28 条、第 41 条、第 42 条、TRIPS 協定と公衆衛生に関する 2003 年 8 月の決定と TRIPS 協定第 31 条等に整合的でない。

（その後の経緯）

WTO ウェブサイトは 2010 年 6 月 22 日の Summary of the dispute to date が最終更新である^{208 209}。

²⁰⁷ China – Measures Affecting Financial Information Services and Foreign Financial Information Suppliers (WT/DS372/4, S/L/319/Add.1, IP/D/27/Add.1, World Trade Organization, December 9, 2008)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/27A1.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰⁸ DS408: European Union and a Member State – Seizure of Generic Drugs in Transit (World Trade Organization ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds408_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰⁹ DS409: European Union and a Member State – Seizure of Generic Drugs in Transit (World Trade Organization ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds409_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

(経過)

(DS408)

2010.05.11: インドが協議要請

2010.05.28: ブラジル、カナダ、エクアドルが協議への参加要請

2010.05.31: 中国、日本、トルコが参加要請

その後、EU はブラジル、カナダ、中国、エクアドル、日本、トルコの協議への参加要請を受け入れたことを DSB に通知

(DS409)

2010.05.12: ブラジルが協議要請

2010.05.28: カナダ、エクアドル、インドが協議への参加要請

2010.05.31: 中国、日本、トルコが参加要請

2010.06.18: EU はカナダ、中国、エクアドル、インド、日本、トルコの協議への参加要請を受け入れたことを DSB に通知

(25) 豪州のたばこ製品の包装に関する規制に関する措置 (ウクライナ申立 : DS434)
(ホンジュラス申立 : DS435) (ドミニカ共和国申立 : DS441) (キューバ申立 :
DS458) (インドネシア申立 : DS467) (終了 (小委員会報告、上級委員会報告))

210 211 212 213

(経過)

2014.04.25: 5 つの案件に関し統一の小委員会を設置することが決定

2014.05.05: 統一の小委員会構成 (日本等 30 か国以上第三国参加)

(ウクライナ申立 : DS434)

(協議要請の理由)

豪州によるタバコ製品の包装に関して、商標を制限し、プレーンパッケージを強制する措置は、GATT 第 3 条 (内国の課題及び規制に関する内国民待遇)、TRIPS 協定第 2 条 1 項 (知的所有権に関する条約)、第 3 条 1 項 (内国民待遇)、第 15 条 (保護の対象)、第 16 条 (与えられる権利)、第 20 条 (その他の要件)、第 22 条 2 項 (b) (地理的表示の保護)、第 24 条 3 項 (国際交渉及び例外)、TBT 協定第 2.2 条 (強制規格の必要性) 等に整合的でな

²¹⁰ 各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性レビュー調査『国際知財制度研究会』(平成 30 年度) p15-38 (2019 年 3 月 一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所)
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/30_all.pdf [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

²¹¹ 2025 年版不正貿易報告書 第 II 部 WTO 協定と主要ケース 第 13 章 知的財産 476-477 ページ (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2025/pdf/2025_02_13.pdf [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

²¹² 2025 年版不正貿易報告書 第 II 部 WTO 協定と主要ケース 第 11 章 基準・認証制度 434-436 ページ (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2025/pdf/2025_02_11.pdf [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

²¹³ WTO 上級委、オーストラリアのたばこ包装規制にシロ判定 (ジェットロ ビジネス短信) (2020 年 6 月 12 日)
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/cba3dcbeaf7defc6.html> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

い。

(経過)

2012.03.13: ウクライナが協議要請

2012.08.14: 小委員会設置要請

2012.09.28: ウクライナの要請を受け小委員会設置（日本等 30 か国以上第三国参加）

2015.05.28: ウクライナが小委員会手続停止要請

2015.05.29: 豪州がウクライナの小委員会手続停止要請に合意

2015.06.02: 小委員会手続停止

2016.05.30: DS434 は 12 月以内に手続再開が請求されなかったため DSU 第 12.12 条に基づき終了²¹⁴

(ホンジュラス申立：DS435)

(協議要請の理由)

ホンジュラスは豪州に対し、同国がタバコ製品及びその包装に対する商標制限的及びプレーンパッケージの法令は、TRIPS 協定、TBT 協定、GATT に非整合として申立てをした。

(小委員会報告)

小委員会は、ホンジュラスが豪州に依る TPP 措置が協定に違反していることを立証しなかったとして、豪州による協定違反を認定しなかった。TRIPS 協定第 2 条 1 項、第 3 条 1 項、TBT 協定第 2.1 条、GATT III:第 4 条については、ホンジュラスにより主張がなされなかったとして判断を下さなかった。

(上級委員会報告)

上級委員会は、小委員会の結論を支持した。

(経過)

2012.04.04: ホンジュラスが協議要請

2012.10.15: 小委員会設置要請

2013.09.25: ホンジュラスの要請を受け小委員会設置（日本等 30 か国以上第三国参加）

2018.06.28: 小委員会報告書配布

2018.07.19: ホンジュラスが上訴

2020.06.09: 上級委員会報告書配布²¹⁵

2020.06.29: 小委員会報告書採択、上級委員会報告書採択

(ドミニカ共和国申立：DS441)

(協議要請の理由)

ドミニカ共和国は豪州に対し、同国によるタバコ製品及びその包装に対する商標制限的及びプレーンパッケージの法令は、TRIPS 協定、TBT 協定、GATT に非整合として申立て

²¹⁴ Australia – Certain Measures Concerning Trademarks and Other Plain Packaging Requirements Applicable to Tobacco Products and Packaging (WT/DS434/17, World Trade Organization, June 30, 2016)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/434-17.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²¹⁵ Australia – Certain Measures Concerning Trademarks and Other Plain Packaging Requirements Applicable to Tobacco Products and Packaging (WT/DS435/AB/R, WT/DS441/AB/R, World Trade Organization, June 9, 2020)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/435ABR.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

をした。

(小委員会報告)

小委員会は、ドミニカ共和国が豪州による TPP 措置が協定に違反することを立証しなかったとして豪州による協定違反を認定しなかった。TRIPS 協定第 2 条 1 項、第 3 条 1 項、TBT 協定第 2.1 条、GATT III:第 4 条についてはドミニカ共和国により主張がなされなかったとして判断を下さなかった。

(上級委員会報告)

上級委員会は、小委員会の結論を支持した。

(経過)

2012.07.18: ドミニカ共和国が協議要請

2012.11.09: 小委員会設置要請

2014.04.25: 小委員会設置

2018.06.28: 小委員会報告書配布

2018.08.23: ドミニカ共和国が上訴

2018.09.17: DS435 と併合

2020.06.09: 上級委員会報告書配布²¹⁶

2020.06.29: 小委員会報告書採択、上級委員会報告書採択

(キューバ申立 : DS458)

(協議要請の理由)

キューバは豪州に対し、同国のタバコ製品及びその包装に対する商標制限的及びプレーンパッケージの法令は、TRIPS 協定、TBT 協定、GATT に非整合として申立てをした。

(小委員会報告)

小委員会は、キューバが豪州による TPP 措置が協定に非整合であることを立証しなかったとして、豪州による協定違反を認定しなかった。

(経過)

2013.05.03: キューバが協議要請

2014.04.04: 小委員会設置要請

2014.04.25: 小委員会設置

2018.06.28: 小委員会報告書配布²¹⁷

2018.08.27: 小委員会報告書採択

(インドネシア申立 : DS467)

(協議要請の理由)

²¹⁶ Australia – Certain Measures Concerning Trademarks and Other Plain Packaging Requirements Applicable to Tobacco Products and Packaging (WT/DS435/AB/R, WT/DS441/AB/R, World Trade Organization, June 9, 2020)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/435ABR.pdf&Open=True> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

²¹⁷ AUSTRALIA – CERTAIN MEASURES CONCERNING TRADEMARKS, GEOGRAPHICAL INDICATIONS AND OTHER PLAIN PACKAGING REQUIREMENTS APPLICABLE TO TOBACCO PRODUCTS AND PACKAGING (WT/DS435/R, WT/DS441 /R, WT/DS458/R, WT/DS467/R, World Trade Organization, June 28, 2018)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/435R.pdf&Open=True> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

インドネシアは豪州に対し、同国のタバコ製品及びその包装に対する商標制限的及びブレンパッケージの法令は、TRIPS 協定、TBT 協定、GATT に非整合として申立てをした。

(小委員会報告)

小委員会は、インドネシアが豪州による TPP 措置が協定に非整合であることを立証しなかったとして、豪州の協定違反を認定しなかった。

(経過)

2013.09.20: インドネシアが協議要請

2014.03.03: 小委員会設置要請

2014.03.26: 小委員会設置

2018.06.28: 小委員会報告書配布²¹⁸

2018.08.27: 小委員会報告書採択

(各条文の判断と理由)

第 2 条：違反非該当

(小委員会)

他の同盟国が登録の結果与えるべき保護は、同国において商標登録の結果与えられる保護を指し、与えられるべき保護の実体的内容は規定されていないので、パリ条約第 6 条の 5、TRIPS 協定第 2 条 1 項違反は認められない。

第 3 条：判断せず

第 15 条：違反非該当

(小委員会)

TRIPS 協定第 15 条 4 項は、商標となる適格性を有する記号について、物品・サービスの性質を原因として登録を拒絶されてはならない旨の規定であり、登録後の商標の保護の範囲・内容については規定していないので、TRIPS 協定第 15 条 4 項違反は認められない。

第 16 条：違反非該当

(小委員会)

TRIPS 協定第 16 条 1 項上の商標の保護は、商標保有者が商標を使用する権利を含まず、権限のない第三者の使用を排除する権利に留まり、また、申立国は本件措置による商標の識別能力の低下によって、商標権者が混同の可能性を示して権限のない使用を防止する能力を制約する、とも主張するが、この点は立証できていないので、TRIPS 協定第 16 条 1 項違反は認められない。

(上級委員会)

TRIPS 協定第 16 条 1 項は、登録された商標を使用する権利を付与するものではなく、承諾を得ていない第三者による一定の活動を防止する権利を付与するにとどまるとして、「申

²¹⁸ AUSTRALIA – CERTAIN MEASURES CONCERNING TRADEMARKS, GEOGRAPHICAL INDICATIONS AND OTHER PLAIN PACKAGING REQUIREMENTS APPLICABLE TO TOBACCO PRODUCTS AND PACKAGING (WT/DS435/R, WT/DS441/R, WT/DS458/R, WT/DS467/R, World Trade Organization, June 28, 2018)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/435R.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

立国は、TPP 措置が TRIPS 協定第 16 条 1 項の下で豪州の義務に違反することを立証しなかった」とする小委員会判断を支持した。

第 20 条：違反非該当

(小委員会)

TRIPS 協定第 20 条上保護される商標の「使用」とは、識別機能を制限するものに限定されず、幅広い商業的、宣伝的、販売促進的行動を含むため、本件措置は商標の使用を妨げる「特別な要件」にあたる、とした。また、TRIPS 協定第 20 条の判断においては、特別な要件による負担を十分に裏付ける正当化事由や理由が存在するかを検討する必要があるという判断基準を初めて提示し、考慮要素として、特別な要件による負担の性質・程度、特別な要件の理由、当該理由が負担を十分に裏付ける内容であるか、を挙げた。これらの要素に関して、まず、本件措置による負担については、商標保有者に対して、図形的要素から経済的価値を得ることを禁じる点で、広範囲 (far-reaching) であるとした。次に本件措置の理由・正当化事由については、TBT 協定第 2.2 条における判断と同様、タバコ製品の使用・露出の減少であるとした。最後に、当該理由が負担を十分に裏付けるかに関して、理由が負担を十分に裏付けられる限りにおいて、政策目的に対応するための介入態様の選択については加盟国に一定の裁量があるとしつつ、合理的に利用可能な代替措置が存在し政策目的上同等の成果を達成しうる場合には被申立国が提示する理由について疑義が生じうるとして、代替措置の検討に進んだ。そのうえで、TBT 協定第 2.2 条に関して検討したとおり、申立国が主張する代替措置は目的に対する同等の貢献度を持つとはいえず、豪州が政策的介入の態様に関する裁量を超えたとは認められない、とし、本件措置による負担が広範囲であるとしても、本件措置は、豪州の包括的なタバコ管理規制の一部として既存規制を補充するものとして設計され、タバコ製品の使用・露出を制限することによって、公衆衛生の向上という目的に貢献しうるものであり、実際に貢献しているため、本件措置の適用による商標使用に対する負担は本件措置の理由によって十分に裏付けられるといえる、とし、TRIPS 協定第 20 条違反は認められないと結論づけた。

(上級委員会)

TRIPS 協定第 20 条の下では、GATT 第 20 条や TBT 協定第 2.2 条と同様の必要性テストよりもより緩和された判断基準が用いられると論じた。具体的には、(i) 商標の権利者が商標を商業上使用しそれによって商標の意図された機能を享受することについての正当な利益を考慮したうえでの、特別な要件による妨げの性質と程度、(ii) 特別な要件が適用される理由、及び (iii) そのような理由が結果として生じる妨げの十分な根拠となっているか否かの立証、という要素を考慮してなされなければならないとの小委員会判断を支持した。また、TRIPS 協定第 20 条の下での不当性の判断においては、代替措置の検討も必要不可欠ではないとの小委員会判断を支持した。

第 22 条：違反非該当

(小委員会)

提訴国が豪州による TPP 措置が協定に非整合であることを立証しなかったとした。

第 24 条：違反非該当

(小委員会)

提訴国が豪州による TPP 措置が協定に非整合であることを立証しなかったとした。

(26) アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置 (カタール申立 : DS526 (対 UAE) (終了)、DS527 (対バーレーン) (未決着)、DS528 (対サウジアラビア) (未決着))

(協議要請の理由)

カタールは、カタールとの物品貿易、サービス貿易及び知的所有権の貿易関連の側面に関してアラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアのとりする措置が GATT、GATS 及び TRIPS 協定に非整合として申立てをした。

(経過)

DS526 (対 UAE)

2017.07.31: カタールがアラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアに対し協議要請

2017.10.06: カタールが小委員会設置 (カタール申立 : DS526 (対 UAE))

2017.11.22: DS526 に関して小委員会設置 (日本等 20 か国以上第三国参加)

2021.01.18: DS526 に関して、カタールから要請 (及び UAE の合意) により、小委員会が作業を停止することを決定²¹⁹

2022.01.16: 小委員会設置の権限失効²²⁰

2022.01.18: アラブ首長国連邦が、手続終了書面の配布を要請した²²¹。

DS527 (対バーレーン)

2017.07.31: 協議要請²²²

DS528 (対サウジアラビア)

²¹⁹ United Arab Emirates – Measures Relating to Trade in Goods and Services, and Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (WT/DS526/6, World Trade Organization, January 19, 2021)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/526-6.pdf&Open=True> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

²²⁰ United Arab Emirates – Measures Relating to Trade in Goods and Services, and Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (WT/DS526/7, World Trade Organization, January 18, 2022)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/526-7.pdf&Open=True> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

²²¹ United Arab Emirates – Measures Relating to Trade in Goods and Services, and Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (WT/DS526/8, World Trade Organization, January 20, 2022)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/526-8.pdf&Open=True> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

²²² Bahrain – Measures Relating to Trade in Goods and Services, and Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (WT/DS527/1, G/L/1181, S/L/416, IP/D/36, World Trade Organization, August 4, 2017)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/527-1.pdf&Open=True> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

2017.07.31: 協議要請²²³

(27) 中国の知的財産権保護に関する措置（米国申立：DS542）（終了）

（協議要請の理由）

中国の技術輸出入管理条例等に基づく内外差別的な技術ライセンス規制は、TRIPS 協定第3条、第28条1項(a)、(b)及び第28条2項に整合的でない。

（その後の経緯）

2021年6月11日、作業再開要請がなかったため、小委員会設置要請が失効された²²⁴。

（経過）

2018.03.23: 米国が協議要請（日本は第三国参加）

2018.10.18: 米国が小委員会設置要請

2018.11.21: 小委員会設置（日本を含む15か国第三国参加）

2019.06.03: 米国が小委員会での紛争審理の一時中断（2019.12.31まで）を要請

2019.06.04: 中国が紛争審理一時中断に合意

2019.06.12: 小委員会が紛争審理一時中断を許可

2019.12.23: 米国が小委員会での紛争審理の一時中断（2020.2.29まで）を要請

2020.01.08: 小委員会が紛争審理一時中断を許可

2020.03.02: 米国が小委員会での紛争審理の一時中断の延長（2020.5.1まで）を要請

2020.03.02: 小委員会が紛争審理一時中断の延長を許可

2020.05.05: 米国が小委員会での紛争審理の一時中断の延長（2020.5.31まで）を要請

2020.05.06: 小委員会が紛争審理一時中断の延長を許可

2020.06.08: 米国が小委員会での紛争審理の一時中断の延長（2020.06.まで）を要請

2020.06.18: 米国からの要請（及び中国の合意）により、2020.06.08から発効するDSBに基づき、小委員会が作業を停止することを決定

2021.06.11: 小委員会設置の権限失効

(28) 中国の技術移転に関する措置（EU申立：DS549）（未決着）

（協議要請の理由）

中国の中外合弁企業法等に基づく外国企業からの技術移転を強制する措置や、技術輸出入管理条例等に基づく内外差別的な技術ライセンス規制等は、TRIPS協定第3条、第28条1項(a)、(b)、第33条、第39条1項及び2項、GATT第10条3項(a)及び中国加

²²³ Saudi Arabia– Measures Relating to Trade in Goods and Services, and Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (WT/DS528/1, G/L/1182, S/L/417, IP/D/37, World Trade Organization, August 4, 2017)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/528-1.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026年3月6日]

²²⁴ China – Certain Measures Concerning the Protection of Intellectual Property Rights (WT/DS542/15, World Trade Organization, June 11, 2021)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/542-15.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026年3月6日]

盟議定書 2 (A) 2 等に整合的でない。

(その後の経緯)

WTO ウェブサイトは 2019 年 1 月 31 日の Summary of the dispute to date が最終更新である²²⁵。

(経過)

2018.06.01: EU が協議要請 (日本は第三国参加要請)

2018.12.20: EU が協議要請書を改正 (主張内容を拡大) (台湾、日本、米国が参加要請)

(29) サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置 (カタール申立: DS567)^{226 227} (終了)

(協議要請の理由)

サウジアラビアによる、カタール企業が保有する著作権等に対する適切な保護の不履行は、TRIPS 協定第 3 条 1 項、第 4 条、第 9 条、第 14 条 3 項、第 16 条 1 項、第 41 条 1 項、第 42 条及び第 61 条に整合的でない。

(小委員会報告)

小委員会は、カタール企業からサウジアラビアで知的財産権を行使する機会を奪うサウジアラビアの措置が、TRIPS 協定第 42 条及び第 41 条 1 項に非整合であったと認定した。また、サウジアラビアが同国企業に刑事罰を適用しなかったことが TRIPS 協定第 61 条に非整合であったと認定した。

(その後の経緯)

2020 年 7 月 28 日、サウジアラビアが上級委員会申立てを行う²²⁸。

2021 年 12 月 29 日、サウジアラビアが DSB に上訴手続き停止の確認書面を送付

2022 年 4 月 21 日、カタールが紛争終結に同意²²⁹

²²⁵ DS549: China – Certain Measures on the Transfer of Technology (World Trade Organization ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds549_e.htm [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

²²⁶ Saudi Arabia – Measures Concerning the Protection of Intellectual Property Rights (WT/DS567/R, World Trade Organization, June 16, 2020)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/567R.pdf&Open=True> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

²²⁷ WTO パネルが安全保障例外の適用を認める、サウジとカタールの紛争で 2 例目に (ジェトロ ビジネス短信) (2020 年 6 月 23 日)
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/922ea1a9e82c33d8.html> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

²²⁸ Saudi Arabia – Measures Concerning the Protection of Intellectual Property Rights (WT/567/7, World Trade Organization, July 30, 2020)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/567-7.pdf&Open=True> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

²²⁹ Saudi Arabia – Measures Concerning the Protection of Intellectual Property Rights (WT/567/11, World Trade Organization, April 25, 2022)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/567-11.pdf&Open=True> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

(経過)

2018.10.01: カタールが協議要請
2018.11.09: カタールが小委員会設置要請
2018.12.18: 小委員会設置（日本を含む 15 か国第三国参加）
2020.06.16: 小委員会報告書配布
2020.07.28: サウジアラビアが上級委員会申立て
2022.04.21: カタールが紛争終結に同意

(各条文の判断と理由)

第 3 条：判断せず

第 4 条：判断せず

第 9 条：判断せず

第 14 条：判断せず

第 16 条：判断せず

第 41 条：違反該当

カタール企業がサウジアラビア裁判所・法廷で民事手続きにおける知的財産権を行使するためにサウジアラビア法律顧問を取得することを、サウジアラビアが直接的又は間接的に妨害した。このことをカタールが立証したことから、TRIPS 協定第 41 条違反に該当すると小委員会は判断した。

第 42 条：違反該当

カタール企業がサウジアラビア裁判所・法廷で民事手続きにおける知的財産権を行使するためにサウジアラビア法律顧問を取得することを、サウジアラビアが直接的又は間接的に妨害した。このことをカタールが立証したことから、TRIPS 協定第 42 条違反に該当すると小委員会は判断した。

第 61 条：違反該当

サウジアラビアが同国企業に対して違法配信行為に関する刑事手続きを開始しないことについて、カタールが立証したことから、TRIPS 協定第 61 条違反に該当すると小委員会は判断した。

(30) トルコの医薬品の製造、輸入及び販売に関する措置 (EU 申立：DS583) (終了)

(協議要請の理由)

トルコにおける特定の医薬品の購入の政府機関による補助が適用されるために、必要な医薬品の審査に際し、海外の医薬品製業者に対し、トルコ国内での生産にコミットするこ

とを要求し、これに応じない場合、当該医薬品を購入補助の対象から除外するという国産化要件、技術移転要求、局地的な製品の輸入禁止及び優先順位付けの措置は、TRIPS 協定第 3 条 1 項、第 27 条 1 項、第 28 条 2 項、第 39 条 1 項及び第 39 条 2 項に整合的でない。その他、GATT 第 3 条 4 項、第 10 条 1 項、第 10 条 2 項、第 10 条 3 項(a)、第 11 条 1 項、貿易関連の投資措置 (TRIMs) 第 2 条 1 項、補助金及び相殺措置 (SCM) 第 1 条 1 項、第 3 条 1 項(b)に整合的でない。

(小委員会報告) ²³⁰ ²³¹

(1) 政府調達例外 (GATT 3 条 8 項(a))

GATT 3 条 8 項 (a) の下では、「政府用として購入する製品の政府機関による調達」について内国民待遇義務が免除される。ここにいう「購入」が認められるためには、政府機関が、何らかの支払行為を通じて、問題となる製品の所有権を獲得することが必要であるとされた。トルコの医療保険制度の下では、政府機関である SSI は、医薬品の購入費用の一部を補助するだけであり、医薬品の所有権を取得するものではないから、SSI による「購入」の存在が認められず、3 条 8 項 (a) は適用されないと判断した。

(2) 内国民待遇義務 (GATT 3 条 4 項)

国産化要件は、消費者に対し、同種の国産医薬品と輸入医薬品について、前者を優先的に購入するインセンティブを与える措置であり、輸入品に対し「不利な待遇」を与えるものである。GATT 3 条 4 項に違反する、と判断した。

(3) 一般的例外 (GATT 20 条 (b) 及び (d))

GATT 20 条 (b) に関し、トルコは、海外の医薬品への依存によって国民の生命・健康に生じるリスクについて具体的な主張立証をしておらず、理論的、抽象的かつ仮定的なリスクにとどまる。また、関係する法令等の文書の記載から、本件国産化要件の目的は、人の生命又は健康保護ではなく産業政策的な目的に基づくことが窺われる。そのため、本件国産化要件は、人の生命又は健康の保護のために採られた措置とは認められず、GATT 20 条 (b) による正当化は認められない、と判断した。GATT 20 条 (d) に関するトルコの主張は GATT 20 条 (b) の主張と実質的に同じであり、正当化は認められない、と判断した。

TRIPS 協定第 3 条 1 項、第 27 条 1 項、第 28 条 2 項、第 39 条 1 項、第 39 条 2 項については、判断しなかった。

²³⁰ Turkey – Certain Measures Concerning the Protection, Importation and Marketing of Pharmaceutical Products (WT/DS583/12, World Trade Organization, April 28, 2022)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583-12.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²³¹ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2022 年度版 DS583: トルコの医薬品に関する措置に係るパネル報告及び仲裁判断 (WT/DS583) (宮岡 邦生委員) (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2022/4_DS583.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

(仲裁廷判断) 232 233

(1) 政府調達例外 (GATT 3 条 8 項(a))

小委員会は、GATT 3 条 8 項 (a) の判断にあたり、同規定に該当するためには「政府機関」による購入行為がなければならないことを判断の前提としたが、当該規定は文言上「購入」の主体を政府機関に限定していないため、パネルの解釈は誤りである、と判断した。GATT 3 条 8 項 (a) の対象となるためには「政府機関による調達」が必要となるが、小委員会が認定した事実及び当事者間に争いのない事実から、SSI が医薬品について物理的な占有や管理権・処分権を取得することはないので、SSI が医薬品を「調達」したといえない、とし、3 条 8 項 (a) の要件を満たさないとの小委員会の判断は、結論としては誤っていないと判断した。

(2) 内国民待遇義務 (GATT 3 条 4 項)

国産化要件に GATT 3 条 8 項 (a) の除外規定の適用はないと判断したため、トルコの措置は、同 3 条 4 項の内国民待遇義務に服すると結論付け、小委員会の結論を支持した。

(3) 一般的例外 (GATT 20 条 (b) 及び (d))

小委員会は、GATT 20 条 (b) 及び (b) の判断において、国産化要件が人の生命又は健康の保護という目的達成のために設計されているかを、正しい枠組みに基づいて検討しているので、トルコが主張するような解釈・適用の誤りは認められない、と判断した。

(その後の経緯)

2022 年 8 月 18 日、トルコは DSB に対し、WTO の義務を尊重する方法で、この紛争における仲裁人と小委員会の勧告と裁定を実施するつもりであり、それには合理的な期間が必要であることを通知した²³⁴。

2023 年 1 月 10 日、DSU 第 21.3 条(b)及び第 25.4 条に基づき、EU とトルコは、本件紛争における仲裁人の裁定の勧告をトルコが実施するための合理的な期間は、2023 年 4 月 25 日に満了することに合意した。²³⁵

2023 年 4 月 25 日、トルコは、DSU 第 21.6 条に基づき、仲裁判断の遵守に向けた以下の措置を講じたことを DSB に通知した。

(i) 2022 年 8 月 25 日に発効した、従来適用されていた規則に代わる新たな医薬品償還規則の公表

²³² Turkey – Certain Measures Concerning the Protection, Importation and Marketing of Pharmaceutical Products (WT/DS583/ARB25, World Trade Organization, July 25, 2022)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583ARB25.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²³³ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2022 年度版 DS583: トルコの医薬品に関する措置に係るパネル報告及び仲裁判断 (WT/DS583) (宮岡 邦生委員) (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2022/4_DS583.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²³⁴ Turkey – Certain Measures Concerning the Protection, Importation and Marketing of Pharmaceutical Products (WT/DS583/15, World Trade Organization, August 22, 2022)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583-15.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²³⁵ Turkey – Certain Measures Concerning the Protection, Importation and Marketing of Pharmaceutical Products (WT/DS583/17, World Trade Organization, January 11, 2023)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583-17.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

(ii) 償還制度における自社製品の再活性化に関する関連製薬企業への申請手続きを開始する勧告の採択

(iii) 新たな代替医薬品償還規則の草案の作成

(iv) ヒト医薬品優先評価委員会の作業原則及び手続きに関するガイドラインの修正準備の継続²³⁶

2023 年 5 月 19 日、トルコは、新代替医薬品償還規則が 2023 年 5 月 12 日に公表されたことを DSB に報告した²³⁷。

2023 年 6 月 20 日、トルコは、医薬品及び医療機器庁の公式ウェブサイト、2023 年 6 月 2 日に、ヒト用医薬品優先審査委員会の作業原則及び手続きに関する新しいガイドラインが掲載されたことを DSB に報告した²³⁸。

2023 年 7 月 19 日、トルコは、2023 年 7 月 18 日に社会保障機関が公式ウェブサイトを発表を掲載し、関連する製薬会社に対して、2023 年 9 月 30 日までに償還リストに自社製品を再登録するための申請を行うよう呼びかけたことを DSB に報告した²³⁹。

(経過)

2019.04.02: EU が協議要請

2019.08.02: EU が小委員会設置要請

2019.09.30: 小委員会設置（ブラジル、カナダ、中国、インド、インドネシア、日本、ロシア、スイス、ウクライナ、米国：第三国参加）

2021.11.11: 小委員会報告書配布（当事者のみ）²⁴⁰

2022.3.22: 仲裁手続合意（DSU25 条）

2022.4.28: トルコが上訴

2022.7.21: 仲裁裁定書配布

(各条文の判断と理由)

(小委員会報告)

TRIPS 協定第 3 条 1 項：判断せず。

²³⁶ DS583: Turkey – Certain Measures Concerning the Production, Importation and Marketing of Pharmaceutical Products (World Trade Organization ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds583_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²³⁷ DS583: Turkey – Certain Measures Concerning the Production, Importation and Marketing of Pharmaceutical Products (World Trade Organization ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds583_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²³⁸ Turkey – Certain Measures Concerning the Protection, Importation and Marketing of Pharmaceutical Products (WT/DS583/18/Add.2, World Trade Organization, June 22, 2023)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583-18A2.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²³⁹ Turkey – Certain Measures Concerning the Protection, Importation and Marketing of Pharmaceutical Products (WT/DS583/18/Add.3, World Trade Organization, July 21, 2023)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583-18A3.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁴⁰ 本件では、パネル報告書が機密で当事国配布された後、トルコによる上訴仲裁申立書（WT/DS583/12）に添付される形で公開されている。

TRIPS 協定第 27 条 1 項：判断せず。

TRIPS 協定第 28 条 2 項：判断せず。

TRIPS 協定第 39 条 1 項：判断せず。

TRIPS 協定第 39 条 2 項：判断せず。

GATT 第 3 条 8 項 (a) 適用による内国民待遇義務の免除：非適用
(小委員会)

トルコの医療保険制度の下では、政府機関である社会保障機関 (Social Security Institution : SSI) は、医薬品の購入費用の一部を補助するだけであり、医薬品の所有権を取得するものではないから、SSI による「購入」の存在が認められず、GATT 第 3 条 8 項 (a) は適用されない。

(仲裁廷)

GATT 第 3 条 8 項 (a) の解釈として、「購入する産品」について購入の主体が特に明示されていないことから、「購入」行為の主体が政府機関に限定されるとの小委員会の解釈には根拠がないとした。ただ、GATT 3 条 8 項 (a) にいう産品の「購入」の主体が政府機関に限られないとの解釈を採用しても、同規定は、当該購入は「政府用として」行われ、かつ、産品が「政府機関による調達」行為の対象となっていなければならないとの限定を付していることから、「政府調達」の名の下に保護主義的な措置を無限定に認めるような結果にはならないとした。GATT 3 条 8 項 (a) の適用に関する中心的な問題は、医薬品について、同規定にいう「政府機関による調達」行為が認められるかどうかであり、3 条 8 項 (a) にいう「調達」とは、政府が産品を「取得又は獲得」するためのプロセスをいうが、小委員会の認定事実等を総合的に考慮すれば、SSI が医薬品を「調達」、すなわち「取得又は獲得」しているとは認められないと結論付けた。

以上から、仲裁廷は、本件国産化要件に GATT 3 条 8 項 (a) の除外規定の適用はないと判断した。

GATT 第 3 条 4 項：違反該当
(小委員会)

本件国産化要件は、消費者に対し、同種の国産医薬品と輸入医薬品について、前者を優先的に購入するインセンティブを与える措置であり、輸入品に対し「不利な待遇」を与えるものである。従って、GATT 第 3 条 4 項に違反する。

(仲裁廷)

仲裁廷は、本件国産化要件に GATT 3 条 8 項 (a) の除外規定の適用はなく、トルコの措置は、同 3 条 4 項及び TRIMs 協定 2.1 条の内国民待遇義務に服すると結論付け、理由付けは異なるものの、小委員会の結論を支持した。

GATT 第 20 条(b)及び(d)による国産化要件の正当化：認められない
(小委員会)

GATT 20 条 (b) に関し、トルコは、海外の医薬品への依存によって国民の生命・健康に生じるリスクについて具体的な主張立証をしておらず、理論的、抽象的かつ仮定的なリスクにとどまる。また、関係する法令等の文書の記載から、本件国産化要件の目的は、人の生命又は健康保護ではなく産業政策的な目的に基づくことが窺われる。そのため、本件国産化要件は、人の生命又は健康の保護のために採られた措置とは認められず、20 条 (b) による正当化は認められない。

GATT 20 条 (d) に関するトルコの主張は 20 条 (b) の主張と実質的に同じであり、正当化は認められない。

(仲裁廷)

仲裁廷は、小委員会の中間的認定を踏まえ、小委員会は、全体として本件国産化要件が、人の生命又は健康の保護という目的達成「のために設計」されているかを正しい枠組みに基づいて検討したといえるので、トルコが主張するような解釈の誤りは認められないと結論付けた。トルコは、小委員会は GATT 20 条 (b) の解釈を誤った結果、同条の適用についても誤ったと主張したが、仲裁廷は、トルコの主張は、実質的に当該規定の解釈に関する誤りを繰り返すものに過ぎず、採用できないと判断し、結論として、トルコが主張する 20 条 (b) の適用の誤りは認められないと判断した。

トルコは、小委員会は、GATT 20 条 (d) の検討に際し、同条 (b) の検討結果に依拠し、これらの規定の間の重要な差異を考慮せず、誤った判断基準を適用したと主張した。仲裁廷は、GATT 20 条 (d) が定める各要件は累積的なものなので、小委員会が、問題となる国内法令を具体的に特定しなかったとしても、本件国産化要件とトルコが主張する政策目的の間に関係があるかどうかを、(20 条 (b) の検討を参照する形で検討し、結論としてそうした関係の存在を否定している以上は、20 条 (d) の要件の少なくともひとつが満たされないことは明らかであり、結論として、同規定に基づく正当化が認められないとの小委員会の判断は誤っていないとした。

補助金及び相殺措置 (SCM) 第 3 条 1 項(b) : 判断せず

貿易関連の投資措置 (TRIMs) 第 2 条 1 項 : 判断せず

GATT 第 10 条 1 項 : 判断せず

GATT 第 11 条 1 項 : 判断せず

(3 1) 日本による韓国に対する製品及び技術輸出に関する措置 (韓国申立 : DS590) (終了)

(協議要請の理由)

日本が導入した韓国向けのフッ素化ポリイミド、レジストポリマー、フッ化水素及び関連技術の輸出を制限する、ライセンスポリシーや手続き等の措置は、GATT 第 1 条、第 8 条、第 10 条 1 項、第 13 条 1 項及び第 13 条 5 項、貿易円滑化協定第 2 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 10 条、貿易に関連する投資措置に関する協定第 2 条、TRIPS 協定第 3 条 1

項、第4条1項、第28条2項、サービスの貿易に関する一般協定第6条1項及び5項、そしてマラケシュ協定第16条4項に整合的でない。

(その後の経緯)

韓国が小委員会設置プロセスを終了し、訴えの取下げを通知した²⁴¹。²⁴²。

(経過)

2019.09.11: 韓国が協議要請

2019.09.25: 台湾が参加を要請

2019.09.06: EU が参加を要請

2020.06.18: 韓国が小委員会設置要請

2020.07.29: 小委員会設置 (13 か国第三国参加)

2023.03.23: 韓国が小委員会設置プロセスを終了し、訴えの取下げを通知

(3 2) 中国の禁訴令に関する措置 (EU申立 : DS611) (終了) ²⁴³

(協議要請の理由)

中国による禁訴令²⁴⁴の発出及び積極活用が、中国政府の政策方針を反映し、最高人民法院が示した中国民訴法の解釈に基づき、下級審も従う形で行われており、こうした政策は TRIPS 協定第1条1項、第28条1項、第28条2項、第41条1項、及び、第44条1項に整合的でない。また、中国の裁判所における禁訴令の決定及び、中国が EU からの書面による要請に対し情報を提供しなかったことは、TRIPS 協定第63条1項及び第63条3項に整合的でない。

(小委員会報告) ²⁴⁵

中国の裁判所が特許権者に TRIPS 協定により保護される権利を他の管轄区域において主張することを禁止する権限を付与する禁訴令政策について、TRIPS 協定第1条が定める「実施」は、TRIPS 協定の規定を自国の国内法制度において実施することを要求していることから、TRIPS 協定第1条1項、第28条1項、第28条2項、第44条1項違反を認定しなかった。また、禁訴令政策は TRIPS 協定第 III 部で規定される執行手続に該当しないことから、第41条1項違反を認定しなかった。

²⁴¹ DS590: Japan –Measures Related to the Exportation of Products and Technology to Korea (World Trade Organization ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds590_e.htm [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

²⁴² DS590: Japan –Measures Related to the Exportation of Products and Technology to Korea (World Trade Organization ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds590_e.htm [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

²⁴³ DS611: China –Enforcement of intellectual property rights (World Trade Organization ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds611_e.htm [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

²⁴⁴ 実質的に同一の紛争 (特許侵害訴訟など) が複数の国の裁判所に係属する並行訴訟において、当事者の外国裁判所で
の提訴、判決の執行などによる司法救済を禁止する裁判所の命令

²⁴⁵ China –Enforcement of intellectual property rights (WT/DS611/11, World Trade Organization, April 24, 2025)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/611-11.pdf&Open=True> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

Xiaomi v. InterDigital 事件における禁訴令の決定は、TRIPS 協定第 63 条 1 項の意味における「一般に適用される」司法判断に該当し、中国が EU からの書面による要請に対し、当該第 63 条 1 項にいう情報を提供しなかったため、第 63 条 1 項及び第 63 条 3 項に整合的でないとして認定した。

(仲裁廷判断)²⁴⁶

中国による禁訴令政策は、「TRIPS 協定第 1 条が定める実施は、他の加盟国がそれぞれの領土において実施する知的財産権の保護及び執行の制度の機能に支障を及ぼすことなく行う。」とする義務に反しており、TRIPS 協定第 1 条 1 項、第 28 条 1 項、第 28 条 2 項に整合的でないとして、小委員会判断を覆した。第 41 条 1 項は同じ理由で、第 44 条 1 項は別の理由で、それぞれ違反を認定しなかった小委員会判断を支持した。

Xiaomi v. InterDigital 事件における禁訴令の決定及び、中国が EU からの書面による要請に対し情報を提供しなかったことは、第 63 条 1 項及び第 63 条 3 項に整合的でないとする小委員会報告を支持した。

合意された手続の 9 項は、本仲裁において上訴されていない小委員会の判断は、当裁定の不可分の一部を構成するものとし、当裁定には、適用される場合には勧告を含めるものと定めているため、本仲裁裁定は、本裁定及び本裁定により修正された小委員会報告書において、TRIPS 協定と矛盾すると判断された措置を、当該協定と一致させるよう中国に勧告した。

(その後の経緯)

2025 年 8 月 20 日、中国は、本紛争における裁定の実施に関し、WTO の義務を尊重する形で実施する意向を、DSB に通知した²⁴⁷。

2025 年 10 月 13 日、中国と EU は、「EU と中国の紛争解決に関する了解事項第 21 条及び第 22 条に基づく合意手続き」(DSU 第 21.5 条に基づく、勧告及び裁定に従うために講じられた措置の存在又は対象の協定との整合性について意見の相違があると EU が認めた場合の手続き)を、DSB に通知した²⁴⁸。

(経過)

2022.02.18: EU が協議要請

2022.12.07: EU が小委員会設置要請

2023.01.27: 小委員会設置 (オーストラリア、ブラジル、カナダ、コロンビア、インド、インドネシア、日本、韓国、ノルウェー、ペルー、ロシア、シンガポール、スイス、台湾、タイ、ウクライナ、英国、米国、ベトナム：第三国参加)

2023.07.04: 仲裁手続合意 (DSU25 条)

²⁴⁶ China –Enforcement of intellectual property rights (WT/DS611/ARB25, World Trade Organization, July 21, 2025) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/611ARB25.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁴⁷ China –Enforcement of intellectual property rights (WT/DS611/14, World Trade Organization, August 21, 2025) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/611-14.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁴⁸ China –Enforcement of intellectual property rights (WT/DS611/15, World Trade Organization, October 14, 2025) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/611-15.pdf&Open=True>

2025.02.21: 小委員会報告書配布（当事者のみ）²⁴⁹

2025.04.22: EU が上訴（2025.04.28 中国も上訴）

2025.07.21: 仲裁裁定書配布

（各条文の判断と理由）

○対象となる「措置」：禁訴令政策及び 5 つの個別事例（Huawei v. Conversant、ZTE v. Conversant、OPPO v. Sharp、Xiaomi v. InterDigital、Samsung v. Ericsson）を特定

（小委員会）

対象となる措置として、非書面の禁訴令政策は実際に存在しており、審理対象の範囲内にあると認定した。禁訴令が要請されたさまざまな裁判例（Huawei v. Conversant、ZTE v. Conversant、OPPO v. Sharp、Xiaomi v. InterDigital、Samsung v. Ericsson）において、中国の裁判所が同様の法的アプローチを単純に繰り返しただけでなく、そこに「知的財産権の執行に関する司法手続の文脈において、中国の裁判所が特許権者に TRIPS 協定により保護される権利を他の管轄区域において主張することを禁止する権限を付与する禁訴令政策」が存在したことを EU が証明したと判断した。

（仲裁廷）

小委員会報告書の結論を支持した。すなわち、「EU は、禁訴令政策が一般的かつ将来的な適用を要する規則又は規範として存在することを立証するために、十分な証拠及び論拠を提示した。」と判断した。

○禁訴令政策について

第 1 条 1 項第 1 文：一般的解釈として、WTO 加盟国の領土において当該協定の規定を「実施する」ことは、他の加盟国がそれぞれの領土において実施する知的財産権の保護及び執行の制度の機能に支障を及ぼすことなく行うことであると解釈される。

（小委員会）

小委員会は、第 1 条 1 項第 1 文は、加盟国に対し、TRIPS 協定の規定を自国の国内法制度において実施することを要求していると判断する。小委員会は、第 1 条 1 項第 1 文が、TRIPS 協定の目的及び趣旨、又は他の WTO 加盟国による TRIPS 協定の実施に関する追加的な義務を含むと結論付ける根拠はないと判断する。

（仲裁廷）

第 1 条 1 項第 1 文における「実施する」という用語の解釈において、小委員会が誤りを犯したと判断する。TRIPS 協定の目的は、各 WTO 加盟国の領土内において国内制度を通じて知的財産権の保護と執行に関する最低基準を確立することにある、加盟国が他の加盟国の TRIPS 協定に基づく義務の実施を妨害することが許されるなら、TRIPS 協定の規定は機能しなくなることになる。従って、小委員会報告書の当該部分における判断を破棄し、第 1 条 1 項第 1 文における「実施する」ことの義務については、WTO 加盟国の領土において当該協定の規定を「実施する」ことは、他の加盟国がそれぞれの領土において実施する知的財産権の保護及び執行の制度の機能に支障を及ぼすことなく行うことであると判断す

²⁴⁹ 本件では、パネル報告書が当事国配布された後、加盟国配布（WTO ウェブサイトへの掲載）される前にパネル手続が停止されたため、パネル報告書は通常の形では公表されていないが、EU による上訴仲裁申立書（WT/DS611/11）に添付される形で公開されている。

る。

第 1 条 1 項と併せた第 28 条 1 項：違反該当

(小委員会)

小委員会は、第 1 条 1 項第 1 文と第 28 条 1 項を併せて読むと、第 1 条 1 項第 1 文は、加盟国に対し、国内法制度の範囲内で、特許がその特許権に付与されることを確保するように求めていると理解する。この点で、特許権の領域的性質は、第 28 条 1 項で特定される排他的権利が付与国の領域内でのみ有効であることを意味するため、これらの規定を他の WTO 加盟国の領域における特許権者の権利に対処するものと解釈する根拠はないと結論付けた。

(仲裁廷)

禁訴令の付与要因及び禁訴令政策の政策目的が、SEP 保有者が他の WTO 加盟国による侵害訴訟を通じて付与された独占的権利を行使する能力とは無関係であることを考慮すると、禁訴令政策は、特許権者が、その同意を得ていない第 3 者が特許製品を製造、使用、販売の申出、販売、又は輸入することを防止する権利に影響を及ぼす。仲裁委員会は、EU の主張を支持し、禁訴令政策が、SEP 訴訟の文脈において実施者からの要請に基づき、中国裁判所が幅広い禁止措置を課す権限を付与するものであり、これらの措置は累積的な日額罰金の課徴を通じて執行可能であり、この政策は最高人民法院 (Supreme People's Court) によって策定・推進され、中国人民代表大会常務委員会 (National People's Congress Standing Committee) によって承認されたものであることを確認した。従って、禁訴令政策は、第 28 条 1 項に基づき他の WTO 加盟国から付与された特許権者の独占的権利 (特許の対象物の使用をその同意なしに禁止する権利) の行使を妨げる措置を定めていると判断した。

以上を踏まえ、仲裁委員会は、第 1 条 1 項と併せた第 28 条 1 項における小委員会判断を覆し、EU は、禁訴令政策が第 28 条 1 項と第 1 条 1 項第 1 文とを併せて解釈した場合に、同協定に違反することを立証したと判断した。

第 1 条 1 項と併せた第 28 条 2 項：違反該当

(小委員会)

第 28 条 2 項と合わせて読むと、第 1 条 1 項第 1 文は、加盟国に対し、国内法制度の中で、特許権者が特許を譲渡し又は承継により移転する権利及びライセンス契約を締結する権利を有することを確保するように求めている。小委員会は、他の加盟国で付与された特許に関して、第 1 条 1 項前段に、TRIPS 協定の目的及び趣旨、又は他の WTO 加盟国による TRIPS 協定の実施に関する追加的義務は含まれていないと結論づけた。EU が主張する、「特許権者が中国で付与された特許に関するライセンス契約を締結する権利を、中国が第 28 条 2 項に適合する形で確保しているかどうか」については、小委員会は、「この紛争において、中国で付与された特許の所有者がライセンス契約を締結する権利を欠いていることを示すものは何もない。」と結論づけた。

(仲裁廷)

第 28 条 2 項に基づく加盟国の義務に関する問題は、当該加盟国に帰属する措置が、当該加盟国の領土内で保有される特許に関する特許権者の「ライセンス契約を締結する権利」を阻害するかどうか、或いは、他の加盟国によって付与された特許に関して、他の加盟国で付与された特許権者の権利を阻害するかどうか、である。仲裁委員会は、禁訴令政策は、

SEP 保有者が「ライセンス契約を締結する権利」の行使の前提条件である、SEP 実施者が誠実な交渉を通じて相互に合意可能な FRAND 条件に到達することの実現に貢献していないと判断した。

以上を踏まえ、仲裁廷は、第 1 条 1 項と併せた第 28 条 2 項における小委員会判断を覆し、EU は、中国及び中国以外の地域における特許に関する TRIPS 協定第 28 条 2 項と、第 1 条 1 項第 1 文とを併せて解釈した場合、禁訴令政策が同協定に違反していることを立証したと判断した。

第 1 条 1 項と併せた第 44 条 1 項：違反非該当

(小委員会)

第 44 条 1 項と併せた第 1 条 1 項前段に基づく EU の主張は、「第 1 条 1 項第 1 文における『TRIPS 協定の規定を実施する』義務は、加盟国に対し WTO 加盟国の司法当局が、他の加盟国の領土内における特許権侵害を差し止めるよう命じることを妨げる措置、又は妨げることを求める措置を採択することを禁じる、又はその効力を維持することを禁じるものである。」というものである。上記の第 28 条と併せた第 1 条 1 項の解釈に照らせば、小委員会は、第 44 条 1 項と併せて読む第 1 条 1 項前段が、加盟国にそのような義務を課すと結論付ける法的根拠はないと考える。

(仲裁廷)

第 44 条 1 項は、明確に「司法当局」が「当事者に侵害行為を差し止めるよう命じる権限を有する」と規定し、その措置には「知的財産権の侵害を伴う輸入品が、当該品目の通関後、その管轄区域内の流通経路に入ることを防止するため」の措置を含むものとされている。禁訴令政策又はその下で発行された禁訴令のいずれにも、他の加盟国の司法当局の権限に影響を与えるものはないと判断し、禁訴令の発行は、SEP 保有者が他の加盟国の「司法当局」に対し、この点に関する「権限」を行使するよう請求する権利を制限する可能性があるが、これは、特許が登録されている WTO 加盟国の司法当局の「権限」には何ら影響を及ぼさない、と判断した。

仲裁廷は、理由は異なるが、小委員会報告書における「EU は、禁訴令政策が第 1 条 1 項第 1 文と併せて解釈される第 44 条 1 項に整合しないことを立証していない。」との見解を支持した。

第 41 条 1 項：違反非該当

(小委員会)

TRIPS 協定第 III 部に規定される執行手続により、権利者（又は政府）は、TRIPS 協定で定められた知的財産権の侵害を停止、防止、抑止、又は是正するための措置を求めることができる。中国における SEP 訴訟は実施者によって提起されており、侵害の有無を争うものではなく、権利者が実施者と締結することに合意したライセンス契約に基づく FRAND ロイヤルティ率の決定に関するものである。禁訴令政策の下では、中国裁判所は、権利者ではなく実施者によって提起された訴訟に対して禁訴令を発令することができ、禁訴令の発令は、侵害に対して行われるものではない。手続が第 41 条 1 項第 2 文の義務の対象となるのは、第 1 文で特定された手続の種類に該当する場合に限られる。従って、小委員会は、禁訴令政策は第 III 部で規定される執行手続に該当せず、知的財産権の侵害行為に対して有

効な措置を講じることを可能にするものではないと結論付けられるので、第 41 条 1 項第 2 文の義務は禁訴令政策には適用されないと判断した。

(仲裁裁定)

TRIPS 協定第 III 部の執行手続は、権利者の権利が侵害されることを防止することを目的としていると同時に、決定的な要素は手続の性質、すなわち「本協定の対象となる知的財産権の侵害行為に対して効果的な措置を講じることができるようにする」というその目的にあると考える。

仲裁委員会は、「第 41 条 1 項第 2 文に定める義務は、同協定第 III 部に規定される執行手続に該当しないため禁訴令政策には適用されない。」とする、小委員会報告書の判断を支持する。

○5 つの個別事例 (Huawei v. Conversant、ZTE v. Conversant、OPPO v. Sharp、Xiaomi v. InterDigital、Samsung v. Ericsson) について

第 1 条 1 項、第 28 条 1 項、第 28 条 2 項、第 41 条 1 項、第 44 条 1 項：判断せず

(小委員会)

小委員会は、5 つの個別禁訴令に異議を申し立てる EU の TRIPS 協定に基づく請求は、禁訴令政策に関する EU の請求と同じ同協定の規定に基づいて提起されていること、EU は 5 つの個別禁訴令を禁訴令政策の不可欠な部分と認定したことから、これらの措置を重複して分析することは、紛争に対する前向きな解決を確保する助けにはならないとして、5 つの個別禁訴令と TRIPS 協定の引用条項との整合性に関して所見を下すことを拒否した。

(仲裁裁定)

仲裁委員会は、EU が上訴において主張した、第 41 条 1 項及び第 44 条 1 項 (第 1 条 1 項と併せて解釈されるもの) に関する主張について、仲裁委員会が評価を行った結果、小委員会の法的結論を覆すに至らなかったため、5 つの個別的な追加的措置 (禁訴令) についての分析を完了する必要性は認められない、と判断した。さらに仲裁委員会は、5 つの個別の禁訴令は既に失効しており、紛争の効果的な解決に資する観点から、これら 5 つの個別措置に関連する追加的な検討は不要であると判断したため、TRIPS 協定第 1 条第 1 項と併せて解釈される第 28 条 1 項及び 2 項との整合性に関する 5 つの個別措置の分析に関する EU の要請は受けられない、と結論した。

第 63 条第 1 項：違反該当

(小委員会)

EU は、OPPO v. Sharp、ZTE v. Conversant、及び Xiaomi v. InterDigital における禁訴令を発行した決定は、TRIPS 協定の主題に関連して中国が発効させた一般的適用の最終的な司法決定であり、中国は、各国政府と権利者がそれらを知ることができるような方法でそれらを公表する必要があったと主張した。

小委員会は、ZTE v. Conversant 及び OPPO v. Sharp における禁訴令を発行した司法判断は、最終的な司法判断ではあるが、一般的な適用ではないため、第 63 条 1 項の適用範囲外であるとした。一方で、Xiaomi v. InterDigital 事件における禁訴令の決定は、同事件の再審理決定と合わせて読むと、TRIPS 協定の主題に関連し、中国が発効させた一般的適用の最終的な司法決定であり、第 63 条 1 項の義務の対象となるが、各国政府及び権利者が知るこ

とができるような方法で公表又は公開されていないとして、小委員会は、中国が第 63 条第 1 項を遵守していないと結論付けた。

(仲裁裁定)

中国においては、ほとんどの司法判断は他の裁判所に対して、通常拘束力を持つものではなく、説得力のある権威を持つ可能性があると考えられるため、小委員会が「Xiaomi v. InterDigital」事件を典型的な事例として位置付け、湖北省高级人民法院の活動報告において「知的財産権の司法保護」における「有益な実践」としての重要性を示した表現を考慮に入れたことは適切であったと考える。従って、この位置付けが将来の類似事件における裁判所の参考事例としての当該事件の役割を示しているという見解に同意する。

仲裁委員会は、Xiaomi v. InterDigital 事件における禁訴令の決定は、同事件における再審理決定と併せて解釈される場合、TRIPS 協定第 63 条 1 項の意味における「一般に適用される」司法判断に該当するという、小委員会報告書の判断を支持する。ZTE v. Conversant 及び OPPO v. Sharp については、判断しなかった。

第 63 条 3 項：違反該当

(小委員会)

EU は、中国が EU からの書面による要請に対し、第 63 条 1 項にいう情報を提供しなかったため、中国が第 63 条 3 項第 1 文に整合しない行為を行ったと主張した。

小委員会は、EU が中国に対し、第 63 条 1 項で言及されている種類の情報を提供するように書面で要求したことを認定し、中国がその情報を提供する用意がなかったことも認定した。したがって、小委員会は、中国が第 63 条 3 項第 1 文に整合しない方法で行動したと結論付けた。

さらに EU は、EU が TRIPS 協定の下での権利に影響を及ぼすと信じるに足る理由があると指摘した知的財産権分野の特定の司法判断へのアクセスを、EU の要求後に中国が与えなかったことは、第 63 条 3 項後段に整合しないと主張した。

小委員会は、EU がその主張を 2 つの別個の違反（第 1 文と第 2 文の違反）として提示したのは、小委員会設置要請後の最初の文書提出時であったことから、この主張は小委員会設置要請で提示された請求の単なる明確化を超えるものであり、その瑕疵を治癒することはできないと判断した。従って、小委員会は、第 63 条 3 項後段に基づく EU の請求は、付託条件の範囲外であると結論付けた。

(仲裁裁定)

判断せず。

(33) 米国の半導体に関する措置（中国申立：DS615）（未決着）^{250 251}

²⁵⁰ DS615: United States – Measure on Certain Semiconductor and other Products, and Related Services and Technologies (World Trade Organization ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds615_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁵¹ United States – Measure on Certain Semiconductor and other Products, and Related Services and Technologies (WT/DS615/1, G/L/1471, S/L/438, G/TRIM/D/46, IP/D/44, World Trade Organization, December 15, 2022)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/615-1.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

(協議要請の理由)

米国が特許所有者に特許を譲渡又は承継する権利とライセンス契約を締結する権利を付与していないことは TRIPS 協定第 28 条に整合的ではない。

(経過)

2022.12.12: 中国が協議要請

2022.12.21: ロシアが参加申請²⁵²

2023.01.03: 台湾が参加申請²⁵³

(その後の経緯)

2022 年 12 月 22 日、米国は DSB 議長に対し、挑戦された措置が WTO 紛争解決によるレビューの影響を受けにくい、又は解決できない国家安全保障の問題に関する米国の見解を損なうことなく、米国が中国の協議開始の要求を受け入れることを示す通信を加盟国に回覧するよう要請した。

2023 年 2 月 9 日、中国は 2022 年 12 月 12 日の協議要請を修正し、差し替え、その法的根拠を 1994 年 GATT 第 22 条及び GATS 第 22 条に代えて、1994 年 GATT 第 23 条及び GATS 第 23 条に変更した。同日、米国は DSB に対し台湾の最初の協議への参加要請を受け入れ、ロシアの要請を拒否したことを通知した。

2023 年 2 月 17 日、米国は DSB に対し、問題となっている措置は WTO 紛争解決によるレビューの影響を受けにくい、又は解決が不可能な国家安全保障の問題に関するものであるという米国の見解を損なうことなく、中国の修正された協議入りの要求を受け入れることを示す通信を、加盟国に回覧するよう要請した²⁵⁴。

2023 年 9 月 15 日、中国は、2023 年 2 月 9 日付の協議要請の改訂版を補足するものの、これに代わるものではない通報を提出した。中国は、特定の先端コンピューティング半導体チップ、スーパーコンピュータ品目、半導体製造品目及びその他の品目、ならびに中国向け又は中国に関連するそれらの関連サービス及び技術に関する貿易制限に関連する米国の特定の措置について、さらなる協議を要請していることを示した²⁵⁵。

2024 年 12 月 19 日、中国は米国に対して、DSU 第 4.4 条に従い、問題となっている措置の特定及び申し立ての法的根拠の提示を含め、以下の更なる協議要請を行った。

²⁵² United States – Measure on Certain Semiconductor and other Products, and Related Services and Technologies (WT/DS615/2, World Trade Organization, December 22, 2022)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/615-2.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁵³ United States – Measure on Certain Semiconductor and other Products, and Related Services and Technologies (WT/DS615/3, World Trade Organization, January 5, 2023)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/615-3.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁵⁴ United States - Measures on Certain Semiconductor and other Products, and Related Services and Technologies (WT/DS615/7, World Trade Organization, March 3, 2023)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/615-7.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁵⁵ United States - Measures on Certain Semiconductor and other Products, and Related Services and Technologies (WT/DS615/1/Rev.1/Add.1, G/L1471/Rev.1/Add.1, S/L/438/Rev.1/Add.1, G/TRIMS/D/46/Rev.1/Add.1, IP/D/44/Rev.1/Add.1, World Trade Organization, September 19, 2023)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/615-1R1A1.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

問題となっている措置は、米国の技術分野における「リーダーシップ」を維持するという政治的及び経済的な考慮に基づいており、差別的かつ偽装された貿易制限を構成している。問題となっている措置には、2018 年輸出管理改革法（米国法典第 50 編第 4801 条～第 4852 条）（The Export Control Reform Act of 2018（50 U.S. Code Sections 4801 - 4852）、暫定最終規則、すなわち追加輸出管理の実施：特定の高度なコンピューティング及び半導体製造関連品目；スーパーコンピュータ及び半導体の最終用途；エンティティリストの修正（連邦官報第 87 巻第 197 号、2022 年 10 月 13 日付、87 FR 62186）が含まれるが、これらに限定されない²⁵⁶。

2024 年 12 月 27 日、米国は DSB に対し、以下の通信を加盟国に回覧するよう要請した。

米国は TRIPS 協定第 64.1 条等に基づく中国からの協議要請を受領した。中国の要請は、米国の国家安全保障を保護するために 2018 年の輸出管理改革法及びその施行規則である輸出管理規則に従って米国がとった特定の措置に関するものである。国家安全保障に関する問題は政治的な問題であり、WTO の紛争解決手続きによる審査や解決は不可能である。WTO の全加盟国は、自国の安全保障上の重大な利益の保護に必要と考える措置を独自に決定する権限を保持しており、これは GATT1994 の第 21 条、GATS の第 14 条の 2、及び TRIPS 協定の第 73 条の条文に反映されている。中国が挙げた措置は、国家安全保障の問題であり、WTO 紛争解決手続きによる審査や解決が不可能であるという米国の見解を損なうことなく、米国は中国の協議要請を受け入れる²⁵⁷。

（3 4）中国の標準必須特許に係るグローバルライセンス条件に関する措置（EU 申立：DS632）（未決着）^{258 259}

（協議要請の理由）

中国の裁判所による標準必須特許（SEP）に係るグローバルライセンス条件の決定は、中国以外の国で付与された特許について、当事者の当該国での権利行使、義務の履行を制約し、当該国の裁判所が、自国で付与した特許に関する事件を審理判断することを制約するため、TRIPS 協定第 1 条 1 項、第 2 条 1 項、第 28 条 1 項、及び第 28 条 2 項に整合的でない。また、EU からの SEP に関連する中級人民法院判決文の送付要請に対する中国の回答は、TRIPS 協定第 63 条 3 項に整合的でない。

²⁵⁶ United States - Measures on Certain Semiconductor and other Products, and Related Services and Technologies (WT/DS615/1/Rev.1/Add.2, G/L1471/Rev.1/Add.2, S/L/438/Rev.1/Add.2, G/TRIMS/D/46/Rev.1/Add.2, IP/D/44/Rev.1/Add.2, World Trade Organization, January 10, 2025)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/615-1R1A2.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁵⁷ United States - Measures on Certain Semiconductor and other Products, and Related Services and Technologies (WT/DS615/8, World Trade Organization, January 10, 2025)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/615-8.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁵⁸ EU initiates dispute complaint regarding Chinese patent licensing measures, 22 January 2025 (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/news_e/news25_e/ds632rfc_22jan25_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁵⁹ China - Measures Concerning Patent Licensing Terms (WT/DS632/1, G/L/1560, IP/D/45, World Trade Organization, January 22, 2025)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/632-1.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

(経過)

2025.01.20: EU が協議要請

2025.01.31: カナダ、英国が参加申請²⁶⁰ ²⁶¹

2025.02.03: 日本が参加申請²⁶²

3. 小委員会報告の内容：

小委員会報告の内容を、以下に記載する。

【図表 51】

DS 番号	提出日 (採択日)	小委員会報告書の内容
DS50 ²⁶³	1997.09.05 (1998.01.16)	インドは、TRIPS 協定第 70 条 8 項に基づく義務を実施するのに十分な措置を取らなかった。TRIPS 協定第 63 条 1 項及び 2 項にも続く透明性の義務を果たさなかった。排他的販売権の申請が拒否されたことがなくても、行政府が排他的販売権を付与する法的権限をもっていないことから、TRIPS 協定第 70 条 9 項に違反すると判断した。「インドは仮出願制度を整備するにあたり、特許改正令が失効した後、適当な制度があったならば特許出願を行ったであろう者及び特許改正令又は行政慣行に従い、既に特許出願を行った者の利益を考慮に入れるべき」と提案した。 →上級委員会報告後、法改正により解決した。
DS79 ²⁶⁴	1998.08.24 (1998.09.22)	インドは、TRIPS 協定第 70 条 8 項 (a) に基づく義務を実施するのに十分な措置を取っていないと認定した。 インドは、WTO 協定発効後に排他的販売権の付与を可能にする制度を設けるという TRIPS 協定第 70 条 9 項に基づ

²⁶⁰ China – Worldwide Licensing Terms For Standard Essential Patents (WT/DS632/2, World Trade Organization, February 4, 2025) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/632-2.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁶¹ China – Worldwide Licensing Terms For Standard Essential Patents (WT/DS632/3, World Trade Organization, February 4, 2025) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/632-3.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁶² China – Worldwide Licensing Terms For Standard Essential Patents (WT/DS632/4, World Trade Organization, February 5, 2025) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/632-4.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁶³ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 1998 年度版 DS50/79: インド-医薬品及び農業化学品特許保護 (パネル・上級委) (岩沢雄司委員) (経済産業省ウェブサイト) https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1998/98-5.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁶⁴ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 1998 年度版 DS50/79: インド-医薬品及び農業化学品特許保護 (パネル・上級委) (岩沢雄司委員) (経済産業省ウェブサイト) https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1998/98-5.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

		く義務を実施していないと判断した。 →小委員会報告書を採択し、法改正により解決した。
DS59 ²⁶⁵	1998.07.02 (1998.07.23)	小委員会は、インドネシアが TRIPS 協定第 3 条に違反していることをアメリカが立証できておらず、また、インドネシアは、TRIPS 協定第 20 条に規定される手段を講じているため、TRIPS 協定第 65 条 5 項に規定される義務を違反しないと判断した。 →小委員会報告書を採択し、TRIPS 協定は違反しないが、その他の点について新ポリシー（the 1999 Automotive Policy）を発効することで解決した。
DS114 ²⁶⁶	2000.03.17 (2000.04.07)	小委員会は、以下の結論に到達した。 (1) カナダ特許法第 55 条 2 項 (1) は、カナダが TRIPS 協定第 27 条 1 項及び第 28 条 1 項の下で負う義務と抵触しない。 (2) カナダ特許法第 55 条 2 項 (2) は、TRIPS 協定第 28 条 1 項の要件を満たさない。 小委員会は、DSB がカナダに、カナダ特許法第 55 条 2 項 (2) を、カナダの TRIPS 協定上の義務に合致させるよう要請することを勧告した。 →小委員会報告書を採択し、TRIPS 協定に整合的でないとされた国内法規を改正し、紛争処理は終結した。
DS160 ²⁶⁷ ²⁶⁸	2000.06.15 (2000.07.27)	小委員会は、以下の結論に到達した。 (1) 米国著作権法第 110 条 5 項 (A) は、TRIPS 協定第 13 条の要件を充足しており、従って、TRIPS 協定第 9 条 1 項によって同協定に組み込まれたベルヌ条約第 11 条の 2 (1) (iii) 及び第 11 条 (1) (ii) にも整合的である。

²⁶⁵ Indonesia – Certain Measures Affecting the Automobile Industry (WT/DS54/R, WT/DS55/R, WT/DS59/R, WT/DS64/R, World Trade Organization, July 2, 1998)

https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/MultiDDFDocuments/14191/Q:/WT/DS/64R-01.pdf;Q:/WT/DS/64R-02.pdf;Q:/WT/DS/64R-03.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁶⁶ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2001 年度版 DS114: カナダ-医薬品特許保護（パネル）（中川 淳司委員）（経済産業省ウェブサイト）

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2001/01-1.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁶⁷ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2000 年度版 DS160: 米国-著作権法 110 条(5)（パネル）（道垣内正人委員）（経済産業省ウェブサイト）

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2000/00-9.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁶⁸ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2003 年度版 DS160: 米国-著作権法 110 条(5)DSU25 条に基づく仲裁裁定（末啓一郎委員）（経済産業省ウェブサイト）

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2003/03-1.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

		(2) 米国著作権法第 110 条 5 項 (B) は、TRIPS 協定第 13 条の要件を充足しておらず、従って、TRIPS 協定第 9 条 1 項によって同協定に組み込まれたベルヌ条約第 11 条の 2 (1) (iii) 及び第 11 条 (1) (ii) にも整合的ではない。 小委員会は、DSB に対し、米国著作権法第 110 条 5 項 (B) を TRIPS 協定上に義務と整合的なものにするよう勧告した。 →暫定合意に達したが、合意期限までには状況は改善されず、未だに法改正に至っていない。小委員会勧告の実効性に関わる問題である。
DS170 ²⁶⁹	2000.05.05 (2000.10.12)	小委員会は、以下の結論に到達した。 (1) TRIPS 協定第 70 条 2 項の「保護されている...対象」には、特許法第 45 条に基づいて付与され、1996 年 1 月 1 日時点で特許を与えられていた発明が含まれる。これは、TRIPS 協定第 70 条 1 項による適用除外の対象に含まれない。 (2) カナダ特許法第 45 条は、TRIPS 協定第 33 条が要求する出願から 20 年間の保護期間を保障していない。 小委員会は、DSB に対して、カナダが WTO 協定上の義務に従うよう要請することを勧告した。 →上級委員会報告書を採用し、法改正をすることで解決した。
DS174 DS290 ²⁷⁰	2005.03.15 (2005.04.20)	地理的表示保護規則は、地理的表示の保護の利用可能性に関して、EC 域内国国民に付与している待遇よりも不利な待遇を他の加盟国の国民に対して付与しており、TRIPS 協定第 3 条 1 項に違反する。 既に登録されている商標と同一又は類似の地理的表示であっても一定の場合には登録が可能である点について、TRIPS 協定第 16 条 1 項に違反するが、TRIPS 協定第 17 条によって正当化されるとした。 →小委員会報告書を採用し、地理的表示に関する規則改正

²⁶⁹ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2000 年度版 DS170: カナダ-特許保護に関する期間 (パネル・上級委) (中川淳司委員) (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2000/00-8.pdf [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

²⁷⁰ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2005 年度版 DS174/290: EC-農薬品及び食品の商標及び地理的表示の保護 (パネル) (米谷三以委員) (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2005/05-7.pdf [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

		により解決した。
DS176 ²⁷¹	2001.08.06 (2002.02.01)	米オムニバス法第 211 条 (a) (2) が商標権者の民事手続の権利を制限しており TRIPS 協定第 42 条に違反すると認定。 →上級委員会報告あり。しかし、米オムニバス法第 211 条の撤廃を含む法改正は行われていない。
DS362 ²⁷²	2009.01.26 (2009.03.20)	小委員会は 4 つの論点について以下のとおり判断した。 ①中国における商標の不正使用及び著作物の違法な複製に係る刑事手続き及び刑事罰の扱い： 米国は刑事罰の閾値が TRIPS 協定第 61 条に非整合であることに関して挙証責任を果たしていない。 ②中国における税関における没収された知的財産権侵害物品の処理： 商標の単なる除去で十分であるとの点については TRIPS 協定第 59 条に非整合である。 税関措置のうち、侵害物品を競売に付しているとの点について、米国は TRIPS 協定第 59 条に非整合であることに関して挙証責任を果たしていないと判断した。 ③中国国内での発行又は流通が許可されていない作品に関する著作権及び著作隣接権の保護及び執行の欠如： TRIPS 協定第 9 条 1 項、41 条 1 項に非整合として米国の主張を是認した。 ④中国における著作物の未許可の複製あるいは未許可の頒布のいずれかのみを行った刑事手続き及び刑事罰の欠如は TRIPS 協定第 9 条 1 項、第 14 条、第 41 条 1 項、第 46 条、第 59 条、第 61 条等に整合的でない： 米国は刑事罰の閾値が TRIPS 協定第 61 条に非整合であることに関して挙証責任を果たしていない。 →中国が著作権法改正、及び、税関保護に関する規則改正を行い、シークエンス合意に至った。
DS435	2018.06.28 (2020.06.29)	オーストラリアが 2011 年に制定したたばこプレーンパッケージ法 (the Tobacco Plain Package Act 2011) とその関連規則 (以下、TPP 措置) は、たばこ製品の包装デザインに

²⁷¹ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2002 年度版 DS176: 米国-オムニバス法 211 条 (パネル・上級委) (松下満雄委員) (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2002/02-5.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁷² China – Measures Affecting the Protection and Enforcement of Intellectual Property Rights (WT/DS362/R, World Trade Organization, January 26, 2009)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/MultiDDFDocuments/69480/Q:/WT/DS/362R-00.pdf;Q:/WT/DS/362R-01.pdf;Q:/WT/DS/362R-02.pdf;Q:/WT/DS/362R-03.pdf;Q:/WT/DS/362R-04.pdf/ [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

DS441 ²⁷³ 274		制約を加え、喫煙者の減少や禁煙の奨励による公衆衛生の改善を目指すもので、包装に使用できる色の種類や警告文の掲載、さらにはブランド名の表示方法などを規定する。同措置が、必要以上に貿易制限的であり、商標の商業上の使用を不当に妨げているなどとし、オーストラリアの WTO 協定違反を第 1 審である小委員会に申し立てた。 小委員会は、TPP 措置は人の健康保護という正当な目的を達成するもので、必要以上に貿易制限的ではないとし、訴えを退けた。 →上級委員報告書「協定違反なし」を採択することで解決した。
DS458 ²⁷⁵ DS467 ²⁷⁶ 277	2018.06.28 (2018.08.27)	オーストラリアが 2011 年に制定した TPP 措置は、たばこ製品の包装デザインに制約を加え、喫煙者の減少や禁煙の奨励による公衆衛生の改善を目指すもので、包装に使用できる色の種類や警告文の掲載、さらにはブランド名の表示方法などを規定する。同措置が、必要以上に貿易制限的であり、商標の商業上の使用を不当に妨げているなどとし、オーストラリアの WTO 協定違反を第 1 審である小委員会に申し立てた。 小委員会は、TPP 措置は人の健康保護という正当な目的を達成するもので、必要以上に貿易制限的ではないとし、訴えを退けた。 →小委員会報告書「協定違反なし」を採択することで解決した。
DS567 ²⁷⁸	2020.06.16	カタールは、小委員会審理の中で、(1) サウジアラビア政

²⁷³ Australia – Certain Measures Concerning Trademarks, Geographical Indications and Other Plain Packaging Requirement Applicable to Tobacco Products and Packaging (WT/DS435/AB/R, WT/DS441/AB/R, World Trade Organization, June 9, 2020) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/435ABR.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁷⁴ WTO 上級委、オーストラリアのたばこ包装規制にシロ判定（ジェトロ ビジネス短信）（2020 年 6 月 12 日）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/cba3dcbeaf7defc6.html> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁷⁵ Australia – Certain Measures Concerning Trademarks and Other Plain Packaging Requirements Applicable to Tobacco Products and Packaging (WT/DS435/R, WT/DS441 /R, WT/DS458/R, WT/DS467/R, World Trade Organization, June 28, 2018) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/435R.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁷⁶ Australia – Certain Measures Concerning Trademarks and Other Plain Packaging Requirements Applicable to Tobacco Products and Packaging (WT/DS435/R, WT/DS441 /R, WT/DS458/R, WT/DS467/R, World Trade Organization, June 28, 2018) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/435R.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁷⁷ WTO 上級委、オーストラリアのたばこ包装規制にシロ判定（ジェトロ ビジネス短信）（2020 年 6 月 12 日）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/cba3dcbeaf7defc6.html> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁷⁸ Saudi Arabia – Measures Concerning the Protection of Intellectual Property Rights (WT/DS567/R, World Trade Organization, June 16, 2020) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/567R.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

279		府が、ビーイン社の放映権の行使に協力しないようにサウジアラビア国内弁護士に要請し、同社の民事上の司法手続きを妨げたこと、また、(2) サウジアラビア政府がビー・アウト・キュー社に対し、違法配信行為に関する刑事手続きを開始しないことなどを理由に、サウジアラビアの TRIPS 協定違反 (42 条 (公正かつ公平な手続き)、61 条 (刑事上の手続き) など) を主張した。これに対し、サウジアラビアは、カタールが主張する WTO 協定違反の有無を問わず、サウジアラビア政府の行為は安全保障を理由に正当化される、としていた。 小委員会報告書は、上記 (1) と (2) について、サウジアラビアの TRIPS 協定違反を認定した。他方、TRIPS 協定 73 条 (b) (安全保障のための例外) に基づき、(1) に係る措置は正当化される、という判断を下した。 →2020 年 7 月 28 日、サウジアラビアが上級委申立てを行う。2022 年 4 月 21 日、カタールは DSB に、この紛争を終結させることに同意し、パネル報告書の採択を求めないことを通知した²⁸⁰。
DS583 ²⁸¹ 282 283	2021.11.11 ²⁸⁴	トルコの医療保険制度の下では、特定の医薬品の購入について、政府機関である社会保障機関 (SSI : Social Security Institution) による補助が適用される。この購入補助の対象として認められるために必要な医薬品の審査に際し、トルコは、(i) 海外の医薬品製業者に対し、トルコ政府が指定

²⁷⁹ WTO パネルが安全保障例外の適用を認める、サウジとカタールの紛争で 2 例目に (ジェトロ ビジネス短信) (2020 年 6 月 23 日)

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/922ea1a9e82c33d8.html> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

²⁸⁰ Saudi Arabia – Measures Concerning the Protection of Intellectual Property Rights (WT/DS567/11, World Trade Organization, 25 April 2022)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/567-11.pdf&Open=True> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

²⁸¹ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2022 年度版 DS583: トルコの医薬品に関する措置に係るパネル報告及び仲裁判断 (WT/DS583) (宮岡 邦生委員) (経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2022/4_DS583.pdf [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

²⁸² Turkey – Certain Measures Concerning the Protection, Importation and Marketing of Pharmaceutical Products (WT/DS583/ARB25, World Trade Organization, July 25, 2022)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583ARB25.pdf&Open=True> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

²⁸³ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2022 年度版 DS583: トルコの医薬品に関する措置に係るパネル報告及び仲裁判断 (WT/DS583) (宮岡 邦生委員) (経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2022/4_DS583.pdf [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

²⁸⁴ パネル報告書当事国配布に関する記載

Turkey – Certain Measures Concerning the Protection, Importation and Marketing of Pharmaceutical Products (WT/DS583/ARB25, World Trade Organization, July 25, 2022)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583ARB25.pdf&Open=True> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

		した特定の医薬品について、トルコ国内での生産にコミットすることを要求し、(ii) これに応じない場合、当該医薬品を SSI による購入補助の対象から除外する、という国産化要件を課していた。EU は、トルコの措置は内国民待遇義務 (GATT3 条 4 項) 等に違反すると主張し、トルコは、政府調達例外 (GATT3 条 8 項 (a)) や一般的例外 (同 20 条 (b) 及び (d)) を理由に EU の主張を争った。 パネルは、以下のように判断した。 1) トルコの医療保険制度の下では、政府機関である SSI は、医薬品の購入費用の一部を補助するだけであり、SSI による「購入」の存在が認められず、政府調達例外 (3 条 8 項 (a)) は適用されない。 2) 本国産化要件は、輸入品に対し「不利な待遇」を与えるものであるので、内国民待遇義務 (GATT3 条 4 項) に違反する。 3) 一般的例外 (GATT20 条 (b) 及び (d)) について、GATT20 条 (b) に関し、トルコは、海外の医薬品への依存によって国民の生命・健康に生じるリスクについて具体的な主張立証をしておらず、関係する法令等の文書の記載から、本件国産化要件の目的は、産業政策的な目的に基づくことが窺われるので、20 条 (b) による正当化は認められない。GATT 20 条 (d) に関するトルコの主張は 20 条 (b) の主張と実質的に同じであり、正当化は認められない。
DS611 ²⁸⁵	2025.02.21 ²⁸⁶	EU は、「中国による禁訴令の発出及び積極活用が、中国政府の政策方針を反映し、最高人民法院が示した中国民訴法の解釈に基づき、下級審も従う形で行われており、こうした政策は TRIPS 協定第 1 条 1 項、第 28 条 1 項、第 28 条 2 項、第 41 条 1 項、及び、第 44 条 1 項に整合的でない。また、中国の裁判所における禁訴令の決定及び、中国が EU からの書面による要請に対し情報を提供しなかったことは、TRIPS 協定第 63 条 1 項及び第 63 条 3 項に整合的でない。」として協議要請を行った。 パネルは、TRIPS 協定第 1 条が定める「実施」は、TRIPS 協定の規定を自国の国内法制度において実施することを要求していることから、TRIPS 協定第 1 条 1 項、第 28 条 1

²⁸⁵ China –Enforcement of intellectual property rights (WT/DS611/11, World Trade Organization, April 24, 2025)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/611-11.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁸⁶ パネル報告書当事国配布に関する記載

China –Enforcement of intellectual property rights (WT/DS611/ARB25, World Trade Organization, July 21, 2025)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/611ARB25.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

		項、第 28 条 2 項、第 44 条 1 項違反を認定しなかった。また、禁訴令政策は TRIPS 協定第 III 部で規定される執行手続に該当しないことから、第 41 条 1 項違反を認定しなかった。他方、Xiaomi v. InterDigital 事件における禁訴令の決定は、TRIPS 協定第 63 条 1 項の意味における「一般に適用される」司法判断に該当し、中国が EU からの書面による要請に対し、当該第 63 条 1 項にいう情報を提供しなかったため、第 63 条 1 項及び第 63 条 3 項に整合的でないとして認定した。

4. 上級委員会報告の内容：

上級委員会報告の内容を、以下に記載する。なお、2025 年 1 月以降の新たな動きは無い。

【図表 52】

DS 番号	提出日 (採択日)	上級委員会報告書の内容
DS50 ²⁸⁷	1997.12.19 (1998.01.16)	「医薬品のために使用される物質は特許の対象とならない」というインド特許法の規定は義務規定である。」という小委員会認定に同意する。インドの「行政通達」は、特許法に優先するとは思えないので、発明の新規性及び出願の優先権を保持するための堅固な法的基礎を与えるとはいえない。従って、「仮出願を受け付けるためのインドの「行政通達」は TRIPS 協定第 70 条 8 項に適合しない。」という小委員会の結論に同意する。 TRIPS 協定第 70 条 9 項が「第 6 部の規定にかかわらず」と定めているので、同項が WTO 協定の発効日から適用されることは明らかである。インドが TRIPS 協定第 70 条 9 項に違反しているという小委員会の認定に同意する。 アメリカの小委員会設置要請文書には、TRIPS 協定第 63 条は援用されていない。従って、TRIPS 協定第 63 条に基づくアメリカの主張は小委員会の付託事項に含まれないと言わざるを得ない。TRIPS 協定第 63 条に基づくアメリカの予備的主張に関する小委員会の認定は誤りである。 →1999 年 3 月 26 日に公布された法改正により解決した。

²⁸⁷ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 1998 年度版 DS50/79: インド-医薬品及び農業化学品特許保護 (パネル・上級委) (岩沢雄司委員) (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1998/98-5.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

DS170 ²⁸⁸	2000.09.18 (2000.10.12)	上級委員会は、以下の結論に到達した。 (1) 旧法上の特許によって保護される発明に対しては、TRIPS 協定第 70 条 1 項ではなく 2 項が適用され、カナダは旧法上の特許に対し、TRIPS 協定第 33 条の義務を負うとの小委員会の結論を支持する。 (2) カナダ特許法第 45 条の下で出願後 20 年の保護期間が保障されておらず、よってカナダ特許法第 45 条は TRIPS 協定第 33 条に違反するとの小委員会の結論を支持する。 上級委員会は、DSB に対して、カナダが TRIPS 協定上の義務に従うよう要請することを勧告した。 →上級委員会報告書を採用し、法改正をすることで解決した。
DS176 ²⁸⁹	2002.01.02 (2002.02.01)	米オムニバス法第 211 条は TRIPS 協定第 42 条には違反しないとして小委員会の判断を覆したが、商標・商号について最恵国待遇、内国民待遇を順守していないとして、TRIPS 協定第 2 条 1 項 (パリ条約 8 条)、第 3 条、第 4 条違反を認定した。 →米オムニバス法第 211 条の撤廃を含む法改正は行われていない。
DS435 DS441 ²⁹⁰ 291	2020.06.09 (2020.06.29)	上級委員会は、小委員会報告書を支持し、オーストラリアの TPP 措置の正当性を改めて認めた。 →上級委員報告書「協定違反なし」を採用で解決した。

5. 仲裁判断の内容

上級委員会が開かれず仲裁手続が行われた件について、仲裁裁定の内容を以下に記載する。

²⁸⁸ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2000 年度版 DS170: カナダ-特許保護に関する期間 (パネル・上級委) (中川淳司委員) (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2000/00-8.pdf [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

²⁸⁹ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2002 年度版 DS176: 米国-オムニバス法 211 条 (パネル・上級委) (松下満雄委員) (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2002/02-5.pdf [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

²⁹⁰ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2020 年度版 DS435/441: 豪州-タバコ製品の包装に関する規制に関する措置 (上級委) (小寺智史委員) (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2020/20-9.pdf [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

²⁹¹ WTO 上級委、オーストラリアのたばこ包装規制にシロ判定 (ジェトロ ビジネス短信) (2020 年 6 月 12 日)
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/cba3dcbeaf7defc6.html> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

【図表 53】

DS 番号	提出日	仲裁裁定の内容
DS583 ²⁹² 293 294	2022.7.21	仲裁廷は、以下のように判断し、小委員会の判断を支持した。 1) GATT 3 条 8 項 (a) の対象となるためには「政府機関による調達」が必要となるが、小委員会が認定等から、政府機関である社会保障機関 SSI が医薬品を「調達」したといえないため、GATT 3 条 8 項 (a) の要件を満たさないと小委員会の判断は、結論として誤っていない。 2) 小委員会は、GATT 20 条 (b) 及び (d) の判断において正しい枠組みに基づいて検討しており、トルコが主張するような解釈・適用の誤りは認められない。
DS611 ²⁹⁵	2025.04.22	TRIPS 協定第 1 条 1 項、第 28 条 1 項、第 28 条 2 項 中国による禁訴令政策は、「TRIPS 協定第 1 条が定める実施は、他の加盟国がそれぞれの領土において実施する知的財産権の保護及び執行の制度の機能に支障を及ぼすことなく行う。」とする義務に反しており、TRIPS 協定第 1 条 1 項、第 28 条 1 項、第 28 条 2 項に整合的でないとして、小委員会判断を覆した。 TRIPS 協定第 41 条 1 項、第 44 条 1 項 第 41 条 1 項は同じ理由で、第 44 条 1 項は別の理由で、それぞれ違反を認定しなかった小委員会判断を支持した。 TRIPS 協定第 63 条 1 項、第 63 条 3 項 Xiaomi v. InterDigital 事件における禁訴令の決定及び、中国が EU からの書面による要請に対し情報を提供しなかったことは、第 63 条 1 項及び第 63 条 3 項に整合的でないとする小委員会報告を支持した。

6. 紛争解決制度改革に関する議論

WTO 上級委員会²⁹⁶は 7 人で構成され、うち 3 人が 1 事案の審理を担当するが、2017 年

²⁹² WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2022 年度版 DS583: トルコの医薬品に関する措置に係るパネル報告及び仲裁判断 (WT/DS583) (宮岡 邦生委員) (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2022/4_DS583.pdf [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

²⁹³ Turkey – Certain Measures Concerning the Protection, Importation and Marketing of Pharmaceutical Products (WT/DS583/ARB25, World Trade Organization, July 25, 2022)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583ARB25.pdf&Open=True> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

²⁹⁴ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2022 年度版 DS583: トルコの医薬品に関する措置に係るパネル報告及び仲裁判断 (WT/DS583) (宮岡 邦生委員) (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2022/4_DS583.pdf [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

²⁹⁵ China – Enforcement of intellectual property rights (WT/DS611/ARB25, World Trade Organization, July 21, 2025)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/611ARB25.pdf&Open=True> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

²⁹⁶ Appellate Body Members (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/ab_members_descrp_e.htm [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

以降、相次いで任期満了や自発的な退任により、2019 年 12 月以降は上級委員が 1 人となり、審理ができない状況に陥った²⁹⁷。その後、2020 年 11 月 30 日に最後の上級委員が 4 年の任期を終え、機能停止の状況が続いている²⁹⁸。

このような状況から、2020 年 4 月 30 日、WTO 加盟国 47 か国からなるグループは、新たに多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント（Multi-Party Interim Appeal Arbitration Arrangement : MPIA）を創設し、機能停止している WTO 上級委員会に上訴される可能性のあるあらゆる紛争を仲裁するために MPIA を活用する意向を WTO に通知した。MPIA は、上級委員会が完全に機能するまでの間に限り、参加国間の紛争について、パネルの判断を不服とする場合には、機能停止中の上級委員会に上訴するのではなく、仲裁により解決することを定めた紳士協定である。なお、参加国間の紛争については、個別の事案ごとに、仲裁合意を結び、DSB に通報する必要がある。

我が国は、2023 年 3 月 10 日、日本政府として MPIA 参加する旨を閣議了解し²⁹⁹、DSB に通報した。MPIA には、2025 年 1 月末現在、日本に加え、EU、オーストラリア、カナダ、中国、シンガポール、ニュージーランド、ブラジル等の 54 か国・地域が参加している。

2022 年 6 月に行われた第 12 回 WTO 閣僚会議では、2024 年までに全ての加盟国が利用できる完全な、かつ、よく機能する紛争解決制度の実現を目的として議論することに合意した³⁰⁰。第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）の成果文書³⁰¹第 4 項を以下に記載する。

4. 我々は、紛争解決制度について、上級委員会に関するものも含め、課題及び懸念を認め、これらの課題及び懸念に対処することの重要性及び緊急性を認識し、2024 年までに全ての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度の実現を目的として議論を行うことにコミットする。

2023 年 3 月 31 日の DSB の会合では、WTO 加盟国は、WTO の紛争解決制度の改革に関して行われている非公式な議論について説明を受けた。グアテマラは、加盟国 127 か国・地域を代表して、上級委員会の空席を埋めるための選考プロセスを開始するという同グループの提案を紹介するとともに、加盟国の最善の利益に反して WTO 紛争解決制度全体に深刻な影響を与えている上級委員会の現状に対する共通の懸念を述べた。20 以上の国・地域の代表団がこの提案を支持して登壇し、多角的貿易システムの安定性と予測可能性に対

²⁹⁷ WTO の上級委員会、委員が 1 人となり実質的に機能停止（ジェトロ ビジネス短信）（2019 年 12 月 12 日）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/12/68b0069b07164504.html> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁹⁸ WTO 上級委、残る 1 人の委員も任期満了、機能停止が続く（ジェトロ ビジネス短信）（2020 年 12 月 1 日）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/12/bbb7a98e5e7992b1.html> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁹⁹ 日本政府の MPIA（多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント）参加について閣議了解を行いました（経済産業省ウェブサイト）
<https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230310004/20230310004.html> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³⁰⁰ Members welcome MC12 commitment to address dispute settlement (June 30, 2022) (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/news_e/news22_e/dsb_30jun22_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³⁰¹ MC12 Outcome document (WT/MIN(22)/24, WT/L/1135, World Trade Organization, June 22, 2022)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/MIN22/24.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

する WTO の二審制による紛争解決制度の重要性と、行き詰まりを解決する必要性を改めて強調した。多くの代表団は、2024 年までに完全にかつよく機能する紛争解決制度を実現するという閣僚のコミットメントに注目し、当該期限までにこれを達成することへの支持を約束した。米国は、WTO 紛争解決に関する長年の懸念が依然として解決されていないため、上級委員会委員の任命を開始する決定案を支持しないと繰り返した。改革に向けた第一歩は、WTO の紛争解決における全加盟国の利益をより深く理解することだと述べた。米国はこの目標を推進するために加盟国と協力しており、継続的な関与を期待していると付け加えた³⁰²。

2023 年 12 月 18 日の DSB 会合で、上級委員会委員の選考プロセスを開始するという WTO 加盟国 130 か国・地域による提案について検討した³⁰³。

グアテマラは 130 の加盟国・地域を代表して発言し、上級委員会の空席を埋めるための選考プロセスを開始するという当該グループの 72 回目の提案を紹介した。グアテマラはグループの代表として、「多数の加盟国がこの提案を提出したことは、上級委員会の現状が加盟国の最善の利益に反して WTO 紛争解決制度全体に深刻な影響を与えていることに対する共通の懸念を反映している。」と述べた。

米国は、WTO 紛争解決に関する長年の懸念が依然として解決されていないため、上級委員会委員の任命開始の決定案を支持しないと繰り返した。米国は、WTO 紛争解決制度が十分に機能するためには、抜本的な改革が必要だと考えていると述べた。米国の目標は、古い制度に戻るのではなく、WTO ルールのもとで加盟国が重要な利益に対処するための政策空間を維持し、議論と交渉の場としての WTO の役割を損なうのではなく、むしろ支援する制度を持つことである、と付け加えた。

2024 年 1 月 26 日の DSB の会合において、DSB 議長は、紛争解決制度改革に関する非公式な議論を DSB 及び／又は一般理事会の公式な場にいつどのように持ち込むかについて、代表団と協議したことを報告した。同議長は、各加盟国の代表団は改革に関する議論を公式化する必要性を認識しているものの、プロセス、タイミング、目的及びリーダーシップについて代表団によって意味するところが異なっていることは明らかであると述べた。現時点ではこの問題についてコンセンサスが得られていないため、同議長は、改革に関する非公式プロセスを継続して、良い結果を得るための可能な限り多くの作業を行うことを認めるよう、各加盟国に提案した。

また、グアテマラの WTO 常駐代表代理である Marco Molina は、非公式会合のファシリテータとして、個人的な立場で報告を行った。報告³⁰⁴の概要を、以下に記載する。

・Marco Molina は、非公式プロセスが異なる 2 つのトラックで進行していることに留意することが重要だと述べた。1 つは統合テキスト草案の改訂、もう 1 つは上訴/レビューメ

³⁰² Members briefed on informal dispute settlement reform talks, March 31, 2023 (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/news_e/news23_e/dsb_31mar23_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³⁰³ Members told “finish line within reach” in dispute settlement reform talks, December 18, 2023 (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/news_e/news23_e/dsb_18dec23_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³⁰⁴ Members updated on progress in dispute settlement reform talks in run-up to MC13, January 26, 2024 (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/news_e/news24_e/dsb_26jan24_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

カニズムに関する議論である。

- ・統合テキストについては、検討メンバーは 2 月 9 日までに統合テキスト草案を完成させることを目指している。

- ・上訴/レビューメカニズムに関しては、この問題の解決策となり得る具体的なコンセプトの特定を開始した。コンセプトの一覧を作成し、検討が必要なものについてはさらに検討を進める予定である。準備が整い次第、次のステップとして法的文書の草案作成を行う予定である。

2024 年 2 月 16 日に、紛争解決制度改革に関する非公式プロセスから生まれた統合テキスト草案³⁰⁵は、透明性を確保する目的で、加盟国に回覧された³⁰⁶。

2024 年 3 月 2 日にアブダビで開催された第 13 回 WTO 閣僚会議（MC13）において、紛争解決制度改革について、2024 年までに全ての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度を実現するための進展を認める閣僚決定が採択された³⁰⁷。

上記閣僚決定³⁰⁸を、以下に記載する³⁰⁹。

- ・2024 年までに全ての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度の実現を目的として議論を行うとの第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）での我々のコミットメントを想起し、これまでに行われた作業に留意する。

- ・我々は、この作業を通じて得られた進捗を、我々のコミットメントを実現する価値ある貢献として認識する。我々は、我々の作業を前に進めるために役立つ加盟国からの全ての提出物を歓迎する。

- ・我々は、MC12 で合意した 2024 年までの目標の達成に向けて、包括的かつ透明な方法で議論を加速させること、これまでに既になされた進捗を土台とすること、上訴/レビューとアクセシビリティを含む未解決の論点に取り組むことを事務方に指示する。

2024 年 4 月 18 日、DSB 議長は、Dwarka-Canabady 大使をファシリテータに任命し、紛争解決制度改革プロセスの公式化を示した。公式な会合プロセスとして、オープンで透明性があり包括的な方法で実施されることを保証するために、通訳、公式記録、首都からのオ

³⁰⁵ Special Meeting of the General Council (JOB/GC/385, World Trade Organization, February 16, 2024)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/Jobs/GC/385.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³⁰⁶ WTO members hold first formal meeting on dispute settlement reform, May 30, 2024 (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/news_e/news24_e/disp_30may24_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³⁰⁷ MC13 ends with decisions on dispute reform, development; commitment to continue ongoing talks, March 1, 2024 (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/news_e/news24_e/mc13_01mar24_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³⁰⁸ Dispute Settlement Reform (WT/MIN(24)/37, WT/L/1192, World Trade Organization, March 4, 2024)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/MIN24/37.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³⁰⁹ 経済産業省通商政策局編 2024 年版不正貿易報告書 第Ⅱ部 WTO 協定と主要ケース 第 1 7 章 WTO の紛争解決手続 489 頁
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2024/pdf/2024_02_17.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

ンライン参加及び文書の翻訳が利用できることとなった³¹⁰。

2024年5月30日、WTO加盟国は代表団長（HoDs）レベルによる紛争解決制度改革に関する初の公式会合を開き、上訴/レビューとアクセシビリティの解決方法に焦点を当てた³¹¹。議論の概要を、以下に記載する。

- ・WTO システムの根幹をなす紛争解決制度全体と、それが（WTO 協定の）遵守にもたらす価値について、加盟国から強い評価が寄せられた。

- ・ほぼ全ての加盟国が、紛争解決制度に信頼性を構築するために二審制の紛争解決制度を維持することに強い関心を示しており、また、オーバーリーチ、紛争の長さ及びアカウントビリティなどの表明された懸念に対処するために、相互評価（peer review）の概念やその運用方法を検討する必要があることを認識している。

- ・拘束力のある一貫した決定を求める強い関心が示される一方で、常設の上訴機関が唯一の正当性確保の方法ではない可能性もあると示された。

- ・今後、専門家が実施する技術的な作業に関する最新情報を聴取し、作業をどのように進めるかについての意見を共有できるようにする目的で、毎月 HoDs 会議が行われる。

2024年12月16-17日に行われたWTO一般理事会で、一般理事会議長は、一般理事会の管轄下で進行中の紛争解決制度改革に関する交渉での「重要な進捗」を歓迎し、以下の報告を行った³¹²。

- ・この6か月間に、約170時間におよぶ膨大な作業が行われ、現在加盟国は上訴/レビューに関するテキスト草案を手に入れている。この草案では、上訴/レビューの審査対象となる請求の範囲を狭め、パネルによる事実の客観的評価に関する審査について裁定者の役割を明確にし、誤りを是正するための中間レビュー手続を改善し、手続のタイムフレームの遵守を強化するとしている。

- ・この進捗はポジティブなものであるものの、上訴/レビューメカニズムをどのような形式とすべきか、またその役割は何かなど、中核的な問題に関する異なる利害や懸念を調整する道筋を見出すよう、同議長から加盟国に促す。

- ・キャパシティ・ビルディングと技術支援に関する、ほぼ最終的なテキスト草案がまとめられている。この文書は、発展途上加盟国のニーズを認識し、WTO事務局に追加のカスタマイズされた活動と支援を行うよう指示し、加盟国と事務局間の対話を確立し、DSBに審査と報告のメカニズムを導入するものである。

- ・より論争の的となっている「費用と資金調達」の問題についても、加盟国の関心と懸念を反映した最初のテーブル表草案が作成されるなど、大きな進捗が見られた。

- ・今後の進め方について、来年初めに、同議長が関心のある代表団と協議を行い、紛争解決制度改革の作業をさらに前進させるために、これまでの進捗を基にどのように議論を

³¹⁰ WTO members hold first formal meeting on dispute settlement reform, May 30, 2024 (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/news_e/news24_e/disp_30may24_e.htm [最終アクセス日：2026年3月6日]

³¹¹ WTO members hold first formal meeting on dispute settlement reform, May 30, 2024 (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/news_e/news24_e/disp_30may24_e.htm [最終アクセス日：2026年3月6日]

³¹² General Council Chair welcomes “significant progress” in dispute settlement reform talks, December 17, 2024 (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/news_e/news24_e/gc_17dec24_e.htm [最終アクセス日：2026年3月6日]

進めていくべきかについて意見を聴取する予定である。

2025 年 7 月 22 日、WTO 一般理事会会合で WTO 改革に関する初期協議の内容が報告された。ここで、複数の加盟国から、別途の枠組みで検討が進められている紛争解決制度改革の重要性が指摘された。DSB 議長は、紛争解決制度改革の状況を注視し、適切な時期に加盟国へ報告する予定であると述べた³¹³。

2025 年 12 月 16 日から 18 日に行われた WTO 総会で、第 14 回閣僚会議（MC14）の成果物の検討が行われた³¹⁴。

議長は MC14 での成果物について、加盟国との議論を紹介した。紛争解決制度改革に関しては、各国の立場に劇的な変化は見られないものの、議長は DSB 議長と協力し、MC14 において閣僚が最終的に承認する WTO 改革に関する文書案の文言策定に取り組むと述べた。

DSB 議長は、11 月に実施された紛争解決制度改革に関する加盟国との最近の協議について以下のように報告した。

加盟国に対し、以下の 2 つの質問について見解を示すよう要請した。

(i) 加盟国は、MC14 において、紛争解決制度改革に関して閣僚からどのような指針を求めることを希望するか。

(ii) 加盟国は、紛争解決制度改革に関するテクニカルな議論を、どのような形式で、いつ再開することを希望するか。

(i)については、様々な意見があったが、提案として、加盟国がどのような紛争解決制度を望むかについて閣僚級で議論することや、「空上訴：file appeals "into the void"」（上級委員会が機能していない間は審理される見込みがない、パネル判断に対する上訴）を行わないことを、MC14 において加盟国が約束すること等があった。

(ii)についても、様々な見解が表明されたが、一部の加盟国は MC14 直後にテクニカルな議論を再開するよう求めた一方で、他の加盟国は MC14 後に各国が建設的となる時点でこの作業を行うべきだと主張した。

これらの協議において、紛争解決制度改革が優先課題であることを圧倒的多数で再確認した。

7. TRIPS 協定紛争案件（計 45 件）の小委員会・上級委員会・仲裁廷設置状況

TRIPS 協定紛争案件（計 45 件）の小委員会・上級委員会・仲裁廷設置状況を図示すると以下ようになる。

³¹³ Facilitator cites “strong engagement” in initial WTO reform consultations, July 23, 2025 (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/news_e/news25_e/gc_23jul25_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³¹⁴ Members review possible deliverables for MC14 at final 2025 General Council meeting, 16 and 18 December 2025 (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/news_e/news25_e/gc_16dec25_255_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

【図表 54】



以上

第4章 中国の知的財産権エンフォースメント事件（DS611）の分析

早稲田大学法学学術院教授
鈴木 將文

1. 経緯

標準必須特許を巡って、一国の裁判所が他国の特許権の行使に関する判断をしたり（グローバルベースのライセンス条件の決定の場合）、間接的に他国の裁判手続きに介入したり（ASI (Anti-suit injunction) 等の場合）する動きが生じている³¹⁵。このような措置につき、EU は、中国を相手として、2 件の WTO 紛争を提起した。

そのうちの一つは、中国の ASI に関連する措置を対象とする事件（以下、「ASI 関連 WTO 事件」という。）である³¹⁶。すなわち、EU は、2022 年 2 月、中国に対し、その ASI に関する措置につき WTO の紛争解決制度上の協議を要請し、さらに同年 12 月、協議で紛争解決に至らなかったとしてパネル設置要請に及んだ。そして、2025 年 2 月、パネル報告書が当事国に回付されたところ、EU 及び中国はいずれもその内容に不服があるとして、「多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント」（以下、「MPIA」という。）の仲裁手続³¹⁷を求め、同年 7 月 21 日、仲裁判断が公表された³¹⁸。

2. 争点と結論

同紛争案件における EU の主張は、中国による(1) ASI 関連措置（パネル段階では、①「ASI ポリシー」と総称される、ASI の積極的な発出に向けた政策³¹⁹と、②具体的な 5 つの事件における裁判所による ASI の発出³²⁰からなるとされた。）、(2) 透明性確保に関連する措置（裁判上の決定の非公表、及び情報提供の拒否）の各措置が、TRIPS 協定又は中国の WTO

³¹⁵ このような動きにつき、差し当たり、鈴木將文「標準必須特許を巡る法的問題に関する一考察 ―ライセンスのあり方及び紛争解決制度に焦点を当てて―」別冊パテント 31 号 163 頁（2025 年）
< https://www.jstage.jst.go.jp/article/patentsp/78/31/78_163/article-char/ja/ >（2026 年 3 月 6 日最終アクセス。以下、インターネット上の文献について同じ。）、鈴木將文「国際的特許紛争の行方―ドワゴン事件最高裁判決、EU の対中国 WTO 紛争等を踏まえて―」『年報知的財産 2025-2026』（日本評論社、2026 年）を参照。なお、本稿は、後者の論文の一部を加筆修正したものである。

³¹⁶ 同紛争案件は、「中国―知的財産権エンフォースメント」事件（DS611）であり、WTO のサイト
< https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds611_e.htm > が関連情報を提供している。なお、本事件については、協議段階において、当研究会で報告を行っている。鈴木將文「EU による対中国 WTO 紛争について（DS611：中国の知的財産権エンフォースメント事件）」『「国際知財制度研究会」報告書（令和 4 年度）』206 頁（2023 年）
< https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/2022_all.pdf >。

³¹⁷ WTO 紛争解決手続きでは、パネル報告書に不服がある場合、当事国は本来上級委員会に上訴をすることが可能であるが、現在、上級委員会が機能停止状態にあるため、一部の WTO 加盟国の間で、「多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント」（Multi-Party Interim Appeal Arbitration Arrangement; MPIA）が構築されている。MPIA は、当事国はパネル報告書が出される前に仲裁合意をしておき、実際にパネル報告書が当事国に示されてこれに不服がある場合は仲裁に付することができるという仕組みである。これは WTO 協定附属書 2 の紛争解決了解 25 条に基づくものであり、WTO 紛争解決制度の一環として実施される。本事件も、この仕組みに沿って、仲裁に委ねられたものである。MPIA については、経済産業省『2025 年版不正貿易報告書』537 頁以下、Joost Pauwelyn, *The WTO's Multi-Party Interim Appeal Arbitration Arrangement (MPIA): What's New?*, 22 WORLD TRADE REVIEW 693 (2023) 参照。

³¹⁸ Award of the Arbitrators, WT/DS611/ARB25 (21 July 2025).

³¹⁹ Panel Report, attached to the Notification on an Appeal by the EU, WT/DS611/11, paras. 2.36-40.

³²⁰ *Id.* paras. 2.41-133.

加盟議定書に違反するというものであった。

パネル報告書は、(2)のうち、一部の裁判上の決定の不公表及び情報の不提供については TRIPS 協定 63 条 1 項及び 3 項の違反を認める一方、その他の主張については、立証が不十分である等の理由で違反を認めなかった。

これに対し、仲裁判断は、パネルの判断を一部覆し、「ASI ポリシー」（公式文書はないものの、このような政策が存在することは、パネルも認めていた。）が TRIPS 協定 1 項 1 号と併せ読んで解釈される同協定 28 条 1 項及び 2 項に違反するとし、また、裁判上の決定の不公表が協定違反であるとのパネル報告書の判断については同意した³²¹。本事件のパネルと仲裁廷の判断について、次の項において、具体的に見る。

3. パネル及び仲裁廷の判断の概要

ASI 関連 WTO 事件のパネル及び仲裁廷の判断について、「ASI ポリシー」に関するパネルと仲裁廷の判断³²²に焦点を当てて簡潔に述べる。

EU は、中国の ASI 関連措置のうち「ASI ポリシー」が、中国以外の WTO 加盟国の領域内における特許権の保護及びその行使を妨げる（undermine）措置を講じることを禁止している TRIPS 協定 1 条 1 項第 1 文に違反するとともに、同規定と、特許権の内容について定める 28 条 1 項及び 2 項のそれぞれとを併せて（in conjunction with）解釈される義務に反する旨を主張した。さらに、「ASI ポリシー」は、1 条 1 項第 1 文と、差止命令に係る 44 条 1 項とから導かれる義務、及び、権利行使に係る一般規定である 41 条 1 項にも違反すると主張した。

これに対し、パネルは、次のとおり、EU の主張をいずれも否定した。

- ・1 条 1 項第 1 文は、国内の法制度により TRIPS 協定の規定を実施することを義務付けているにとどまり、他の加盟国の領域内における知的財産権の保護及び行使を妨げてはならない旨の義務まで定めてはいない。
- ・28 条 1 項に関しては、特許権は属地的性格を持つことから、同規定と 1 条 1 項第 1 文は、特許付与国以外の他の加盟国の領域における、特許権者の権利についてまで定めていると解する根拠はない³²³。

³²¹ Award of the Arbitrators, WT/DS611/ARB25 (21 July 2025). なお、中国による情報提供が TRIPS 協定 63 条 3 項に違反する旨のパネルの認定については、中国は不服を申し立てていない。

³²² EU がとり上げた ASI 関連措置のうち、5 つの具体的事件における ASI の発出については、パネルは、「ASI ポリシー」についての判断に加えてあえて判断をする必要はないとして、協定整合性についての判断を控えた。Panel Report, *supra* note 319, para. 7.338. また、透明性確保の義務に係る措置については、中国の一部の判決（一般的適用性があるもの）の不公表が TRIPS 協定 63 条 1 項に違反し、また、同条 3 項に基づく EU の要請に対する準備不履行が同項に違反するとした。ここにおいて、63 条 1 項の解釈として、“of general application”の語は“final judicial decisions”にもかかるとされている（当事国もその解釈を採用していた）。文法的にもその解釈が正しいと思われる。しかし、我が国の TRIPS 協定公定訳は“administrative rulings”のみにかかるように訳しているため、注意が必要である。

³²³ Panel Report, *supra* note 319, para. 7.240. 具体的には、パリ条約 4 条の 2 によって定められ、かつ、TRIPS 協定 2 条 1 項を通じて同協定上の原則とされている特許独立の原則により、ある国で付与された特許が、他の加盟国における同じ発明に係る特許とは独立している旨を述べたうえで、次のように説明している。「そのように、特許権の属地的性格とは、28 条 1 項により特定される排他的権利が、権利付与国の領域内においてのみ有効である旨を意味することを強調しておくことが重要である。したがって、〔1 条 1 項第 1 文及び 28 条 1 項〕が、特許付与国以外の加盟国の領域における特許権者の権利についてまで定めていると解する根拠はない。」なお、特許権の属地性については、後述するように（後注 331）、仲裁判断も明示的に確認している。ASI 関連措置の問題とは別に、WTO 紛争解決制度のパネル及び仲裁廷が、特許権の属地性を正面から肯定したことは、昨今の我が国における属地主義を巡る議論に対しても、重要な意義を持つというべきである。鈴木「判批」ジュリスト 1612 号 65 頁（注 12）（2025 年）参照。

・28条2項及び1条1項第1文についても、国内の法制度において、特許権者に権利の譲渡及びライセンス契約締結の権利を保証していれば足りるとともに、本件では中国で付与された特許の権利者がライセンス契約を締結する権利を欠くとは認められない³²⁴。

・1条1項第1文及び44条1項を併せて導かれる義務に関しては、EUの前者規定に係る解釈は理由がないこと等から違反を認めることはできず³²⁵、41条1項については、「ASIポリシー」は同項第1文の対象に含まれず、したがって、同項第2文の義務の対象とならない³²⁶。

パネル報告書が当事国に回付されたことを受けて、EUは、「ASIポリシー」に係るパネルの判断に不服があるとして、また中国も、パネルが「ASIポリシー」の存在を肯定した点とTRIPS協定63条1項の解釈・適用を誤った点に不服があるとして、いずれもMPIAの仲裁手続を求めた³²⁷。

仲裁判断の要点は、次のとおりである。

・「ASIポリシー」が、一般的かつ将来的な適用可能性を持つルール又は規範として存在するとした、パネルの判断を支持する³²⁸。

・TRIPS協定1条1項第1文に係るパネルの判断は支持できない。同規定第1文の「加盟国は、この協定を実施する。」("Members shall give effect to the provisions of this Agreement.")のうち「実施する」(give effect to)³²⁹とは、「効果を生じさせる」("make operative" or "render operative")という意味であり、同項第2文及び第3文の「実施する」(implement)よりも広い意味を持つ。第1文の「実施する」義務は、加盟国が、TRIPS協定の規定の有効性が維持されるようにする積極的かつ継続的な義務を意味する。加盟国は、特定の「私権」を創設し、各国の領域的管轄の中で知的財産を効果的かつ適切に保護する国内制度(national systems)を構築する義務を負う。そして、その国家制度は、各国の領域内で孤立して存在するのではない。1条1項第1文の文脈から、TRIPS協定は、各加盟国が知的財産保護の国家制度を構築し、さらに必要に応じてその制度が相互間で関係し合う(interact)ことを求めていることが明らかである。TRIPS協定は、各加盟国における知的財産権保護の制度を構築するとともに、加盟国に対し、他の加盟国における知的財産権の保護を阻害しない(not frustrate)ことを求めている。したがって、1条1項第1文は、加盟国がその領域内でTRIPS協定の規定を実施することを義務付けるとともに、その当然の帰結として、他の加盟国がその領域内で実施する、知的財産権の保護と行使に係る制度の機能を阻害することがないように上記義務を履行することを求めている。(前者の義務しか認めなかった)パネルの解釈は、誤りである³³⁰。

・TRIPS協定28条1項に関し、同項が定める特許権の効力が特許付与国の領域内のみに及

³²⁴ Panel Report, *supra* note 319, paras. 7.247, 7.251.

³²⁵ *Id.* paras. 7.260-262.

³²⁶ *Id.* para. 7.308.

³²⁷ Notification of Appeal by the EU, WT/DS611/11; Notification of Other Appeal by China, Annex B-2, WT/D611/ARB25/Add. 1. 仲裁人となったのは、Penelope Ridings (Chairperson)、Claudia Orozco 及び Mateo Diego-Fernández Andrade の3名である。

³²⁸ Award of the Arbitrators, *supra* note 321321, para. 4.42.

³²⁹ TRIPS協定の公定訳では、"give effect"を「実施する」と訳しているため、以下この訳を用いるが、本来は「有効化する」、「効力を発揮させる」といった意味合いを持つ訳語を用いることが適切であろう(なお、公定訳では、同じ項の第2文及び第3文の"implement"も「実施する」と訳されており、用語の差異が明らかになっていない)。

³³⁰ Award of the Arbitrators, *supra* note 321321, paras. 4.54-75.

ぶという、特許権の属地性が認められることは、そのとおりである³³¹。しかし、同項と1条1項第1文を併せて解釈すれば、加盟国の義務は、自国の法制度により特許権者の排他的権利を保証することだけでなく、特許権者が他の加盟国で有する排他的権利を行使する権能を阻害しないことも含まれる。(前者しか認めなかった) パネルの解釈は誤りである³³²。

・TRIPS 協定 28 条 2 項についても、同項と 1 条 1 項第 1 文を併せて解釈すれば、加盟国は、自国の特許権者に対して他の加盟国が付与したライセンス契約を締結する権利を、当該他の加盟国の領域内で行使する権能を阻害しない義務を課していると解するべきである。この点を認めなかったパネルの解釈は、誤っている³³³。

・以上の解釈を前提として、中国の「ASI ポリシー」について検討すると、同措置が TRIPS 協定 1 条 1 項第 1 文と併せ読む 28 条 1 項及び 2 項の各規定に整合しないことを EU は証明したと認めることができる³³⁴。

・TRIPS 協定 44 条 1 項は司法当局に差止めを命じる権限を与えることを義務付けている。中国の「ASI ポリシー」は、同国の司法当局が差止命令を出す権限を制限するものではないことから、同項の義務（1 条 1 項第 1 文と併せ読むか否かに関わらず）に反するとはいえない³³⁵。

・TRIPS 協定 41 条 1 項は、知的財産権の侵害に対し、権利者又は政府が停止、予防、抑止又は救済することを可能にする「行使手続」について規定するところ、中国の「ASI ポリシー」は「行使手続」に当たるとは認められないことから、同項に違反しない³³⁶。

・EU は、仲裁廷がパネルの判断を覆す場合、さらに具体的な 5 事件における ASI の措置についても協定違反を認定することを求めている。しかし、それらの ASI はすでに失効しており、1 条 1 項第 1 文と併せ読む 28 条 1 項及び 2 項への整合性を認定しても紛争の実効的解決に資することはないため、審査はしない³³⁷。

4. 検討

仲裁判断のうち、特に問題となるのは、TRIPS 協定 1 条 1 項第 1 文の解釈であろう。

"give effect to" という表現に、自国内において同協定上の義務履行のための措置を積極的に講じることに加え、他の加盟国における協定上の義務履行を阻害しないようにする義務を読み込む仲裁廷の解釈は、目的のあるいは拡張的とさえいえる解釈と思える。その妥当

³³¹ 本件事件において、パネル報告書に続いて、仲裁判断も、特許権（及び知的財産権一般）の属地性を確認している。
具体的には、ここに引用した para. 4.83 のほか、注 143（TRIPS 協定の下の特許権は領域により画定されていることを確認）、para. 4.70（TRIPS 協定が知的財産権の属地性を前提としている旨を指摘）等である。

³³² Award of the Arbitrators, *supra* note 321321, paras. 4.83-88.

³³³ *Id.* paras. 4.120-124.

³³⁴ *Id.* paras. 4.89-109, 4.130-166.

³³⁵ *Id.* paras. 4.173-176.

³³⁶ *Id.* paras. 4.183-197.

³³⁷ *Id.* paras. 4.198-203.

性は、議論の余地が大きいと思われる³³⁸。

確かに、ASI は、實際上、自国と外国の特許権を持つ訴訟当事者に対し、当該外国での権利行使を停止させるために用いられており、このような措置を積極的に講じることは、他の加盟国による知的財産権の保護に意図的に介入することになり、国際的な知的財産制度の観点から望ましくないという評価は、一定の合理性を持つであろう。しかし、仲裁廷の上記の解釈の問題は、一般論として、特段の留保なく示されていることである³³⁹。したがって、仲裁判断の上記解釈が、今回の事件の対象となった措置のほかに、どのようなものに及び得るかは、重要な問題である。

まず、中国以外の国も ASI を発出しているところ、その TRIPS 協定整合性は、当然問題になり得る。仲裁廷が協定違反を認めた中国の「ASI ポリシー」は、一般性のある政策措置であり、かつ、個別事件の ASI の協定整合性は判断されなかったことから、例えば、個別事件における ASI、例えば米国の裁判所によるそれが TRIPS 協定違反といえるかについては、今回の仲裁判断を前提としても、明らかではない。しかし、協定整合性が問題になり得ることは確かである。この点は、昨今問題となっている、英国裁判所による暫定ライセンスの宣言等も、実質上は ASI と同様の効果を持つことから、同様に問題となり得よう。

また、特に EU で動きが見られるように、一国の裁判所が他国の特許権の侵害について判断する事例が増加する見込みである。例えば、A 国の裁判所が、B 国の特許権の侵害を否定する判決を出した場合、その効果が B 国における当該特許権の行使に何らかの影響を与えると、B 国として、A 国の国際裁判管轄に係る法制度や具体的な判決について、TRIPS 協定整合性が問題になる可能性も、理論上はあり得る（しかし、私見では、協定不整合とする理由はないと考える）。

さらに、越境的行為について自国の知的財産権の侵害を肯定又は否定することも、場合によっては、他国の知的財産権の保護又は行使を阻害するという主張もあり得ないではない。特に、仲裁判断の 1 条 1 項第 1 文の解釈について、他国による TRIPS 協定の規定の実施を阻害する場合として、他国による知的財産権の積極的保護だけでなく、保護しない（ある行為を侵害と認めない）という公的判断をなす権能を阻害することまで含むと考える場合³⁴⁰、他国における行為について、自国の権利の侵害と認めることは、当該他国が知的財産権の行使について判断する主権的判断を阻害することになり（自国の特許権侵害と認め

³³⁸ これまで公表されている論評としては、Enrico Bonadio et al., *Litigating Patented Standards: The EU-China WTO Dispute on Anti-Suit Injunctions*, 47 E.I.P.R. 11, 697 (2025)（仲裁判断の 1 条 1 項第 1 文の解釈に反対）；Emmanuel Oke, *China – Enforcement of IP Rights: Navigating Different Conceptions of Territoriality in International Intellectual Property Law*, available at < <https://ielp.worldtradelaw.net/2025/09/guest-post-china-enforcement-of-ip-rights-navigating-different-conceptions-of-territoriality-in-international-intellectual-property-law/> >（仲裁判断の解釈を支持）；Marketa Trimble, *The WTO TRIPS Agreement and Conflict-of-Laws Rules in Intellectual Property Cases*, < <https://conflictoflaws.net/2025/the-wto-trips-agreement-and-conflict-of-laws-rules-in-intellectual-property-cases/> >（仲裁判断が抵触法による国際的特許訴訟の取扱いに大きな影響を与える可能性を指摘する。）等がある。

³³⁹ MPIA の仲裁判断は、当事国に対する法的拘束力を有する。See, Pauwelyn, *supra* note 317, at 697（WTO 紛争解決了解 25 条 3 項及び MPIA を法的拘束力の根拠に挙げる。また、紛争解決了解 25 条 4 項により、仲裁判断はパネル又は上級委員会の報告書とまったく同様であるとする。）．他方、パネル又は上級委員会による WTO 協定の解釈は、先例としての法的効力を持たないものの、後のパネル等が尊重するのが通例であり、事実上の影響力を持つところ、MPIA の仲裁判断も同様と考えられる。

³⁴⁰ TRIPS 協定は、7 条（技術の移転及び普及、権利と義務の均等に言及）、8 条 2 項（知的財産権の乱用の防止に言及）、13 条（著作権の制限及び例外）等から明らかなように、知的財産権を積極的に保護する面だけでなく、保護をしないことについても一定の規律を含んでおり、かつ、加盟国による知的財産の保護と利用のバランス確保に係る主権を尊重していると考えられる。その点を前提とすると、本文のような理解は十分あり得よう。

ることにより他国における行為を差し止めることは、当該他国が、その行為は当該国の特許権を侵害しないとして容認することに対する妨害となり）、許されない、という立論もあり得ると思われる。換言すれば、知的財産制度の域外適用は、保護をしないと判断する場合を含め、他国の知的財産政策に対する侵犯であり、1 条 1 項第 1 文に整合しないという理屈である。筆者として、そのような理屈を（少なくとも一般論としては）支持するわけではないが、あり得る考え方として提起しておきたい。

5. 別事件について

EU が提起したもう一つの紛争は、中国によるグローバル・ライセンスの条件の決定等に関する事件である。すなわち、EU は、2025 年 1 月 20 日、中国に対し、中国の裁判所による標準必須特許に係る世界大（worldwide）のライセンス条件の決定等が TRIPS 協定に違反するとして、WTO 紛争解決制度上の協議要請を行った³⁴¹。その主張の趣旨は、中国法では、SEP ポートフォリオの世界大のライセンス条件（実施料を含む）を、当事者（とりわけ特許権者）の同意なく、決定し、外国特許権に係る部分を含めその決定を執行することが可能とされているところ、かかる措置は、紛争当事者が、中国以外の国で付与された特許について、当該国で権利を行使し、義務を履行すること、そして、中国以外の国の裁判所が、自国で付与した特許に関する事件を審理判断することを制約し、TRIPS 協定 2 条 1 項が同協定に取り込んでいるパリ条約 4 条の 2、並びに TRIPS 協定 28 条 1 項及び 2 項、1 条 1 項、44 条 1 項等に違反するというものである。

同案件について、EU は、2026 年 2 月 12 日付けでパネル設置要請を行った³⁴²。

以上

³⁴¹ Request for Consultations, WT/DS632/1 G/L/1560 IP/D/45 (22 January 2025). 同紛争案件は、「中国—標準必須特許に係る世界大ライセンス条件」事件（DS632）である。

³⁴² Request for the Establishment of a Panel by the European Union, WT/DS632/5 (13 February 2026).

第2部 二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況に関する調査

はじめに

近年、各国の経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）においては、TRIPS 協定を基礎とした上で、TRIPS 協定を上回る規律を知財章に設けることにより、複数国間で共通の知財ルールを策定し、さらなる知財保護の拡充を目指す動き（いわゆる TRIPS プラスアプローチ）が見られる。当該 TRIPS プラスアプローチについては、多くの EPA／FTA で共通して見られる規律がある一方、締約国の政策上の優先度や国内制度の状況等が反映された規律も存在する。

特に商標分野は、企業のブランド戦略や市場展開と密接に関係することから産業界の関心が高い分野である。商標制度は、企業のブランド保護、市場参入及び事業展開に密接に関係する制度であり、制度の内容や運用は、企業の出願戦略、権利取得の可否、権利行使の実効性等に影響を及ぼし得る。特に、複数国において事業活動を行う我が国企業にとっては、各国の制度及び EPA／FTA 上の規律の差異を把握することが、適切な権利取得及び管理を行う上で有益であるといえる。

湾岸協力会議（GCC）諸国においては、GCC 商標法が採択され、加盟国がこれに準拠する形で国内法制を整備するなど、域内における制度の調和が図られている一方で、我が国は GCC 諸国との間で EPA／FTA の締結を検討しており、これらの協定における商標関連規定と、GCC 商標法及び各国国内商標法との関係を整理することが、当該地域における制度の実態を把握する上で重要である。

以上を踏まえ、GCC 諸国等が我が国以外の国と締結済みの EPA／FTA の知財章のうち、商標に関する規定に着目し、その内容を項目ごとに整理するとともに、TRIPS 協定の規定との比較を行った。また、統一 GCC 商標法及び加盟国の国内商標法との関係についても整理し、各国が締結する協定においてどのような事項が規律されているかを明らかにした。

第1章 GCC 諸国等が我が国以外と締結済みの EPA/FTA の知財章の商標の規定の分析

第1節 GCC諸国等が我が国以外と締結済みのEPA/FTAの知財章の商標の規定の内容と当該国が重視していると考えられる事項

1. GCC 商標法

（1）GCC 商標法の規定

GCC 商標法は、2006 年にリヤドで開かれた GCC 加盟国の第 27 回首脳会議で承認され、2023 年 7 月に発効した。

GCC 商標法は、共通の商標法を域内で採用するのではなく各加盟国の国内商標法の内容を共通ルールに置換（準拠）させることを目的としている。

現時点では、各国の商標法は、GCC 商標法に準拠している。

ただし、アラブ首長国連邦（UAE）は、2021年に自国の商標法をGCC商標法に合わせた改正を行ってはいる¹が、一部独自の規定を維持して運用しているため注意が必要である。GCC商標法の規定の特徴は以下の通りである。

① 保護対象（第2条）

名称、語句、標識、文字、数字、図面、ロゴ、称号、印章、シール、写真、彫刻、包装若しくはその他の標章又はそれらの標章のグループなどの識別的な形状を有するものであって、事業の商品、製品若しくは役務を他の事業のものと区別するため又は役務の提供若しくは商品若しくは役務の検査の管理を表示するための何れかに使用され、又は使用されることを目的とする場合には、商標とみなされる。また、いわゆる新しいタイプの商標に関しては、音又は香りについては、商標の一部としてみなされるとされている。

② 団体商標、証明商標（第34条～第38条）

各加盟国の国内商標法では、通常の商標出願のほかに、ギルドマークのような団体商標の出願が認められる。但し法人格を有する団体の名義で商標登録し、当該団体の構成員が団体商標の使用許諾権を有することが条件となる（第34条）。また、証明商標の出願も認められている。但し所定の製品やサービスの出所・成分・製法・品質・同一性等の管理や検査を行う法人の名義で商標登録しなければならない（第36条）。

さらに公共事業や専門職能を保証する商標の出願も認められている。但し非営利目体の公共事業体や専門職能団体の名義で商標登録しなければならない（第37条、第38条）。

③ 登録要件（第3条）

各加盟国の国内商標法では、以下の商標（標章）又はその一部として商標登録できない、とされている。

1. 特性若しくは識別性を有さない標章又はよく知られた商品、製品、役務へ慣習により付された名称若しくは商品及び製品の一般的な図面及び写真のみのデータからなる標章。
2. 公序良俗に反する標章又は公序良俗に反する標章。
3. 承認がある場合を除き、国、アラブ若しくは国際組織又はその若しくは外国の機関の公的紋章、旗及びその他のロゴ、また、これらの紋章、旗又はロゴの模倣。
4. 赤新月社又は赤十字社のロゴ及びその他類似の記号並びにそれらの模倣からなる標章。
5. 純然たる宗教的性格を有する記号と同一又はそれに類似する標章。
6. 使用が商品又は役務の原産地又は出所に関して混同を生じる場合の地理的な名称及びデータ。
7. 第三者の名称、称号、写真又はロゴ。（ただし、本人又は相続人がその使用を事前に承認している場合を除く。）。
8. 出願人が自らの法的資格を証明しない名誉又は学位の詳細。

¹ JETRO 中東知的財産ニュースレター Vol.60（2021年1月号）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/middle_east/ME_IP_Newsletter_202201.pdf [最終アクセス日：2026年3月11日]

9. 公衆を誤認させる可能性のある標章、商品若しくは役務の原産地若しくは出所若しくはそれらのその他の特性についての虚偽の記載を含む標章又は架空、模倣若しくは偽造の商号を含む標章。
10. 自然人又は法人によって所有される標章であって、この点に関して管轄当局が下した決議により取引が禁止されているもの。
11. 同一の商品若しくは役務又は関連する商品若しくは役務について第三者によって先に出願又は登録された商標に類似する商標であり、かつ、登録を試みる当該商標の使用が、登録商標の所有者の商品又は役務に関して需要者に誤認させることになる場合又は当該所有者の利益を害することになる場合のもの。
12. 特定の商品又は役務に係る登録が、その標章によって識別される他の商品又は役務の価値を減ずる結果となる標章。
13. 第三者によって既に登録された周知商標又はその一部についての単なる複製、模倣又は翻訳とみなされる標章であって、周知商標によって識別されるものと類似する商品及び役務を識別するうえで使用するためのもの。
14. 第三者によって既に登録された周知商標又はその要部についての単なる複製、模倣又は翻訳とみなされ、周知商標によって識別されるものと類似しない商品及び役務を識別するうえで使用するための商標であって、当該使用が、当該商品若しくは役務と周知商標との間に関連性が存在することを示す場合又は当該周知商標の所有者の利益を害する場合のもの。
15. 以下の語又は表現を含む標章：「権利」、「権利保有者」、「登録済み」、「登録図面」、「著作権」又は類似の語及び表現。

④ 周知商標の保護（第4条）

以下の通り、周知商標の保護を目的とした登録要件及び効力を規定している。

1. 登録国の枠を超えた国際的な著名性を有する商標は登録することができない。ただし、当該商標が所有者により出願又は明示的に承認されている場合を除く。
2. 商標の顧客吸引力を判断することは、宣伝に基因した商標に関する公衆の認識若しくは登録若しくは使用が長期間であること、商標が登録され若しくは著名となった国の数又は商標の価値、及び、商標によって識別される商品若しくは役務を宣伝するうえでのその効力による。
3. 顧客吸引力を有する商標は、以下の場合は、当該商標によって識別されるものに類似又は準拠していない商品又は役務を識別するためには登録することができない。
 - A. 識別される商品及び役務と当初の商標の所有者の商品又は役務との間の関連を示す商標の使用。
 - B. 周知商標の所有者に損害がもたらされる可能性のある使用。
 - ・ 他の商標の使用で、他の商用が識別する製品／サービスと、周知商標の所有者の製品／サービスとの関連性が生じるおそれがあること
 - ・ 他の商標の使用で、周知商標の所有者の利益を損なうおそれがあること

⑤ 一出願多区分（第9条）

商標は、施行規則に従って、商品若しくは役務の 1 又は複数の区分に対して登録することができる。ただし、商品又は役務は、同一の区分に登録されるだけでは相互に類似するというにはならない。商品又は役務は、同一カテゴリーの相異なる区分に登録されるだけでは相違することにはならないとされている。

⑥ 優先権（第 11 条）

出願人又はその承継人が、GCC 加盟国が締約している多国間国際条約の加盟国である国において提出された先の出願に基づいて優先権を主張する場合、当該出願人は、自らの出願に、先の出願の日付及び番号、当該出願が提出された国を証明する確認書を、同出願人が優先権に関して基礎とする登録出願の日付から 6 月以内に先の出願の写しを添付しなければならない。

⑦ 審査の期間（第 12 条）

各加盟国の国内商標法では、出願の受理日から 90 日以内に審査されなければならないとされている（第 12 条第 4 項）。

⑧ 登録前公告（第 14 条第 1 項）

管轄当局が商標を登録受理すべき場合、当該商標の登録前に、管轄当局は本法の施行規則に定められる公告手段を通じて公告されるが、そのための費用は出願人負担である。

⑨ 付与前異議申立（第 14 条第 2 項）

いかなる利害関係人も、公告日から 60 日以内に商標登録に対して異議を管轄当局に書面で申し立てることができる。管轄当局は、申立の受領から 30 日以内に、出願人へ当該出願人の出願に対する異議申立の写しとともに通知するが、出願人は、通知から 60 日以内に、異議申立に対して書面で応答しなければ、出願人は自らの出願を放棄したものとみなされる。

⑩ 登録期間（第 17 条、第 20 条）

保護期間は 10 年である（第 20 条）。ただし、商標が登録される場合、登録の効力は出願日から発生するとされている（第 17 条）。

⑪ 更新（第 20 条）

商標権者は、登録期間満了から 6 月内に登録済商標の登録を更新する権利を有する。本更新を申請するたびに、連続して 10 年の保護期間を継続することができる。商標所有者が登録期間満了から 6 月内に更新を申請しない場合、管轄当局は自らの裁量で、当該商標を登録簿から抹消する。

⑫ 違法に登録された商標の取消（第 23 条）

加盟国の国内商標法では、違法に登録された商標の登録の取消を裁判所に申し立てることができる（第 23 条）。なお、条文上はいわゆる取消理由については列挙していない。

⑬ 不使用による取消（第 24 条）

利害関係人は、管轄裁判所に対し、登録商標を 5 年の連続期間のあいだ真摯に使用されていなかったことを裁判所に対して立証して、当該登録商標の抹消することができる。

⑭ 通関への差止請求（第 38 条）

商標権者は登録商標に類似する商標を付した商品を輸入する可能性を自身が確信する正当な理由を有する場合、通関許可当局へ、それらの商品の通関許可を停止すること及び商取引されるのを許可しないことに係る書面による申請を提出することができる。当該申請には、申請人の商標に関する権利に対して明らかに侵害が存在することについて通関許可当局を納得させるのに十分な証拠を添付し、かつ、当該申請は、当該当局による商品の識別を可能にするために申請人にとって合理的に入手可能となり得る十分な情報を含まなければならない。

（２）GCC 商標法と加盟国商標法との関係

GCC 加盟国と各国商標制度の関係は以下の通りである。UAE は 2021 年に GCC 商標法の内容を取り入れた独自の商標法を制定しているが、その他の 5 か国（サウジアラビア・バーレーン・クウェート・オマーン・カタール）はいずれも GCC 商標法を国内適用する法律又は勅令（Loyal Decree）を発して、GCC 商標法をそのまま取り入れていることを認めている。

【図表 1】GCC 商標法と加盟国各国商標制度との関係

加盟国	加盟国の状況	根拠法令・勅令
UAE	独自の商標法を制定	Federal Decree-Law No. 36 of 2021 on Trademarks ²
サウジアラビア	GCC 商標法をそのまま国内に適用することを承認	Royal Decree No. M/51 of 26 Rajab 1435H (May 25, 2014), on Approval of the Trademarks Law of GCC States, Saudi Arabia ³
バーレーン	GCC 商標法をそのまま国内に適用することを承認	Law No. 12 of 2004 on Approval of the Patent Law of the Gulf Cooperation Council States, (amended up to Law No. 6 of 2022) ⁴
クウェート	GCC 商標法をそのまま国内に適用することを承認	Law No. 13 of 2015 on Approval of the Trademarks Law of the Cooperation Council for the Arab States of the Gulf, ⁵

² WIPO ウェブサイト (WIPO LEX)
<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/21302> [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

³ WIPO ウェブサイト (WIPO LEX)
<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16703> [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

⁴ WIPO ウェブサイト (WIPO LEX)
<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/22429> [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

⁵ WIPO ウェブサイト (WIPO LEX)
<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/19921> [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

オマーン	GCC 商標法をそのまま国内に適用することを承認	Royal Decree 33/2017 Issuing the Trademark Law (System) of the Cooperation Council for the Arab States of the Gulf ⁶
カタール	GCC 商標法をそのまま国内に適用することを承認	Law No. 7 of 2014 on Approval of the Trademarks Law (Regulation) of the Cooperation Council for the Arab States of the Gulf ⁷

2. TRIPS 協定の規定中の商標に関する規定

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）中、商標に関する規定は「第二部 知的所有権の取得可能性、範囲及び使用に関する基準」の「第二節 商標」に規定している（第 15 条～第 21 条）。以下の表にこれらの規定を項目毎にまとめる。併せて地理的表示に関する規定の地理的表示に関する規定の中で、商標について言及する規定（第 22 条）もあるのでこれも合わせて記載する。

【図表 2】

	TRIPS 協定 第二部 商標
商標の保護対象	第 15 条：保護の対象 1. ある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスから識別することができる標識又はその組合せは、商標とすることができるものとする。その標識、特に単語（人名を含む。）、文字、数字、図形及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、加盟国は、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。加盟国は、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求することができる。 2. 1 の規定は、加盟国が他の理由により商標の登録を拒絶することを妨げるものと解してはならない。ただし、その理由が 1967 年のパリ条約に反しないことを条件とする。 3. 加盟国は、使用を商標の登録要件とすることができる。ただし、商標の実際の使用を登録出願の条件としてはならない。出願は、意図された使用が出願日から三年の期間が満了する前に行われなかったことのみを理由として拒絶されてはならない。 4. 商標が出願される商品又はサービスの性質は、いかなる場合にも、その商標の登録の妨げにはならない。

⁶ WIPO ウェブサイト (WIPO LEX)
<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/19900> [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

⁷ WIPO ウェブサイト (WIPO LEX)
<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/19725> [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

	5. 加盟国は、登録前又は登録後速やかに商標を公告するものとし、また、登録を取り消すための請求の合理的な機会を与える。更に、加盟国は、商標の登録に対し異議を申し立てる機会を与えることができる。
団体商標及び証明商標	(規定なし)
周知商標の保護	第 16 条：与えられる権利 1. 登録された商標の権利者は、その承諾を得ていないすべての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、その使用を防止する排他的権利を有する。同一の商品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は、混同を生じさせるおそれがある場合であると推定される。そのような排他的権利は、いかなる既得権も害するものであってはならず、また、加盟国が使用に基づいて権利を認める可能性に影響を及ぼすものであってはならない。 2. 1967 年のパリ条約第 6 条の 2 の規定は、サービスについて準用する。加盟国は、商標が広く認識されているものであるかないかを決定するに当たっては、関連する公衆の有する当該商標についての知識（商標の普及の結果として獲得された当該加盟国における知識を含む。）を考慮する。 3. 1967 年のパリ条約第 6 条の 2 の規定は、登録された商標に係る商品又はサービスと類似していない商品又はサービスについて準用する。ただし、当該類似していない商品又はサービスについての当該登録された商標の使用が、当該類似していない商品又はサービスと当該登録された商標の権利者との間の関連性を示唆し、かつ、当該権利者の利益が当該使用により害されるおそれがある場合に限る。
記述上の用語の公正な使用等限定的な例外	第 17 条：例外 加盟国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができる。
保護期間	第 18 条：保護期間 商標の最初の登録及び登録の更新の存続期間は、少なくとも 7 年とする。商標の登録は、何回でも更新することができるものとする。
不使用取消	第 19 条：要件としての使用 1. 登録を維持するために使用が要件とされる場合には、登録は、少なくとも 3 年間継続して使用しなかった後においてのみ、取り消す

	ことができる。ただし、商標権者が、その使用に対する障害の存在に基づく正当な理由を示す場合は、この限りでない。商標権者の意思にかかわらず生ずる状況であって、商標によって保護されている商品又はサービスについての輸入制限又は政府の課する他の要件等商標の使用に対する障害となるものは、使用しなかったことの正当な理由として認められる。 2. 他の者による商標の使用が商標権者の管理の下にある場合には、当該使用は、登録を維持するための商標の使用として認められる。
商標の商業上の使用に対する不当な制限の防止	第 20 条：その他の要件 商標の商業上の使用は、他の商標との併用、特殊な形式による使用又はある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスと識別する能力を損なわせる方法による使用等特別な要件により不当に妨げられてはならない。このことは、商品又はサービスを生産する事業を特定する商標を、その事業に係る特定の商品又はサービスを識別する商標と共に、それと結び付けることなく、使用することを要件とすることを妨げるものではない。
商標の使用許諾の記録の可否	第 21 条：使用許諾及び譲渡 加盟国は、商標の使用許諾及び譲渡に関する条件を定めることができる。もっとも、商標の強制使用許諾は認められないこと及び登録された商標の権利者は、その商標が属する事業の移転が行われるか行われないかを問わず、その商標を譲渡する権利を有することを了解する。
地理的表示の保護	第 22 条：地理的表示の保護 1. この協定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。 2. 地理的表示に関して、加盟国は、利害関係を有する者に対し次の行為を防止するための法的手段を確保する。 (a) 商品の特定又は提示において、当該商品の地理的原産地について公衆を誤認させるような方法で、当該商品が真正の原産地以外の地理的区域を原産地とするものであることを表示し又は示唆する手段の使用 (b) 1967 年のパリ条約第 10 条の 2 に規定する不正競争行為を構成する使用 3. 加盟国は、職権により（国内法令により認められる場合に限る。）又は利害関係を有する者の申立てにより、地理的表示を含むか又は

	地理的表示から構成される商標の登録であって、当該地理的表示に係る領域を原産地としない商品についてのものを拒絶し又は無効とする。ただし、当該加盟国において当該商品に係る商標中に当該地理的表示を使用すること、真正の原産地について公衆を誤認させるような場合に限る。 4.1 から 3 までの規定に基づく保護は、地理的表示であって、商品の原産地である領域、地域又は地方を真正に示すが、当該商品が他の領域を原産地とするものであると公衆に誤解させて示すものについて適用することができるものとする。

3. GCC 加盟国が締結済みの EPA/FTA の知財章における商標に関する規定

(1) アラブ首長国連邦 (UAE)

① アラブ首長国連邦 (UAE) が締結済みの EPA/FTA の知財章の商標の規定

アラブ首長国連邦 (UAE) の 2025 年 9 月現在時点で発効している、EPA/FTA のうち、知財章があるものは、インド、韓国、インドネシア、トルコ、カンボジア、コスタリカ、オーストラリア、ジョージア、イスラエル、モーリシャス、セルビアの 11 か国。

各協定に規定された、知財章のうち商標に関する規定を項目別に以下にまとめた。併せて TRIPS 協定の規定との関係についても示す。

(i) UAE・インド包括的経済連携協定 (CEPA) ⁸ (2022 年 5 月)

【図表 3】

	UAE・インド CEPA	TRIPS 協定の規定との関係
商標の保護対象	第 11.16 条：商標の保護範囲 各締約国は、一の事業者の商品及び役務を他の事業者の商品及び役務と区別することができる標識又は標識の組合せが商標を構成することができることを確保する。このような標識、特に、人名を含む語、文字、数字、形象的要素、立体的形状及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識が本質的に関連する商品又	TRIPS 協定では規定のない、新しいタイプの商標のうち、音について「商標を構成する標識が音であることのみを理由として、商標の登録を拒否してはならない。」という規定が盛り込まれている。

⁸ UAE 経済観光省ウェブサイト

https://www.moet.gov.ae/documents/20121/1347101/Final+Agreement_UAE+India+CEPA.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

	は役務を識別することができない場合には、締約国は、登録可能性を、使用を通じて獲得される識別力に依存させることができる。いかなる締約国も、商標を構成する標識が音であることのみを理由として、商標の登録を拒否してはならない（注）。 （注）当事者は、商標を図式化できる適切な説明を要求することができる。	
団体商標及び証明商標	（規定なし）	（規定なし）
周知商標の保護	第 11.17 条：周知商標 1. いずれの締約国も、商標が周知であることの認定条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならない。 2. パリ条約第 6 条の 2 は、登録の有無にかかわらず、著名な商標によって特定される商品又は役務と同一又は類似しない商品又は役務について、当該商標の使用が当該商品又は役務と著名な商標の所有者との間の関連性を示すものであり、かつ、当該使用によって著名な商標の所有者の利益が害されるおそれがある場合に、準用する。 3. 各締約国は、1999 年 9 月 20 日から 29 日にかけて開催された WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総会が採択した「周知商標の保護に関する共同勧告」の重要性を認識する。 4. 各締約国は、既知の商標と同一又は類似の商標が、同一又は類似の商品若しくは役務について使用される場	TRIPS 協定で規定していない以下の規定がある。 ① （第 1 項）商標が周知であることの認定条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならない。 ② （第 3 項）WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総会が採択した「周知商標の保護に関する規定に関する共同勧告」の重要性を認識する。 ③ （第 4 項）既知の商標と同一又は類似の商標の使用が、先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるときや公衆を欺くおそれがある場合は、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとする」と規定している。

	合において、その使用が先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるときは、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとする。締約国は、後願の商標が公衆を欺くおそれがある場合又は混同を生じさせるおそれがある場合を含め、かかる措置を講じることができる。	
記述上の用語の公正な使用等限定的な例外	第 11.22 条：例外 締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、記述的用语の公正な使用など、商標によって与えられる権利に限定的な例外を定めることができる。	TRIPS 協定第 17 条の規定と同旨。
保護期間	第 11.21 条：商標の保護期間 各締約国は、商標の最初の登録及び各登録の更新が 10 年を下回らない期間であることを規定する。	TRIPS 協定は 7 年以上と規定しているのに対し、本協定では、保護期間（更新含む。）は 10 年を下回らない期間であることを規定している。
不使用取消	（TRIPS 協定第 19 条に対応する規定はない）	
商標の商業上の使用に対する不当な制限の防止	（TRIPS 協定第 20 条に対応する規定はない）	
商標の使用許諾の記録の可否	（TRIPS 協定第 21 条に対応する規定はない）	
地理的表示の保護	第 11.24 条：地理的表示の承認 1. 締約国は、地理的表示を保護するための適切かつ効果的な手段を国内法において確保する。各締約国は、TRIPS 協定のすべての要件が満たされることを条件として、商標制度、特別制度 (sui generis) 又はその他の法的	TRIPS 協定のすべての要件が満たされることを条件として、商標制度、特別制度 (sui generis) 又はその他の法的手段を通じてかかる保護を提供することができることを認めている。

	手段を通じてかかる保護を提供することができることを認める。 2. 各締約国は、このような商品には、農産物、天然物、工業製品、手工芸品及び食料品を含む製造品が含まれることを認識する。	
商標の登録及び出願手続	第 11.18 条：審査、異議申立及び取消の手続的側面 各締約国は、特に以下を含む商標の審査及び登録のための制度を提供する： (a) 商標登録を拒絶する理由を書面（電子的方法によることができる）で出願人に通知すること； (b) 所轄官庁からの連絡に応答し、最初の拒絶に異議を申し立て、商標登録の最終的な拒絶に対して司法不服申立をする機会を出願人に与えること； (c) 商標登録に反対し、または商標の求める機会を提供すること。 (d) 異議申立および取消手続における行政決定は、理由を付した書面によって行うことを義務付け、その書面は電子的手段によって提供することができる。	TRIPS 協定で規定していない、出願手続について規定している。
商品・役務の分類	第 11.19 条：商品とサービスの分類 各締約国は、1957 年 6 月 15 日にニースで行われた標章の登録の目的のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定（改訂及び改正後のニース分類）に合致する商標分類制度を採択し、又は維持する。各締約国は、次のことを定める。 (a) 登録及び出願公開は、ニース分類によって確立された分類に従ってグループ化された商品及び役務の名称を示す（注）。 （注）ニース分類の翻訳に依拠する締約国は、公式の翻訳が発行され公表さ	TRIPS 協定で規定していない、ニース分類の使用義務を規定している。また、ニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならず、ニース分類の異なる区分に分類されていることのみを理由として非類似としてはない、とも規定している。

	れている限りにおいて、ニース分類の更新版に従うものとする。 (b) 商品又は役務は、登録又は公表においてニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならない。逆に、各締約、商品又は役務が、いずれかの登録又は公表においてニース分類の異なる区分に分類されていることを理由として、互いに非類似であるとみなしてはならないことを定める。	

(ii) UAE・韓国包括的経済連携協定 (CEPA) ⁹ (2023 年 10 月)

【図表 4】

	UAE・韓国 CEPA	TRIPS 協定の規定との関係
商標の保護対象	第 10.12 条: 商標として登録可能な標章の種類 締約国は、登録の条件として標章が視覚的に認識可能であることを要求してはならず、また、商標を構成する標章が音声であるという理由のみをもって商標の登録を拒否してはならない。さらに、各締約国は、香りの商標の登録に最善の努力を払わなければならない。締約国は、商標について、簡潔かつ正確な説明、図形による表示、またはその両方（該当する場合）を要求することができる。	TRIPS 協定では規定のない、新しいタイプの商標のうち、音について「商標を構成する標識が音であることのみを理由として、商標の登録を拒否してはならない。」という規定が盛り込まれている。
団体商標及び証明商標	第 10.13 条: 団体商標及び証明商標 各締約国は、商標に団体商標及び証明商標を含むことを規定するものとする。証明商標が保護されることを条件として、各締約国は、自国の法律において証明商標を別個の区分として扱う義務を負わない。	TRIPS 協定で規定していない団体商標及び証明商標の保護のための登録を認めている。

⁹ 韓国産業通商資源部ウェブサイト

https://fta.motir.go.kr/webmodule/_PSD_FTA/ucp/eng/10.%20INTELLECTUAL%20PROPERTY_eng.pdf [最終アクセス日: 2026 年 3 月 11 日]

周知商標の保護	第 10.16 条：周知商標 1. いずれの締約国も、商標が周知であることの認定条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならない。さらに、いずれの締約国も、以下のいずれかが欠如していることを唯一の理由として、周知商標に関する救済措置または救済を拒否してはならない： (a) 登録； (b) 著名商標リストへの掲載；または (c) 当該商標の著名性に関する事前の認知。 2. パリ条約第 6 条の 2 は、登録の有無にかかわらず、著名商標によって特定される商品又は役務と同一又は類似しない商品又は役務について、当該商標の使用が当該商品又は役務と商標権者との間の関連性を示すものであり、かつ、当該使用によって商標権者の利益が害されるおそれがある場合に、準用する。 3. 各締約国は、1999 年 9 月 20 日から 29 日にかけて開催された WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、工業所有権の保護に関するパリ連合総会及び WIPO 総会により採択された「著名商標の保護に関する規定に関する共同勧告」の重要性を認識する。 4. 各締約国は、周知商標と同一又は類似の商標が、同一、類似又は関連する商品若しくは役務について使用される場合において、その使用が先行する周知商標との混同又は欺瞞を生じさせるおそれがあるときは、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又	TRIPS 協定で規定していない以下の規定がある。 ①（第 1 項）商標が周知であることの認定条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならない。 ②（第 3 項）WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総会が採択した「周知商標の保護に関する規定に関する共同勧告」の重要性を認識する。 ③（第 4 項）既知の商標と同一又は類似の商標の使用が、先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるとき（公衆を欺くおそれがある場合を含む。）は、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとする規定している。

	は使用を禁止するための適切な措置を講ずるものとする。	
記述上の用語の公正な使用等限定的な例外	第 10.15 条：例外 各締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、記述的用語の公正な使用等、商標によって与えられる権利に対する限定的な例外を定めることができる。	TRIPS 協定第 17 条の規定と同旨。
保護期間	第 10.21 条：商標の保護期間 各締約国は、商標の最初の登録及び各登録の更新が 10 年を下回らない期間であることを規定する。	TRIPS 協定は 7 年以上と規定しているのに対し、本協定では、保護期間（更新含む。）は 10 年を下回らない期間であることを規定している。
不使用取消	（TRIPS 協定第 19 条に対応する規定はない）	
商標の商業上の使用に対する不当な制限の防止	（TRIPS 協定第 20 条に対応する規定はない）	
商標の使用許諾の記録の可否	第 10.22 条：ライセンスの不記録 いかなる締約国も、商標ライセンスについて以下の目的での登録を要求してはならない： (a) ライセンスの有効性を確立するため (b) 商標の取得、維持、または執行に関連する手続において、ライセンシーによる商標の使用が権利者による使用を構成するとみなされるための条件として。	TRIPS 協定第 21 条「加盟国は、商標の使用許諾及び譲渡に関する条件を定めることができる。」を具体化した規定である。
地理的表示の保護	第 10.25 条：地理的表示の保護 2. 締約国は、地理的表示が商標、固有の制度その他の法的手段を通じて保護され得ることを再確認する。	商標制度、特別制度（ <i>sui generis</i> ）又はその他の法的手段を通じてかかる保護を提供することができることを認めている。
商標の登録及び出願手続	第 10.18 条：審査、異議申立及び取消の手続的側面 異議申立及び取消手続に関する事項	TRIPS 協定で規定していない、出願手続について規定している。

	各締約国は、商標の審査及び登録に関する制度を設けるものとし、これには特に以下を含むものとする： (a) 商標登録を拒絶する理由を、電子的手段を含む書面により出願人に通知すること； (b) 申請者が、所管当局からの通知に応答し、初期拒絶に対して異議を申し立て、及び商標登録の最終拒絶に対して司法上の上訴を行う機会を提供すること； (c) 商標登録に対する異議申立て、又は登録商標の取消請求を行う機会を提供すること；及び (d) 異議申立及び取消手続における行政決定について、理由を付した書面による決定を要求すること（電子的手段による提供を含む）。	
電子商標システム	第 10.19 条：電子商標システム 各締約国は以下を提供するものとする： (a) 商標の電子申請及び維持管理のためのシステム； (b) 公開された商標出願及び登録商標に関する、オンラインデータベースを含む公的に利用可能な電子情報システム。	TRIPS 協定で規定していない、商標の電子出願システム及びオンラインデータベースの提供義務を定めている。
不誠実な出願の取消	第 10.17 条：悪意ある商標 各締約国は、商標登録出願が自国の法令に基づき不誠実に行われたものである場合には、自国の権限ある当局が商標登録を取り消す権限を有することを規定する。	TRIPS 協定で規定していない商標登録出願が自国の法令に基づき不誠実に行われたものである場合は、取消できる規定となっている。

(iii) UAE・インドネシア包括的経済連携協定¹⁰ (CEPA) (2022 年 7 月)

【図表 5】

	UAE・インドネシア CEPA	TRIPS 協定の規定との関係
商標の保護対象	(規定なし)	(規定なし)
団体商標及び証明商標	(規定なし)	(規定なし)
周知商標の保護	第 12.15 条：周知商標 1. いかなる締約国も、商標が周知であると判断する条件として、当該商標が当該締約国若しくは他の法域において登録されていること、周知商標リストに掲載されていること又は周知商標として事前に認識されていることを要求してはならない。 2. パリ条約第 6 条の 2 の規定は、登録の有無にかかわらず、周知商標によって識別される商品又は役務と同一又は類似でない商品又は役務について準用する。ただし当該商品又は役務について当該商標を使用することにより、当該商品又は役務と商標権者との間に関連性があることを示すことができ、かつ、当該使用によって商標権者の利益が害されるおそれがある場合に限る。 3. 各締約国は、1999 年 9 月 20 日から 29 日にかけて開催された第 34 回 WIPO 加盟国総会において工業所有権保護パリ同盟総会及び WIPO 総会が採択した「周知商標の保護に関する共同勧告」の重要性を認識する。	TRIPS 協定で規定していない以下の規定がある。 ① (第 1 項) 商標が周知であると判断する条件として、当該商標が当該締約国若しくは他の法域において登録されていること、周知商標リストに掲載されていること又は周知商標として事前に認識されていることを要求してはならない。 ② (第 3 項) WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総会が採択した「周知商標の保護に関する規定に関する共同勧告」の重要性を認識する。 ③ (第 4 項) 既知の商標と同一又は類似の商標の使用が、先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるときや公衆を欺くおそれがある場合は、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとする」と規定している。

¹⁰ UAE 経済観光省ウェブサイト
<https://www.moet.gov.ae/documents/20121/0/UAE-Indonesia+CEPA.pdf/29373a97-1f57-938a-10e2-d609e2dd2b82?t=1730179330913> [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

	4. 各締約国は、同一又は類似の商品又は役務について、周知商標と同一又は類似の商標を使用することにより、先行する周知商標と混同を生じるおそれがある場合、申請を拒絶し、又は登録を取り消し、及び登録の使用を禁止するための適当な措置を定める。締約国は、後発商標が欺罔のおそれがある場合も含め、このような措置を定めることができる。	
記述上の用語の公正な使用等限定的な例外	第 12.18 条：例外 締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、記述的用語の公正な使用など、商標によって与えられる権利に限定的な例外を定めることができる。	TRIPS 協定第 17 条の規定と同旨。
保護期間	第 12.17 条：商標の保護期間 各締約国は、商標の最初の登録及び各登録の更新が 10 年を下回らない期間であることを規定する。	TRIPS 協定は 7 年以上と規定しているのに対し、本協定では、保護期間（更新含む。）は 10 年を下回らない期間であることを規定している。
不使用取消	（TRIPS 協定第 19 条に対応する規定はない）	
商標の商業上の使用に対する不当な制限の防止	（TRIPS 協定第 20 条に対応する規定はない）	
商標の使用許諾の記録の可否	（TRIPS 協定第 21 条に対応する規定はない）	
地理的表示の保護	（規定なし）	（規定なし）

商標の登録及び出願手続	第 12.16 条：商標の手続と分類 2. 各締約国は、実体及び形式に関する審査の実施並びに異議申立及び取消手続を通じて、質の高い商標権を提供する。	TRIPS 協定で規定していない、出願手続について規定している。
商品・役務の分類	第 12.16 条：商標の手続と分類 1. 各締約国は、1957 年 6 月 15 日にニースで行われた標章の登録の目的のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定（随時改正される）に合致する商標分類制度を維持する。	TRIPS 協定で規定していない、ニース分類の使用義務を規定している。
電子商標システム	（規定なし）	（規定なし）

(iv) UAE・トルコ包括的経済連携協定（CEPA）¹¹（2023 年 5 月）

【図表 6】

	UAE・トルコ CEPA	TRIPS 協定の規定との関係
商標の保護対象	第 13.10 条：商標として登録可能な標章の種類 1. 商標は、あらゆる標章、特に個人名を含む語句、文字、数字、図形要素、立体形状、色彩の組み合わせ、及びこれらの標章のあらゆる組み合わせから構成され、かつ、当該標章が、ある事業者の商品または役務を他の事業者のものと区別し、かつ、その登録において、その権利者に与えられる保護の対象を明確かつ正確に特定する形で表示され得るものである場合限り、商標として登録を受ける資格を有する。	TRIPS 協定では、ある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスから識別することができる標識又はその組合せは、商標とすることができるものとし、その標識、特に単語（人名を含む。）、文字、数字、図形及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとしているのに対して、本協定では、あらゆる標章、特に、個人名を含む語句、文字、数字、図形要素、立体形状、色彩の組合せ及びこれらの標章のあらゆる組み合わせを規定している。

¹¹ UAE 経済観光省ウェブサイト

[https://www.moet.gov.ae/documents/20121/1347101/UAE+-+Turkey+CEPA+-+English+version+\(004\).pdf/fc3cb5bc-e677-af67-756d-9f793efb8e91?i=1693550998365](https://www.moet.gov.ae/documents/20121/1347101/UAE+-+Turkey+CEPA+-+English+version+(004).pdf/fc3cb5bc-e677-af67-756d-9f793efb8e91?i=1693550998365) [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

団体商標及び証明商標	第 13.10 条：商標として登録可能な標章の種類 2. 各締約国は、団体商標及び証明商標の保護のための登録を認める。	TRIPS 協定で規定していない、団体商標及び証明商標の保護のための登録を認めている。
周知商標の保護	第 13.11 条：周知商標 1. いずれの締約国も、商標が周知であることの認定条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならない。 2. パリ条約第 6 条の 2 は、登録の有無にかかわらず、著名な商標によって特定される商品又は役務と同一又は類似しない商品又は役務について、当該商標の使用が当該商品又は役務と著名な商標の所有者との間の関連性を示すものであり、かつ、当該使用によって著名な商標の所有者の利益が害されるおそれがある場合に、準用する。 3. 各締約国は、1999 年 9 月 20 日から 29 日にかけて開催された WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総会が採択した「周知商標の保護に関する共同勧告」の重要性を認識する。 4. 各締約国は、既知の商標と同一又は類似の商標が、同一又は類似の商品若しくは役務について使用される場合において、その使用が先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるときは、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとする。締約国は、後願の商標が公衆を欺くおそれがある場合を含め、かかる措置を講じることができる。	TRIPS 協定で規定していない以下の規定がある。 ①（第 1 項）商標が周知であることの認定条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならない。 ②（第 3 項）WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総会が採択した「周知商標の保護に関する規定に関する共同勧告」の重要性を認識する。 ③（第 4 項）既知の商標と同一又は類似の商標の使用が、先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるとき（公衆を欺くおそれがある場合を含む。）は、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとする」と規定している。

記述上の用語の公正な使用等限定的な例外	(TRIPS 協定第 17 条に対応する規定はない。)	
保護期間	第 13.15 条：商標の保護期間 各締約国は、商標の最初の登録及び各登録の更新が 10 年を下回らない期間であることを規定する。	TRIPS 協定は 7 年以上と規定しているのに対し、本協定では、保護期間(更新含む。)は 10 年を下回らない期間であることを規定している。
不使用取消	(TRIPS 協定第 19 条に対応する規定はない)	
商標の商業上の使用に対する不当な制限の防止	(TRIPS 協定第 20 条に対応する規定はない)	
商標の使用許諾の記録の可否	第 13.16 条：商標使用許諾 各当事国は、商標使用許諾の登録を規定するものとする。また、各当事国は、商標使用許諾の登録が、商標権者による使用を証明するために必要かどうかを決定するものとする。	TRIPS 協定第 21 条「加盟国は、商標の使用許諾及び譲渡に関する条件を定めることができる。」を具体化した規定である。
地理的表示の保護	第 13.18 条：地理的表示の保護に関する行政手続 締約国が、商標制度又は特別制度 (sui generis) のいずれかを介して地理的表示の保護または認定のための行政手続を設ける場合、当該締約国は、その保護の申請または認定の申立てに関し、これらの申請または申立ての提出を規律する国内法令が公衆に容易に入手可能であり、かつこれらの手続を明確に規定していることを確保しなければならない。	TRIPS 協定では、利害関係を有する者に一定の行為を防止するための法的手段を確保すると規定しているのに対し、本協定では、締約国が、商標制度又は特別制度 (sui generis) のいずれかを介して地理的表示の保護または認定のための行政手続を設ける場合、当該締約国は、その保護の申請または認定の申立てに関し、これらの申請または申立ての提出を規律する国内法令が公衆に容易に入手可能であり、かつこれらの手続を明確に規定していることを確保しなければならない、と規定している。

商標の登録及び出願手続	第 13.12 条：審査、異議申立て及び取消し又は無効審判の手続上の側面 各締約国は、その国内法令に従い、商標の審査及び登録のための制度を設けるものとする。これには特に次の事項を含む： (a) 商標登録を拒絶する理由を、書面（電子的手段によるものを含む。）で出願人に通知すること。 (b) 出願人に、所管当局からの通知に対する回答の機会、初期拒絶に対する異議申立ての機会、及び商標登録の最終拒絶に対する司法上の上訴の機会を与えること。 (c) 商標登録に対する異議申立て、または商標の取消しもしくは無効化を求める機会を提供すること。 (d) 異議申立ておよび取消しもしくは無効化手続における行政決定は、理由を付した書面によることを要求すること。この書面は電子的手段による提供が可能である。	TRIPS 協定で規定していない、出願手続について規定している。

商品・役務の分類	第 13.14 条：商品とサービスの分類 各締約国は、1957 年 6 月 15 日にニースで行われた標章の登録の目的のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定（改訂及び改正後のニース分類）に合致する商標分類制度を採択し、又は維持する。各締約国は、次のことを定める。 (a) 登録及び出願公開は、ニース分類によって確立された分類に従ってグループ化された商品及び役務の名称を示す（注）。 （注）ニース分類の翻訳に依拠する締約国は、公式の翻訳が発行され公表されている限りにおいて、ニース分類の更新版に従うものとする。 (b) 商品又は役務は、登録又は公表においてニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならない。逆に、各締約国、商品又は役務が、いずれかの登録又は公表においてニース分類の異なる区分に分類されていることを理由として、互いに非類似であるとみなしてはならないことを定める。	TRIPS 協定で規定していない、ニース分類の使用義務を規定している。

（v）UAE・カンボジア包括的経済連携協定（CEPA）¹²（2023 年 4 月）

【図表 7】

	UAE・カンボジア CEPA	TRIPS 協定の規定との関係
商標の保護対象	第 11.13 条：商標の保護範囲 各締約国は、一の事業者の商品及び役務を他の事業者の商品及び役務と区別することができる標識又は標識の組合せが商標を構成することができ	TRIPS 協定に規定していない、音について「商標を構成する標識が音であることのみを理由として、商標の登録を拒否してはならない。」という規定が盛り込まれている。

¹² UAE 経済観光省ウェブサイト

<https://www.moet.gov.ae/documents/20121/1347101/UAE+Cambodia+CEPA+4+%282%29.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

	ることを確保する。このような標識、特に、人名を含む語、文字、数字、形象的要素、立体的形状及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識が本質的に関連する商品又は役務を識別することができない場合には、締約国は、登録可能性を、使用を通じて獲得される識別力に依存させることができる。いかなる締約国も、商標を構成する標識が音であることのみを理由として、商標の登録を拒否してはならない（注）。 （注）当事者は、商標を図式化できる適切な説明を要求することができる。	
団体商標及び証明商標	（規定なし）	（規定なし）
周知商標の保護	第 11.17 条：周知商標 1. いずれの締約国も、商標が周知であることの認定条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならない。 2. パリ条約第 6 条の 2 は、登録の有無にかかわらず、著名な商標によって特定される商品又は役務と同一又は類似しない商品又は役務について、当該商標の使用が当該商品又は役務と著名な商標の所有者との間の関連性を示すものであり、かつ、当該使用によって著名な商標の所有者の利益が害されるおそれがある場合に、準用する。 3. 各締約国は、1999 年 9 月 20 日から 29 日にかけて開催された WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総	TRIPS 協定で規定していない以下の規定がある。 ① （第 1 項）いずれの締約国も、商標が周知であることの認定条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならない。 ② （第 3 項）WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総会が採択した「周知商標の保護に関する規定に関する共同勧告」の重要性を認識する。 ③ （第 4 項）既知の商標と同一又は類似の商標の使用が、先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるときや公衆を欺くおそれがある場合は、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとする規定している。

	会が採択した「周知商標の保護に関する規定に関する共同勧告」の重要性を認識する。 4. 各締約国は、既知の商標と同一又は類似の商標が、同一又は類似の商品若しくは役務について使用される場合において、その使用が先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるときは、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとする。締約国は、後願の商標が公衆を欺くおそれがある場合又は混同を生じさせるおそれがある場合を含め、かかる措置を講じることができる。	
記述上の用語の公正な使用等限定的な例外	第 11.22 条：例外 締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、記述的用語の公正な使用など、商標によって与えられる権利に限定的な例外を定めることができる。	TRIPS 協定第 17 条の規定と同旨。
保護期間	第 11.21 条：商標の保護期間 各締約国は、商標の最初の登録及び各登録の更新が 10 年を下回らない期間であることを規定する。	TRIPS 協定は 7 年以上と規定しているのに対し、本協定では、保護期間（更新含む。）は 10 年を下回らない期間であることを規定している。
不使用取消	（TRIPS 協定第 19 条に対応する規定はない）	
商標の商業上の使用に対する不当な制限の防止	（TRIPS 協定第 20 条に対応する規定はない）	
商標の使用許諾の記録の可否	（TRIPS 協定第 21 条に対応する規定はない）	

地理的表示の保護	第 11.24 条：地理的表示の承認 1. 締約国は、地理的表示を保護するための適切かつ効果的な手段を国内法において確保する。各締約国は、TRIPS 協定のすべての要件が満たされることを条件として、商標制度、特別制度 (sui generis) 又はその他の法的手段を通じてかかる保護を提供することができることを認める。 2. 各締約国は、このような商品には、農産物、天然物、工業製品、手工芸品及び食料品を含む製造品が含まれることを認識する。	TRIPS 協定のすべての要件が満たされることを条件として、商標制度、特別制度 (sui generis) 又はその他の法的手段を通じてかかる保護を提供することができることを認めている。
商標の登録及び出願手続	第 11.18 条：審査、異議申立及び取消の手続的側面 各締約国は、特に以下を含む商標の審査及び登録のための制度を提供する： (a) 商標登録を拒絶する理由を書面（電子的方法によることができる）で出願人に通知すること； (b) 所轄官庁からの連絡に応答し、最初の拒絶に異議を申し立て、商標登録の最終的な拒絶に対して司法不服申立をする機会を出願人に与えること (c) 商標登録に反対し、または商標の求める機会を提供すること。 (d) 異議申立および取消手続における行政決定は、理由を付した書面によって行うことを義務付け、その書面は電子的手段によって提供することができる。	TRIPS 協定で規定していない、出願手続について規定している。
商品・役務の分類	第 11.19 条：商品とサービスの分類 各締約国は、1957 年 6 月 15 日にニースで行われた標章の登録の目的のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定（改訂及び改正後のニース分類）に合致する商標分類制度を採択し、又は維持する。各締約国は、次	TRIPS 協定で規定していない、ニース分類の使用義務を規定している。また、ニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならず、ニース分類の異なる区分に分類されていること

	のことを定める。 (a) 登録及び出願公開は、ニース分類によって確立された分類に従ってグループ化された商品及び役務の名称を示す（注）。 (b) 商品又は役務は、登録又は公表においてニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならない。逆に、各締約、商品又は役務が、いずれかの登録又は公表においてニース分類の異なる区分に分類されていることを理由として、互いに非類似であるとみなしてはならないことを定める。 （注）ニース分類の翻訳に依拠する締約国は、公式の翻訳が発行され公表されている限りにおいて、ニース分類の更新版に従うものとする。	のみを理由として非類似としてはならない、とも規定している。
電子商標システム	第 11.18 条：電子商標システム 各締約国は以下を提供するものとする： (a) 商標の電子申請及び維持管理のためのシステム； 並びに (b) 公開された商標出願及び登録商標に関する、オンラインデータベースを含む公的に利用可能な電子情報システム。	TRIPS 協定で規定していない、商標の電子出願システム及びオンラインデータベースの提供義務を定めている。

(vi) UAE・コスタリカ包括的経済連携協定（CEPA）¹³（2024 年 4 月）

【図表 8】

	UAE・コスタリカ CEPA	TRIPS 協定の規定との関係
商標の保護対象	第 12.12 条：商標として登録可能な標識の種類	TRIPS 協定に規定のない音商標を含むものとし、香りの商標を含むことが

¹³ UAE 経済観光省ウェブサイト

<https://www.moet.gov.ae/documents/20121/1347101/UAE+Costa+Rica+CEPA.pdf/339b1934-faf3-b573-87d6-91c3e6346c57?download=true> [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

	1. 締約国は、商品及び役務の商標権者に十分かつ効果的な保護を与える。 2. 各締約国は、商標が団体商標、証明商標及び音商標を含むものとし、香りの商標を含むことができる旨を規定する。 3. 各締約国は、登録商標の所有者が、その所有者の商標が登録されている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について同一又は類似の標章を取引上使用することが混同を生ずるおそれがある場合には、その所有者の同意を得ないすべての第三者が同一又は類似の標章を使用することを防止する排他的権利を有することを定める。同一の商品または役務について同一の標識を使用する場合、混同の可能性が推定されるものとする。上記の権利は、既存の権利を損なうものではなく、また、両当事者が使用に基づいて権利を利用できるようにする可能性に影響を及ぼすものではない。 4. 締約国は、商標の簡潔かつ正確な説明もしくは図による表示、または該当する場合にはその両方を要求することができる。	できる旨を規定する、という規定が盛り込まれている。
団体商標及び証明商標	第 12.12 条：商標として登録可能な標識の種類 2. 各締約国は、商標が団体商標、証明商標及び音商標を含むものとし、香りの商標を含むことができる旨を規定する。	TRIPS 協定で規定していない、団体商標及び証明商標の保護のための登録を認めている。
周知商標の保護	第 12.15 条：周知商標 1. いずれの締約国も、商標が周知であることの認定条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならない。	TRIPS 協定で規定していない以下の規定がある。 ①（第 1 項）商標が著名であることの認定条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登

	2. パリ条約第 6 条の 2 は、登録の有無にかかわらず、著名な商標によって特定される商品又は役務と同一又は類似しない商品又は役務について、当該商標の使用が当該商品又は役務と著名な商標の所有者との間の関連性を示すものであり、かつ、当該使用によって著名な商標の所有者の利益が害されるおそれがある場合に、準用する。 3. 各締約国は、1999 年 9 月 20 日から 29 日にかけて開催された WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総会が採択した「周知商標の保護に関する共同勧告」の重要性を認識する。 4. 各締約国は、既知の商標と同一又は類似の商標が、同一又は類似の商品若しくは役務について使用される場合において、その使用が先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるときは、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとする。締約国は、後願の商標が公衆を欺くおそれがある場合又は混同を生じさせるおそれがある場合を含め、かかる措置を講じることができる。	録されていることを要求してはならない。 ②（第 3 項）WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総会が採択した「周知商標の保護に関する規定に関する共同勧告」の重要性を認識する。 ③（第 4 項）既知の商標の使用が先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるときや公衆を欺くおそれがある場合は、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとする。
記述上の用語の公正な使用等限定的な例外	第 12.22 条：例外 締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、記述的用語の公正な使用など、商標によって与えられる権利に限定的な例外を定めることができる。	TRIPS 協定第 17 条の規定と同旨。
保護期間	第 12.19 条：商標の保護期間 各締約国は、商標の最初の登録及び各	TRIPS 協定は 7 年以上と規定しているのに対し、本協定では、保護期間（更

	登録の更新が 10 年を下回らない期間であることを規定する。	新含む。)は 10 年を下回らない期間であることを規定している。
不使用取消	(TRIPS 協定第 19 条に対応する規定はない)	
商標の商業上の使用に対する不当な制限の防止	(TRIPS 協定第 20 条に対応する規定はない)	
商標の使用許諾の記録の可否	(TRIPS 協定第 21 条に対応する規定はない)	
地理的表示の保護	第 12.24 条：地理的表示の承認 1. 締約国は、地理的表示を保護するための適切かつ効果的な手段を国内法において確保する。各締約国は、TRIPS 協定のすべての要件が満たされることを条件として、商標制度、特別制度 (sui generis) 又はその他の法的手段を通じてかかる保護を提供することができることを認める。 2. 各締約国は、このような商品には、農産物、天然物、工業製品、手工芸品及び食料品を含む製造品が含まれることを認識する。	TRIPS 協定のすべての要件が満たされることを条件として、商標制度、特別制度 (sui generis) 又はその他の法的手段を通じてかかる保護を提供することができることを認めている。
商標の登録及び出願手続	第 12.16 条：審査、異議申立及び取消の手続的側面 各締約国は、特に以下を含む商標の審査及び登録のための制度を提供する： (a) 商標登録を拒絶する理由を書面（電子的方法によることができる）で出願人に通知すること； (b) 所轄官庁からの連絡に応答し、最初の拒絶に異議を申し立て、商標登録の最終的な拒絶に対して司法不服申立をする機会を出願人に与えること	TRIPS 協定で規定していない、出願手続に関する規定である。

	(c) 商標登録に反対し、または商標の求める機会を提供すること。 (d) 異議申立および取消手続における行政決定は、理由を付した書面によって行うことを義務付け、その書面は電子的手段によって提供することができる。	
商品・役務の分類	第 12.18 条：商品とサービスの分類 各締約国は、1957 年 6 月 15 日にニースで行われた標章の登録の目的のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定（改訂及び改正後のニース分類）に合致する商標分類制度を採択し、又は維持する。各締約国は、次のことを定める。 (a) 登録及び出願公開は、ニース分類によって確立された分類に従ってグループ化された商品及び役務の名称を示す（注）。 （注）ニース分類の翻訳に依拠する締約国は、公式の翻訳が発行され公表されている限りにおいて、ニース分類の更新版に従うものとする。 (b) 商品又は役務は、登録又は公表においてニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならない。逆に、各締約国、商品又は役務が、いずれかの登録又は公表においてニース分類の異なる区分に分類されていることを理由として、互いに非類似であるとみなしてはならないことを定める。	TRIPS 協定で規定していない、（改訂及び改正後のニース分類）ニース分類の使用義務を規定している。また、ニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならず、ニース分類の異なる区分に分類されていることのみを理由として非類似としてではない、とも規定している。

(vii) UAE・オーストラリア包括的経済連携協定（CEPA）¹⁴（2024 年 11 月）

【図表 9】

	UAE・オーストラリア CEPA	TRIPS 協定の規定との関係
商標の保護対象	第 14.13 条：商標として登録可能な標識の種類 いかなる締約国も、登録の条件として、標識が視覚的に知覚可能であることを要求してはならず、また、締約国は、商標を構成する標識が音であるという理由のみをもって、商標の登録を拒絶してはならない。さらに、各締約国は、香りの標章を登録するために最善の努力を払うものとする。締約国は、商標の簡潔かつ正確な説明若しくは図解、又は該当する場合にはその両方を要求することができる。	TRIPS 協定には規定のない、標識が視覚的に知覚可能であることを要求してはならないと規定している。また、音について「商標を構成する標識が音であることのみを理由として、商標の登録を拒否してはならない。」という規定が盛り込まれている。さらに、香りの商標を登録するために最善の努力を払うものとするとも規定している。
団体商標及び証明商標	第 14.14 条：団体商標と証明商標 各締約国は、商標に団体標章及び証明標章が含まれることを規定する。締約国は、証明標章が保護されることを条件として、自国の法律において証明標章を別個の区分として取り扱う義務を負わない。各締約国はまた、地理的表示として機能し得る標識が自国の商標制度の下で保護され得ることを規定する。	TRIPS 協定で規定していない、団体商標及び証明商標の保護のための登録を認めている。
周知商標の保護	第 14.15 条：同一または類似の標識の使用 各締約国は、登録商標の所有者が、その所有者の商標が登録されている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について、その所有者の同意を得ない第三者が同一又は類似の標識（後続の地理的表示を含む。）。同一の商品または役務について同一の標識	本条の規定は地理的表示を含む標識を対象としているが、（注 2）において、本条の規定は地理的表示に関する TRIPS 協定第 22 条及び第 23 条に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解釈されるべきではないことを理解する、と規定している。

¹⁴ UAE 経済観光省ウェブサイト

<https://www.moet.gov.ae/documents/20121/1347101/UAE-AUS+CEPA.pdf/d7eb2ebd-985f-8ce2-cfe2-b2a2f012dafb?t=1759397888411> [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

	を使用する場合には、混同のおそれが推定される。（注１）（注２） （注１）より確実に期するため、本条における排他的権利は、地理的表示が取引過程において使用されることにより商品の出所について混同を生じるおそれがある場合において、商標が登録されている商品について地理的表示が無許可で使用される場合に適用される。 （注２）より確実に期するため、両締約国は、本条が TRIPS 協定第 22 条及び第 23 条に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解釈されるべきではないことを理解する。	
記述上の用語の公正な使用等限定的な例外	第 14.16 条：例外 締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、記述的用語の公正な使用など、商標によって与えられる権利に限定的な例外を定めることができる。	TRIPS 協定第 17 条の規定と同旨。
保護期間	第 14.24 条：商標の保護期間 各締約国は、商標の最初の登録及び各登録の更新が 10 年を下回らない期間であることを規定する。	TRIPS 協定は 7 年以上と規定しているのに対し、本協定では、保護期間（更新含む）は 10 年を下回らない期間であることを規定している。
不使用取消	（TRIPS 協定第 19 条に対応する規定はない）	
商標の商業上の使用に対する不当な制限の防止	（TRIPS 協定第 20 条に対応する規定はない）	
商標の使用許諾の記録の可否	第 14.25 条：ライセンスの不記録 いかなる締約国も、以下の目的で商標の記録を要求してはならない： (a) ライセンスの有効性を証明するため。	TRIPS 協定第 21 条「加盟国は、商標の使用許諾及び譲渡に関する条件を定めることができる。」を具体化した規定である。

	(b) 商標の取得、維持または実施に関する手続において、ライセンシーによる商標の使用が保有者による使用とみなされるための条件として。	
地理的表示の保護	第 14.17 条：地理的表示より古い商標の保護 各締約国は、TRIPS 協定に従い、商標がその管轄区域において地理的表示より先に存在する場合、その商標を保護する。	TRIPS 協定では、地理的表示による保護と商標による保護が抵触した場合の規定はないが、本協定では、商標がその管轄区域において地理的表示より先に存在する場合、その商標を保護する、と規定している。
商標の登録及び出願手続	第 14.21 条：審査、異議申立及び取消の手続的側面 各締約国は、特に以下を含む商標の審査及び登録のための制度を提供する： (a) 商標登録を拒絶する理由を書面（電子的方法によることができる）で出願人に通知すること； (b) 出願人に対し、管轄当局からの連絡に応答し、最初の拒絶に異議を申し立て、商標登録の最終的な拒絶について司法不服申立をする機会を与えること； (c) 商標登録に反対し、または商標の取消しを求める機会を提供すること。 (d) 異議申立及び取消手続における行政決定は、理由を付した書面によって行うことを要求し、その書面は電子的手段によって提供することができる。	
商品・役務の分類	第 14.23 条：商品とサービスの分類 各締約国は、1957 年 6 月 15 日にニースで行われた標章の登録の目的のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定（以下「ニース分類」という。）各締約国は、次のことを定める： (a) 登録及び出願公開は、ニース分類	TRIPS 協定で規定していない、ニース分類の使用義務を規定している。また、ニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならず、ニース分類の異なる区分に分類されていることのみを理由として非類似としてはない、とも規定している。

	(注)によって確立された分類に従ってグループ化された商品及び役務の名称を示す。 (注) ニース分類の翻訳に依拠する締約国は、公式の翻訳が発行され公表されている限りにおいて、ニース分類の更新版に従うものとする。 (b) 商品又は役務は、登録又は公表においてニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、互いに類似しているとみなしてはならない。逆に、各締約国は、商品又は役務が、いずれかの登録又は公表においてニース分類の異なる区分に分類されていることを理由として、互いに非類似であるとみなしてはならないことを定める。	
電子商標システム	第 14.22 条：電子商標システム 各締約国は以下を提供するものとする： (a) 商標の電子申請及び維持管理のためのシステム； 並びに (b) 公開された商標出願及び登録商標に関する、オンラインデータベースを含む公的に利用可能な電子情報システム。	TRIPS 協定で規定していない、商標の電子出願システム及びオンラインデータベースの提供義務を定めている。

(viii) UAE・ジョージア包括的経済連携協定 (CEPA) ¹⁵ (2023 年 10 月)

【図表 10】

	UAE・ジョージア CEPA	TRIPS 協定の規定との関係
商標の保護対象	第 11.13 条：商標として登録可能な標章	TRIPS 協定に規定のない、音も商標に含むという規定が盛り込まれている。また、香りの商標を登録するためにあ

¹⁵ UAE 経済観光省ウェブサイト

<https://www.moet.gov.ae/documents/20121/1347101/UAE+-+Georgia+CEPA.pdf/7134dae8-9a32-db3f-0193-66c449108618?t=1719586945399> [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

	締約国は、商品及び役務について適切かつ効果的な商標保護を提供しなければならない。 商標登録の対象となるのは、商標、人名、文字、数字、形象的要素、商品類型、音、色彩の組合せおよびこれらの標識の任意の組合せを含む、事業者の商品または役務を他の事業者の商品または役務と区別することができるあらゆる標識の組合せである。締約国は、香りの商標を登録するためにあらゆる努力を払わなければならない。商標登録のためには、締約国は、簡潔かつ正確な説明または図式表現を要求することができ、登録可能性は、関連する商品または役務を識別することができない標識の使用によって獲得された識別性を条件とすることができる	あらゆる努力を払わなければならないと規定している。
団体商標及び証明商標	第 11.14 条：団体商標、証明商標 各締約国は、商標に団体商標及び証明商標が含まれることを規定する。各締約国は、証明用表が保護されることを条件として、当該標章を別個の標章類型として規定する義務を負わない。各締約国はまた、地理的表示として機能し得る標識が、自国の商標制度の下で保護され得ることを規定する。	TRIPS 協定で規定していない、団体商標及び証明商標の保護のための登録を認めている。
周知商標の保護	第 11.17 条：周知商標 1. いずれの締約国も、商標が著名であることの認定条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならない。 2. パリ条約第 6 条の 2 は、登録の有無にかかわらず、著名な商標によって特定される商品又は役務と同一又は類似しない商品又は役務について、当	TRIPS 協定で規定していない、以下の規定がある。 ①（第 1 項）商標が著名であることの認定条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならない。 ②（第 3 項）WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総会が採択した

	該商標の使用が当該商品又は役務と著名な商標の所有者との間の関連性を示すものであり、かつ、当該使用によって著名な商標の所有者の利益が害されるおそれがある場合に、準用する。 3. 各締約国は、1999 年 9 月 20 日から 29 日にかけて開催された WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総会が採択した「周知商標の保護に関する規定に関する共同勧告」の重要性を認識する。 4. 各締約国は、既知の商標と同一又は類似の商標が、同一又は類似の商品若しくは役務について使用される場合において、その使用が先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるときは、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとする。締約国は、後願の商標が公衆を欺くおそれがある場合又は混同を生じさせるおそれがある場合を含め、かかる措置を講じることができる。	「周知商標の保護に関する規定に関する共同勧告」の重要性を認識する。 ③（第 4 項）既知の商標と同一又は類似の商標の使用が、先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるときや公衆を欺くおそれがある場合は、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとする」と規定している。
記述上の用語の公正な使用等限定的な例外	第 11.16 条：例外 締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、記述的用語の公正な使用など、商標によって与えられる権利に限定的な例外を定めることができる。	TRIPS 協定第 17 条の規定と同旨。
保護期間	第 11.21 条：商標の保護期間 各締約国は、商標の最初の登録及び各登録の更新が 10 年を下回らない期間であることを規定する。	TRIPS 協定は 7 年以上と規定しているのに対し、本協定では、保護期間（更新含む。）は 10 年を下回らない期間であることを規定している。
不使用取消	（TRIPS 協定第 19 条に対応する規定はない）	

商標の商業上の使用に対する不当な制限の防止	(TRIPS 協定第 20 条に対応する規定はない)	
商標の使用許諾の記録の可否	第 11.22 条：ライセンスの不記録 いかなる締約国も、以下の目的で商標の記録を要求してはならない： (a) ライセンスの有効性を証明するため。 (b) 商標の取得、維持または実施に関する手続において、ライセンシーによる商標の使用が保有者による使用とみなされるための条件として。	TRIPS 協定第 21 条「加盟国は、商標の使用許諾及び譲渡に関する条件を定めることができる。」を具体化した規定である。
地理的表示の保護	第 11.24 条：地理的表示 1. 「地理的表示」とは、商品が加盟国の領域またはその領域内の地域もしくは地方を原産地とするものであることを示す表示であって、商品の所定の品質、評判またはその他の特性が本質的にその地理的原産地に起因するものをいう。 2. 両締約国は、地理的表示が商標もしくは特別制度 (sui generis) またはその他の法的手段によって保護される場合があることを認める。	TRIPS 協定では、利害関係を有する者に一定の行為を防止するための法的手段を確保すると規定しているのに対し、本協定では、商標制度、特別制度 (sui generis) 又はその他の法的手段を通じてかかる保護される場合があること認めている。
商標の登録及び出願手続	第 11.18 条：審査、異議申立及び取消の手続的側面 各締約国は、特に以下を含む商標の審査及び登録のための制度を提供する： (a) 商標登録を拒絶する理由を書面（電子的方法によることができる）で出願人に通知すること； (b) 出願人に対し、管轄当局からの連絡に応答し、最初の拒絶に異議を申し立て、商標登録の最終的な拒絶について司法不服申立をする機会を与える	TRIPS 協定で規定していない、出願手続に関する規定である。

	こと； (c) 商標登録に反対し、または商標の取消しを求める機会を提供すること。 (d) 異議申立及び取消手続における行政決定は、理由を付した書面によって行うことを要求し、その書面は電子的手段によって提供することができる。	
商品・役務の分類	第 11.19 条：商品とサービスの分類 各締約国は、1957 年 6 月 15 日にニースで行われた標章の登録の目的のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定（改訂及び改正後のニース分類）に合致する商標分類制度を採択し、又は維持する。各締約国は、次のことを定める。 (a) 登録及び出願公開は、ニース分類によって確立された分類に従ってグループ化された商品及び役務の名称を示す（注）。 （注）ニース分類の翻訳に依拠する締約国は、公式の翻訳が発行され公表されている限りにおいて、ニース分類の更新版に従うものとする。 (b) 商品又は役務は、登録又は公表においてニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならない。逆に、各締約、商品又は役務が、いずれかの登録又は公表においてニース分類の異なる区分に分類されていることを理由として、互いに非類似であるとみなしてはならないことを定める。	TRIPS 協定で規定していない、（改訂及び改正後の）ニース分類の使用義務を規定している。 また、ニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならず、ニース分類の異なる区分に分類されていることのみを理由として非類似としてはない、とも規定している。

電子商標システム	第 11.19 条：電子商標システム 各締約国は以下を提供するものとする： (a) 商標の電子申請及び維持管理のためのシステム； 並びに (b) 公開された商標出願及び登録商標に関する、オンラインデータベースを含む公的に利用可能な電子情報システム。	TRIPS 協定で規定していない、商標の電子出願システム及びオンラインデータベースの提供義務を定めている。

(ix) UAE・イスラエル包括的経済連携協定（CEPA）¹⁶（2023 年 3 月）

【図表 11】

	UAE・イスラエル CEPA	TRIPS 協定の規定との関係
商標の保護対象	第 11.15 条：商標の保護 各締約国は、一の事業者の商品及び役務を他の事業者の商品及び役務と区別することができる標識又は標識の組合せが商標を構成することができることを確保する。このような標識、特に、人名を含む語、文字、数字、形象的要素、立体的形状及び色の組合せ並びにこれらの標識の任意の組合せは、商標として登録する資格を有する。標識が本質的に関連する商品又は役務を識別することができない場合には、締約国は、登録可能性を使用を通じて獲得される識別力に依存させることができる。いずれの締約国も、商標を構成する標識が音であることのみを理由として、商標の登録を拒否してはならない	TRIPS 協定に規定のない、音について「商標を構成する標識が音であることのみを理由として、商標の登録を拒否してはならない。」という規定が盛り込まれている。
団体商標及び証明商標	（規定なし）	（規定なし）

¹⁶ UAE 経済観光省ウェブサイト

<https://www.moet.gov.ae/documents/20121/1347101/IL-UAE+CEPA+Consolidated+Eng+Final.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

周知商標の保護	第 11.17 条：周知商標 1. いずれの締約国も、商標が著名であることの認定条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならない。 2. パリ条約第 6 条の 2 は、登録の有無にかかわらず、著名な商標によって特定される商品又は役務と同一又は類似しない商品又は役務について、当該商標の使用が当該商品又は役務と著名な商標の所有者との間の関連性を示すものであり、かつ、当該使用によって著名な商標の所有者の利益が害されるおそれがある場合に、準用する。 3. 各締約国は、1999 年 9 月 20 日から 29 日にかけて開催された WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総会が採択した「周知商標の保護に関する共同勧告」の重要性を認識する。 4. 各締約国は、既知の商標と同一又は類似の商標が、同一又は類似の商品若しくは役務について使用される場合において、その使用が先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるときは、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとする。締約国は、後願の商標が公衆を欺くおそれがある場合又は混同を生じさせるおそれがある場合を含め、かかる措置を講じることができる。	TRIPS 協定で規定していない以下の規定がある。 ①（第 1 項）商標が著名であることの認定条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならない。 ②（第 3 項）WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総会が採択した「周知商標の保護に関する規定に関する共同勧告」の重要性を認識する。 ③（第 4 項）既知の商標と同一又は類似の商標の使用が、先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるときや公衆を欺くおそれがある場合は、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとする規定している。
記述上の用語の公正な使用	第 11.20 条：例外 締約国は、商標によって付与される権利に対し、記述的用語の公正な使用な	TRIPS 協定第 17 条の規定と同旨。

等限定的な例外	ど、限定的な例外を定めることができる。ただし、これらの例外は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件とする。	
保護期間	第 11.21 条：商標の保護期間 各締約国は、商標の最初の登録及び各登録の更新が 10 年を下回らない期間であることを規定する。	TRIPS 協定は 7 年以上と規定しているのに対し、本協定では、保護期間（更新含む。）は 10 年を下回らない期間であることを規定している。
不使用取消	（TRIPS 協定第 19 条に対応する規定はない）	
商標の商業上の使用に対する不当な制限の防止	（TRIPS 協定第 20 条に対応する規定はない）	
商標の使用許諾の記録の可否	（TRIPS 協定第 21 条に対応する規定はない）	
地理的表示の保護	第 11.24 条：地理的表示の承認 1. 締約国は、地理的表示を保護するための適切かつ効果的な手段を国内法において確保する。各締約国は、TRIPS 協定のすべての要件が満たされることを条件として、商標制度、特別制度 (sui generis) 又はその他の法的手段を通じてかかる保護を提供することができることを認める。 2. 各締約国は、このような商品には、農産物、天然物、工業製品、手工芸品及び食料品を含む製造品が含まれることを認識する。	TRIPS 協定のすべての要件が満たされることを条件として、地理的表示を保護するための適切かつ効果的な手段を国内法において確保し、商標制度、特別制度 (sui generis) 又はその他の法的手段を通じてかかる保護を提供することができることを認めている。
商標の登録及び出願手続	第 11.18 条：審査、異議申立及び取消の手続的側面 各締約国は、特に以下を含む商標の審査及び登録のための制度を提供する： (a) 商標登録を拒絶する理由を書面	TRIPS 協定で規定していない、出願手続に関する規定である。

	(電子的方法によることができる)で出願人に通知すること； (b) 所轄官庁からの連絡に応答し、最初の拒絶に異議を申し立て、商標登録の最終的な拒絶に対して司法不服申立をする機会を出願人に与えること； (c) 商標登録に反対し、または商標の求める機会を提供すること。 (d) 異議申立および取消手続における行政決定は、理由を付した書面によって行うことを義務付け、その書面は電子的手段によって提供することができる。	
商品・役務の分類	第 11.19 条：商品とサービスの分類 各締約国は、1957 年 6 月 15 日にニースで行われた標章の登録の目的のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定(改訂及び改正後のニース分類)に合致する商標分類制度を採択し、又は維持する。各締約国は、次のことを定める。 (a) 登録及び出願公開は、ニース分類によって確立された分類に従ってグループ化された商品及び役務の名称を示す(注)。 (注)ニース分類の翻訳に依拠する締約国は、公式の翻訳が発行され公表されている限りにおいて、ニース分類の更新版に従うものとする。 (b) 商品又は役務は、登録又は公表においてニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならない。逆に、各締約、商品又は役務が、いずれかの登録又は公表においてニース分類の異なる区分に分類されていることを理由として、互いに非類似であるとみなしてはならないことを定める。	TRIPS 協定で規定していない、(改訂及び改正後の)ニース分類の使用義務を規定している。 また、ニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならず、ニース分類の異なる区分に分類されていることのみを理由として非類似としてはならない、とも規定している。

(x) UAE・モーリシャス包括的経済連携協定（CEPA）¹⁷（2025 年 4 月）

【図表 12】

	UAE・モーリシャス CEPA	TRIPS 協定の規定との関係
商標の保護対象	第 10.13 条：商標として登録可能な標識の種類 いかなる締約国も、登録の条件として、標識が視覚的に知覚可能であることを要求してはならず、また、締約国は、商標を構成する標識が音であるという理由のみをもって、商標の登録を拒絶してはならない。さらに、各締約国は、香りの標章を登録するために最善の努力を払うものとする。締約国は、商標の簡潔かつ正確な説明若しくは図解、又は該当する場合にはその両方を要求することができる。	TRIPS 協定に規定のない、標識が視覚的に知覚可能であることを要求してはならないと規定している。また、音について「商標を構成する標識が音であることのみを理由として、商標の登録を拒否してはならない。」という規定が盛り込まれている。香りの標章を登録するために最善の努力を払うものとする規定している。
団体商標及び証明商標	第 10.14 条：団体標章と証明商標 各締約国は、商標に団体標章及び証明標章が含まれることを規定する。締約国は、証明標章が保護されることを条件として、自国の法律において証明標章を別個の区分として取り扱う義務を負わない。各締約国はまた、地理的表示として機能し得る標識が自国の商標制度の下で保護され得ることを規定する。	TRIPS 協定で規定していない、団体商標及び証明商標の保護のための登録を認めている。
周知商標の保護	第 10.17 条：周知商標 1. いずれの締約国も、商標が著名であることの認定条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならない。 2. パリ条約第 6 条の 2 は、登録の有無にかかわらず、著名な商標によって特定される商品又は役務と同一又は	TRIPS 協定で規定していない以下の規定がある。 ①（第 1 項）商標が著名であることの認定条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならない。 ②（第 3 項）WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護

¹⁷ UAE 経済観光省ウェブサイト

<https://www.moet.gov.ae/documents/20121/0/UAE+MRU+CEPA+1.pdf/d0681875-4376-417c-de92-fe213efa3303?t=1743456285259> [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

	類似しない商品又は役務について、当該商標の使用が当該商品又は役務と著名な商標の所有者との間の関連性を示すものであり、かつ、当該使用によって著名な商標の所有者の利益が害されるおそれがある場合に、準用する。 3. 各締約国は、1999 年 9 月 20 日から 29 日にかけて開催された WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総会が採択した「周知商標の保護に関する共同勧告」の重要性を認識する。 4. 各締約国は、既知の商標と同一又は類似の商標が、同一又は類似の商品若しくは役務について使用される場合において、その使用が先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるときは、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとする。締約国は、後願の商標が公衆を欺くおそれがある場合又は混同を生じさせるおそれがある場合を含め、かかる措置を講じることができる。	連合総会及び WIPO 総会が採択した「周知商標の保護に関する規定に関する共同勧告」の重要性を認識する。 ③（第 4 項）既知の商標と同一又は類似の商標の使用が、先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるときや公衆を欺くおそれがある場合は、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとして規定している。
記述上の用語の公正な使用等限定的な例外	第 10.16 条：例外 締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、記述的用語の公正な使用など、商標によって与えられる権利に限定的な例外を定めることができる。	TRIPS 協定第 17 条の規定と同旨。
保護期間	第 10.21 条：商標の保護期間 各締約国は、商標の最初の登録及び各登録の更新が 10 年を下回らない期間であることを規定する。	TRIPS 協定は 7 年以上と規定しているのに対し、本協定では、保護期間（更新含む。）は 10 年を下回らない期間であることを規定している。
不使用取消	（TRIPS 協定第 19 条に対応する規定はない）	

商標の商業上の使用に対する不当な制限の防止	(TRIPS 協定第 20 条に対応する規定はない)	
商標の使用許諾の記録の可否	第 10.22 条：ライセンスの不記録 いかなる締約国も、以下の目的で商標ライセンスの記録を要求してはならない： (a) ライセンスの有効性を証明するため。 (b) 商標の取得、維持または実施に関する手続において、ライセンシーによる商標の使用が保有者による使用とみなされるための条件のため。	TRIPS 協定第 21 条「加盟国は、商標の使用許諾及び譲渡に関する条件を定めることができる。」を具体化した規定である。
地理的表示の保護	第 10.24 条：地理的表示の承認 1. 地理的表示とは、締約国の領域又は当該締約国の地域若しくは地方を原産地とする物品を識別する表示であって、当該物品の所定の品質、名声その他の特性が本質的にその地理的原産地に起因するものをいう。 2. 両締約国は、地理的表示が商標または特別制度 (sui generis) その他の法的手段によって保護される場合があることを認める。	TRIPS 協定では、利害関係を有する者に一定の行為を防止するための法的手段を確保すると規定しているのに対し、本協定では、商標制度、特別制度 (sui generis) 又はその他の法的手段によって保護される場合があることを認める、と規定している。
商標の登録及び出願手続	第 10.18 条：審査、異議申立及び取消の手続的側面 各締約国は、特に以下を含む商標の審査及び登録のための制度を提供する： (a) 商標登録を拒絶する理由を書面（電子的方法によることができる）で出願人に通知すること； (b) 所轄官庁からの連絡に応答し、最初の拒絶に異議を申し立て、商標登録の最終的な拒絶に対して司法不服申立をする機会を出願人に与えること；	TRIPS 協定で規定していない、出願手続に関する規定である。

	(c) 商標登録に反対し、または商標の求める機会を提供すること。 (d) 異議申立および取消手続における行政決定は、理由を付した書面によって行うことを義務付け、その書面は電子的手段によって提供することができる。	
商品・役務の分類	第 10.20 条：商品とサービスの分類 各締約国は、1957 年 6 月 15 日にニースで行われた標章の登録の目的のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定（改訂及び改正後のニース分類）に合致する商標分類制度を採択し、又は維持する。各締約国は、次のことを定める。 (a) 登録及び出願公開は、ニース分類によって確立された分類に従ってグループ化された商品及び役務の名称を示す（注）。 （注）ニース分類の翻訳に依拠する締約国は、公式の翻訳が発行され公表されている限りにおいて、ニース分類の更新版に従うものとする。 (b) 商品又は役務は、登録又は公表においてニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならない。逆に、各締約国、商品又は役務が、いずれかの登録又は公表においてニース分類の異なる区分に分類されていることを理由として、互いに非類似であるとみなしてはならないことを定める。	TRIPS 協定で規定していない、（改訂及び改正後の）ニース分類の使用義務を規定している。 また、ニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならず、ニース分類の異なる区分に分類されていることのみを理由として非類似としてはない、とも規定している。

電子商標システム	第 10.19 条：電子商標システム 各締約国は、これを提供するよう努めるものとする： (a) 商標の電子出願および維持のためのシステム。 (b) オンラインデータベースを含む、商標出願および登録商標に関する一般に利用可能な電子情報システム。	TRIPS 協定で規定していない、電子商標システムの提供に関する規定である。

(xi) UAE・セルビア包括的経済連携協定 CEPA¹⁸ (2025 年 4 月)

【図表 13】

	UAE・セルビア CEPA	TRIPS 協定の規定との関係
商標の保護対象	第 11.12 条：商標として登録可能な標識の種類いずれの締約国も、登録の条件として、標識が視覚的に知覚可能であることを要求してはならず、また、締約国は、商標を構成する標識が音であることのみを理由として商標の登録を拒絶してはならない。さらに、各締約国は、香りの標章を登録するために最善の努力を払うものとする。締約国は、商標の簡潔かつ正確な説明若しくは図解、又は該当する場合にはその両方を要求することができる。	TRIPS 協定に規定のない、登録の条件として、標識が視覚的に知覚可能であることを要求してはならないと規定している。また、音であることのみを理由として商標の登録を拒絶してはならないとし、香りの標章の登録について最善の努力を払うものとするという規定が盛り込まれている。
団体商標及び証明用表	第 11.13 条：団体商標および証明商標 各締約国は、商標に団体標章及び証明標章が含まれることを規定する。締約国は、証明標章が保護されることを条件として、自国の法律において証明商標を別個の区分として取り扱う義務を負わない。	TRIPS 協定で規定していないのに対して、本協定では、団体商標及び証明商標の保護のための登録を認めている。
周知商標の保護	第 11.16 条：周知商標 1. いずれの締約国も、商標が著名であることの認定条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域に	TRIPS 協定で規定していない以下の規定がある。 ① (第 1 項) 商標が著名であることの認定条件として、当該商標が当該締

¹⁸ UAE 経済観光省ウェブサイト <https://www.moct.gov.ae/documents/20121/1347101/UAE-Serbia+CEPA+Agreement-En.pdf>
[最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

	において登録されていることを要求してはならない。 2. パリ条約第 6 条の 2 は、登録の有無にかかわらず、著名な商標によって特定される商品又は役務と同一又は類似しない商品又は役務について、当該商標の使用が当該商品又は役務と著名な商標の所有者との間の関連性を示すものであり、かつ、当該使用によって著名な商標の所有者の利益が害されるおそれがある場合に、準用する。 3. 各締約国は、1999 年 9 月 20 日から 29 日にかけて開催された WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総会が採択した「周知商標の保護に関する共同勧告」の重要性を認識する。 4. 各締約国は、既知の商標と同一又は類似の商標が、同一又は類似の商品若しくは役務について使用される場合において、その使用が先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるときは、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとする。締約国は、後願の商標が公衆を欺くおそれがある場合又は混同を生じさせるおそれがある場合を含め、かかる措置を講じることができる。	約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならない。 ②（第 3 項）WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総会が採択した「周知商標の保護に関する規定に関する共同勧告」の重要性を認識する。 ③（第 4 項）既知の商標と同一又は類似の商標の使用が、先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるときや公衆を欺くおそれがある場合は、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとする規定している。
記述上の用語の公正な使用等限定的な例外	第 11.15 条：例外 締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、記述的用語の公正な使用など、商標によって与えられる権利に限定的な例外を定めることができる。	TRIPS 協定第 17 条の規定と同旨。

保護期間	第 11.20 条：商標の保護期間 各締約国は、商標の最初の登録及び各登録の更新が 10 年を下回らない期間であることを規定する。	TRIPS 協定は 7 年以上と規定しているのに対し、本協定では、保護期間（更新含む。）は 10 年を下回らない期間であることを規定している。
不使用取消	（TRIPS 協定第 19 条に対応する規定はない）	
商標の商業上の使用に対する不当な制限の防止	（TRIPS 協定第 20 条に対応する規定はない）	
商標の使用許諾の記録の可否	第 11.21 条：ライセンスの不記録 いかなる締約国も、商標ライセンスの記録を要求してはならない： (a) ライセンスの有効性を証明するため。 (b) 商標の取得、維持または実施に関する手続において、ライセンシーによる商標の使用が保有者による使用とみなされるための条件のため。	TRIPS 協定第 21 条「加盟国は、商標の使用許諾及び譲渡に関する条件を定めることができる。」を具体化した規定である。
地理的表示の保護	第 11.24 条：地理的表示の承認 1. 締約国は、地理的表示を保護するための適切かつ効果的な手段を国内法において確保する。各締約国は、TRIPS 協定のすべての要件が満たされることを条件として、商標制度、特別制度 (sui generis) 又はその他の法的手段を通じてかかる保護を提供することができることを認める。 2. 各締約国は、このような商品には、農産物、天然物、工業製品、手工芸品及び食料品を含む製造品が含まれることを認識する。	TRIPS 協定では、利害関係を有する者に一定の行為を防止するための法的手段を確保すると規定しているのに対し、本協定では、TRIPS 協定のすべての要件が満たされることを条件として、商標制度、特別制度 (sui generis) 又はその他の法的手段を通じてかかる保護を提供することができることを認めている。
商標の登録及び出願手続	第 11.17 条：審査、異議申立及び取消の手続的側面 各締約国は、特に以下を含む商標の審査及び登録のための制度を提供する：	TRIPS 協定で規定していない、出願手続に関する規定である。

	(a) 商標登録を拒絶する理由を書面（電子的方法によることができる）で出願人に通知すること； (b) 所轄官庁からの連絡に応答し、最初の拒絶に異議を申し立て、商標登録の最終的な拒絶に対して司法不服申立をする機会を出願人に与えること； (c) 商標登録に反対し、または商標の求める機会を提供すること。 (d) 異議申立および取消手続における行政決定は、理由を付した書面によって行うことを義務付け、その書面は電子的手段によって提供することができる。	
商品・役務の分類	第 11.19 条：商品とサービスの分類 各締約国は、1957 年 6 月 15 日にニースで行われた標章の登録の目的のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定（改訂及び改正後のニース分類）に合致する商標分類制度を採択し、又は維持する。各締約国は、次のことを定める。 (a) 登録及び出願公開は、ニース分類によって確立された分類に従ってグループ化された商品及び役務の名称を示す（注）。 （注）ニース分類の翻訳に依拠する締約国は、公式の翻訳が発行され公表されている限りにおいて、ニース分類の更新版に従うものとする。 (b) 商品又は役務は、登録又は公表においてニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならない。逆に、各締約、商品又は役務が、いずれかの登録又は公表においてニース分類の異なる区分に分類されているこ	TRIPS 協定で規定していない、（改訂及び改正後の）ニース分類の使用義務を規定している。また、ニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならず、ニース分類の異なる区分に分類されていることのみを理由として非類似としてではない、とも規定している。

	とを理由として、互いに非類似であるとみなしてはならないことを定める。	
電子商標システム	第 11.18 条：電子商標システム 各締約国は以下を提供するものとする： (a) 商標の電子申請及び維持管理のためのシステム； 並びに (b) 公開された商標出願及び登録商標に関する、オンラインデータベースを含む公的に利用可能な電子情報システム。	TRIPS 協定で規定していない、商標の電子出願システム及びオンラインデータベースの提供義務を定めている。

② 小括

(i) 商標の保護対象

UAE は、上記の通り 11 か国（インド、韓国、インドネシア、トルコ、カンボジア、コスタリカ、オーストラリア、ジョージア、イスラエル、モーリシャス、セルビア）と EPA/FTA を締結している。

UAE と EPA/FTA を締結済みの 11 か国中 3 か国（オーストラリア、モーリシャス、セルビア）では、「標識が視覚的に知覚可能であることを要求してはならない」と規定している¹⁹。また、音の商標について 11 か国中 9 か国（インド、韓国、カンボジア、コスタリカ、オーストラリア、ジョージア、イスラエル、モーリシャス、セルビア）が音の商標の登録を認める規定を設けている。他方、香りの商標についても 6 か国（韓国、コスタリカ、ジョージア、イスラエル、モーリシャス、セルビア）に規定が盛り込まれているが、内 2 か国（韓国、コスタリカ）は「香りの商標を含むことができる」と規定し、残り 4 か国（ジョージア、イスラエル、モーリシャス、セルビア）については、香りの標章を登録するために最善の努力を払うとしている。

(ii) 団体商標及び証明商標

TRIPS 協定では団体商標及び証明商標の保護については明示されていないが、11 か国中 9 か国（インドネシア、トルコ、カンボジア、コスタリカ、オーストラリア、ジョージア、イスラエル、モーリシャス、セルビア）との間で団体商標及び証明商標の登録を認める取り決めをしている。

¹⁹ なお、TRIPS 協定第 15 条では「標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求することができる」と規定している。

(iii) 周知商標の保護

周知商標の保護に関する規定に関し、11 か国中 10 か国（インド、韓国、インドネシア、トルコ、カンボジア、コスタリカ、ジョージア、イスラエル、モーリシャス、セルビア）が以下の追加規定を盛り込んでいる。

- (a) 商標が著名であると認定する条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならないこと。
なお、インドネシアでは、これに加えて周知商標リストに掲載されていることを要求してはならず、周知商標として事前に認知されていることも要求してはならない、としている。
- (b) WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総会が採択した「周知商標の保護に関する規定に関する共同勧告」の重要性を認識すること。
- (c) 混同を生じさせるおそれがあるとき等の場合、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消すこと。

(iv) 保護期間

11 か国（インド、韓国、インドネシア、トルコ、カンボジア、コスタリカ、オーストラリア、ジョージア、イスラエル、モーリシャス、セルビア）すべての協定において「各締約国は、商標の最初の登録及び各登録の更新が 10 年を下回らない期間であることを規定する。」と規定している（TRIPS 協定上は 7 年以上）。

(v) 商標の使用許諾の記録の可否

11 か国中 5 か国（韓国、オーストラリア、ジョージア、モーリシャス、セルビア）の間では、以下いずれかを目的とする商標ライセンスの記録を要求してはならないと規定している。

- (a) ライセンスの有効性を証明するため。
- (b) 商標の取得、維持または実施に関する手続において、ライセンシーによる商標の使用が保有者による使用とみなされるための条件のため。

他方、トルコとの間では「各当事国は、商標使用許諾の登録を規定するものとする。また、各当事国は、商標使用許諾の登録が、商標権者による使用を証明するために必要かどうかを決定するものとする。」としている。

その他の 5 か国（インドカンボジア、コスタリカ、ジョージア、イスラエル）については、商標ライセンスの記録の要否について規定していない。

(vi) 地理的表示の保護

11 か国中 8 か国（韓国、インド、カンボジア、コスタリカ、ジョージア、イスラエル、モーリシャス、セルビア）において商標制度、特別制度（*sui generis*）又はその他の手段を通じて地理的表示の保護を提供することができることを認めている。ただし、上記 8 か国中韓国とジョージアを除く 6 か国は TRIPS 協定のすべての要件が満たされることを条件に課している。

また、トルコはそのような商標制度又は特別制度（*sui generis*）のいずれかのみを介して

かかる保護を提供することができることを認めている。

他方、オーストラリアは、このような規定はなく、商標がその管轄区域において地理的表示より先に存在する場合、その商標を保護するとしている。

インドネシアは地理的表示を商標制度により保護できるとする規定は明文化されていない。

(vii) 商標の登録及び出願手続

11 か国（インド、韓国、インドネシア、トルコ、カンボジア、コスタリカ、オーストラリア、ジョージア、イスラエル、モーリシャス、セルビア）すべての国で、TRIPS 協定で規定していない、商標の登録及び出願手続について取り決めをしている。その内インドネシア以外の 10 か国は、以下の 4 点を審査及び登録のための制度として、次のものを提供することとしている。

- (a) 商標登録を拒絶する理由を出願人に書面（電子的方法によることができる。）で伝達すること。
- (b) 主務官庁からの通知に応答し、拒絶査定に異議を申し立て、商標登録の最終的な拒絶について司法不服審判を請求する機会を出願人に提供すること。
- (c) 商標登録に反対し、または商標の取消しを求める機会を提供すること。
- (d) 異議申立及び取消手続における行政決定は、理由を付した書面によって行うことを義務付け、電子的手段によって行うこと。

インドネシアは、「各締約国は、実体及び形式に関する審査の実施並びに異議申立及び取消手続を通じて、質の高い商標権を提供する。」と規定している。

(viii) 商品・役務の分類

商品・役務の分類に関する規定のない韓国を除く 11 か国中 10 か国（インド、インドネシア、トルコ、カンボジア、コスタリカ、オーストラリア、ジョージア、イスラエル、モーリシャス、セルビア）で、標章の登録の目的のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定に合致する（改正・改定がなされた場合は、改正・改定後の）商標分類を採用することを規定している。さらに、その内のインドネシアを除く 9 か国では、ニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならず、ニース分類の異なる区分に分類されていることのみを理由として非類似としてではない、とも規定している。

(ix) 電子商標システム

11 か国中 6 か国（韓国、コスタリカ、オーストラリア、ジョージア、モーリシャス、セルビア）で、(a) 商標の電子出願および維持のためのシステム、及び(b) オンラインデータベースを含む、商標出願および登録商標に関する一般に利用可能な電子情報システム、を提供することを取り決めている。

また、カンボジアはこれらのシステムを提供することを努力規定として盛り込んでいる。

残り 4 か国（インド、トルコ、インドネシア、イスラエル）は、電子商標システムに関する規定はない。

(x) 悪意による商標登録出願の取消

韓国については「商標登録出願が不誠実に行われたものである場合には、自国の権限ある当局が商標登録を取り消す権限を有すること」を規定している。

上記のように、11 か国中過半の国に対して、TRIPS 協定の規定にプラスする規定を盛り込んでいる項目がいくつか見られる。

これらは UAE にとって重視している項目であると思われる。

具体的には、① 音の商標の登録を認めること（11 か国中 9 か国）、② 団体商標制度及び証明商標制度を導入すること（11 か国中 9 か国）、③ 商標が著名であると認定する条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていること等を要求してはならない（11 か国中 9 か国）、④ 周知商標について WIPO の「周知商標の保護に関する規定に関する共同勧告」の重要性を認識すること（11 か国中 9 か国）、⑤ 周知商標について混同を生じさせるおそれがあるとき等の場合、当該商標の出願を拒絶し登録を取り消すこと（11 か国中 9 か国）、⑥ 保護期間を 10 年を下回らない期間とすること（11 か国中 9 か国）、⑦ 地理的表示を商標制度又は他の制度・手段（特別制度（sui generis）やその他の手段）を介してかかる保護を提供することができること（11 か国中 7 か国）、⑧ ニース分類の採用（11 か国中 10 か国）、⑨ 電子商標システムの提供（11 か国中 6 か国）、の各項目である。

なお、GCC としても韓国と FTA を締結しているが、GCC・韓国 FTA に規定された商標に関する規定は、UAE・韓国 FTA に規定されているものと同様である。

(2) バーレーン

① バーレーンが締結済みの EPA/FTA の知財章の商標の規定

バーレーンが締結済みの EPA/FTA は米国・バーレーン自由貿易協定（FTA）（2005 年 10 月発効）²⁰のみである。同協定に規定された、米国・バーレーン FTA の規定のうち、知財章うち商標の規定を項目別に下表にまとめた。

【図表 14】

	米国・バーレーン FTA	TRIPS 協定の規定との関係
商標の保護対象	第 14.2 条 1. いずれの締約国も、登録の条件として、締約国は、商標を構成する標識が音又は香りであることのみを理由として、商標の登録を拒否することはできない。 (注) 本項において「保護」には、知的財産権の利用可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響を及ぼす事項並びに本章が特に対象とする知的財産	TRIPS 協定に規定のない、標識が視覚的に知覚可能であることを要求することはできないと規定している。また、音と香りについて、そのみであることのみを理由として、商標の登録を拒否することはできない、とする規定が盛り込まれている。

²⁰ The Office of the United States Trade Representative (USTR)ウェブサイト

<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/bahrain-fta/final-text> [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

	権の使用に影響を及ぼす事項を含む。 さらに、本項の適用上、「保護」には、 第 15.4.7 条に定める有効な技術的手段の回避の禁止及び第 15.4.7 条に定める権利管理情報に関する権利及び義務も含まれる。	
団体商標 及び証明 商標	第 14.2 条 2. 各締約国は、商標には証明商標が含まれることを規定するものとする。	TRIPS 協定で規定していない、証明商標保護のための登録を認めている（団体商標については規定がない。）。
周知商標 の保護	第 14.2 条 6. 工業所有権の保護に関するパリ条約（1967 年）第 6 条の 2 は、登録の有無にかかわらず、周知商標によって識別される商品又は役務と同一又は類似でない商品又は役務について準用する。ただし、これらの商品又は役務について当該商標を使用することが、これらの商品又は役務と商標権者との関係を示すものであり、かつ、当該使用によって商標権者の利益が害されるおそれがある場合に限る。	TRIPS 協定第 16 条 2 項と同旨。
記述上の 用語の公 正な使用 等限定的 な例外	（TRIPS 協定第 17 条に対応する規定はない。）	
保護期間	第 14.2 条 11.各締約国は、商標の最初の登録及び各登録の更新が 10 年を下回らない期間であることを規定する。	保護期間（更新含む。）は 10 年（TRIPS 協定は 7 年。）。
不使用取消	（TRIPS 協定第 19 条に対応する規定はない。）	
商標の商業上の使用に対する不当な制限の防止	第 14.2 条 3. 各締約国は、特に、普通名称との関連における商標の相対的な大きさ、配置又は使用の様式に関する要件を含め、商品又は役務の普通名称として普通言語で慣用されている用語（「普通名称」）の使用を義務付ける措置が、当該商品又は役務に関連して使用される商標の使用又は有効性	普通名称の使用を義務付ける措置が、当該商品又は役務に関連して使用される商標の使用又は有効性を損なわないことを確保するものとする、としている。

	を損なわないことを確保するものとする。	
商標の使用許諾の記録の可否	第 14.2 条 12. いずれの当事者も、ライセンスの有効性を立証するため、商標に関する権利を主張するため、またはその他の目的のために、商標ライセンスの記録を要求することはできない。	TRIPS 協定第 21 条「加盟国は、商標の使用許諾及び譲渡に関する条件を定めることができる。」を具体化した規定である。
地理的表示の商標の保護	第 14.2 条 13. 締約国は、商標の保護制度その他の方法により、地理的表示の保護の申請又は承認の申立ての手段を提供する場合には、次のことを行う： (a) 締約国が自国民のために仲介することを要求することなく、これらの申請及び申立てを受理する； (b) 必要に応じて、これらの出願又は申立てを最小限の手続で処理する； (c) 関連する場合には、これらの申請又は申立ての提出に関する規則を公衆が容易に入手できるようにし、かつ、これらの措置のための手続を明確に定める； (d) 一般公衆が、出願又は申立ての手続及びこれらの出願又は申立ての処理全般に関する手引きを得ることができるよう、並びに出願人、申立人又はその代理人が特定の出願及び申立ての状況を確認し、並びにこれらの出願及び申立てに関する手続上の手引きを得ることができるよう、十分な連絡先情報を提供すること。 (e) 地理的表示に関する出願又は申立てが、関連する場合には、反対のために公表されることを確保し、かつ、出願又は申立ての対象である地理的表示に対する反対のための手続を提供すること。また、各締約国は、出願	商標の保護制度その他の方法により、地理的表示の保護の申請又は承認の申立てを行う場合の手続（第 13 項）及び拒絶理由等を具体的に定めている（第 14 項）。

	又は申立ての結果生じた登録を取り消すための手続を定める。 14.(a) 各締約国は、次の各号が地理的表示の保護又は承認を拒絶する理由となることを規定する。 (i) 地理的表示が、当該締約国の領域において誠実に係属中の出願又は登録の対象となっている商標であって、当該領域における地理的表示の保護又は承認よりも前の優先日を有するものと混同を生ずるおそれがあること； (ii) 地理的表示が、当該締約国の領域において善意による使用により権利を取得した商標であって、当該領域における地理的表示の保護又は承認よりも前の優先日を有するものと混同を生ずるおそれがある。 (iii) 地理的表示が、当該締約国の領域において周知となった商標であって、当該領域における地理的表示の保護又は承認よりも前の優先日を有するものと混同を生ずるおそれがある。 (b) (a)号においては、締約国の領域における地理的表示の保護の日は、次のとおりとする： (i) 申請又は申立ての結果として提供された保護又は承認の場合には、当該申請又は申立ての日。 (ii) 他の方法による保護又は承認の場合には、当該領域の法令に基づく保護又は承認の日。	
商標の登録及び出願手続	第 14.2 条 8. 各締約国は、以下を含む商標登録制度を提供する。 (a) 商標登録を拒絶する理由を書面（電子的方法によることができる。）	TRIPS 協定で規定していない、出願手続について規定している。

	で出願人に通知することを要求すること。 (b) 出願人が商標当局からの連絡に応答する機会、最初の拒絶に異議を申し立てる機会、および最終的な登録拒絶に不服を申し立てること。 (c) 利害関係者が商標出願に反対し、または商標登録後に商標の取消しを求めること。 (d) 異議申立又は取消手続における決定は、理由を付し、書面で行うことを要求すること。	
商品・役務の分類	第 14.2 条 10. 各締約国は、以下を定めるものとする： (a) 商品又は役務を表示する各登録又は商標出願若しくは登録に関する刊行物は、標章の登録の目的のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定（1979 年）の改訂及び改正（ニース分類）により確立された分類の区分に従ってグループ化された商品又は役務の名称により表示しなければならない。 (b) 商品又は役務は、登録又は公表においてニース分類の同一の区分に表示されていることのみを理由として、互いに類似しているとみなしてはならない。逆に、各締約国は、商品又は役務が、いずれかの登録又は公表においてニース分類の異なる区分に掲載されているという理由のみをもって、互いに非類似であるとみなしてはならないことを定める。	TRIPS 協定で規定していない、ニース分類の使用義務を規定している。また、ニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならず、ニース分類の異なる区分に分類されていることのみを理由として非類似としてはない、とも規定している。

電子商標システム	第 14.2 条 9. 各締約国は、以下を提供するものとする： (a) 商標の出願、処理、登録及び維持のための電子的手段。 (b) オンラインデータベースを含む、商標出願及び登録に関する一般に利用可能な電子データベース。	TRIPS 協定で規定していない、商標の電子出願システム及びオンラインデータベースの提供義務を定めている。

② 小括

上記のようにバーレーンとして締結している協定は米国との間のものだけであり、その主な内容は次の通りである。

登録要件として、標識が視覚的に知覚可能であることを要求することはできないとする規定になっている。また、標識が音又は香りであることのみを理由として、商標の登録を拒否することはできない、としている。

さらに、その他、以下の点を規定している。

- ・ TRIPS 協定では規定していない、証明商標保護のための登録を認めている。なお、団体商標については規定がない。(米国との間の協定であることが、影響している可能性があると考えられる。)
- ・ 商標ライセンスの有効性を証明するため、記録を要求してはならないとしている。
- ・ 地理的表示について、商標の保護制度その他の方法により、保護の申請又は承認の申立てを行う場合の手続及び拒絶理由等について具体的に定めている。(米国との間の協定であることが、影響している可能性があると考えられる。)
- ・ 商標の登録及び出願手続に関して、以下の各制度を提供することとする規定としている。
 - (a) 商標登録を拒絶する理由を書面（電子的方法によることができる。）で出願人に通知すること。
 - (b) 所轄官庁からの連絡に応答し、最初の拒絶に異議を申し立て、商標登録の最終的な拒絶に対して司法不服申立てをする機会を出願人に与えること。
 - (c) 商標登録に反対し、または商標の取消しを求める機会を提供すること。
 - (d) 異議申立て、抹消、取消又は無効の手続における行政上の決定を、理由を付した書面で行うこと。(当該行政上の決定は電子的に提供することができる。)
- ・ 商品や役務の分類について、改訂及び改正後のニース分類により確立された分類の区分に従って区分を行うこと、及び、ニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならず、ニース分類の異なる区分に分類されていることのみを理由として非類似としてはない、と規定している。
- ・ 電子データベース、出願システムの構築を行うとする規定を設けている。

以上の他、普通名称の使用を義務付ける措置が、当該商品又は役務に関連して使用される商標の使用又は有効性を損なわないことを確保するものとする、としている。

なお、GCC として韓国と FTA を締結しているが、GCC・韓国 FTA に規定されているもののうち、米国・バーレーン FTA に規定されていないものはない。

(3) オマーン

① オマーンが締結済みの EPA/FTA の知財章の商標の規定

オマーンが 2025 年 8 月時点で締結済みの EPA/FTA は、米国・オマーン自由貿易協定 (FTA) (2005 年 10 月発効)²¹のみである。

同協定に規定された知財章のうち商標の規定を項目別に下表にまとめた。

【図表 15】

	米国・オマーン FTA	TRIPS 協定の規定との関係
商標の保護対象	第 15.2 条 1. いずれの締約国も、登録の条件として、標識が視覚的に知覚可能であることを要求することはできない。締約国は、商標を構成する標識が音又は香りであることのみを理由として、商標の登録を拒否することはできない。 (注) 本項において「保護」には、知的財産権の利用可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響を及ぼす事項並びに本章が特に対象とする知的財産権の使用に影響を及ぼす事項を含む。さらに、本項の適用上、「保護」には、第 15.4.7 条に定める有効な技術的手段の回避の禁止及び第 15.4.7 条に定める権利管理情報に関する権利及び義務も含まれる。	TRIPS 協定に規定のない、標識が視覚的に知覚可能であることを要求することはできないと規定している。また、音又は香りについて、それのみであることのみを理由として、商標の登録を拒否することはできない、とする規定が盛り込まれている。
団体商標及び証明商標	第 15.2 条 2. 各締約国は、商標には証明商標が含まれることを規定するものとする。	TRIPS 協定で規定していない、証明商標が含まれる (団体商標については規定がない)。
周知商標の保護	第 15.2 条 6. 工業所有権の保護に関するパリ条約 (1967 年) 第 6 条の 2 は、登録の有無にかかわらず、周知商標によって識別される商品又は役務と同一又は類似でない商品又は役務について準用する。ただし、これらの商品又は役	TRIPS 協定第 16 条 2 項と同旨。

²¹ The Office of the United States Trade Representative (USTR)ウェブサイト
<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/oman-fta/final-text> [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

	務について当該商標を使用することが、これらの商品又は役務と商標権者との関係を示すものであり、かつ、当該使用によって商標権者の利益が害されるおそれがある場合に限る。	
記述上の用語の公正な使用等限定的な例外	(TRIPS 協定第 17 条に対応する規定はない)	
保護期間	第 15.2 条 11. 各締約国は、商標の最初の登録及び各登録の更新が 10 年を下回らない期間であることを規定する。	TRIPS 協定は 7 年以上と規定しているのに対し、本協定では、保護期間(更新含む。)は 10 年を下回らない期間であることを規定している。
不使用取消	(TRIPS 協定第 19 条に対応する規定はない)	
商標の商業上の使用に対する不当な制限の防止	第 15.2 条 3. 各締約国は、特に、普通名称との関連における商標の相対的な大きさ、配置又は使用の様式に関する要件を含め、商品又は役務の普通名称として普通言語で慣用されている用語(「普通名称」)の使用を義務付ける措置が、当該商品又は役務に関連して使用される商標の使用又は有効性を損なわないことを確保するものとする。	普通名称の使用を義務付ける措置が、当該商品又は役務に関連して使用される商標の使用又は有効性を損なわないことを確保するものとする、としている。
商標の使用許諾の記録の可否	第 15.2 条 12. いずれの当事者も、ライセンスの有効性を立証するため、商標に関する権利を主張するため、またはその他の目的のために、商標ライセンスの記録を要求することはできない。	TRIPS 協定第 21 条「加盟国は、商標の使用許諾及び譲渡に関する条件を定めることができる。」を具体化した規定である。
地理的表示の保護	第 15.2 条 13. 締約国は、商標の保護制度その他の方法により、地理的表示の保護の申請又は承認の申立ての手段を提供する場合には、次のことを行う：	商標の保護制度その他の方法により、地理的表示の保護の申請又は承認の申立てを行う場合の手続(第 13 項)及び拒絶理由等について具体的に定めている(第 14 項)。

	(a) 締約国が自国民のために仲介することを要求することなく、これらの申請及び申立てを受理する； (b) 必要に応じて、これらの出願又は申立てを最小限の手続で処理する； (c) 関連する場合には、これらの申請又は申立ての提出に関する規則を公衆が容易に入手できるようにし、かつ、これらの措置のための手続を明確に定める； (d) 一般公衆が、出願又は申立ての手続及びこれらの出願又は申立ての処理全般に関する手引きを得ることができるよう、並びに出願人、申立人又はその代理人が特定の出願及び申立ての状況を確認し、並びにこれらの出願及び申立てに関する手続上の手引きを得ることができるよう、十分な連絡先情報を提供すること。 (e) 地理的表示に関する出願又は申立てが、関連する場合には、反対のために公表されることを確保し、かつ、出願又は申立ての対象である地理的表示に対する反対のための手続を提供すること。また、各締約国は、出願又は申立ての結果生じた登録を取り消すための手続を定める。 14. (a) 各締約国は、次の各号が地理的表示の保護又は承認を拒絶する理由となることを規定する： (i) 地理的表示が、当該締約国の領域において誠実に係属中の出願又は登録の対象となっている商標であって、当該領域における地理的表示の保護又は承認よりも前の優先日を有するものと混同を生ずるおそれがあること；	

	(ii) 地理的表示が、当該締約国の領域において善意による使用により権利を取得した商標であって、当該領域における地理的表示の保護又は承認より前の優先日を有するものと混同を生ずるおそれがある。 (iii) 地理的表示が、当該締約国の領域において周知となった商標であって、当該領域における地理的表示の保護又は承認よりも前の優先日を有するものと混同を生ずるおそれがある。 (b) (a)号においては、締約国の領域における地理的表示の保護の日は、次のとおりとする： (i) 申請又は申立ての結果として提供された保護又は承認の場合には、当該申請又は申立ての日。 (ii) 他の方法による保護又は承認の場合には、当該領域の法令に基づく保護又は承認の日。	
商標の登録及び出願手続	第 15.2 条 8. 各締約国は、以下を含む商標登録制度を提供する。 (a) 商標登録を拒絶する理由を書面（電子的方法によることができる。）で出願人に通知することを要求すること。 (b) 出願人が商標当局からの連絡に応答する機会、最初の拒絶に異議を申し立てる機会、および最終的な登録拒絶に不服を申し立てること。 (c) 利害関係者が商標出願に反対し、または商標登録後に商標の取消しを求めること。 (d) 異議申立又は取消手続における決定は、理由を付し、書面で行うことを要求すること。	TRIPS 協定で規定していない、出願手続を規定している。

商品・役務の分類	第 15.2 条 10. 各締約国は、以下を定めるものとする： (a) 商品又は役務を表示する各登録又は商標出願若しくは登録に関する刊行物は、標章の登録の目的のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定（1979 年）の改訂及び改正（ニース分類）により確立された分類の区分に従ってグループ化された商品又は役務の名称により表示しなければならない。 (b) 商品又は役務は、登録又は公表においてニース分類の同一の区分に表示されていることのみを理由として、互いに類似しているとみなしてはならない。逆に、各締約国は、商品又は役務が、いずれかの登録又は公表においてニース分類の異なる区分に掲載されているという理由のみをもって、互いに非類似であるとみなしてはならないことを定める。	TRIPS 協定で規定していない、ニース分類の使用義務を規定している。また、ニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならず、ニース分類の異なる区分に分類されていることのみを理由として非類似としてではない、とも規定している。
電子商標システム	第 15.2 条 9. 各締約国は、以下を提供するものとする。 (a) 商標の出願、処理、登録及び維持のための電子的手段。 (b) オンラインデータベースを含む、商標出願及び登録に関する一般に利用可能な電子データベース。	TRIPS 協定で規定していない、電子商標システムの提供に関する規定である。

② 小括

上記のようにオマーンとして締結している協定は米国との間のものだけであるが、その主な内容は次の通りである。

同協定では登録要件として、標識が視覚的に知覚可能であることを要求することはできないとする規定になっている。他方、標識が音又は香りであることのみを理由として、商標の登録を拒否することはできない、としている。

また、その他、以下の点を規定している。また、その他、以下の点を規定している。

- ・ TRIPS 協定では規定がない証明商標保護のための登録を認めている。なお、団体商標については規定がない。(米国との間の協定であることが、影響している可能性があると考えられる。)
 - ・ 商標ライセンスの有効性を証明するため、記録を要求してはならないとしている。
 - ・ 地理的表示について、商標の保護制度、その他の方法により、保護の申請又は承認の申立ての手段を行う場合の手続や拒絶理由等について具体的に定めている。(米国との間の協定であることが、影響している可能性があると考えられる。)
 - ・ 商標の登録及び出願手続に関して、以下の各制度を提供することとする規定としている。
 - (a) 商標登録を拒絶する理由を書面(電子的方法によることができる)で出願人に通知すること。
 - (b) 所轄官庁からの連絡に応答し、最初の拒絶に異議を申し立て、商標登録の最終的な拒絶に対して司法不服申立てをする機会を出願人に与えること。
 - (c) 商標登録に反対し、または商標の取消しを求める機会を提供すること。
 - (d) 異議申立て、抹消、取消又は無効の手続における行政上の決定を、理由を付した書面で行うこと(当該行政上の決定は電子的に提供することができる。)
 - ・ 商品や役務の分類について、改訂及び改正後のニース分類により確立された分類の区分に従って区分を行うこと、及び、ニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならず、ニース分類の異なる区分に分類されていることのみを理由として非類似としてはない、と規定している。
 - ・ 電子データベース、出願システムの構築を行うとする規定を設けている。
- 以上の他、普通名称の使用を義務付ける措置が、当該商品又は役務に関連して使用される商標の使用又は有効性を損なわないことを確保するものとする、としている。

なお、GCC として韓国と FTA を締結しているが、GCC・韓国 FTA に規定されているもののうち米国・オマーン FTA に規定されていないものはない。

(4) その他の GCC 諸国(サウジアラビア・カタール・クウェート)の状況

サウジアラビア、カタール、クウェートの3か国は、それぞれの国としては他国と FTA/EPA を締結していない。ただし、GCC としては、韓国と締結している。その規定は下表のとおりである²²。

【図表 16】

	GCC・韓国 FTA ²³	TRIPS 協定の規定との関係
商標の保護対象	第 12.4 条：商標 1. 締約国は、商品及び役務の商標権者に十分かつ効果的な保護を与える。	TRIPS 協定で規定していない以下の規定がある。

²² 商標の規定に関しては、前述の UAE・韓国 CEPA と同旨の記載となっている。

²³ 韓国産業通商資源部ウェブサイト

https://fta.motir.go.kr/webmodule/_PSD_FTA/gcc/1/eng/12_Intellectual_Property_Right_Eng.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

	2. 各締約国は、商標が団体商標、証明商標及び音商標を含むものとし、香りの商標を含むことができる旨を規定する。	(第2項) 音標章を商標に含むことを規定している、及び香りの商標含むことができる旨規定している。
団体商標及び証明商標	第12.4条：商標 2. 各締約国は、商標が団体商標、証明商標及び音商標を含むものとし、香りの商標を含むことができる旨を規定する。	TRIPS 協定で規定していない、団体商標及び証明商標の保護のための登録を規定している。
周知商標の保護	第12.4条：商標 3. 各締約国は、登録商標の所有者がその所有商標が登録されている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について同一又は類似の標章を取引過程において使用することが、そのような使用により次のような結果をもたらす場合には、その所有者の同意を得ないすべての第三者が使用することを防止する排他的権利を有することを規定する。混同の可能性商品又は役務について同一の標識を使用する場合、混同のおそれが推定されるものとする。上記の権利は、既存のいかなる先行の権利をも害するものではなく、また、両当事者が使用に基づいて権利を利用可能にする可能性に影響を及ぼすものではない。 第12.5条：周知商標 工業所有権の保護に関するパリ条約(1967年)(以下「パリ条約」という)第6条の2の規定は、登録のかかわらず、周知商標(注)として特定される商品又は役務と同一又は類似しない商品又は役務であっても、当該商品又は役務について当該商標を使用することが当該商品又は役務と当該商標の所有者との関係を表示するもので	TRIPS 協定第16条の規定と同旨。

	あり、かつ、当該使用により当該商標の所有者の利益が害されるおそれがある場合に準用する。 (注) 商標が周知であるか否かを判断するために、いずれの締約国も、商標の評判が関連する商品又は役務を通常取り扱う公衆の部門を超えて広がることが要求することはできない。	
記述上の用語の公正な使用等限定的な例外	第 12.4 条：商標 4. 各締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、記述的用語の公正な使用等、商標によって与えられる権利に対する限定的な例外を定めることができる。	TRIPS 協定第 17 条の規定と同旨。
保護期間	(TRIPS 協定第 18 条に対応する規定はない)	
不使用取消	(TRIPS 協定第 19 条に対応する規定はない)	
商標の商業上の使用に対する不当な制限の防止	(TRIPS 協定第 20 条に対応する規定はない)	
商標の使用許諾の記録の可否	(TRIPS 協定第 21 条に対応する規定はない)	
地理的表示の保護	(TRIPS 協定第 22 条に対応する規定はない)	
不誠実に行われた出願の取消	第 12.6 条：不誠実な商標 各締約国は、商標登録出願が自国の法令に基づき不誠実に行われたものである場合には、自国の権限ある当局が商標登録を取り消す権限を有することを規定する。	TRIPS 協定で規定していない、商標登録出願が不誠実に行われたものである場合には、自国の権限ある当局が商標登録を取り消す権限を有することを規定している。

4. RCEP・CPTPP 中の商標に関する規定

地域的な包括的経済連携協定（RCEP）及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）中の商標に関する規定を示し、GCC 諸国が締結した EPA/FTA²⁴ 中の規定（UAE が締結した 11 協定と米国・バーレーン FTA、米国・バーレーン FTA の計 13 協定）と対比する。

RCEP 中の商標に関する規定は「第 11 章 知的財産権」の「第 C 節 商標」に規定されている（第 11.15 条～第 11.21 条）。他方、RCEP 中の商標に関する規定は「第 18 章 知的財産権」の「第 C 節 商標」に規定されている（第 18.18 条～第 18.28 条）。以下の表に両者の規定を項目毎にまとめる。

【図表 17】

	RCEP	CPTPP
商標の保護対象	第 11.19 条：商標の保護 各締約国は、ある事業に係る商品及びサービスを他の事業に係る商品及びサービスから識別することができる標識又はその組合せを商標とすることができるものとすることを確保する。その標識、特に単語（人名を含む）、文字、数字、図形、立体的形状及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、締約国は、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。いずれの締約国も、標識を視覚によって認識することができることを商標の登録の条件として要求してはならず、また、商標を構成する標識が音であることのみを理由として商標の登録を拒絶してはならない。（注） 注 締約国は、商標の適切な記述（図式によって表示することができるもの）を要求することができる。	第 18.18 条：商標として登録することができる標識の種類 いずれの締約国も、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求してはならず、また、商標を構成する標識が音であることのみを理由として商標の登録を拒絶してはならない。さらに、各締約国は、匂いによる標章を登録するよう最善の努力を払う。締約国は、商標の簡潔かつ正確な記述若しくは図式による表示又は場合に応じてその双方を要求することができる。

²⁴ 2026 年 1 月 31 日現在

団体商標及び証明商標	第 11.20 条:団体標章及び証明標章の保護 1. 各締約国は、商標には団体標章及び証明標章を含むことを定める。締約国は、証明標章が保護されることを条件として、自国の法令において証明標章を別の区分として取り扱う義務を負わない。	第 18.19 条：団体標章及び証明標章 各締約国は、商標に団体標章及び証明標章を含めることを定める。締約国は、証明標章が保護されることを条件として、自国の法令において証明標章を別の区分として取り扱う義務を負わない。各締約国は、また、地理的表示として用いられ得る標識を自国の商標制度に基づく保護の対象とすることができることを定める（注）。 注 第 18.1 条（定義）に定める地理的表示の定義に従い、標識又はその組合せは、地理的表示の保護のための一若しくは二以上の法的手段又は当該法的手段の組合せにより保護することができるものとする。
周知商標の保護	第 11.26 条:広く認識されている商標の保護 1. 各締約国は、同一又は類似の商品又はサービスについて広く認識されている商標（注 1、注 2）と同一又は類似の商標を使用することが先行して存在する当該広く認識されている商標と混同を生じさせるおそれがある場合には、その登録を拒絶し、又は取り消し、及びその使用を禁止する（注 3）ための適当な措置を定める。 注 1 この 1 の規定の適用上、締約国は、「広く認識されている商標の複製、模倣又は翻訳」を「広く認識されている商標と同一又は類似のもの」として取り扱うことができる。 注 2 締約国は、広く認識されている商標には、一の締約国の決定するところに従って、当該広く認識されている商標と同一又は類似の商標が出願され、登録され、又は使用される前に既に広く認識されている商標が該当することを了解する。	第 18.22 条:広く認識されている商標 1. いずれの締約国も、商標が広く認識されていることを決定するための条件として、当該締約国において若しくは他の国若しくは地域の管轄内で当該商標が登録されていること、広く認識されている商標の一覧表に含まれていること又は広く認識されている商標としてあらかじめ認定されていることを要求してはならない。 2. パリ条約第 6 条の 2 の規定は、広く認識されている商標（登録されているかどうかを問わない。）（注）によって識別される物品又はサービスと同一でない及び類似していない物品又はサービスについて準用する。ただし、当該同一でない及び類似していない物品又はサービスに関する当該商標の使用が、当該同一でない及び類似していない物品又はサービスと当該商標の権利者との間の関連性を示唆し、かつ、当該権利者の利益が

	注 3 締約国は、自国の司法機関に対し広く認識されている商標と同一又は類似の商標を使用することを禁止する権限を与えることにより、その使用を禁止するための適当な措置を定めるこの 1 の規定に基づく義務を履行することができる。 2. 各締約国は、1999 年 9 月 20 日から 29 日までの第 34 回 WIPO 加盟国総会の各種会合の際に開催された工業所有権の保護に関するパリ同盟の総会及び WIPO の一般総会において採択された周知商標の保護規則に関する共同勧告の重要性を認識する。 3. いずれの締約国も、商標が広く認識されている商標であることを決定するための条件として、当該商標が、当該締約国において若しくは他の国若しくは地域の管轄内で登録されていること、広く認識されている商標の一覧表に含まれていること又は広く認識されている商標として先行して認定されていることを要求してはならない。	当該使用により害されるおそれがある場合に限る。 注 締約国は、商標が自国において広く認識されているものであるかどうかを決定するに当たり、当該商標の社会的評価について関連する物品又はサービスを通常取り扱う公衆を超えて及んでいることを要求することを必要としない。 3. 各締約国は、1999 年 9 月 20 日から 29 日までの WIPO の加盟国による各種総会の第 34 回会合の際に開催された工業所有権の保護に関するパリ同盟の総会及び WIPO の一般総会において採択された周知商標の保護規則に関する共同勧告の重要性を認める。 4. 各締約国は、広く認識されている商標（注）と同一又は類似の商標の使用が先行して存在する当該広く認識されている商標との混同を生じさせるおそれがある場合には、同一又は類似の物品又はサービスについて、広く認識されている商標と同一又は類似の商標の出願を拒絶し、又は登録を取り消し、及び使用を禁止するための適当な措置を定める。締約国は、当該商標が欺くおそれがある場合についても、当該措置を定めることができる。 注 締約国は、広く認識されている商標とは、当該広く認識されている商標と同一又は類似の商標が出願され、登録され、又は使用される前に、当該締約国が決定するところに従い既に広く認識されているものであることを了解する。
記述上の用語の公正な使用	第 11.24 条：例外 締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件とし	第 18.21 条：例外 締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件とし

等 限 定 的 な例外	て、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができる。	て、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができる。
保護期間	(規定なし)	第 18.26 条：商標の保護期間 各締約国は、商標の最初の登録及び登録の更新の存続期間を少なくとも十年とすることを定める。
不 使 用 取 消	(規定なし)	(規定なし)
商 標 の 商 業 上 の 使 用 に 対 す る 不 当 な 制 限 の 防 止	(規定なし)	(規定なし)
商 標 の 使 用 許 諾 の 記 録 の 可 否	(規定なし)	第 18.27 条：使用権を記録しないこと いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、使用権の記録を要求することができない。 (a) 当該使用権の記録が、当該使用権が有効なものであることを確定することを目的とする場合 (b) 当該使用権の記録を、商標についての権利の取得、維持又は行使に関する手続において使用権者による商標の使用を名義人による使用とみなすための条件とする場合
地 理 的 表 示 の 商 標 の保護	第 11.20 条：団体標章及び証明標章の保護 2. 各締約国は、また、地理的表示として用いられ得る標識が自国の法令に従って自国の商標制度に基づく保護の対象となることを定める。 第 11.25 条：地理的表示に先行する商標の保護	第 18.19 条：団体標章及び証明標章 (前略) 各締約国は、また、地理的表示として用いられ得る標識を自国の商標制度に基づく保護の対象とすることができることを定める (注)。 注 第 18.1 条 (定義) に定める地理的表示の定義に従い、標識又はその組合せは、地理的表示の保護のための一若しくは二以上の法的手段又は当該法的手段の組合せにより保護することができるものとする。

	各締約国は、貿易関連知的所有権協定に従い、自国の管轄内で地理的表示に先行する商標を保護する。	第 18.30 条：地理的表示の認定 締約国は、地理的表示が、商標、特別の制度又はその他の法的手段によって保護されることができることを認める。
商 標 の 登 録 及 び 出 願 手 続	第 11.22 条：商標の登録及び出願 1. 各締約国は、次の事項を含む商標の登録のための制度を定める。 (a) 出願人に対して商標の登録の拒絶の理由を書面により通知する（電子的手段によることができる。）との要件 (b) 出願人が、自国の権限のある当局からの通知に応答し、商標の登録の当初の拒絶に対して不服を申し立て、及び商標の登録の最終的な拒絶に対して司法上の申立てを行うための機会 (c) 商標が登録される前に当該商標に関して少なくとも次のいずれかのことを行うための機会 (i) 商標出願に対して異議を申し立てること。 (ii) 権限のある当局に対して商標の出願が登録の要件を満たしていない旨の情報を提供すること。 (d) 商標が登録された後に当該商標に関して少なくとも次のいずれかのことを行うための機会 (i) 登録に対して異議を申し立てること。 (ii) 登録の抹消を求めること。 (iii) 登録の取消を求めること。 (iv) 登録の無効を求めること。 (e) 異議申立て、抹消、取消し又は無効の手続きにおける行政上の決定について理由を示し、かつ、書面によるとの要件。当該行政上の決定（注）については、電子的手段によることができる。	第 18.23 条：審査、異議申立及び取消しの手続上の側面 各締約国は、商標の審査及び登録のための制度を定めるものとし、当該制度には、特に次のことを含めるものとする。 (a) 出願人に対し、商標の登録を拒絶する理由についての書面による通知（電子的手段による通知とすることができる。）を行うこと。 (b) 出願人が、権限のある当局からの通知に回答し、当初の拒絶に対して不服を申し立て、及び商標の登録の最終的な拒絶について司法上の申立てを行うための機会を提供すること。 (c) 商標の登録に異議を申し立て、又は商標の取消し（注）を求めるための機会を提供すること。 注 この節の規定の適用上、取消しは、無効化又は抹消の手続により実施することができる。 (d) 異議申立て及び取消しの手続における行政上の決定について理由が示され、かつ、書面によって行われることを要件とすること。書面による決定は、電子的手段により提供することができる。

	注 この(e)の規定の適用上、「行政上の決定」には、準司的な決定も含む。	
商品・役務 の分類	第 11.21 条：商標分類制度 1. 各締約国は、1957 年 6 月 15 日にニースで作成された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定（随時行われる修正を含む。）（以下、この章において「ニース協定」という。）に適合する商標分類制度を採用し、又は維持する。 2. ニース協定の定める分類制度（以下この章において「ニース分類」という。）の翻訳を利用する締約国は、公定訳文が発行され、及び公表されている限りにおいて、ニース分類の最新のものに従う。 第 11.28 条：二以上の商品又はサービスに関する単一出願 各締約国は、二以上の商品若しくはサービス又はその組合せに係る商標の登録の出願について、当該二以上の商品若しくはサービス又はその組合せがニース分類の一の類に属するか二以上の類に属するかにかかわらず、単一の願書で行うことができることを定める。	第 18.25 条：物品及びサービスの分類 各締約国は、1957 年 6 月 15 日にニースで作成され、その後改正され、及び修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定（以下この条において「ニース分類」という。）に適合する商標の分類に関する制度を採用し、又は維持する。各締約国は、次のことを定める。 (a) 登録及び出願の公告については、ニース分類によって定める類に従って類別された物品及びサービスの名称を表示すること。 注 ニース分類の翻訳を利用する締約国は、公定訳文が発行され、及び出版されている範囲内で、ニース分類の最新のものに従う。 (b) 物品又はサービスについては、登録又は公告においてニース分類の同一の類に分類されているという理由によっては互いに類似するものと認めることができないこと及び登録又は公告においてニース分類の異なる類に分類されているという理由によっては互いに類似するものではないと認めることができないこと。
電子商標 システム	第 11.22 条：商標の登録及び出願 2. 各締約国は、次のものを提供する。 (a) 商標を処理し、登録し、及び維持するための電子的な出願のシステム (b) 商標の出願及び登録に関する公にアクセス可能なオンラインの電子データベース。	第 18.24 条：電子的な商標のシステム 各締約国は、次に掲げるシステムを提供する。 (a) 商標を電子的に出願し、及び維持するためのシステム (b) 商標出願及び登録された商標に関する公に利用可能な電子的な情報システム（オンラインのデータベースを含む。）

不誠実に 行われた 出願の取 消	第 11.27 条：悪意による商標（注） 注 この条の規定の適用上、締約国の権限のある当局は、商標が他の者の広く認識されている商標と同一又は類似のものであるかどうかを考慮することができる。 各締約国は、自国の法令に従い、商標の登録の出願が悪意で行われたものである場合には、自国の権限のある当局が当該出願を拒絶し、又は当該登録を取り消す権限を有することを定める。	（規定なし）

（１）商標の保護対象

① RCEP

標章が視覚的に認識可能であることを要求してはならない旨規定している。また、音の商標についてその構成要素が音であるという理由のみに基づいて商標の登録を拒否してはならない旨規定している。

② CPTPP

標章が視覚的に認識可能であることを要求してはならない旨規定している点、音の商標旨規定している点では RCEP と共通するが、さらに CPTPP では、香りの商標登録についても最善の努力を払わなければならない、と努力規定を設けている。

③ GCC 加盟国が締結済みの EPA/FTA との比較

標章が視覚的に認識可能であることを要求してはならない旨の規定は、13 協定中 5 協定（UAE・オーストラリア、UAE・モーリシャス、UAE・セルビア、米国・バーレーン、米国・オマーン）で規定している。

また、音の商標について大半（13 協定中 11 協定（UAE・韓国、UAE・トルコ、UAE・カンボジア、UAE・コスタリカ、UAE・オーストラリア、UAE・ジョージア、UAE・イスラエル、UAE・モーリシャス、UAE・セルビア、米国・バーレーン、米国・オマーン）が音の商標の登録を認める規定を設けている。他方、香りの商標については 6 協定（UAE・韓国、UAE・コスタリカ、UAE・ジョージア、UAE・イスラエル、UAE・モーリシャス、UAE・セルビア）のみが、香りの商標を登録するために最善の努力を払うとしている。

（２）団体商標及び証明商標

① RCEP

商標に団体商標及び証明商標を含むことを規定しているが、証明商標を保護する場合、証明商標をその法律及び規制において別個の区分として扱うことを義務付けられるもので

はない旨を規定している。

② CPTPP

RCEP と同旨の規定が盛り込まれている。

③ GCC 加盟国が締結済みの EPA/FTA との比較

13 協定中 9 協定（UAE・インド、UAE・インドネシア、UAE・カンボジア、UAE・コスタリカ、UAE・オーストラリア、UAE・ジョージア、UAE・イスラエル、UAE・モーリシャス、UAE・セルビア）で団体商標及び証明商標を含むことを規定している。

ただし、いずれの協定においても RCEP で規定している「証明商標を保護する場合、証明商標をその法律及び規制において別個の区分として扱うことを義務付けられるものではない」とする規定を設けているものはない。

また、米国・バーレーン、米国・オマーンは、団体商標のみ商標に含む旨を規定している。

（３）周知商標の保護

① RCEP

周知商標の保護に関する規定に関し、TRIPS 協定で定められた規定に加え、以下の追加規定を盛り込んでいる。

- (a) 商標が著名であると認定する条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていること、周知商標リストに掲載されていること、または周知商標として事前に認知されていることを要求してはならない。
- (b) WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総会が採択した「周知商標の保護に関する規定に関する共同勧告」の重要性を認識すること。
- (c) 混同を生じさせるおそれがあるとき等の場合、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消すこと。

② CPTPP

RCEP と同旨の規定を盛り込んでいる。

③ GCC 加盟国が締結済みの EPA/FTA との比較

13 協定中 9 協定（UAE・インド、UAE・インドネシア、UAE・トルコ、UAE・カンボジア、UAE・コスタリカ、UAE・ジョージア、UAE・イスラエル、UAE・モーリシャス、UAE・セルビア）で上述の RCEP、CPTPP の(b)と(c)に関して同一の追加規定を盛り込んでいる。また、上記 13 協定中 9 協定（UAE・インド、UAE・インドネシア、UAE・トルコ、UAE・カンボジア、UAE・コスタリカ、UAE・ジョージア、UAE・イスラエル、UAE・モーリシャス、UAE・セルビア）では、商標が著名であると認定する条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならないことが規定されている。一方で、UAE・インドネシアにおいては、周知商標リストに掲載されている

こと又は周知商標として事前に認知されていることを要求してはならないこと、も規定されている。(RCEP・CPTPPの規定と同一の内容。)

(4) 保護期間

① RCEP

RCEP には、商標の保護期間に関する規定はない。

② CPTPP

「各締約国は、商標の最初の登録及び各登録の更新が 10 年を下回らない期間であることを規定する。」と規定している (TRIPS 協定上は 7 年以上)。

③ GCC 加盟国が締結済みの EPA/FTA との比較

すべての協定 (13 協定) すべてにおいて CPTPP と同様に 10 年を下回らない期間と規定している。

(5) 商標の使用許諾の記録の可否

① RCEP

RCEP では、商標の使用許諾の記録の可否に関する規定はない。

② CPTPP

以下いずれかを目的とする商標ライセンスの記録を要求してはならないと規定している。

(a) ライセンスの有効性を証明することを目的とする場合。

(b) 商標の取得、維持または実施に関する手続において、ライセンシーによる商標の使用が保有者による使用とみなされるための条件とする場合。

③ GCC 加盟国が締結済みの EPA/FTA との比較

13 協定中 5 協定 (UAE・韓国、UAE・オーストラリア、UAE・ジョージア、UAE・モリシャス、UAE・セルビア、米国・バーレーン、米国・オマーン) においても、上述の CPTPP の規定と同様に商標ライセンスの記録を要求してはならないと規定している。他方、UAE・インドでは「各当事国は、商標使用許諾の登録を規定するものとする。また、各当事国は、商標使用許諾の登録が、商標権者による使用を証明するために必要かどうかを決定するものとする。」としている。

(6) 地理的表示の保護

① RCEP

「各締約国は、地理的表示として機能し得る標章が、その法律及び規制に従い、その商標制度の下で保護の対象となることを規定するものとする」としており、加えて「TRIPS 協定に従い、その管轄区域において、地理的表示に先立つ商標を保護するものとする」とす

る規定を設けている。

② CPTPP

地理的表示として機能し得る標章が、その法律及び規制に従い、その商標制度の下で保護の対象となることを規定するものとする点では RCEP と共通するが、さらに、締約国は、地理的表示が商標制度、特別制度（*sui generis*）その他の法的手段によって保護可能である点も盛り込まれている。

③ GCC 加盟国が締結済みの EPA/FTA との比較

13 協定中 10 協定（UAE・インド、UAE・トルコ、UAE・カンボジア、UAE・コスタリカ、UAE・ジョージア、UAE・イスラエル、UAE・モーリシャス、UAE・セルビア、米国・バーレーン、米国・オマーン）においては、地理的表示として機能し得る標章が、その法律及び規制に従い、その商標制度の下で保護の対象となることを規定している。

また、UAE・オーストラリア CEPA では、RCEP の規定と同様に、商標がその管轄区域において地理的表示より先に存在する場合、その商標を保護するとしている。

他方、上記 10 協定のうち、UAE・トルコを除く 9 協定においては CPTPP 同様、商標制度、特別制度（*sui generis*）又はその他の手段を通じて地理的表示の保護を提供することができることを認めている。ただし、上記 9 協定中 UAE・ジョージアを除く 8 協定では、TRIPS 協定のすべての要件が満たされることを条件に課している。

なお、インドはそのような商標制度又は特別制度（*sui generis*）のいずれかを介して保護することを認めている。

（7）商標の登録及び出願手続

① RCEP

商標の登録及び出願手続について審査及び登録のための制度として、次のものを提供しなければならない、その制度には以下のものを含むと規定している。

- (a) 商標の登録を拒絶する理由を書面（電子的方法による提供を含む。）で出願人に通知する機会。
- (b) 出願人が、当該締約国の管轄当局からの通知に対して回答し、最初の拒否を争い、商標の登録を拒否する最終決定に対して司法審査を求める機会。
- (c) 商標登録前に、以下のいずれか少なくとも一つを行う機会。
 - (ア) 商標出願に異議を申し立てること
 - (イ) 商標出願が登録要件を満たさない旨の情報を管轄当局に提供すること
- (d) 商標が登録された後、商標に関して次のいずれかを行う機会。
 - (ア) 登録に異議を申し立てること
 - (イ) 登録の取消しを求めること
 - (ウ) 登録の取消しを求めること
 - (エ) 登録の無効を請求すること
- (e) 異議申立て、取消し、取消、または無効化の手続きにおける行政決定は、理由を付した書面で行わなければならないこと。これらの決定は電子的に提供することができる。

② CPTPP

CPTPP では審査及び登録のための制度として、次のものを提供しなければならない、その制度には以下のものを含むと規定している。

- (a) 商標登録を拒絶する理由を書面（電子的方法によることができる。）で出願人に通知すること。
- (b) 出願人に対し、管轄当局からの連絡に応答し、最初の拒絶に異議を申し立て、商標登録の最終的な拒絶について司法不服申立をする機会を与えること。
- (c) 商標登録に反対し、または商標の取消しを求める機会を提供すること。
- (d) 異議申立及び取消手続における行政決定は、理由を付した書面によって行うこと。その書面は電子的手段によって提供することができる。

③ GCC 加盟国が締結済みの EPA/FTA との比較

13 協定中 11 協定（UAE・インド、UAE・韓国、UAE・インドネシア、UAE・トルコ、UAE・カンボジア、UAE・コスタリカ、UAE・オーストラリア、UAE・ジョージア、UAE・イスラエル、UAE・モーリシャス、UAE・セルビア）には CPTPP と同旨の規定がなされている。

（８）商品・役務の分類

① RCEP

標章の登録の目的のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定に合致する（改正・改定がなされた場合は、改正・改定後の）商標分類を採用することを規定している。

また、各締約国は、商標の登録出願が、ニース分類の同一の区分に属するか否かを問わず、複数の商品またはサービス、またはそのいずれかの組み合わせに関するものである場合でも、同一の出願として扱われることを定めるものとするのが盛り込まれている。

② CPTPP

RCEP と同じく、ニース協定に合致する（改正・改定がなされた場合は、改正・改定後の）商標分類を採用することを規定している。

また、RCEP では規定のないニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならず、ニース分類の異なる区分に分類されていることのみを理由として非類似としてはない、と規定されている。

③ GCC 加盟国が締結済みの EPA/FTA との比較

商品・役務の分類に関する規定のない韓国・UAE CEPA を除いた、13 協定中 12 協定で、標章の登録の目的のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定に合致する（改正・改定がなされた場合は、改正・改定後の）商標分類を採用することを規定している。

また、11 協定（UAE・インド、UAE・トルコ、UAE・カンボジア、UAE・コスタリカ、UAE・オーストラリア、UAE・ジョージア、UAE・イスラエル、UAE・モーリシャス、UAE・セルビア、国・バーレーン、米国・オマーン）では、CPTPP と同旨のニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならず、ニース

分類の異なる区分に分類されていることのみを理由として非類似としてはならない、ことも盛り込まれている。

（９）電子商標システム

① RCEP

(a) 商標の電子出願および維持のためのシステム、及び、(b) オンラインデータベースを含む、商標出願および登録商標に関する一般に利用可能な電子情報システム、を提供することを取り決めている。

② CPTPP

RCEP と同旨の規定が盛り込まれている。

③ GCC 加盟国が締結済みの EPA/FTA との比較

13 協定中 9 協定（UAE・韓国、UAE・トルコ、UAE・コスタリカ、UAE・オーストラリア、UAE・ジョージア、UAE・モーリシャス、UAE・セルビア、米国・バーレーン、米国・オマーン）で、上述の電子システムを提供することを取り決めている。また、UAE・カンボジアにおいては、これらのシステムを提供することを努力規定として盛り込んでいる。

（１０）悪意による商標登録出願の取消

① RCEP

各締約国は、その法律及び規則に従い、商標の登録出願が悪意によるものである場合、その出願を拒絶し、又は登録を取り消す権限を、その管轄当局に付与するものとする。

② CPTPP

CPTPP には悪意による商標登録出願の取消に関する規定はない。

③ GCC 加盟国が締結済みの EPA/FTA との比較

各協定において、悪意による商標登録出願の取消を盛り込んだ協定はない。
なお、UAE・韓国 CEPA においては「商標登録出願が不誠実に行われたものである場合には、自国の権限ある当局が商標登録を取り消す権限を有すること」ことが規定されている。

第２節 国内企業への質問票調査

１．調査対象の選定について

質問票調査は、グローバルに事業を行っており、海外への商標登録出願を積極的に行っている国内企業を対象とした。

選定にあたっては、WIPO が HP 上で提供している検索システム WIPO Madrid Monitor²⁵ を用いて 2021 年から 2024 年までに登録された国内企業の国際登録商標を検索し、個人及び海外企業の子会社を除いた登録件数の国内企業上位 120 者を対象とした。

2. 調査結果

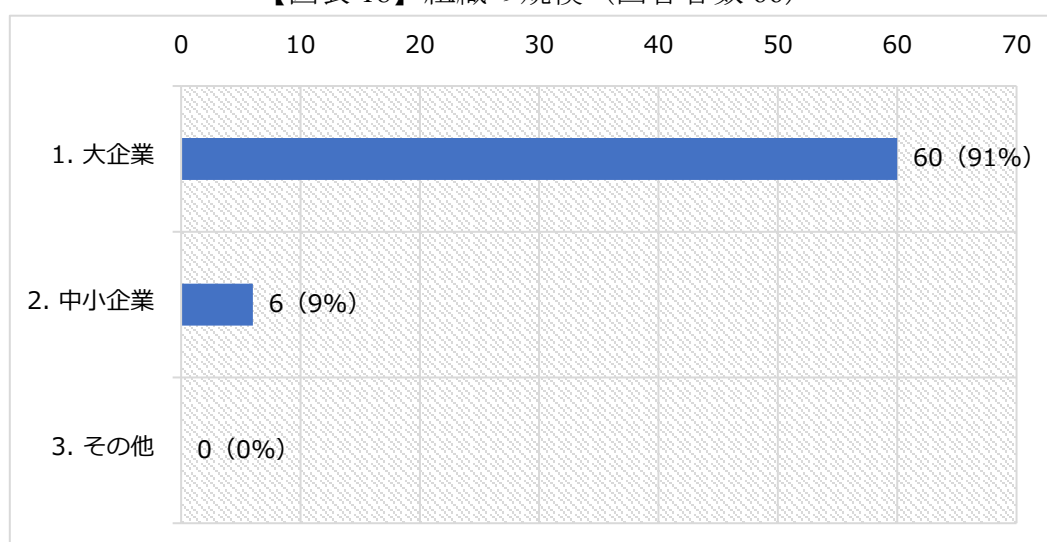
120 者に対して別紙の国内アンケート調査票を送付し、66 者から回答を得た（回答率：55%）。

（1）質問 A：回答者の属性等

① 回答者の規模

質問 A1 において、組織の規模を質問したところ、【図表 18】の回答を得た。回答者中 60 者（91%）が大企業、6 者（9%）が中小企業であった。

【図表 18】組織の規模（回答者数 66）



② 回答者の業種

質問 A2 において、回答者の業種を質問したところ、【図表 19】の回答を得た。

66 者中 57 者が製造業、9 者がサービス業であった。

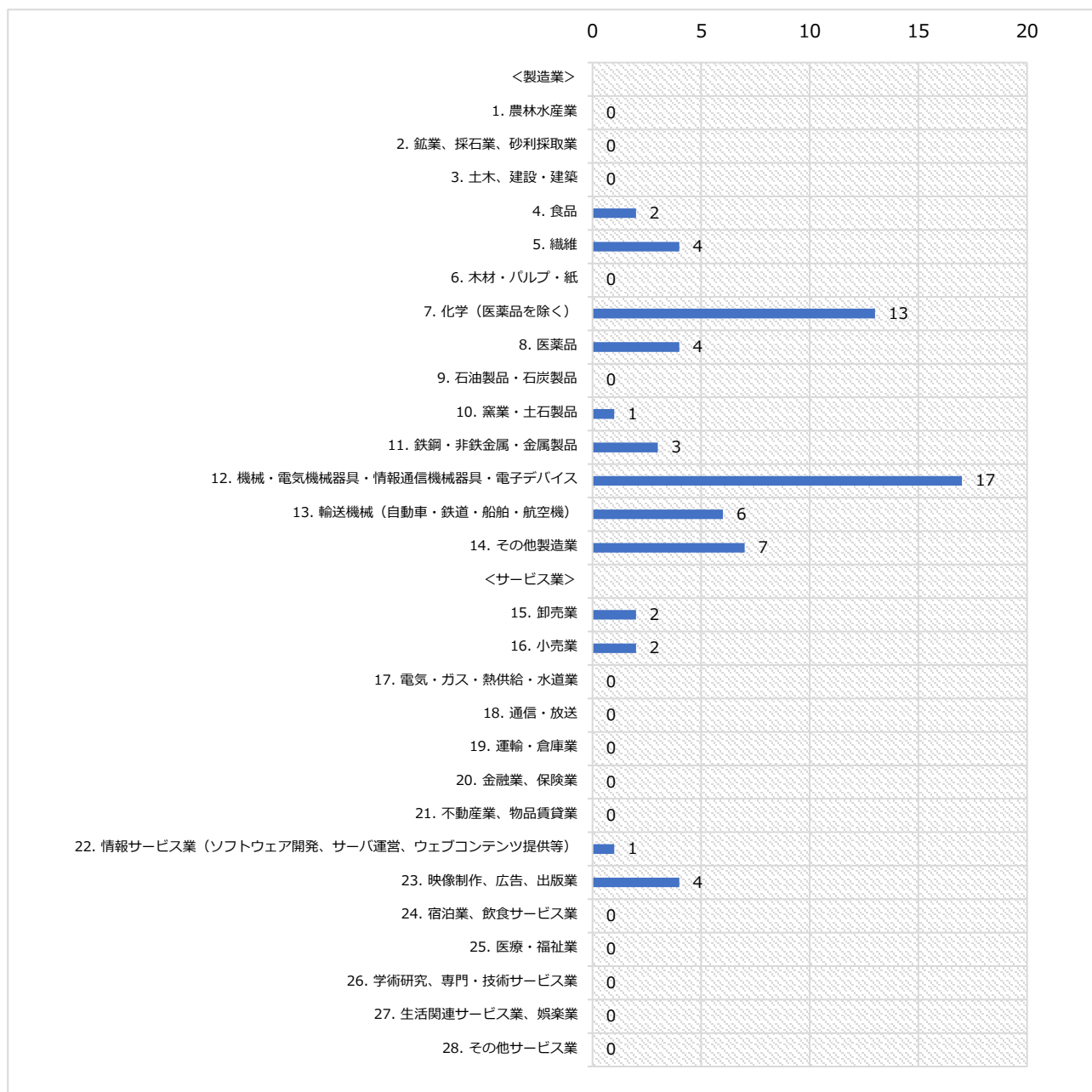
幅広い業種の企業から回答が得られ、電気機械器具製造業が 17 者と最も多く、化学（医薬品を除く）13 者と続いた。サービス業では、映像制作、広告、出版業が 4 者、卸売業が 2 者、小売業が 2 者、情報サービス業が 1 者であった。

また、「14. その他製造業」と回答した 7 者に対し、質問 A2-2 で具体的な業種を質問したところ、6 者から以下の回答が得られた。

²⁵ WIPO ウェブサイト <https://www3.wipo.int/madrid/monitor/en/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

- ・卓球用品の製造および販売、卓球レポートのメディア運営、卓球道場の運営
- ・二輪自動車用ヘルメット
- ・運動競技用製造業
- ・化粧品製造・販売業
- ・玩具等の製造販売
- ・タイヤ等ゴム製品

【図表 19】 回答者の業種（回答者数 66）



(2) 質問 B：一般的な海外における商標活用に関する質問

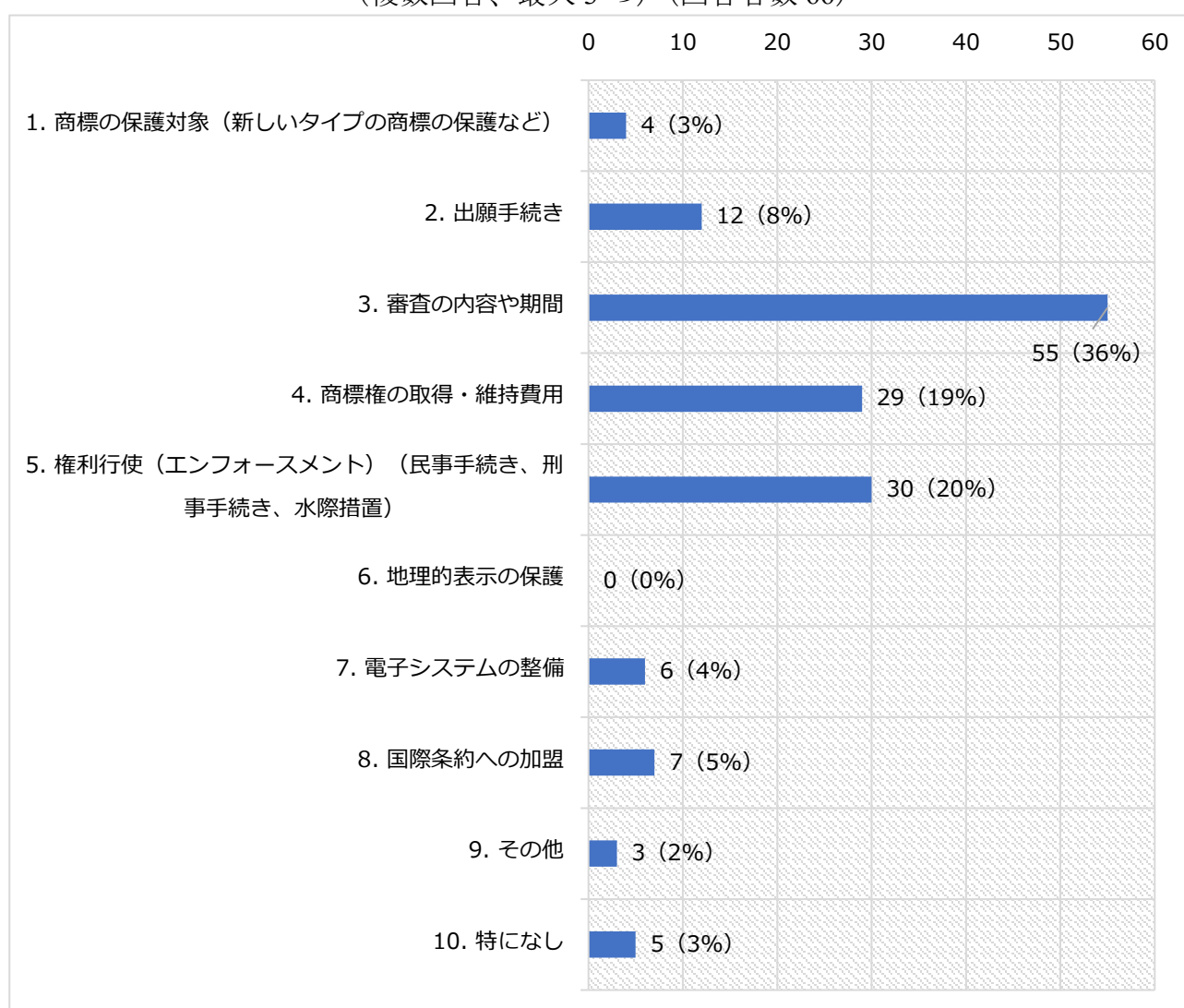
① 商標制度を活用する際に特に問題となり得る項目

質問 B1 において、一般に、諸外国において商標制度を活用する際に、特に問題となり得る項目について、回答数を最大 3 つに絞って質問したところ【図表 20】の回答を得た。

上位 3 つの回答は、審査の内容や期間が 55 件（36%）と最大となり、権利行使（エンフォースメント）が 30 件（20%）、商標権の取得・維持費用が 29 件（19%）と続いた。

「9. その他」に対する具体的な回答についても質問したところ、「商標調査に関する障壁」「法改正、制度の違い」といった回答があった。

【図表 20】 商標制度を活用する際に、特に問題となり得る項目
（複数回答、最大 3 つ）（回答者数 66）



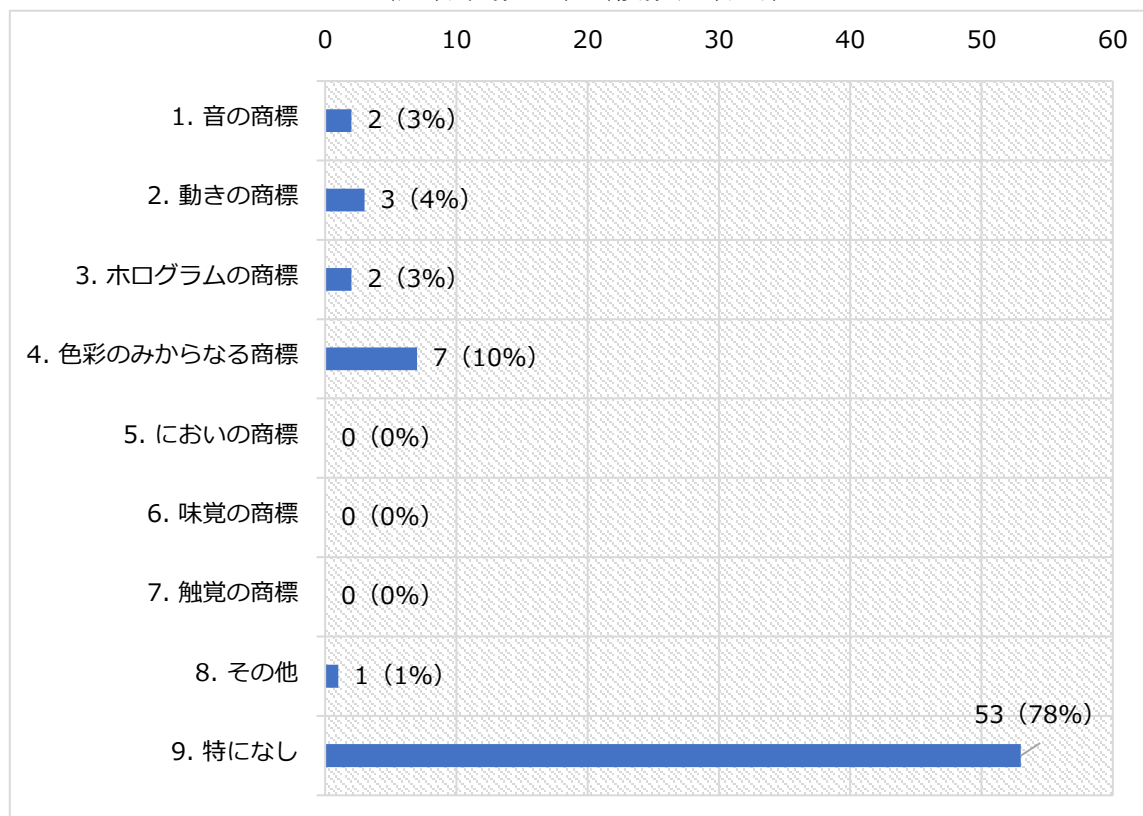
② 保護を希望する新しいタイプの商標

質問 B2-1 において、諸外国において保護を希望する新しいタイプの商標を質問したところ、【図表 21】の回答を得た。

「特になし」が 53 者（78%）となったが、色彩のみの商標（7 者、10%）、動きの商標（3 者、4%）、音の商標（2 者、3%）、ホログラムの商標（2 者、3%）への回答もあった。

質問 B2-1 において、「8. その他」について具体的に質問したところ、「店舗デザイン」との回答であった。

【図表 21】保護を希望する新しいタイプの商標
（回答者数 66）（複数回答可）



③ 諸外国において、特に必要と思われる商標出願手続き

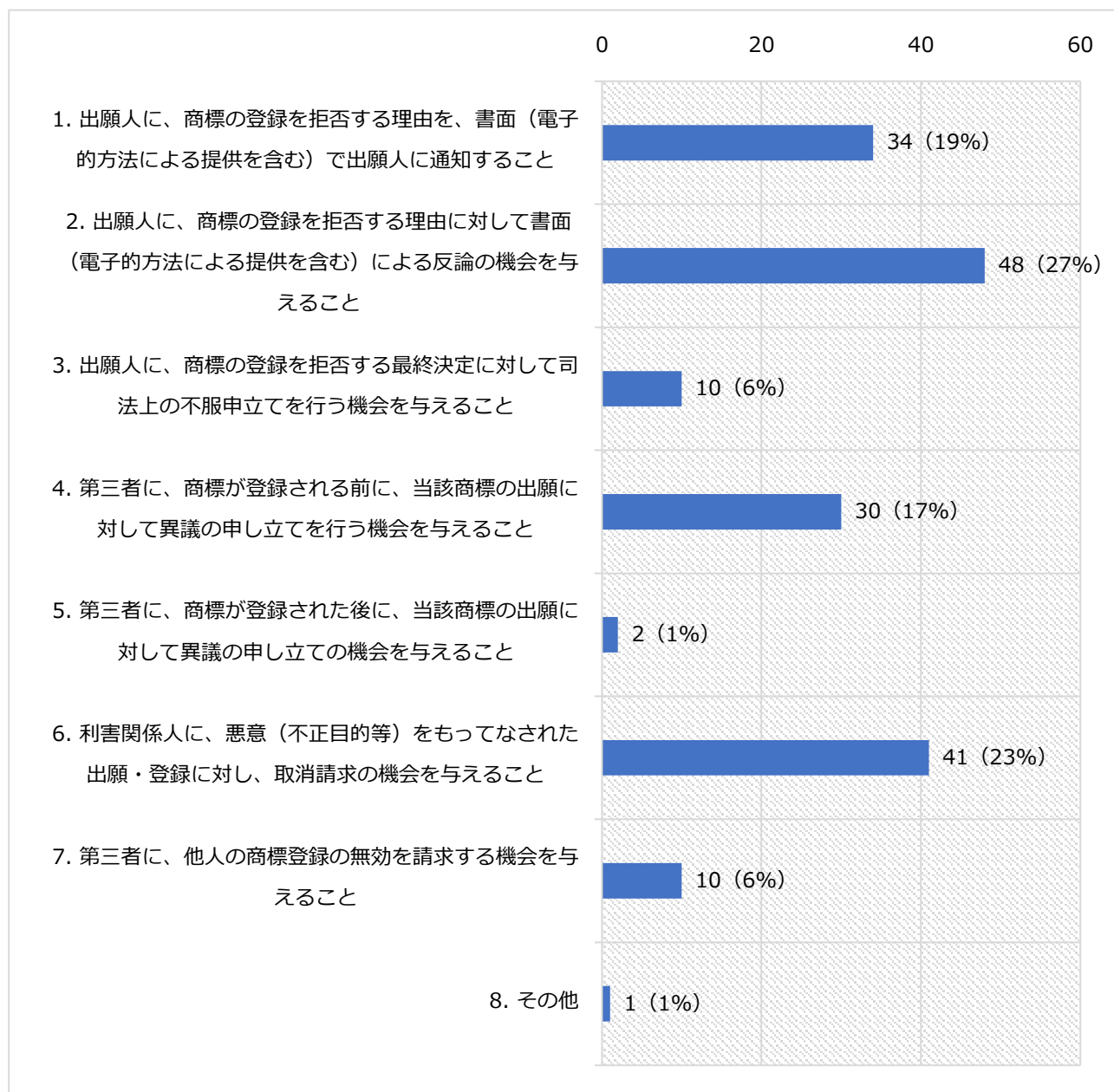
質問 B3 において、商標出願手続き等に関して、特に必要と思われると考えられるものとして優先順位の高いものを、最大 3 つと限定して質問したところ、【図表 22】の回答を得た。

「2. 出願人に、商標の登録を拒否する理由に対して書面（電子的方法による提供を含む。）による反論の機会を与えること」が 48 者で最多、「6. 利害関係人に、悪意（不正目的等）をもってなされた出願・登録に対し、取消請求の機会を与えること」が 41 者、「1. 出願人に、商標の登録を拒否する理由を、書面（電子的方法による提供を含む。）で出願人に通知すること」が 34 者で続いた。

また、異議申し立ての機会に関して、「4. 第三者に、商標が登録される前に、当該商標の出願に対して異議の申し立てを行う機会を与えること」（付与前異議）が 30 者なのに対し、

「5. 第三者に、商標が登録された後に、当該商標の出願に対して異議の申し立てを行う機会を与えること」（付与後異議）は 2 者にとどまった。

【図表 22】 諸外国において、特に必要と思われる商標出願手続き
(回答者数 66) (複数回答、最大 3 つ)

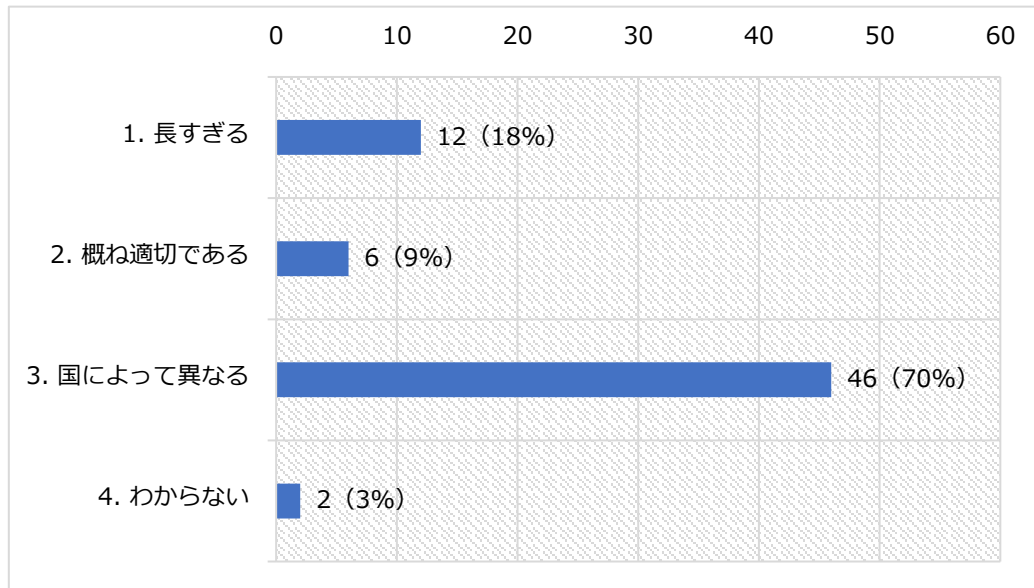


④ 商標出願の審査期間

質問 B4-1 において、諸外国における商標出願の審査期間についての印象を聞いたところ、【図表 23】の回答を得た。

「3. 国によって異なる」が 46 者（70%）で最多であるが、「1. 長すぎる」の回答も 12 者（18%）あった。

【図表 23】 諸外国における商標出願の審査期間についての印象
(回答者数 66)



また、質問 B4-2 において、国名とともに具体的な理由を挙げてもらったところ、以下の
ような回答が得られた。

期間が長すぎると言及された国の国数では、タイが最多（13 者）であり、以下、インド
（11 者）、カナダ（9 者）、韓国（7 者）と続いた。

<タイに関する主な回答>

- ・タイは審査期間が長すぎるうえに、指定商品の補正が必ず発生する。
- ・タイの審査期間が長い。また、同時期に出願した複数案件で、最終決定までの期間に数年ほどの差があったケースがあった。登録証が発行されずに数年過ぎている案件がある。
- ・タイ、バングラデシュ等が長いと感じる。
- ・タイにおいて、指定商品記載のみの拒絶理由通知に対し、適切な補正を行ったにもかかわらず、審査の再開に2年以上かかっている案件がある。他国において指定商品記載のみの拒絶理由通知であれば、すぐに再審査が行われ、次の手続きに進む。
- ・国名：タイ、拒絶理由通知に対する応答書面を提出したあとの審査が長く、権利化までに時間がかかっている。
- ・審査期間が1年程度の国が多いが、東南アジアや中東、アフリカなどの一部の国では数年から10年弱かかることもある（タイ、マレーシア、イラク、ナイジェリアなど。）。
- ・タイの審査期間が長く、出願した商標を使用する製品の次モデルの名称が決定する時期にやっと登録されるケースがある。
- ・東南アジアの多くの国（特にタイ）は審査期間が長い（審査結果が判明するまで出願から1年ほど）と感じる。一方で香港は審査期間が非常に短い（早いと2か月ほど）と感じる。
- ・タイ、カナダ、南アフリカの審査が他の国に比べて遅い。
- ・タイ・カナダは特に審査期間が長いと感じる。

<インドに関する主な回答>

- ・インドで最近の出願は早いですが、10 年近く前の出願がいまだに審査が終わらない。
- ・インド 出願から 15 年を超えても審査が終結していない。
- ・インドにおける異議申立事件において、5 年以上経過しているが、まだ決着していない案件がある。
- ・インドの審査期間が案件によって差がありすぎる。
- ・インド、アフリカ、南米各国が遅い印象。
- ・インド、ベトナム、アフリカ諸国等で審査期間が長い傾向がある（特に拒絶を受けた際の対応に時間がかかる。）。
- ・インド：2011 年に出願している案件があるが、いまだ審査が終わっていない。最近出願した案件が先に登録になるなど、長期滞留案件が処理できていない。
- ・インド、タイ、韓国は審査期間が長い。
- ・インドにおいて案件によっては長期間放置される場合がある（拒絶理由を受けていない部分を分割した際に当該分割出願が 2 年以上滞留、元の出願が拒絶理由を克服して先に登録となった事例あり。）。

＜カナダに関する主な回答＞

- ・カナダ 出願から登録まで 3 年程度かかり、その他国と比較して長い。
- ・カナダ、ブラジルは審査期間が長い。
- ・カナダの審査が長期に及ぶ傾向があると認識しております。
- ・カナダ、タイが長いように感じる。

＜韓国に関する主な回答＞

- ・弊社マドプロ出願の指定国（米国、欧州、中国、韓国、英国）の中では韓国が登録までの期間が最も長い。
- ・韓国、タイ（は長すぎる。）。

＜その他の回答＞

- ・アメリカ：指定商品についての細かいやりとりが多い。
- ・クウェート：2017 年に出願した商標の出願が全く行われず、オンライン出願の受付になったので審査が進むのではないかとこの代理人の助言を受け、2025 年に出願し直した。
- ・中南米諸国で審査期間が長く（2 年以上）かかる国がある。
- ・ガーナでの出願で、先日 25 年越しに登録に至った一方で UAE は登録まで 4 か月程度だったこともあり、国によって差を感じる。
- ・マレーシアは FA 後の審査期間が長い。
- ・（アフリカ諸国をはじめとする国は）公告になった後に登録までの期間が長い国も多い。
- ・中南米は長い印象がある。
- ・中国（は長すぎる。）。
- ・バングラデシュ：出願 2016 年で未登録（2024 年 7 月登録料納付も登録証未発行）、スリランカ：出願 2017 年で未登録（2022 年 3 月登録料納付も登録証未発行）、南アフリカ：出願 2021 年で未登録（2022 年 1 月 OA 応答も受理通知未発行）、サウジアラビア：出願 2021 年で未登録（2024 年登録証誤記修正後、登録証未発行）。
- ・ベトナム、ミャンマーは審査が遅い印象。
- ・遅いと感じる：アンティグア・バーブーダ、アゼルバイジャン、バーレーン、ブルネイ、ケニア、オマーン、アイスランド、マレーシア、メキシコ、タイ、ベトナム等

→マドプロ出願した際に、審査が遅い、審査がなされる前に 18 か月が経ち登録になった。

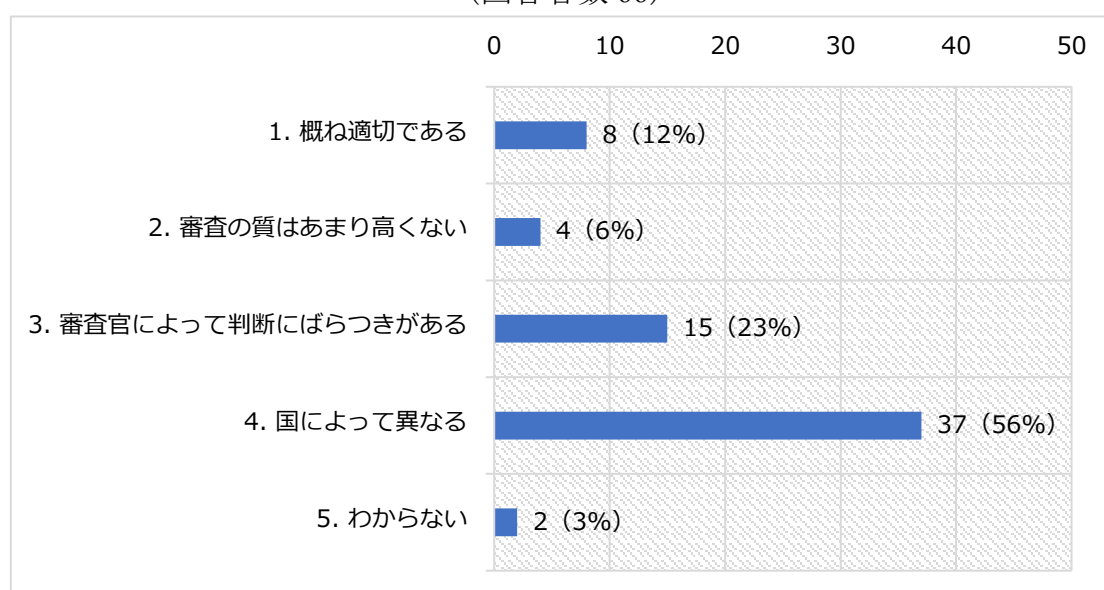
・早いと感じる：オーストラリア→出願から 4 か月で登録になった。

⑤ 商標出願審査の質

質問 B5-1 において、諸外国における商標出願の質についての印象を聞いたところ、【図表 24】の回答を得た。

「3. 国によって異なる」が 37 者（56%）で最多であり、「3. 審査官によってばらつきがある」の回答も 15 者（23%）あった。

【図表 24】 諸外国における商標出願の質についての印象
(回答者数 66)



また、質問 B5-2 において、国名とともに具体的な理由を挙げてもらったところ、以下のような回答が得られた。

特に中国についての言及が多く（27 者）、審査が厳しい、ばらつきがある、類似範囲が広いといった回答が見られた。次いで、タイ（8 者）についても審査官によって判断が変わる、識別力の判断が非常に厳しいなどの回答があった。

＜中国に関する主な回答＞

- ・中国、韓国は一部の要素に同一先行商標があると全体が拒絶されてしまう。
- ・中国の審査（特にアルファベット商標）の判断が予想を超えている。
- ・中国の類似範囲の広さ（例：A+B は A と類似 A と B は文字列）。
- ・中国は、従前より審査官の判断のばらつきがあると感じている国です。米国については、審査官出身の現地代理人による調査見解と実際の審査担当の間で判断の不一致があった件がいくつか発生しており、判断のばらつきを感じます。

- ・中国。商標法第10条第1項第7号の拒絶理由を乱発しているように感じる。この理由で拒絶を受けると、商標登録できないだけでなく、その商標を使うことも禁じられるため、慎重に運用してほしい。また、審査官によって審査結果にバラつきがあることが多い。
- ・中国での類否判断が他の国に比べて厳しすぎる。コロンビアではブランド名には識別力がないと判断され、“ブランド名+〇〇〇〇”商標について権利取得できない案件があった。
- ・中国は審査の判断にブレがあるように感じる。
- ・中国において、当社商標が登録されている分野で、当社商標に類似する他社商標が登録されてしまうケースがあり、その後当社が出願するとその他社商標が引例として挙げられることがある。
- ・中国の審査の質が安定しない。
- ・中国は類否判断が厳しい（過去に併存登録していたものでも考慮されず類似となるように感じる）。また、タイは識別力の判断が非常に厳しい。
- ・インド・中国。日本であれば明らかに類似ではないと思われる商標であっても類似商標と判断され、拒絶査定されたことがあったため。
- ・中国 審査官によるばらつき、審査基準の変化。
- ・中国：品質表示とみなされやすい。
- ・中国においては、商標の類否判断が厳格であり、商標の構成要素を部分的に抽出して判断する傾向が見受けられます。その上で、審査官によっても判断にばらつきがあると感じています。
- ・国名：中国。類似の判断が広い印象、審査官によっては引例が多くあげられる。質というより基準の問題かもしれないが、中国やアジア・中近東の国において、日本の感覚では非類似と思われる商標も類似と判断されるような事例がある。
- ・中国（CN）中国への直接出願の場合、認められる指定商品/役務は、当局のリストに載っている範囲が原則で、そこから逸脱すると、補正による修正はほぼ認められない。
- ・中国：同一図形の同一先行商標に対する類否判断が審査官・審判官により異なった事例あり。不適切な審査結果であっても、審査処理速度を重視し審判や訴訟でも審査結果が維持される傾向にある。
- ・中国については審査官により判断基準のぶれが感じられる（過去の出願で挙がらなかったものが拒絶引例に挙がる等）。さらに拒絶不服審判においては審査官の裁量が重視され判断が覆らない傾向にあるので、使用可否の判断に困ることがある。
- ・そもそも外国周知商標（4条1項19条相当）を保護しない国がある（特に中国や南米）。
- ・中国は裁量の余地が大きいいためか、審査官によって判断にばらつきがある。

<タイに関する主な回答>

- ・タイは指定商品の補正が必ず発生する。審査官によって判断が代わるのであらかじめベストの指定商品を決めておくということができない。
- ・識別力の判断が国によって異なる。特にタイ、インドネシア等、東南アジア諸国が厳しい。
- ・指定商品の記載について、米国、カナダ、タイなど審査官によってばらつきが目立つ国がある。

- ・タイは、補正を受けても現地語翻訳の微調整で解消されることもあるので制度が整ってほしいと感じる。
- ・タイ（TH）識別力が厳しい、指定商品の補正が細かい、包括表現が認められにくい。
- ・タイの識別性判断（2つの英語を組み合わせた造語においても、識別力無しと判断される場所）。

＜アメリカに関する主な回答＞

- ・アメリカ：以前認められた指定商品が認められなかったりする。
- ・アメリカ：全く同じ指定商品役務で出願したにも関わらず、一方の出願は登録が認められ、もう片方は商品役務の修正を命じられた。

＜ベトナムに関する主な回答＞

- ・同意書による引例克服が職権にゆだねられている国があるが、その場合の基準が非常に不明確な国がある。ベトナムでは同じ商標でもクラスによって判断が異なるケースがあった。
- ・ベトナムで、別件で認められた商品記載が認められなかったことがあり、その際に、判断は審査官によるので反論しても勝ち目はないとの現地代理人コメントをもらったことがある。

＜その他の回答＞

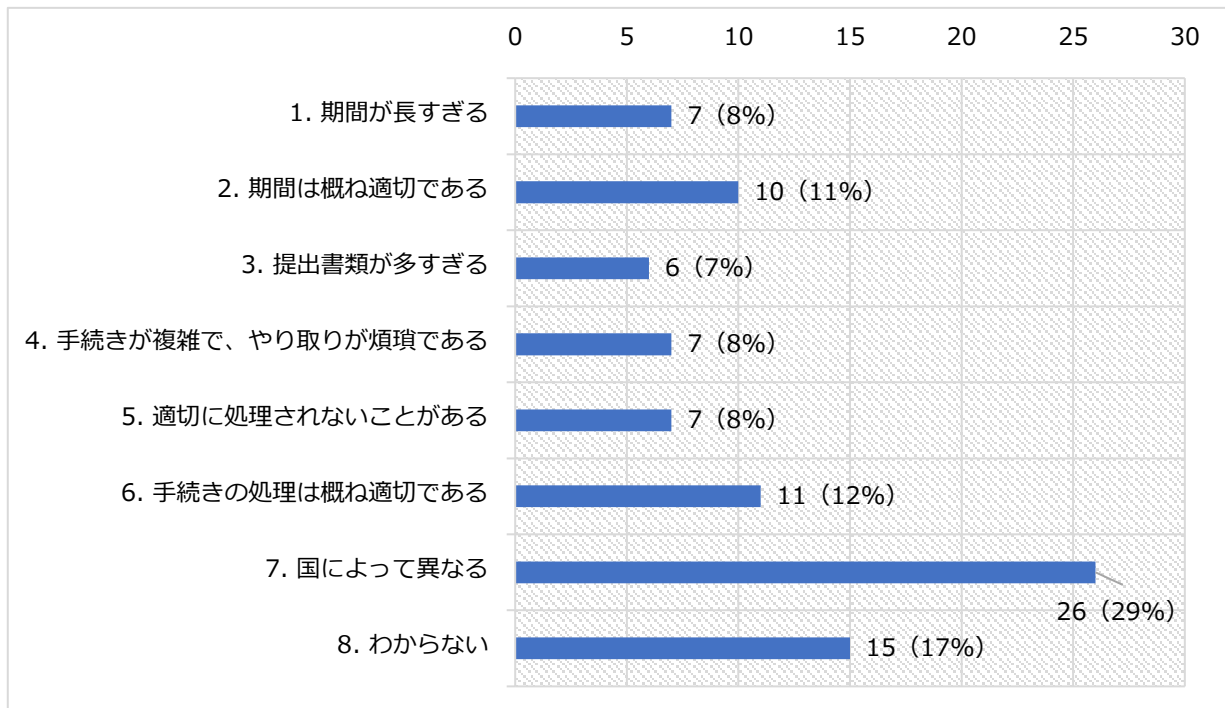
- ・南米、特にペルーにおいて他国では引用されない商標が問題となることがある。現地代理人は「審査官の質が非常に低くなっている」と述べている。
- ・韓国は審査官が不在だと手続きが進まず応答期限をわざわざ延長しなければならない。組織で対応してもらいたい。
- ・出願国によって類似と判断される商標は大きく異なる。また、識別力の判断についても国ごとに違いがあるように感じる。さらに、同じ国であっても審査官によって判断にばらつきがあるように思う。
- ・デンマーク、スイス、フィンランド：英語の文字から成る商標権を出願した際に、アメリカやカナダ等で識別力の観点で拒絶されなかったが、同三か国では、識別力がないとされ、拒絶を受けた。

⑥ 商標出願審査の（審査以外の）諸手続き

質問 B6-1 において、外国における商標出願の審査以外の名義変更、住所変更などの諸手続きにおける手続期間や処理について、次のうちどれが近い印象についての印象を聞いたところ、【図表 25】の回答を得た。

「3. 国によって異なる」が 26 者（29%）で最多、「2. 期間は概ね適切である」が 11 者（12%）、「手続きの処理は概ね適切である」が 10 者（11%）となった。他方期間が長すぎる 7 者（8%）などの回答もあった。

【図表 25】 諸外国における商標出願の諸手続きについての印象
(回答者数 66) (複数回答可)



また、質問 B6-2 において、国名とともに具体的な理由を挙げてもらったところ、以下の
ような回答が得られた。

いくつかの国で、数年単位で手続きが滞っているという回答や、手続きミスが発生して
いるという回答が得られた。

国名を挙げている中では、中国（4 件）や、インド、ナイジェリア、韓国、ベトナム、イ
ンドネシア、ミャンマー、イラク（各 1 件）があった。

＜中国に関する回答＞

- ・中国：五月雨式に拒絶が発せられ審査官サイドが初回通知ですべての拒絶理由を通知で
きない。結果長引く。
- ・中国：半年以上かかり、他国と比べて長い印象。
- ・中国の登録証発行に時間がかかる点は気になる。

＜その他の国に関する回答＞

- ・インド・ナイジェリア：商標更新ミス。
- ・ミャンマー：法整備途中で連絡が滞っている。
- ・韓国は商標併存同意のための書類や証明書をあれこれ用意しなければならず事務負担が
大きい。
- ・ベトナムやインドネシア：手続き期間が長かった印象がある。
- ・イラクで当局における保管書類（登録の記録）に不備があり、手続きができないことが
あった。

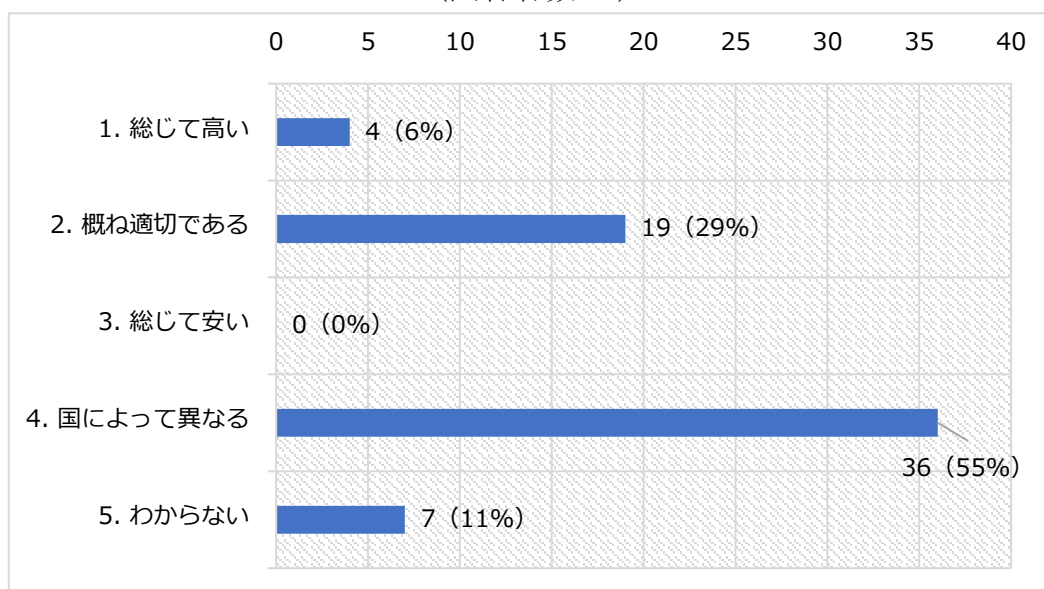
- ・特にこの国ということではないが、名義変更に履歴事項証明書が必要であったり、その翻訳作業に時間と費用を要したり、アポステューユが必要な国では非常に手続きが煩雑になる。
- ・途上国において7、8年以上手続の完了通知が発行されない国がある。また、住所、名義変更がデータベースに反映されていないため、自社の商標で拒絶を受けるケースがある。
- ・発展途上国が多いです。
- ・自社の場合は、日本の事務所を通して手続きをおこなう場合が多いため、煩雑な点は事務所の説明と案内があって円滑に進められていると思う。
- ・マドリッド制度を利用して出願した商標は一括で諸手続きを行えるうえ、オンラインで簡単に手続きが可能である。一方、国によっては登記事項証明書が必要であったり公証や認証などが求められる場合もあり、手続きに時間がかかることがある。
- ・アフリカ等で社名変更により名義変更手続を申請したが、かなり時間がかかった。
- ・例えば名義変更について、同一類似商標にかかる一括譲渡を採用している中国には、実務上、手続きが煩雑になりやすい。（案件によって代理人が異なる場合、さらにやり取りが複雑化）国によって、出願人名の記載方法の考えが異なり統一することができない。

⑦ 取得・維持費用（各国特許庁に支払うべき費用）

質問 B7-1 において、取得・維持費用について、次のうちどれが近い印象についての印象を聞いたところ、【図表 26】の回答を得た。

「4. 国によって異なる」が 36 者（53%）で最多であったが、「2. 概ね適切である」も 19 者（29%）回答があった。「3. 総じて安い」の回答は 0 であった。

【図表 26】 諸外国における取得・維持費用についての印象
(回答者数 66)



また、質問 B7-2 において、国名と共に具体的な理由を挙げてもらったところ、以下のような回答が得られた。

中東（中近東）は費用が高額に感じるという回答が相当数得られた。

その中には特に UAE やサウジアラビアを特定して費用が高いとする回答も相当数見られた。

米国・欧州についても高いという回答が見られた。

他方、アジアは低廉であるという意見もあった。

＜中東（中近東）一般に関する回答＞

- ・中近東は高すぎる。
- ・中東において費用が高額となる国が多い。
- ・ベネズエラなど中南米や中東諸国での出願費用が高い。
- ・中東諸国は高いと感じる。
- ・中東が高い。
- ・中東諸国において非常に高い国がある。
- ・中東諸国の出願・登録費用が高い。
- ・中東地域は高い印象がある。
- ・中東、韓国が高め。
- ・中東諸国は高い国が多い。
- ・中東は何をするにも費用が高額というイメージがあり、アジアは少し安いように思う。

＜UAE・サウジアラビア・クウェート等（GCC 諸国）に関する回答＞

- ・UAE、サウジアラビアなどの費用がすごく高い。
- ・アラブ首長国連邦、サウジアラビア、クウェートなど中東の国は概して現地費用が高い印象があります。
- ・UAE はとても高い。
- ・最近、庁費用の値上げをしている国が多いが、UAE の費用が他国に比べて高額だと思う。
- ・湾岸諸国においては印紙代が高額である点について、コスト面での懸念を抱いております。また、台湾、タイ、ベトナムなど、指定商品・役務の数に応じて印紙代が変動する国も存在しており、これらの国においては、費用対効果を踏まえた戦略的な出願・権利化対応が求められると認識しております。
- ・サウジアラビアや UAE の庁費用が高い。
- ・GCC 諸国の多くは高く、値上げも頻繁にある印象。

＜米国・欧州に関する回答＞

- ・米国や欧州は高いと感じる。
- ・日本含むアジア諸国は比較的安い印象を受けるが、欧米諸国は少々高い印象。
- ・アメリカが高い。
- ・アメリカ：商品・役務が多い出願をした際に、約 40 万円の「CHARACTER FEE」を支払った。
- ・米国は出願費用、維持費用が高めの印象（マドプロを利用しても中間応答費用で費用が嵩むことが多い）。権利化後も使用宣誓書の提出で代理人費用、管理コストが発生する。
- ・アジアに比べ欧米における費用は総じて高いように思います。
- ・アジア地域は低廉で、欧米地域は高額な印象。

＜中国に関する回答＞

- ・中国は安めを感じる。

＜その他の回答＞

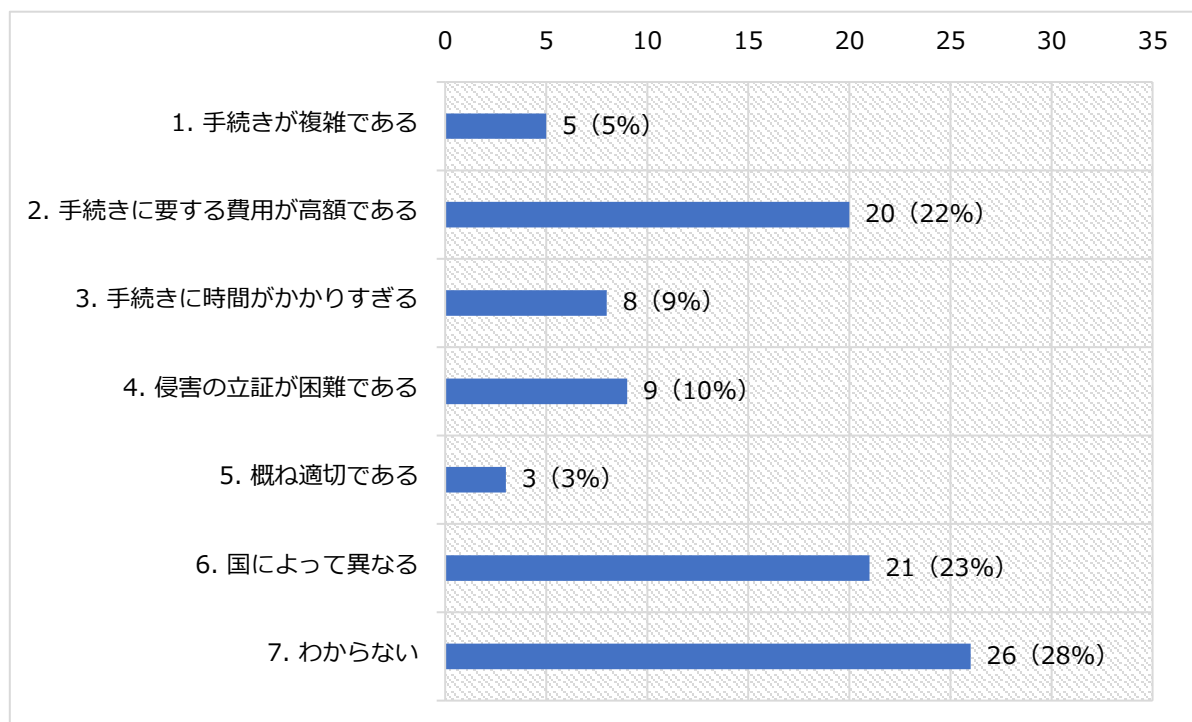
- ・マドリッド制度を利用できない国については比較的高額の印象。
- ・特許庁に支払うべき費用よりも、代理人費用の方がかさむ点が課題。

⑧ 商標権侵害に関する民事的な救済制度についての印象

質問 B8-1 において、商標権侵害に関する民事的な救済制度の印象を聞いたところ、【図表 27】の回答を得た。

「7. わからない」が 26 者 (28%) で最多、次いで「6. 国によって異なる」が 21 者 (23%) であったが、「2. 手続きに要する費用が高額である」も 20 者 (22%) 回答があった。

【図表 27】 商標権侵害に関する民事的な救済制度の印象
(回答者数 66)



また、質問 B8-2 において、国名とともに具体的な理由を挙げてもらったところ、以下のような回答が得られた。

中国、アルゼンチン、インド、米国、オーストラリアについて言及があり、行動を起こすのが困難、訴訟による解決は避けたいなどの回答があった。

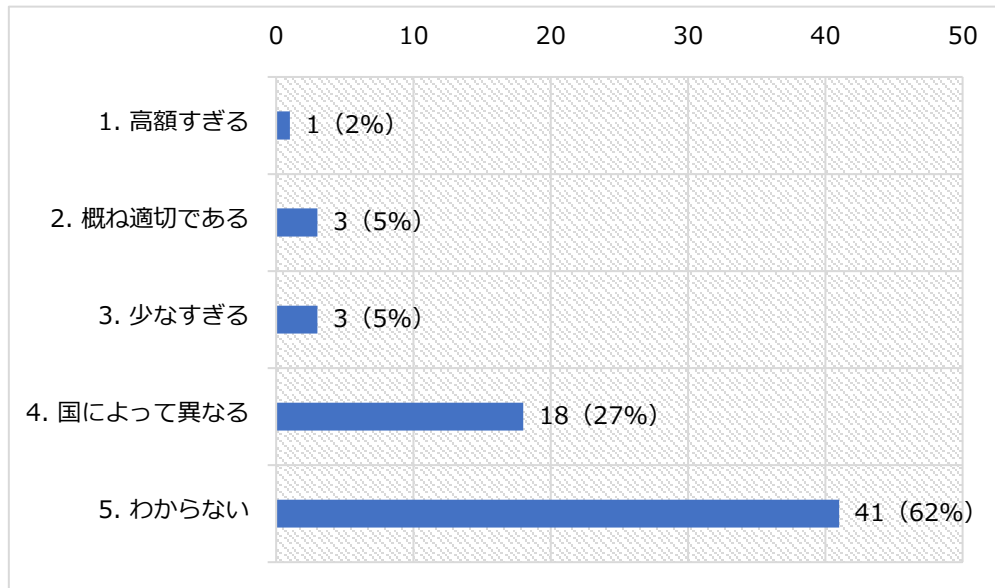
- ・中国：実際に行動を起こせるケースはわずか（立証困難）
- ・アルゼンチンは当局が全く動かない。中国は動くが上級審まで行かないとまともな判断が出てこない。
- ・代理人に依頼する際に費用の概算を貰うようにしていますが総じて高く、依頼をためらうことが多いです。
- ・インドは手続きが複雑であるし、長すぎる。

- ・国により手続きや費用対効果が大きく異なる。
- ・特に米国。訴訟による解決は避けたい。
- ・自社のビジネスの構造上、証拠を確保することが難しく、民事的な救済制度の利用までたどり着かない。手続き費用というよりは、事務所の費用が高額になる傾向があるため、十分な勝算がないと進められない社内の状況もある。
- ・中国で、当方が商標権を持っているにも関わらず、侵害品が OEM 生産品であったために権利行使が難しいことがわかり、理不尽だと感じたことがありました。中国国内で生産されていても、中国国内で流通していないことを理由に侵害とは認められにくいとのことでした。
- ・アメリカ、オーストラリアの費用が高額。
- ・民事的な救済だと一般的には訴訟となるため、費用が高額になる。
- ・代理人費用が高額になりがち。
- ・費用が高額となる傾向があることから、商標権の保護にあたっては、侵害の度合いや市場への影響等を総合的に考慮し、費用対効果を踏まえた戦略的な対応が必要であると認識しております。また、中国では模倣品の販売手法が年々巧妙化しており、模倣品に対して商標をギリギリまで付さないなど、摘発を回避するための対応が取られている事例が見受けられます。こうした状況下では、現地工場を確認したとしても、商標の使用実態が不明確であることから、摘発に至ることが困難であると認識しております。
- ・商標権侵害（模倣品）の数があまりにも多過ぎるため、現状の制度では費用対効果の観点から民事訴訟はあまり現実的ではない。
- ・中東での模倣品対応は他国と比較しても難しいとの印象。
- ・米国や欧州は訴訟費用が高額の印象。
- ・国によって異なるという説明以上の提供可能な情報なし。

他方、質問 B9-1 において、諸外国における、商標権侵害に関する損害賠償の額の印象を聞いたところ、【図表 28】の回答を得た。

「5. わからない」が 41 者（62%）で最多、「4. 国によって異なる」が 18 者（27%）の回答があった。

【図表 28】 諸外国における、商標権侵害に関する損害賠償の額の印象
(回答者数 66)



また、質問 B9-2 において、国名とともに具体的な理由を挙げてもらったところ、計 7 件の回答が得られ、以下のようなものであった。

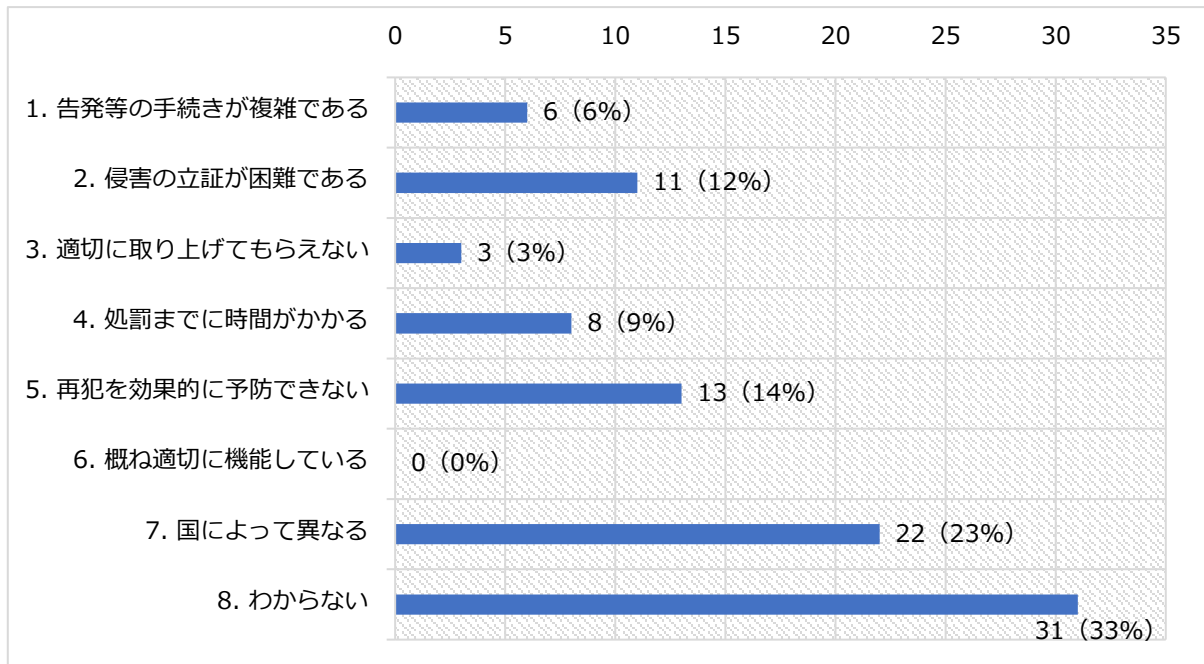
- ・シンガポールは弁護士費用の足しにもならなかった。
- ・国により異なる。
- ・中国は少ないと感じます。
- ・欧米は現地弁護士に相談すると費用がかさむ。
- ・損害賠償請求額を国ごとに比較したことがない。また、経験のある国が中東に偏っている。
- ・妥当な損害賠償額を判決で得られても、それを侵害者から実際に回収することが困難（侵害者に支払い能力がない、侵害者が国外にいる/侵害者に逃げられる、等）な場合もあるため。
- ・US などの先進国では高額の影響。

⑨ 商標権侵害に関する刑事制度な救済制度についての印象

質問 B10-1 において、商標権侵害に関する刑事的な救済制度の印象を聞いたところ、【図表 29】の回答を得た。

「8. わからない」が 31 者（33%）で最多、「7. 国によって異なる」が 22 者（23%）と続いた。他方、「6. 概ね適切に機能している」は回答者 0 であった。

【図表 29】 商標権侵害に関する刑事的な救済制度の印象
(回答者数 66) (複数回答可)



また、質問 B10-2 において、国名とともに具体的な理由を挙げてもらったところ、主に以下のような回答が得られた。

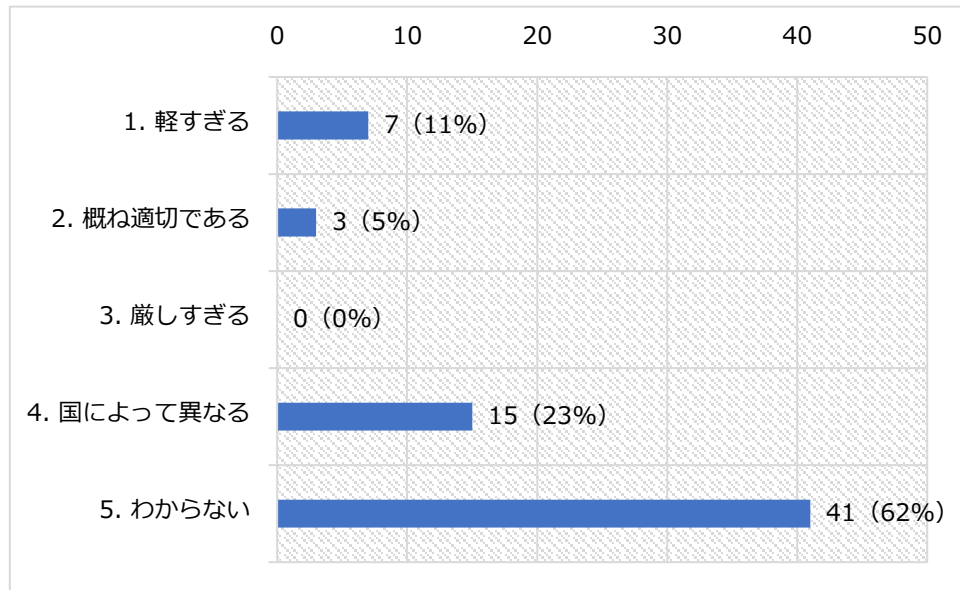
裁判が遅い、刑事立件までの下調べが困難との回答があった。

- ・ UAE、刑事裁判を行っても刑罰が軽いため、再犯を効果的に予防できないと考えます。
- ・ 刑事手続きという性質上ある程度複雑になることは仕方ない部分もあるが、外国の権利者が刑事手続きを使うのは煩雑で、また間に入る法律事務所のコストも高額になる傾向があると感じている。
- ・ アメリカや中国は罰金・自由刑ともに重く、抑止力が強い。
- ・ インドネシアで、権利者側の協力が必要であり、高額となる。
- ・ インドで裁判が遅いと感じる事例があった。・ 現地での対応が困難で、実効性が低い
- ・ 中国の模倣品について、悪質なケースであっても、刑事立件に持って行くまでの下調べが難しい。
- ・ 中国以外での刑事制度を行ったことがないのでわからない。

他方、質問 B11-1 において、商標権侵害に関する刑事罰についての印象を聞いたところ、【図表 30】の回答を得た。

「5. わからない」が 41 者 (62%) で最多、次いで「4. 国によって異なる」が、15 者 (23%) であった。他方、厳しすぎるという回答はなかった。

【図表 30】 商標権侵害に関する刑事罰についての印象
(回答者数 66)



また、質問 B11-2 において、国名とともに具体的な理由を挙げてもらったところ、主に以下のような回答が得られた。

中国、インド、UAE、フィリピン、インドネシア、タイといったアジアの国やトルコに関して回答があった。

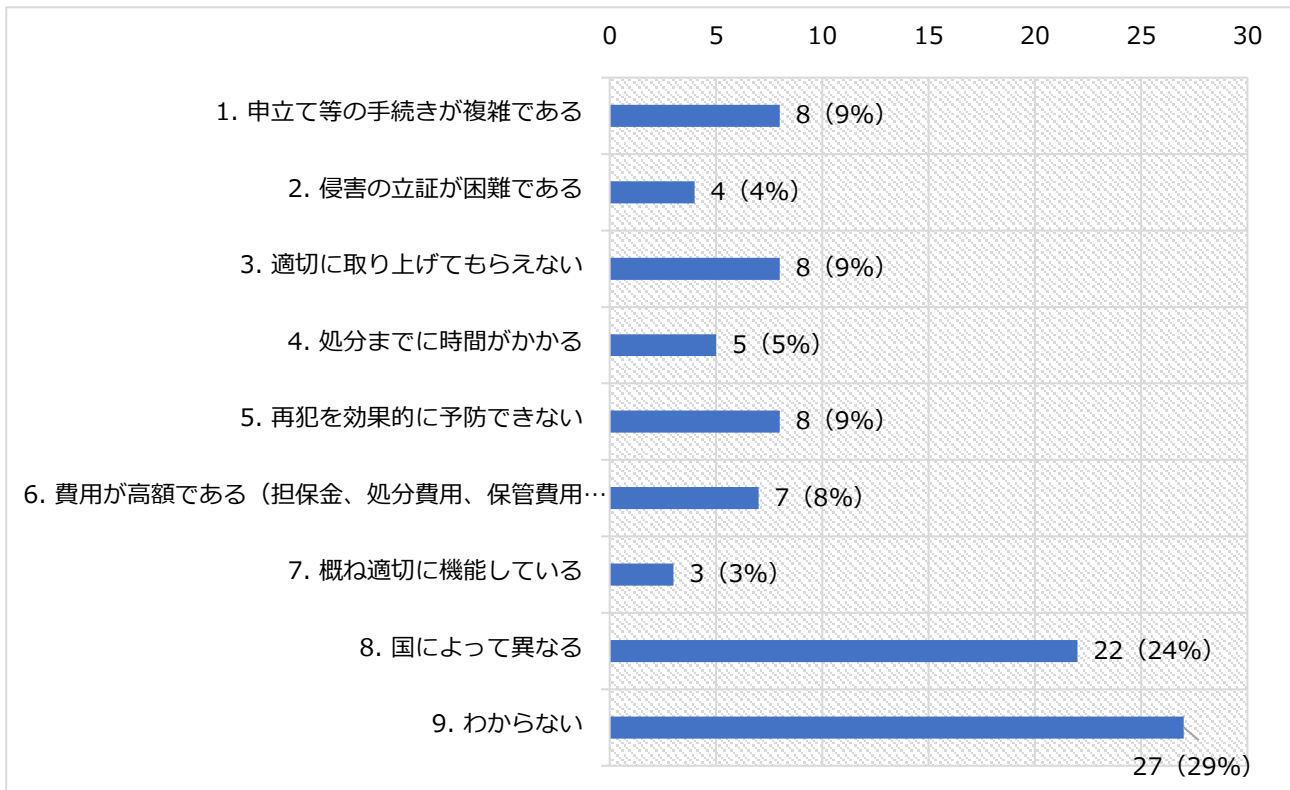
- ・中国、インド（は軽すぎる）。
- ・UAE（は軽すぎる）。
- ・労力・コストをかけて刑事手続きに取り締まりを乗せたとしても、実刑にならないようであれば外国の権利者としては制度を活用するモチベーションは上がりにくいというのが正直なところである。
- ・フィリピンやインドネシアで、刑事罰が軽くなるだろうことを見越して和解をすすめられる。
- ・タイや中国等、侵害者が罪を認めると刑罰を軽くする法律があり、権利者としては納得できないように感じることが多い。
- ・インド、トルコ、その他（模倣品の多い国はすべて）（は軽すぎる）。

⑩ 商標権侵害に対する税関での取り締まりについての印象

質問 B12-1 において、商標権侵害に対する税関での取り締まりについての印象を聞いたところ、【図表 31】の回答を得た。

「9. わからない」が 27 者（29%）で最多、「8. 国によって異なる」22 者（24%）であった。

【図表 31】 商標権侵害に対する税関での取り締まりについての印象
(回答者数 66) (複数回答可)



また、質問 B12-2 において、国名とともに具体的な理由を挙げてもらったところ、中国について、税関での取り締まりが他国より厳しい、良く差し止められるといった回答がある一方で、正規品でも差し止められるという回答もあった。

主な回答は以下の通り。

＜中国に関する回答＞

- ・中国では税関での取り締まりが他国より厳しいと聞いている。
- ・中国税関ではよく差し止められる。担保金のほかにも、現地のエージェンツ費用もかかり、毎度出費がかかる。
- ・中国：処分を侵害者側に任せる場合もあり、適切に処分されたか不明。
- ・中国税関の模倣品ウォッチングの際、疑いのある商品を止めていただけるのは有難いですが、もし正規品だった場合もリリース費用が発生します。調査していただいている以上仕方ありませんが、もう少し安価にいただけると助かるところはあります。
- ・中国では比較的差し止めていただけるが、東南アジア、欧州では差し止事例が少ない。

＜その他の主な回答＞

- ・韓国で税関登録を行った際には、すぐに侵害品が止められたことがわかって有効だと感じました。
- ・香港税関から侵害疑義品の報告を受けることがあるが、処罰を希望した場合の管理者側の負担が大きく、なかなか協力できない。
- ・数年前まで数か国の税関に登録していたが、差し止めの連絡があるのは基本中国だけで、ドイツで 10 年ぐらいの間に 1 回だけだったので、登録更新をやめています。また、侵害

品であるのに倉庫代等を権利者が負担するのは、侵害品の押収のハードルとなると考えます。

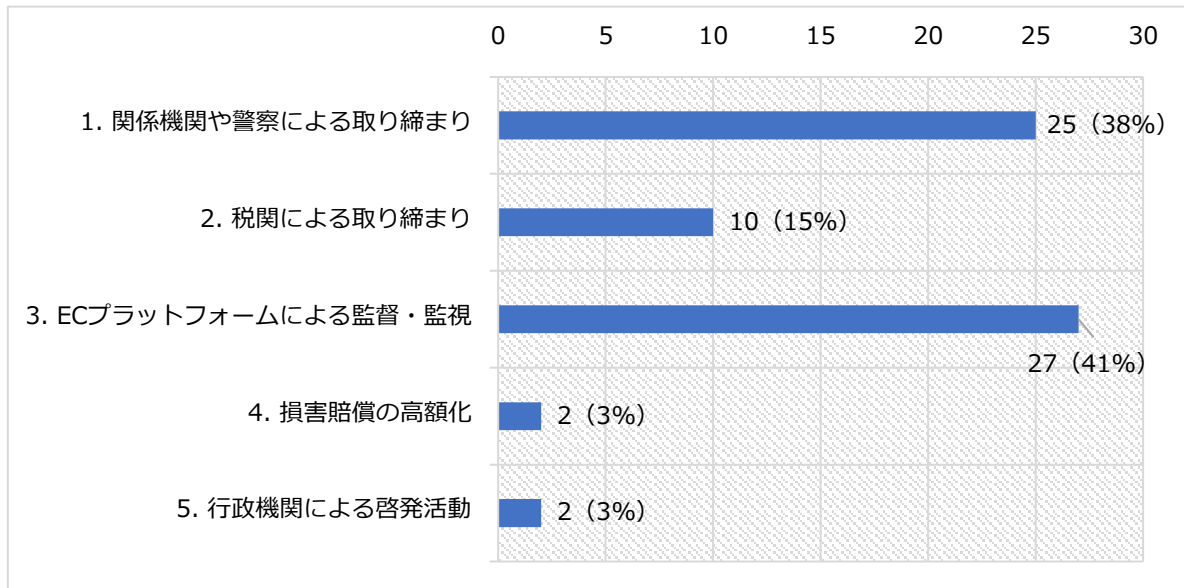
- ・税関取締りにおいて、裁判所へ訴える必要がある制度を採用している国では、費用が高額になるため、税関登録などで積極的に税関での取り締まりを強化しにくい。
- ・差止品の処分自体は可能であるものの、模倣品の製造元までたどり着くことが困難であるほか、中国では刑事摘発を行うための要件を満たさないケースも多く、結果として対策の実効性が限定的であると感じています。また、罰則（罰金）も比較軽いケースが多く、やり得といった感が否めず、再犯の抑止効果も低いと感じております。
- ・税関登録をしても、製品があまり止まらない。国によって、真贋判定の時間が少ない中で判断を求められることが難しい。
- ・多くの国で税関登録を行っているが、差止があるのは一部の国のみのため。
- ・当該国に真贋判定等の対応できる機能を持つ必要のある国では活用できないことがある。
- ・輸入者、輸出者の情報が非開示のことが多く、ルートの特特定や再販予防が難しい。
- ・イスラエル：簡易手続き（UFI）が選べない場合、通常手続きでの担保金（例：ILS 20,000（約 5,300USD））が高額に感じる。
- ・税関で気になっているのは、正規品が止まってしまうリスクと、疑義品が見つかったても税関から供給される写真などの情報が不十分で断定できないというケースが国によってあること。
- ・税関の世界標準で、権利者への問い合わせの時は写真をつけるなど統一ルールがあると権利者は対応しやすいと考える。
- ・ベトナム税関局は積極的に模倣品を職権で差止している印象。

⑪ 諸外国に求める模倣品対策

質問 B13 において、諸外国に求める模倣品対策について聞いたところ、【図表 32】の回答を得た。

「3. EC プラットフォームによる監督・監視」が 27 者（41％）で最多、「1. 関係機関や警察による取り締まり」が 25 者（38％）でこれに続いた。

【図表 32】 諸外国に求める模倣品対策
(回答者数 66)

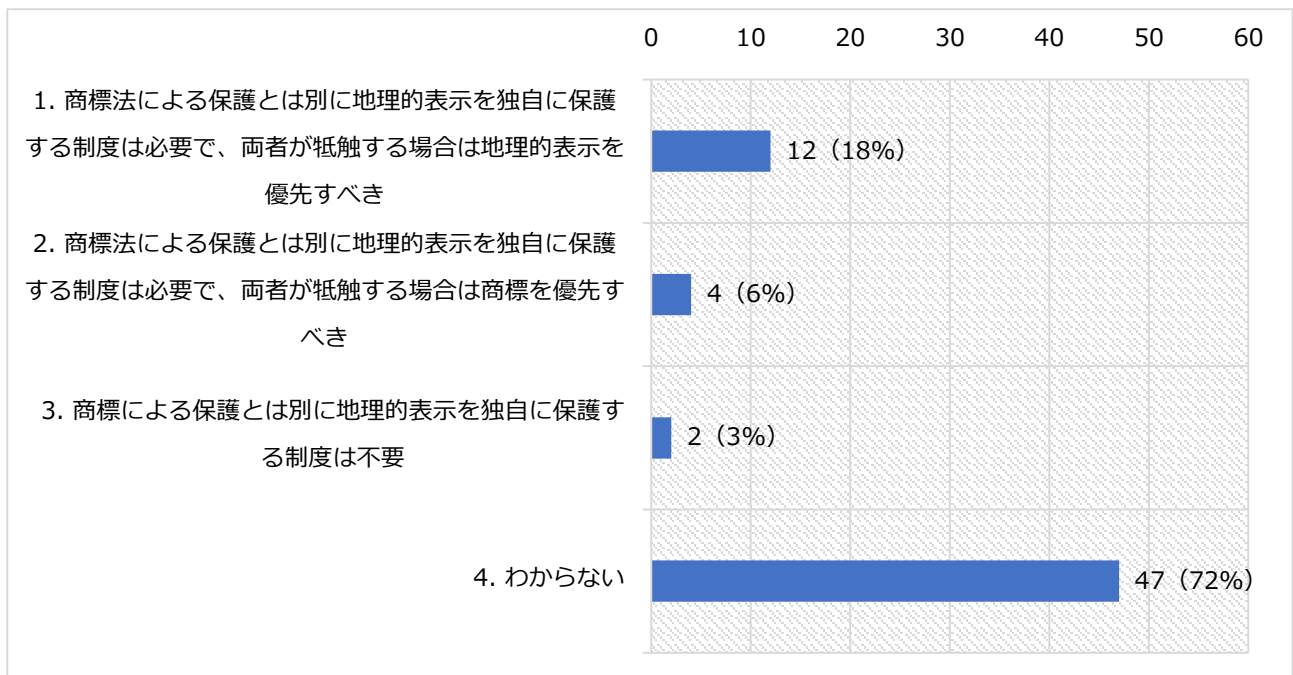


⑫ 地理的表示を保護するための制度と商標法の関係

質問 B14-1 において、地理的表示を保護するための制度と商標法の関係について聞いたところ、【図表 33】の回答を得た。

「4. わからない」が 47 者 (72%) で最多となったが、「1. 商標法による保護とは別に地理的表示を独自に保護する制度は必要で、両者が抵触する場合は地理的表示を優先すべき」も 12 者 (18%) の回答があった。

【図表 33】 地理的表示を保護するための制度と商標法の関係
(回答者数 65)



また、質問 B14-2 において、具体的な理由を挙げてもらったところ、以下のような回答が得られた。

地理的表示を重視する考え方としては、地名のブランド性や公共性・地域性を重視する回答が見られた。他方、地理的表示のメリットは認めるが、商標権が優先されるべき、という回答もあった。

＜抵触する場合に地理的表示を重視する考え方＞

- ・地名がブランドとなっている商品があまたあるから。
- ・地理的表示のほうが公共性・地域性が高く、地域全体の利益を守る必要がある。
- ・権利としてはそれぞれ保護対象とすべきだが、両者の間で混同を生じないような具体的な表示方法の調整で対処できるように思われ、どちらかといえば、地理的表示の方を優先し、商標の方を別の要素を付記するような対応は可能かと思う。
- ・特定の地理的表示が商標によって無秩序に広がることは、地理的表示に悪影響を及ぼすリスクを抱え、好ましくないと考えているため、一定の制限は必要と感じる。
- ・中国においては悪意的に海外の有名な地名を商標登録することがあるため。
- ・地理的表示は文化面での評価も含まれるので相対的に優先度が高いと考えられるため

＜抵触する場合に商標権を重視する考え方＞

- ・権利を重視し、(商標権を) 取得する者を優先すべき。
- ・地理的表示のメリットは認めるものの、権利の順位は商標のそれが圧倒的に優先すると考えられる為。
- ・保護対象・目的等が異なり、歴史的背景等から地理的表示制度を撤廃すること自体は難しいものとする。ただし、管轄が異なる国は抵触する可能性は否定できないため、両者が抵触する場合は商標を優先してほしい。

＜わからない＞

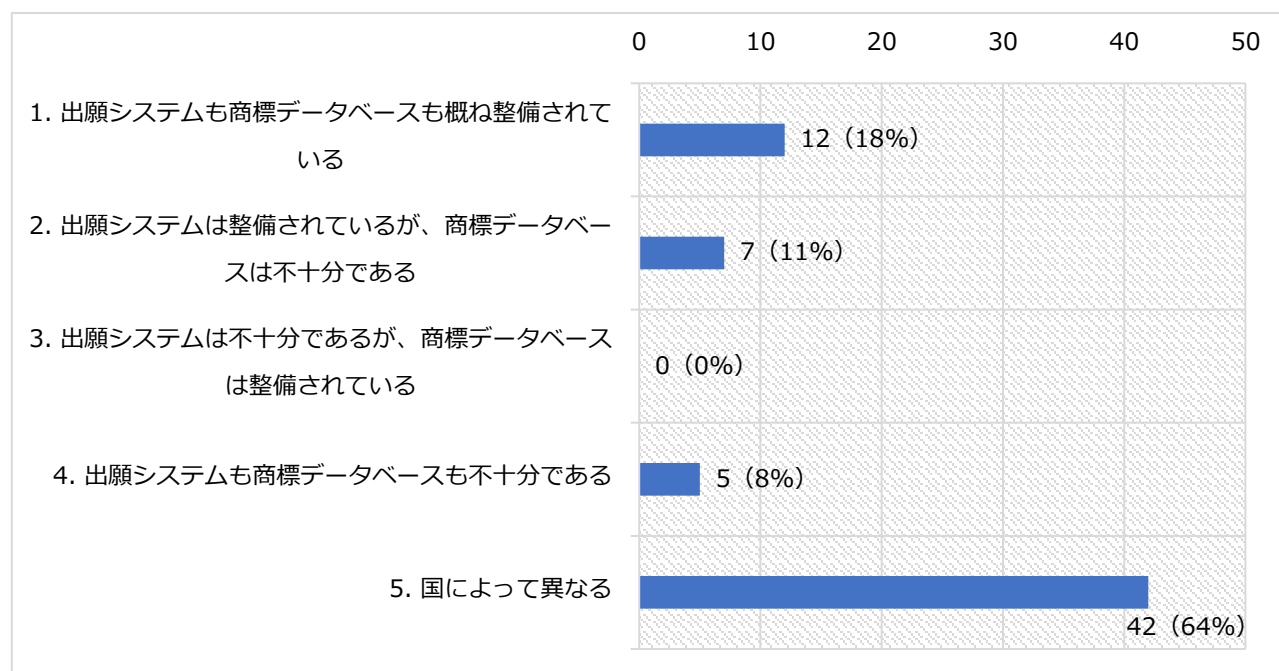
- ・業種柄どちらも検討したことがないため。
- ・弊社では地理的表示を保護が必要となることがないため。
- ・地理的表示を保護するための制度と商標法との関係を明確化し、世界的に統一した制度設計が望まれる。
- ・商標法による保護とは別に、地理的表示を独自に保護する制度は必要であると考えています。ただし、商標による保護と地理的表示制度のいずれを優先すべきかについては、対象となる商品や地域の特性等を踏まえた個別具体的な事例に基づいて判断すべきであると考えております。
- ・メリットとデメリットが不明だから
- ・各国、国内地域の特産品は適正に守られるべきで、品種以外の要素において保護することで、消費者も安心感ができる。
- ・商標法による保護とは別に地理的表示を独自に保護する制度は必要と考えるが、両者が抵触する場合はどちらを優先すべきか現状ではわからない。

⑬ 諸外国における商標制度に関する電子システムの整備の状況

質問 B15-1 において、諸外国における商標制度に関する電子システムの整備の状況について聞いたところ、【図表 34】の回答を得た。

「5. 国によって異なる」が 42 者（64%）で最多となったが、「1. 出願システムも商標データベースも概ね整備されている」も 12 者（18%）の回答があった。

【図表 34】 諸外国における商標制度に関する電子システムの整備の状況
(回答者数 66)



また、質問 B15-2 において、国名とともに具体的な理由を挙げてもらったところ、以下のような回答が得られた。

欧米のデータベースは便利という回答があった一方で、中国やインド、タイ、ベトナム、ブラジルのデータベースは使いにくいなどの回答があった。韓国に関しては、便利、不便の両方の意見があった。

< 便利なデータベースに関する回答 >

- ・アメリカや EU、WIPO は審査経過や拒絶理由の内容まで詳しく見ることができる点が便利です。
- ・アメリカ、欧州、イギリスは出願システムも商標データベースも概ね整備されている。
- ・アメリカ、カナダ、日本、EU：審査書類等の詳細を確認できるので、調査時に懸念される先行権利との関係を検討する際に、便利だと感じる。
- ・韓国のデータベースは使いやすいです。

< 不便・不十分と感じるデータベースに関する回答 >

- ・インドや中国で庁のデータベースを外から自由に見ることができない点が不便に感じる場合があります。
- ・中国は改悪されました。

- ・中国の商標データベースは安定していない、またアカウント作成、都度のログインが必要で大変。英語表示がなく、現地語表示しかない商標データベースがあり、使用時に時間がかかる。
- ・システムのアップデートがなされていることは実感するが、未開示の国、アクセス制限のある国がある。
- ・中国商標局はユーザー登録が必要であり、韓国のデータベースは書誌情報がハングル語が中心になっているなど、グローバルに簡単に検索可能なデータベースにはなっていない国はまだ多いように感じる。
- ・出願システムはわからないが、商標データベースは比較的充実しているが、一部繋がりにくい場合がある。
- ・出願システムは、各国代理人に出願を依頼しているため、不明。商標データベースは、TM view などとても便利だと思うが、出願の経過の資料などが閲覧できるようになるとありがたい。
- ・東南アジアについては商標データベースは不十分であるように感じる。
- ・具体的にはタイ、ベトナムは商標データベースは提供されているが、使い勝手があまり良くないように感じる。
- ・言語の選択肢、英語対応の希望、中国データベースのアクセス困難。
- ・中国の DB を利用する際にユーザー登録/認証が必要であることがとても煩雑なので止めてほしい。また日によってアクセスできないなど接続も不安定であるため、安定させてほしい。
- ・言語上の問題から、諸外国のデータベースだけを頼りにすることは無い。中国はアクセスできないことが多いため、常に不便を感じている。
- ・商標のステータスや先行商標の確認を行うだけのために、ログインの要請、事前の ID/メールアドレスの登録要請やアクセス不可のケースがある。商標のステータスの表示に国際的な統一基準がなく、各国特許庁により情報や表示名がバラバラである。言語が、当該国の言語のみのケースがある（タイ）。
- ・一部の国では、国外からのアクセスが制限されている場合や、アクセス自体は可能であっても操作手順や利用方法が複雑である場合がある。
- ・データベースが上手く動作しない、アクセスに時間がかかる場合がある。また、検索結果のアウトプット機能が総じて弱い印象。
- ・オーストラリア、イギリス等：審査書類等の確認不可。
- ・ブラジル、ミャンマー等は出願システムやデータベースが不十分である。TM View への反映も遅い。英語圏ではない国はデータベースを操作しづらい。中国は概ね整備されているが、都度パスワード等が必要であったりネットワーク環境が不安定でアクセスするのに手間と時間がかかる。
- ・非英語圏の商標データベースは不十分であることが多い印象。

<「わからない」とする回答>

- ・有料データベースや代理人を介しているのでわからない。
- ・各国の状況はわからない、そこまで把握していない、というのが実情。出願は代理人に依頼する形なので、実際の状況はわからない。また、データベースも必要になれば使用するレベルなので、不十分な状態があるのか否かすらわからない。

- ・出願手続については、現地代理人を通じて対応していることもあり、各国の出願システムの詳細な運用状況については十分に把握できていないのが実情です。また、商標データベースの整備状況については、国によって公開範囲や検索機能、更新頻度等に差異が見受けられ、制度の透明性や利便性にばらつきがあると認識しています。
- ・電子化、機械化が進んでいる国もあれば、いまだ紙の紛失等がある国も見られる。

⑭ 商標の調査を行う場合における課題

質問 B16 で、諸外国において商標の調査を行う場合における、課題と思われる事項を自由記載で質問したところ、以下のような回答を得た。

ミャンマーや南米など個別の国、地域に関する回答もあった一方で、国を特定せず、言語の問題がある、データベースの更新頻度の問題などがあるという回答も見られた。

- ・アメリカ特許庁のように、各審査アクションで出された書類を PDF で掲載して欲しい。
- ・ミャンマーや南米のデータ更新時期が遅いと思われる点。
- ・日本や US のような商標権管理システムがそもそも存在するかどうか専門家でないとよくわからない。
- ・一括で検索できる DB が限られており細かくは各国の庁 DB を見なくてはならない。
- ・現地語で表示されたデータベースにアクセスしづらい（特に非英語圏）。
- ・言語のハードルにより現地データベースの検索方法を理解・把握しづらい。
- ・商標出願に先立って諸外国の商標調査を行うことがありますが、現地の言語が理解できないこと、各国の類否判断が分からないこと等により、調査の結果、商標を出願して登録されそうか拒絶されそうか判断し難い場合が多いです。
- ・商標データベースがなかったり、アップデートが遅れていたり、正確ではなかったりすることが問題。
- ・現地庁の審査にムラがあり、調査しても想定外の拒絶理由が出ることがある。
- ・現地での読み方や発音。現地での知名度。
- ・各国特許庁のデータベースの使用方法がよくわからない。日本のネット検索で各国の調査方法も検索できるが、情報が古い場合も多く、参考にならないこともよくある。
- ・収録に抜け漏れがある。タイムラグ。言語障壁（英語版の提供なし）。
- ・類似群コードがない国は、区分で検索し、1 件 1 件指定商品を確認しなければならず、工数がかかる。
- ・類否判断が国毎に異なるため、国毎の専門家の意見を聞く必要がある。
- ・WIPO で全てを検索できないこと。
- ・英語で検索できる機能がついていない国は自分で調査することが難しく不便です。
- ・文字列や図形など外観による調査はしやすいが、類似称呼の調査がどこまでできているのか不安がある。
- ・現地の言語でなんと発音する商標なのかがデータベースに載っておらず、実際発音されたときに類似と判断されるか確認することができない。
- ・国によって審査傾向が異なるため、調査で抽出された結果を国ごとに検証する必要がある。同一の商標が複数の国で検出された場合、国によって類似の判断が異なる。

- ・データベースがタイムリーに更新されない国があり、調査の制度が落ちる。
- ・各国ごとの類似・非類似の審査基準の違い、識別力の判断など、どうしても現地の代理人の見解が必要であり、出願前の段階で多額の費用がかかってしまうことが多いこと。
- ・類似非類似の判断。国ごとの特徴把握。
- ・言語間の違い、文字の違い。
- ・各国で判断基準が微妙に異なるため、調査段階でもそれを考慮して判断が必要になる。
- ・自分で調査できない国がある。
- ・国ごとにデータベースの仕様、入力方法などが異なる点（国ごとにデータベースの特徴を把握する必要がある）。
- ・先行商標との類似や侵害の可能性について、それぞれの国の判断基準、事例が異なるので、総括的に判断することができない。
- ・データベースの正確性、まとめて見られるデータベースがあればなおよし。
- ・情報のタイムラグ（アップデート）による信頼性。
- ・全世界に流通する可能性がある商品に付される商標については、全世界で商標調査を実施するには多大なコストがかかるため、現実的にはすべての国を対象とすることが困難な状況です。そのため、商標の使用予定国や模倣リスクの高い国など、優先度を考慮して対象国を絞り込む必要があります。
- ・類似範囲をどのように考えたらよいか。
- ・代理人によるのかもしれないが台湾では調査範囲のクロスサーチが必要になり、広範囲になってしまう。EUTM の調査だと代理人の出身国により判断が偏ることがある。
- ・商品または役務間の類似の範囲が曖昧。
- ・WIPO や TM VIEW などがあるが、すべての国を網羅できていないため、各国 DB でそれぞれ検索するか有償 DB を使うことになる。また各国 DB もデータ整備や言語対応が不十分で利用しにくい。
- ・国によって異なる。
- ・AI が使用されたシステムなどの導入をし、調査の際に活用しているが、類比判断が難しいときに、結局現地代理人より見解を取得することになる。
- ・アメリカ、カナダ等については、書類等を確認できるため、検討がしやすいものの、他の国では、基本的には、各国の特許庁 DB がそもそもない、あるけれども、書類等が確認できない場合が多いので、詳細な検討が難しいと感じる時がある。
- ・昨今 AI などを用いてある程度ファジーな検索をするデータベースもあるが、その精度をどこまで信頼して良いかはまだ判断が難しいところである。
- ・各種公式調査ツールにおいて、ローカル言語で登録されている商標に適切な音訳・適切な指定商品の翻訳がなされているのか（特に非アルファベット圏かつ非漢字圏）。
- ・審査官の裁量が大きい国は、調査で先行商標を抽出するには限界がある。米国などの代理人によるフルサーチは高額で、市場展開可能性に応じて依頼する必要がある点。
- ・オフィシャルサーチで多くの期間を必要とする国がある。
- ・現地代理人を通じた調査費用が高額である。出願人側でのスクリーニング調査が困難である（有償データベースを使用してもユーザー側で簡易調査できない。）。
- ・AI が使用されたシステムなどの導入をし、調査の際に活用しているが、類比判断が難しいときに、結局現地代理人より見解を取得することになる。

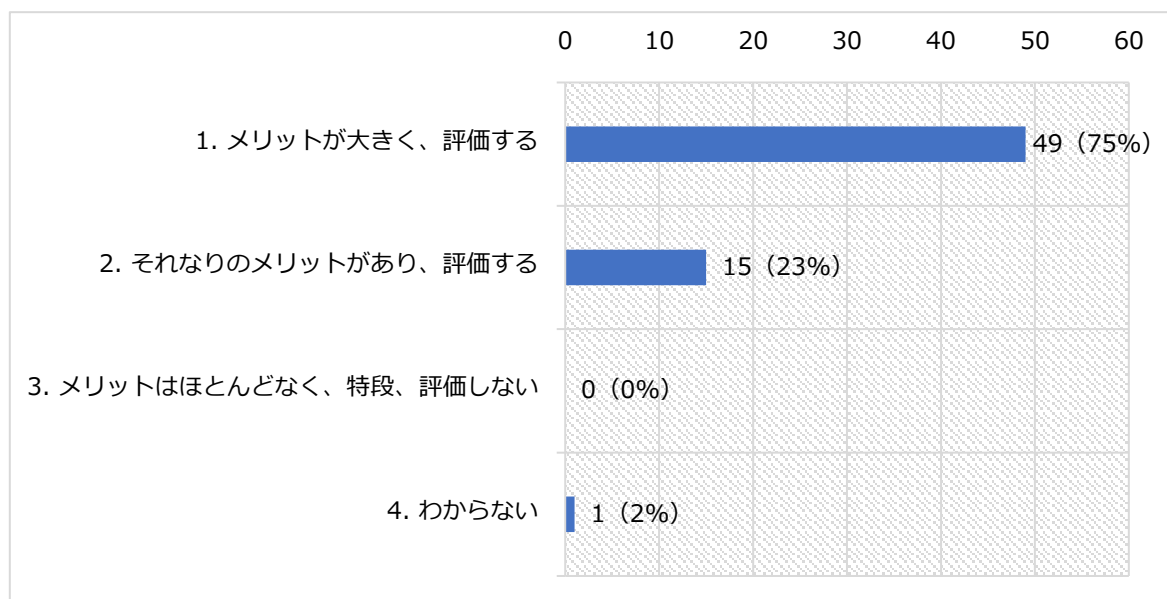
- ・アメリカ、カナダ等については、書類等を確認できるため、検討がしやすいものの、他の国では、基本的には、各国の特許庁 DB がそもそもない、あるけれども、書類等が確認できない場合が多いので、詳細な検討が難しいと感じる時がある。
- ・昨今 AI などを用いてある程度ファジーな検索をするデータベースもあるが、その精度をどこまで信頼して良いかはまだ判断が難しいところである。
- ・審査官の裁量が大きい国は、調査で先行商標を抽出するには限界がある。米国などの代理人によるフルサーチは高額で、市場展開可能性に応じて依頼する必要がある点。
- ・オフィシャルサーチで多くの期間を必要とする国がある。

(i) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書

質問 B17-1 で、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書に加入することに関する評価を聞いたところ、【図表 35】の回答を得た。

「1. メリットが大きく、評価する」が、49 者（75%）と最多となった。

【図表 35】 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書に加入することに関する評価
(回答者数 65)

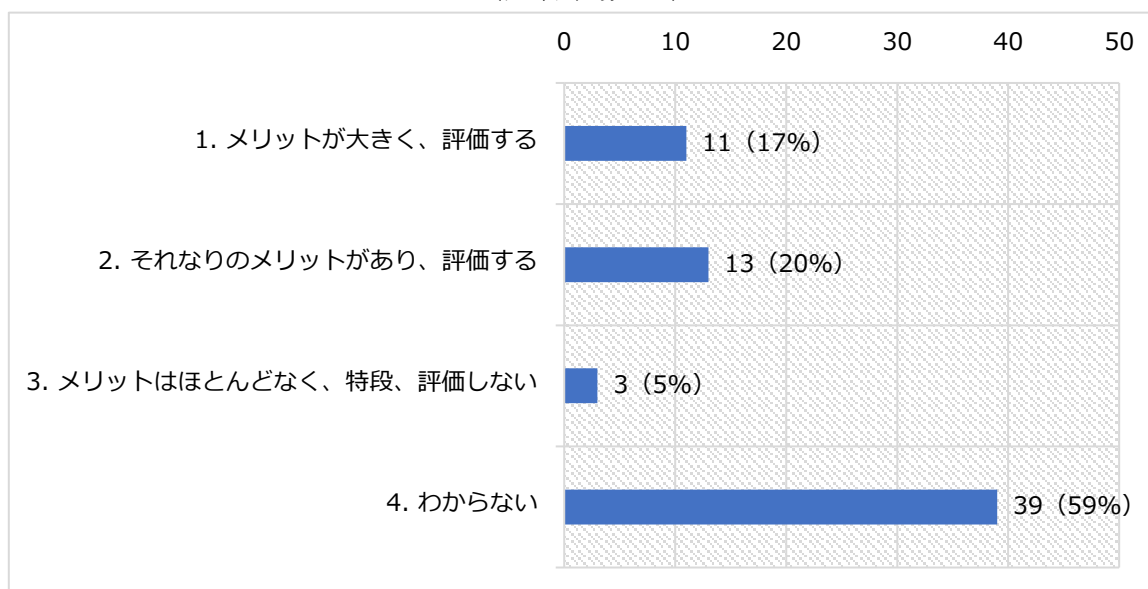


(ii) 商標法に関するシンガポール条約 (STLT)

質問 B17-2 で、商標法に関するシンガポール条約に加入することに関する評価を聞いたところ、【図表 36】の回答を得た。

マドリッド協定議定書の場合と異なり、「4. わからない」が、39 者（59%）と最多となった。

【図表 36】 商標法に関するシンガポール条約（STLT）に加入することに関する評価
（回答者数 66）

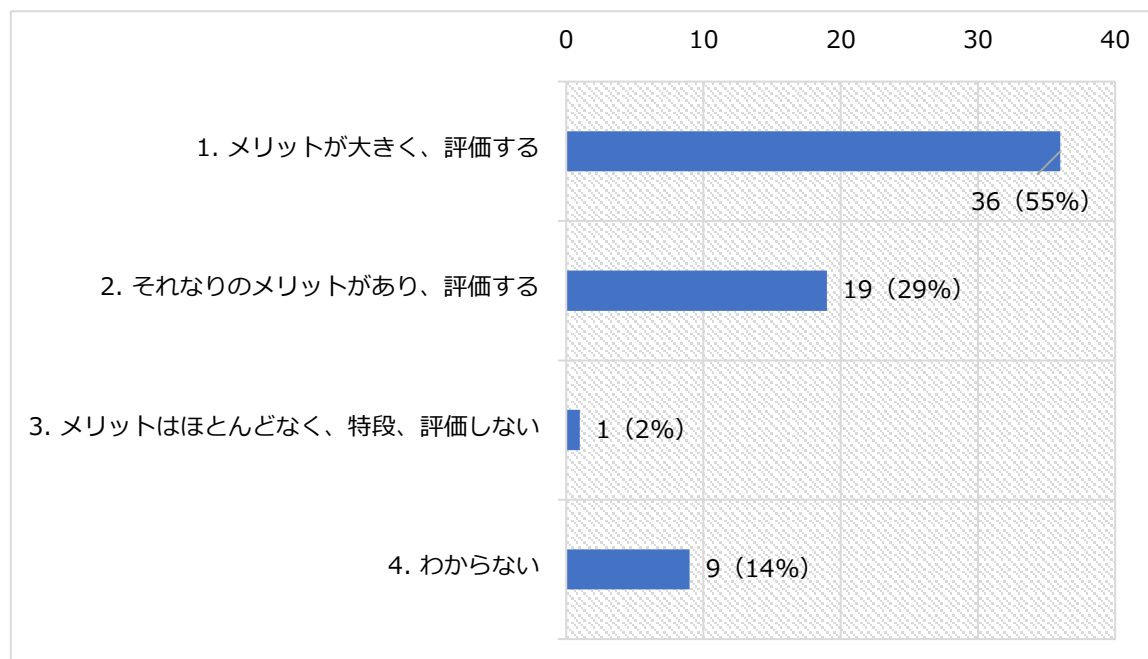


（iii） 標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定

質問 B17-3 で、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に加入することに関する評価を聞いたところ、【図表 37】 の回答を得た。

「1. メリットが大きく、評価する」が、36 者（55%）と最多となった。

【図表 37】 標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に加入することに関する評価（回答者数 65）



⑮ 諸外国における商標の保護制度や運用について要望

質問 B18 で、その他、諸外国における商標の保護制度や運用について要望を自由記載で回答してもらったところ、以下のような、制度の整備、審査等の運用の改善、複数の国で出願する場合の手続きの効率化を求める回答を得た。

<制度の整備>

- ・ アフリカにて、明らかに悪意の出願であっても、商標法が整備されておらず、異議申立等の制度がないため非常に苦慮している。
- ・ 不使用取消審判請求に関して、請求側が不使用の根拠を示す必要がなくなること。
- ・ 冒認出願を行う出願人の情報提供。各国の審査に AI が用いられるようになった場合の同じ AI システムの一般公開（事前の登録可能性予測が完璧になる。）。

<審査等の運用の改善>

- ・ 中国では直接出願とマドプロ出願で審査の運用が異なる場合があり、不明瞭な部分がある。統一してほしい（例：指定商品・役務の記載等）。

<複数の国で出願する場合の手続きの効率化>

- ・ 社名変更に伴い名義変更する場合、各国ごとに手続きをせず、日本や WIPO に名義変更手続きをすれば、全世界の名義変更が出来るようになると、とても有難い。今は各国ごとに名義変更を行うため、膨大な費用を費やしている。
- ・ 商標権についても、特許権や意匠権と同じように、DAS²⁶を使用できるようにしてほしい。
- ・ 手続の簡素化を進めて欲しい。
- ・ 指定商品の表記について各国の基準を統一していただきたい（包括的な表記が認められる国がある一方、当該表記が認められず、具体的な表記の記載が必要となる国もある。）。
- ・ 国によって包括的表記に含まれる商品が異なるような状況はなくすようにしていただきたい（たとえば「被服」に「帽子」が含まれる国と含まれない国があるような状況。）。

（3）質問 C：GCC 諸国における事業状況と事業形態

① GCC 諸国における事業経験

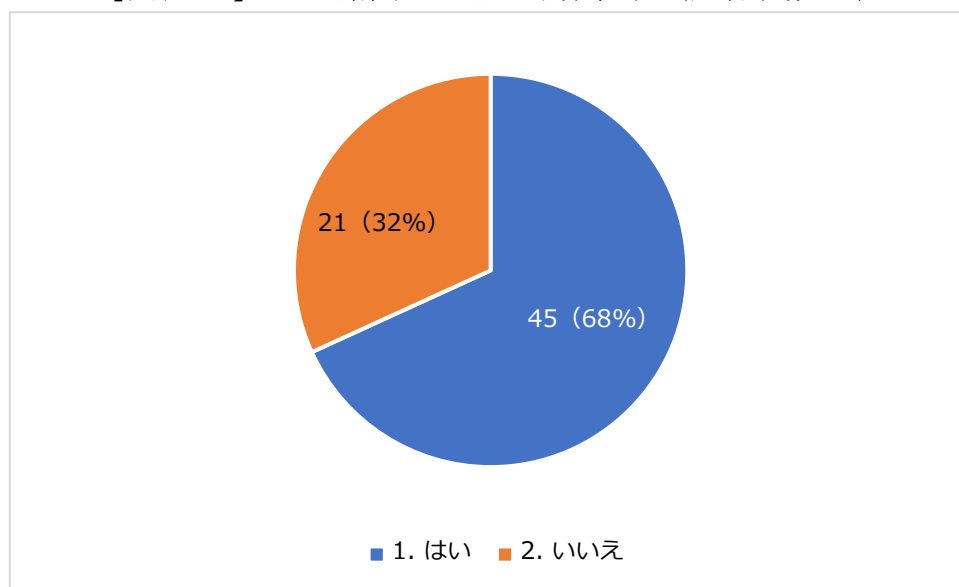
質問 1 において、GCC 諸国のいずれかにおいて、自社（系列会社、現地企業との合弁会社を含む。）による製造・販売、輸出、輸入、電子商取引、ライセンス等による現地企業による製造・販売、その他を行った経験²⁷があるか、を聞いたところ、【図表 38】の回答を得た。

「はい」（経験がある）という回答が 45 者（68%）、「いいえ」（経験がない）という回答が 21 者（32%）であった。

²⁶ Digital Access Service（優先権書類の特許庁間における電子的交換）

²⁷ 2015 年から現在までの期間

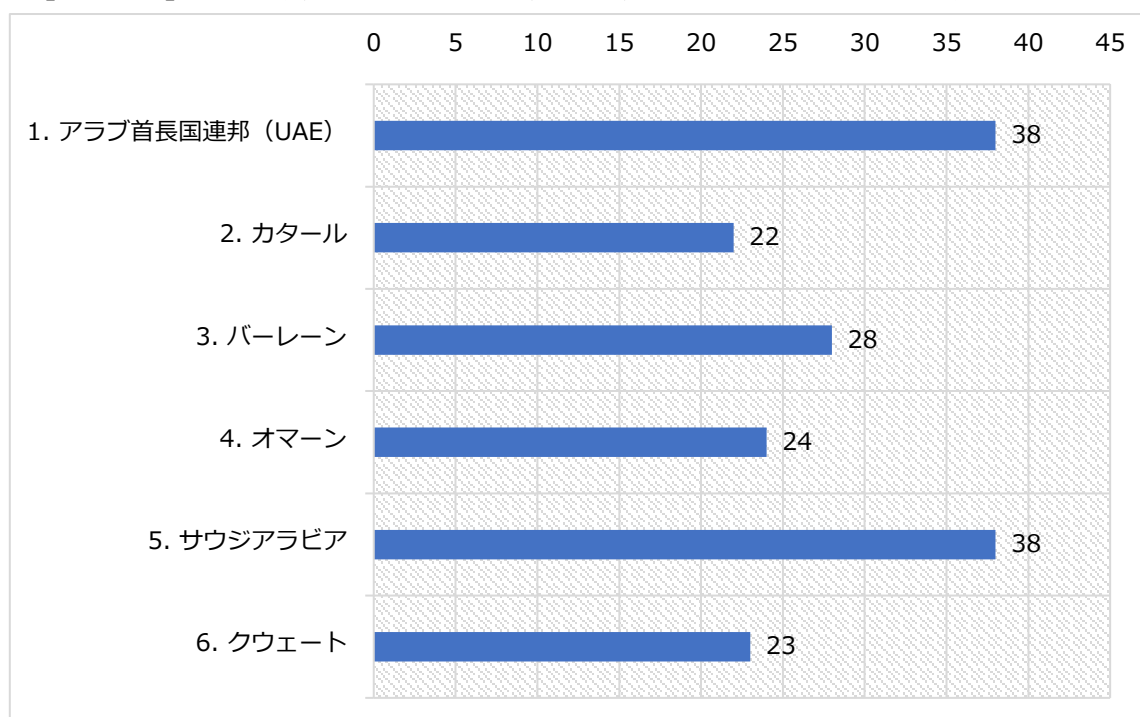
【図表 38】 GCC 諸国における事業経験（回答者数 66）



また、質問 C2-1 において前問の回答が「はい」の場合、どの国において事業を行っているかを聞いたところ、【図表 39】の回答を得た。

UAE、サウジアラビアが 38 者で最多であるが、他の 4 か国でも 20 者以上から事業を行っているという回答があった。

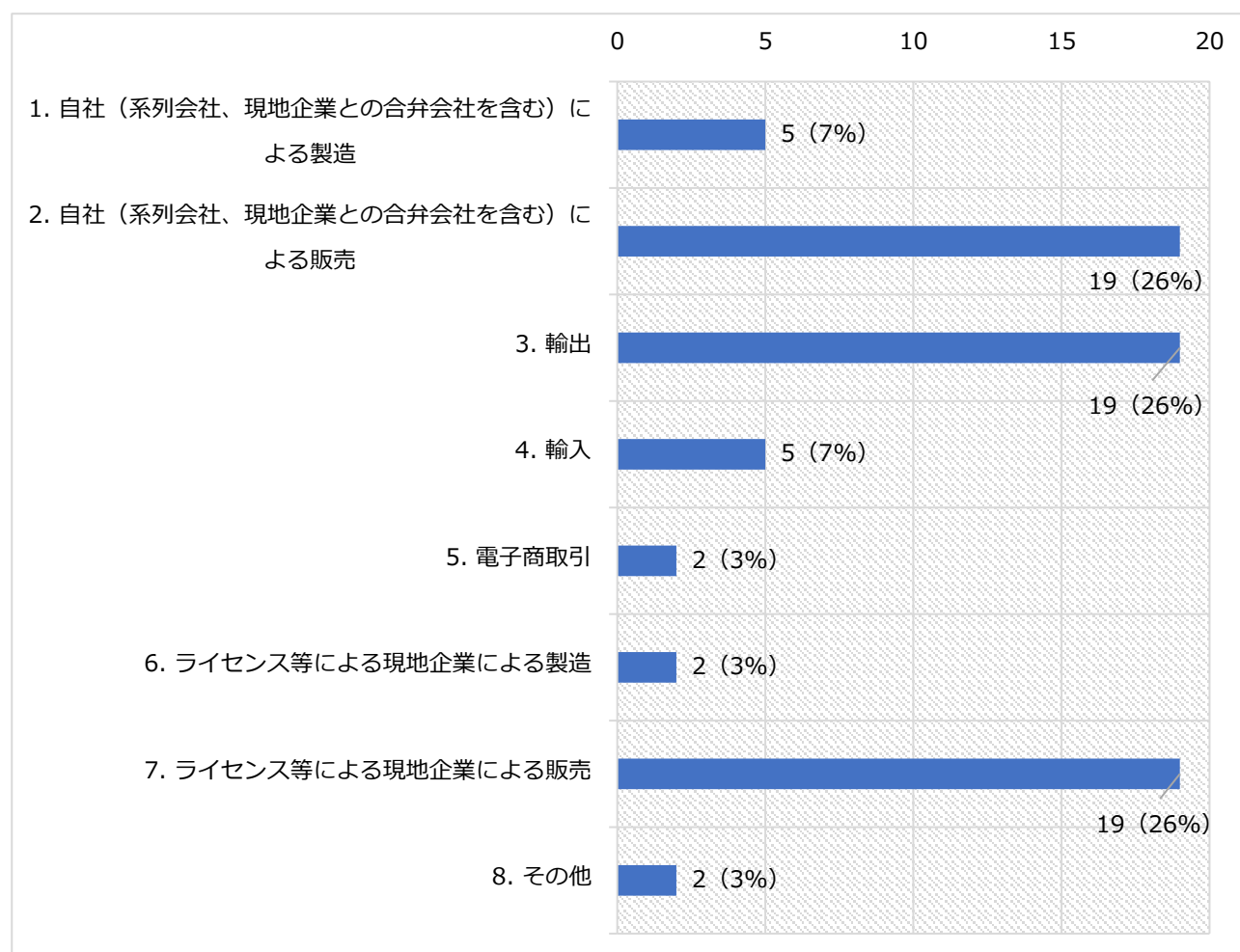
【図表 39】 GCC 諸国における事業経験（国別）（回答者数 45）（複数回答可）



また、質問 C2-2 において、前問の回答が「はい」の場合、GCC 諸国内で行っている事業形態を聞いたところ、【図表 40】の回答を得た。

自社による販売、輸出、及びライセンス等による現地企業による販売が、それぞれ 19 者 (26%) と最多となった。

【図表 40】 GCC 諸国における事業経験（事業形態）（回答者数 45）（複数回答可）



② GCC 諸国でビジネスを行うにあたっての留意事項・懸念事項

質問 C3 で、GCC 諸国でビジネスを行うにあたって、他の地域と特に異なる懸念事項や留意事項を自由記載で得た。

以下のように、文化が異なるので、違法ではないが炎上するようなこともある、地政学上の紛争リスクなどといった、カントリーリスクそのものを指摘する回答が複数見られた。

また、知的財産関連としては、冒認出願の存在や、無効化手続きのコストが高いといった回答があった。

- ・ GCC 諸国に限った話ではないものの、文化が異なるので、違法ではないが炎上するようなこともあるものと思っています。
- ・ 紛争諸国なので、事業の継続がいつ困難になるか懸念がある。
- ・ 反社会的勢力との関与がある危険性や地政学上の紛争リスク。
- ・ カントリーリスク。
- ・ 費用が高い。地政学的リスクの影響を受けやすい。

- ・宗教的配慮や文化の違い。
- ・冒認出願の存在と、無効化手続き及びそのコスト・先進国と比べ、模倣品の対応や民事・刑事事件の対応において、手続き面や費用面でハードルが高く、また、国によっては、侵害業者と司法当局や警察との不正な取引などもあり、日本企業としては対応に苦慮する場面が多い。また、現地企業（現地の販売代理店など）を優遇するような法律がある国もあり、一度ビジネスを開始してしまうと、代理店の権限の抹消などビジネス環境や権限のリセットに困難性を伴う国もある。

（４）質問 D：GCC 諸国における商標の出願経験、および課題認識

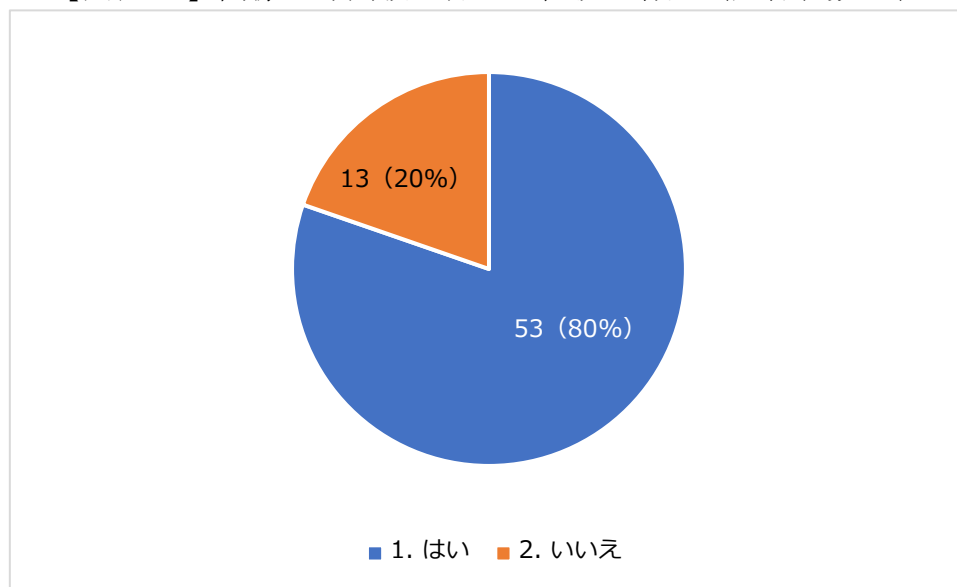
① GCC 諸国における、商標登録出願を行った経験の有無

（i）商標登録出願を行った経験の有無

質問 D1-1 において、GCC 諸国（アラブ首長国連邦（UAE）、サウジアラビア、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート）のいずれかの国において、商標登録出願を行った経験を聞いたところ、【図表 41】の回答を得た。

「はい」が 53 者（80%）、いいえが 13 者（20%）と、出願経験有りが多数となった。

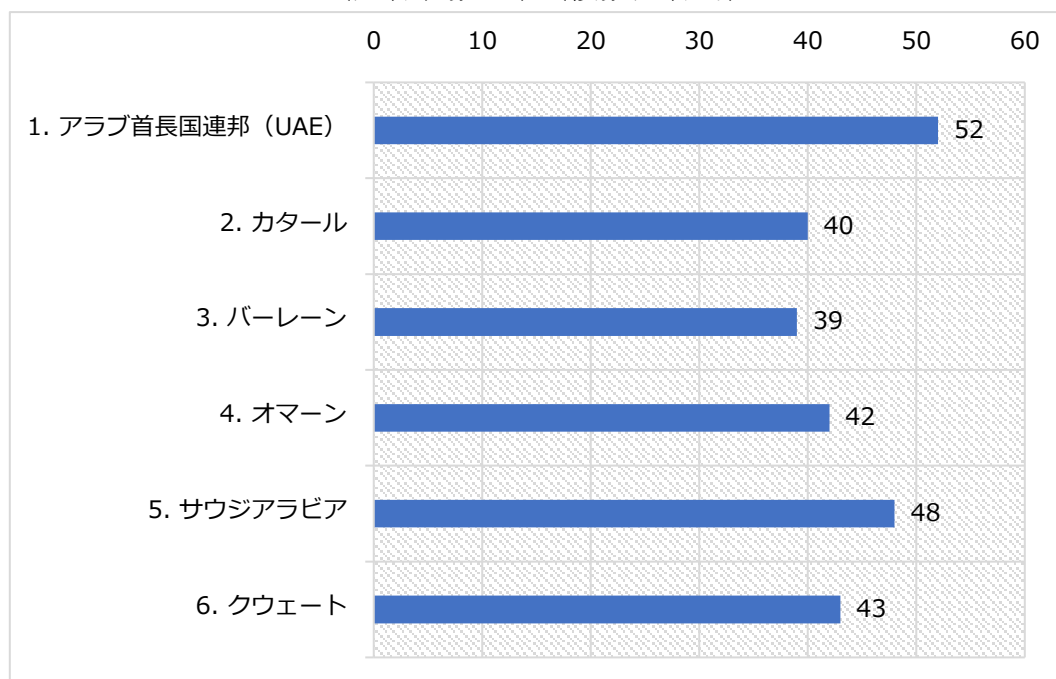
【図表 41】商標登録出願を行った経験の有無（回答者数 66）



さらに、D1-1 の回答が「はい」と回答した 47 者に対して、質問 D1-2 において、どの国で出願（指定）を行ったかを尋ねたところ【図表 42】の回答を得た。

いずれの国も回答 47 者中 30 者以上が出願経験と回答し、UAE が 53 者中 52 者と最多、以下、サウジアラビア（48 者）、クウェート（43 者）と続いた。

【図表 42】 GCC 諸国において商標登録出願を行った国
(回答者数 53) (複数回答可)

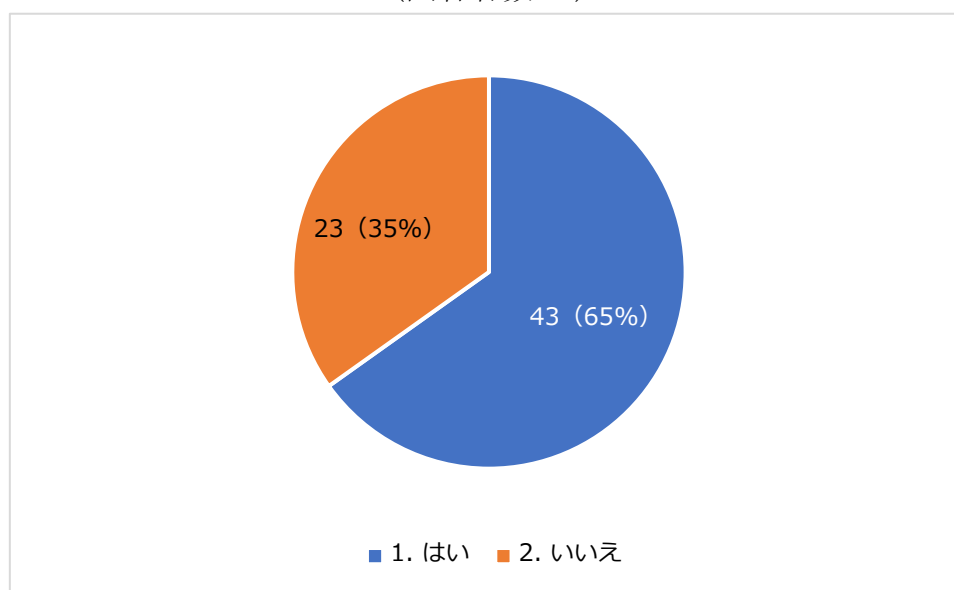


(ii) 国際商標登録出願の経験の有無

GCC 加盟国のうち、アラブ首長国連邦 (UAE)、バーレーン、オマーン、カタールの 4 か国は標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書に加入しているが、これらの国を指定国に含む出願をした経験があるかを聞いたところ、【図表 43】の回答を得た。

「はい」(経験がある) が 43 者 (65%)、「いいえ」(経験がない) が 23 者 (35%) と、経験があるとの回答が多数となった。

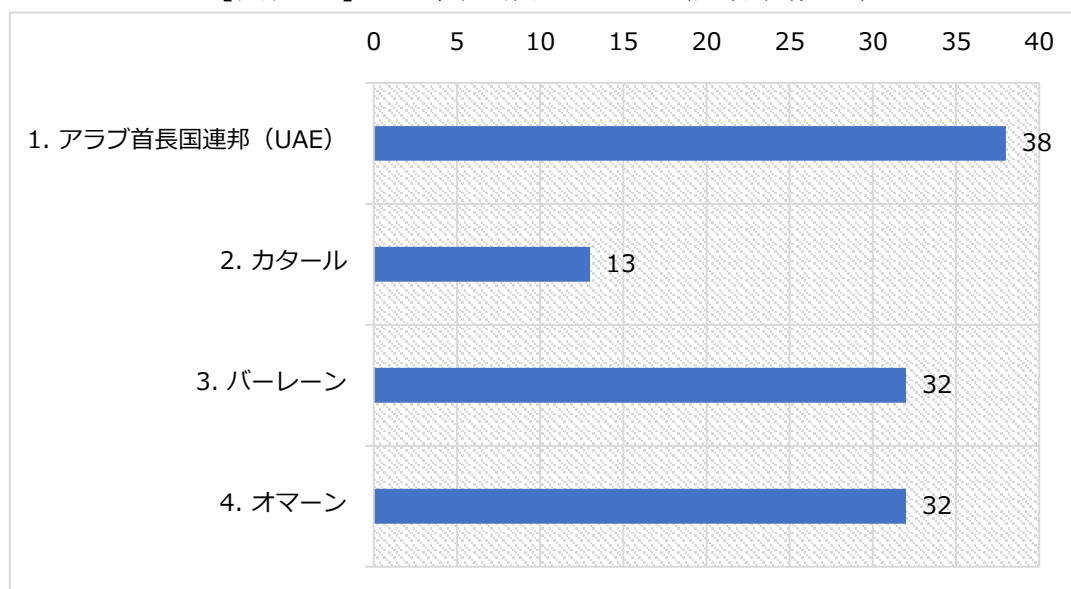
【図表 43】 GCC 諸国における国際商標登録出願の経験の有無
(回答者数 66)



さらに、D1-1 の回答が「はい」と回答した 43 者に対して、質問 D1-2 においてどの国で出願（指定）を行ったかを尋ねたところ【図表 44】の回答を得た。

UAE が 43 者中 38 者と最多、以下、バーレーンとオマーンがそれぞれ 32 者と同数で続いたが、カタールと回答したのは 13 者であり、他の 3 か国の半分以下であった。

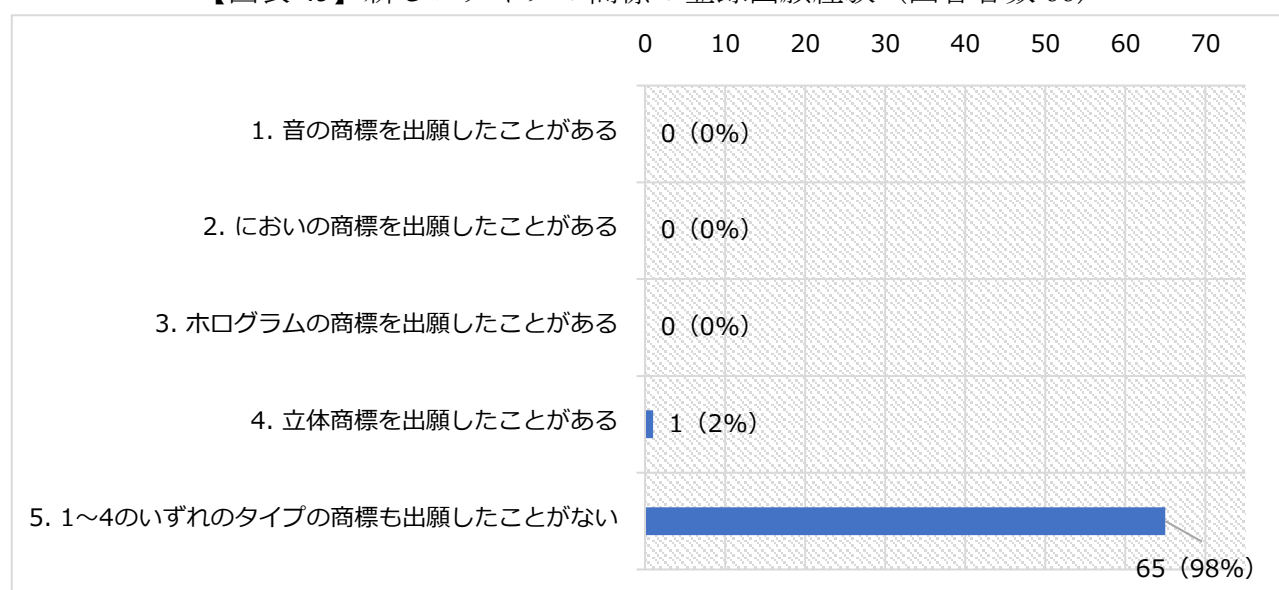
【図表 44】 どの国を指定したか（回答者数 43）



(iii) 新しいタイプの商標の登録出願経験の有無

質問 D3-1 において、GCC 各国における、音の商標、においの商標、ホログラムの商標、立体商標を出願した経験について聞いたところ、【図表 45】の回答が得られ、立体商標を出願した 1 者を除き、出願はしていないという結果となった。

【図表 45】 新しいタイプの商標の登録出願経験（回答者数 66）



なお、質問 D3-2 において、その一者に対し出願件数と出願の内容等について質問したところ、出願は 1 件、出願商標は「化粧品の包装用容器」という回答であった。

② GCC 諸国における、商標に関する問題が生じた事例の有無

質問 D4 で、GCC 諸国において、商標に関する問題が生じた事例（真正品である自社製品が税関で止められた等の事例、他社からの警告状や訴訟等の当事者間での係争等の問題を含む。）について自由記載で聞いたところ、7 者から回答があった。そのうち「特になし」と「ありません」を除いた、5 者の回答は以下の通りである。

税関での問題や、模倣品に関する事例が見られた。なお、これらの回答は、いずれも、質問 C1 において「GCC 諸国で製造・販売等を行った経験がある」と回答した者による回答である。

- ・過去サウジアラビア税関で、真正品や並行輸入品が税関で止められたことが複数回あった。
- ・自社の販売店が、当社ハウスマークの出願を行っていた。
- ・現地企業に販売代理店の権限を付与しビジネスを行っていたが、戦略変更により、当該代理店との関係を解消しようとしたところ拒否されたり、あるいは、旧代理店が過去の商標使用の許諾書や代理店契約書など悪用して、模倣品の製造・販売を行っている事例などがあります。
- ・模倣品の発見により、現地調査と訴訟を実施した。
- ・当社商標（ロゴ）を使用せず（または商品画像上は隠して）パッケージデザインのみを酷似させた模倣品や、ノーブランド品に後からシールで当社商標を付した模倣品などが散見される。

③ GCC 諸国における、商標出願（審査への対応や使用の証明等を含む。）を行う際の課題及び要望

質問 D5 で、GCC 諸国において、商標出願（審査への対応や使用の証明等を含む。）を行う際に、課題があると考えている点について自由記載で聞いたところ、以下の通り回答があった。

国名の限定の無いものも含め、「費用が高い」という趣旨の回答が計 20 者から得られた。特に、UAE（4 者）とサウジアラビア（2 者）を指定した回答もあった。なお、これらの回答のうち 17 者は、質問 C1 において「GCC 諸国で製造・販売等を行った経験がある」との回答であった。

費用以外の回答としては、（領事）認証を要求される機会が多い、言語障壁、指定商品（クラス）に関する課題、認証手続きに関する課題、現地代理人の選定等が挙げられた。

<「費用が高い」という意見>

- ・費用が高い（高め、高額）。（10 者）
- ・以前、出願を検討したことがあったように思いますが、費用が高かったので断念したように思います。

- ・手続き費用が高額。
- ・UAE において権利化費用・維持費用が高額であることが懸念点です。
- ・UAE の出願等費用が各国出願だと高額である。
- ・費用が高額（サウジアラビアと UAE）。
- ・費用：サウジアラビアや UAE の庁費用が高いこと。
- ・概して現地費用が高いこと、またサウジアラビアでは庁から指定された商品リストの中から指定商品を選ばなければならない点が不便です。
- ・GCC 諸国の庁費用は、他地域と比べ費用がかかる。
- ・認証等取得の手続きが煩雑、費用が高い。
- ・印紙代が高額である点について、コスト面での懸念を抱いています。また、委任状等の必要書類に対して大使館での認証手続きが求められる場合もあり、手続きの煩雑であると感じています。

<認証に関する意見>

- ・費用、公証認証を要求される機会の多いこと。
- ・認証等取得の手続きが煩雑。
- ・手続き：委任状の公証・認証手続等で様々な書類手配が必要で煩雑。
- ・領事認証が必要な国は手続きが煩雑で時間的コストがかかり、公証・領事認証、必要書類の翻訳が必要となって費用が嵩むため、外交上の課題ではあると思うが不要になると良い。国際標準としてデジタル公証の導入も検討してほしい。

<その他の意見>

- ・指定商品のクラスなどが国によって異なる。
- ・適切な現地代理人の選定（ハブ事務所が多く、各国の現地実務に精通しているかどうか不詳なケースがある。）。
- ・審査が遅いときがある。

さらに、質問 D6 で、GCC 諸国に対して、商標出願（審査への対応や使用の証明等を含む。）に関する要望を聞いたところ、以下のような、費用、データベースの拡充、手続きの短縮などの要望が回答として得られた。

サウジアラビアに対しては、マドリッド議定書への加入や、権利失効後の引用適格性についての要望もあった。

なお、これらの回答は、いずれも、質問 C1 において「GCC 諸国で製造・販売等を行った経験がある」と回答した者による回答である。

- ・あまり費用が高くないと有難いです。
- ・代理人費用を含め、コストが高い。
- ・商標調査のデータベースの拡充。
- ・手続きの簡素化。
- ・サウジアラビアもはやくマドプロに入ってほしいです。
- ・サウジアラビアで、引用商標の権利失効後 3 年間も引用商標として有効になるのが不便に感じている。

- ・審査基準の短縮。
- ・特になし（2者）。

④ GCC 諸国における、模倣品や偽ブランド品に対する対策に関する課題

質問 D7 で、GCC 諸国において、模倣品や偽ブランド品に対する対策に関して、課題がある（商標が不正に付されたラベルと商品本体が別々に製造、組み立てられるなど巧妙化する模倣品製造業者の手口への課題、インターネット上での課題を含む。）と考えている点を聞いたところ、以下のような回答が得られた。

本問の回答者のうち GCC 諸国で製造・販売等を行った経験がある」と回答した者（4 者）による回答として、倣品の流通実態を把握することが一層難しい、商標の類似度が低いのが明らかに模倣品への対応、行政手続きの有効性が怪しい、といった模倣品対策の実務上の困難さが挙げられた。

他方、「GCC 諸国で製造・販売等を行った経験がない」とするものの回答（1 者）においては、サウジアラビア、UAE、オマーンそれぞれの国に模倣品の摘発において、当局が摘発後に公的な文書を正式に発行していない結果、権利者には摘発の基本的な事実情報などが分からない、という回答があった。

<「GCC 諸国で製造・販売等を行った経験がある」(4 者)>

- ・模倣品の販売が EC サイトではなく、SNS 等のプラットフォームを通じて行われるケースが増加しており、従来の監視手法では販売ルートの特特定が困難となっています。このような状況により、模倣品の流通実態を把握することが一層難しくなっていると認識しています。
- ・商標の類似度が低いのが明らかに模倣品である場合、単純な商標侵害で争えない。
- ・警告書を出したところで悪意的な業者であれば意味がなく行政手続きの有効性も怪しいと感じる。
- ・GCC 諸国では、被害がないため、特に要望なし。

<「GCC 諸国で製造・販売等を行った経験がない」(1 者)>

- ・<サウジアラビア>模倣品の摘発において、当局が摘発後に公的な文書を正式に発行していない。その結果、権利者には摘発の基本的な事実情報や、具体的な押収数量が分からない。また、摘発の現場に代理人が同行することも基本的に許可されていないため、実際の摘発の様子も分からず、疑義品の真贋鑑定の信頼性に疑問がある。(精巧な模倣品が見落とされている可能性も否定できない。)
- ・<UAE>サウジアラビア同様に、当局による摘発の公式な文書が入手できない。代理人が摘発の様子の画像を稀に入手（非公式に）できることがあるが、不鮮明なものが多い。また、税関研修を長年継続しているが、なかなか水際で差止が発生しない。(但し、同国内の市場では模倣品が押収されており、これらは国外から輸入されているものである。)
- ・<オマーン>同様に、当局が代理人を摘発現場に同行することを禁止しているため、精巧な模倣品が見落とされている可能性がある。また、摘発後に押収品がそのまま現場に残されている事例もあり、それらが市場に流出する大きな懸念がある。

⑤ GCC 諸国への要望

最後に、質問 D8 で、GCC 諸国への要望を聞いたところ、以下のような、法整備、税関差止の強化・啓発活動の強化など行政・税関による活動強化、模倣品排除のための国際協力体制の構築といった要望が回答として得られた。

<法整備に関する要望>

- ・各国における模倣品対策は、いずれも制度整備の途上であり、今後の運用改善や実効性の向上により、より効果的な対策が講じられていくものと期待しています。併せて、各国における模倣品の国内流通状況について調査を進めていただき、実態に即した効果的な対応策について、今後の発表や情報共有を通じてご提示いただけることを希望いたします。
- ・制度はしっかりあるように見えるが実際は審査に時間がかかったり、費用対効果が低いように感じる。

<行政・税関による活動強化>

- ・UAE へ税関登録しているが、税関から模倣品の差止め連絡があまり来ず、どこまで機能しているか不明であるため、税関差止を積極的に行っていただけると有難い。
- ・現時点において弊社 IP に関する侵害は把握していないため具体的な要望はありませんが、知的財産権に関する啓発活動をお願いできればと存じます。＜国際協力＞
- ・模倣品等を効率的に排除するため、国際的な協力体制、特許庁・税関・EC サイト等との協力関係を構築してほしい。

<その他>

- ・GCC 諸国では、被害がないため、特に要望なし。
- ・(GCC 諸国での対策には着手していないため特にいえることはないが) 中国から流入する模倣品に対して抑止する、GCC 諸国それぞれの独自の取組みがあるとよいと考えている。

3. 小括

(1) 海外における商標活用

① 商標制度を活用する際に特に問題となり得る項目

商標制度を活用する際に特に問題となり得る項目については、審査の内容や期間、権利行使（エンフォースメント）、商標権の取得・維持費用といった、実務上の課題が相対的に上位の回答となる一方で、出願手続きに関する制度や国際条約への加盟については相対的に低い回答率となった。

② 保護を希望する新しいタイプの商標

保護を希望する新しいタイプの商標については、「特になし」が 8 割近くとなり、それほど関心が高くないのではないかと推察されるような結果が得られた。

③ 諸外国において、特に必要と思われる商標出願手続き

商標出願手続き等に関して、特に必要と思われると考えられるものを上位 3 つに限定して質問したところ、「出願人に、商標の登録を拒否する理由に対して書面（電子的方法による提供を含む。）による反論の機会を与えること」が最多、次いで「利害関係人に、悪意（不正目的等）をもってなされた出願・登録に対し、取消請求の機会を与えること」、「出願人に、商標の登録を拒否する理由を、書面（電子的方法による提供を含む。）で出願人に通知すること」という順となった。

また、異議申し立ての機会に関しては、いわゆる付与前異議について 30 者の回答があったのに対し、付与後異議については 2 者にとどまった。

④ 商標出願の審査期間

商標出願の審査期間についての印象は、「国によって異なる」が最多であるが、「長すぎる」の回答も 18%あった。期間が長すぎると言及された国では、タイが最多（13 者）であり、以下、インド（11 者）、カナダ（9 者）、韓国（7 者）と続いた。

⑤ 商標出願審査の質

商標出願審査の質について、国名とともに具体的な理由を挙げてもらったところ、特に中国についての言及が多く（22 者）、審査が厳しい、ばらつきがある、類似範囲が広いといった回答が見られた。次いで、タイ（8 者）についても、審査官によって判断が代わる、識別力の判断が非常に厳しいなどの回答があった。

⑥ 商標出願審査の（審査以外の）諸手続き

商標出願審査の（審査以外の）諸手続きについて、いくつかの国で、数年単位で手続きが滞っているという回答や、手続きミスが発生しているという回答が得られた。国名を挙げられた国は、中国、インド、ナイジェリア、韓国、ベトナム、インドネシア、ミャンマー、イラクであった。

⑦ 取得・維持費用（各国特許庁に支払うべき費用）

取得・維持費用については、中東（中近東）は費用が高額に感じるという回答が相当数得られた。その中には特に UAE やサウジアラビアを特定して費用が高いとする回答も相当数見られた。米国・欧州についても高いという回答があった。他方、アジアは低廉であるという回答もあった。

⑧ 商標権侵害に関する民事的な救済制度についての印象

商標権侵害に関する民事的な救済制度の印象を聞いたところ、中国、アルゼンチン、インド、米国、オーストラリアについて言及があり、行動を起こすのが困難、訴訟による解決は避けたいなどの回答があった。

また、諸外国における、商標権侵害に関する損害賠償の額の印象を聞いたところ、シンガポール、中国について少ないという回答があった一方、米国などの先進国では高額の印象という回答もあった。他方、「欧米は現地弁護士に相談すると費用がかさむ。」「妥当な損

害賠償額を判決で得られても、それを侵害者から実際に回収することが困難」という回答もあった。

⑨ 商標権侵害に関する刑事制度な救済制度についての印象

商標権侵害に関する刑事的な救済制度の印象を聞いたところ、裁判が遅い、刑事立件までの下調べが困難との回答があった。

また、商標権侵害に関する刑事罰についての印象を聞いたところ、中国、インド、UAE トルコ、その他（模倣品の多い国はすべて）は軽すぎるとする意見の他、「労力・コストをかけて刑事手続きに取り締まりを乗せたとしても、実刑にならないようであれば制度を活用するモチベーションは上がりにくい」「タイや中国等、侵害者が罪を認めると刑罰を軽くする法律があり、権利者としては納得できないように感じる人が多い」との回答があった。また、「フィリピンやインドネシアで、刑事罰が軽くなるだろうことを見越して和解をすすめられる。」、というような回答もあった。

⑩ 商標権侵害に対する税関での取り締まりについての印象

商標権侵害に対する税関での取り締まりについての印象については、中国について、税関での取り締まりが他国より厳しい、良く差し止められるといった回答がある一方で、正規品でも差し止められるという回答もあった。

⑪ 諸外国に求める模倣品対策

諸外国に求める模倣品対策について聞いたところ、「EC プラットフォームによる監督・監視」が最多、「関係機関や警察による取り締まり」がこれに続いた。

⑫ 地理的表示を保護するための制度と商標法の関係

地理的表示を保護するための制度と商標法の関係について聞いたところ、「わからない」が最多となったが、「商標法による保護とは別に地理的表示を独自に保護する制度は必要で、両者が抵触する場合は地理的表示を優先すべき」との回答が、「商標権を優先すべき」という回答を上回った。

⑬ 商標の調査を行う場合における課題

諸外国において商標の調査を行う場合における、課題と思われる事項を自由記載で質問したところ、ミャンマーや南米のデータ更新時期が遅いといった個別の国に関する回答もあった一方で、国を特定せずに、言語の問題がある、データベースの更新頻度の問題などがある、（米国特許商標庁のように、）各審査アクションで出された書類を PDF で掲載して欲しいというような回答も見られた。

⑭ 諸外国が商標に関係する条約等に参加することに関する評価

マドリッド協定議定書に参加することに関する評価及び標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に参加することに関する評価を聞いたところ、いずれも「メリットが大きく、評価する」が最多となった。他方、商標法に関するシンガポール条約（STLT）に参加することに関する評価を聞いたところ、「わからない」がと最多とな

り、STLT は認知度が低いあるいはあまり重要視されていないのではないかと推察されるような結果が得られた。

(2) GCC 諸国における商標の出願経験、および課題認識

① GCC 諸国における、商標登録出願を行った経験の有無

質問票調査の回答者の 8 割が GCC 諸国（アラブ首長国連邦（UAE）、サウジアラビア、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート）のいずれかの国において、商標登録出願を行った経験があり、かつ、すべての国において高い割合²⁸で経験があるとの回答を得た。

また、GCC 加盟国のうち、アラブ首長国連邦（UAE）、バーレーン、オマーン、カタールの 4 か国は標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書に加入しているが、これらの国を指定国に含む出願をした経験があるかを聞いたところ、経験があるとの回答が多数となった。

さらに、GCC 各国における、音の商標、においの商標、ホログラムの商標、立体商標を出願した経験については、立体商標を出願した 1 者を除き、出願はしていないという結果が得られた。

② GCC 諸国における、商標に関する問題が生じた事例の有無

GCC 諸国において、商標に関する問題が生じた事例について自由記載で聞いたところ、税関での問題や、模倣品に関する事例が見られた。

③ GCC 諸国における、商標出願（審査への対応や使用の証明等を含む。）を行う際の課題及び要望

GCC 諸国において、商標出願（審査への対応や使用の証明等を含む。）を行う際の課題については、国名の限定のないものも含め、「費用が高い」という回答が多数から得られた。UAE とサウジアラビアを特に指定した回答もあった。

費用以外の回答としては、公証認証を要求される機会が多い、言語障壁、指定商品（クラス）に関する課題、認証手続きに関する課題、現地代理人の選定等が挙げられた。

さらに、GCC 諸国に対して、商標出願（審査への対応や使用の証明等を含む。）に関する要望を聞いたところ、費用、データベースの拡充、手続きの簡素化などの要望があった。特に、サウジアラビアに対して、マドリッド議定書での加入や、権利失効後の引用適格性についての要望があった。

④ GCC 諸国における、模倣品や偽ブランド品に対する対策に関する課題

GCC 諸国において、模倣品や偽ブランド品に対する対策に関して、課題があると考えている点を聞いたところ、模倣品の流通実態を把握することが一層難しい、商標の類似度が低いが明らかに模倣品への対応、行政手続きの有効性が怪しい、といった模倣品対策の実務上の困難さが挙げられた。

²⁸ 一番少ないバーレーンでも 53 者中 39 者が出願経験ありと回答。

また、サウジアラビア、UAE、オマーンにおいて、当局が摘発後に公的な文書を正式に発行していない結果、権利者には摘発の基本的な事実情報などが分からないという回答があった。

⑤ GCC 諸国への要望

GCC 諸国への要望を聞いたところ、法整備、税関差止の強化・啓発活動の強化など行政・税関による活動強化、模倣品排除のための国際協力体制の構築といった要望が回答として得られた。

第3節 国内企業へのヒアリング調査

第2節の国内企業へのアンケート調査によって得られた回答を分析し、回答した55者のうちGCC諸国について具体的な回答があった10者について、更に詳細な情報の収集を目的として、ヒアリング調査を実施した。

1. ヒアリング調査の概要

- ・ヒアリング実施期間：令和7年12月～令和8年1月
- ・ヒアリング対象：
アンケート結果を参考にして以下の業種から10者
機械・電気機械器具・情報通信機械器具・電子デバイス（4者）
繊維
化学（非医薬品）
輸送機械（自動車）
食品
その他製造業（ゴム製品製造等）
情報サービス業（ソフトウェア開発、サーバ運営、ウェブコンテンツ提供等）

2. ヒアリング調査の結果

（1）GCC 諸国における商標権取得のための費用

「適切である」という意見は、10者中1者にとどまり、他の9者はすべて、GCC 諸国における庁費用・代理人費用は、ともに他国と比較して高いという意見であった。特にUAEとサウジアラビアについて高いという意見が多かった。

マドプロ出願の活用により費用を抑えているという意見も見られた。

（主な意見）

（a）他国に比べて費用は高いと感じる。

- ・代理人費用が高いと感じている。例えばUAE。また、UAEは、印紙代も改定されているなど、庁費用の方も割安ではなくて高いイメージがある。全体的に、商標出願管理費用

は、他国と比べて高いというイメージを持っている。さらに、各加盟国に出願をするとなると、それぞれの現地代理人を立てなければならないと思うので、そのあたりもまた高くなる理由になる。領事認証がやはり必要になる国が多いので、その分、コストがまたさらにかさんでくるというようなイメージを持っている。(A 社)

- GCC6 か国とも他地域に比べると、やはり少し高いという印象。最近出願したものはあまりないが、数年前にこれらの地域に出願した例がある。直接出願の方だと、サウジアラビアに出願すると、現地費用だけで一区分 40 万円ぐらいかかっている。台湾や中国など、アジア系は特に安いと思うが、それらに比べると高いと思う。

個別手数料（認証にかかる費用等）が高い国は、例えばオマーンとかバーレーン。これらの国では、個別手数料で 1,000 ドルかそれ以上かかっている。他地域に比べると高いというところがある。さらに、現地代理人、日本代理人も間にかましているので、それを加えると他地域に比べると高いという印象がある。(B 社)

- 商標を出願するにあたっては、広めの地域について見積もりをいただいているが、その中で GCC 諸国は費用が高かったという印象がある。費用の内訳については、庁費用と代理人費用のどちらが高かったのかまではわかっていないが、合計として他の地域よりもおおむね 2 割程度高かったという印象である。

予算に十分な余裕があれば全地域に出願したいところだが、現実にはそうもいかないため、費用が高い地域については、事業部から「ここはやめておこう」という判断になり、出願しないという結論になった。そのとき候補として挙がっていたのは、UAE とサウジアラビアである。(D 社)

- サウジアラビアや UAE の費用が高い。例えば中国や米国、欧米といったほかの国と比べて高いという意味の認識である。トータル金額が高い印象が強い。(E 社)

- バーレーンとオマーンについて、よく見るとほとんどがマドプロ出願であり、個別出願がほとんどない。そのため個別出願ベースで費用が高いかどうかは分からない、というのが正確な状況である。クウェートについては、若干高めではあるが、気になるほどではない。調べた案件では、現地費用が 15 万～20 万円程度であったので、極端に高いという印象ではない。クウェートとカタールについては 10 万～20 万円台であり、ここも同様に気になるほどではないと感じている。サウジアラビアと UAE は、調べたところやはり高かった。サウジアラビアは現地費用がだいたい 33 万～34 万円程度であった。

UAE については、現地費用が非常に高く、50 万円を超える。余談ではあるが、サウジアラビアはドメインの取得費用も非常に高い。主要営業拠点のある国について、ドメインを取得しているが、普通の国では年額 5 千円から高くても 2 万円程度であるのに対し、サウジアラビアは年額 3 万円であり、ドメインも非常に高いという印象である。(F 社)

- サウジアラビアと UAE は突出して費用が高い。せっかくマドプロで現地代理人費用がほとんどかからないのに、庁費用が高いため 1 国で権利を取るためのコストが高くつく。

UAE は物流拠点だからという背景もあるのかもしれない。UAE は何件か出願しているが、UAE に売っているというより流通の過程にあるからではないかと思っている。いずれにしろ他の国並みに安くしてほしいという思いがある。オフィシャルフィーだけでも、1 カ国 1 区分で確か 60 万から 70 万ぐらいというイメージだ。他の国ならもっと安く、せいぜい 20 万から 30 万で収まる。100 万までいかないものもあるが、それに近い金額になるのはこの両国ぐらいである。

代理人費用は、庁費用ほどの違和感はない。代理人費用も特に安くはないが、代理人費用が高いというより庁費用が高いというイメージがある。

認証費用がかかる点もネックだが、認証の方は費用というより手間の問題。 (G 社)

- 中東で商標権を取得しようとする、登録時の庁費用が非常に高い。代理人費用よりも庁に納める費用が高い印象である。特に高い国は UAE とサウジアラビア。サウジアラビアは (マドプロ加盟国ではないので)、ダイレクト出願のみであるが、UAE もマドプロ出願よりも、ダイレクト出願が多い。よって、高いという印象になるのかもしれない。費用が高いのは、登録費用である。また、異議申立てなどを行うと追加で費用がかかる印象がある。1 件で 100 万円程度になることもある。異議申立自体の費用は庁費用と代理人費用で大きな差はないが、その後の審理や手続で代理人費用を含めると高額になる。

(H 社)

- 現地庁費用も代理人費用も、他の国に比べると高額だという印象を持っている。UAE やサウジアラビアについて特にそのように感じている。サウジアラビアと UAE については出願件数が多い。他の GCC 諸国については把握できていない部分もある (I 社)
- 費用としては、他の国に比べると高いと思っている。 (J 社)

(b) マドプロ出願の活用により、費用を抑えている。

- 色々な国に大量に出すときは、マドプロ出願を使ったほうが、管理面含めてメリットが大きいので、マドプロ出願をすることになる。GCC 諸国への出願では最近はやはりマドプロ出願が多い。昔マドプロ出願ができる前とか、これらの国が加盟する前は直接出願しかなかったので、その時に少し費用がかかると、出願をやめようかということにもなっている時もあった。 (B 社)
- マドプロ経由の出願で、特に費用や運用面で大きな問題は生じていない。逆にちゃんと審査しているのかどうか、心配になった。 (F 社)
- 事情がない限り、出願時や更新時のコストが安く済むから、原則マドプロ加盟国はマドプロ出願で出す。1 か国でしか使わないなら直接出願もあり得るが、グローバルにビジネス展開する中で他国に出さないことはない。2 か国、3 か国なら基本マドプロの方が安い。既存の古い商標も、ここ 10 年ぐらいの間にどんどんマドプロ出願に更新してきた。更新時に見積もりをとって確認した。一時的には費用がかかるが、10 年後の更新費用を考えると圧倒的に安い。10 年後にはペイできることを確認しながらやっている。マドプロは現地代理人費用がかからない。特に更新時。審査過程で現地代理人を起用せざるを得ない場面はあるが、登録に至れば WIPO の手続きで、基本は国内代理人費用しかかからないので相当安く済んでいると思う。 (G 社)
- マドプロは、どちらかという積極的に使っている方だと思う。3 か国から 5 か国を超えるような出願のときには、基本的にマドプロを使い、コストを抑えながら出願している。GCC 諸国についても、マドプロを使える国であれば基本的に使って出願しているため、直接出願するよりはコストが抑えられているという点はある。 (J 社)

(c) 適切であると感じる。

- 権利取得、維持費用について、合理性を欠く手続きだと指摘するほどの点は今のところ承知していない。 (C 社)

(2) GCC 諸国における、一出願多区分制度の普及状況

各国への直接出願の場合は、多区分での出願はできないという指摘が多い。

他方で、マドプロ出願が利用できる場合は多区分での出願が可能であるため、特に不都合を感じない、という意見もあった。

(主な意見)

- 当社がメインで利用している特許事務所に対し、年に 1 回、その国の制度を調べて知らせてもらうように依頼している。2025 年時点の情報として、一出願多区分制度が認められているか否かについて、事務所から情報を受け取っている国もある。それによると、UAE については、法律上は多区分出願ができることになっているが、現状の運用ではまだできない、という情報をもらっている。バーレーンは多区分不可、クウェートも多区分不可、サウジアラビアも多区分不可とのことである。また、オマーンとカタールについては、事務所からの情報が現時点でない。バーレーン、オマーン、カタールはいずれもマドプロ加盟国であるので、マドプロ加盟国である以上、多区分出願を受け付けられないのはおかしいのではないか、という印象は持っている。(F 社)
- マルチクラスが、GCC 統一商標制度によって、サウジアラビア、UAE、バーレーン、クウェート、カタール、オマーン、全部の国で認められていると理解はしている。マドプロ出願も利用して権利化を図っているので、UAE も、一応マルチクラスの出願は認められているし、カタールも、出願審査が係属中のものがある。
GCC 諸国の加盟国の制度がどう運用されていくのかというのは、我々にとってもウォッチしていかなければいけない事項であるとは考えている。(A 社)
- 多区分の出願を GCC 諸国では行っていない。基本一区分の出願が多い。GCC 諸国で、多区分の出願があるかどうか調べたが、2 区分の出願が数件あるだけで、その時に多区分だから部内で何か問題が起きたという話も聞いていない。多区分ができないことについては、当社としては特に問題視はしていない。(B 社)
- 最近マドプロ出願を中心に使っており、原則マドプロ出願である。個別出願は例外的で、マドプロ出願中心だとこうした問題は今後もあまり出てこないかもしれないと感じている。(C 社)
- (GCC の一出願多区分の運用等について何か運用のような情報を) 聞いた記憶はない。(D 社)
- マドプロについては整備されており、多区分でも出願可能。単区分か多区分かで困っているかという観点では、多区分でなければ困るということはない。元々単区分での権利が多く、混在した状態で業務を行っており、そのまま受け入れている。繊維関係では 3 区分程度で出すこともあり、コーポレートブランドでは複数区分出すこともあるが、何十区分も出すことはないので、当社としては困っていない。(E 社)
- あまり多区分で出すことが多くはない。そのため、多区分の運用状況はよく分からない。国際出願への置き換えもまだ進んでいないところもある。サウジアラビアはマドプロに加盟していない。UAE も加盟したばかりで通常出願が多い。多区分制度がうまくいっているか判断できる状況に至っていないので、よく分からないのが正直なところ。最近 UAE でマドプロの事後指定を 1 件行ったが、単区分の商標だったので状況はよく分から

ない。その他の GCC 諸国の出願も基本 1 区分なので事例がない。(G 社)

- 日本のように多区分で出せないことについて、費用がその分加算されるので、あまり良い印象は受けていない。代理人からも、多区分出の出願はできないといわれている。それもあって、全体的に費用が高いという印象はある。(当社では) UAE はマドプロ出願を使っていないため、多区分出願を使えない。(H 社)
- 一出願多区分で出すことはあまりない。サウジアラビアは確かシングルでしか出願できないと思うので単独出願している。法律上は整備されているはずだが、行政の運用上は難しいと聞いている。あまり不満には思っていないが、費用はかかる。維持する件数が増えるため、登録や公告の段階になると、1 区分ごとにそれなりのコストがかかると感じている。(I 社)
- 多区分が必要になるケース自体が多くない。多区分が使える国であれば基本的に多区分出願を活用している。一方で、2 区分程度であれば、変な拒絶や、ややこしいことに巻き込まれるぐらいなら、一区分ごとの方がよいという価値判断である。(J 社)

(3) GCC 諸国において、領事認証やアポストイーユ認証の手続きの状況

代理人に依頼しており顕著な問題と感じていないという意見も多く、アポストイーユ認証への変更を評価する声もあるが、他方、手続き面は煩雑という意見もあった。

(主な意見)

- 手続きは代理人に依頼している。アポストイーユ認証や領事認証があるから企業側で負荷が変わるかという点、代理人に依頼することもあるので、そんなに変わらないと感じている。面前公証だと、例えば夏場の暑い中に歩いて公証役場に行って公証しなければいけないという点ではない方がいいかなというところはあるし、先願主義なので、全部書類を整えて出す必要がある点から言うと、こういうものはない方がいいかとは思う。ただ、レイトファイルできるのであれば、制度はあってもいいのかもしれない。(A 社)
- GCC 諸国のほとんどの国で、アポストイーユ認証が要求されているという印象であるが、アポストイーユ認証は GCC 諸国以外でも求められることがある。とりわけ GCC 諸国だから認証がめんどろという印象はない。内部でも確認したが、特に実施して困るというような話は出てこなかった。
サウジアラビアは、確か最近になってアポストイーユ認証ができるようになったと思うが、それまでは、サウジアラビアだけは大使館のレターが必要だったらしく、大使館へのレターを作って、領事認証をしていたので、そこは他の国と違って大変だったという話はあった。ただ、今はもうアポストイーユ認証ができるので、他の地域と同じ手続きでできるので良くなった。アポストイーユ認証は中国など他の国で求められるので、これはしょうがないというか、グローバルなものかと思って対応はしている。(B 社)
- GCC 以外を含めて言えば、代理人に任せてそのような手続きを行わせることはある。ただし、GCC については制度がどうなっているのか、具体的には把握していない。(D 社)
- 商標に関しては代理人に必要書類を送ってやってもらうだけなので、手間とお金がかかるのが面倒。なくしてもらいたいと思うが、出願をやめることもない。必要なものを手配すれば進むので、顕著な問題だとは思っていない。なくしてくれたら楽でいいという

程度。(G 社)

- ・領事認証はよく求められるが、それについては代理人に依頼している。履歴事項証明書などの書類は、その都度提出している。費用面で特に大きな負担になっているわけではない。費用面というよりは、社内でいろいろな手続きを準備しなければならない点が煩雑であり、一括して代理人にお願いしているという状況である。費用については、領事認証費用は別途把握しているが、それによって他にかかる費用が高くなっているというわけではない。(H 社)
- ・以前、模倣品対策の委任状を新たに発行した際、サウジアラビアでは領事認証ではなく、アポステイーユで対応できるようになっていた。そのため、手続きが少し簡便になったと感じた。領事認証の場合、誰かのパスポートが必要になるなど、手続きが煩雑である。アポステイーユで対応できるのであれば、負担が軽減されるため望ましいと感じている。(I 社)

(4) GCC 諸国における、周知商標の保護状況

普通名称化への懸念や、第三者商標の排除のため、周知性の主張を行った事例が見られた。

(主な意見)

- ・当社の登録商標が、一般名称のように使われることがあり、普通名称化が進んでいるという懸念があったため、異議申立てや警告を行ったことがある。世界各国の登録状況や販売実績、商標の使用状況などを証拠として提出し、当社の商標であることを主張した。(A 社)
- ・GCC 諸国では、訴訟や侵害といったトラブルに巻き込まれたことはなく、周知商標の保護について苦労した経験は今のところない。(B 社)
- ・異議申立て等で第三者商標を排除する際に、自社登録商標と類似しているが微妙な場合には、周知性で排除する必要がある。周知性は実務上、度々論点になる。日本は周知性保護が比較的充実している印象であり、諸外国では日本ほど守備範囲が広くない前提で、どこまで対応するかを判断している。(C 社)
- ・これまで周知性という点を特に意識したことはない。(D 社)
- ・GCC 諸国については、実務を行った事例がない。一方で、中国ではブランドロゴそのものが冒認出願され、登録されてしまったことがある。その際、取消を求めたが認められず、その区分は取られたままになっている。(E 社)
- ・GCC 諸国では冒認出願等の被害はない。後追いで追加出願することが多いが、登録できなかった事例は今のところない。(G 社)
- ・商標については全世界でウォッチングを行っている。その中で、中東では模倣品が多いため、似通った商品を見かけた場合には、異議申立てなどの手続を行っている。公告になったものを申立の対象にしている。取り消せるうちに取り消すという対応をしている。その一方で、識別力があまり高くないために審査段階で認められないケースも割とある。ドバイから帰ってきた者の話を聞いた際にも、その辺で似た呼称の商標がついたもの普通に売られている商品があるという話があり、何とかしたいという声は聞いている。た

だ、実際の商標の類似度で見ると、そこまで高くない場合も多い。そのため、取り消しに成功する確率としては、あまり高くないと感ずることもある。異議理由として、当社商標の周知性を主張することはあまりない。併存している商標が多いため、周知性を強く主張できない状況にある。(H 社)

- 商品を販売している国については、自社が先使用しているという主張をするが、販売していない国で他社の冒認出願があったため、その場合はいわゆる周知性を理由に主張したと思う。結果として、そのケースでは負けた。その際の周知性の立証について、当該国では権利を持っていなかったため、他国での出願状況や、商標登録のリストのようなものを提出した。(I 社)
- 幸いにも GCC 諸国では周知商標が問題になった（トラブルに見舞われた）ことがない。(J 社)

(5) GCC 諸国における、模倣品被害の実態・税関取締りの現状と課題

GCC 諸国において、税関での差止等の事例があるという回答はなかった。また、税関登録をしているが、税関からの反応はあまりないという声もあった。

EC プラットフォーム上での問題のほうが現実的な課題という認識が見られたが、他方、対応には限界もあるとの意見もあった。

(a) 税関の対応に関する意見

(主な意見)

- GCC 諸国の税関から連絡があった事案はなかった。
当社のビジネスは B to B が中心であり、現地にはディストリビュータが存在するため、模倣品があったとしても現地サイドで現場対応として処理されている可能性はあると考えている。(A 社)
- 当社の主力商品について、UAE では税関登録を行っている。UAE には複数の税関が存在し、代理人を通じて登録手続きを行っているが、税関側ももう少し積極的に対応してもらえるとありがたいと感じている。UAE では税関登録後に実際に模倣品を差し止めた事例は今のところない。税関登録からまだ 2 年程度しか経っておらず、時間が十分に経過していないことも一因だと考えている。こちら側の働きかけが十分でない面もあるが、模倣品自体は出ているという認識はあり、今後はより積極的に対応したいと考えている。中国では、当社または中国の代理人によって、税関職員向けのトレーニングを定期的実施している。その結果、中国では実際に模倣品が税関で止まる事例がある。アメリカでも税関で止まった例はある。一方で、中東ではほとんど実施できておらず、UAE についても税関により積極的に取り締まってもらえるとよいと感じている。
サウジアラビアについては、10 年以上前から税関登録またはウォッチング申請を行ってきた。正式な税関登録とウォッチングの違いが分かりにくい部分もあり、最近では税関からの反応があまりなく、実際の状況がどうなっているのか気になっている。過去には、UAE よりもサウジアラビアの税関の方が積極的に対応してくれていたという印象がある。サウジアラビア税関向けには、税関職員に対するトレーニングも実施してきた。コロナ禍以降は実施できていないが、過去のトレーニングが一定の効果を持っていた可能

性はあると考えている。今後は UAE やサウジアラビアを含め、中東地域全体で税関職員向けトレーニングを進めていきたい。現地で税関職員の記憶に残るような形でトレーニングを行うことが重要だと考えている。実際に現地へ行けるかどうかなどの制約はあるが、代理人と協力して対応している。GCC 諸国については、現状では UAE とサウジアラビアを中心に対応しており、それ以外の周辺国については十分な情報が得られていない。(B 社)

- GCC 諸国では特に事例がないため一般論として述べるが、日本国内では DVD などのパッケージ商品について、税関から「偽物と思われるものが出てきたので鑑定してほしい」と連絡を受けたことがある。これは税関登録をしていない状況で、税関側から自主的に連絡が来たものである。(D 社)

- 模倣品は存在するが、税関での水際対策は行っていない。案件ごとに事業部と相談し、必要があれば別の対応を検討している。GCC 諸国に限らず、どの国でも税関対応はあまり行っていない。

樹脂製品などは袋が共通で使い回されており、中身が同成分であれば外観だけでは模倣品かどうか判断が難しい。そのため、性能まで税関が確認するのかという点について疑問を感じている。(E 社)

- GCC 諸国に関しては、模倣品や税関対応について特に事例がない。(F 社)
- GCC 諸国で模倣品が出て困っている事態はこれまでになく、税関での取締り状況についても把握していない。税関登録も行ったことはない。(G 社)

- 税関登録はサウジアラビアと UAE で行っている。ただ、税関で実際に止まったという事例は、自分自身では見たことがない。登録はしているが、税関から連絡を受けたことはない。いわゆる税関トレーニングのようなものは実施していないのが実情。(税関段階での差止めは) 実際にはあまり機能していない印象がある。

当社の模倣品は、実際には国内に入ってからラベルを貼って完成するものが多い。そのため、税関段階では止まらないというのが現実的なところだと考えている。(国内に入ってから手を加えられるので、ロゴが貼られていない状態ではそもそも止められない。

- 基本的には、現地が対応したいと言ってきた案件について対応させている。本社として税関登録を行うなどの対応は、今後検討したいと考えているが、現時点ではまだできていない。現地費用は現地で負担し、大きな案件があれば本社に報告するようにしているが、現時点ではあまり大きな案件はないように感じている。(I 社)

- 模倣品、デッドコピー品については、発生し始めたのが 2、3 年ほど前で、特に被害が大きくなってきている。日本の電機メーカーや自動車メーカーのように 20 年も 30 年も継続して対応している状況ではない、という前提がある。国内の税関にはトレーニング等をしているが、発生源は中国と捉えており、登録手続は進めているものの、税関トレーニング等まではできておらず、今後進めたい。(J 社)

(b) EC サイト (EC プラットフォーム) に関する意見

- 当社関連製品については、EC ビジネスとして流通するケースがあり、模倣品の対象となる可能性はあると考えている。模倣品対策としては、税関よりも EC プラットフォーム上での問題が現実的な課題だと感じている。模倣品を効率的に排除するためには、特許庁、税関、EC サイトなどが連携した国際的な協力体制が構築されることが望ましい。

EC プラットフォームでは、各社が一定程度取り締まりを強化しているとは思いますが、それだけでは限界があると感じている。文字が入っていないと、取り締まりができないといった課題もあり、行政が関与する形での対応があればありがたいと考えている。(A 社)

- GCC 諸国における EC サイト対応については、現状では特段の対応実績はない。中国対応や国内対応で手一杯であり、GCC 諸国の EC 市場の実態についても十分に把握できていない。ただし、将来的には EC の問題が顕在化する可能性があるため、情報は得ておきたいと考えている。(B 社)
- 当社として、GCC 諸国で具体的な EC プラットフォーム上の問題が発生しているわけではない。(C 社)
- 海外の有名な EC サイトで、明らかな偽物が販売されていることはよくある。あまりにもひどい場合にはサイトに連絡し、販売ページを閉鎖してもらうこともあるが、多くの場合は無視され、対応が功を奏することはあまりない。模倣品が多い EC サイトとしては、中国や東南アジアのサイトが多いという印象を持っている。(D 社)
- EC サイトで見つけた場合の対応については事業部側が中心となって検討しており、商標チームとして細部までは把握していない。一般的なサイトで検索すると、当社と取引関係のない販売者が当社製品名を用いて販売している例が見つかる。画像や価格、販売者情報から見て「明らかに違う」と判断できるケースがある。こうしたサイトは B to C 専用ではなく、一般に開かれたサイトであると認識している。(E 社)
- 当社製品は基本的に EC プラットフォームで販売するものではないが、中国では EC 上で模倣品が取り扱われている例がある。諸外国でも EC プラットフォームでの取締りがより厳しくなることが望ましいと考えている。(G 社)
- EC サイト上の模倣品対策として、年に 2 回程度、外部サービスを利用して行っている。模倣品と思われる商品を EC サイト上から抽出してもらい、削除申請を行っている。模倣品対策の一環として実施している。特定の国というより、ワールドワイドで実施している。ただし、中東は重視しているため、削除申請の件数も中東が多い。どの国の出品かは把握しており、国ごとに削除申請自体は可能である。(H 社)
- E コマースについては、中東地域ではまだ動けていない。(I 社)
- 偽造品、模倣品は、リアルなフィジカルマーケットから EC マーケットに移ったタイミングで発生し始めた。各 EC サイトに対して、偽造品、模倣品があれば知財プログラムでの削除申告を定期的に行っている。他社がしているような、EC サイトに出向いて関係性を構築する取組までには至っていない。(J 社)

(c) その他模倣品対策に関する意見

- 模倣品への対応については、費用対効果の問題がある。販売サイトが非常に多く、すべてに対して司法的手段を取ることは現実的ではないため、そこまで踏み込んだ対応は行っていない。(D 社)
- 素材ブランドについては、下げ札として商標を付して使用されることが多い。製品について権利がない状態で素材ブランドの下げ札を付けると問題が生じ得るため、素材から製品まで権利を取得する形で対応している。ただし、その意味で実際に製品について問題が生じている状況ではない。(E 社)

- ・当社の製品は医療機器であり、各国で当局による登録や承認が必要なため、模倣品が出回りにくい業界であると認識している。そのため、模倣品対策については優先度や費用対効果を考慮し、大規模な対応は行っていない。将来的に可能性がゼロとは考えていないが、現時点では体制を整えていないのが実情である。(F 社)
- ・現地当局の動きについて、全体的に迅速に動いてくれる印象はない。(H 社)

(6) 今後 GCC 諸国と EPA 交渉するにあたり商標に関する要望事項

費用（庁費用・代理人費用等）に関する要望、マドプロ加盟に関する要望、制度と実務運用に関する要望、領事認証等の手続簡素化に関する要望、模倣品対策に関する要望、審査・登録手続（スピード・審査の質）に関する要望などの要望があった。

(a) 費用（庁費用・代理人費用等）に関する要望

(主な意見)

- ・基本的には商標権が必要なので、必要なものには費用がかかってでも出願している。ただし、新規でこれから使う商標であるとか、ビジネステリトリーとして可能性はあるが予定がない国については、費用面がネックになって後回しにしようかというケースは実際に出てくることがある。(A 社)
- ・費用面については、他国と比べて少し高いという印象があり、もう少し抑えてもらえるとありがたい。(B 社)
- ・サウジアラビアや UAE については、庁費用が突出して高いという印象がある。マドプロを利用して現地代理人費用がほとんどかからないにもかかわらず、庁費用が高いため、1 国で権利を取るコストが高くつく。諸外国並みに下げしてほしいという思いがある。(G 社)

(b) マドプロ加盟に関する要望

(主な意見)

- ・サウジアラビアやクウェートがマドプロに加盟すれば、制度的に使いやすくなると考えている。現在はマドプロ非加盟国が残っており、そこが制度利用上の制約になっている。マドプロ加盟国が増えることで、手続の簡素化やコスト低減につながると考えており、サウジアラビアやクウェートについては加盟を期待している。(A 社)
- ・UAE ではマドプロ出願を使わない。その理由は、マドプロルートで出願すると登録にかかる庁費用が前払いになるためである。前払いだと、実際に拒絶を受けて登録にならないとなった場合、その費用は戻ってこない。そのため、金額的にあまり良くないという点がある。加えて、OA の回答期間が 30 日間であり、その期間内に領事認証済みの委任状の準備などをしなければならない。そのため、30 日間の期限内に回答できるか分からず、最初から各国への直接出願をしてしまうところがある。
マドプロルートの制度自体はあるが、実際に使うにあたって、もう少し指定期間が延びて便利になればよい。また、庁費用も前払いではない方が助かる。
サウジアラビアはまだマドプロに入っていないので入っていただけると助かるともいえるが、UAE のように、使えないは言い過ぎだが、使いにくいものであれば、あまり意味

がない。(H 社)

(c) 制度と実務運用に関する要望

(主な意見)

- ・ 制度が整備されつつあるのであれば、実務上もきちんと運用されるようにしてほしい。
マドプロでは多区分が可能になっている一方で、実務では単区分の運用も残っている。
制度として認められているのであれば、実務でもできるように進めてほしい。(E 社)
- ・ 海外での商標管理については、マドプロなどにより一元的に管理できることが重要である。
拒絶理由通知が来た場合には現地代理人対応が必要になる点も含め、全体として運用が分かりやすく、明確であることが望ましい。
また、マドプロ出願の登録時に拒絶対応した案件以外も Grant of Protection を書面を出してほしい。(F 社)
- ・ 法律はあっても動く人が少ないなど、実際、運用が回っていないというのはあると想定している。
お客様に安全でないものが渡ると困るため、模倣品対策は法律にのっとって違法なものを止めていただく体制を取っていただけるようになればよい。(I 社)

(d) 領事認証等の手続簡素化に関する要望

(主な意見)

- ・ 領事認証やアポストイーユ認証といった手続については、できるのであれば諸外国並みに簡素化してほしい。
費用の問題もあるが、手間の面での負担が大きい。
不要であってもよいはずの手続が残っていると感じており、こうした余計な手続はなくしてもらえるとありがたい。(G 社)

(e) 模倣品対策に関する要望

(主な意見)

- ・ 模倣品対策や制度運用について、政府間交渉の中で改善できる点があれば、今後も検討してほしい。(C 社)

(f) 審査・登録手続（スピード・審査の質）に関する要望

(主な意見)

- ・ 審査のスピードについて、欧米などと比べると若干遅いイメージを持っている。
審査期間がもう少し安定し、見通しが立つとよいと感じている。(A 社)
- ・ 登録証の誤記修正をお願いしたが、修正だけで長期間かかっており、正式な登録確定に至っていない事例がある。(G 社)
- ・ サウジについて、失効してから 3 年経っても引用商標として使われることがあったので
どうにかしてほしい。
なぜ失効した後も効力があるのか、理解できない。
審査の質については、UAE とサウジは、中身はきちんと審査してくれるというイメージ。
当社は UAE とサウジが多いのでその印象が強い。
UAE とサウジは引用商標が上がってくるくらいなので、きちんと審査されている印象である。(H 社)

(g) その他の要望

(主な意見)

- ・費用面や領事認証の面を含めて、ユーザーフレンドリーの観点をどこまで持たれているのかという点は気になっている。制度はあるが、実際の運用や対応が利用者目線になっているかという点は重要だと思う。(A 社)

第4節 法律事務所へのヒアリング調査

日本企業の海外進出における商標戦略・出願支援に携わり、GCC 諸国における商標出願や係争事案などにも知見・経験を有する法律事務所に対し、GCC 諸国における商標制度や運用に関する課題等について、ヒアリング調査を実施した。本節では、有識者から得られた主な意見について、主要項目ごとに整理して紹介する。

1. ヒアリング調査の概要

- ・ヒアリング実施期間：令和8年1月
- ・ヒアリング対象：国内の法律事務所に所属し、GCC 諸国における商標出願などに関し実務経験を有する有識者3者（弁護士1者・弁理士2者）

2. ヒアリング調査の結果

（問1）GCC 諸国における商標権取得のための費用についてどのように感じているか。

3者とも、GCC 諸国における商標権取得のための費用は他国に比べて高いという意見であった。オフィシャルフィー1件当たり約数十万（約数千ドル）は必要であるとの紹介もあった。

国別にはUAEとサウジアラビアが特に高いという点で一致していた。

出願ルートに関しては、現地代理人を介しない分についてマドプロ出願は費用を抑えられるものの、その他の点では変わらないという指摘があった。

有識者A（弁護士）

当局のオフィシャルフィーについては、他国と比較して高いと感じる。国によって差はあるが、サウジアラビア、UAE、バーレーンでは概ね2,000ドル前後がかかる。グローバルに見れば高い水準である。

また、利用している現地知財事務所のフィー自体は高くないが、大手国際法律事務所を利用すると、弁護士費用が上乗せされ、全体として高額になる可能性がある。中東の法律事務所は、英米系のグローバル水準でフィーを設定しており、コストパフォーマンスが悪い地域であると皮肉交じりに言われることもある。

現地の知財事務所に確認した最新情報では、オフィシャルフィーは、サウジが約1,733ドル、UAEが約1,824ドル、カタールが約1,277ドル、クウェートが約1,010ドルである。UAE、サウジアラビア、バーレーンが高く、オマーンはそれと比較して安い。

知財事務所のフィーは約500ドル前後であり、リーズナブルである。ただし、大手事務所を使うと、これに数千ドル上乗せされることがあり、相談内容によっては5,000ドル程度になるケースもある。タイムチャージ制であるため、質問が増えるほど費用が増える。

物価と必ずしも連動しているわけではなく、また UAE やカタールは富裕層と低所得層の二極化があり、平均的な物価水準はそれほど高くない。一方で、その水準の費用を支払える企業が多いマーケットでもある。グローバル企業が多く進出しており、税負担も比較的軽いため、この程度のコストを許容できる環境である。

有識者 B（弁理士）

取得費用は高いと感じている。庁費用が非常に高額であり、特に登録費用が高額である点が要因である。現地代理人費用も一定程度高いが、特に公的費用が非常に高いという印象である。例えば、少し前にサウジアラビアで商標出願があった際、3 区分で出願から登録までの費用が 366 万円となった事例がある。この金額が非常に高額であったため、現地代理人から事前入金を求められた。GCC 諸国では、こうしたケースが比較的多い。通常は、出願手続が完了した後に請求書が発行され、それを当方がクライアントに送付し、入金確認後に現地代理人へ送金するという流れである。これが原則的なフローであるが、高額になる場合には、当方で立替えるリスクが大きくなるため、当方および現地代理人双方のリスク回避の観点から、事前に入金を求められることがほとんどである。その結果、他国では不要な説明やクライアントの社内手続が、GCC 諸国への出願の場合に限って追加的に発生し、ワンクッション手続が煩雑になるという側面がある。

請求書は、出願費用と登録費用が分けられていない形で発行されることが多い。例えば、3 区分で 23,100 ドルといった形で一括請求される。本来であれば、オフィシャルフィー、現地費用、出願費用、登録費用を分けて記載してほしいところであるが、GCC 諸国では、出願時に登録費用まで含めて請求されることがある。これは、公告から登録までの期間が短く、かつ登録費用の金額が高いため、その間に入金が滞り、出願が成立しなくなる事態を避ける目的で、出願時に登録費用まで含めて一括請求するというプラクティスであると理解している。現地代理人によって異なるが、手元にある請求書の中には、内訳が示されず、一括請求となっているものもある。通常は、料金表や事前見積を取得しているため、クライアントへの説明は可能であるが、例外的に内訳が不明瞭な請求が来るケースも存在する。

サウジアラビアと UAE は特に高いと感じている。UAE については、マドリッド出願する場合、出願時に現地代理人費用が発生しないが、マドリッド出願時に 2 年分の登録料を含めて支払う必要があり、その分、出願時の金額は高額になる。そのため、UAE を含むマドリッド出願においても、事前入金をクライアントに依頼したことがある。（クライアント側では、マドプロ経由の方が安くなるという認識を持っているケースも見受けられるが、現地代理人が不要な点を除けば、全体としては大きな差はないという理解でいいか？）その理解で概ね問題ない。

有識者 C（弁理士）

費用が高い理由についてであるが、最も大きい要因は公的手数料である。特に特許庁手数料が大きな割合を占めている。例えば、サウジアラビアの場合、印紙代だけで 18 万円が必要となる。さらに領事認証が必要な場合には、手数料だけで十数万円を要し、合計で 30 万円程度となる。

領事認証等を除いた出願費用の概算であるが、UAE とサウジアラビアが突出して高額で

あり、いずれも1区分あたり実質的に60万円程度かかるケースも存在する。そのため、一般企業にとっては出願費用が高いと感じられる要因になっていると考える。一方で、カタールやレバノンでは40万円程度、クウェートやオマーンでは30万円程度であり、これらの国については特段高額であるという印象を持たれていない可能性がある。なお、代理人手数料については、欧米と比較して中東が特段高いという印象は持っていない。

出願ルートによる違いは存在する。マドプロに加盟している国については、実際にマドプロを利用して出願する企業も増えている。その場合、複数区分で出願することについても、企業側は問題ないと判断して進めているケースがある。ただし、中東の代理人からは、マドプロ出願による商標権が本当に国内でエンフォースメント可能なのかという点について、疑問が示されることもある。それでも、マドプロを利用できる国については、企業は比較的積極的にマドプロ出願を選択している。そのため、マドプロ加盟国は増える方が望ましいと考えている。

一方、サウジアラビアについては、将来的にマドプロへ加盟する予定があると聞いているものの、現時点では未加盟であり、依然として1区分1出願の制度が維持されているため、実務上のやりにくさは残っている。

UAEについても、直接出願で複数区分1出願が可能とされているが、代理人からは実務が不安定であるとの指摘がある。そのため、重要な商標については、UAEにおいても1区分1出願を選択する方が望ましいと助言している。

各国ごとに詳細な検討を行ったわけではないが、マドプロ経由で登録された商標権と、直接出願による商標権とが、国内裁判所において同等に扱われるかについては、まだ実績が少なく、不明確な部分があると以前聞いている。現時点では事例が十分に存在しないため、判断が難しいという点が指摘される。

（問2）GCC 諸国における、一出願多区分制度の普及状況についてどのように感じているか。

3者とも、各国、条文上は一出願多区分が可能と読める条文があるが、実務的に運用するための仕組みが整っていないという意見で一致した。現地に問い合わせても状況が不明確であり、現地からも安全を見て従来どおりの一区分一出願を勧められることがある、との意見もあった。

一方で、マドプロ出願が可能な国に関しては、そのまま登録される場合もあることから、マドプロルートでは多区分出願が一応可能となっているとの意見も共通していた。ただ、一括管理の観点ではマドプロルートで一出願多区分を行うことも有効であるとする意見もあった一方で、マドプロルートは、エンフォースメントの面で不安があるという意見もあった。

有識者A（弁護士）

実務の感覚としては、法律上は一出願多区分が可能と読める条文が存在するものの、制度としては十分に導入されていない国が多い。UAEについては、最近になって制度としては一応導入されたと言われているが、現地の知財事務所に確認すると、実際の出願実務では、一区分のみの出願しか使えていないという状況である。他の国についても基本的に一出願多区分はできないという運用が続いている。したがって、制度と実務が乖離しており、

制度自体が十分に整備されていないというのが認識である。

条文上は複数区分で出願できそうに見えるが、実際には制度設計やシステム整備が行われていない。法律は作られたが、制度を運用するための仕組みが整っていないということである。湾岸諸国では、グローバルスタンダードに合わせるため、法改正や制度導入を発表することが多いが、実際に法律は整備されるが、その後の実務運用が追いつかないケースが非常に多い。競争法なども同様であり、例えば、UAE では法律は整備され、厳しく運用する姿勢を示すものの、実際の摘発事例がほとんどないという状況が続いている。商標の一出願多区分制度も、そのような一例である。法律は存在するが、運用が固まらないまま、従前の実務が続いている。

GCC については行政制度全般として、古い運用が長期間続くという理解で問題ない。UAE とかサウジアラビアが最近では相対的にはまともであるという感じはするが、各国に共通する問題である。例えば個人データ保護法も、UAE は 2022 年 1 月 2 日から施行されているが、遵守義務は「施行規則が出た後 6 か月以内に守ればよい」とされていた。その後、2026 年になり施行から 4 年が経っているにもかかわらず施行規則が出ていないため、個人データ保護法を守らなくてよいような状況になっている。この例に限らず、グローバルの最先端に合わせようとする努力はするものの、マイペースで、制度を整えてくれないことは多い。

有識者 B（弁理士）

最近ではサウジアラビアも法律上は一出願多区分制度を導入したが、実務上は一区分ごとに出願しているのが実情である。制度導入初期によく見られることであるが、法律は整備されたものの、審査実務や運用が固まっていない。そのため、多区分出願のメリットとデメリットが整理されておらず、現地当局や現地代理人も積極的に多区分出願を勧めてこない。我々としても、多区分で出願した場合に、一部の指定商品・役務が問題となり、全体に影響が及ぶことは避けたいと考えている。結果として、従来どおり一区分ごとに出願する方法を採用している。

つまり、現地代理人に聞いても、はっきりした答えが返ってこないため、安全を見て一区分で出願する、ということになる。マドプロに入っている国でも、例えば UAE もそうであるが、マドプロと直接出願とで運用の違いが国によってある。一出願多区分のところでも同様である。結局、今までやってきた形の方が予見性が高いということで、現地もそのように勧めてきているのだと思う。

そもそも GCC の国で拒絶理由を受けること自体がそれほどないため、審査をどうしているのかという疑問はあるが、拒絶を受けないのであれば、一括管理のメリットを使うという意味で、マドプロで行くという判断もあり得ると思う。

有識者 C（弁理士）

一出願多区分制度については、制度上は採用されているとされながら、実務上最も不安定であると指摘されているのは、やはり UAE である。そのため、現地代理人自身も、UAE については 1 区分 1 出願を推奨している。UAE に限らず、近年は電子出願プラットフォームの導入が進んでおり、UAE も電子出願プラットフォームを採用している。ただし、現状ではそのプラットフォームが十分にアップデートされておらず、今後アップデートがなさ

れば、電子出願プラットフォーム上でも多区分出願が可能になるのではないかと、現地代理人は述べている。

多区分出願の場合、分割が可能かどうかなど、さまざまな問題が生じ得るが、その点がまだ明確に整理されていないという認識である。

マドプロ加盟国については、理論上は多区分で出願でき、**granted** となれば登録自体は確保されたことになる。そのため、エンフォースメントを特に重視しない商標については、マドプロを利用するという判断もあり得る。ただし、個人的に懸念している点として、マドプロは審査に時間を要するという問題がある。日本の特許庁を受理官庁として出願した後、WIPO を経由し、各国に送付されるまでに数か月を要する。一方で、中東諸国は、カタールを除けば審査が非常に早い。例えば UAE では、最近の案件においては、2 か月程度で審査が終了している。したがって、UAE が重要な国である場合、必ずしもマドプロを利用する必要はないと考えている。さらに、昨年 11 月には早期審査制度が導入され、ワンデイ・トレードマーク・イグザミネーションと称される制度が開始された。実際に 1 日で完了するかはともかく、特許庁手数料は約 400 米ドル程度であり、迅速な権利化を目指すのであれば、UAE についてはマドプロではなく直接出願を選択の方が適切であると考えている。

重要な商標については、マドプロと直接出願を使い分けることが実務上は望ましいという理解でよい。

(問 3) GCC 諸国において、領事認証やアポストイーユの提出を求められたことはあるか(どの国で求められたか)。また、その手続きの状況はどのようなものであったか。

2026 年 1 月現在、外国公文書の認証を不要とする条約（ハーグ条約）に加盟しているサウジアラビア、バーレーン、オマーン²⁹については、アポストイーユ認証で手続き可能であるとのことであった。特に、2022 年に加盟したサウジアラビアは、領事認証からアポストイーユ認証に代わったことで手続きは若干容易になったという意見も見られた。残りの 3 か国（UAE、カタール、クウェート）は依然領事認証が必要であるとのことであった。

一方、当局に対して何かする際には、知財関係に限らず各国が委任状（POA）を求めてくる。そのため、委任状の援用ができない場合などは当日出願できないなど、デメリットはあるとの指摘があった。

有識者 A（弁護士）

基本的には、我々はクライアントの代理をすることになるので、委任状が必要になる。委任状は領事認証かアポストイーユが求められるのが通常である。

アポストイーユが利用できるのはハーグ条約の締約国であることが前提である。GCC 諸国は最近まで条約の締約国ではなかった国が多かった。サウジは 22 年か 23 年頃に締約国になったのではないか。そこからアポストイーユが利用可能になった。ハーグ条約の締約国になったタイミングが最近であるため、従来は領事認証を求められざるを得なかった国が多かった。今はサウジやオマーンはアポストイーユ運用になっている。UAE は依然として領事認証で運用されている。

委任状は、どの当局でも求められている。誰かが代行するというのであれば、当局に

²⁹ 外務省 HP 「外国公文書の認証を不要とする条約（ハーグ条約）」の締約国（地域）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000610.html [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

申請するために委任状が必要になる。その委任状がリーガルされていなければならない。ハーグ条約の締約国であればアポステイーユ、そうでなければ領事認証が必要になる。

当局に対して何か行おう際には、各国当局が委任状（POA）を求めてくる。リーガライズされた POA を要求し、そのリーガライゼーションは大使館までというのが基本的な要求である。知財に限らず同様である。

有識者 B（弁理士）

最近ではサウジアラビアがアポステイーユ対応となったこともあり、以前と比べると一定程度簡便になったという印象はある。ただし、どの国であっても、何らかの認証を求められる傾向があり、全体として手続が煩雑である点は変わらない。領事認証と比較すると、手続はかなり簡便になっている。特によく出願する UAE やカタールなども、アポステイーユ対応となれば代理人業務としては非常に助かる。もっとも、UAE についてはマドリードプロトコル経由であれば認証が不要となるため、その点では一定のメリットはあるが、直接出願の場合には依然として手間がかかる。

国ごとの差はかなり大きい。基本的には現地代理人からの指示に従うしかなく、こちらとしても最新の実務を逐一確認しながら説明している。確実性を優先すると、どうしても手続が過剰に見えてしまう場合がある。

代理人によっては、例えばレバノン等で一括して認証を取得し、複数国で利用できると提案されるケースもある。その方法は一見すると簡便であるが、実際には特定の国で追加の認証を求められ、結果として二重に手続を行う必要が生じた事例もある。国によって要求水準や実務運用が異なるため、毎回最新の実務を確認した上で対応する必要があり、その点が負担となっている。

特定の国というよりも、全体として手続が簡素化されることを期待している。

有識者 C（弁理士）

領事認証やアポステイーユは、GCC 諸国 6 か国のいずれでも求められると認識している。領事認証が必要なのは UAE、カタール、クウェートである。困る点としては、出願時に POA、すなわち委任状がないと出願できない国があり、委任状の用意に時間がかかるため、先願主義の中でそれだけで時間を取られてしまうというデメリットがある。いずれも委任状の写しがないと出願できないため、その点で皆が困るのではないかと考える。

手続き上、最も面倒なのは UAE である。UAE は領事認証が必要であるが、ルールが非常に細かい。手数料が 10 万円を超えるという金銭的負担だけでなく、ルールが細かい点が負担である。例えば、署名を除いて手書きは不可であること、空欄や訂正は不可であること、委任状に住所の記載が必要であることなどである。領事が変わるたびにルールが変わるようでもあり、認証ルールが非常に複雑で、手間が大きい。

アポステイーユ認証になると負担軽減を少し感じる。ただし、それでも手間はかかる。そこで、デメリットを克服する効率的な対応方法として、委任状等の書類はいずれも数年間援用を行う。サウジアラビアは委任状について 5 年間援用できるはずであるため、可能な案件は援用する。また、複数件を一度に出願する場合は、まとめて対応するという運用をしている。

領事認証は、認証のための費用、外注費用が高額である。

アポステイーユの方が負担は少ないため、変わったこと自体は良いことである。ただし、そもそも認証が必要である点が負担である。特にサウジアラビアとカタールについては、出願時に委任状が必要である場合がある。また、領事認証した委任状を追加で提出できる国（UAE、バーレーン、クエート、オマーン）もあるが、いずれも2か月または3か月以内に対応しなければならず、手続き負担が重い。できれば、領事認証やアポステイーユの負担を一層軽減してほしいと考える。

サウジアラビアはハーグ条約に加入しているため、アポステイーユを利用できると理解しているが、出願時に委任状が必要であると考えている。委任状を提出しないと出願できないため、仮に顧客が「明日出願」と言っても、それはできない。援用できない限りは不可能である。

委任状以外の書類で領事認証名称変更、住所変更の書類も認証が必要である。優先権については経験がない。中東に対する出願は、割と単発で来ることが多い。日本出願から6か月でセットにして、その中に中東が入る形は、あまり多くないという印象である。

（問4）GCC 諸国における、周知商標の保護状況をどう思うか。

GCC 商標法では、周知商標は保護されることが明記されており、各国もこれを受けて制度上は周知商標を保護する枠組みを整えているが、実務上は、必ずしも制度どおりに機能しているとは言い切れないという意見があった。

また、UAEにおいて、周知性証明のために、現地代理人から求められた証拠は、世界各国の登録証、それから使用実績を示す製品の写真、UAE 市場での使用証拠などであるという紹介もあった。

有識者A（弁護士）

GCC 商標法では、周知商標は保護されることが明記されている。各国もこれを受けて制度上は周知商標を保護する枠組みを整えている。制度上は、周知商標と認定されれば登録はできず、仮に登録されても取消しの対象となる。その意味では、法制度としての整合性は取れている。

一方、実務上は、必ずしも制度どおりに機能しているとは言い切れない。類似商標が登録されてしまっている事例も見受けられる。周知性の判断基準は国ごとに微妙に異なっている印象である。UAE については比較的グローバルな視点で周知性を判断していると感じるが、他国では必ずしもそうではない。どこまでが周知と認められるかについては、必ずしも一貫性があるとは言えない。

世界的に著名なブランドであれば問題は生じにくい、日本国内では周知であっても、現地では必ずしも周知と認められないケースがある。企業名についても、日本では当然に知られていると考えられているものが、現地では周知と評価されず、結果として第三者により登録されてしまう事例がある。

制度上は、登録されている国の数や、周知と認められている国の数が考慮要素として挙げられている。実務上も、これらは一定程度見られていると考えられる。ただし、判決や審決の公表が不十分であるため、前例分析が困難である。どの要素がどの程度重視されているのかを外部から正確に把握することは難しい。

有識者B（弁理士）

この点については、正直なところ、具体的な事例があまりなく、十分な情報を提供できない。異議申立てを現地代理人に依頼した経験はあるが、件数も多くない。

なお、周知性について、日本企業の場合、明確な基準が示されることは少ないが、日本国内での実績だけでは足りず、少なくとも中東地域での使用実績や広告実績を示す必要があるという印象である。

有識者C（弁理士）

一度にまとめて説明するのは難しいため、各国別に説明する。まず、いずれの国でも著名商標の冒認商標の取消しのシステムはあるため、周知商標を保護する方向では一致していると考える。

まず UAE である。異議申立てを行い、4 か月後にヒアリングの予定となっている。UAE での周知商標の冒認に関する案件であるが、求められた証拠としては、世界各国の登録証、それから使用実績を示す製品の写真、UAE 市場での使用証拠が必要であると現地代理人から言われた。異議申立てのヒアリングは来月であり、そこで言われているのは、書面方式で実施されるということであるが、これに応じない場合は相手方の主張のみで判断されるということである。また、古いケースとして異議申立ての案件がある。2018 年に冒認商標に対して異議申立てを行い、2021 年に負け、その決定に対して不服申立てをしている。しかし、現在 4 年以上経過しているが、全く進展がない。同様のケースがもう 1 件ある。最近の異議申立ての審理は少しスピードアップしている可能性はあるが、古い案件は全く動かないという点で困っている。

次にサウジアラビアである。進行中の案件であるが、商業裁判所を相手として対応している。相手方の商標登録を取り消してほしいという訴訟を提起している。ここで面倒だった点として、相手方の商標登録の認証謄本を取得するよう要件が課され、それはクライアントにとって負担であったと考える。

カタールについては、中東の代理人にヒアリングを行った回答としては、異議申立ても可能であり、登録取消請求訴訟も提起できるということであった。また、商標登録の有無にかかわらず、周知商標であれば、当局が輸入差止めや商品の流通防止措置を取ることができるという回答がカタールの代理人から返ってきている。さらに、日本企業が不利になるのかという質問に対しては、逆に日本企業の周知商標に類似する標章について異議申立てが成功したケースが 2022 年にある、という回答が得られている。

バーレーンとオマーンについては、周知商標を保護できるということは聞いたが、それ以上の情報はない。

クウェートについては、最近実際に対応した案件があり、結論から言うと勝訴した。周知であるという点はあるが、日本の代理人としては、当該商標の周知度は実はそれほど高くないと認識している。もっとも、相手方は悪意がある可能性がある相手である。それに対して異議申立てを行ったところ、だいたい 4 か月程度で取り消すという決定、すなわち異議申立てで勝ちという決定を得ることができた。これにより対象商標の登録は停止となった。相手が 30 日以内に提訴しなければ確定すると言われている。

(問5) GCC 諸国における、模倣品への税関等での取り締まり状況や EC サイトにおける模倣品問題についてどう感じているか。

模倣品については問題意識が高まっており、各国で一定の動きはあるとの意見があった。JETRO も中東での対策として、現地の日本企業を集めるなどの活動をしており、特許庁と一緒に取り組んでいるという紹介があった。特に UAE とサウジアラビアについては、模倣品対策に力を入れており、その成果も一定程度は上がっていると感じているが、依然として大きな問題であり、完全な対策には至っていない状況であるとの指摘もあった。

有識者 A (弁護士)

模倣品については問題意識が高まっており、各国で一定の動きはある。ただし、各国でかなりムラがあると思われる。国によって取り締まりの状況や、どの程度熱を入れているかは異なっていると感じている。JETRO も中東での対策として、現地の日本企業を集めるなどの活動をしており、特許庁と一緒に取り組んでいる。出向者もいるため、日本企業側でも GCC の模倣品対策を何とかしなければならないという問題意識は強い。それを当局に働きかけている動きもある。ただし、日本側の動きだけに呼応しているわけではない。特に UAE とサウジアラビアについては、模倣品対策に力を入れており、その成果も一定程度は上がっていると感じている。ただ、依然として大きな問題であり、完全な対策には至っていない状況である。

ニュースやウェブサイトの情報に基づく説明になるが、ニュースでは、模倣品問題は大きな問題として扱われており、各国当局が取り組んでいて、それによって一定の成果が出ている。例えばサウジアラビアでは、数千万点規模の模倣品が没収の対象になったという報道がある。このように、当局は一応対策を行い、模倣品が流通しないよう努力はしている。

UAE は特に力を入れているとされており、実績も多くあると公表されている。ただし、実態以上によく見せている可能性もあり、どこまでが事実かは慎重に見る必要がある。他の国も一定の取り組みはしている。クウェートについては、近年、制度運用がかなり強化されているという話があり、大規模な摘発事例も報じられている。もともと知財制度が不十分な国としてリストに載っていたが、最近ではそのリストから外れたという状況もある。オマーンについても、法律上は模倣品販売が刑事罰の対象とされ、厳罰化や啓発活動が行われている気配はある。UAE、サウジアラビア、クウェートは最近特に力を入れていることがニュースなどから確認できる。一方で、バーレーンとオマーンについては、外部から見える取り組みは弱い印象である。カタールについては、力を入れている国の一つだと考えられる。UAE やサウジアラビア、カタールは、万博やワールドカップなどを通じて、グローバルな舞台で国を発信しようとしており、その文脈で知財対策にも取り組んでいると推測される。

全体として、各国それなりに取り組んではいるが、特に目立つのは UAE とサウジアラビアであり、クウェートも近年は強化している。カタールも同様と考えられるが、バーレーンとオマーンは相対的に動きが見えにくい。

模倣品の取り締まりについて、我々に直接相談が来るケースはほとんどない。日本オフィスを通じて間接的に相談が来ることはあるが、企業から直接「模倣品を何とかしてほしい」という相談が来ることは、ほぼない。JETRO 経由で来る可能性はあるが、実際にはほ

とんどない。取り締まりについて「何とかしてほしい」という相談は、現時点ではほぼない。「商標が勝手に登録されていたので対応してほしい」という相談は何件かあるが、市場に流通している模倣品そのものへの対応を求める相談は、ほぼ来ていない。

有識者B（弁理士）

この点は、当方に話が来るといふより、企業が直接対応している部分が多い。こちらに依頼すると、プラットフォームへの申請手続が必要になり、費用もかかることがあるため、企業側で対応している事例が多いのではないかと思う。当方として、模倣品が発生しているという話は、断片的には聞くことはあるが、具体的に、差止申請等の実務について、それほど多くの相談があるわけではない。確認できる範囲で確認したが、あまり事例はなかった。

有識者C（弁理士）

まず EC サイトについては弊所ではあまり取扱いがない。ただ、中東の代理人某によると、特にカタールとクウェートは EC サイトの取締りの難易度が高く、事実上難しいという反応が入ってきている。

税関、一般的な流通の方について国別に説明する。

まず UAE である。7つの首長国ごとに税関登録が可能であり、弊所のクライアントはドバイとシャルジャで税関登録をしている。結局は実施していないが、税関研修が有効であると言われている。UAE の税関に関する問題としては、UAE に限らない可能性もあるが、新製品が止まったり、中古品が止まったりすることがあり、やりにくい点である。

また、これは中東の代理人から確認した情報であるが、疑義品を捕捉すると、その写真が権利者に送付される。3日間だけ通関保留される。模倣品であると判断された場合は、押収され、その後破棄になる。問題だと感じた点は、リサイクル形式で破棄と記載されており、このリサイクル形式が何かという点である。おそらく分解して破棄するのだと思われるが、集めれば元通りになってしまう可能性があるのではないか、という懸念がある。さらに、破棄費用は権利者負担となるため、そこも問題である。

UAE については、模倣品の取締りとして、行政機関である経済開発局を活用することが良いのではないかと、現地から言われている。費用対効果が高い。いくらかと確認したところ、5,500US ドルであるという回答であった。安いとは言いきれないが、刑事告発の場合は 8,500US ドルであるため、行政を用いると 3,000US ドル程度安い、という水準である。

サウジアラビアについて、真正品がよく税関で止まるという話は聞いている。中東の代理人の情報であるが、正式な税関登録制度はない。ブランドオーナーからの書簡、すなわち手紙と、商標を記載した法定代理人からのレターで足りる。差押え品が模倣品である旨の署名入り書状を提出するまでは、輸入者や貨物、荷物の量等の情報開示を受けることはできない。ただし、一度そうした書状を出せば、廃棄してもらえる。税関留置は3日から5日程度であり、延長が認められる場合もある。

カタール、これも代理人の情報であるが、トランジット貨物でも差押えを行う。ただし、税関差押えから10日以内に訴訟提起が必要である。差押えられた模倣品は輸入者負担で廃棄される。行政摘発が有効ではないかと、カタールの代理人は述べている。

バーレーンは、税関で差押えをしても、訴訟を提起しない限り通関開放されてしまう。

以前、弊所からの申請により税関で模倣品の差し止めを依頼したが、その後の訴訟費用が最低料金 5,000US ドルと言われ、高額であるため訴訟はしないという判断をした。その後、税関で再び模倣品が止まった際、通常であればインボイスの写しや輸出者情報の提供を求められるところ、前回訴訟しなかったという理由で情報提供を受けられなかったケースがある。訴訟提起をしない場合に権利者としてできることを、その際に議論したところ、輸入者に対して輸入品の自主廃棄を求める警告状を送付することができるだけである、という整理であった。そのため、税関対応をする意味が本当にあるのか、という点を感じたことがある。

オマーン。税関からは少し離れるが、模倣品対応として、国家知的財産機関への申立てや、消費者保護当局への申立てが可能である。しかし、侵害者への罰金が低廉であり、制裁も比較的軽微であることが多いと言われている。

(問 6) GCC 諸国の訴訟（可能であれば知財訴訟）について知見があればうかがいたい。

司法制度や運用が未熟であるという指摘や、概して手続や対応のプラクティスが不明確、不透明という意見があった。また、代理人のクオリティにも原因がある可能性、判例等の公表が不十分、データベースが整っていないことなどが紹介された。

GCC 諸国の中には王政を敷く国も含まれているが、王族が司法に与える影響については顕著には感じていない、あるいは特に問題ない範囲であるという意見があった。

有識者 A（弁護士）

裁判になる場合、基本的には現地の裁判所で争われることになるため、手続はアラビア語で行われる。翻訳を付ければ形式的には進められるが、アラビア語で事実関係の調査のための面談などが行われることもある。その場面では、完全にアラビア語で進行する。翻訳者が入るとしても、自分の言葉で直接話せる方が有利になりやすい傾向は否定できない。そのため、言語的な問題から、現地側が有利になる可能性はある。

加えて、制度や運用が未熟であるという点もある。法律について、必ずしも正しい解釈がどれなのかが明確でないケースが多い。日本であれば、学説や判例の蓄積があり、主要な見解が形成されているが、そのような環境が整っていない。イスラム法については学者が多く存在するが、それ以外の分野では学者が少なく、判例の公表も不十分である。そのため、結論の予見可能性が相対的に低く、ケースバイケースで判断されてしまう傾向がある。

そういう意味で、訴訟になると、アラビア語の問題と司法制度の未熟さの両面から、必ずしも法律的に合理的な判断がなされない可能性がある。アラビア語を使える側が有利になるケースもある。

現地は絶対王政の国が多く、政府要職には王族や有力ファミリーが就いているが、その影響で訴訟結果が左右されるケースは、少なくともこの十数年の経験では、顕著には感じていない。現地で紛争対応をしている弁護士に聞いても、基本的にはフェアに判断されている、という説明をする人の方が多い。ただし、明らかに権力を持つ人物が関与するケースでは、影響が全くないとは言えない。そうしたケースは多くはないが、存在する可能性はある。

(データベースの整備状況について) 政府が内部的に持っているデータベースは存在す

るが、公表されていない場合が多い。第三者が取得できる情報は極めて限られている。日本では特許情報などが比較的容易に取得できるが、そうした環境は整っていない。情報へのアクセスが難しいという点は、中東全体に共通する問題である。登録商標については調査できるが、それ以外の情報については、一般にアクセスが困難である。そのため、紛争になった場合でも、相手方の資産状況が把握できず、訴えても実効性がないケースがある。

有識者B（弁理士）

摘発がブランドに対してあった、といった情報もある。ただ、実際にどのような運用で、どのように摘発がされるのかという点は、不明確なところが多い。摘発後も時間や費用がかかっているというイメージであり、効率的にできている印象は強くない。訴訟で不利になるかどうかという点については、それほど強く不利だと感じているわけではない。

概して手続や対応のプラクティスが不明確、不透明なところがある。そのため、結局、毎回現地での実際の運用を確認しながら対応することになる。国によって対応が違う部分もある。背景としては、現地の裁量が大きく、基準が固まっていない点に原因があるのではないかと。欧米と比べると、行政庁としては、途上国であるがゆえに、あまり動かないというイメージがある。

有識者C（弁理士）

最近、弊所が訴訟で対応しているのはサウジアラビアとオマーンであるが、サウジアラビアは結局提訴しなかった。理由は、代理人のクオリティにも原因がある可能性があるが、訴訟の勝率を聞いても回答が出てこないためである。ロジカルな答えが出てこない。費用が相当高い中で、クライアントとしては勝てるのか勝てないのかを知りたいが、その答えを得ることができない。サウジアラビアの代理人に、見通しを出してもらわないと困るという話をした。そこから先はオフレコだが、こちらの考えを聞かれたため、結局どう考えるのかと聞いたところ、シャリーアの教えによると言われたことがある。シャリーアとはイスラム法である。それを言われても、クライアントに何と答えればよいのか分からず、板挟みになって困った経験がある。

これは中東全体に言えることであるが、ロジカルな説明に基づいて訴訟の勝率を説明することができる人があまりいないという点は、困りごとにもつながるところとして感じている。

ただ、例外として、オマーンでは勝たせていただいた。比較的有名で世界的に有名なブランドの案件である。商標の類似度は日本の感覚ではそれほど高くないが、裁判所で一審から二審まで進み、約5年間かけて対応したケースがある。

王族の影響は問題ない範囲である。王族は特許庁の広報にも出ていると思うが、サウジアラビア政府関係者の依頼で、彼らの商標を日本国特許庁に出願したことはある。その際に出てくる話題は、王子が日本の皇室を訪ねた、といった内容が多かった。王室の力が強いと感じたことはある。それによって、何か困ったというわけではない。

（問7）GCC 諸国において商標または模倣品関連で困り事・要望事項はあるか。

商標制度について、費用が高い点、認証手続きが煩雑である点、マドプロに未加盟の国がある問題や運用や基準が法律に追いついていない問題などが、指摘された。

また、模倣品対策については、税関にもう少し頑張ってもらいたいという意見や行政摘発について費用に見合う実効性が担保できない問題や立体商標制度の整備に係る問題の指摘があった。

有識者 A（弁護士）

GCC 諸国における商標や模倣品対策は、日本企業にとって依然として大きな課題である。実際、日本企業が集まって意見交換を行う場が現地に存在しており、そこでは模倣品対策などについて議論が行われている。本来であれば、我々のような立場の者もその場に参加すべきだと考えている。

我々は日本のために活動しているという意識を持っている。日本の産業、特に海外における収益力を高めるという観点から見れば、知財の保護は極めて重要である。アニメやゲームを含め、日本のコンテンツ産業が海外で正当に収益を上げられる余地はまだ大きい、知財が十分に守られていないことで、その機会が失われていると感じている。

有識者 B（弁理士）

まず費用が高いという点がある。その結果、出願の指定国から外すという判断になることがある。例えば 30 か国に出願する場合、日本企業にとってドバイは非常に重要なマーケットであるにもかかわらず、費用を理由に指定国から外し、後から取り直すといった対応が発生することがある。

認証手続きが煩雑である点も課題であり、簡素化が期待される。今後、マドリッドプロトコル加盟国が増えれば、結局はマドリッドプロトコルを使うことになると思う。その場合、国ごとにメリット・デメリットはあるが、手続面においては、簡素化という意味でマドリッドプロトコルを利用するメリットは非常に大きいと感じている。そのため、加盟国が増えれば、マドリッドプロトコルルートを選択するケースは確実に多くなると思う。

さらに、存続期間の起算日がイスラム暦で計算される点も問題である。明確に定まっておらず、現地代理人の管理に誤りが生じたり、カレンダーミスが起きたりすることがある。イスラム暦は月のずれが生じるため、最終的にその年の期限がいつになるのかを現地に確認する必要がある。その結果、工数が増え、費用が加算されるという側面がある。

加えて、指定商品・役務について、決められたリストから選ばなければならない、新しい商品・役務を指定したい場合に対応できないことがある。他国と指定商品・役務の記載方法が異なるため、その分、管理が煩雑になるという問題もある。これは GCC 諸国に限らず、他の国でも見られるが、負担となっている。

さらに、マネーロンダリング対策の一環として、代理人に依頼した際、出願人に関する詳細な情報の提出を求められる点も課題である。出願人名や住所だけでなく、法人番号、代表者のパスポート写し、関連会社の法人番号、25%以上の持株比率を有する主要株主の有無、実質的支配者が誰であるかといった点まで、かなり細かく求められる。そのやり取り自体が煩雑であり、クライアントからも、なぜそこまで必要なのかという反応がある。この点はシンガポールでも同様であり、ドバイやシンガポールといった地域では、特にこうした要請が厳しいと感じている。他国にはない、追加的なワンクッションが生じるという印象である。

外国から制度導入を求められ、法律自体は整備したものの、実際の運用や基準が追いつ

いていないまま放置されるという状況は、全体的によく見られる。

まだマドリッドプロトコルに加盟していない国が2か国ほどあるが、まずはそれらの国について、手続面の煩雑さが緩和されると考えている。優先権を使う場合でも、優先権証明書の提出が不要になるため、国数が多くなればなるほど、管理は楽になる。2、3か国以上であれば、マドリッドプロトコルを使うという判断は、日本企業にとっても一般的になってきている。加盟国が多ければ多いほど良いと思う。

有識者C（弁理士）

まず全般に言えるのは、代理人のクオリティが、他の国に比べると、もう少し上げる余地があるのではないかとこのところである。

それから困りごととして比較的共通して言えるのが、電子出願システムといったもののどの国も入れ始めている点である。それがダウンしてしまい、1週間ぐらい出願ができなかったケースも実はあり、システムが安定してから取り入れてほしかったと感じる時があった。電子出願システムに起因するのだと思うが、特にサウジアラビアでは、クラスヘディングの指定ができなくなった。指定商品役務は、サウジアラビアが指定する規範表記でなければできなくなったという点が、実務上、硬直化しすぎていて困るところである。

また、カタールの出願系で困ったのは、昨年9月からニース分類の第11版採用になり、カタールでもいきなりクラス変更が不可になったことである。一番困ったのは、2025年9月以降の新規出願だけではなく、その時点で継続している出願に対しても適用すると言われたことである。その時、ペンディング中のクライアントの出願を掘り起こして周知する必要が生じ、実務上混乱が生じた。もし実務運用の変更があるのであれば、前もってアナウンスしていただいた方がよいし、適用はルール変更後の出願に適用してほしかったというところである。

さらに、UAEに関して、バックログ、すなわち、ずいぶん前にした異議申立てが、5年以上経っても進展がないというところは困っている。さらに、税関で差し押さえられた物品がUAE向けでない、またはUAEの仕様に合わないとは再輸出されてしまうようである。そこがUAE税関のブラックホールというか、実効性があまりないところでもあるのかなという認識である。

それから、行政摘発に関しては、罰金が低いので、摘発しても、摘発前に逃亡されると完遂ができないということがある。行政摘発の罰金が低く、罰も緩いので、どんどん再犯業者が見られるというのは、カタール、バーレーンも同じである。

UAEに戻るが、模倣対策に関連する点である。最近中東で流行っているのが、商品の形状をそっくりそのまま真似するが、商標を変えてくるという手法である。すると商標権侵害と言にくい。そこで、立体商標で出願して攻めようとしている。しかし、立体商標が正式な制度としてあるのは、サウジアラビアとオマーンである。他の国の代理人は二次元でやったらどうかと提案してくる。しかし、UAEで立体商標として、文字抜きの図形だけで出願したら、出願から3か月で登録になったケースがある。その二番煎じとして、同じように別の商品を出願しようとしたら、代理人からそれは無理だと言われた。前回大丈夫だったのに、なぜ今回は無理なのかという点が問題になった。プラクティスが安定していないからというところもあるのだろうが、戦略を立てにくいところが困っているところである。

他の国でも、二次元であろうと三次元であろうと、立体商標を活用して模倣対策をしようとして進めている。しかし、バーレーンからも、日本でいう商標法3条2項の獲得的識別力に関して、ほとんど先例もなく、審査判断が厳格なので、文字商標を付して二次元でやるしかないというコメントをもらっている。模倣品対策として立体商標で対抗しようという戦略は、難しい局面になってきている。

次にサウジアラビアの困りごとである。日本でいう商標法4条1項11号に相当する理由で拒絶を受けており、相手からコンセンートをもらった。しかし、コンセンアが考慮されるのは訴訟段階のみと言われており、もらっているコンセンアを使うのに訴訟まで行かなくてはいけないのかという点で、費用が高額になり困っている。アサインバックにしようと思ったが、出願段階ではアサインバックはできない、出願段階の譲渡はできない、登録後しかできないと言われている。

サウジアラビアでもう一つの困りごととして、冒認商標に関して、以前、取消請求訴訟をやろうとしたが、あまり一般的ではないからやめたらどうかと言われたことがある。しかし、この点については現在進行中である。

要望事項としては、UAEなどで、代理人が安直に全類指定した方がよいと言ってくるが、それによるメリットとデメリットの説明が洗練されたアドバイスではないと感じている。国のプラクティス安定していないためにそういう発言になるのだと思われるので、要望というよりは今後の発展を見守るというところである。

強いて言えば金銭面もある。コストが非常に高い。特にUAEは審査がとても早いのに、さらに昨年、早期審査制度を入れているが、審査を早くするよりも、一定程度コストを安くする、方式面の領事認証やアポストイーユを少し低減化するという方向も施策として考えていただけたらよいのではないかと考えている。

エンフォースメントに関しては、全般的に税関にもう少し頑張ってほしい。ドバイ税関は突出して頑張っているということで日本までPRしに来ているようであるが、UAEの仕様に合致しないと再輸出されてしまうと意味が薄い。行政摘発も各国でできると言われているが、結果として罰金が低く、罰も緩いとなると、模倣対策にかけた費用に見合う実効性が担保できない。

最後に、模倣品で困っているクライアントは、立体商標を出願・登録して、商品の形状をそっくりまねられ、商標だけ違う商標を付されるケースに対応したいというニーズがある。しかし、そのための素地が整っていない、プラクティスも法律も整っていない国もあるようであるので、その点は検討いただけるとありがたい。

以上

第2章 日本企業からみた外国商標制度の課題・要望

大野総合法律事務所 弁理士
中村 仁

日本企業からみた外国商標制度の課題・要望 (令和7年度国際知財制度研究会)

大野総合法律事務所
弁理士 中 村 仁



大野総合法律事務所

1

商標実務家から意見聴取

◆対象企業業種

自動車、印刷、電器、スポーツ用品

◆弁理士

外国出願の経験が豊富な弁理士数名

◆内容

調査、出願、登録、登録維持を中心



大野総合法律事務所

2

概要(多いコメント)

- 1) **費用が高い**(オフィシャルフィーだけでなく、代理人費用も含む)
- 2) 識別力や類否判断の基準が国によって違い過ぎる
- 3) **指定商品役務記載**については統一してほしい
- 4) **存続期間、使用宣誓提出期限**が国によって異なり管理が不便
- 5) **必要書類**などが多い国がある



大野総合法律事務所

3

概要(その他)

- 1) 使用宣誓を採用する国が増えている
- 2) 商標データベースが不十分(検索しにくい、更新が遅い、そもそも整備されていない国もある)。
- 3) ®、TMの使用ルールについて、国際的な基準や解説がほしい
- 4) ナイジェリア、ウガンダ等のアフリカ諸国では、審査の遅延が顕著である(10年以上前の商標出願で未だ登録になってないものがある)
- 5) 年金の支払を求められる国(例えば、ホンジュラス、ケイマン諸島)があり、維持費用が高額になる



大野総合法律事務所

4

個別検討

1-1) 費用(中東)

【出願及び登録のオフィシャルフィー】

UAE／400,000円

バーレーン／280,000円

オマーン／100,000円

カタール／220,000円

クウェート／180,000円

サウジアラビア／300,000円



大野総合法律事務所

5

個別検討

1-2) 費用(北米、中南米、EU)

【出願のオフィシャルフィー】

アメリカ／60,000円

カナダ／60,000円

ブラジル／25,000円

メキシコ／30,000円

EU／160,000円



大野総合法律事務所

6

個別検討

1-3) 費用(アジア)

【出願のオフィシャルフィー】

中国／42,000円	ベトナム／25,000円
台湾／20,000円	ミャンマー／20,000円
韓国／15,000円	オーストラリア／50,000円
タイ／50,000円	ニュージーランド／10,000円
シンガポール／40,000円	
マレーシア／50,000円	
フィリピン／20,000円	日本は 12,000円



大野総合法律事務所

7

個別検討

2) 実体審査

日本の審査との違いが大きいと感じる国が多い。

● 識別力の判断について

言語、需要者の認識、文化などにより仕方ない？

● 類否判断について

結合商標の類否判断が厳しすぎる国が多い。

(結合商標の一部の構成要素を要部と認定とする)

⇒ **日本企業としては、国際的な商標選択が困難となる**



大野総合法律事務所

8

個別検討

3) 指定商品役務記載

● 包括表示

「automobiles」「restaurant services」のような包括表示を認める国と認めない国がある。

⇒指令対応が多くなる。

マドプロでは国内での個別対応が必要になるため、マドプロのメリットが低減してしまう。



大野総合法律事務所

9

個別検討

4-1) 存続期間

多くの国が10年、ただし、

バングラデシュ: 出願日から7年

ネパール: 登録日から7年

バハマ: 出願日から14年

レバノン: 登録日から15年 など

※TRIPS18条(商標保護期限)では、登録してからの有効期限と登録更新された後の有効期限は7年間より短くてはいけない。

⇒管理が不便。事故が起こりやすい。



大野総合法律事務所

10

個別検討

4-2) 使用宣誓

●使用宣誓が必要な国

アメリカ、フィリピン、アルゼンチン、メキシコ、プエルトリコ、カンボジア、ハイチ、モザンビーク、カーボベルデ

●更新時に使用状況を確認する必要がある国

アメリカ、フィリピン、アルゼンチン、メキシコ、プエルトリコ、インドネシア、アルジェリア、ベリーズ、エスワティニ [旧スワジランド]

⇒管理が煩雑、費用増大



大野総合法律事務所

11

個別検討

5-1) 必要書類

●書類不要国

US, SG, EU, AU, NZ, CA, MXなど

●委任状のみ必要国

TW, KR, BR, VN, PH, ZA, ARなど



大野総合法律事務所

12

個別検討

5-2) 必要書類

●委任状以外の書類や交渉認証、領事館認証が必要な国

CN→委任状と登記簿 TH→委任状(公証)

BH→委任状と登記簿(どちらも公証)

KW→委任状(領事)と登記簿

OM→委任状(公証)と登記簿

QA→委任状(領事)と登記簿

SA→委任状(公証)

AE→委任状(領事)

MM→委任状(領事)とDeclaration(公証)

MY→Declaration(公証)



大野総合法律事務所

13

要望

1) マドプロ関連について

●加盟国を増やす

未加盟国(クウェート、南アフリカ、ナイジェリア、台湾など)

●指定商品役務表示の統一化

●受け入れられている指定商品役務表示の公表の 迅速化・広範化



大野総合法律事務所

14

要望

2) 多国間交渉において

- 存続期間の統一化(登録日から10年)
- 必要書類の簡素化、認証不要
- ®、TMの使用ルールの検討
- インターネット上の商標使用ルールの検討(侵害該当性含む) ※後述する2001年のWIPO共同勧告のアップデート含



大野総合法律事務所

15

要望

3) 二国間交渉において

- オフィシャルフィーの値下げ
- 商標データベースの整備(ローカルの言語でしか提供していない国が少なくない。検索項目が少ない。など)
- 年金制度の廃止(ホンジュラス、ケイマン諸島)
- カンボジアには不使用宣誓により登録が維持できる制度がある。存在意義が不明。単に負担が増えるだけ。
- フィリピンの使用宣誓の機会(出願から3年、登録から5年、更新、更新後5年)が多すぎる。



大野総合法律事務所

16

第3部 各国における知的財産制度を巡る状況に関する調査

はじめに

近年、企業活動やサプライチェーンのグローバル化が進む現状において、知財の重要性はますます高まっている。特に、人工知能や情報通信技術の急速な発展は様々な分野でイノベーションを創出し、知財保護の重要性はますます増している。加えて、新興国や途上国への企業の進出や技術移転が進展しており、これらの国における知財権の保護の現状についても注視する必要がある。このような背景から、先進国だけでなく、各国の知財制度の改正状況や知財関連の注目裁判例等について、最新の情報を把握することは、グローバルに企業活動を行う産業界にとって重要である。特に、市場が大きく知財関連の注目度も高い米国、及び欧州等との貿易の中継地点となり得るトルコにおける知財制度の改正状況や司法判断は、企業へ与える影響の程度・可能性も大きいと考えられることから、企業の知財戦略に大きな影響を及ぼすものと思われる。そして、その最新情報を把握することは、グローバルに企業活動を行う産業界にとっても有意義な情報となり、その制度概要を整理することは有用である。

以上を踏まえ、米国・トルコにおける知財に関する制度改正等の国際動向について、調査・分析を行った。

米国に関しては、本調査の仕様書に従い、令和3年度の国際知財制度研究会報告書からの更新を中心に、最近の知財政策、知財制度改正及び知財関連注目判決の動向を対象に調査を行った。特に、2025年1月20日からトランプ新政権が発足し、バイデン前政権下の知財保護政策から方向性が大きく変化する可能性もあるため、政権交代に伴う影響についても着目して調査を行った。

トルコに関しては、最近の知財政策、知財制度改正並びに知財関連注目判決の動向を対象に調査を行った。

第1章 米国における最近の知財関連注目判決及び最近の知財政策、知財制度改正

第1節 知財関連注目判決

1. 米国連邦最高裁判所判決

米国連邦最高裁判所が判決を下した、最近の注目すべき知財関連判決は以下のとおり。

(1) **Amgen Inc. et al. v. Sanofi et al., 598 U.S. 594¹** (2023年5月18日) 特許権侵害事件

(事案の概要)

本件は、Amgen社が保有する、高コレステロール血症治療薬「レパーサ (REPATHA)」

¹ 米国連邦最高裁ウェブサイト https://www.supremecourt.gov/opinions/22pdf/21-757_k5g1.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

に関する 2 件の特許に関する事件であり、Amgen 社は 2014 年、Sanofi 社を特許侵害の理由により提訴した。

Amgen 社の米国特許では、「PCSK9（前駆体タンパク質転換酵素サブチリシン／ケキシン）上の特定のアミノ酸残基に結合し、PCSK9 が LDL 受容体に結合するのを阻害する抗体群」という構成で、機能的特徴によって特定された抗体がクレームされていた。また、明細書において、クレームに記載された 2 つの機能（結合し、阻害する機能）を果たす 26 の例示的な抗体を示すとともに、2 つの機能を果たす他の抗体を作るためのロードマップおよび保守的置換法に関する説明が記載されていた。

Sanofi 社は、Amgen 社のクレームは明細書に記載された抗体よりも理論的に数百万種類に及ぶ他の抗体が権利範囲に含まれ得るとして、米国特許法第 112 条(a)の実施可能要件を満たしていないと主張した。

（裁判所の判断）

連邦最高裁判所は、連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）の判断を支持する判決を下した。連邦地方裁判所は、実施可能要件を満たしていないとの Sanofi 社の主張を認め特許無効の判決を下していた。CAFC（Court of Appeals for the Federal Circuit）も判決において、Amgen 社の特許を実施可能とするには、明細書に記載された実施例だけでは不足、クレームの全範囲を実施可能とする実施例を開示する必要があるとして地方裁判所の判決を支持していた。

本件は、機能的に定義された広い“属（genus）クレーム”について「クレーム全範囲を実施可能にするだけの開示が必要」と最高裁が明確に示し、バイオ・抗体を含む化学系特許のクレーム戦略と審査実務に大きな制約を課した点で重要な判決である。

（2）Andy Warhol Foundation for the Visual Arts, Inc. v. Lynn Goldsmith, 598 U.S. 508²（2023 年 5 月 18 日）著作権侵害事件

（事案の概要）

本件は、写真家であるゴールドスミス氏が撮影したミュージシャンであるプリンスの写真をもとにしたアンディ・ウォーホルによるアート作品が、ゴールドスミス氏の著作権を侵害するとして、ゴールドスミス氏がアンディ・ウォーホル財団を訴えた事件である。以下、原告をゴールドスミス氏、被告をアンディ・ウォーホル財団として説明する。

被告は、雑誌の表紙に掲載された作品が原告による元の写真とは異なるアイデアを伝えるための芸術的表現であり、元の写真から変容されたことで、原告の著作権が及ばない範囲であると主張した。第 1 審の地方裁判所の判決は被告の主張を支持し、有名な曲のアレンジで元の曲が認識できるとしてフェアユース（著作権法で保護されている作品を、特定の条件下で許可なく使用しても、著作権侵害とみなされないという法理）であると認められた他の種類の芸術的表現との比較も踏まえ、被告による作品が変容的な作品であるとした。

しかしながら、原告により上訴された第 2 審の第 2 巡回区控訴裁判所は、第 1 審の判定

² 米国連邦最高裁ウェブサイト https://www.supremecourt.gov/opinions/22pdf/21-869_87ad.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

を覆した。第 2 巡回区控訴裁判所は、既存の作品に対し単に新たな美学や表現を加えた改変は、フェアユースの抗弁を支持するような変容的なものとして認めるのに不十分であると判決を下した。被告はその判決に不服として連邦最高裁判所に上訴した。

（裁判所の判断）

連邦最高裁判所は、第 2 審の判決を支持し、被告の主張を退け、作品の変容性と原告の派生的著作権（二次著作権）とを比較した上で、原告の著作権侵害の訴えに対するフェアユースの抗弁を十分サポートする明確な目的や特徴を被告による作品は有していないと判決において結論付けた。

連邦最高裁判所は、作品の変容性に基づくフェアユースの抗弁が認められることとすれば、著作権者の権利が大いに浸食される可能性があるとし、「派生的著作物を創作するという著作権者の排他的権利が、変容的な使用により失われるおそれがある」とした。

本件は、連邦最高裁判所が「変容的」でさえあればフェアユースになり得るという近年の流れにブレーキをかけ、著作権者の派生的著作物の権利とのバランスを重視する方向でフェアユース判断の枠組みを示した点で、アート・メディア産業全体に波及する重要な判決である。

（3）Jack Daniels Properties, Inc. v. VIP Products LLC, 599 U.S. 140³（2023 年 6 月 8 日） 商標権侵害・商標希釈化事件

（事案の概要）

本件は、Jack Daniels 社が保有する、ウイスキーボトルの商標に関する事件であり、2014 年に VIP Products 社が Jack Daniels 社に対して、商標権の非侵害確認および商標の希釈化の不存在確認の訴訟を提起したものである。

VIP Products 社は Jack Daniels 社製のウイスキー「Old No.7」のボトルに似た犬用玩具を製造し、「Jack Daniels」の文字を「Bad Spaniels」とし、「Old No.7」の文字を排便の意味を持つ用語「No.2」を含んだフレーズである「Old No.2」とした。

VIP Products 社は、合衆国憲法修正第 1 条（First Amendment）⁴に基づく表現の自由と商標権の問題を検討する際の判断基準である Rogers テスト⁵に基づき商標権侵害にはあたらず、また、商標の信用毀損による希釈について、パロディであるためフェアユース（著作権法で保護されている作品を、特定の条件下で許可なく使用しても、著作権侵害とみなされないという法理）にあたり希釈化は起きないと主張した。

しかしながら、第 1 審の地方裁判所は、犬用玩具が表現的作品であったとしても自社製品の出所を特定するために使用しているため、商標権侵害にあたると判断した。一方、第 2 審の第 9 巡回区控訴裁判所は、VIP Products 社の主張を認め、Rogers テストに基づけば商

³ Justia 米国連邦最高裁ウェブサイト <https://supreme.justia.com/cases/federal/us/599/22-148/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁴ 米国議会調査局（Congressional Research Service）ウェブサイト <https://constitution.congress.gov/constitution/amendment-1/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁵ Rogers v. Grimaldi, 875 F.2d 994, 1989 <https://law.resource.org/pub/us/case/reporter/F2/875/875.F2d.994.88-7828.88-7826.600.601.html> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

標権侵害ではないとして地方裁判所の判決を覆し、また、商標の希釈についてもパロディであるため非商業的利用となり、フェアユースにあたると判断した。

（裁判所の判断）

これに対し、連邦最高裁判所は、第 9 巡回区控訴裁判所の判決を取り消し、表現的行為であっても、他人の商標を自己の商品の出所を示すために使用する行為には、Rogers テストが適用されない旨を判示した。

本件は、連邦最高裁判所が表現的・パロディ的な商品であっても、他人の商標を自社商品の出所表示として用いる限り、Rogers テストなどの拡張的な表現の自由保護は及ばず、通常の商標混同・希釈の枠組みで判断すべきだと明言し、パロディと商標権の境界線を引き直した点で重要な判決である。

（4）Abitron Austria GmbH et al. v. Hetronic International, Inc., 600 U.S. 412⁶（2023 年 6 月 29 日）商標権侵害事件

（事案の概要）

本件は、Hetric 社が保有するクレーンなどの大型建設機械を操作するリモコンの商標に関する事件であり、Hetric 社が 2014 年に Abitron 社側を被告として米国商標権の侵害を理由に訴訟を提起したものである。

過去にライセンスを受けて Hetric 社の製品を販売していた Abitron 社は、後に、Hetric 社の商標権の所有権を主張し、同社が独自に製造・販売する製品に Hetric 社の商標を使用し始めた。

ライセンス契約終了後、Abitron 社が販売した製品には Hetric 社の商標が表示されており、それらは主に欧州で販売され、売上の約 97%が米国外で発生していた。

Abitron 社は、米国商標法第 1114 条(1)(a)および第 1125 条(a)(1)の規定は、域外における販売行為には適用されない（域外適用されない）と主張した。

連邦地方裁判所は、Abitron 社の主張を退け、陪審は約 9,600 万ドルの損害賠償を認める評決を下した。第 2 審の第 10 巡回区控訴裁判所の控訴審において、Abitron 社は、地方裁判所が商標法を自社の欧州での販売に適用したことが誤りであると主張したが、控訴審は主張を却下した。控訴審は、少なくとも 170 万ユーロ相当の製品が米国市場に流通したこと、また米国の消費者が Hetric 社と Abitron 社の間に何らかの関係があると混同していると認められることから、商標法の域外適用が妥当であると結論づけた。

（裁判所の判断）

連邦最高裁判所は、今回問題となった商取引における使用は米国領土内ではなかったため、第 2 審の判決を取り消した。

連邦最高裁判所の判決の概要は以下のとおり。

「法令の域外適用の推定は『議会の立法において、反対の意図が明白でない限り、米国領

⁶ 米国連邦最高裁ウェブサイト https://www.supremecourt.gov/opinions/22pdf/21-1043_7648.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

土内のみで適用されることを意図している』という長年の原則がある。域外適用を判断するためには2段階のテストがあり、第1段階は法令の規定が域外適用可能かどうかを問う。つまり、規定が外国の行為に適用されるべきであると議会が明白かつ断言的に指示したかどうか問われる。法令の規定が域外適用可能でない場合、第2段階が適用され、裁判所が、問題となる規定の根底にある議会の関心の焦点を特定し、その焦点に関連する行為が米国領土内で発生したかどうかを判断することになる。米国商標法第 1114 条(1)(a)および第 1125 条(a)(1)の規定は、域外適用に関する明示的な記述がなく、記述がないにもかかわらず域外でも適用される、まれな規定の 1 つであることを示す明確な示唆もない。どちらの規定も保護される商標の商取引における使用が混同を引き起こす可能性が高い場合の使用を単に禁止している。そのため、どちらの規定も域外適用可能ではなく、商取引における使用の場所がこれらの規定の域外適用と国内適用の境界線となる。今回問題となった商取引における使用は米国領土内ではなかったため、第2審の判決を取り消す。」

本件は、連邦最高裁判所が米国商標法の域外適用を原則として厳しく制限し、「商標の混同が米国の消費者に及ぶかどうか」ではなく「商取引における商標使用の場所」が決定的であることを示した重要な判決である。

（5）Vidal v. Elster, 602 U.S. 286⁷（2024 年 6 月 13 日）商標登録拒絶事件

（事案の概要）

本件は、トランプ前大統領の名前を含む商標が争点となった事件である。米国商標法第 2 条(c)は、生存中の特定の個人の名称等を含む商標は登録できない旨を規定しており、これは一般に「氏名条項」と呼ばれている。米国特許商標庁（USPTO）がこの氏名条項を適用して商標「TRUMP TOO SMALL」の登録を拒絶したことが、表現の自由を保障する合衆国憲法修正第 1 条（First Amendment）⁸に違反するか否かが争点となった。

（裁判所の判断）

連邦最高裁判所は、氏名条項が合憲であると判断した。法廷意見は、氏名条項が内容に基づく制限ではあるものの、観点中立的であると認定した。すなわち、氏名条項は、特定の見解やイデオロギーを差別するものではなく、生存中の個人の名称を含む商標の登録を一律・平等に制限する規定であるとの認定を行った。また、法廷意見は、歴史的・伝統的にも、氏名条項が長く合衆国憲法修正第 1 条と共存してきていること、および氏名条項が個人の名声や信用を保護し、消費者の混乱を防ぐという商標法の本来の目的にも沿うことを理由とし、合憲と判断した。

本件は、連邦最高裁判所が政治的メッセージを含む商標であっても、氏名条項のような「内容に基づくが観点中立的な」登録制限は合衆国憲法修正第 1 条の下で許容され得ると

⁷ 米国連邦最高裁ウェブサイト https://www.supremecourt.gov/opinions/23pdf/22-704_4246.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁸ 米国議会調査局（Congressional Research Service）ウェブサイト <https://constitution.congress.gov/constitution/amendment-1/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

明確に示し、「表現の自由と商標登録審査の線引き」を大きく整理した点で重要な判決である。

（６）Dewberry Group, Inc. v. Dewberry Engineers Inc.⁹（2025 年 2 月 26 日）商標権侵害事件

（事案の概要）

原告である Dewberry Engineers 社は、1956 年に設立された不動産開発サービスを提供する企業で、「DEWBERRY」という商標の連邦登録商標を所有している。

一方、被告の Dewberry Group 社は、不動産デベロッパーの John Dewberry 氏が所有するアトランタに拠点を置く不動産開発会社である。Dewberry Group 社は、John Dewberry が所有する約 30 の別個に法人化された関連会社（アフィリエイト）に対して、法務、財務、運営、マーケティングなどのサービスを提供している。

両社間の商標紛争は、2000 年代半ばに始まった。2007 年に和解が成立し、Dewberry Group 社（被告）による「Dewberry」名の使用に一定の制限が課された。しかし、約 10 年後、Dewberry Group 社（被告）は、この合意に反して「Dewberry」名を使用したリブランディング（企業やブランドが持つ既存の価値やイメージを、時代の変化やニーズに合わせて再構築・一新し、訴求力や競争力向上を図る戦略）を行った。

Dewberry Engineers 社（原告）は、競合の不動産開発会社である Dewberry Group 社（被告）をランハム法に基づく商標権侵害で訴え、訴訟において賠償額の算定が主要な争点となった。帳簿上、収入が関連会社の帳簿に計上され、Dewberry Group 社（被告）が合意された手数料のみを受け取る形になっており、その手数料が市場価格よりも低いもので何十年もの間、赤字で運営され、Dewberry Group 社（被告）と関連会社のオーナーである John Dewberry による資金注入によってのみ生き延びてきたという事情があった。

この「経済的実態」を反映させるため連邦地方裁判所及び連邦控訴裁判所は、Dewberry Group 社（被告）と関連会社を一つの法人として扱い、Dewberry Group 社（被告）の利益額を算定した。

（裁判所の判断）

連邦最高裁判所は、Dewberry Engineers 社（原告）に対し、『「Dewberry Group 社（被告）の利益」（ランハム法第 1117 条(a)) を判断する場合、被告の関連会社を含まない』とし、4,300 万米国ドルの賠償を認めた第 4 巡回区連邦控訴裁判所の判断を差し戻す旨の判決を下した。

連邦最高裁判所は、ランハム法第 1117 条(a)¹⁰（※）に基づく侵害訴訟において勝訴した原告に「被告の利益」を判断する場合、「被告」自身に帰属する利益のみを対象とすべきであり、ここでいう「被告」とは、救済または回復が求められる当事者である。つまり、本件では、Dewberry Group 社であって同社の関連会社が被告に加えられておらず、関連会社

⁹ 米国連邦最高裁ウェブサイト https://www.supremecourt.gov/opinions/24pdf/23-900_19ml.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁰ 米国連邦最高裁ウェブサイト https://www.uspto.gov/sites/default/files/trademarks/law/Trademark_Statutes.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

の利益が通常理解される「被告の利益」には含まれない旨の判断を下した。

(※) ランハム法第 1117 条(a)

裁判所が利益を基にする回収額が不十分であり又は過大であると認定した場合は、裁判所は、その裁量において、その事件に係る事情に応じて公正であると認定する金額を定める判決を出すことができる。

本件は、連邦最高裁判所がランハム法上の「被告の利益」の範囲を、訴訟当事者として名指しされた被告自身の利益に限定し、別法人の関連会社の利益を当然には含められないことを明確にした重要な判決である。

2. 米国連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) 判決

米国連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) が判決を下した、最近の注目すべき知財関連判決は以下のとおり。

(1) **California Institute of Technology v. Broadcom Limited and Apple Inc. et al.**¹¹ (2022 年 2 月 4 日) 特許権侵害事件 (損害額の算定方法に関わる部分)

(事案の概要)

本件は、カリフォルニア工科大学 (California Institute of Technology) が、米国特許第 7,116,710 号、米国特許第 7,421,032 号、及び米国特許第 7,916,781 号に基づいて、無線データ通信用のチップを販売する Broadcom 社及びこのチップを用いたスマートフォンを販売する Apple 社による特許侵害を訴えた事件である。

本件では、クレーム解釈、特許適格性、IPR エストッペル、不公正行為、米国外での実施行為に対する特許権の行使、及び損害額の算定方法といった多彩な争点について争われたが、ここでは損害額の算定方法に係る争点について紹介する。

本件侵害訴訟において、原告であるカリフォルニア工科大学は、通信用チップを販売する Broadcom 社と、通信用チップをスマートフォンに使用する Apple 社のそれぞれに対して、異なるロイヤリティ率に基づく損害賠償を請求した。カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所の判決においては、この異なるロイヤリティ率を前提とした損害額が陪審により認定され、判決が下された。

CAFC (Court of Appeals for the Federal Circuit) における控訴審において、Broadcom 社、Apple 社は、チップレベルの Broadcom 社の製品と、デバイスレベルの Apple 社の製品のそれぞれに対する 2 段階の損害額の算定手法が妥当ではないことを主張した。

それに対して、カリフォルニア工科大学は、Broadcom 社にはチップレベルのライセンス、Apple 社にはデバイスレベルのライセンスを、全く異なるロイヤリティ率で設定する 2 段階の損害モデルを陪審に説明していた。このような 2 段階の損害モデルの正当性について、カリフォルニア工科大学は以下のように説明した。

¹¹ 米国連邦巡回控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/20-2222.OPINION.2-4-2022_1903268.pdf
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

- ・サプライチェーンの各段階にある会社に損害賠償を請求するケースはしばしば見られる。
- ・Broadcom 社に対するライセンスからは Apple 社への販売分を除外するため、二重回収にはならない。
- ・合理的ロイヤリティは製品に対して、特許技術が与える価値によって決まるものだから、サプライチェーンの別の段階にいる相手に対して異なるロイヤリティ率を適用することは妥当である。

（裁判所の判断）

CAFC は以下のような理由で Broadcom 社および Apple 社の主張を認めた。

- ・合理的ロイヤリティは、自発的なライセンサーと自発的なライセンシーが侵害開始直前における仮想的な交渉において合意するであろう額になる。通常のケースでは、単一の侵害者が交渉していれば支払うであろうロイヤリティに基づいて損害額を決めるものである。
- ・Broadcom 社と Apple 社が同じチップについて異なるライセンス料率を支払うという不合理な交渉に入っていたであろうと結論づけられる根拠は存在しない。Broadcom 社と Apple 社がサプライチェーンの別の段階にいるからといって、このような 2 段階の損害モデルを正当化する理由はない。
- ・十分な理由がない限り、同じサプライチェーン内の異なる時点において、同じデバイスに対するロイヤリティを変えることは過去の判例に反する。
- ・過去の判例によれば、複数の侵害者ごとに個別の合理的ロイヤリティを計算してはならず、同じデバイスについて一人から賠償を回収できたら、他の人からはせいぜい名目的な追加の賠償を回収できるにすぎない。

最終的に、CAFC はカリフォルニア工科大学が提示した 2 段階の損害モデルを訴訟記録に裏付けられていないとして否定し、判決を破棄してさらなる損害額の審理のために事件を連邦地方裁判所に差し戻した。

本件は、CAFC が同一特許・同一デバイスについてサプライチェーン上の複数企業に異なるロイヤリティ率を課す「2 段階の損害モデル」を退け、「合理的ロイヤリティは原則として一つの仮想交渉価格に収れんすべきであり、二重回収は許されない」という損害算定の枠組みを改めて明確にした重要な判決である。

（2）California Institute of Technology v. Broadcom Limited and Apple Inc. et al.¹²（2022 年 2 月 4 日）特許権侵害事件（IPR エストッペルに関わる部分）

（事案の概要）

本件は、カリフォルニア工科大学(California Institute of Technology)が米国特許第 7,116,710 号、米国特許第 7,421,032 号、及び米国特許第 7,916,781 号に基づいて、無線データ通信用のチップを販売する Broadcom 社、及びこのチップを用いたスマートフォンを販売する Apple 社による特許侵害を訴えた事件である。

本件では、クレーム解釈、特許適格性、IPR エストッペル、不公正行為、米国外での実施

¹² 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/20-2222.OPINION.2-4-2022_1903268.pdf
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

行為に対する特許権の行使、及び損害額の算定方法といった多彩な争点について争われたが、ここでは IPR エストッペルに関する論点を紹介する。

IPR エストッペルとは、当事者系レビューである IPR の手続きで主張した理由を後の特許庁での手続や民事訴訟などで再度主張することを禁じる制度である（35 U.S.C. § 315(e)）。

本件侵害訴訟において、被告（IPR 申請人）である Broadcom 社および Apple 社は無効主張を行ったが、根拠とした先行技術は過去の IPR において合理的に主張し得たものであるとして、カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所の判決は、IPR エストッペルの規定に基づいて無効主張を排斥した。

CAFC においては、この判断の妥当性について争われた。

（裁判所の判断）

本件において、被告（IPR 申請人）が侵害訴訟において無効主張のために用いた先行技術を、IPR 申請の際に知っていたことに争いはなかった。このため、CAFC は、被告の主張する無効理由は IPR 中に合理的に主張し得たとして、無効主張を排斥した連邦地方裁判所の判決を支持した。CAFC は、IPR 申請時に合理的に主張し得た無効理由は、以後の侵害訴訟において主張できないことを示した。

本件（IPR エストッペルに関わる部分）は、CAFC が 35 U.S.C. § 315(e)の「合理的に主張し得た無効理由」は、IPR 申立時に知っていた先行技術に基づく主張を広く含み、後の侵害訴訟での無効抗弁を実質的に封じ得ることを明確に示した重要な判決である。

（3）Auris Health, Inc. v. Intuitive Surgical Operations, Inc.¹³（2022 年 5 月 5 日）特許有効性（IPR）をめぐる事件

（事案の概要）

Auris 社は Intuitive 社が有する米国特許第 8,142,447 号（'447 特許）に対して IPR を請求した。

米国特許商標庁（USPTO）内の審判機関である特許審判部（PTAB）は'447 特許の各クレームが自明であることを Auris 社（IPR 申請人）が示すことができなかったと判断し、IPR の請求を棄却した。

（裁判所の判断）

Auris 社（IPR 申請人）は、CAFC に控訴した。クレームに係る発明の構成のすべてがいずれかの引例に開示されていることには争いがなく、CAFC における争点は引例の組み合わせが自明であるか否かにあった。PTAB は引例の組み合わせの動機付けが存在しないとして、Auris 社の主張を退けた。

CAFC は、PTAB の判断が「業界における一般的な懷疑論」に過度に依拠しており、不当であるとして、破棄すべきであると判断し、本件を PTAB に差し戻した。

CAFC の「業界における一般的な懷疑論」に関する見解は以下のとおり。

¹³ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/21-1733.OPINION.5-5-2022_1947201.pdf
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

「業界における一般的な懷疑論は、それ単独では組み合わせの動機付けの発見を妨げることができない。業界における懷疑論の証拠は、自明性の議論において、二次的な考慮事項としての役割を果たすかもしれない。しかし、業界における懷疑論の証拠は本発明に特有のものでなければならず、単に本分野における一般的なものでは不十分である。

Intuitive 社（特許権者）は、組み合わせの動機付けの欠如を見出すために業界における一般的な懷疑論に頼ることができる判例法を提示していない。また、本発明に特有な業界の懷疑論の証拠は組み合わせの動機付けの欠如を見つけることに寄与するかもしれないが、そのような証拠は本件では提示されていない。」

本件は、CAFC が進歩性判断において「業界全体の一般的な懷疑論」は動機付け否定の決定打にはならず、発明に特有の証拠として二次的要素として扱われるべきだと明確化した点で重要な判決である。

（４）Pavo Solutions LLC v. Kingston Technology Company, Inc.¹⁴（2022 年 6 月 3 日）特許権侵害事件

（事案の概要）

本件は、回転式カバー付きのフラッシュメモリに関する米国特許第 6,926,544 号について、Kingston 社による特許侵害の有無が争われた事件である。カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所は、クレーム中の誤記を司法訂正した上で Kingston 社の故意侵害を認定し、Kingston 社に対し 7,515,327.40 米ドルの損害賠償を支払うよう命じた。

これに対し、Kingston 社が CAFC に上訴した。

（裁判所の判断）

CAFC における争点は、連邦地方裁判所による司法訂正の是非、および故意侵害の判断の正当性である。CAFC は、連邦地方裁判所によって司法訂正が認められる場合の要件を確認すると共に、誤記に依拠した故意侵害の抗弁を認めず、連邦地方裁判所の判断を支持した。

CAFC の「誤記に依拠した故意侵害の抗弁」に対する見解は以下のとおり。

「司法訂正はクレームの意味を明らかにするものに過ぎない以上、クレーム中の明白な誤記の存在は故意侵害に対する抗弁とはならない。故意・過失の有無は、問題となる行為があった時点における知識に基づいて判断される¹⁵。したがって、実施行為後における PTAB の判断は、故意の有無とは関係がない。」

本件は、CAFC がクレーム中の明白な誤記が司法訂正で是正される場合であっても、その誤記に依拠したことは故意侵害の抗弁にはならず、故意の有無は当該行為時点の知識に基づいて判断されることを明確に示し、司法訂正と故意侵害判断の関係を整理した点で重

¹⁴ CCH/Wolters Kluwer ウェブサイト <https://business.cch.com/ipld/PavoSolutionsKingstonTechFedCir20220603.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁵ Justia 米国連邦最高裁ウェブサイト <https://supreme.justia.com/cases/federal/us/579/14-1513/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

要な判決である。

(5) Novartis Pharmaceuticals Corp. v. Accord Healthcare, Inc.¹⁶ (2022 年 6 月 21 日) 特許権侵害事件

(事案の概要)

ノバルティス製薬は、米国特許第 9,187,405 号（'405 特許）の特許権者であり、'405 特許を実施しているとされる医薬品を「Gilenya」というブランド名で販売していた。'405 特許は、免疫抑制剤を用いて再発寛解型多発性硬化症を治療する方法を開示していた。'405 特許の各クレームは、免疫抑制剤を「直前に負荷用量の投与がない場合に 0.5mg/日の用量で投与する」ことを規定していた。「負荷用量」とは、通常、最初の投与として与えられる量であり、1 日の投与量よりも多い量である。'405 特許の明細書には「負荷用量」の記載はなく、一定の間隔（例えば 1 日 1 回、または 1 日に複数回）で免疫抑制剤を投与することが記載されているのみであった。

HEC Pharm Co., Ltd.および HEC Pharm USA Inc.（以後、総称して HEC 社）は、Gilenya のジェネリック医薬品の新薬承認申請（ANDA）を米国食品医薬品局（FDA）に対して行った。ノバルティス製薬は、HEC 社の新薬承認申請が'405 特許の全クレームを侵害しているとして、デラウェア地区地方裁判所に対して HEC 社を提訴した。デラウェア地区地方裁判所は、'405 特許が有効であり、侵害が成立する旨の判決を下した。

これを不服として、HEC 社は、CAFC に控訴した。

HEC 社の主張は、免疫抑制剤を「直前に負荷用量の投与がない場合に 0.5mg/日の用量で投与する」という要件に関して、米国特許法第 112 条(a)に規定される記載要件を'405 特許が満たしていない、というものであった。

(裁判所の判断)

CAFC は、先行技術を回避するために審査中に追加された否定的クレーム限定に関して、米国特許法第 112 条(a)に規定される記載要件を満たすために必要な要件について議論し、本件の明細書は特許クレームに対する十分なサポートを有しないと認定し、地方裁判所の判決を取り消した。

本件は、CAFC が審査過程で追加された「負荷用量がない」といった否定的クレーム限定についても、明細書中にその限定を裏付ける十分かつ明確な記載が必要であり、単なる「不記載」では足りないと明確に示した点で重要な判決である。

(6) Genentech, Inc., Intermune, Inc., v. Sandoz Inc., Lek Pharmaceuticals, D.D.¹⁷ (2022 年 12 月 22 日) 特許権侵害事件

¹⁶ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/21-1070.OPINION.6-21-2022_1967294.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁷ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/22-1595.OPINION.12-22-2022_2052253.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

（事案の概要）

Sandoz 社（被告）は、医薬品 **pirfenidone** のジェネリック医薬品の新薬承認申請（ANDA）を米国食品医薬品局（FDA）に対して行った。Genentech 社（原告）は、この新薬承認申請が自己の 6 件の特許を侵害するとして訴訟を提起した。デラウェア地区地方裁判所は、Sandoz 社による新薬承認申請が薬物相互作用に関する Genentech 社の 2 件の特許を侵害しないと判断した。

この判決を不服として、Genentech 社が CAFC に控訴した。

（裁判所の判断）

CAFC における控訴審は、医師による証言に基づいて、Sandoz 社のジェネリック医薬品が上市されても Genentech 社の 2 件の特許に対する直接侵害が成立するとは認められず、したがって誘引侵害（induced infringement）も成立しないと判断し、地方裁判所の結論を維持した。

CAFC の「直接侵害の認定方法」に関する見解は以下のとおり。

「新薬承認申請がなされたという事実のみでは、直ちに直接侵害が成立するわけではない。直接侵害の成否を判断するために、製品ラベルの記載、医師の治療行為を含めた、関連するすべての証拠が総合的に考慮される。新薬承認申請に対する訴訟では、直接侵害の証拠として、過去の医師による侵害行為を立証する必要はない。しかし、そうした過去の行為を証拠として提示することは許容される。」

本件は、CAFC が ANDA 提出そのものから自動的に直接侵害を推定することを否定し、製品ラベルや医師の実際の処方行動など「全証拠に基づく直接侵害の蓋然性」が示されなければ誘引侵害も成立しないことを明確に示した重要な判決である。

（7）Intel Corporation v. Pact Xpp Schweiz AG¹⁸（2023 年 3 月 13 日）特許有効性（IPR）をめぐる事件

（事案の概要）

Intel 社は、マルチプロセッサシステム、およびそのシステム内のプロセッサがデータにアクセスする方法に関する PACT 社の特許のクレーム 4 について、IPR を求める申請を行った。問題となったクレーム 4 は、異なるキャッシュ間のデータのローカルコピーの不一致を識別することによって、キャッシュの一貫性をモニターし、維持する相互接続システムについて記載していた。

IPR における争点は、先行技術を組み合わせることにより、セグメントによって形成される分離キャッシュに関するクレーム 4 の「セグメント間の限定」を自明にすることができるか否かであった。

Intel 社は、2 件の文献からの図の組み合わせが「セグメント間の限定」を自明にしたと主張した。PACT 社は、二次文献にてこの限定が示されていることに必ずしも異議を唱えたわけではなく、Intel 社が文献を組み合わせる動機付けを十分に示さなかったと主張した。

¹⁸ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/22-1037.OPINION.3-13-2023_2093578.pdf
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

それにもかかわらず、PTAB は、先行技術にはクレームに記載された「セグメント間の限定」が教示されていないとした。さらに、PTAB は、Intel 社が当業者にはクレームに記載の方法で 2 件の文献を組み合わせる動機付けがあったことを示さなかったとした。Intel 社はこれを不服として上訴した。

（裁判所の判断）

上訴にて、CAFC は、二次文献に「セグメント間の限定」が明確に示されているとし、これは、PTAB の手続きにおいて Intel 社と PACT 社の両社の理解であったことを指摘した。

また、CAFC は、PTAB が周知の二次文献による技術的根拠を見落としたことに欠陥があるとした。

IPR の間、Intel 社は、別個のキャッシュを使用することは周知の技術であるため、二次文献からのこの教示を使用して主要文献を変更することは自明であると主張した。PTAB はこれに同意せず、主要文献は既に同じ課題を別の方法で対処していたため、当業者であれば二次文献の教示を探す必要はなかったであろうと判断した。

CAFC は、PTAB の結論が不適切であると判断し、組み合わせの動機分析は柔軟であり、当該技術はクレームの特定の主題に関する正確な教示を提示する必要があることを指摘した。

両方の文献が同じ技術分野のものであり、同じキャッシュの一貫性の課題に対処しようとしていること、および二次文献の教示がマルチプロセッサ環境におけるキャッシュ一貫性の向上に用いられていた。

そのため、CAFC は、当業者であれば、文献を組み合わせるキャッシュの一貫性を向上させる動機付けを容易に推考できたはずであると結論づけ、PTAB の判断を破棄して差し戻しとした。

本件は、CAFC が自明性判断における「組み合わせの動機付け」は、柔軟な基準に従うべきであり、同じ技術分野・同じ技術課題に向けられた先行技術が存在する場合には、PTAB が過度に形式的な理由で動機付けを否定してはならないことを明確に示した点で重要な判決である。

（8）Joe A. Salazar, v. AT&T Mobility LLC, Sprint United Management Company, T-Mobile USA, Inc., Cellco Partnership Inc., DBA Verizon Wireless, Inc.¹⁹（2023 年 4 月 5 日）特許権侵害事件

（事案の概要）

Salazar（原告）は、AT&T Mobility 社（被告）が販売する電話機について、外部機器と通信するための通信システムに関する自己の米国特許第 5,802,467 号を侵害するとして、侵害訴訟を提起した。テキサス州地区地方裁判所は、AT&T Mobility 社による電話機の販売行為について、本件特許を侵害しないとする非侵害の判決を下した。

Salazar がこの判決を不服として控訴した。

¹⁹ 米国連邦巡回控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/21-2320.OPINION.4-5-2023_2105955.pdf
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

(裁判所の判断)

CAFC は、本件のクレーム 1 の「said processor」の文言について、「生成」、「作成」、「検索」の各機能を単一のプロセッサが実行する必要があると解釈した地方裁判所のクレーム解釈を支持した。

この限定解釈に基づく地方裁判所の非侵害判断は正当であるとし、CAFC は非侵害の判決を維持した。

本件は、CAFC がクレーム中の「said processor」のような参照語が複数の機能（生成・作成・検索など）にまたがって用いられる場合、それらを「同一の一つのプロセッサがすべて実行する」と読むべきであることを明確に示した点で重要な判決である。

(9) Arbutus Biopharma Corp. v. Modernatx, Inc.²⁰ (2023 年 4 月 11 日) 特許有効性 (IPR) をめぐる事件

(事案の概要)

Modernatx 社 (IPR 申立人) は、Arbutus 社が保有する核酸脂質粒子を含む組成物に関する米国特許第 9,404,127 号 ('127 特許) に対して PTAB に IPR を申し立てた。PTAB は、Modernatx 社の主張を認め、Arbutus 社自身が出願した米国特許第 8,058,069 号 ('069 特許) から、'127 特許に係る発明を新規性欠如により無効であると判断した。Arbutus 社は不服として控訴した。

(裁判所の判断)

これに対し、CAFC は、無効資料である '069 特許に参照により取り込まれた文献に、'127 特許と同じ組成物の製法が開示されており、当該文献に記載の方法に従って組成物を調製すれば、'127 特許に係る形態的特性 (morphological characteristics) を有する組成物が得られると判断し、PTAB の決定を支持した。

CAFC の「'127 特許に係る形態的特性を有する組成物」に関する見解は以下のとおり。

「'127 特許のクレームにおける形態的特性は、'069 特許には内在的特性として開示されている。クレームに記載されているすべての要素が明示的に又は内在的に単一の先行技術文献に記載されている場合、そのクレームは新規性を欠如している。新規性欠如の判断において、先行技術の内容を実際に作製したり、実施可能に還元したりする必要はなく、新規性欠如には、可能にする開示があれば足りる。

'069 特許それ自体が、当該内在的特性がクレームによって課される追加の要件ではなく、むしろ必然的に存在する特性であることを明らかにしている場合、'127 特許は、内在的特性に基づいて無効になり得る。内在的特性による新規性欠如には、先行技術の開示から導かれる操作の自然な結果として、クレーム対象製品が得られることが合理的に示されていれば足りる。」

²⁰ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/20-1183.OPINION.4-11-2023_2108936.pdf
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

本件は、CAFC が先行特許に明示されていない「形態的特性」であっても、その特許の開示どおりに実施すれば必然的に生じる内在的特性であれば新規性を否定し得るとあらためて明確化した重要な判決である。

（１０）In Re Collect, LLC²¹（2023 年 8 月 28 日）自明型二重特許／PTA に関する事件

（事案の概要）

Collect 社は、携帯情報端末や電話など、イメージセンサーを備えたデバイスに関する複数の特許を保有していたが、これらの特許は単一の特許出願に基づく優先権を主張した。これらの特許はいずれもターミナルディスクレマーの対象とはなっておらず、それぞれの特許に対して、審査手続段階における米国特許商標庁（USPTO）の手続上の遅延を理由に、米国特許法第 154 条(b)の規定に基づいて特許期間の調整（PTA）が付与されていた。もしこれらの特許に PTA（Patent Term Adjustment）が認められていなかったとすれば、それぞれの特許は、最初の出願に基づく親出願の満了日と同じ日に満了していたことになる。なお、これらの特許はすべて存続期間の満了によってすでに消滅している。

（裁判所の判断）

CAFC は、PTA が自明型二重特許（Obviousness-type Double Patenting, OTDP）とどのように相互作用するかという問題に初めて明示的に対処した。

CAFC は、パテントファミリーを構成するそれぞれの特許の存続期間満了日が PTA によって互いに異なる場合、そのうちのより早く満了する特許が、より遅く満了する特許に対して自明型二重特許を理由とする特許無効の根拠として用いることができる、と結論付けた。

本件は、CAFC が PTA によって延長された後願特許の存続期間であっても、自明性型二重特許の観点からは「より早く満了する同一ファミリー特許」を基準に無効理由となり得ると初めて明示した重要な判決である。

（１１）Baxalta Incorporated v. Genentech, Inc.²²（2023 年 9 月 20 日）特許権侵害事件

（事案の概要）

Baxalta 社は、Genentech 社の血友病 A 治療薬が Baxalta 社の米国特許第 7,033,590 号（'590 特許）を侵害しているとして訴えを提起した。

デラウェア州連邦地方裁判所は、Genentech 社の主張を認め、'590 特許のクレームは実施可能要件（enablement）違反により無効であると判断した。Baxalta 社は不服として控訴した。

Baxalta 社は、当業者は過度の実験をすることなく、クレームされた抗体の全範囲を取得

²¹ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/22-1293.OPINION.8-28-2023_2181381.pdf
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²² 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/22-1461.OPINION.9-20-2023_2193254.pdf
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

できることから、連邦地方裁判所が下した実施可能性欠如による無効判断が誤りであると主張した。

(裁判所の判断)

CAFC は、Baxalta 社の'590 特許が不合理な実験を行わずにクレームされた全範囲の抗体を製造および使用できることを教示していないとし、地方裁判所の判断を支持した。

CAFC の「実施可能要件違反」に関する見解は以下のとおり。

「明細書には、発明およびその製造や使用の方法を当業者にとって製造および使用できるように、完全、明瞭、簡潔かつ正確な用語で記載しなければならないこと（米国特許法第 112 条(a)）を参照した上で、近年の *Amgen Inc. v. Sanofi* の最高裁の判決²³を参照し、明細書は、そのクレームで定義された発明の全範囲を可能にし、合理的な量の実験を可能にするものでなければならない点を指摘した。また、明細書は、過度の実験なしに、クレームされた発明の全範囲を製造および使用する方法を当業者に教示しなければならない点を指摘した。」

本件は、CAFC が *Amgen Inc. et al. v. Sanofi et al.*, 598 U.S. 594²⁴（最高裁判決）の実務的射程を具体的に示し、機能的に広く定義された抗体クレームについて「クレーム全範囲」を過度な実験なしに実施可能にする開示がなければ第 112 条(a)違反で無効となることを再確認した重要な判決である。

（12）Actelion Pharmaceuticals Ltd v. Mylan Pharmaceuticals Inc.²⁵（2023 年 11 月 6 日） 特許権侵害事件

(事案の概要)

新薬短縮申請訴訟で争われている薬剤は、心血管疾患の治療に役立つ天然物質であるエポプロステノールである。エポプロステノールは水中で不安定であるため、製品として使用するためにフリーズドライまたは凍結乾燥粉末として調製された。

Actelion 社は、米国特許第 8,318,802 号と米国特許第 8,598,227 号の 2 つの特許を保有しており、どちらも改善されたエポプロステノール製剤に関するものである。

2 つの特許の明細書によれば、「市販の点滴液で再構成可能で、再構成後の使用まで冷蔵する必要がないエポプロステノール製剤が必要である」とされていた。発明者は、アルカリ化剤の存在下、pH>11 のエポプロステノール溶液が従来知られていたエポプロステノールと比較して非常に安定であることを発見した。

(裁判所の判断)

CAFC におけるクレーム解釈にあたっては、クレーム、明細書、及び審査経過を含む内的証拠（intrinsic evidence）を考慮し、そのうえで、論文、専門書、及び雑誌等の外的証拠

²³ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.supremecourt.gov/opinions/22pdf/21-757_k5g1.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁴ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.supremecourt.gov/opinions/22pdf/21-757_k5g1.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁵ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/22-1889.OPINION.11-6-2023_2217732.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

(extrinsic evidence) を考慮した。

本件では「pH13 以上」の文言解釈が争点となり、pH13 をわずかに下回る被告製品がクレームの技術的範囲に属するか否かが争点となった。連邦地方裁判所は、内的証拠に基づき、「pH13」という文言が、通常、13、12.5～13.4 に切り上げまたは切り下げられる値を包含すると判断した。連邦地方裁判所は、内的証拠の分析後も係争中のクレームが曖昧にもかかわらず外的証拠には触れなかった。代わりに、内的証拠のみに基づいて Actelion 社が提案した解釈を採用した。

CAFC は、連邦地方裁判所の侵害に関する判決を取り消し、外的証拠とそのクレーム解釈への影響を検討するよう地方裁判所に差し戻した。

CAFC の「pH13 以上の文言解釈」に関する見解は以下のとおり。

「内的証拠の分析した後でも係争中のクレームが曖昧な場合に限り、裁判所は外的証拠に頼るべきである。このような場合、連邦地方裁判所は外的証拠に関する補助的な事実認定を行う必要があり、そのような認定はクレーム解釈の証拠の基礎となる。」

本件は、CAFC が数値限定 (pH13 以上) のような微妙な技術範囲の解釈につき、内的証拠だけで曖昧さが解消できない場合には、論文等の外的証拠に基づく事実認定を行ってクレーム解釈を確定すべきだと明示した重要な判決である。

(13) Rai Strategic Holdings, Inc. v. Philip Morris Products S.A.²⁶ (2024 年 2 月 9 日) PTAB の PGR 審決に対する控訴事件

(事案の概要)

RAI 社は、米国特許第 10,492,542 号 ('542 特許) を保有する。RAI 社はアメリカのタバコ製品を提供する企業である。一方、Philip Morris 社は世界有数のタバコ会社である。

'542 特許は、吸入可能な物質を蒸気またはエアロゾルの形態で提供する電子式喫煙具に関するものである。タバコまたはその他の物質を加熱することにより、蒸気またはエアロゾルの形態で吸入可能な物質を提供するために必要な数値範囲を規定した電子式喫煙具に関するパラメータ特許である。

Philip Morris 社は、RAI 社の保有する'542 特許に対して、PTAB へ付与後審査 (Post-Grant Review) を申請した。PTAB は、'542 特許を無効と審決した。

RAI 社は、不服として控訴した。

(裁判所の判断)

CAFC は、本件特許のほとんどのクレームは先行技術文献の組合せにより自明であるため、米国特許法第 103 条に基づいて無効であるとの PTAB の決定を支持した。

しかし、一部の従属クレームについては、米国特許法第 112 条に基づき、明細書の記載によってサポートされていないため、無効であるとの PTAB の決定を取り消し、差し戻した。

CAFC の「明細書の数値範囲より狭い数値範囲クレームへのクレーム減縮」に関する見

²⁶ 米国連邦巡回控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/22-1862.OPINION.2-9-2024_2267755.pdf
[最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

解は以下のとおり。

「クレームの数値範囲が、単に明細書に記載された数値範囲より狭いという理由だけでは、サポート要件を満たさないとはいえない。狭められた数値範囲に係る発明と、明細書に記載された数値範囲に係る発明とが異なる発明と解釈される場合には、当該クレームは明細書によってサポートされていないと判断され得る。」

本件は、CAFC が明細書に開示された数値範囲をクレームで「狭めた」だけでは直ちにサポート欠如にはならず、その狭い範囲が明細書記載の発明と「別の発明」と評価される場合にのみ第 112 条違反となり得ることを示した重要な判決である。

(14) Harris Brumfield, Trustee For Ascent Trust v. IBG LLC, Interactive Brokers LLC²⁷ (2024 年 3 月 27 日) 特許権侵害事件

(事案の概要)

BRUMFIELD 社（原告）は、IBG 社および Interactive Brokers 社（被告）の製品が自己の 4 件の特許を侵害するとして訴訟を提起した。争点となった 2 件の原告の特許は、金融商品の取引システムに関する。いずれも、金融商品の取引状況をリアルタイムで表示する画面において、相場に出ている売値・買値と並ぶように、固定した価格を表示することを要件としている。

イリノイ州北部地区連邦地方裁判所は、被告の製品が原告の 2 件の特許を侵害すること、ならびに米国内で生じた損害の賠償を認定した。その一方で、米国外で生じた損害の賠償に関する専門家証人の証言をトライアルから除外した。これに対し、原告が控訴した。

(裁判所の判断)

CAFC は、先行する WesternGeco LLC v ION Geophysical Corp.による最高裁の判決²⁸に基づき、米国外で生じた損害の賠償を認める枠組みを明示した。そして、その枠組みに基づく、本件では米国外で生じた損害の賠償を認めることはできないと判断して、連邦地方裁判所の判断を維持した。

CAFC の「米国外で生じた損害の賠償を認める枠組み」に関する見解は以下のとおり。

「米国外で生じた損害の賠償を認めるために必要な因果関係として、事実上の因果関係だけではなく、近接因果関係が必要である。事実上の因果関係とは、その行為がなければ損害が生じなかったという関係のことをいう。近接因果関係とは、事実上の因果関係よりも近接した因果関係（例えば予見可能性）のことをいう。」

本件は、CAFC が「米国外で発生した損害」を認めるためには単なる「事実上の因果関係」だけでなく予見可能性などを備えた近接因果関係が必要だと明確に示した重要な判決である。

²⁷ 米国連邦巡回控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/22-1630.OPINION.3-27-2024_2292106.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁸ 米国連邦最高裁サイト https://www.supremecourt.gov/opinions/17pdf/16-1011_6j37.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

（15）AI Visualize, Inc. v. Nuance Communications, Inc.²⁹（2024 年 4 月 4 日）特許権侵害事件

（事案の概要）

AI Visualize 社は、米国特許第 8,701,167 号、米国特許第 9,106,609 号、米国特許第 9,438,667 号、米国特許第 10,930,397 号を保有していた。これら 4 件の特許はすべて医療用スキンの視覚化、特に「ボリューム・ビジュアライゼーション・データセット」（以下、VVD）からの三次元仮想ビューの作成に関連していた。

さらに、AI Visualize 社の発明の特徴は、従来技術では高速通信リンクが必要であったのに対し、低帯域幅の Web ポータル経由でも 3D 仮想ビューにアクセス可能である点にあった。

これら 4 件の特許明細書では、患者の CT スキャンまたは MRI スキャンを用いて、臓器などをスキャンし得られる複数の間隔をあけた 2 次元断面画像からなる大規模な 3D ボリュームデータセットが生成されるとされていた。

さらに、3D 仮想ビューは「特定の位置および角度でオブジェクトのボリュームを切断する平面を選択することによって生成され」、「所望の視点からとらえた画像を示す 3D オブジェクトの 2 次元表現であり、選択されたビュー平面に垂直な方向において、平面の背後にあるオブジェクトの深さを示す画像、またはオブジェクトを透過して見通す画像を含むことがある」と記載されていた。

AI Visualize 社は、デラウェア地区連邦地方裁判所において Nuance 社および Mach7 社を特許侵害に基づき提訴した。これに対して被告らは、連邦民事訴訟規則 12(b)(6)に基づき訴えの棄却を申し立て、特許が特許適格性（米国特許法第 101 条）を欠くと主張した。

連邦地方裁判所はこの主張を認め、AI Visualize 社の訴えを棄却した。AI Visualize 社はこの決定を不服として、CAFC に控訴した。

（裁判所の判断）

アリス・ステップ 1（抽象概念かどうか）に関して、CAFC は地裁の判断に同意し、クレームが抽象的概念に関するものであると判断した。

AI Visualize 社は、クレームにはクライアントコンピュータ上で即座に生成される仮想ビューが記載されているため、抽象ではないと主張した。

しかし、CAFC は、クレーム文言が VVD に対する操作にすぎず、それは抽象的なデータ処理であると解釈した。仮想ビューを生成するという点も抽象的操作の一部に過ぎないと判断した。

また、AI Visualize 社は、明細書には特定のビュー選択方法が技術的に説明されており、クレームは技術的課題に対する技術的解決策を示していると主張したが、CAFC は「クレームに記載されていない明細書の特徴を読み込むことはできない」としてこれを退けた。クレーム自体が仮想ビュー生成の具体的手順を記載しておらず、技術的解決とは言えないとした。

²⁹ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/22-2109.OPINION.4-4-2024_2296276.pdf
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

アリス・ステップ 2（発明的概念の有無）においても、CAFC は「クレームは抽象概念を超えておらず、従来のコンピュータ機能または汎用コンポーネントを用いたにすぎない」とした。審査記録にも、仮想ビューは既知技術であり、AI Visualize 社もそれを認めていたと指摘された。

同社は、「クライアントコンピュータ上で即座に生成される仮想ビュー」は発明的概念に相当すると主張したが、CAFC は「抽象的なコンテンツの送信という概念を実用的に応用しておらず、単なるカスタマイズされた UI（ユーザインターフェース）だけでは米国特許法第 101 条を満たす発明とはならない」として退けた。

結論として、CAFC は、クレームにおいて新たな技術的手法が記載されているとは認められず、仮想ビューの生成という抽象概念に具体性を与える十分な事実が主張されていないと判断した。

また、CAFC は「クレーム文言が過度に抽象的または上位概念的に記載されている場合、明細書中に具体的技術があっても、それがクレームに記載されていなければ特許適格性判断に影響を与えない」と明示した。

本件は、CAFC が医療用 3D ビジュアライゼーションのような高度な内容でも、クレームが抽象的データ処理レベルにとどまり具体的な技術的手法を記載していなければ米国特許法第 101 条上の特許適格性を欠くとし、「明細書に書いてある技術」をクレームに書き込まない限り救われないことをあらためて示した重要な判決である。

（16）LKQ Corp. v. GM Glob. Tech (102 F.4d 1280)³⁰（2024 年 5 月 21 日）意匠特許の自明性（IPR）に関する事件

（事案の概要）

本件は、LKQ 社が先行意匠として主引例と副引例とを提示し、それらの組み合わせから GM 社の自動車フロントパネルの意匠が自明なので、GM 社の意匠特許が無効であるとして PTAB へ IPR を請求したことによって開始された。PTAB は、意匠の自明性判断において、判例に基づく Rosen-Durling テストを適用した。Rosen-Durling テストは、次の 2 つのステップからなる。

①審査対象の意匠と「本質的に同じ（essentially the same）」特徴を有する意匠を主引例とする。

②当業者が副引例などを用いて主引例の意匠を変更し、審査対象の意匠とすることが自明であるか否かを判断する。その際、主引例と副引例の特徴にデザインの関連性（design-relatedness）が求められる。

PTAB は、主引例が GM 社の意匠と「本質的に同じ」特徴を有しないとして、GM 社の意匠は自明ではないと判断した。LKQ 社は PTAB の判断を不服として CAFC に控訴した。CAFC の 3 名の裁判官からなる合議体による審理では PTAB による Rosen-Durling テストの適用が支持された。LKQ 社は、これを不服とし、CAFC の大法廷での再審理を請求した。

³⁰ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/21-2348.OPINION.5-21-2024_2321050.pdf
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

(裁判所の判断)

CAFC 大法廷は、Rosen-Durling テストの適用を否定し、事件を PTAB に差し戻した。Rosen-Durling テストについて、審査対象の意匠と主引例とが「基本的に同一」であることを求めること、また、主引例と副引例との特徴に関連性を求めることは、過度に硬直的である旨が判示された。CAFC 大法廷は、Rosen-Durling テストが KSR International Co. v. Teleflex Inc., 550 U.S. 398 の最高裁の判決³¹の判旨と矛盾するため、無効とされるべきと判断し、意匠特許も米国特許法第 103 条と同様の非自明性基準で判断されるべきとした。

その結果、CAFC 大法廷は、新規性ありとして審決を支持する部分のパネルの判決を再度有効とし、非自明性については、正しい基準で審査し直すよう事件を PTAB に差し戻した。

この正しい基準とは、Graham v. John Deere Co., 383 U.S. 1 の最高裁の判決³²の事実認定に従い、判断主体は、

①先行意匠の範囲と内容、

②先行意匠と審査対象の意匠の違い、

③意匠の係る分野の通常の知識を持つ者（当業者）の水準

を認定し、商業的成功、長く未解決の要望、他者の失敗等の二次的考慮事項に照らし、先行意匠と審査対象の意匠を全体観察で比較し、両者の違いが当業者に自明かどうか判断することとした。

本件は、CAFC が長年使われてきた Rosen-Durling テストを破棄し、意匠特許の自明性を、先行意匠との相違点や当業者の視点を総合的かつ柔軟に評価する一般特許と同様の進歩性判断の考え方で扱う方向へ大きく変更した判決である。

(17) Allergan USA Inc. v. MSN Laboratories Private Ltd.³³ (2024 年 8 月 13 日) 特許権侵害事件

(事案の概要)

Allergan 社は、エルキサドリン (eluxadoline) という化合物をクレームする米国特許第 7,741,356 号 ('356 特許) を含む特許ファミリーを保有していた。さらに、同社はこの化合物を含有する過敏性腸症候群治療薬「Viberzi®」を販売していた。

Sun Pharmaceutical Industries Ltd. (以下「Sun 社」) および MSN Laboratories Private Ltd. 並びにその関連企業 (以下「MSN 社」) は、Viberzi® のジェネリック医薬品について略式新薬承認申請 (ANDA) を提出した。これに対し、Allergan 社は Sun 社を特許侵害で提訴した。

'356 特許は特許期間調整 (Patent Term Adjustment, PTA) により、467 日の延長が認められており、結果的に同じ特許ファミリーに属する後発特許よりも遅い満了日となっていた。

デラウェア地区連邦地方裁判所での審理において、Sun 社は '356 特許のクレーム 40 が自明型二重特許 (obviousness-type double patenting, ODP) に該当すると主張した。その根拠と

³¹ Justia 米国連邦最高裁サイト <https://supreme.justia.com/cases/federal/us/550/398/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³² Justia 米国連邦最高裁サイト <https://supreme.justia.com/cases/federal/us/383/1/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³³ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/24-1061.OPINION.8-13-2024_2366074.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

して、後発特許のクレームとの間に実質的な特許性の差異がなく、しかも'356 特許が特許期間調整により後に満了することが不適切であるとした。

これに対し、Allergan 社は、'356 特許が最初に出願され、かつ最初に発行された特許であることから、後発特許を基に自明型二重特許の無効理由にはならないと反論した。しかし連邦地裁は Sun 社の主張を認め、'356 特許のクレーム 40 を無効と判断した。

連邦地方裁判所は、2023 年の In re Collect, LLC (CAFC 判決)³⁴を引用し、自明型二重特許の分析においては特許の満了日を重視し、出願日や発行日は重要ではないと判示した。この論理に従えば、特許期間調整によって延長された'356 特許が後に満了することが問題とされた。

Allergan 社は地裁判決を不服として CAFC に上訴した。CAFC での主要な争点は、「最初に出願され、最初に発行されたが、特許期間調整の結果として後に満了する特許」が、「後から出願され、後に発行されたが、先に満了する特許」を参照する自明型二重特許の対象となり得るか、であった。

(裁判所の判断)

CAFC は、本件において自明型二重特許の適用に明確な制限を設け、以下のように判断した。

「最初に出願され、最初に発行され、後に満了する特許は、同一の優先日を持ち、後から出願され、発行され、先に満了する関連特許のクレームによって、自明型二重特許の引例として利用されることはできない。」

CAFC は、自明型二重特許の分析において出願日と発行日が依然として重要な評価基準であることを再確認し、「'356 特許はエルキサドリンをカバーする『最初の』特許である」と明言した。

さらに、CAFC は以下のように述べた。

「最初に出願され、最初に発行された特許は、ファミリー内でクレームされた発明について、特許性のない明白な変形に対する独占の最大期間を定める『起点』となる。」

このようにして、CAFC は、先発特許を後発特許で無効とするような自明型二重特許の適用を否定した。

本件は、CAFC が同一ファミリー内で最初に出願・最初に成立した特許については、たとえ特許期間調整 (PTA) により存続期間が後発特許より長くなっても、その後発特許を根拠とする自明性型二重特許で無効にはできないと線引きし、In re Collect, LLC (CAFC 判決)³⁵で揺らいだ特許期間調整 (PTA) と二重特許の関係に明確な限界を設けた重要な判決である。

³⁴ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/22-1293.OPINION.8-28-2023_2181381.pdf
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³⁵ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/22-1293.OPINION.8-28-2023_2181381.pdf
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

(18) Novartis Pharmaceuticals Corp. v. Torrent Pharma Inc.³⁶ (2025 年 1 月 10 日) 特許権侵害事件

(事案の概要)

本事件は、Novartis 社の心不全治療薬 Entresto® (サクビトリル/バルサルタン) に関する特許をめぐる紛争である。Entresto®は、心不全治療薬として 2015 年に米国食品医薬品局 (Food and Drug Administration) に承認された医薬品である。当初は駆出率が低下した心不全の治療に使用されていたが、2019 年には小児心不全、2021 年には駆出率が保たれた心不全の治療にも適応が拡大された。

MSN Pharmaceuticals を含む複数のジェネリック製薬会社が、Entresto®のジェネリック版製造販売のため簡略新薬承認申請 (Abbreviated New Drug Application、ANDA) を FDA に提出した。これに対し Novartis 社は、この申請行為が米国特許第 8,101,659 号 ('659 特許) の侵害に当たるとして特許侵害訴訟を提起した。

これらの訴訟はデラウェア州の連邦地方裁判所で多地区訴訟として統合され、審理が進められた。クレーム解釈段階では、「wherein said [valsartan and sacubitril] are administered in combination (前記 [バルサルタンとサクビトリル] が組み合わせて投与される)」という文言の解釈が争点となった。MSN 社はこの文言が「2 つの別個の成分として」投与すること限定されると主張したが、連邦地方裁判所は、Novartis 社の主張を認め、より広い通常の意味を採用した。この解釈により MSN 社は、侵害を認めたが、特許の有効性を争った。

デラウェア地区連邦地方裁判所は '659 特許について以下の判断を下した。

①明細書記載要件違反により無効である。連邦地方裁判所は、バルサルタンとサクビトリルが複合体を形成するという現象が発明時に当業者に知られていなかったにもかかわらず、クレーム解釈によりこの複合体形態も特許範囲に含まれると判断した上で、明細書にはこの複合体についての具体的な記載や説明がないため、クレームの全範囲をカバーする十分な記載がなく、当業者が発明者が発明を所有していたと認識できる程度の記載を欠いているとして、明細書記載要件違反により特許を無効とした。

②実施可能要件違反は証明されなかった。後発技術である複合体は実施可能要件の分析において考慮すべきではないと判断された。

③非自明性違反は証明されていなかった。先行技術から主張された組み合わせは事後的分析に基づくものであるとされた。

Novartis 社は、この明細書記載要件に関する判断を不服として控訴し、一方で MSN 社は実施可能要件と非自明性に関する判断について反論した。これを受けて、連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) は審理を行うこととなった。

(裁判所の判断)

³⁶ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/23-2218.OPINION.1-10-2025_2448627.pdf
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

CAFC は「発明時に未知であった後発技術は特許の明細書記載要件の充足性判断に影響しない」という原則を明確に再確認し、Novartis 社の心不全治療薬 Entresto®に関する特許を有効と判断した。

CAFC は、連邦地方裁判所の明細書記載要件に関する判断を破棄した。CAFC の重要な指摘は以下のとおり。

- (1) 特許明細書は「クレームされたもの」を記載すれば十分である。’659 特許はバルサルタンとサクビトリルの「組み合わせ」を明確に記載しており、それで十分である。
- (2) 後発技術の記載は不要である。’659 特許はバルサルタン-サクビトリル複合体をクレームしていないため、それらの複合体を記載する必要はない。
- (3) 侵害判断と特許性判断の区別について、連邦地方裁判所は、クレームがバルサルタン-サクビトリル複合体をカバーするよう解釈し、CAFC は、特許性と侵害の問題を混同したと判断した。
- (4) 発明時に未知の複合体形態を記載する必要はない。複合体は’ 659 特許の優先日から 4 年後に発見されたものであり、発明時には知られていなかったため、明細書記載要件の分析においてこれを考慮すべきではない。

CAFC は、連邦地方裁判所の実施可能要件に関する判断を維持した。CAFC は、クレームされた発明（バルサルタンとサクビトリルの組み合わせ）は明細書に十分に実施可能に記載されており、発明後に発見された複合体形成という後発技術は、実施可能要件の判断に影響を与えないとする連邦地方裁判所の判断を正当と認めた。

CAFC は、連邦地方裁判所の非自明性に関する判断も維持した。CAFC は、バルサルタンとサクビトリルを組み合わせる動機付けの欠如、発明時点でのサクビトリルの臨床的不確実性、および成功の合理的期待の欠如を理由に、連邦地方裁判所の非自明性に関する判断を支持した。

本件は、CAFC が明細書記載要件や実施可能要件の充足性は「発明時点で既知の技術」及び「クレームされた発明」のみを基準に判断すべきであり、後から判明した複合体などの後発技術や具体的侵害態様を持ち込んで特許の有効性を否定してはならないことを明確に示した重要な判決である。

（19）Restem, LLC v. Jadi Cell, LLC³⁷（2025 年 3 月 4 日）PTAB の IPR 審決に対する控訴事件

（事案の概要）

Jadi Cell 社は米国特許第 9,803,176 号（’176 特許）を所有している。この特許は、哺乳類の臍帯組織の上皮下層（subepithelial layer、以下「SL」）から得られる特定の細胞マーカーを持つ幹細胞に関するものである。

問題となったクレーム 1 は、プロダクト・バイ・プロセス・クレーム形式で記載されて

³⁷ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/23-2054.OPINION.3-4-2025_2476259.pdf
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

いた。この特許の技術的重要性は、特定の細胞マーカー発現パターンを持つ幹細胞集団を、哺乳類臍帯組織の上皮下層から二段階のプロセスで分離する方法にあった。

Restem 社は、特許審判部（PTAB）に対して当事者系レビュー（IPR）を請求し、’176 特許が Majore という先行技術文献によって無効であると主張した。PTAB は、Restem 社の無効の主張を退け、Restem 社は、この決定を不服として CAFC に控訴した。

（裁判所の判断）

CAFC は、Majore の開示プロセスが必然的にクレームされた細胞マーカー発現を持つ細胞を生成するという証拠がないと判断し、PTAB の判断を支持した。具体的には、以下のとおり。

- (1) Restem 社は、Majore のプロセスによって生成された細胞が必然的にクレームされた細胞マーカー発現プロファイルを持つことを示す試験証拠を提出していない
- (2) 細胞マーカー発現はさまざまな条件や要因によって影響を受ける可能性がある
- (3) PTAB の判断を支持する実質的証拠が存在する

CAFC は、「必然的に」という固有先行性の厳格な基準を強調し、単に類似したプロセスが先行技術に開示されているだけでは不十分であると判断した。

本件は、CAFC が、プロダクト・バイ・プロセス・クレームの有効性を判断する際、先行技術文献に開示されたプロセスにより生成された物がクレームされた物の特性を「必然的に」生じさせることを、具体的な実験証拠によって立証しない限り、その特性は先行技術文献に開示されているとは言えないことを示した重要な判決である。

（20）ImmunoGen, Inc. v. Stewart³⁸（2025 年 3 月 6 日）民事訴訟（特許取得）に関する事件

（事案の概要）

本事件で問題となったのは、ImmunoGen 社が開発した抗体薬物複合体（Antibody-Drug Conjugate、ADC）IMGN853（一般名：mirvetuximab soravtansine）である。この薬剤は、特定の卵巣がんや腹膜がんの治療に使用される。IMGN853 は、以下の 3 つの要素から構成されている。

- (1) 抗体「huMov19」
- (2) 毒性マイタンシノイド「DM4」
- (3) 荷電化学リンカー「charged sulfo-SPDB linker」

IMGN853 は有望な治療効果を示す一方で、臨床試験において眼毒性を引き起こすことが判明した。具体的には、角膜炎や視力障害などの副作用が患者に見られた。この眼毒性は、

³⁸ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/23-1762.OPINION.3-6-2025_2477708.pdf
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

先行技術においては認識されていなかった問題であった。

ImmunoGen 社は、特許出願（US 2015/0132323 A1）において、この副作用を軽減するための投与方法として、従来の「総体重」（Total Body Weight、TBW）ではなく、「調整理想体重」（Adjusted Ideal Body Weight、AIBW）に基づいて投与量を計算する方法を開発した。具体的には、患者の AIBW あたり 6mg/kg で投与することを特許クレームしていた。

ImmunoGen 社の特許出願は、特許審査官によって拒絶され、その後、特許審判部（PTAB）でもその判断が支持された。ImmunoGen 社は、バージニア東部地区連邦地方裁判所に提訴した。

連邦地方裁判所は当初、政府側の申立てに基づき略式判決を下し、ImmunoGen 社の請求を棄却した。しかし、CAFC は、連邦地方裁判所が「非申立人である ImmunoGen 側に不利な形で多数の事実に関する争点を解決した」として、その判断を破棄し、差し戻した。

差し戻し後、裁判官による審理が行われ、連邦地方裁判所は、再び ImmunoGen 社の請求を棄却した。連邦地方裁判所は、特許クレームが「不明確かつ自明」とであると判断した。ImmunoGen 社はこの判断を不服として再度 CAFC に上訴した。

（裁判所の判断）

CAFC は、「未知の問題に対する解決策」の自明性評価という重要な論点について判断を示した。ImmunoGen 社は、IMGN853 が眼毒性を引き起こすことは発明時点では知られていなかったため、その問題を解決するための用量設定方法は自明ではないと主張した。

これに対して、CAFC は、「特定の問題が先行技術において認識されていなかったということは、必ずしもその解決策が非自明であることを意味するわけではない」という重要な原則を示し、連邦地方裁判所の判断を支持した。CAFC は、最高裁判所の KSR International Co. v. Teleflex Inc.判決³⁹を引用し、「自明性の判断において、発明者の特定の動機付けや目的は決定的な要素ではない」と述べた。むしろ重要なのは「クレームの客観的範囲」であり、「発明時に当該技術分野で知られていたあらゆる必要性または問題」が、クレームされた方法で要素を組み合わせる理由を提供する可能性があるとした。

本事件では、IMGN853 の眼毒性は先行技術で特定されていなかったものの、マイタンシノイド DM4 を含む免疫複合体が眼毒性を引き起こす可能性があることは知られていた。CAFC は、IMGN853 が DM4 を含むことから、当業者は、IMGN853 の投与においても眼毒性のリスクを監視する動機付けがあったと判断した。

自明性の判断において、「合理的な成功の期待」は重要な要素である。ImmunoGen 社は、6mg/kg AIBW という特定の用量で眼毒性を軽減できるという合理的な成功の期待がなかったと主張した。

しかし、CAFC は、特許クレームには眼毒性問題についての言及がないことを指摘した。したがって、「合理的な成功の期待」の分析において重要なのは、「6mg/kg AIBW という用量で投与することが卵巣がんと腹膜がんの治療に効果的であるという合理的な期待があったかどうか」だけであるとした。

CAFC は、先行技術には IMGN853 を総体重（TBW）に基づいて 6mg/kg 投与する方法が開示されていたことを重視した。特に重要なのは、理想体重の患者では、AIBW と TBW が

³⁹ justia 米国連邦最高裁サイト <https://supreme.justia.com/cases/federal/us/550/398/> [最終アクセス日：2026年3月6日]

同じになるという事実である。これにより、TBW での 6mg/kg 投与が効果的であることが知られていた以上、AIBW での 6mg/kg 投与についても合理的な成功の期待があったと判断された。

本件は、CAFC が先行技術で具体的な副作用（眼毒性）が認識されていなかったとしても、それを軽減するための用量設定（TBW→AIBW への単純な基準変更）のように、既知の薬剤・用量・投与法から当業者が合理的に想到し得る組合せは自明たり得ると判示した判決である。

（２１）Bullshine Distillery LLC v. Sazerac Brands, LLC⁴⁰（2025 年 3 月 12 日）商標権の異議申立・登録取消事件

（事案の概要）

Bullshine Distillery LLC は 2015 年、「ビールを除くアルコール飲料」を指定商品として BULLSHINE FIREBULL の商標登録出願を行った。これに対し、シナモンウイスキー等を指定商品とした複数の FIREBALL の登録商標を保有する Sazerac Brands LLC が、Lanham 法 2 条(d)（混同のおそれ）を理由に異議申立てを行った。Bullshine は、両商標は混同しないと主張するとともに、FIREBALL は「シナモンやホットソースのような“スパイシーな風味成分”を含むウイスキー／リキュール等の一般的名称」であるとして、Sazerac が保有する FIREBALL の登録取消（genericness による取消）を求めた。TTAB（商標審判部）は、(i) FIREBALL は登録時にも審理時にも一般名称ではなく、(ii) FIREBALL と BULLSHINE FIREBULL の間に混同のおそれはないとして、Sazerac の異議も Bullshine の取消請求もいずれも退けた。これに対し、Bullshine は「一般名称判断の法的基準が誤り」として控訴し、Sazerac も「混同のおそれなし」の判断を不服として反対控訴した。CAFC は、両当事者の主張をいずれも退け、TTAB 判断を全面的に維持した。

（裁判所の判断）

CAFC はまず、Bullshine が唱えた「登録前のある時点で一般名称だったなら、その後に消費者認識が変化していても永遠に一般名称で登録不能（いわゆる *once generic, always generic*）」という立論を明確に退け、一般名称の判断時点は「登録時」とした。裁判所は、Lanham 法 2 条(e)の趣旨は「登録によって、一般名称が出所表示として保護され、消費者が誤認・混同すること」を防ぐ点にあり、その評価は必然的に「登録時に消費者が当該語をどう理解していたか」に向かうと整理した。さらに、商標が後に一般名称化した場合には、別途、Lanham 法の取消制度（一般名称化を理由に「いつでも」取消し得る枠組み）が用意されていることを指摘し、一般名称性が時間とともに変化し得るという立法構造とも整合する、と論じた。個別の証拠評価でも、TTAB が「FIREBALL は「特定フレーバーの非識別名」というより、Atomic FireBall という有名キャンディブランドに由来する商標として認識されている」とした点や、登録時にウイスキー／リキュール業界の競合が「fireball」を一般名称として用いていた証拠が乏しい点などを踏まえ、TTAB の「登録時に

⁴⁰ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/23-1682.OPINION.3-12-2025_2480640.pdf
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

一般名称ではない」との認定は実質的証拠に支えられているとした。混同のおそれについても、Sazerac 側が主張した「著名性」は売上・ランキング等の提示だけでは比較の文脈が不足するとして支持されず、FIREBALL は示唆的で概念的に弱いとの TTAB 判断も維持された上で、両商標は外観・称呼・観念が大きく異なり、全体として混同のおそれは低いと結論づけた。

本件は、CAFC が TTAB 事件における一般名称判断につき「判断時点は登録時」という枠組みを先例として明確化し、後発的な一般名称化は取消制度で扱うという制度整理を示した判決である。

(22) Maquet Cardiovascular LLC v. Abiomed Inc.⁴¹ (2025 年 3 月 21 日) 特許権侵害事件

(事案の概要)

本事件では、特許ファミリー間でのディスクレーマーの適用には「明確かつ明白な放棄」の厳格な基準が必要であり、関連特許間でも自動的に適用されるものではないことが明確にされた。CAFC は、連邦地方裁判所による過度に制限的なクレーム解釈を誤りとして非侵害判決を破棄し、特許権者の権利範囲を不当に制限しない判決を下した。

プロセキューション・ディスクレーマー (prosecution disclaimer、出願経過禁反言) は、特許権者が特許審査過程において特許性を確保するために行った主張や補正によって、クレーム範囲が制限されるという法理である。しかし、この法理が適用されるためには、特許権者によるクレーム範囲の「明確かつ明白な放棄」が必要とされる。CAFC は、今回の判決で、この基準の適用について重要な指針を示した。

(裁判所の判断)

本事件では、連邦地方裁判所が親特許と子特許の出願経過から自動的にディスクレーマーを適用した判断に対し、CAFC は次のような判断を下した。

- (1) プロセキューション・ディスクレーマーが適用されるためには厳格な基準が必要であり、クレーム範囲の明確かつ明白な放棄が示されなければならない
- (2) 単に審査官の提案に「応じた」という事実だけでは、明確かつ明白な放棄とはみなせない
- (3) クレーム範囲の放棄を示す明示的な証拠が必要であり、曖昧な対応では不十分である

本事件では、連邦地方裁判所が Maquet 社による「審査官の提案の受け入れ」を自動的にディスクレーマーとみなした点を、CAFC は誤りであると判断した。審査過程での単なる補正行為だけでは、必ずしも明確かつ明白な放棄には当たらないとの重要な判断を示した。

⁴¹ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/23-2045.OPINION.3-21-2025_2485815.pdf
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

プロセキューション・ディスクレーマーの適用において、出願人の沈黙や曖昧な陳述がどのように解釈されるべきかも重要な論点として、CAFC は、以下の点を明らかにした。

- (1) 特許許可通知に対する単なる沈黙は、ディスクレーマーとして不十分である
- (2) 当事者系レビュー（IPR）手続き中の陳述も「明確かつ明白」基準を満たす必要がある
- (3) Maquet 社の事例では、審査過程における沈黙や曖昧な陳述が「明確かつ明白な放棄」の基準を満たさないと判断した

特許ファミリー内の複数の特許間で、ある特許の出願経過がどの程度他の特許のクレーム解釈に影響するかという点は、実務上非常に重要な問題である。CAFC は、この点についても明確な基準を示した。

CAFC は、関連特許間でのディスクレーマー適用には前提条件が必要であるとした。

- (1) 関連特許間でディスクレーマーを適用するには、クレームの十分な類似性が必要である
- (2) 親特許と子特許の間でクレーム文言に実質的な差異がある場合、親特許での制限が自動的に子特許に適用されるべきではない
- (3) 本事件では、子特許である'783 特許のクレームと親特許である'238 特許のクレームには十分な類似性がなかったと判断した

本事件では、連邦地方裁判所が子特許'783 特許の「ガイド機構」に関するクレーム用語に対し、親特許'238 特許の出願経過からの制限を適用した点を誤りとした。CAFC は、両特許のクレームの相違点を詳細に分析し、親特許'238 特許のクレームは「ガイド機構」を特に主張していなかったため、その出願経過による制限を子特許'783 特許に適用すべきではないと判断した。

CAFC は、特許ファミリー内での出願経過の影響範囲について、以下のような重要な指針を示した。

- (1) 親特許での制限が子特許に及ぶ範囲には明確な限界がある
- (2) 特許ファミリー間での出願経過の解釈は、クレームの類似性を基礎とすべき
- (3) 特許権者の権利範囲を不当に制限しないよう、関連特許間のディスクレーマーの適用は慎重に行うべき

CAFC は、特許権者が一つの特許出願で行った陳述や補正が、関連する全ての特許に自動的に適用されるという考え方を明確に否定した。

本件は、CAFC が出願経過によるクレーム範囲の制限は「明確かつ明白な放棄」がある場合に限られ、親子を含む関連特許ファミリー間に自動的に波及させてはならないことを示した判決である。

(23) US Synthetic Corp. v. International Trade Commission⁴² (2025 年 4 月 10 日) 特許権侵害事件

(事案の概要)

US Synthetic 社は、多結晶ダイヤモンドコンパクト (Polycrystalline Diamond Compact、以下「PDC」) に関する米国特許第 10,508,502 号 ('502 特許) の所有者である。PDC は、ダイヤモンドテーブルと基材からなる複合材料で、掘削工具や機械加工装置に広く使用されている。US Synthetic 社は、中国企業による '502 特許の侵害製品の輸入が米国関税法第 337 条に違反するとして、米国国際貿易委員会 (International Trade Commission、以下「ITC」) に提訴した。

ITC の行政法判事 (ALJ: Administrative Law Judge) は、当該特許が米国特許法第 102 条 (新規性)、米国特許法第 103 条 (非自明性)、米国特許法第 112 条 (実施可能要件) の観点からは有効であると判断した。しかし、測定可能な磁気特性 (保磁力 (coercivity)、特定磁気飽和 (specific magnetic saturation)、特定透磁率 (specific permeability)) によって定義された組成物クレームは、米国特許法第 101 条に基づく特許適格性を欠くとして、「抽象的アイデア」に該当すると結論付けた。

ITC 委員会もこの判断を支持し、US Synthetic 社は CAFC に控訴した。本事件の主要な争点は、物理的な組成物の特性を定量的に記載したクレームが「抽象的アイデア」に該当するかどうかであった。

(裁判所の判断)

CAFC は、物質の組成物に関するクレームが「抽象的アイデア」に該当せず特許適格性を有するという判決を下した。

CAFC は、本事件の特許適格性の問題に対し、Alice/Mayo テストを適用した。

(Alice/Mayo テスト)

Alice/Mayo テストは、米国最高裁判所が特許適格性 (米国特許法第 101 条) を判断するために確立した 2 段階の分析フレームワークである。

第 1 段階: クレームが特許不適格な概念 (抽象的アイデア、自然法則、自然現象) に向けられているかを判断する。

第 2 段階: クレームが特許不適格な概念に向けられている場合、そのクレームが「発明概念」を追加しているか、つまり「大幅に超えるもの」を含んでいるかを判断する。

このテストは、Mayo Collaborative Services v. Prometheus Laboratories, Inc. (2012)⁴³ と Alice Corp. v. CLS Bank International (2014)⁴⁴ の 2 つの最高裁判決に由来している。

⁴² 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/23-1217.OPINION.2-13-2025_2467516.pdf [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

⁴³ Justia 米国連邦最高裁サイト <https://supreme.justia.com/cases/federal/us/566/66/> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

⁴⁴ Justia 米国連邦最高裁サイト <https://supreme.justia.com/cases/federal/us/573/208/> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

第1段階では、クレームが特許不適格なコンセプトに向けられているかを判断する。

Chen 判事による多数意見は、'502 特許のクレームは「抽象的アイデア」ではなく、「特定の非抽象的な物質の組成物」に向けられていると判断した。CAFC は、クレームが「構成要素、寸法情報、および固有の物質特性によって定義される物理的な物質の組成物」であると主張した。

CAFC は、ITC が以下の点で誤りを犯したと指摘した。

- (1) 物理的な組成物を「抽象的アイデア」と誤って分類したこと
- (2) 明細書で説明されている磁気特性と物理的構造の相関関係を正しく評価しなかったこと
- (3) ソフトウェア・アルゴリズム関連の判例を不適切に適用したこと

CAFC は、PDC の磁気特性が「構造的特性を記述する方法」として機能しており、構造を示す「完璧な代理」である必要はないとした。CAFC は、明細書が磁気特性と物理的構造の間の「具体的で意味のある相関関係」を提供していることで十分であるとした。

本件は、CAFC が測定可能な物性パラメータで特定された物質の組成物クレームは「抽象的アイデア」ではなく特許適格であると明確に認定した重要な判決である。

(24) Recentive Analytics v. Fox Corp⁴⁵ (2025 年 4 月 18 日) 特許権侵害事件

(事案の概要)

Recentive Analytics 社は、テレビ放送やライブイベントのスケジューリングに関する 4 つの特許 (米国特許第 10,911,811 号、第 10,958,957 号、第 11,386,367 号、第 11,537,960 号) を所有していた。これらの特許は機械学習技術を用いて最適なスケジュールやネットワークマップを生成する方法に関するものである。Recentive Analytics 社は Fox Corp 社とその関連会社に対して特許侵害訴訟を提起したが、被告は特許適格性の欠如を理由に訴え却下を申し立てた。

デラウェア州連邦地方裁判所は、問題の特許が米国特許法第 101 条の下で特許適格性を欠くとして訴えを却下した。Recentive Analytics 社はこれを不服として CAFC に控訴したが、CAFC は地裁の判断を支持する判決を下した。

問題となった 4 つの特許は、次の 2 つのカテゴリーに分類される。

①「機械学習トレーニング」特許 ('367 特許と'960 特許)

- (1) 両特許とも「イベントスケジュール決定のためのシステムと方法」と題され、テレビのライブイベントスケジュールに関するもの
- (2) 機械学習モデルを繰り返し訓練し、最適化されたスケジュールを生成・更新する方法を記載

⁴⁵ 米国連邦巡回控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/23-2437.OPINION.4-18-2025_2500790.pdf
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

②「ネットワークマップ」特許（'811 特許と'957 特許）

- (1) 両特許とも「ネットワークマップを自動的かつ動的に生成するシステムと方法」と題され、テレビ放送業者向けのネットワークマップ作成に関するもの
- (2) 機械学習技術を使用して全体のテレビ視聴率を最適化するネットワークマップを生成・更新する方法を記載

これらの特許はいずれも、「任意の適切な機械学習技術」を使用できるとしており、技術そのものの改良ではなく、既存の機械学習技術の特定分野への応用に焦点を当てていた。

（裁判所の判断）

CAFC は、既存の Alice テストを機械学習に適用したもので、「既存の機械学習手法を新しいデータ環境に適用するだけでは特許適格性がない」と判決を下した。

CAFC は、特許適格性の判断に際して最高裁判所が確立した「Alice テスト」を適用した。このテストは以下の 2 段階で構成されている。

ステップ 1：抽象的アイデアに向けられているか

CAFC は、問題の特許クレームが「特定の環境における一般的な機械学習技術の使用という抽象的アイデア」に向けられていると判断した。CAFC は、特に、Recentive Analytics 社自身が「機械学習自体の特許請求しているのではなく」、「基礎となる機械学習アルゴリズムを改良するための特定の方法を請求しているわけでもない」と認めている点を強調した。

既存のコンピュータ実装発明に関する判例を引用し、CAFC は、既存の機械学習技術 新しい分野やタスクに適用することは、それによって「以前は人間が行っていたタスクをより速く、より効率的に実行できる」としても、それだけでは特許適格性を満たさないと の見解を示した。

ステップ 2：発明的概念が存在するか

Alice テストの第 2 段階では、問題の特許クレームが「抽象的アイデアを特許適格な応用 に変える何か」を含んでいるかどうかを評価する。CAFC は、「機械学習を使用して、リアルタイムデータに基づいて最適化されたマップやスケジュールを動的に生成し、変化する 条件に基づいて更新する」という Recentive Analytics 社の主張を検討したが、これは「抽象 的アイデアそのものを主張しているにすぎない」と結論づけた。

CAFC は、機械学習モデルの「繰り返し訓練」や動的調整は機械学習の本質的な特性で あり、技術的改良を表すものではないと指摘した。

CAFC の判決における重要な認定事項には以下が含まれる。

- (1) 既存の機械学習手法を新しいデータ環境に適用するだけでは特許適格性を満たさない
- (2) 機械学習モデルの繰り返し訓練や動的調整は、機械学習技術の本質的な性質であり、そ れ自体は発明的概念を構成しない

(3) 特定の実装方法や機械学習モデルの具体的な改良を開示していない限り、単なる応用は第 101 条の下で特許適格性がない

判決文の最後で CAFC は、「機械学習は急成長している重要な分野であり、特許適格な技術改良につながる可能性がある」と認めつつも、「本日我々が判断するのは、機械学習モデルの改良を開示することなく、既存の機械学習手法を新しいデータ環境に適用するだけの特許は、米国特許法第 101 条の下で特許適格性がないということだけである」と判断した。

本件は、CAFC が既存の機械学習手法をテレビ編成など特定分野のデータにそのまま適用するだけでは、たとえリアルタイム最適化や動的更新をうたっていても米国特許法第 101 条上の特許適格性は認められず、「機械学習を使うこと」自体は発明にならないことを明確に示した重要な判決である。

(25) In re Floyd 判決⁴⁶ (2025 年 4 月 22 日) 意匠特許出願の優先日に関する事件

(事案の概要)

Bonnie Iris McDonald Floyd 氏 (以下「Floyd 氏」) は、2016 年 1 月 23 日に冷却ブランケットに関する実用特許出願 (No. 15/004,938、以下「'938 出願」) を行った。この冷却ブランケットは「統合換気システム」と「複数の密閉コンパートメント」を特徴とするものであった。'938 出願の図面には、6×6 および 6×4 のアレイ構成が描かれていた。

その後、2019 年 3 月 27 日に Floyd 氏は、6×5 アレイ構成の冷却ブランケットを対象とするデザイン特許出願 (No. 29/685,345、以下「'345 出願」) を行い、'938 出願への優先権を主張した。

本事件の中心的争点は、'938 出願の開示内容が'345 出願のデザイン (特に 6×5 アレイ構成) に対する記載要件を満たすかどうかであった。

'938 出願には、「この実施形態は人間または動物の体幹全体を冷却するのに適したあらゆるサイズで作ることができる」との記載があった。また、「この説明には多くの仕様が含まれているが、これらは発明の範囲を制限するものではなく、いくつかの実施形態の例示と見なすべきである。他にも多くのバリエーションが可能である」とも記載されていた。

特許審査官は、'345 出願に記載された 6×5 アレイ構成のデザインが'938 出願に十分に開示されていないとして、優先権の主張を認めなかった。その結果、'938 出願が先行技術となり、'345 出願に記載されたデザインの新規性を否定する根拠として使用された。

特許審判部 (Patent Trial and Appeal Board、以下「PTAB」) は審査官の判断を支持し、「'938 出願のどの部分も、ここで主張されている 6×5 アレイ構成の正確な視覚的外観に導くものではない」と結論づけた。PTAB は、'938 出願の「あらゆるサイズで作ることができる」という記載について、「これは長方形のセクションのサイズが異なることを意味している可能性があり、ブランケットの長方形セクションの数が異なることを意味しているわけではない」と解釈した。

⁴⁶ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/23-2395.OPINION.4-22-2025_2502257.pdf
[最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

(裁判所の判断)

CAFC は、PTAB の判断を支持した。CAFC は、Floyd 氏が「記載要件の充足性は技術の予測可能性と発明の単純さを考慮すべき」と主張したことに対し、「技術的要素の予測可能性がデザインの予測可能性に必ずしも結びつくわけではない」と説明した。

さらに、CAFC は、「図 1 と図 1A が範囲を定義するというよりも、異なる実施形態を示している」という解釈を支持し、これらの図だけでは「明示的に示されている以外の構成に対する特定の視覚的印象に選択肢を絞り込むのに十分ではない」と判断した。

本件は、CAFC が意匠の優先権を主張するためには、先の出願が「同じ視覚的印象のデザイン」を具体的に開示している必要があり、「サイズは任意」「多くのバリエーションが可能」といった抽象的な記載だけでは足りないことを明確に示した重要な判決である。

(26) Sigray, Inc. v. Carl Zeiss X-Ray Microscopy, Inc.⁴⁷ (2025 年 5 月 23 日) 特許権侵害事件

(事案の概要)

本事件の中心となるのは、カール・ツァイス X 線顕微鏡会社 (Carl Zeiss X-Ray Microscopy, Inc.) が保有する米国特許第 7,400,704 号 (以下「704 特許」) である。この特許は、投影拡大を含む X 線撮像システムに関するもので、X 線源、サンプル、検出器の配置により画像の拡大を実現する技術を開示していた。

争点となったクレーム 1 は、「投影 X 線ステージの拡大率が 1~10 倍」(“wherein a magnification of the projection x ray stage is between 1 and 10 times.”) という限定を含んでいた。この数値範囲の解釈が、本事件の核心的な論点となった。投影拡大は幾何学的拡大とも呼ばれ、発散する X 線が試料と相互作用した後、検出器に到達する前に光線間の距離が増加することで実現される。

Sigray 社は、すべてのクレームに対して IPR (inter partes review) を申し立て、Jorgensen 論文 (S. Jorgensen et al., Three-Dimensional Imaging of Vasculature and Parenchyma in Intact Rodent Organs with X-ray Micro-CT, Am. J. Physiology (Sept. 1998)) による新規性欠如を主張した。両当事者は、クレーム 1 の「投影 X 線ステージの拡大率が 1~10 倍」の限定を除き、Jorgensen 論文がすべての構成要素を明示的に開示していることに合意していた。

PTAB は、Sigray 社の申立てを認めて審理を開始したが、最終的にはすべての異議申立クレームを特許性ありと判断した。PTAB は、「記録全体を見ると、Sigray 社は、Jorgensen 論文が主張された範囲内の投影拡大を内在的に開示していることを示していない」と結論づけた。この判断が、CAFC での逆転判決につながるようになった。

本事件の争点は、コリメーション技術による光線平行化の程度と、微細な発散による拡大の法的取扱いに集約される。Zeiss 社の専門家である Dr. Gonzalo Acre は、「コリメートされた X 線ビームは、意味のある発散が存在しないビーム」であり、「Jorgensen のサンプルに到達する X 線は本質的に平行 (すなわち発散していない) であり、投影ステージでの拡大はない」と証言した。

⁴⁷ 米国連邦巡回控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/23-2211.OPINION.5-23-2025_2519843.pdf
[最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

一方、Sigray 社は、完全な平行化は物理的に不可能であり、どんなに小さくても発散が存在する限り、何らかの拡大が発生すると主張した。この技術的な議論の背後には、クレームの数値範囲「1～10 倍」をどのように解釈するかという根本的な法的問題が潜んでいた。PTAB が使用した「十分な」という表現が、後に CAFC による暗黙的クレーム解釈の認定につながるようになった。

PTAB は、Jorgensen 論文の技術的内容について詳細な分析を行った。PTAB は、Jorgensen 論文が「十分な」発散を開示していないと認定し、コリメーション技術により「ほぼ平行」な光線を実現していると判断した。具体的には、米国特許第 4,891,829 号を引用し、「異なるコリメーション技術を用いて必要な平行度を達成できる」として、コリメーションが「ビーム発散を最小化してほぼ平行な X 線ビームを提供する技術」であることを確認した。

さらに PTAB は、Jorgensen 論文の前文で言及されている「検出器で ≤ 0.8 mrad の角度を示す X 線焦点スポット」について、Zeiss 社の専門家 Dr. Julie Bentley の「非常に小さな角度であり、無限遠の平行光源と見なすのに十分小さい」という証言を重視した。また、Jorgensen 論文がレンズの拡大率を 2 倍に設定した際の説明（サンプルでの $12\mu\text{m}$ の正方形が検出器での $24\mu\text{m}$ の正方形に対応）が、投影ステージでの追加拡大がないことを示していると判断した。

PTAB の判断で最も問題視されたのは、「enough」という表現の使用であった。PTAB は、Sigray 社が「Jorgensen における X 線ビームが『1～10 倍』の投影拡大をもたらすのに十分発散していることを示すことに失敗した」と述べた。

（裁判所の判断）

CAFC は、この「enough」という語の使用が、PTAB が特定レベルの発散をクレーム範囲外と考えていることを示しており、これがクレーム範囲の狭小化、すなわち暗黙的クレーム解釈に該当すると判断した。

CAFC が指摘した PTAB の根本的な誤りは、クレーム文言の通常の意味からの逸脱であった。PTAB は、内在証拠による裏付けなしに、「1～10 倍」という数値範囲から微小な拡大を除外する解釈を採用した。しかし、クレーム文言は「1～10 倍の間」と明記しており、1 より大きい値であれば、たとえそれが 1.001 倍のような微小な値であっても、文言上はクレーム範囲に含まれるはずである。

さらに、PTAB が依拠した証拠は、実際には発散の存在を裏付けるものでした。「ビーム発散の最小化」「ほぼ平行」「意味のある発散なし」「本質的に平行」といった表現は、完全な平行化ではなく、減少した発散の存在を示唆していた。Jorgensen 論文の「長い X 線焦点スポット-サンプル間距離とサンプル-検出器間の近接により、この懸念を大幅に軽減する」という記述も、拡大の完全な除去ではなく、軽減を示しているに過ぎなかった。

「暗黙的クレーム解釈の認定基準」

CAFC は、Google LLC v. EcoFactor, Inc.⁴⁸判例を適用し、PTAB の暗黙的クレーム解釈を認定するための新たな基準を確立した。CAFC は、PTAB が明示的にクレーム解釈を否認していても、その分析の結果論的検討が重要であると判示した。具体的には、PTAB の分析がクレームの範囲と意味を実質的に確立している場合、暗黙的クレーム解釈が成立するとした。

⁴⁸ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/22-1750.OPINION.2-7-2024_2266326.pdf
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

「enough」という表現の法的意義について、CAFC は特に重要な判断を示した。CAFC は、PTAB が「十分」という基準を用いることで、特定レベルの発散をクレーム範囲外と見なししており、これがクレーム範囲の狭小化に該当すると明確に述べた。この判断は、審判部や審査官が使用する言葉遣いに対して、特許実務者がより注意深く対応する必要があることを示している。

「内在的開示の法理適用」

CAFC は、*SmithKline Beecham Corp. v. Apotex Corp.*⁴⁹判例を引用し、内在的開示の法理を適用した。この判例によれば、先行技術に開示された動作から必然的に生じる結果であれば、それが先行技術の作成時に認識されていなくても、内在的開示が成立する。重要なのは、必然的存在基準であり、認識や意図は不要とされていた。

Jorgensen 論文の X 線ビームが完全に平行でないことは争いがなく、物理的にも完全な平行化は不可能であった。Zeiss 社自身も「絶対的で理論的な平行化は実際問題として達成できない」ことを認めており、「X 線ビームに発散がある場合、サンプルを通過する時点で、その結果として投影において何らかの幾何学的拡大が生じる」と述べていた。CAFC は、この証拠に基づき、Jorgensen 論文のシステムが必然的に 1 を超える投影拡大を生成すると結論づけた。

CAFC は、クレーム解釈の基本原則を再確認した。クレーム文言の通常の意味が優先され、内在証拠によって反対の結論が強制されない限り、クレーム文言は発明時の当業者の使用法に従った意味を持つ。CAFC は、「1～10 倍の間」という文言の通常の意味には、「微小で検出不可能な拡大も含まれる」と明言し、Zeiss 社がこれに反する結論を強制する証拠を提示していないと判断した。

本件は、CAFC が「1～10 倍」のような数値限定は通常意味どおり「1 をわずかに超える拡大」まで含むと解すべきであり、審判部が証拠もなく「意味のある拡大」に限定して実質的にクレームを狭めることは許されないとしたうえで、完全平行ではあり得ないビームの物理的性質に基づき先行技術文献の内在的開示を認めた重要な判決である。

（27）Shockwave Medical, Inc. v. Cardiovascular Systems, Inc.⁵⁰（2025 年 7 月 14 日）特許有効性（IPR）をめぐる事件

（事案の概要）

本件は、医療用カテーテル技術に関する特許についての当事者系レビュー（IPR）をめぐる紛争である。特許権者である Shockwave Medical, Inc.（以下「Shockwave 社」）は、電極およびパルス発生器によって生成される衝撃波とバルーンカテーテルとを組み合わせるアテローム性動脈硬化症を治療する技術に関する米国特許第 8,956,371 号（以下「本件特許」）を保有している。本件特許の明細書には、「オーバー・ザ・ワイヤー血管形成バルーンカテ

⁴⁹ Justia 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト <https://law.justia.com/cases/federal/district-courts/FSupp2/286/925/2522562/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁵⁰ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/23-1864.OPINION.7-14-2025_2543865.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

ーテル」が当該技術分野において周知であるとする記載があり、この記載が出願人が認めた先行技術（Applicant-Admitted Prior Art、以下「AAPA」）として位置づけられた。

本件特許の代表的なクレームとして、クレーム 1、2、5 が問題となった。クレーム 1 は、ガイドワイヤ用内腔を有する細長いキャリア、その遠位端付近に配置された血管形成用バルーン、そしてバルーン内に非接触で配置された一対の電極を含むアーク発生器からなる血管形成カテーテルを規定している。クレーム 2 はクレーム 1 に従属し、一対の電極が一対の金属電極であることを限定している。クレーム 5 はクレーム 2 に従属し、一対の電極がガイドワイヤ用内腔に隣接して、その外側に配置されるという電極配置を特徴としている。

競合会社である Cardiovascular Systems, Inc.（以下「CSI 社」）は、2018 年 12 月、本件特許に対する IPR を請願した。特許審判部（PTAB）は、本件特許の明細書中で典型的先行技術として説明されているオーバー・ザ・ワイヤー血管形成バルーンカテーテルに関する AAPA を典型的オーバー・ザ・ワイヤーバルーンカテーテル分野の背景知識の証拠としてのみ用いて審理を行い、クレーム 5 を除くクレーム 1～4 および 6～17 を自明と判断した。Shockwave 社はこれらのクレームが自明であるとの認定を不服として CAFC に控訴し、CSI 社はクレーム 5 の自明性が否定された点について交差控訴した。争点は、IPR 手続における AAPA の扱い、CSI 社の控訴人適格、およびクレーム 5 の自明性判断に集約された。

（裁判所の判断）

CAFC において、Shockwave 社は、米国特許法第 311 条(b)項 (35 U.S.C. § 311(b)) が IPR 請願の根拠を「特許または印刷出版物」に限定している以上、AAPA（先行技術の自認）を根拠として用いることは同条に反し、PTAB による利用は違法であると主張した。これに対し CAFC は、Qualcomm 事件⁵¹ ⁵²の先例に従い、IPR の特許性欠如の ground（根拠）を構成し得るのは特許・印刷出版物に限られる一方、AAPA は当業者の一般的背景知識を示す証拠として用いることは許されるとの立場を再確認した。そして、35 U.S.C. § 311(b)の要件を守るべき主体は PTAB ではなく請願人 CSI 社であり、本件では CSI 社が AAPA を ground として明示していないことから、PTAB の AAPA 利用は背景技術の証拠にとどまると判断し、クレーム 1～4 および 6～17 についての自明性認定を維持して Shockwave 社の控訴を退けた。

CSI 社によるクレーム 5 に関する交差控訴について、Shockwave 社は CSI 社に合衆国憲法第 III 条上の控訴人適格がないと主張したが、CAFC は、CSI 社が自社製品の臨床試験開始計画を有し、かつ Shockwave 社社長がクレーム 5 の権利行使を示唆する公式声明を行っていた事情を重視し、将来の侵害訴訟のリスクは具体的かつ差し迫っているとして、CSI 社の控訴人適格を認めた。さらにクレーム 5 の自明性について、CSI 社が Uchiyama 文献を基に電極をバルーン外側に配置することは当業者にとって設計上の選択にすぎないと主張し、専門家証言で裏付けたのに対し、Shockwave 社は有効な反証を示していなかったにもかかわらず、PTAB は Uchiyama 単独の開示しか見ずに自明性を否定していたと指摘した。CAFC は、自明性は複数の先行技術の組合せで評価すべきであり、本件では CSI 社の主張・証言

⁵¹ vLex 法律サイト <https://case-law.vlex.com/vid/qualcomm-inc-v-apple-902719814> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁵² 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/23-1208.OPINION.4-23-2025_2503159.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

からクレーム 5 も自明とみるのが相当と判断し、同クレームについても自明性を認定した。その結果、本件特許のクレーム 1～4 および 6～17 の無効判断は維持され、クレーム 5 についても無効とされ、全クレームの特許性が否定されるに至った。

本件は、CAFC が出願人が認めた先行技術 (AAPA) が IPR において「ground (根拠)」にはなり得ず当業者の背景知識を示す証拠としてのみ用いるべきことを明確にした重要な判決である。

(28) Ethanol Boosting Systems, LLC / Massachusetts Institute of Technology v. Ford Motor Company⁵³ (2025 年 12 月 23 日) 特許有効性 (IPR) をめぐる事件

(事案の概要)

本件は、MIT が保有し Ethanol Boosting Systems, LLC (EBS) 社が独占ライセンスを受ける米国特許第 10,619,580 号、10,781,760 号、9,708,965 号 (いずれも内燃機関の燃料制御・ノック抑制に関する技術) について、Ford 社が当事者間レビュー (IPR) を申し立て、PTAB が対象クレームを自明として無効とした最終書面決定を、EBS 社側が CAFC に不服申立てした事案である。

手続経過として、PTAB は当初、クレーム解釈等を踏まえて Ford 社の申立てを不成立 (審理開始拒否) としたが、その後の関連訴訟での判断等を踏まえ、Ford 社の再審理申立てを認めて審理を進め、最終的にクレームを自明として特許は無効であると判断した、という構造である。

(裁判所の判断)

第一に、PTAB の審理開始に関する判断の適否 (「審理開始拒否後に再審理で開始に転じたこと」等) について、CAFC は 35 U.S.C. § 314(d) の枠組みを前提に、審理開始判断に対する司法審査の制約が及ぶことを確認し、EBS 社側の主張を退けた。

第二に、争点となったクレーム文言 (本文で「DI fuel terms」等と呼ばれる概念) の解釈について、CAFC は PTAB が採った「平易かつ通常の意味」に基づく解釈を支持し、EBS 社側が主張するような限定 (例: 仕様の一部を強く取り込んで、特定の実施形態を排除する方向の解釈) を採らなかった。CAFC は、明細書に開示された実施形態を排除するような解釈は原則として採らず、排除が許されるのは明確なディスクレーマー等がある場合に限られる、という一般論を改めて示している。

第三に、自明性判断について、CAFC は、PTAB の認定 (先行技術の組合せの動機付け、当業者の理解、証拠評価など) が「実質的証拠」により支えられているとして、PTAB の無効判断を維持した。結論として、CAFC は PTAB 決定を全面的に維持した。

本件は、CAFC が「明細書に開示された実施態様を排除するようなクレーム解釈は原則採らない」というクレーム解釈の基本線を明確に示し、PTAB 実務 (IPR の運用) にも波及し得る重要な判決である。

⁵³ 米国連邦巡回控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/24-1381.OPINION.12-23-2025_2623346.pdf [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

(29) Apple Inc. v. Smart Mobile Technologies LLC ⁵⁴ (2026 年 1 月 21 日) 特許有効性 (IPR) をめぐる事件

(事案の概要)

本件は、Apple 社が、Smart Mobile Technologies LLC (以下「Smart Mobile 社」) 保有の米国特許 8,472,936 号 ('936 特許) について当事者間レビュー (IPR) を申し立てた IPR である IPR2022-00981 ('981 IPR) ⁵⁵ をめぐる争いである。Apple 社は、関連特許である USP8,761,739 号 ('739 特許) と USP 8,442,501 号 ('501 特許) について、別件 IPR (それぞれ IPR2022-00980⁵⁶ と IPR2022-00808⁵⁷) で、いずれも争点となったクレームが自明として無効となり、Smart Mobile 社が控訴しなかったため判断が確定していることを前提に、'936 特許のクレーム 1 は、過去に拒絶されたクレームと「実質的に類似」している以上、PTAB が異なる結論 (許可) に至ることは争点効 (issue preclusion/collateral estoppel) により許されないと主張した。これに対し PTAB は、争点効の適用を否定し、Apple 社が '936 特許のクレームが拒絶であることを立証できなかったとして、クレーム 1 (およびそれに依存する従属クレーム) を維持する判断をしたため、Apple 社が CAFC に控訴した。

(裁判所の判断)

CAFC は、争点効の要件 (①同一争点、②実際に争われたこと、③最終判断に本質的であること、④十分かつ公正に争う機会があったこと) を整理した上で、本件では主要要件が満たされるとして、PTAB の争点効不適用判断を覆した。まず、「同一争点」について、'936 特許と '739 特許のクレームは文言が完全一致ではないものの、制限ごとの比較で「わずかな違い」にとどまり、無効性の問題を実質的に変えるものではないと評価し、'936 特許のクレーム 1 は、過去に拒絶とされた '739 特許のクレーム 1 と実質的に類似すると結論づけた。加えて、当事者が両 IPR でほぼ同型の主張 (同様の自明性理論・同様の用語解釈) をしていることも、実質同一性の根拠として指摘した。次に「実際に争われたこと」についても、先行 IPR で当事者が争点を争い、PTAB が最終判断を下していることから充足するとした。さらに「十分かつ公正な機会」について、手続上の重大な制約がなく、Smart Mobile 社が先行 IPR と本件 IPR の間で“インセンティブの法的に重大な格差”を具体的に示していない点などを踏まえ、充足すると判断した。以上から CAFC は、争点効により '936 特許のクレーム 1 は拒絶とし (PTAB 判断を一部取消)、クレーム 1 の結論に依拠していた従属クレームについては、PTAB が独立に判断していないとして取消して差戻した。

⁵⁴ 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/24-1352.OPINION.1-21-2026_2635427.pdf [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

⁵⁵ Unified Patents (ユニファイド・パテント) サイト <https://portal.unifiedpatents.com/ptab/case/IPR2022-00981> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

⁵⁶ Unified Patents (ユニファイド・パテント) サイト <https://portal.unifiedpatents.com/ptab/case/IPR2022-00980> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

⁵⁷ Unified Patents (ユニファイド・パテント) サイト <https://portal.unifiedpatents.com/ptab/case/IPR2022-00808> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

あわせて CAFC は、クレームの用語「動的設定可能」の解釈につき、PTAB が「ユーザー介入なしに」設定が起こる趣旨を含めた点について、明細書記載や経緯等に照らして不当な限定の持込みではないとして、PTAB のクレーム解釈自体は支持した。

本件は、「実質同一のクレーム」について、先行 IPR の最終判断を理由に PTAB の結論を拘束する争点効を正面から適用した重要な判決である。

第 2 節 最近の知財政策、知財制度改正

1. 人工知能 (AI) 関連の動向

(1) USPTO、PTAB・TTAB への手続における AI の不適切利用の防止に関するガイダンスを公表⁵⁸ (2024 年 2 月 6 日)

USPTO は、特許審判部 (PTAB) および商標審判部 (TTAB) への手続における AI の不適切利用を防止するためのガイダンスを発行した。

今般のガイダンスは、PTAB 等への提出書類の起草に AI が悪用される場合に、現行の特許規則等がどのように適用されるかを説明するものである。

ガイダンスの主な内容は以下のとおり⁵⁹。

- (1) 連邦最高裁の Roberts 長官は、2023 年末報告において、AI は重要な情報へのアクセスを飛躍的に向上させる大きな可能性を秘めている一方で、AI には不正確な情報を事実として提示する傾向があるという欠点があることもよく知られていると言及した。ニューヨーク州の裁判所において、実際に AI の不適切利用の事例も発生していた。
- (2) PTAB 等についても、当事者が AI を利用することはアクセス拡大とコスト削減の機会をもたらす。しかし、連邦裁判所と同様に AI が不適切に利用される懸念があり、PTAB 等のスタッフには AI の不適切利用に対して現行の規則をうまく適用することが期待される。
- (3) 現行の規則は手続の完全性を確保するためのものであり、提出書類がどのように作成されたかにかかわらず当然適用される。
- (4) 例えば、USPTO への提出書類には一般に署名が必要であり、署名者には、真実と信じられることのみを記載し、合理的な調査によりその正確性を確認したことを証明する義務が課されている。したがって、現行の規則および実務では、署名を付して提出される書類は、提出者により調査されなければならない。
- (5) また、提出書類の正確性を確認しなかった場合には、現行の規則によって、提出書類の取り消し、USPTO による手続の終了等の制裁が科される可能性がある。
- (6) 現時点において、USPTO が直面する可能性がある課題に対処するために、現行の規則は適切であると考えられる。今後数カ月の間に、USPTO は現行の規則と当事者による AI の使用に対する適用可能性について、より多くのガイダンスを提供する通知を官報に掲載

⁵⁸ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/subscription-center/2024/uspto-clarifies-guidance-judicial-boards-holding-parties-responsible> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁵⁹ 米国特許商標庁サイト https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/directorguidance-aiuse-legalproceedings.pdf?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

する予定と記載している。

USPTO の Vidal 長官（当時）は「AI は急速に進化しており、責任ある使用と慎重な政策が求められる。今般のガイダンスは、そのような政策を形成するための継続的な努力の一環である。現行の特許規則等における規定は、手続の完全性を確保し、遅延や不必要なコストを回避するためのものであり、提出書類の作成方法に関係なく適用される。」と発言している。

（２）AI の支援を受けた発明の発明者適格に関するガイダンスを公表⁶⁰（2024 年 2 月 13 日）

ガイダンスは、2023 年 10 月にバイデン大統領によって署名された「AI の安全性の確保および信頼性の高い AI の開発・活用のための大統領令（第 14110 号）」⁶¹における米国特許商標庁（USPTO）への指示を受けて作成された。ガイダンスは、発明に AI の支援があった場合に、発明に対する自然人の貢献が特許を取得するのに十分といえるほど大きかったかどうか判断する方法をステークホルダーや審査官に示すものであり、また、AI が支援した発明が一概に特許にならないわけではなく、自然人が発明に大きく貢献した場合には、特許による保護を求めることができることを明確にするものであると USPTO は説明している。

このガイダンスでは、AI 支援発明に対する自然人の貢献が特許を取得するのに十分であったか否かを判断するための指針を示している。また、ガイダンスは、2024 年 2 月 13 日以降の出願のみならず、以前の出願及びそれらの出願から生じるすべての特許に適用される。なお、このガイダンスに対する意見募集も行われており、その結果、変更や追加がなされる可能性がある。

USPTO は、特許出願に係る発明者は自然人に限定されるとして、AI システムである DABUS が発明者であるとする請願を棄却し、CAFC も USPTO の判断を支持した⁶²。このガイダンスの背景にあるものである。

ガイダンスの主な内容は以下のとおり。

- ①特許および特許出願に記載される発明者および共同発明者は自然人でなければならない。
- ②AI を利用した発明は、発明者が不適格であるとして一律に拒絶されるわけではない。AI を発明者として記載することはできないが、発明に AI が使用されたとしても自然人がクレームされた発明に著しく貢献した場合には、その自然人は発明者（または共同発明者）として認定され得る。
- ③発明プロセスにおける自然人の貢献の評価について、AI を使用して発明を創作する自然人も、Pannu ファクター^{***}に従って、その発明に顕著な貢献をする必要がある。自然人は、各クレームについて顕著な貢献をしていなければならない。一人の自然人が AI システムを使用して発明した場合、その一人の自然人が全てのクレームに顕著な貢献をしなければなら

⁶⁰ 米国政府印刷局サイト <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2024-02-13/pdf/2024-02623.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁶¹ Federal Register サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2023/11/01/2023-24283/safe-secure-and-trustworthy-development-and-use-of-artificial-intelligence> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁶² 米国連邦巡回区控訴裁判所サイト https://www.ca9.uscourts.gov/opinions-orders/21-2347.OPINION.8-5-2022_1988142.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

らない。少なくとも一人の自然人による顕著な貢献がないクレームが含まれている場合には、発明者適格を有しない。

※※(1)発明の着想や実用化に何らかの重要な形で貢献すること、(2)貢献が発明全体と比較した場合に不十分でないこと、(3)発明者によく知られた概念や技術の現状を単に説明する以上の貢献をすること。

④AI の支援を受けた発明における自然人の貢献が顕著であるかどうかの判断は困難であり、明確なテストは存在しない。出願人、USPTO 審査官が判断する際に役立つよう、USPTO は、AI の支援を受けた発明における Pannu ファクターの適用に役立つ原則を、非網羅的なリストとして提供する。

(1) 自然人が発明の創作に AI を使用したからといって、発明者としての貢献が否定されるわけではない。

(2) AI に問題を提起しただけの自然人は、AI の出力から特定される発明の適切な発明者ではない可能性がある。しかし、AI から特定の解決策を引き出す方法が顕著な貢献となる可能性はある。

(3) 発明を実施に移行しただけでは顕著な貢献とはいえない。したがって、AI の出力を発明として認識・評価するだけの自然人は、特に、その出力の特性や有用性が当業者にとって明らかである場合には、必ずしも発明者であるとはいえない。

(4) 状況によっては、特定の解決策を引き出すために特定の問題を考慮して AI を設計、構築または訓練する自然人が発明者になる可能性がある。

(5) 単に発明に使用される AI を所有または監督する者は発明者とはいえない。

USPTO は、バイデン前大統領の大統領令第 14110 号（下記（6）参照）に基づき、本ガイダンスを公表した。トランプ大統領は、2025 年 1 月 20 日、大統領令第 14148 号（有害な大統領令および措置の初期撤回）によりバイデン前大統領の大統領令第 14110 号を撤回した。USPTO は、2025 年 11 月 28 日、本ガイダンスを撤回し、改訂ガイダンスを公表した（下記（11）参照）。

（3）USPTO への手続における AI の使用に関するガイダンスを公表⁶³（2024 年 4 月 11 日）

米国特許商標庁（USPTO）は、USPTO への手続における AI の使用に関するガイダンスを公表した。これは、2023 年 10 月にバイデン大統領によって署名された、「AI の安全性の確保および信頼性の高い AI の開発・活用のための大統領令」⁶⁴による取組みの 1 つとされる。

本ガイダンスは、AI ツールの責任ある使用を促進し、その使用に起因する誤用や危害か

⁶³ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-issues-guidance-concerning-use-ai-tools-parties-and-practitioners> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁶⁴ Federal Register サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2023/11/01/2023-24283/safe-secure-and-trustworthy-development-and-use-of-artificial-intelligence> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

ら、対 USPTO 手続等の代理人としての特許弁護士等の実務家およびその依頼人を保護するための提案を提供することを意図しており、すでに発行されている「AI 支援発明の発明者に関する審査ガイダンス」⁶⁵に続くものである。

本ガイダンスは、USPTO への手続に関わる実務者に対し、AI を使用する場合に適用される現行規則や同規則の適用例を紹介するものであり、実務者が AI を使用する際に生じるリスクを認識させ、そのリスクを軽減するための示唆を与えるものであると USPTO は説明している。

本ガイダンスの概要は以下のとおり。

- ①USPTO への手続を行う者は、誠実かつ真摯に対応する誠実義務がある。誠実義務には、手続を行う者が特許性について重要であると考える全ての情報を開示する義務が含まれる。
- ②USPTO に提出する書類には、署名がなければならない。署名により、書類を提出する者は、書類の内容が正確であることを証明しなければならない。
- ③USPTO への手続において、原則として AI の使用を報告する義務はないが、AI の使用が特許性判断において重要である場合には AI の使用を報告する義務がある。例えば、AI の支援を受けた発明の発明者適格に関するガイダンスに示された不適格事例に該当する場合（自然人が発明に対して顕著な貢献がない場合）には、その旨を報告する必要がある。
- ④オフィスアクションへの応答の一部を AI で作成する場合などには、記載されている文献や主張の正確性を担保する必要がある。例えば、提出される書類に記載された内容が従来の法律だけでなく、最新の法律に基づいているか否かを確認することが求められる。
- ⑤AI などのツールを用いて USPTO のデータベースに機械的にアクセスしてデータマイニングを行うことは、USPTO の利用規約に違反し、当該ツールを使用するユーザーは USPTO へのアクセス拒否や法的処分の対象となり得る。
- ⑥商標の手続において、AI が生成した証拠、例えば、使用実態のない商標の使用を示す証拠などを提出しないように注意を払う必要がある。
- ⑦AI に USPTO への手続に関する内容を入力することにより、機密情報や顧客情報が第三者に開示されるおそれがある。また、実務者は AI が米国外のサーバーを利用する可能性に留意する必要がある。AI に入力されたデータが米国外に持ち出されると、輸出管理規制、国家安全保障規制、秘密保持命令に違反するおそれがある。

（４）特許適格性に関するガイダンスに AI 関連発明の事例を追加⁶⁶（2024 年 7 月 17 日公表）

USPTO は、AI 関連発明への適用事例などを含める形で、特許適格性に関するガイダンスを更新した。AI 関連発明の特許適格性については、2023 年 10 月にバイデン大統領によって署名された、「AI の安全性の確保および信頼性の高い AI の開発・活用のための大統領令

⁶⁵ 米国政府印刷局サイト <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2024-02-13/pdf/2024-02623.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁶⁶ 2024 年特許対象の適格性に関するガイダンス更新(人工知能を含む) Federal Register サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2024/07/17/2024-15377/2024-guidance-update-on-patent-subject-matter-eligibility-including-on-artificial-intelligence> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

（14110 号）」⁶⁷において、ガイダンスを示す指示が出ていた。更新されたガイダンスは、特許適格性の判断プロセスを大きく変更するものではなく、判断プロセスの一部を明確化し適用事例を紹介するものである。

特許適格性ガイダンスの概要は以下のとおり。

これまで、特許適格性は、クレームが法定されたカテゴリ（方法、機械、製造物、組成物）に当てはまるかというステップ 1、その上で、判例上の例外（自然法則、自然現象、抽象的アイデア）に該当しないかというステップ 2 の 2 段階の確認により判断されてきた。ステップ 2 は、さらに次のステップ 2A、ステップ 2B の 2 段階からなる。

（ステップ 2A）

特許適格性に関する判例上の例外がクレームに記載されているか。

- ①判例上の例外がクレームに記載されているか
- ②判例上の例外が実用的な応用技術として統合されているか

（ステップ 2B）

判例上の例外を顕著に超える追加的な要素がクレームに記載されているか。

更新されたガイダンスでは、ステップ 2A②に関して、AI 関連発明において、特定の課題に AI を応用する場合の具体性が考慮要素となる旨が説明されており、単に抽象的アイデアをコンピュータに実行させるものなどは特許適格性がないとされている。

また、AI 関連発明の仮想事例が 3 件追加された（事例 47～49）。

- （事例 47）ネットワークトラフィックの異常を検出する AI システム
- （事例 48）音声から背景のノイズを区別する AI システム
- （事例 49）患者データに基づいて患者に適した治療を提案する AI モデル

ガイダンスは、官報掲載日から発効しているが、USPTO はガイダンスに対する意見を 2024 年 9 月 16 日まで受け付けるとしている。

USPTO は、バイデン大統領の大統領令第 14110 号（下記（6）参照）に基づき、本ガイダンスを公表した。トランプ大統領は、2025 年 1 月 20 日、大統領令第 14148 号（有害な大統領令および措置の初期撤回）によりバイデン大統領の大統領令第 14110 号を撤回した。しかし、トランプ政権は、この USPTO ガイダンスを撤回も停止もしていない。

（5）USPTO、イノベーション促進のための AI 戦略を公表⁶⁸（2025 年 1 月 14 日）

USPTO による AI 戦略の策定は、バイデン前政権が 2023 年 10 月に発表した大統領令「AI の安全性の確保および信頼性の高い AI の開発・活用のための大統領令」⁶⁹に呼応する形で進められた。しかし、2025 年 1 月の政権交代により、この大統領令は撤回され、新たに「AI

⁶⁷ 安全で確実かつ信頼できる人工知能の開発と利用 Federal Register サイト
<https://www.federalregister.gov/documents/2023/11/01/2023-24283/safe-secure-and-trustworthy-development-and-use-of-artificial-intelligence> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁶⁸ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-announces-new-artificial-intelligence-strategy-empower-responsible> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁶⁹ 安全で確実かつ信頼できる人工知能の開発と利用 Federal Register サイト
<https://www.federalregister.gov/documents/2023/11/01/2023-24283/safe-secure-and-trustworthy-development-and-use-of-artificial-intelligence> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

に対する規制緩和を指示する大統領令」⁷⁰という大統領令が発出されている。

このような政策環境の変化にもかかわらず、USPTO の AI 戦略の重要性は変わっていない。その背景には、AI の技術革新が加速度的に進展する中で、特許出願における AI 関連技術の急増がある。特に注目すべきは、AI に関連する特許出願が USPTO の全技術分類の 60%以上に及んでいるという事実である。

このような背景から、USPTO は今回の AI 戦略において、「AI の採用を通じて米国の潜在能力を解き放ち、米国のイノベーション、包括的な資本主義、グローバルな競争力を推進する」というビジョンを掲げている。このビジョンは、知的財産保護を通じてイノベーションを促進するという USPTO の使命と密接に結びついている。

このビジョンを実現するため、USPTO は3つの具体的なミッションを設定した。第一に、国内外の経済における AI の研究開発と商業化の促進、第二に、職員の能力強化とオペレーションの最適化のための AI の効果的かつ責任ある活用、第三に、データと研究を通じた現在および将来のイノベーションと投資の促進である。

これらのミッションは、相互に関連し合いながら、AI イノベーションの促進と知的財産保護の強化という二つの目標の達成を目指している。特に注目すべきは、USPTO が単なる規制機関としてではなく、イノベーションの積極的な推進者としての役割を担おうとしている点である。また、AI の開発と活用において、包括性（Inclusiveness）と責任ある利用（Responsible Use）を重視する姿勢も明確に示されている。

この USPTO における AI 戦略は、技術導入の指針にとどまらず、包括的なイノベーション・エコシステムの構築を目指している。この目標を実現するため、USPTO は、レポートの中で5つの重点分野を特定し、それぞれについて具体的な行動計画を策定している。

5つの重点分野は以下のとおり。

(1) 包摂的な AI イノベーションと創作活動を促す知的財産政策の構築

- ① AI 関連の政策課題の変化を予測して効率的に対応する
- ② AI のイノベーションと経済活動・知財政策との関連性を研究する
- ③ AI イノベーションに様々な人・機関を巻き込む
- ④ 連邦政府、米国外のパートナー、公衆と協力して知財政策に貢献する

(2) インフラ、データ、ビジネス主導の開発への投資による AI 能力の最大化

- ① 複雑化するユースケースに AI を利用できるように USPTO のコンピュータ・データ活用を継続的に行う
- ② AI イノベーションを進めるために利用分野を特定してプロトタイプ構築からその導入までを追求する
- ③ ビジネス、技術、エンドユーザーを密に連携させて価値を最大化させる

(3) USPTO やイノベーション・エコシステムでの責任ある AI 利用の促進

- ① 価値を意識した開発、リスク軽減、透明性の高いステークホルダーとのコミュニケーション

⁷⁰ 人工知能におけるアメリカのリーダーシップの障壁を取り除く ホワイトハウスサイト

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/removing-barriers-to-american-leadership-in-artificial-intelligence/> [最終アクセス日：2026年3月6日]

ョンを通じて AI の適用に関する USPTO への信頼を維持する

②広範なイノベーションへの AI の利用を監視して知財の啓発につなげる

(4) USPTO 職員の AI に関する知識・スキルの向上

①審査における AI 関連の課題に対する研修を拡張する

②AI 専門家が USPTO 職員をサポートする

(5) 優先的な AI 課題における連邦政府機関、米国外の機関、公衆との協働

①AI/ET パートナiership 2 などを通じて将来の AI 政策・技術を通知する

②政府機関の連携を促進して新たな連携の可能性を特定する

③国際的な知財システムに影響を与える AI 関連課題について米国外のパートナーと協力する

この AI 戦略では、AI 関連発明の特許出願は 2002 年との比較で 2 倍以上に増加しており、2018 年以降で 33%増加した旨も報告されている。また、AI の利用が広範な技術分野に及んでおり、2023 年には技術サブクラスの 60%で AI 関連の出願があったとされている。

トランプ新政権の発足に伴い、この方針は USPTO のウェブサイトから削除された。現在、USPTO のウェブサイトには、USPTO が方針を再検討中であり、ホワイトハウスの AI 推進に関する見解を反映した計画を、検討作業が完了次第公表する旨が記載されている。米国法律事務所からの情報によれば、この新戦略は、いまだ保留中である。

(6) AI に対する規制緩和を指示する大統領令の公表⁷¹ (2025 年 1 月 23 日公表)

米国のトランプ大統領は、「AI に対する規制緩和を指示する大統領令 (大統領令第 14179 号)」を発表した。同令では、人類の繁栄、経済競争力、国家安全保障を促進するために、AI での米国のグローバルな優位性を維持し、強化することが米国の政策だとして、米国の AI イノベーションの障壁となっている既存の AI 政策を無効とし、米国が AI のグローバルリーダーシップを維持するために、断固とした行動を取るとした。

トランプ大統領は、大統領令第 14148 号により、バイデン前大統領による大統領令第 14110 号 (下記 (参考) 参照) を撤回した⁷²。

今回の大統領令に基づく指示は大きく 2 つに分かれる。第 1 の指示は、行動計画の策定だ。同令の発令から 180 日以内に、大統領補佐官 (科学技術政策担当)、AI・暗号資産担当特別補佐官、大統領補佐官 (安全保障問題担当) に対して、AI で米国のグローバルな優位性を維持・強化するための行動計画を策定し、大統領に提出することを命じた。

第 2 の指示は、バイデン前大統領の大統領令の見直しである。トランプ大統領による今回の大統領令では、大統領補佐官 (科学技術政策担当) らに対して、2023 年 10 月にバイデ

⁷¹ 人工知能におけるアメリカのリーダーシップの障壁を取り除く ホワイトハウスサイト

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/removing-barriers-to-american-leadership-in-artificial-intelligence/> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

⁷² Federal Register サイト <https://public-inspection.federalregister.gov/2025-01901.pdf> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

ン前大統領が発表した「AI の安心、安全で信頼できる開発と利用に関する大統領令」に基づいて取られた全ての政策、指令、規制などを直ちに見直し、AI における米国のグローバルな優位性を維持し強化する政策の障壁になっている場合は、それらを一時停止、修正、撤回などの提案をするよう指示した。バイデン前大統領による大統領令は、AI の安全性評価や、公平性と公民権に関するガイダンス、AI が労働市場に与える影響に関する調査を義務付けるもので、米国で初めての法的拘束力のある行政措置とされていた。

(参考) AI に関連する大統領令を公表⁷³ (2023 年 10 月 30 日)

バイデン大統領による大統領令 (14110 号) は、AI に関して、新たな安全性評価、公平性と公民権に関するガイダンス、AI が労働市場に与える影響に関する調査を義務づけるもので、米メディアの報道によれば、米国において初めての法的拘束力のある行政措置となる。グーグルやオープン AI などの AI 開発で先行する企業はこれまでに、AI の安全な開発のための自主的な取り組みを発表し、強制力のある規制が導入されるまでそれらが続けるとしていた。

大統領令の主要な構成要素を 8 つの項目に分けている。概要は以下のとおり。

- ①安全性とセキュリティの新基準について、商務省傘下の米国標準技術研究所 (NIST) は、AI システムが一般公開される前のテストに厳格な基準を設定する。国土安全保障省は、これらの基準を重要インフラ分野に適用し、AI 安全保障委員会を設立する。また、国家や経済の安全保障、公衆衛生や安全性に重大なリスクをもたらす基盤モデルを開発する企業に対し、モデルのトレーニングを行う際の政府への通知、テスト結果の政府への共有を義務づける。
- ②米国民のプライバシー保護について、議会に対し、全ての米国民、特に子供のプライバシー保護を強化するため、超党派のデータプライバシー法案を可決するよう求める。また、全米科学財団の実施する助成金事業「リサーチ・コーディネーション・ネットワーク」への資金提供を通じ、暗号ツールのような個人のプライバシーを保護する研究や技術を強化する。
- ③公平性と公民権の推進について、AI アルゴリズムが司法、医療、住宅における差別を悪化させるために利用されないよう、家主、連邦政府の各種支援プログラム、連邦政府の請負業者に明確なガイダンスを提供する。また、AI に関連する公民権侵害の調査および起訴のベストプラクティスに関する研修、技術支援、政府機関との調整を通じ、アルゴリズムによる差別に対処する。
- ④消費者、患者、学生の権利保護について、医療面では、AI の責任ある利用と、安価で命を救う薬剤の開発を推進する。また、米国保健福祉省は、安全プログラムの確立を通じ、AI が関与する有害、または安全でない医療行為の報告を受け、それを是正するよう行動する。教育面では、AI を活用した教育ツールを導入する教育者を支援するリソースの創出を通じ、教育を変革する AI の可能性を形作る。

⁷³ バイデン氏、安心、安全で信頼できる AI に関する待望の大統領令を発令 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP 日本語版サイト <https://japanese.pillsburylaw.com/sitefiles/45231/legal%20wire%20156%20ver2.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⑤労働者の支援について、雇用転換、労働基準、職場の公平性、安全衛生、データ収集に取り組むことで、労働者にとっての AI の害を軽減し、利益を最大化するための原則とベストプラクティスを開発する。

⑥イノベーションと競争の促進について、研究者や学生が AI データにアクセスできる「全米 AI 研究リソース」の試験運用を通じ、米国全体の研究を促進する。医療や気候変動など重要分野における助成金を拡大し、米国全体の研究を促進する。

⑦外国における米国のリーダーシップの促進について、国務省は商務省と協力し、国際的な枠組みを構築する取り組みを主導する。国際的なパートナーや標準化団体との重要な AI 標準の開発と実装を加速し、技術の安全性、信頼性、相互運用性を確保する。

⑧政府による AI の責任ある効果的な利用の保証について、政府全体で AI 専門家の迅速な採用を加速するとともに、権利と安全を保護するための明確な基準や各省庁が AI を利用する際の明確なガイダンスを発行する。

(7) トランプ大統領、「世界知的財産の日」に向けた大統領宣言を公表⁷⁴ (2025 年 4 月 26 日)

トランプ政権は、4 月 26 日を「世界知的財産の日」と定め、AI 技術開発におけるリーダーシップのために知的財産資産を保護する重要性を強調した。さらに、この宣言の中で、トランプ大統領は、自らの政権が米国のイノベーションを守ることにはいささかの揺るぎもないと述べ、国際貿易政策の一環として戦略的関税を活用し、世界中の新規および既存の貿易協定において、より強力な知的財産保護を確保していくと表明した。

「世界知的財産の日」に向けた同宣言は第一次トランプ政権下でも公表されており、その際は、コロナウイルスに対抗するために必要となる治療法の開発などと関連付けて知的財産保護の重要性が述べられていた⁷⁵。

トランプ大統領は、このほど公表された宣言の中で、米国をあらゆる技術・創作の分野において常に各国を牽引する存在であると位置づけ、人工知能 (AI) などのデジタル技術をはじめとする様々な分野におけるイノベーションの促進に現政権が取り組むことを強調している。

(8) トランプ政権、人工知能 (AI) 分野の競争力強化に向けた「AI 行動計画」を公表⁷⁶ (2025 年 7 月 23 日)

大統領令第 14179 号に基づき、トランプ現政権は「Winning the AI Race: America's AI Action Plan (AI 競争に勝利する：AI 行動計画)」を公表した。この文書は、米国が人工知能分野において世界的な優位性を確立するための 90 の連邦政策行動を示している。

⁷⁴ ホワイトハウスサイト <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/04/world-intellectual-property-day-2025/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁷⁵ ホワイトハウスサイト「世界知的所有権の日」に向けた大統領宣言を公表 JETRO サイト https://www.jetro.go.jp/ext_images/lpnews/us/2020/20200427.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁷⁶ ホワイトハウスサイト <https://www.whitehouse.gov/articles/2025/07/white-house-unveils-americas-ai-action-plan/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

AI 行動計画⁷⁷は、(1) イノベーションの促進、(2) 国内の AI インフラ構築、(3) AI に関する外交政策・安全保障措置の 3 章で構成され、100 以上の提言が盛り込まれた。このうち、(1) イノベーションの章では、過度な規制の見直しの方針が示され、AI の開発や展開を制約する規則、指針、行政命令などの特定、改正、撤廃などが提言された。(2) インフラ構築の章では、AI に必要な半導体製造施設、データセンター、発電施設の建設許認可の迅速化に向けて、関係当局が効率的に手続きを進められる関連規則の簡素化などが提言された。(3) 外交・安全保障の章では、米国製の AI システムなどを世界に普及させることで、AI 分野における米国の優位性を強化するとともに、同盟国が戦略的競争相手の技術に依存することを防ぐことができるとして、商務省内に産業界からの輸出促進に向けた提案を受け付けるプログラムを創設するなどの提言が盛り込まれた。また、輸出促進の方針が示される一方で、懸念国への技術流出防止に向けた輸出管理の厳格化の方針も示された。具体的には、既存の輸出管理の抜け穴をふさぐため、現在規制対象に含まれない「半導体製造サブシステム」「コンポーネントサブシステム」に関する輸出管理措置を商務省が策定することが提言された。このほか、米国と同盟国が輸出管理の連携に向けて取り組む方向性も示された。

さらに、トランプ大統領は、同行動計画の発表と同日に、(1) データセンター建設許認可の迅速化⁷⁸、(2) 連邦政府の調達する AI システムから DEI（多様性、公平性、包摂性）などのイデオロギー的教義を排除⁷⁹、(3) 米国製 AI 技術の輸出促進⁸⁰、の 3 本の大統領令を発令した。(1) は、ジョー・バイデン前大統領による AI データセンターのインフラ増強に向けた大統領令を撤廃するとともに、商務長官に対しデータセンタープロジェクトの財政支援イニシアチブの設立を、関係機関に対し許認可手続きの迅速化や簡素化に向けた措置などを指示した。(2) は、政府機関の大規模言語モデル（LLM）の調達に際して、思想的中立性などを担保したシステムの調達を規定した。(3) は、商務長官に行動計画で示された輸出促進に向けた産業界の提案を受理および検討する「米国 AI 輸出プログラム」の設立を指示した。

（９）トランプ大統領、米国 AI 技術基盤（テクノロジースタック）の国際輸出促進に関する大統領令を公表⁸¹（2025 年 7 月 23 日）

トランプ大統領による大統領令第 14320 号を通じ、また、同日付で公表された「アメリカ AI 行動計画」⁸²に定められた政策に基づき、トランプ大統領は、米国の AI 分野におけるリーダーシップを強化し、海外で開発された技術への依存を低減することが米国の目標

⁷⁷ ホワイトハウスサイト <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2025/07/Americas-AI-Action-Plan.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁷⁸ ホワイトハウスサイト <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/07/accelerating-federal-permitting-of-data-center-infrastructure/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁷⁹ ホワイトハウスサイト <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/07/preventing-woke-ai-in-the-federal-government/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁸⁰ ホワイトハウスサイト <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/07/promoting-the-export-of-the-american-ai-technology-stack/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁸¹ Federal Register サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2025/07/28/2025-14218/promoting-the-export-of-the-american-ai-technology-stack> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁸² ホワイトハウスサイト <https://www.whitehouse.gov/articles/2025/07/white-house-unveils-americas-ai-action-plan/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

であると述べた。これを達成するため、トランプ大統領は、米国で開発された AI 技術の世界的採用を促進する「アメリカ AI 輸出プログラム」を設立すると述べている。

(10) USPTO、AI 関連クレームの特許適格性に関する注意喚起の書面を公表⁸³ (2025 年 8 月 4 日)

USPTO は、AI 関連クレームの特許適格性を評価する際の既存の基準について、ソフトウェア関連分野の審査官に注意を促す書面を公表した。この書面は、AI 発明の評価に新たな基準を導入するものではなく、既存のガイドラインとの整合性を確保することを目的としている。これらのガイドラインは、『特許審査手続マニュアル (第 9 版)』および 2024 年 7 月 17 日に公表された特許適格性に関するガイダンスに AI 関連発明の事例⁸⁴ (上記 (4) 参照) として定められている。

この書面は、審査官に対し、クレームされたステップが人間の思考で現実的に実行できない場合に、それを抽象的なアイデアとして AI 関連クレームを拒絶しないよう指示している。さらに、「抽象的なアイデアを記載しているクレーム (追加的な適格性審査を要する)」と「抽象的なアイデアを含んでいるにすぎないクレーム (追加審査を要しない)」とを区別する重要性を強調している。

(11) AI の支援を受けた発明の発明者適格に関するガイダンスを公表⁸⁵ (2025 年 11 月 28 日)

本ガイダンス (Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions) は、AI システムを用いて創作・開発された発明について、発明者はあくまで自然人に限られるという大枠を維持しつつ、発明者認定の判断枠組みを「AI の有無で変えない」ことを明確化するために、USPTO が従前の説明を整理・修正したものである。本ガイダンスは、2024 年 2 月のガイダンス (Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions) ⁸⁶を撤回し (上記 (2) 参照)、置き換える旨を明示している。

本ガイダンスの中核は、発明者性の判断が発明過程で AI が用いられたか否かにかかわらず、従来どおりの法的枠組みで行われるという点にある。すなわち、発明者は、特許クレームごとに、少なくとも 1 人の自然人が当該クレームの発明に実質的に寄与しているか (人の貢献に基づく発明者性) を問う法的判断であり、AI 利用を理由に別個の (または修正された) 基準を新設しない、という整理である。また、AI システムは発明過程で使われ得るが、法的には他のツールと同様に位置付けて扱い得る旨も示されている。

今回の改定で、実務上いちばん目立つ変更点は、Pannu (共同発明者判断で用いられる要

⁸³ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/memo-101-20250804.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁸⁴ Federal Register サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2024/07/17/2024-15377/2024-guidance-update-on-patent-subject-matter-eligibility-including-on-artificial-intelligence> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁸⁵ Federal Register サイト https://public-inspection.federalregister.gov/2025-21457.pdf?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term= [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁸⁶ 米国政府印刷局サイト <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2024-02-13/pdf/2024-02623.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

素)を「単独の自然人+AI」の文脈に当てはめる説明を撤回した点である。2024年2月ガイダンスは、AIを用いた発明でも「各クレームについて自然人が重要な貢献をしたこと」を確認するためにPannuの3要素を参照し得る(単独発明者の文脈でも“有意な貢献”の説明として用いる)という書きぶりを含んでいた。これに対し、本ガイダンスは、Pannu要素は複数の自然人が共同発明者となり得るかを評価する文脈で用いられるものであり、AIは自然人ではない以上、単独の自然人がAIの支援を受けて開発した発明にそのまま適用して「共同発明者」問題として分析するのは適切でない、という整理に改めている。もっとも、ここで緩和が起きたというより、“Pannuの使い方(位置付け)”を整理し直した性格が強く、結論としては引き続き「(クレームごとに)自然人の発明者が成立するだけの寄与が必要」という要求自体は残る、という読み方が安全である。

背景として、本ガイダンスは、「AIに関する政策・指令の見直し」を求める大統領令(E.O. 14179)と整合する文脈で説明されている。E.O. 14179は、米国のAIリーダーシップ維持のため、既存のAI政策等のうち“障壁”となるものを撤回する趣旨を含む。一方で、本ガイダンスが打ち出しているのは、AI発明だけ特別扱いする新基準ではなく、むしろ「従来の発明者法理をAI利用にも同じように適用する」ことの再確認である。

(参考) 著作権を巡る動向

(i) 人工知能(AI)関連の著作権侵害事件

(a) Raw Story Media v. OpenAI⁸⁷ (2024年11月7日)

(事案の概要)

Raw Story社とAlterNet社は、インターネット上で40万件以上のニュース記事や調査報告を発表してきたオンラインメディアである。これらの記事は、ウェブクロウリング(Web Crawl)と呼ばれる技術によってインターネット上から収集され、OpenAIの学習用データセットに取り込まれた。

特に問題とされたのは、WebText、WebText2、Common Crawlと呼ばれる3つの学習用データセットである。OpenAIは、これらのデータセットを使用してChatGPTの学習を行った。この過程で、原告の記事から著者名、タイトル、著作権情報などが削除されたとされている。

学習用データの収集方法について、OpenAI社は「公開データ」を利用していると説明しているが、その具体的な収集方法や範囲については明らかにされなかった。この不透明性が、権利者側の懸念を引き起こす一因となった。

原告であるRaw Story社とAlterNet社は、主に2つの重要な法的主張を展開した。第一に、OpenAIによる著作権管理情報の削除は、DMCAの第1202条(b)(1)に違反すると主張した。具体的には、OpenAIが原告の記事から著作権管理情報を故意に削除し、それによってChatGPTが著作権情報なしで記事の内容を再生成できるようになったと指摘した。

第二の主張は、将来的な損害の可能性に関する。原告は、ChatGPTの以前のバージョンが

⁸⁷ CourtListener サイト <https://storage.courtlistener.com/recap/gov.uscourts.nysd.616533/gov.uscourts.nysd.616533.117.0.pdf> [最終アクセス日：2026年3月6日]

他人の文章・語句・説などを用いた大量の剽窃コンテンツを生成していた事実を指摘し、著作権管理情報が削除された状態で記事が ChatGPT のデータベースに残り続ける限り、将来的に原告の著作物が適切な帰属表示なしで再生成される「実質的なリスク」があると主張した。

Raw Story 社と AlterNet 社は、これらの主張に基づき、原告が 1 件の違反につき最低 2,500 ドルの法定損害賠償を求めるとともに、OpenAI に対して著作権管理情報が削除された原告の著作物を学習データから除外するよう求める差止命令をニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に請求した。

（裁判所の判断）

被告である OpenAI は、原告の主張に対して、連邦裁判所における訴訟を提起する資格である「原告適格」の欠如を指摘した。具体的には、原告が主張する損害が「具体的な損害」に該当せず、単なる推測的なものに過ぎないと反論していた。

特に注目すべきは、OpenAI が「フェアユース（公正利用）」や類似の法理に基づいて公開データを利用する権利があると主張している点である。OpenAI の広報担当者は、「私たちは公開データを利用して AI モデルを構築しており、これは公正利用やその他の法理によって保護されている」と述べた。

また、OpenAI は、原告が主張する将来的な著作権侵害の可能性についても、ChatGPT の膨大なデータベースの中から特定の記事が再生成される可能性は極めて低く、「実質的なリスク」とは言えないと反論した。このように、OpenAI は損害の具体性と差し迫った危険の欠如を強調する防御戦略を展開した。

ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所の McMahon 判事は、原告適格の問題を本件の「閾値的問題」として位置づけ、詳細な分析を展開した。そもそも原告適格が認められるためには、「具体的で、個別的で、現実のまたは差し迫った損害」の存在が必要である。しかし、連邦地方裁判所は、原告の主張する 2 つの損害理由のいずれについても、この要件を満たさないと判断した。McMahon 判事は、Raw Story 社と AlterNet 社による生成 AI 企業である OpenAI に対する著作権訴訟を却下した。

（b）Thomson Reuters v. ROSS Intelligence⁸⁸（2025 年 2 月 11 日）

（事案の概要）

Thomson Reuters 社は、法律情報データベース「Westlaw（ウエストロー）」を運営する世界最大級の情報サービス企業を経営している。Westlaw は、判例法、州法・連邦法の制定法、州・連邦規則、法学雑誌、論文集などの法律情報を提供するプラットフォームとして、法律実務家に広く利用されている。Westlaw の特徴的なコンテンツとして、「ヘッドノート」と呼ばれる判例の重要ポイントを要約した編集コンテンツと、それらを体系的に分類する「キーナンバーシステム」がある。

一方、ROSS Intelligence 社は、AI を活用した法律調査ツールを開発していたスタートアップ企業である。ROSS Intelligence 社は、自社の AI 法律調査エンジンを開発・トレーニング

⁸⁸ Hunton Andrews Kurth サイト <https://www.hunton.com/assets/htmldocuments/Thomson-Reuters-v-ROSS.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

グするため、当初 Westlaw のコンテンツのライセンス取得を試みたが、Thomson Reuters 社は競合企業となる可能性を理由に拒否した。

そこで、ROSS Intelligence 社は、「LegalEase」という企業と契約を結び、「バルクメモ」と呼ばれる法的質問と回答の集合体を購入した。これらのバルクメモは、LegalEase の弁護士が Westlaw のヘッドノートを参照して作成したものであった。LegalEase は弁護士に対し、ヘッドノートを直接コピー&ペーストするのではなく、それを参考に質問を作成するよう指示していた。ROSS Intelligence 社は、このバルクメモを使用して約 25,000 件のデータを AI 学習に利用した。

Thomson Reuters 社は、この事実を知り、2020 年 5 月、ROSS Intelligence 社が自社のヘッドノートとキーナンバーシステムの著作権を侵害したとしてデラウェア州連邦地方裁判所に訴訟を提起した。

（裁判所の判断）

連邦地方裁判所の判決では、ROSS Intelligence 社が Thomson Reuters 社の法律情報データベース「Westlaw」のヘッドノートを AI トレーニングに使用したことが著作権侵害に当たるとされ、フェアユース（公正な利用）の抗弁が認められなかった。特に注目すべきは、裁判所が AI トレーニングのための著作物利用を「変形的使用」と認めなかった点である。本事件は、現在も進行中であり、ROSS Intelligence 社は、判決に対して中間上訴を申請し、裁判所はこれを認めた。ROSS Intelligence 社は、Westlaw のヘッドノートの創造性と AI トレーニングにおけるフェアユースの適用という 2 つの重要な法的問題について、第 3 巡回区控訴裁判所での審理を求めている。

ROSS Intelligence 社は、本事件が「AI に関する緊急の問題」を提起しており、連邦地方裁判所の法的理論が「創造性の重要性を過小評価し、著作権保護の範囲を過大評価している」と主張している。ROSS Intelligence 社は、さらに、この判決が AI イノベーションに「顕著な冷却効果」をもたらし、事実に基づく記述からの「公正な学習（fair learning）」を著作権法が阻止するために使用されていると主張している。

（c）Bartz v. Anthropic⁸⁹（2025 年 6 月 23 日）

（事案の概要）

事件の源流は、作家の Andrea Bartz 氏らが 2024 年 8 月に起こした集団訴訟「Bartz v. Anthropic PBC」にある。Andrea Bartz 氏らは、Amazon や Google の親会社 Alphabet から巨額の出資を受ける Anthropic 社が、「責任ある AI 開発」という高邁な理念を掲げながら、その実、数十万冊に及ぶ著作権保護された書籍を海賊版サイトから無断でダウンロードし、「Claude」の開発に利用したと主張した。

（裁判所の判断）

本事件の原告である Andrea Bartz 氏らは、AI 企業の Anthropic 社を被告としてカリフォルニア州北部連邦地方裁判所に提訴した。

⁸⁹ Thomson Reuters サイト <https://fingfx.thomsonreuters.com/gfx/legaldocs/jnvwbqqlzpw/ANTHROPIC%20fair%20use.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

2025 年 6 月 23 日、William Alsup 判事は、Anthropic による著作権保護された書籍の AI 訓練使用を「極めて変容的」としてフェアユース（公正な利用）と認定した。

主要な判決内容：

- (1) 訓練使用の許容：Claude LLM の訓練目的での書籍利用は高度に変容的であり、フェアユースに該当
- (2) デジタル化の承認：正規購入した印刷書籍のデジタル化は、追加コピーや再配布を伴わない限り許容
- (3) 海賊版の区別：ただし、海賊版サイトから「世界中のすべての書籍」を収集する行為については著作権侵害として本審理へ付託

Alsup 判事は、「訓練利用はフェアユースである。Claude 及びその前身を訓練するための当該書籍の使用は、極めて変容的であった」と明確に述べ、AI 訓練の変容性を強調した。

ただし、この判決は、連邦地方裁判所での判断であり、今後、連邦控訴裁判所や連邦最高裁判所での審理を通じて、その法的解釈が見直される可能性があることに留意が必要である。

大手報道機関によれば、2025 年 9 月 25 日、連邦地方裁判所は、被告である Anthropic 社と原告である Andrea Bartz 氏らとの著作権訴訟について約 15 億ドルの和解に予備承認を付与した⁹⁰ ⁹¹。和解は、「過去の著作」についての補償を中心とし、1 作品あたり概ね 3,000 ドルと報じられている。Alsup 判事は、学習自体の「フェアユース（公正な利用）」を一定程度認めつつも、海賊サイトからの蔵書取得という入手経路の違法性を厳しく指摘してきた経緯が報じられている。

（d）Kadrey v. Meta Platforms⁹²（2025 年 6 月 25 日）

（事案の概要）

本事件の原告は、Richard Kadrey 氏、Sarah Silverman 氏、Ta-Nehisi Coates 氏、Rachel Louise Snyder 氏、Junot Díaz 氏（ピューリッツァー賞受賞）、Andrew Sean Greer 氏（ピューリッツァー賞受賞）ら 13 名の著名作家である。これらの作家は、自身の著作物が Meta 社の大規模言語モデル（Large Language Model、LLM）である Llama の学習データとして無断で使用されたと主張した。

被告である Meta Platforms 社は、Facebook、Instagram、WhatsApp などのソーシャルメディアサービスを運営する大手テクノロジー企業である。同社は 2023 年 2 月に Llama 1 を、同年 7 月に Llama 2 を、2024 年 4 月に Llama 3 を順次リリースしており、2025 年後半には

⁹⁰ Anthropic の画期的な著作権和解 Ropes & Gray LLP サイト
<https://www.ropesgray.com/en/insights/alerts/2025/09/anthropics-landmark-copyright-settlement-implications-for-ai-developers-and-enterprise-users> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁹¹ Anthropic、AI 著作権訴訟の和解で少なくとも 15 億ドルを支払いへ WIRED 日本版サイト
<https://wired.jp/article/anthropic-settlement-lawsuit-copyright/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁹² Justia 地方連邦地方裁判所サイト
<https://law.justia.com/cases/federal/district-courts/california/candce/3:2023cv03417/415175/598/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

Llama 4 の公開を予定していた。Llama モデルは非商業利用では無料でダウンロード可能であるが、Meta 社は生成 AI 事業から 2025 年に 20 億～30 億ドル、今後 10 年間で 4600 億～1 兆 4000 億ドルの収益を見込んでいた。

核心争点は、Meta 社がシャドウライブラリ (shadow library) から大量の書籍を取得し、Llama モデルの学習データとして使用したことの合法性であった。シャドウライブラリとは、著作権で保護された書籍、学術論文、音楽、映画などを著作権の有無に関係なく無料でダウンロード提供するオンラインリポジトリを意味する。

(裁判所の判断)

本事件の原告は、Meta Platforms 社を被告としてカリフォルニア州北部連邦地方裁判所に提訴した。

2025 年 6 月 25 日、Vince Chhabria 判事は、Meta の Llama AI 訓練をフェアユース (公正な利用) と認定する一方、新たな「市場希釈化」理論を提示した。

主要な判決内容：

- (1) フェアユースの認定：著作権法第 107 条のフェアユース 4 要素テストを適用し、Meta 社の行為がフェアユースに該当する判断
- (2) 市場希釈化理論の導入：従来の「市場代替」を超え、同ジャンル・テーマの AI 生成物による間接的競合を新たな侵害理論として提示
- (3) 証拠不足による敗訴：原告が具体的な市場損害を立証できなかったため、現時点では権利者 (原告) 敗訴

Chhabria 判事は、市場希釈化について、「同一トピックや同一ジャンルの書籍のような、より類似性の低い出力物でも、訓練データ内の書籍と売上を競合し得る。それらの書籍から売上を奪うか、店舗やオンライン市場を氾濫させることで、それらの書籍が注目されず購入されなくなり、作者の創作インセンティブを減少させる」と説明した。

ただし、この判決は連邦地方裁判所レベルでの判断であり、今後連邦控訴裁判所や連邦最高裁判所での審理を通じて、その法的解釈が見直される可能性があることに留意が必要である。

(ii) 米国著作権局による、著作権と人工知能 (AI) に関する三部作の公表⁹³

米国著作権局は、著作権と人工知能 (AI) に関する三部作を順次公表した。

第 1 部 (2024 年 7 月 31 日公開) は、デジタルレプリカ⁹⁴に焦点を当て、デジタル複製 (ディープフェイク等) により実在人物の声・容貌が AI で再現される状況を整理。著作権の保護対象外でも人格・パブリシティ、詐欺や表示法等の交錯に留意し、州法と連邦法の役割分担、透明性・同意・救済手段の設計課題を示したものである。

第 2 部 (2025 年 1 月 29 日公開) は、AI の支援を受けて作成された作品の著作権保護可

⁹³ 米国国立国会図書館サイト <https://current.ndl.go.jp/car/252952> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁹⁴ 米国著作権局サイト <https://www.copyright.gov/ai/Copyright-and-Artificial-Intelligence-Part-1-Digital-Replicas-Report.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

能性⁹⁵について検討したもので、AI 支援作品の著作権保護可能性について体系化。人間の関与の程度・タイミング・選択判断の創作性を軸に、登録時の立証、生成物の分離可能な部分保護、共同著作否定の原則、プロンプトのみでは保護困難という判断枠組みを具体化したものである。

第3部（2025年5月9日公開）は、最終版発行前に関係者からのフィードバックを募り議論を促進するためのものであり、AI モデルの学習過程において著作権で保護された作品を使用することの法的意義について、今後の方向性を示す重要な分析を提供している。

米国著作権局による、著作権と人工知能（AI）に関する三部作（Copyright and Artificial Intelligence シリーズ）の概要は以下のとおり。

（a）第1部（デジタルレプリカ）⁹⁶（2024年7月31日公開）

この報告書は、人工知能（AI）と著作権に関する法的・政策的問題を扱っている。特に注目すべきは、「デジタルレプリカ」と呼ばれる、AI を使用して個人の声や外見を模倣した未承認の画像や録音に関する提言である。

「デジタルレプリカ」は、米国著作権局の報告書によると、「デジタルで作成または操作された、個人を現実的かつ偽造的に描写する動画、画像、または音声録音」と定義されている。これは、AI で生成されたものだけでなく、他のデジタル技術で作られたものも含む。一般的に「ディープフェイク」とも呼ばれるこれらの技術は、驚くほど本物そっくりな偽造コンテンツを生み出すことができる。

報告書の作成にあたっては、1 万件以上のパブリックコメントが寄せられ、著者、作曲家、パフォーマー、アーティスト、出版社、プロデューサー、弁護士、学者、テクノロジー企業、図書館、スポーツリーグ、業界団体、公益団体など、幅広い関係者からの意見が反映されている。

報告書の主な要点は以下のとおり。

（1）連邦法制定の必要性

報告書の最も重要な結論は、デジタルレプリカに対処するための新しい連邦法が「緊急に必要」だということである。米国著作権局は、AI によって作成されるデジタルレプリカの精度、スピード、規模が、迅速な連邦の行動を求めていると指摘している。

既存の州法や連邦法では、未承認のデジタルレプリカの公開や配布によってもたらされる実質的な害から個人を十分に保護できないと著作権局は結論づけている。この問題は、エンターテインメントや政治の分野だけでなく、一般の人々にも影響を与える可能性がある。

（2）連邦デジタルレプリカ権の提案要素

米国著作権局は、新しい連邦法に含めるべき重要な要素をいくつか提案している。

⁹⁵ 米国著作権局サイト <https://www.copyright.gov/ai/Copyright-and-Artificial-Intelligence-Part-2-Copyrightability-Report.pdf>
[最終アクセス日：2026年3月6日]

⁹⁶ 米国著作権局サイト <https://www.copyright.gov/ai/Copyright-and-Artificial-Intelligence-Part-1-Digital-Replicas-Report.pdf>
[最終アクセス日：2026年3月6日]

(a) 保護対象と権利者

法律は、AI で生成されたものかどうかにかかわらず、本物と区別するのが難しいほど現実的なデジタルレプリカを対象とすべきだと提言している。さらに、この権利は有名人やパブリックフィガーだけでなく、すべての個人に適用されるべきだとしている。

(b) 保護期間

保護期間については、少なくとも個人の生存期間中は保護されるべきだとしている。死後の保護については、期間を限定し、場合によっては個人のペルソナが死後も商業的に利用され続ける場合に延長できるオプションを設けることを提案している。

(c) 禁止行為と責任

未承認のデジタルレプリカの配布や公開を行為として禁止すべきであるが、単なる作成行為は対象外とすべきだと提言している。また、商業的利用に限定せず、個人的な性質の害悪も対象とすべきだとしている。責任の発生には、デジタルレプリカが特定の個人のものであり、かつ未承認であることの実際の知識が必要だとしている。

(d) ライセンスと譲渡

個人がデジタルレプリカ権をライセンス供与し、収益化することは可能とすべきであるが、完全な権利譲渡は認めるべきではないと提言している。また、未成年者の権利のライセンスには追加の保護措置が必要だとしている。

(e) 修正第 1 条への配慮

法律には表現の自由に関する懸念を明示的に盛り込むべきだとしている。カテゴリー別の除外ではなく、バランスを取るフレームワークを使用することで、過度の広がり避け、より大きな柔軟性を確保できるとしている。

(f) 救済措置

効果的な救済措置として、差止命令による救済と金銭的損害賠償の両方を提供すべきだとしている。法定損害賠償や勝訴当事者への弁護士費用の規定を含めることで、経済的損害を示せない個人や訴訟費用を負担できない個人でも保護を受けられるようにすべきだとしている。

(g) 州法との関係

米国著作権局は、確立された州のパブリシティ権とプライバシー権を考慮して、完全な連邦法の専断は推奨していない。代わりに、連邦法が全国的に一貫した保護の基準を提供し、州がさらなる保護を提供できるようにすべきだとしている。

(3) 著作権法第 114 条(b)項の明確化

報告書は、著作権法第 114 条(b)項が、音声デジタルレプリカの無断使用から保護する州法と矛盾しないことを明確にすべきだと提言している。この条項は、録音物における音の

模倣や再現を許可しているが、米国著作権局は、これが個人の固有の声に対する権利を奪うことを意図したものではないと指摘している。

（b）第2部（AIの支援を受けて作成された作品の著作権保護可能性について）⁹⁷（2025年1月29日公開）

米国著作権局は、2025年1月29日、人工知能（AI）が生成する著作物の著作権保護に関する包括的な報告書を公表した。この報告書は、AIを利用した創作物の著作権保護について、人間の創作性を中心に据えた明確な指針を示している。特に重要なのは、AIをツールとして使用する場合と完全にAIに依存する場合を区別し、人間の創作的コントロールの程度に基づいて保護の可否を判断するというアプローチである。

本報告書において、特に注目すべきは、プロンプトのみによる生成物には著作権保護を認めないという明確な立場を示した点である。これは、現在の技術水準において、プロンプトだけでは、人間による十分な創作的コントロールが及んでいないと判断されたためである。一方で、人間が創作した著作物をAIに入力し、その要素が最終的な成果物に認識可能な形で残っている場合や、AI生成物に対して人間が実質的な創造的修正を加えた場合には、著作権保護の可能性を認めている。

本報告書の注目すべき要点は以下のとおり。

①報告書の背景と重要性

（1）報告書公表の経緯

生成AI技術の急速な発展と普及を背景に、米国著作権局は2023年初頭からAIと著作権の交点に関する包括的な調査を開始した。この取り組みの一環として、2023年3月にはAI生成コンテンツを含む著作物の登録に関する政策声明を発表し、同年8月には一般からの意見募集を実施した。

今回の報告書は、1万件を超える意見提出を分析した結果として公表されたものである。意見提出者には、作家、作曲家、アーティスト、出版社、プロデューサー、弁護士、学者、テクノロジー企業、図書館、スポーツリーグ、業界団体など、幅広い利害関係者が含まれている。特筆すべきは、これらの意見が全米50州のみならず、67カ国からも寄せられたという点で、この問題に対する国際的な関心の高さを示している。

このような広範な意見収集プロセスを経て、著作権局は既存の著作権法の枠組みでAI生成物の著作権保護問題に対応できるという結論に至った。

（2）米国著作権制度における人間の著作者性要件

米国著作権法における人間の著作者性の要件は、単なる技術的な要件ではなく、憲法上の要請に基づくものである。米国憲法第1条8節8項は、「著作者」に対して「著作物」の独占的権利を付与する権限を議会に与えている。この「著作者」という概念は、人間の創造性を前提としているというのが、長年の判例法理の立場である。

⁹⁷ 米国著作権局サイト <https://www.copyright.gov/ai/Copyright-and-Artificial-Intelligence-Part-2-Copyrightability-Report.pdf>
[最終アクセス日：2026年3月6日]

②AI の利用形態による著作権保護の判断基準

(1) AI をツールとして使用する場合

米国著作権局は、AI の利用形態を「ツールとしての使用」と「創作的表現の代替」という 2 つの類型に分けて判断基準を示している。AI をツールとして使用する場合、つまり人間の創造性を補助する手段として AI を活用する場合には、従来の著作権保護が維持される。

例えば、映画製作におけるビジュアルエフェクトの生成や、音楽制作における音声の編集に AI を利用する場合が、この類型に該当する。米国著作権局は、このような利用方法がカメラやワープロといった従来の創作補助ツールの延長線上にあるものとして捉えている。

(2) AI が創作的表現を代替する場合

一方、AI が人間の創作的表現を代替する場合、つまり AI が実質的な創作的判断を行う場合には、著作権保護は認められない。米国著作権局は、このような場合には、人間による創作的コントロールが欠如しているとの立場を取っている。

特に重要なのは、AI による創作的表現の代替が作品の一部にとどまる場合の取り扱いである。報告書によれば、人間が創作した大きな作品の中に AI 生成物が含まれている場合、作品全体としての著作権保護は否定されない。これは、映画における特殊効果や背景アートに AI を使用する場合などが該当することになる。ただし、AI 生成部分自体は保護対象から除外されることに注意が必要である。

(3) プロンプトのみによる生成と著作権保護

現在の技術水準では、プロンプトのみによる生成物には著作権保護が認められないというのが、米国著作権局の明確な立場である。詳細なプロンプトエンジニアリングを行った場合でも、プロンプトは、本質的には「指示」にすぎず、表現の方法を AI システムが決定している以上、人間による十分な創作的コントロールがあるとは認められないとされている。

米国著作権局は、この判断の根拠として、現在の AI システムが「ブラックボックス」的な性質を持つことを指摘している。同じプロンプトを使用しても、異なる出力が生成される可能性があり、プロンプトに明示的に指定していない要素が出力に含まれたり、指定した要素が出力から欠落したりする現象が一般的に観察される。つまり、プロンプトによって最終的な表現をコントロールすることは、技術的に困難だというわけである。

また、プロンプトを繰り返し修正することによって目的の出力を得る手法についても、これは単に「サイコロを振り直している」にすぎず、創作的コントロールとは認められないとしている。この判断は、著作権保護には「アイデアの表現方法」に対する人間のコントロールが必要であるという基本原則に基づいている。

③著作権保護が認められる具体的なケース

(1) 人間が創作した表現的入力が認識可能な場合

米国著作権局は、人間が創作した表現的入力があるAI生成物に認識可能な形で残っている場合、その部分について著作権保護を認めている。この判断は、派生的著作物の保護に関する考え方を応用したものといえる。

具体的な例として、米国著作権局は実際の登録事例を挙げている。ある事例では、アーティストが手描きのイラストをAIに入力し、写実的な画像を生成した。この作品では、マスクの輪郭、鼻や口、頬骨の位置、茎とバラのつぼみの配置、4枚の葉の形状と配置など、元の手描きイラストの表現的要素が最終的なAI生成物に明確に認識できた。米国著作権局は、これらの人間による創作的要素に限定して著作権登録を認めたが、AIが生成した写実的な表現や背景の陰影などは保護の対象から除外している。

(2) AI生成物の創造的な選択・配列・修正

AI生成物に対して人間が創造的な選択、配列、または修正を加えた場合、その創造的貢献部分について著作権保護が認められる。これは、編集著作物の保護に関する法理を応用したアプローチである。多くのAIプラットフォームが提供している選択、編集、適応のためのツールを使用して、人間がAI生成物に対して実質的な創造的コントロールを及ぼした場合、この類型に該当する。

ただし、米国著作権局は、このような創造的貢献が著作権法上の「最小限の創作性」の基準を満たす必要があると強調している。たとえば、2つか3つの要素の選択や配列だけでは、通常、この基準を満たさないとされている。つまり、単なる機械的な選択や配列ではなく、実質的な創造的判断が必要とされるわけである。

(3) 人間の創作物とAI生成物の組み合わせ

人間の創作物とAI生成物を組み合わせた作品については、人間が創作した部分とその創造的な組み合わせについて著作権保護が認められる。米国著作権局は、この判断の具体例として、テキストと画像を組み合わせたコミック作品の登録事例を紹介している。この事例では、人間が執筆したテキストと、AIで生成した画像の選択・配置について創造的な判断がなされていたため、編集著作物としての保護が認められた。

米国著作権局は、この類型の保護において重要なのは、単なる機械的な組み合わせではなく、作品全体を通じて一貫した創造的判断が示されていることだと説明している。たとえば、映画作品においてAIで生成した特殊効果や背景アートを使用する場合、それらの要素をどのように組み込むかについての創造的な判断が、作品全体の著作権保護に影響を与えることになる。

なお、これらのケースにおいても、AI生成部分それ自体は保護対象とならないという原則は維持されている。つまり、著作権保護は、人間の創造的貢献が及ぶ範囲に限定されるということである。

(c) 第3部（生成AIモデルのトレーニングについて）⁹⁸（2025年5月9日公開）

2025年5月9日、米国著作権局は、「著作権と人工知能」シリーズの第三部として「生成

⁹⁸ 米国著作権局サイト <https://www.copyright.gov/ai/Copyright-and-Artificial-Intelligence-Part-3-Generative-AI-Training-Report-Pre-Publication-Version.pdf> [最終アクセス日：2026年3月6日]

AI 学習」に関する報告書の事前公開版を発表した。この事前公開版報告書は、最終版発行前に関係者からのフィードバックを募り議論を促進するためのものであり、AI モデルの学習過程で著作権保護された作品を使用することの法的意義について、今後の方向性を示す重要な分析を提供している。

本報告書は、生成 AI の学習データとしての著作物使用に関する法的分析を行い、特にフェアユースの枠組みにおける評価に重点を置いている。本報告書は、一律に「フェアユース」か「著作権侵害」かという単純な結論を避け、ケースバイケースでの評価の必要性を強調している。

フェアユース（公正使用）は、米国著作権法第 107 条に規定された法理であり、著作権者の許可なく著作物を使用することが許される場合を定めている。フェアユースの判断には 4 つの要素が考慮され、報告書もこの枠組みに沿って分析を行っている。特に第 1 要素と第 4 要素が重要視される傾向にあると著作権局は指摘している。

4 つの要素の要点は以下のとおり。

(1) 第 1 要素：利用の目的と性質

第 1 要素は、著作物の使用目的と性質を評価するもので、特に「変形的利用」と「商業性」が重要な観点となる。

「変形的利用」について、報告書では、「生成 AI の基盤モデルを大規模かつ多様なデータセットで訓練することは、しばしば変形的である」と評価している。しかし、同時に、「変形的である度合いは様々であり、どれほど変形的か、あるいは正当化されるかは、モデルの機能性とその展開方法に依存する」とも述べている。

重要なのは、「単に AI モデルの訓練に使用することだけでは、フェアユースを正当化するには不十分だ」と述べている。例えば、研究目的や閉鎖システム内での非代替的なタスクにモデルを展開する場合は変形的利用の度合いが高い一方、元の素材の創造的意図に近い出力（芸術、音楽、文章など）を生成する場合は、変形的というよりも派生的と見なされる可能性が高いとしている。

商業的利用に関して、報告書では、AI モデルの開発には複数の主体（商業的なものと非商業的なもの）が関わることが多く、単純に開発主体の性質だけで判断するのではなく、使用の目的自体を見るべきだとしている。例えば、営利企業内の研究者が学術論文発表目的でモデルを開発する場合もあれば、非営利団体が商業的目的で AI モデルをライセンスする場合もあり得るとしている。

また、報告書では、違法に入手した著作物（海賊版サイトからの取得やペイウォール回避など）を使用することは、フェアユースに不利に働くと明確に述べている。報告書では、「著作権で保護された作品を違法に入手することは、単に許可なく使用する以上に一步踏み込んだ行為であり、使用の性質に関わる」と指摘している。

(2) 第 2 要素：著作物の性質

第 2 要素は、使用される著作物自体の性質を評価するものである。一般に、事実に・機能的な作品よりも、創造的・表現的な作品（小説、映画、芸術、音楽など）の方が著作権保護の中核に近いとされている。

報告書によれば、AI モデルの訓練セットには通常、書籍や音楽作品など「高度に創造的

で著作権の中心に近い」表現的作品が含まれており、この点ではフェアユースに不利に働く可能性がある。また、一部の訓練データが未公開作品である場合、さらにフェアユースに不利となる可能性があるものの、ほとんどの使用コンテンツは公開済みであることから、この点は「控えめにフェアユース主張を支持する」としている。

このように、第2要素の評価はモデルとそれに使用される作品によって大きく異なり、「作品がより表現的、あるいは未発表の場合、第2要素はフェアユースに不利に働く」と著作権局は結論づけている。

(3) 第3要素：使用された部分の量と実質性

第3要素は、「使用された部分の量と実質性が、コピーの目的に照らして合理的かどうか」を評価するものである。AIモデルの訓練では、一般的に作品全体を取り込むことが必要であり、この点が法的評価の焦点となる。

報告書は、裁判所が変形的使用の場合に全体コピーを認めた前例（Google ブックスやサムネイル画像検索など）があることを認めつつも、「AI 訓練の文脈では、全体の著作権保護作品の使用は、Google ブックスやサムネイル画像検索の場合よりも明確に正当化されない」と指摘している。特に、AI システムが元の作品と競合する可能性のある表現的出力を生成できる場合、全体コピーがフェアユースであるという主張はさらに弱まる。

一方で、コピーされたテキストへの公衆のアクセスを防ぐための適切な「ガードレール」が実装されている場合、この要素はフェアユースに不利に働かない可能性もあるとしている。米国著作権局は、「モデルが出力からユーザーを完全に遮断するか、非表現的な出力をもたらす場合」、全体作品の使用がより許容される可能性があることを示唆している。

(4) 第4要素：市場への影響

第4要素は、著作物の潜在的市場または価値への影響を評価するもので、著作権局はこれを「著作権のフェアユース分析において、間違いなく最も重要な要素」と位置づけている。

報告書では、AI の学習過程における著作権作品の使用が「販売機会の喪失、市場の希薄化、およびライセンス機会の損失を通じて、著作権で保護された作品の市場または価値に重大な潜在的損害をもたらす」と警告している。

特に、市場希薄化の脅威について、米国著作権局は、ロマンス小説のジャンルを例に挙げ、「AI システムが生成するコンテンツの速度と規模は、訓練データと同種の作品の市場を希薄化させる深刻なリスクをもたらす」と指摘している。「何千もの AI 生成ロマンス小説が市場に出れば、AI が訓練された人間作家のロマンス小説は売れなくなる可能性が高い」という分析は、AI がクリエイティブ産業に与える潜在的影響の深刻さを示している。

また、報告書では、市場への影響を個別の作品への影響だけでなく、同種の作品全体の潜在的市場への影響として幅広く捉えるべきだと主張している。AI の出力が創作物市場を飽和させることで、価格の低下や元の作品への需要減少、著作権使用料プールの希薄化など、著作権者に対する深刻な影響が懸念されている。

さらに、訓練のためのライセンス市場が存在する、または実現可能な場合、この要素はフェアユースに不利に働くと著作権局は明確に述べている。音楽、ニュース、画像など複数のセクターでライセンスが既に行われている事実が指摘され、ライセンスオプションの存

在はフェアユース主張を弱めるとされている。

2. メタバーズ・NFT 関連の動向

(1) NFT (Non-Fungible Token, 非代替性トークン) に関する商標権侵害事件

最近の NFT に関する注目すべき米国知財判決は以下のとおり。

(i) **Hermes International and Hermes of Paris, Inc. v. Mason Rothschild, 22-cv-384 (JSR)**⁹⁹ (2023 年 2 月 8 日) 商標権侵害事件

(事案の概要)

2022 年 1 月 14 日、Hermes 社は、芸術家の Mason Rothschild 氏の行為が同社の商標権侵害及び商標の希釈化に該当し、また「metabirkins.com」というドメイン名の使用がサイバー・スクワッティング（ドメイン名の不正目的での登録・使用）に該当するものであることを理由に、Rothschild 氏が同社の Birkin ハンドバッグを模した MetaBirkin と名付けられた NFT を販売したとして、Rothschild 氏をニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に提訴した。

(裁判所の判断)

2023 年 2 月 8 日、Rothschild 氏による MetaBirkin の NFT に関して、同地方裁判所の陪審員は、商標権侵害、商標の希釈化、サイバー・スクワッティングであると評決した。また、Rothschild 氏の行為は 13 万 3,000 ドルの損害賠償に値することも併せて認定した。

Rothschild 氏は、合衆国憲法修正第 1 条 (First Amendment)¹⁰⁰ による表現の自由の保護が重視される Rogers テスト¹⁰¹の適用を主張し、Hermes 社は表現の自由とは無関係に一般的な商標権侵害で用いられるテスト¹⁰²の適用を主張していた。しかしながら、Rothschild 氏は、毛皮で覆われているデザインなど、MetaBirkin は合衆国憲法修正第 1 条で認められている芸術的な表現であると主張したが、認められなかった。

(ii) **Nike, Inc. v. StockX LLC, No. 1:2022cv00983 - Document 250 (S.D.N.Y. 2024)**¹⁰³ 商標権侵害事件

(事案の概要)

StockX はスニーカーを中心とした衣料再販のオンラインマーケットプレイスで、株取引のようにスニーカーを売買する取引所のようなプラットフォームを提供している。その StockX が 2022 年 1 月に「Vault NFTs on StockX」という NFT を用いたサービスを開始した。

⁹⁹ Justia 連邦地方裁判所サイト <https://law.justia.com/cases/federal/district-courts/new-york/nysdce/1:2022cv00384/573363/140/>
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁰⁰ 米国合衆国議会サイト <https://constitution.congress.gov/constitution/amendment-1/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁰¹ Rogers v. Grimaldi, 875 F.2d 994, 1989 <https://law.resource.org/pub/us/case/reporter/F2/875/875.F2d.994.88-7828.88-7826.600.601.html> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁰² Gruner + Jahr USA Pub. v. Meredith Corp., 991 F.2d 1072, 1074 <https://case-law.vlex.com/vid/gruner-jahr-usa-pub-894586775>
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁰³ Justia 連邦地方裁判所サイト <https://law.justia.com/cases/federal/district-courts/new-york/nysdce/1:2022cv00983/574411/250/>
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

Vault NFT は、実際のスニーカーやファッションアイテムに紐付けられ、NFT の権利がそのアイテムの所有者が誰であることを証明する。具体的には、StockX のマーケットプレイスで、例えば、Nike のスニーカー「Dunk Low」の NFT を購入すると、StockX の保管庫にある「Dunk Low」の所有権を得る。権利者が Vault NFT を引き換えると、StockX から本物の「Dunk Low」が送られてくる。

引き換えずに Vault NFT を売りに出して、より高く売れたら、実際のスニーカーを一度も所持することなく転売利益を得られる。転売業者にとってスニーカーの保管スペースは大きな負担である。Vault NFT なら、最適な保管環境が保たれる StockX の倉庫施設を利用して、保管と輸送にコストをかけずに転売できる。

2022 年 2 月 3 日、Nike 社は、Nike 社のスニーカーデザインを表示した NFT を販売したとして、スニーカー転売のオンライン市場を運営する StockX 社をニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に提訴した。

訴状にて、Nike 社は、StockX 社が同社の登録商標である「NIKE」、「AIR JORDAN」等の文字商標や、「Swoosh」と呼ばれる図形商標を Nike 社に無断で使用し、Nike 社のスニーカー商品のデジタル画像を NFT 化したもの（「Vault NFT」と呼ばれるコレクション）を販売していると主張した。

Nike 社は、同連邦地方裁判所の審理において、

①現時点ではスニーカーの配送を受けることができるサービスが提供されていない点、②Vault NFT をスニーカーと交換する際、保有者は手数料、配送料等の追加的な費用を支払う必要がある点、③StockX 社の判断によって Vault NFT が「限定セールへの参加等、一定の商品、特典を得たり、体験に参加したりする権利」と交換され、NFT 保有者がスニーカーの配送を受けることができない可能性がある点、④Vault NFT がスニーカー単体よりも非常に高額で取引されている点、⑤SNS 上での消費者の反応等に基づき、実際に混同のおそれが生じている点などを主張していた。

一方、StockX 社は、Vault NFT が実際の中古スニーカーの所有権の記録や引換券などとして機能するだけであり、Nike 社の商標権がスニーカーの最初の販売によって消滅しているなどと主張していた。

(裁判所の判断)

地裁係属中である。

(iii) Yuga Labs, Inc. v. Ripps et al., No. 2:2022cv04355 - Document 452 (C.D. Cal. 2024)¹⁰⁴ (2023 年 4 月 21 日) 商標権侵害事件

(事案の概要)

Yuga Labs 社は、Bored Ape Yacht Club (BAYC) などの人気の NFT コレクションを展開する米国の NFT 制作スタジオであり、NFT 業界でも屈指の売上規模や知名度を誇っていた。今回争いの対象となった BAYC は、2021 年 6 月にリリースされた猿がモチーフの NFT コレクションであり、様々な容姿を持つ全 10,000 種類のキャラクターから構成されていた。

¹⁰⁴ Justia 連邦地方裁判所サイト <https://law.justia.com/cases/federal/district-courts/california/cacdce/2:2022cv04355/855658/452/>
[最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

BAYC は高額で転売され、著名人もこぞって保有者となるなど、人気を博していた。

一方、Ryder Ripps 氏は、ビジネス・パートナーと共に、2022 年 5 月に BAYC を模倣した Ryder Ripps Bored Ape Yacht Club (RR/BAYC) と称する独自の NFT コレクションを制作した。

2022 年 6 月 24 日、Yuga Labs 社は、同社の Bored Ape Yacht Club (BAYC) の NFT コレクションの模倣品を販売したとして、Ripps 氏をカリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所に提訴した。Yuga Labs 社は、Ripps 氏が意図的に消費者に混乱を引き起こし、Yuga Labs 社のビジネスに損害を与えることを目的としていたと主張した。Ripps 氏は、自らのコレクションが BAYC NFT を風刺したものであり、Yuga Labs 社の請求が合衆国憲法修正第 1 条 (First Amendment)¹⁰⁵ およびフェアユース (著作権法で保護されている作品を特定の条件下で許可なく使用しても、著作権侵害とみなされないという法理) によって妨げられると主張した。

(裁判所の判断)

同連邦地方裁判所は、Rogers テスト¹⁰⁶ が本件に適用されないと結論づけ、Ripps 氏の主張と異なり、Ripps 氏のコレクションが合衆国憲法修正第 1 条の下で保護される芸術表現としては適格ではないと判断した。

同連邦地方裁判所は、さらに、仮に Rogers テストが適用されるとしても、被告は意図的に消費者を欺こうとしたと判断した。同判決は、同コレクションに関連するドメイン rrbayc.com と apemarket.com には、Yuga Labs 社のブランディングと紛らわしいほど類似したブランディング要素が含まれていると指摘した。判決は、NFT は単なるデジタル証明書ではなく、ランダム法上の仮想商品とみなされることを強調し、「ランダム法上の責任を負うためには (被告の商品は) 有形である必要はない」という Hermes での Rakoff 判事の判決に同意した。

(2) 意匠の製造物品要件に関する意見募集の結果を公表^{107 108} (2022 年 4 月 21 日公表)

USPTO は、意匠特許の製造物品要件に関する意見募集¹⁰⁹の結果をまとめた報告書¹¹⁰を公表した。意見募集は 2020 年 12 月～2021 年 2 月に実施された。この意見募集は、意匠特許の保護対象を投影画像、ホログラム、仮想現実・拡張現実などのような新しい技術に拡大することの是非を問うものであった。

意見が募集された製造物品要件とは、米国特許法第 171 条 (製造物品のための新規で独創的かつ装飾的な意匠を創作した者は、本法の条件及び要件に従い、それについての特許

¹⁰⁵ 米国合衆国議会サイト <https://constitution.congress.gov/constitution/amendment-1/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁰⁶ Rogers v. Grimaldi, 875 F.2d 994, 1989 <https://law.resource.org/pub/us/case/reporter/F2/875/875.F2d.994.88-7828.88-7826.600.601.html> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁰⁷ Regulations.gov サイト <https://www.regulations.gov/document/PTO-C-2020-0068-0001> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁰⁸ 米国特許商標庁サイト [Summary of public views on the article of manufacture requirement of 35 U.S.C. § 171](https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTO-Articles-of-Manufacture-April2022.pdf) [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁰⁹ Regulations.gov サイト <https://www.regulations.gov/document/PTO-C-2020-0068-0001> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹¹⁰ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTO-Articles-of-Manufacture-April2022.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

を取得することができる）に規定されている要件であり、具体的には、同条において意匠特許の保護対象が「製造物品のための意匠」と規定されていることを指している。同規定に基づいて USPTO は、例えば、コンピュータ画面等に表示されているグラフィカル・ユーザ・インターフェース（GUI）等の画像デザインについては、製造物品であるコンピュータ画面等に表示されることから保護対象としてきた。しかし、壁面等への投影画像、ホログラム、仮想現実・拡張現実などのような新しい技術分野では製造物品であるコンピュータ画面等を必要としないことから、保護対象としてはこなかった。そこで、USPTO は、この運用を見直すべきかどうか検討していた。

意見募集に対し、知財団体、企業、学者等から 19 件の意見が提出され、保護対象の拡大に賛成する意見は 13 件、反対する意見は 6 件であった。仮想現実のような技術に関して、意匠の保護対象を拡大することに賛成する意見が多数であった。

賛成意見としては、USPTO による第 171 条の解釈や審査基準が過度に制限的であり、もっと柔軟に運用すべきという意見や、日本等の他国では新しい技術分野を保護する動きがあることから国際協調を求める意見があった。反対意見としては、判例法との不整合や、先行技術文献の不足、著作権や商標権によって保護可能であることを指摘するものがあった。

（3）USPTO、コンピュータで生成された電子画像に関連する意匠特許出願の審査に関する補足ガイダンスを公表¹¹¹（2023 年 11 月 16 日公表）

USPTO は、コンピュータで生成された電子画像に関連する意匠特許出願の審査に関する補足ガイダンスを公表した。本ガイダンスは、コンピュータで生成された電子画像をクレームする意匠特許が、米国法第 35 編第 171 条に基づく製造物品の要件を満たしているかどうかを判断する際のガイダンスとして特許審査部に提供された。USPTO が述べているように、本ガイダンスは新たな実務や手続を提供するものではなく、ディスプレイパネルに表示されるコンピュータアイコンやグラフィカル・ユーザ・インターフェース（GUI）、またはその一部は、米国法第 35 編第 171 条の「製造物品」と見なされるという長年の解釈を再確認するものである。

本ガイダンスは、パネル（例えば、コンピュータ画面、モニター、コンピュータ・ディスプレイ・システム、携帯電話画面、仮想現実/拡張現実ゴーグル）上に表示される画像と、パネル上に表示されるコンピュータアイコンや GUI とを区別しようとしている。注目すべきことに、本ガイダンスは、ディスプレイパネル上に表示されるコンピュータアイコンや GUI は、コンピュータアイコンまたは GUI を表示するパネルの操作において「不可欠で能動的な構成要素」とであると説明している。対照的に、本ガイダンスは、コンピュータアイコンや GUI ではないパネル上に表示される単なる画像は、コンピュータの動作において不可欠で能動的な構成要素ではなく、米国法第 35 編第 171 条の法定主題を構成しないと指摘している。本ガイダンスは、現時点での法を再確認するものであり、画像単体やコンピュータ画面上の画像は意匠特許によって保護することができず、著作権のような他の手段がそのようなデザインを保護する適切なルートとなり得る。

¹¹¹ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/subscription-center/2023/uspto-provides-supplemental-guidance-examination-design-patent> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

本ガイダンスは、また、コンピュータで生成された画像が米国法第 35 編第 171 条に基づく意匠特許保護を受ける資格があるか否かを判断する際に、審査官にいくつかのファクターを示している。コンピュータで生成された画像の適格性を判断する際のファクターには、以下のものが含まれる。

- (1) コンピュータで生成された画像のクレーム及びタイトルが、ディスプレイパネル上のアイコン又は GUI に向けられるかどうか（例えば、「アイコンを有するコンピュータ画面」は許容可能なタイトル及びクレームとして例示され、一方、「コンピュータ画面のためのアイコン」は許容不可なタイトルとして例示された）。
- (2) 図面が、物品に具現化されたデザインを完全に開示し、ディスプレイパネルに具現化されたコンピュータアイコン又は GUI を描写するに十分な態様で、ディスプレイパネル又はその一部を示しているかどうか。
- (3) 開示が、全体として、製造物品に具現化された、コンピュータで生成された電子画像を含むデザインに向けられているかどうか。

本ガイダンスは、ソフトウェアベースの特許の適格性のハードルが高いことを考慮して、コンピュータプログラムのコンピュータ生成電子画像（アイコンや GUI など）の意匠出願が増加していることに対応するものである。これは、USPTO が 2021 年に、製造物品要件の解釈を仮想現実および拡張現実のデザインに適用すべきかどうかについて意見を求めたことに続くものである。本ガイダンスは、仮想現実および拡張現実のデザインについて更なる明確性を提案するものではなく、代わりに、従来のアイコンやディスプレイと結びついたグラフィカル・ユーザ・インターフェースに関する既存のガイダンスを繰り返すものである。

（４）NFT に関する調査

（i）上院の司法委員会の上院議員が NFT と知財の関連について調査を要請¹¹²（2022 年 6 月 9 日）

連邦議会上院の司法委員会知財小委員会の Patrick Leahy 議員及び Thom Tillis 議員は、NFT に関する共同調査の実施を求める書簡を USPTO 長官及び著作権局の局長宛に送付した。

調査項目として、書簡では、NFT に関して生じ得る知財の問題や、NFT の譲渡がその NFT に関連する知財権にどのように影響するか、ライセンスや侵害がどのように機能するか、NFT の創作者はどのような知財権を有するかなどが挙げられた。

書簡において、両議員は、学術、エンターテインメント、医療、アートといった様々な場面で NFT が利用されており、知財権制度との関連を理解することが極めて重要だと述べた。そして、USPTO 及び著作権局に対して、調査を実施するかどうかを 2022 年 7 月 9 日までに回答し、2023 年 6 月までに調査を完了するよう求めた。

¹¹² 米国著作権局サイト <https://www.copyright.gov/laws/hearings/response-to-june-9-2022-letter.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

その書簡の背景は、2022 年に入ってから、NFT に関して商標権侵害などを訴える、上記（１）にて説明した３件の訴訟が相次いで連邦地方裁判所へ提起されたことであった。

（ii）USPTO および米国著作権局、NFT に関する調査のための意見募集を実施¹¹³（2022 年 11 月 23 日公表）

USPTO および米国著作権局（USCO）は、NFT に関する政策上の課題についての調査を進めるために、意見募集を実施すると発表した。

USPTO および米国著作権局（USCO）は、Patrick Leahy 上院議員および Thom Tillis 上院議員による 2022 年 6 月 9 日付けの書簡¹¹⁴を受けて、NFT が知財に及ぼす影響に関する共同調査を開始していた。今回の意見募集は、この共同調査の一環で行われた。意見の提出期限は 2023 年 1 月 9 日とされている。意見の提出期限後には、さらなる意見収集のため、NFT と知財に関する公開討論会を 3 回にわたって開催するとしている。

今回、意見を求めている主な内容は以下のとおり。

- (1) 各業界や技術分野における NFT の利用状況
- (2) NFT に関する知財関連の課題の有無
- (3) NFT が知財の保護対象となる製品などに及ぼす影響
- (4) 権利移転、ライセンス供与や権利行使などの活動における NFT の利用状況
- (5) 現在の知財関連法における NFT に関連する課題の有無
- (6) NFT が知財ポートフォリオの管理に及ぼす影響

3. SEP 関連の動向

（１）USPTO、国立標準技術研究所、司法省、SEP の救済に関する政策声明を公表¹¹⁵（2019 年 12 月 19 日公表）

米国特許商標庁（USPTO）、米国国立標準技術研究所（NIST）、司法省反トラスト局は、「標準必須特許（SEP）の救済に関する政策声明 1」（以下、2019 年政策声明）を公表した。

この政策声明は、イノベーションへのインセンティブと市場における競争の確保という目的のために、標準必須特許が侵害された場合に認められるべき適切な救済の範囲についての当局（USPTO、NIST、司法省反トラスト局）の共通見解を示すものである。

2019 年政策声明の概要は以下のとおり。

2013 年政策声明の公表以降、同声明の解釈を巡って誤解が生じている。すなわち、同声明は「FRAND 宣言がなされた標準必須特許に関する侵害事件では、通常の特許権侵害の場合とは異なる特別な法制が適用され、差止や他の排他的救済が利用できない」旨を示唆するものであるとの誤解が生じている。こうした状況は、特許制度がもたらす絶妙な balan

¹¹³ 米国政府印刷局サイト <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-11-23/pdf/2022-25211.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹¹⁴ 米国著作権局サイト <https://www.copyright.gov/laws/hearings/response-to-june-9-2022-letter.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹¹⁵ Justice 特許商標庁サイト <https://www.justice.gov/atr/page/file/1228016/dl?inline=> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

スを崩すおそれがあり、ひいてはイノベーションやダイナミックな市場競争に害をなすおそれがある。そこで、USPTO と司法省反トラスト局は、2013 年政策声明を撤回し、NIST を加えて新たに 2019 年政策声明を公表する。

2019 年政策声明では、「標準必須特許の所有者による FRAND 宣言は、侵害の際に適切な救済措置を決定するための一要素」に過ぎず、「事件に関する事実に鑑みて特段の事情がない限り、標準必須特許に関する侵害訴訟においても、通常の特許侵害訴訟と同様に、差止を含む全ての救済が認められるべきである」との当局の見解を明確化する。

詳細は後述するが、本政策声明は、2022 年 6 月 8 日に撤回されることになる。

(2) 司法省等が SEP の政策声明改定について意見募集を開始¹¹⁶(2021 年 12 月 6 日公表)

米国司法省反トラスト局、USPTO 及び米国標準技術研究所 (NIST) は、標準必須特許 (SEP) の救済に関する政策声明の改定案¹¹⁷を公表し、意見募集を開始した。

この政策声明は、標準必須特許 (SEP) が侵害された場合に認められるべき適切な救済の範囲について、2019 年の政策声明¹¹⁸の内容を改めて、当局の見解を示すとともに、SEP ライセンスの誠実な交渉のガイダンスについても新しく示すものである。2019 年の政策声明では、標準必須特許 (SEP) に関する侵害訴訟においても差止を含む全ての救済が認められるべきとされ、SEP 保有者 (特許権者) に有利な内容になっていた。2021 年 7 月のバイデン大統領による競争促進のための行政命令¹¹⁹により、この見解の見直しが要請されていた。

2022 年 2 月 4 日に締め切られた意見募集の意見書、コメントが公開された¹²⁰。提出された意見書は 167 件であった。多くの SEP 保有者は、今回の意見募集が実施者側の機会便乗的な行為を助長し、誠実交渉が損なわれる、あるいは中国との競争力を失わせるものといった意見を述べた。一方、実施者側は、今回の意見募集が権利者側によるたとえば ITC (International Trade Commission) における差止のリスクを抑制する効果があることを歓迎している意見などが中心である。今回の意見書はさまざまな企業から寄せられているが、特に自動車関係団体からの意見書も多い。また、日本企業・団体からの意見書もあった。

(3) 司法省等が 2019 年の SEP の政策声明を撤回¹²¹ (2022 年 6 月 8 日公表)

司法省 (DOJ)、USPTO 及び米国標準技術研究所 (NIST) は、標準必須特許 (SEP) の救済に関する 2019 年の政策声明を撤回すると通知した。2021 年 7 月のバイデン大統領による競争促進のための行政命令で見直しを求められたことを受け、2021 年 12 月に政策声明の改定案を公表して意見募集を行っていた。167 件の意見が提出され、これらの意見を検

¹¹⁶ Justice 司法省サイト <https://www.justice.gov/archives/opa/pr/public-comments-welcome-draft-policy-statement-licensing-negotiations-and-remedies-standards> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹¹⁷ Justice 司法省サイト <https://www.justice.gov/archives/opa/press-release/file/1453826/dl?inline=> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹¹⁸ Jetro サイト https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/us/2019/20191223.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹¹⁹ Jetro サイト https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/us/2021/20211208.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹²⁰ 標準不可欠な特許のライセンス交渉および救済措置に関する政策声明案 Regulations.gov サイト <https://www.regulations.gov/docket/ATR-2021-0001/comments> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹²¹ Justice 司法省サイト <https://www.justice.gov/archives/opa/pr/justice-department-us-patent-and-trademark-office-and-national-institute-standards-and> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

討した結果、標準設定における競争とイノベーションを促進するためには政策声明を撤回することが最良と結論づけた。

撤回する通知において、USPTO 長官は、新しい産業で主導権を握るために国際標準となり得る技術への研究開発投資が重要であること、米国の多国籍企業や中小企業、スタートアップが国際的な標準化団体に多く参加することが必要であることを指摘した。その上で、米国経済の持続可能で長期的な成長をもたらすための施策を支援すると述べた。

また、撤回する通知では、司法省（DOJ）が SEP 保有者や実施者が反競争的に市場力を利用していないかをケースバイケースで判断し、バイデン大統領の行政命令に従って司法省（DOJ）、USPTO、米国標準技術研究所（NIST）が協力を続けると述べた。標準化団体及び RAND/FRAND による SEP ライセンスの拡大により、イノベーションの促進、消費者の選択の多様化、産業競争力の強化につながるとした。最後に、標準化団体は、参加者に FRAND によるライセンスを求めることがあり、FRAND 宣言の内容は団体ごとに異なるものの、契約上の義務として米国法令に基づいて解釈されるとした。

（４）米国の Avanci、SEP ライセンス契約を日系自動車メーカーと締結¹²²

自動車の移動通信システム（2G、3G、4G）に関する SEP ライセンス・プラットフォームを扱っている米国の Avanci は、2022 年 7 月 12 日、実施料率について、従来の 1 台あたり 15 ドルから 20 ドルへ値上げすると発表した。

また、Avanci は、2022 年 9 月 21 日、第 2 世代（2G）、第 3 世代（3G）および第 4 世代（4G）の各移動通信システムの SEP をライセンスするプラットフォームに、トヨタ、日産、ホンダが参加したと発表した。これらの企業が参加したことにより、80 社を超える自動車ブランドが販売する 1 億台以上のコネクテッドカーに Avanci のライセンスが使用されることとなった。2023 年にさらに 3,000 万台から 4,000 万台のコネクテッドカーにライセンスが許諾された。

その後、トヨタは、Avanci との間で 2024 年に第 5 世代（5G）のライセンス契約を締結し、日産・ホンダは、Avanci との間で 2025 年に第 5 世代（5G）のライセンス契約を締結した。

（５）トランプ大統領に対し反 SEP 差止命令政策の採用を求める書簡を提出¹²³（2025 年 1 月 17 日）

Amazon、Google、Apple などのテクノロジー企業から成る「Save Our Standards Coalition」は、SEP 保有者による差止救済へのアクセスを制限する新たな政策を採用するようトランプ大統領に求める書簡を提出した。

この書簡は、IoT や AI といった技術の開発における協調的アプローチの重要性を強調しつつ、トランプ大統領に対して以下を要請している。

(i) 米国で販売される製品に影響を及ぼす可能性のある、外国企業による敵対的な SEP 差

¹²² Avanci サイト <https://www.avanci.com/vehicle/5gvehicle> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹²³ Save Our Standards サイト <https://www.saveourstandards.com/wp-content/uploads/2025/01/Joint-letter-to-Trump-administration.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

止命令の他法域での発動・執行を防止することで、米国企業を保護すること。

(ii) eBay 事件における最高裁判所の判決を覆す可能性のある法案（RESTORE 法など）に反対すること。

(iii) SEP の濫用に関与する敵対的な外国企業に対して、反トラスト法上の救済を活用することを奨励すること。

この書簡の目的は、トランプ現政権が 2019 年当時と同様の SEP 行使方針を採用することを阻止することにある¹²⁴ ¹²⁵。米国の法律事務所からの情報によれば、現時点では、現政権からの公式な回答や追加の動きは確認されていない。

（６）USPTO、標準必須特許（SEP）Working Group の設置を公表¹²⁶（2025 年 12 月 29 日）

USPTO は、標準必須特許（SEP）をめぐる「意味のある政策解決策」を策定・提供することを目的として、標準必須特許（SEP）Working Group の設置を公表した。本ワーキンググループは USPTO 長官に報告し、特許救済（差止め等）とエンフォースメントに関する USPTO の関与を推進しつつ、米国国際貿易委員会（USITC）および連邦地裁における SEP 訴訟に関して、イノベーションを促す観点からの政策対応を検討する位置づけとされる。公表文では、近年の SEP エコシステムが特許権者にとって厳しい局面にあるとの問題意識を示した上で、①強固な特許救済の回復（有効な特許は予見可能な執行に値する、との方向性の明確化）、②標準開発への実質参加を促す仕組み（特に中小企業の参加促進）、③標準化団体（SDO）関係者間の対話チャネル整備と、ライセンス交渉の透明性向上に資するリソース整備、という三つの柱を掲げている。

また、同公表は、SEP 差止めを含む救済をめぐる実務面で、政府が訴訟手続に関与していく姿勢も併せて示している。具体例として、Radian Memory Systems LLC v. Samsung Electronics（東テキサス連邦地裁）¹²⁷において米国政府（司法省反トラスト局および USPTO）が「Statement of Interest（関心表明書）」を提出したことを挙げ、特許権者が発明を実施していない場合であっても、侵害が回復不能な損害を生じ得ること、損害額の算定が困難であること等を踏まえ、差止救済の検討が重要となり得る旨を主張している（同書面の構成自体が「非実施主体の特許侵害でも回復不能な損害があり得る」点を中心に組み立てられている）。

さらに、USITC の Section 337 手続（DRAM 関連調査）でも、USPTO と司法省が共同で「公益」に関する意見提出を行った点に触れ、差止めを含む救済の意義や、公益要素の位置づけに関する当局の見解を示している。

¹²⁴ Justice サイト <https://www.justice.gov/atr/page/file/1228016/dl?inline=> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹²⁵ IPWatchdog.com サイト <https://ipwatchdog.com/2025/03/21/the-outlook-for-seps-in-2025-anti-suit-injunctions-doj-policy-and-genai/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹²⁶ 米国特許商標庁サイト <https://content.govdelivery.com/accounts/USPTO/bulletins/401f7ff> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹²⁷ PACER（Public Access to Court Electronic Records）サイト <https://pacer.uscourts.gov/help/faqs/how-do-i-access-pacer?utm> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

(7) SEP を巡る最新の訴訟動向

2025 年 8 月 26 日に発表された非公開報告書において、LexisNexis は、2014 年から 2024 年にかけて米国連邦裁判所に提起された SEP 事件の件数が大幅に増加し、年間約 200 件の新規事件が提起されていると公表した¹²⁸。

同報告書の公開要約では、いわゆる「パテント・アサーション・エンティティ (PAE)」によって提起される事件の増加傾向が示されている。

SEP 訴訟における主要な動向の一つは、米国連邦裁判所において差止命令を用い、グローバルな SEP/FRAND 紛争における外国の差止命令を阻止する可能性である。2024 年 10 月 24 日、米国連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) は、Ericsson に対する Lenovo のこの種の差止命令請求を却下した地裁の判断を取り消し、この救済の利用可能性を明確にした¹²⁹。

CAFC は、救済付与の基準を示し、差し戻し後に地裁がブラジルおよびコロンビアでの Ericsson による差止命令を阻止することを検討できるようにした。

最終的に Ericsson と Lenovo の事件は和解に至ったが、この先例は今後の訴訟戦略において一層注目されると予想されている¹³⁰。

4. 医薬品関連の動向

(1) 医薬品等関連の特許期間延長に関する情報提供ページを開設¹³¹ (2022 年 9 月 3 日)

USPTO は、過去 5 年に出席された医薬品等関連の特許期間延長出願 (Patent Term Extension: PTE) に関する情報および当該出願に基づき特許期間が延長された特許に関する情報を提供する新たなウェブページを開設した。PTE 出願に関する情報を容易に入手できるよう求める関係者の要望を受けて開設された。

USPTO 長官は、2022 年 7 月 6 日に米国食品医薬品局 (FDA) に宛てた書簡で提案された USPTO の取り組みの 1 つとして、PTE の申請とその付与状況に関する情報への一般のアクセスを促進する方法を模索することも約束した。USPTO 長官は、医薬品市場における競争を激化させるというバイデン政権の目標に応じて、この取り組みを提案した。

本ウェブページにて閲覧可能な情報は以下のとおり。

(1) 特許期間延長出願のリスト

本リストでは、過去 5 年に申請された PTE 出願の一覧が閲覧可能である。各出願について、出願番号、特許番号、PTE 出願の出願日および医薬品名称が掲載されている。また、各出願について許可や拒絶といった処分に関する情報を含む出願情報を確認できるように

¹²⁸ LexisNexis Intellectual Property Solutions サイト <https://www.lexisnexisip.com/resources/us-sep-litigation/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹²⁹ 米国連邦巡回控訴裁判所サイト https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/24-1515.OPINION.10-24-2024_2408080.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹³⁰ IPWatchdog.com サイト <https://ipwatchdog.com/2025/03/21/the-outlook-for-seps-in-2025-anti-suit-injunctions-doj-policy-and-genai/id=187157/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹³¹ 米国特許商標庁サイト https://www.uspto.gov/patents/laws/patent-term-extension/patent-terms-extended-under-35-usc-156?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term= [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

パテントセンターへのリンクが掲載されている。

(2) 特許期間が延長された特許リスト

本リストでは、PTE 出願により特許期間が延長された特許の一覧が閲覧可能である。特許番号、医薬品名称、延長前の特許期間満了日および延長が認められた期間が掲載されている。

(2) 薬価引き下げ等に向けたバイデン大統領方針を公表¹³² (2023 年 12 月 7 日公表)

バイデン前政権は、競争の促進による医療・処方薬の価格引き下げのための新たな方針を発表した。その方針では、「処方薬の価格引き下げ」および「医療市場における反競争的な買収や行為の防止」の 2 点を柱として、様々な施策が打ち出された。

処方薬の価格引き下げのための施策に関して、その方針では、連邦政府の研究開発資金によって開発された医薬品（特許発明）に対して、バイ・ドール法（Bayh-Dole Act）に基づきマーチ・イン・ライト（March-in rights）を行使できる旨が言及されている。

バイ・ドール法は、大学や企業が連邦政府の研究開発資金をもとに行った研究から発生した発明の権利を取得し、第三者からライセンス料を得ることを可能とした法律である。また、バイ・ドール法では、連邦政府が資金提供先の契約者（特許権者）に対して、一定の条件の下で、特許発明を第三者に対してライセンスすることを要求できる権利「マーチ・イン・ライト」が規定されている。今回の方針では、連邦政府の研究開発資金によって開発された医薬品に関して、米国民がアクセスしやすい価格であるべきとの見解を示した上で、マーチ・イン・ライトの行使の可能性について言及している。

さらに、今回の方針では、医薬品の価格引き下げを目的としてマーチ・イン・ライトの行使はできないことを明確にするよう、第一次トランプ政権が提案した新規則案をバイデン政権が規則化しないことを決定した経緯にも言及している。

(3) マーチ・イン・ライトの行使を検討する際のガイダンス案の意見募集を公表¹³³ (2023 年 12 月 8 日公表)

薬価引き下げ等に向けたバイデン大統領方針の発表に合わせて、米国商務省に属する政府機関である米国国立標準技術研究所（NIST）は、マーチ・イン・ライトの行使を検討する際の各連邦政府機関の考慮要素をまとめたガイダンス案を示し、意見募集を実施する旨を官報で発表した。意見の提出期限は 2024 年 2 月 6 日とされている。

ガイダンス案では、政府機関がマーチ・イン・ライトの行使を検討する際の手順および各手順において考慮すべき事項が主に以下のように説明されている。

手順 1：検討の対象となっている発明にバイ・ドール法が適用されるか。

¹³² ホワイトハウスサイト <https://bidenwhitehouse.archives.gov/briefing-room/statements-releases/2023/12/07/fact-sheet-biden-harris-administration-announces-new-actions-to-lower-health-care-and-prescription-drug-costs-by-promoting-competition/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹³³ 米国政府印刷局サイト <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-12-08/pdf/2023-26930.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

政府機関は、以下の点について情報収集・検討を行う必要がある。

検討の対象となっている発明は、バイ・ドール法の対象発明として連邦政府に報告されているか。また、検討の対象について製品がある場合、その製品は対象発明を具現化したものであるか。

手順 2：権利を行使するための法定上の条件が適用される状況が存在するか。

政府機関は、バイ・ドール法に規定されている、以下の 4 点のいずれかの状況が存在するか検討する必要がある。

- (1) 開発資金提供の契約者等が対象発明の実用化を達成するための効果的な措置を講じていない。
- (2) 契約者等が満たすことのできない衛生または安全上のニーズが生じている。
- (3) 連邦規則に規定されている公共的使用の要件を満たしている。
- (4) 対象発明の米国内製造に関する条件に契約者等が違反している。

また、製品の価格も考慮できる事項に含まれており、価格が妥当でない場合にはマーチ・イン・ライトの行使が正当化されるかどうかをさらに検討する必要性が生じる可能性がある」と説明されている。

手順 3：権利の行使がバイ・ドール法の政策目的と一致するかどうか。

政府機関は、以下の点について情報収集・検討を行う必要がある。

- (1) 権利の行使は発明の実用化の達成、衛生または安全上のニーズの軽減、公共使用等の要件の充足に役立つか。
- (2) 特定された問題に対処するための他の方法はあるか、また、そのような代替案は、権利の行使の代わりとして検討できるものか。
- (3) 権利の行使は米国の競争力とイノベーションに広範かつ意図しない影響を与えることはないか。

また、ガイダンス案では、パンデミック、水質汚染や交通事故の多発等の 8 つのシナリオの例示により、マーチ・イン・ライトの行使を検討する際のポイントが説明されている。

米国の法律事務所からの情報によれば、トランプ現政権は、マーチ・イン・ライトの行使に関する公式なガイダンスを公表しておらず、この分野において、正式な政策も公表していない。しかし、最近の私立大学との対立において、トランプ現政権は、大学の特許ポートフォリオに対して、マーチ・イン・ライトを行使する可能性に言及している。

(4) FTC、薬価引き下げの取り組みを促進するため、マーチ・イン・ライトに関するコメントを提出¹³⁴ (2024 年 2 月 6 日)

連邦取引委員会 (FTC) は、バイ・ドール法に基づく「マーチ・イン・ライトの行使を検討するための省庁間ガイダンス枠組み草案」(ガイダンス草案) に対する米国国立標準技術

¹³⁴ 米国連邦取引委員会サイト https://www.ftc.gov/system/files/ftc_gov/pdf/2024.02.06March-InRightsComment.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

研究所（NIST）のパブリックコメント要請に応じて、コメント（FTC コメント）を発表した。

FTC はそのコメントの中で、米国商務省傘下の米国国立標準技術研究所（NIST）および米国保健福祉省（HHS）を含むバイ・ドール法に関する省庁間作業部会による取り組みを評価し、納税者資金で開発された医薬品に対して企業が過度に高額な価格を設定することを抑制する上で、マーチ・イン・ライトの活用を再検討することは重要な手段であると指摘した。さらに、FTC は、各省庁が高価格を根拠としてマーチ・イン・ライトを行使できる規定を設けることを含め、マーチ・イン・ライトに関して広範かつ柔軟な解釈・運用を採用することを支持する旨を表明した。

FTC は、そのコメントの中で、マーチ・イン・ライトは製薬業界における潜在的な競争上または公共政策上の懸念に対処するための有効な手段となり得る一方で、政府全体の対応を要するより広範な課題が依然として存在すると指摘している。

例えば、製薬企業が単一の治療法を保護するために、ますます大規模かつ複雑な特許ポートフォリオを活用することにより、いわゆる「特許の藪」が形成されている。一部の医薬品は、マーチ・イン・ライトの対象となり得る政府資金による特許に加え、民間資金に基づくブロッキング特許を含む特許の藪によって保護されており、その結果、医薬品への手頃な価格での公共アクセスを確保するというマーチ・イン・ライトの実効性が低下する可能性がある。FTC はさらに、このような特許の藪に対応するため、関係機関が協調的に取り組むことを促している。

（５）米国連邦議会（Congress.gov）における医薬品特許の法改正の動き

医薬品を巡っては、特許の藪（Patent Thicket）が度々議論されている。特許権者は、製品を単一の特許権で保護しようとした場合、その特許権が無効と判断されてしまったら第三者に対抗できなくなるため、製品に関連する複数の特許権を取得してビジネスを守ろうとする。その一方で、侵害していないことを立証しなければならない被疑侵害者側からすると、あまりにも多くの特許権を主張されると立証負担が過剰となる。

（i）特許の藪に対処するための法案を再上程¹³⁵（2025 年 7 月 15 日）

2024 年 1 月、特許の藪に対処するための法案¹³⁶が上程されている。この法案では、被疑侵害者の訴訟負担を軽減するために、先発医薬品メーカーによる特許侵害訴訟において、複数の関連特許がある場合に、侵害を訴えられる特許を 1 件に制限することが提案されている。例えば、自明型のダブルパテントと認定されるようなバリエーションで構成される特許群について、特許権の侵害を主張できる特許を 1 件に限定しなければならないことが提案されている。

2024 年 1 月に上程された前回の法案が第 118 議会閉会時に失効したことを受け、2025 年

¹³⁵ 米国合衆国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/2276> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹³⁶ 米国合衆国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/bill/118th-congress/senate-bill/3583> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

7月15日、Peter Welch 上院議員は、特許の藪の問題に対処するための法案を再上程した。本法案は、同一の範囲と目的を有する前回の法案と同様に、侵害訴訟において主張できる特許の数を「特許グループ」ごとに1件に限定することを定めている。これにより、複数の関連特許が存在する場合に、先発医薬品メーカーが侵害訴訟で主張できる特許を1件に制限し、被疑侵害者にかかる訴訟負担を軽減できることになる。

本法案は、2025年8月5日に下院でも再上程され¹³⁷、現在は上下両院の司法委員会で審議中である。

(ii) 患者への手頃な処方薬に関する法案を再上程¹³⁸ (2025年3月13日)

2024年7月、患者への手頃な処方薬に関する法案¹³⁹では、バイオ医薬品企業が後発のバイオシミラー企業の特許権侵害で訴える場合に権利主張できる特許の数を制限する内容が含まれている。具体的には、製品に関連する特許のうち、権利侵害を訴えられるのは最大20件の特許までとされている。2024年7月に上程された前回の法案が第118議会閉会時に失効したことを受け、2025年3月13日、John Cornyn 上院議員は、前回の法案と同一の範囲と目的を有する、生物学的製剤を対象とする特許侵害に対処するための法案を再上程した¹⁴⁰。

新法案は、修正を加えたうえで司法委員会において可決され、2025年4月10日に上院本会議へ付託された。

(iii) プロダクト・ホッピングを禁止する法案を上程¹⁴¹ (2025年3月13日提出)

John Cornyn 上院議員は、製薬業界におけるプロダクト・ホッピングを禁止する法案を上程した。

プロダクト・ホッピングとは、先発医薬品メーカーが既存の医薬品にわずかな変更を加え、旧バージョンを市場から撤退させることで、ジェネリック医薬品との競争を妨げる行為を指す。悪質な先発医薬品企業が独占販売権の期限切れを迎えようとしているにもかかわらず、ジェネリック医薬品との競合を避けたい場合に発生する。悪質な先発医薬品企業は、市場を操作し、患者を旧薬から新薬へと誘導しようとする行為である。

製薬会社は、旧薬の在庫を廃棄、市場からの撤退、価格の大幅な引き上げ、悪評、さらには安全性の低下など、様々な手段を用いて、患者をブランド薬からブランド薬へと「乗り換え」させる。こうした行為によって、旧薬の市場保護期間が満了しても、患者をより安価なジェネリック医薬品に切り替えることは困難となる。このような特許制度の濫用に

¹³⁷ 米国合衆国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/house-bill/3269> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹³⁸ 米国合衆国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/1041/text/rs> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹³⁹ 米国合衆国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/bill/118th-congress/senate-bill/150> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁴⁰ 米国合衆国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/1041/text/rs> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁴¹ 米国合衆国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/1040/all-actions> [最終アクセス日：2026年3月6日]

より、患者は、今後何年もの間、旧薬と実質的に類似した医薬品に高額な費用を支払い続けることを強いられるのである。

本法案は、連邦取引委員会（FTC）に対し、この禁止を執行する権限を与えている。執行手段としては、同委員会による行政手続（第5条(b)に基づく手続）または連邦地方裁判所への提訴が認められており、一般的な独占禁止法の適用可能性も保持されている。

本法案は、修正を加えたうえで司法委員会において可決され、上院の立法カレンダーに付され、審議が予定されている。

（iv）手頃な価格のジェネリック医薬品およびバイオシミラーへのアクセスの維持に関する法案を上程¹⁴²（2025年3月24日提出）

Amy Klobuchar 上院議員は、先発医薬品メーカーが、特許満了後にジェネリック医薬品またはバイオシミラー医薬品の市場参入を遅らせる見返りとして、それらの企業に対価を支払うことを禁止する法案を上程した。

本法案は、連邦取引委員会（FTC）にその禁止を執行する権限を与え、関連特許の満了後にジェネリックまたはバイオシミラーの参入を遅らせることを目的とした合意を、反競争的なものとみなすこととした。

本法案は、修正を加えたうえで司法委員会において可決され、上院の立法カレンダーに付され、審議が予定されている。

（v）米国特許商標庁（USPTO）と米国食品医薬品局（FDA）の合同タスクフォースを設立する法案を上程¹⁴³（2025年3月24日）

Richard Durbin 上院議員は、特許に関する情報共有および技術支援を行うため、USPTO と米国食品医薬品局（FDA）の合同タスクフォースを創設する法案を上程した。本法案の目的の一つは、特許審査官が先行技術調査を行う際に FDA の情報へアクセスできるよう支援することである。

本法案が承認されれば、合同タスクフォースは両機関の評価プロセス、特許・医薬品・生物学的製剤の新規承認に関する情報の共有を監督し、特許審査官に職務遂行に必要な関連データを提供することになる。

USPTO と FDA は相互に連携し、管轄権が重複していることを踏まえ、本法案は、両機関の明確な権限を尊重しつつ、コミュニケーションを促進することで、効率性とガバナンスの向上に貢献できるとしている。こうした連携強化は、イノベーションの促進に貢献するとともに、安価なジェネリック医薬品へのアクセスを遅らせる不適切な戦術の防止にも貢献することになる。

本法案は、修正を加えたうえで司法委員会において可決され、上院の立法カレンダーに付され、審議が予定されている。

¹⁴² 米国合衆国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/1096/all-actions> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁴³ 米国合衆国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/1097/text> [最終アクセス日：2026年3月6日]

(6) トランプ大統領、医薬品価格引下げに関する大統領令に署名¹⁴⁴ (2025 年 4 月 15 日)

トランプ大統領は、米国内における処方薬価格の引下げに取り組む政権の姿勢を示す大統領令に署名した。

この大統領令は、他の事項と併せて、米国の政策として、すべての米国の患者および納税者がより低価格で処方薬を入手できるよう、知的財産保護を最適化することを明示している。

この大統領令では、米国保健福祉省に対して以下の業務が指示されている。

- (1) 米国保健福祉省は、90 日以内に、連邦政府資金による医療センターへの助成金が、340B 処方薬プログラムに基づき、医療センターの助成金受給者または二次助成金受給者が対象患者に支払う割引価格以下でインスリンおよび注射用エピネフリンを提供することを条件とすること。
- (2) 米国保健福祉省は、メディケア内での支払いが薬剤投与を医師の診療所から病院の外来部門に移行させることがないよう、180 日以内に評価し、必要に応じて規制を提案すること。
- (3) 米国保健福祉省は、180 日以内に、病院の外来部門でカバーされる外来薬剤の取得コスト調査を実施すること。その後、予算中立条項に従って適切な調整を提案しなければならない。
- (4) 米国保健福祉省は、高額処方薬の新しい支払いモデルについて、60 日以内に規則を策定し、実施すること。

(7) トランプ大統領、処方薬の価格の引き下げで大統領令に署名¹⁴⁵ (2025 年 5 月 12 日)

トランプ大統領は、米国の処方薬の価格について、世界で最も薬価が安い国と同じ水準（最恵国価格）に引き下げるよう義務付ける大統領令に署名した。より低価格で販売されている外国の水準に近づけることを目的としている。トランプ大統領は、製薬会社を交渉の場に引き出すことで薬価引き下げを図る構えをとっている。今回の大統領令では、製薬各社に対して自主的に値下げを求め、応じなければ規制措置を講じる可能性を示した。

大手報道機関によれば、2025 年 7 月 31 日、トランプ政権は 17 の製薬会社に対し、以下を求める要請書を送付し、60 日以内の対応を求めた¹⁴⁶。

- (i) 既存の医薬品を最恵国価格（MFN）で提供すること、

¹⁴⁴ ホワイトハウスサイト

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/04/lowering-drug-prices-by-once-again-putting-americans-first/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁴⁵ ホワイトハウスサイト

<https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/05/fact-sheet-president-donald-j-trump-announces-actions-to-put-american-patients-first-by-lowering-drug-prices-and-stopping-foreign-free-riding-on-american-pharmaceutical-innovation/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁴⁶ Wolters Kluwer サイト <https://www.vitalaw.com/news/pharmaceutical-news-trump-demands-that-17-drug-manufacturers-lower-prices-within-60-days/hld01343fd5ba8317406a8d6d8bcc9ba8bb9e?refURL=https%3A%2F%2Fwww.google.com%2F#> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

- (ii) メディケア、メディケイド、および民間保険者に対して新薬についても最恵国価格（MFN）を適用することを保証すること、
- (iii) 海外での増収分を米国における価格引下げに再投資すること、
- (iv) 製薬会社が患者に直接、最恵国価格（MFN）で医薬品を販売できるようにするモデルに参加すること。

2025 年 12 月 19 日、ホワイトハウスは、9 つの製薬会社と最恵国待遇協定を結び、他の先進国の最も低い価格と薬価を合わせたと発表した¹⁴⁷。その企業はアムジェン、ベーリンガー・インゲルハイム、ブリストル・マイヤーズ・スクイブ、ジェネンテック、ギリアドサイエンス、GSK、メルク、ノバルティス、サノフィである。これまでの発表と同様に、9 社はすべての州のメディケイドプログラムに対し、自社製品の MFN 価格へのアクセスを提供し、アメリカの消費者に直接販売する際にはリスト価格を大幅に割引して提供しなければならない。

さらに、GSK、ブリストルマイヤーズ、スクイブ、メルクは、医薬品の原材料を戦略的有効医薬品成分備蓄に協力することを約束した。

5. TRIPS ウェイバー提案を巡る動向

（1）バイデン政権、TRIPS ウェイバー提案の支持を表明¹⁴⁸（2021 年 5 月 5 日公表）

米国通商代表部（USTR）の通商代表は、WTO においてインド、南アフリカなどから提出された COVID-19 関連で TRIPS 協定の知財保護義務を免除する提案（ウェイバー提案）について、米国が支持することを表明した。

インド、南アフリカは、知財権の保護によって COVID-19 への対応に必要な技術等の共有が遅れることのないよう世界が団結する必要があると主張し、COVID-19 の予防、封じ込め及び治療に関して、TRIPS 協定第 2 部第 1 節（著作権）、第 4 節（意匠）、第 5 節（特許）及び第 7 節（開示されていない情報の保護）の義務を免除することを提案していた¹⁴⁹。

続いて、2021 年 11 月 26 日、バイデン大統領は、オミクロン変異種が南アフリカで発生したことを受けて声明を公表した¹⁵⁰。COVID-19 ワクチンの知財保護を放棄し、グローバルに製造可能にするという米国のチャレンジに応えることを各国に求めた。

（2）TRIPS ウェイバー提案の COVID-19 診断薬・治療薬への拡大に関する調査を開始（2023 年 2 月 1 日）

¹⁴⁷ ホワイトハウスサイト <https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/12/fact-sheet-president-donald-j-trump-announces-largest-developments-to-date-in-bringing-most-favored-nation-pricing-to-american-patients/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁴⁸ 米国通商代表部サイト <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2021/may/statement-ambassador-katherine-tai-covid-19-trips-waiver> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁴⁹ Wikipedia — TRIPS Agreement waiver サイト https://en.wikipedia.org/wiki/TRIPS_Agreement_waiver [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁵⁰ バイデン米大統領、アフリカ南部 8 カ国からの渡航制限発表、オミクロン株検出で 11 月 29 日から Jetro サイト <https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/11/184fb35024b18ff7.html> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

米国国際貿易委員会（USITC）は、プレスリリース¹⁵¹で、COVID-19 関連で TRIPS 協定の知財保護義務を免除する TRIPS ウェイバー提案について対象を診断薬・治療薬に拡大するか否かを検討するための調査を実施すると発表した。2022 年 12 月 16 日に米国通商代表部（USTR）の通商代表が USITC に調査を要請していた。

2022 年 6 月の WTO 閣僚会議においてワクチンの生産および供給に関する特許についてウェイバー提案が合意された際には、診断薬・治療薬への対象拡大は決定が先送りされ、6 カ月以内に決定するとされていた。その後、12 月に USTR は対象拡大の決定期限の延期を支持すると表明し、同月、WTO 一般理事会は決定期限の先送りを承認していた。USITC は、今回の調査にて診断薬・治療薬について以下の内容を報告する予定としており、2023 年 10 月 17 日に報告書を提出するとした。

- (1) サプライチェーンの分析を含む、生産および流通の概要
- (2) 世界の市場における需要や消費に関する概要
- (3) 入手・利用の可能性および価格に関する情報
- (4) 世界の貿易に関するデータ

USITC は、公聴会の開催を含め、調査期間中には一般の人々からの意見を求める予定であるとした。

また、USTR は外国政府や医薬品メーカーなどから以下の点に関する意見を聴取するとした。

- (a) TRIPS は COVID-19 診断薬・治療薬のイノベーションをどのように促進し、また、アクセスをどのように制限しているか。
- (b) 既存の TRIPS の医薬品に関する柔軟性を利用する際の成功例と課題。
- (c) 診断薬・治療薬への適用拡大の延長により、市場に出ていない製品や既存製品の新たな用途がどの程度影響を受ける可能性があるか。
- (d) 医薬品へのアクセスを改善するために、既存の TRIPS の規則と柔軟性をどのように活用できるか。

（３）TRIPS 協定に基づく COVID-19 の診断と治療、および柔軟性に関する報告書を発表¹⁵²（2023 年 10 月 17 日）

米国国際貿易委員会（USITC）は、COVID-19 の診断と治療、および世界貿易機関（WTO）の知的財産権の貿易関連側面に関する協定（TRIPS 協定）に基づく特定の柔軟性に関する報告書¹⁵³を発表した。この調査は、2022 年 12 月 16 日に米国通商代表部（USTR）が受け取った書簡で要請したものである（上述の（２）参照）。

USTR の要請書は、USITC に対し、COVID-19 の診断と治療に関する多くの問題と要因に関する情報を提供するとともに、重大なデータと情報のギャップが存在する場所を特定するよう求めた。要請に応じて、USITC の報告書は、特許および開発中の COVID-19 診断および治療の世界を特定し、定義している。また、関連する COVID-19 の診断と治療に関す

¹⁵¹ 米国通商代表部サイト <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2022/december/ambassador-tai-requests-usitc-investigation-covid-19-diagnostics-and-therapeutics> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁵² 米国国際貿易委員会サイト <https://www.usitc.gov/publications/332/pub5469.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁵³ 米国国際貿易委員会サイト <https://www.usitc.gov/publications/332/pub5469.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

る情報も提供している。

- (a) 知的財産の保護、生産、流通、貿易。
- (b) 需要と需要に影響を与える要因。
- (c) 世界銀行の経済分類による世界の需要と消費の市場セグメンテーション - 高所得国 (HIC)、上位中所得国 (UMIC)、低中所得国 (LMIC)、低所得国 (LIC)。
- (d) 可用性と価格。

この報告書はさらに、とりわけ、COVID-19 の診断薬や治療薬へのアクセスに対する障壁や、医薬品特許プールが調整する自主的なライセンスやライセンスを含む代替品の強制ライセンスを使用または使用しようとするために WTO 加盟国がとった行動をカタログ化している。この報告書には、特定のトピックに関する一般の人々の意見と文献レビューも含まれている。

調査結果の注目すべき事項は以下のとおり。

- (1) COVID-19 の診断薬や治療薬である製品の世界は広大である。関連する COVID-19 診断薬と治療薬の範囲を狭めるための可能なアプローチは、製品が特許の対象であるかどうか、製品が COVID-19 を対象としているかどうか、製品が規制当局の承認または認可を受けているかどうかを調べることである。
- (2) 診断と治療の 2 つの分野は、異なる生産者、インプット、ノウハウで構成されている。一般に、COVID-19 診断薬は COVID-19 治療薬よりも早く市場に投入できる。COVID-19 の診断薬と治療薬の研究開発は主に高所得地域で行われたが、診断薬と治療薬の製造は、LIC を除くすべての所得レベルの国で行われた。
- (3) 医薬品特許プールによって調整されたライセンスを含む自主的なライセンスは、LIC、LMIC、および一部の UMIC で COVID-19 治療薬を割引価格で販売するための重要なメカニズムである。ただし、多くの UMIC は自主的なライセンスに基づく補償から除外されている。特定の COVID-19 治療薬に関連する知的財産にアクセスするために、少数の国で強制ライセンスが使用されている。
- (4) COVID-19 の診断薬や治療薬へのアクセスと利用可能性の点で、さまざまな所得層の国間での格差は大きく、需要と入手可能性に影響を与える主な要因には、知的財産へのアクセス、価格と手頃な価格、規制当局の承認、医療インフラ、政府の医療の優先事項などがある。これらの要因のそれぞれと、入手可能性と需要に影響を与えるその他の要因の重要性は、国によって大きく異なる。

(4) トランプ大統領、2022 年の TRIPS 免除を批判し、さらなる延長提案を拒否¹⁵⁴ (2025 年 2 月公表)

2025 年 2 月に公表された「2025 年通商政策方針および 2024 年次報告書 (2025 Trade Policy Agenda and 2024 Annual Report)」において、トランプ政権は、2022 年に WTO 加盟国

¹⁵⁴ 米国通商代表部サイト

<https://ustr.gov/sites/default/files/files/reports/2025/2025%20Trade%20Policy%20Agenda%20WTO%20at%2030%20and%202024%20Annual%20Report%2002282025%20--%20FINAL.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

によって採択された新型コロナウイルス（COVID-19）ワクチン関連特許に対する TRIPS 協定の 5 年間の免除措置の効果を強く批判した。

同報告書は、この免除措置が新型コロナウイルス（COVID-19）ワクチンへのアクセスを拡大することにはつながらず、むしろ将来のパンデミックに向けた新たな治療法や治癒法の開発に悪影響を及ぼしたと指摘している。

また、同報告書は、この免除措置により知的財産権保護の基準が弱体化し、知的財産と医薬品アクセスの役割に関して誤った、かつ危険な言説を助長していると強調している。これらの主張は、トランプ新政権が採用した知財重視の政策と一致するものである。

6. 特許の質に関する議論の動向

（１）特許審査プロセス及び特許の質の改善に関する法案を上程¹⁵⁵（2022 年 8 月 2 日）

Thom Tillis 議員は、特許審査プロセスおよび特許の質の改善に関する法案である Patent Examination and Quality Improvement Act を Patrick Leahy 議員と共同で連邦議会上院に上程した。

法案の主な内容は以下のとおり。

（a）政府説明責任局（GAO）による報告書の提出

法律の成立から 1 年以内に、GAO が特許審査プロセスおよび特許の質を改善する方法に関する勧告を含む報告書を、連邦議会上院および下院の司法委員会に提出することを求める。報告書には以下の事項を含める。

(a) 反復的で不当に冗長なクレームの回避を含む、米国特許法第 101 条（特許適格性）、第 102 条（新規性）、第 103 条（非自明性）、および第 112 条（記載要件）の適用に関する審査プロセスの改善

(b) 特許審査官による明確で徹底した先行技術の文献調査に関する、より明確な定義

(c) USPTO が特許の質を改善するためにこれまでに実施してきた試みの厳格な評価

(d) USPTO が以下の事項を実施する必要があるか否かの評価

(1) 何が特許の質を構成するかに関する明確な基準や、特許の質に関する指標の確立

(2) 特許審査官への審査のための追加時間の提供

(3) 特許審査官の作業成果物のレビューに関する明らかな誤りの訂正

(4) 特許審査官による面接に関する録音や自動文字起こしによる記録

(5) 特許審査官が過去に担当した技術分野の審査件数などを考慮した、特許出願の最も適した審査官への割り当て

(e) 特許出願プロセスにおける不正の証拠を調査するタスクフォースなど、不正に対処するための提案

(f) 特許審査官の研修を改善する方法に関する勧告

（b）USPTO によるガイダンスの作成

GAO による報告書の提出から 1 年以内に、USPTO 長官が当該報告書を受けて特許審査

¹⁵⁵ 米国合衆国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/bill/117th-congress/senate-bill/4704> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

官向けのガイダンスを作成することを求める。

(c) USPTO による報告書の提出

法律の成立から 2 年以内に、USPTO 長官が意見募集を実施し、以下の事項を含む報告書を連邦議会に提出することを求める。

(a) 特許審査官の新技术分野に関する技術研修の改善

(b) 特許および商標の審査審判や特許の譲渡記録に関する USPTO の IT システムの能力

(c) USPTO の IT システムの近代化のための 5 年計画

(d) 特許審査プロセスを改善するための高度なデータの科学的な分析の USPTO の利用状況および 5 年計画

米国の法律事務所からの情報によれば、本法案は第 117 議会の終了時に失効し、第 118 議会では再上程されず、現時点において第 119 議会にも正式に上程されていない。

(2) 特許権の頑強性および信頼性を高めるための運用に関する意見を公募¹⁵⁶ (2022 年 10 月～2023 年 2 月実施)

USPTO は、特許権の頑強性および信頼性を高めるための運用に対する意見を募集している。意見募集は 2022 年 10 月 4 日付の USPTO サイトで発表され、意見の提出期限は 2023 年 2 月 3 日とされた。

今回の意見募集は、2022 年 7 月 6 日に USPTO 長官から米国食品医薬品局 (FDA) へ送付された医薬品市場の競争力強化に関する書簡¹⁵⁷に記載されていた強固で信頼性の高い特許を発行するための提案に関する内容を主に扱っている。また、2022 年 6 月 8 日に Patrick Leahy 上院議員などから USPTO 長官に送付された、単一の製品をカバーする大量の特許、いわゆる特許の藪 (patent thickets) を懸念する書簡に記載されていた USPTO への質問を引用して、意見を求めた。

今回の意見を求めた主な内容は以下のとおり。

(a) 先行技術調査について

先行技術調査において、審査官が最も関連性の高い情報にアクセスできるようにするため、審査官が検索すべきと思われる具体的な情報源について意見を求めた。特に非特許文献を確実に調査するための情報源の提供を求めた。また、審査官が審査対象の出願に関連する公知技術や企業の販売活動を確実に認識できるようにするためのベスト・プラクティスについても情報提供を求めた。

(b) クレームのサポート要件について

全てのクレームが明細書によって適切にサポートされていることを保証するための運用

¹⁵⁶ 米国政府印刷局サイト <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-10-04/pdf/2022-21481.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁵⁷ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/PTO-FDA-nextsteps-7-6-2022.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

について意見を求めている。具体的には一部継続出願（もとの特許出願を基礎として、もとの特許出願日を確保しながら、もとの出願に開示されていなかった事項を加えて新たに行う出願）など新たなクレームを提示する出願をする際や、審査中に新たなクレームを提示する際に、出願人にクレームのサポート関係の説明や特定を要求することの是非などについて意見を求めた。

（c）継続審査請求の運用について

最後のオフィスアクションが発出された後に、新たな出願をすることなく、審査の継続を請求できる継続審査請求（RCE：Request for Continued Examination）の運用に変更が必要かどうか、意見を求めた。たとえば、1つの出願に対するRCEの件数が一定数に達した場合に出願を別の審査官に移行することや、請求に対する審査の精度を強化することについて意見を募集した。

（d）限定要求の運用などについて

1つの特許出願に2つ以上の独立した異なる発明がクレームされている場合に、出願を1つの発明に限定するよう審査官から出願人に要求する運用である、いわゆる限定要求について改善すべき点などの意見を求めた。特許の藪の原因の1つとして指摘されている継続出願（もとの特許出願を基礎として、もとの特許出願日を確保しながら、新規事項を追加せずに行う特許出願）の件数が大幅に増加している理由が限定要求に関連しているとの認識から、運用の改善を検討するとしている。具体的には2つ以上の異なる発明でも同じ出願のなかで審査できるようにする方策や限定要求の運用に代えて単一性の要件を導入することについて意見を求めた。限定要求が確定した後の分割出願の提出に期限を設定することなどについても意見を募集した。また、複数の特許出願において特許的に区別できないクレームが含まれているケース、いわゆる非法定型の二重特許（Non-Statutory Double Patenting）に対する運用に関して何らかの改善を加える必要があるかどうか、意見を求めた。

企業、団体、法律事務所、個人など、さまざまな関係者から合計178件のコメントが寄せられたが、そのうち131件のみがUSPTOにより公開された。米国法律事務所からの情報によれば、2023年3月7日付の書簡において、USPTOは、米国農務省（USDA）に対し、寄せられたコメントを精査し、必要に応じてガイダンスや規則制定を進める旨を通知した。

7. 特許適格性に関する議論の動向

（1）特許適格性の法理の現状について報告書を議会に提出¹⁵⁸（2022年6月28日）

USPTOは、特許適格性の法理の現状について報告書を議会に提出した。Thom Tillis議員、Chris Coons議員がUSPTOに対し、最高裁判例によって構築された適格性法理の影響につ

¹⁵⁸ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTO-SubjectMatterEligibility-PublicViews.pdf>
[最終アクセス日：2026年3月6日]

いて調査するよう要請したことを受け、USPTO は 2021 年 7 月に意見募集を行っていた¹⁵⁹。今回の報告書は、産業界や実務家、学者などから提出された 141 件の意見を踏まえてまとめられたものである。

報告書の概要は以下のとおり。

- (1) 適格性法理は明確で予見可能性があり一貫したものであるべきというのが共通した認識である。
- (2) 大規模なハイテク企業やコンピュータ関連企業は、現状を支持する傾向にある。
- (3) スタートアップや中小企業、ライフサイエンス関連企業は、現状を支持しない傾向にある。
- (4) 現在の適格性法理を支持する理由としては、過度に広い特許を巡った特許訴訟の減少により訴訟費用が抑えられていることや、技術の共有が促進されていることなどが挙げられた。特に人工知能（AI）や量子コンピュータなどの新興技術の関係者は、最高裁判所の判決以来、投資が増加していると述べた。
- (5) 現在の適格性法理を支持しない理由としては、特許を取得しづらくなったことや、権利行使する際に予見可能性が低下したことなどが挙げられた。スタートアップや中小企業からは、小規模な投資が抑制される結果、資金力の強い大企業が市場を支配するようになったと指摘があった。
- (6) 医療診断や精密医療の分野の企業は、特許ではなく営業秘密などの他の方法で知財を保護するようになり、新しい技術情報が開示されなくなった。

USPTO は、報告書において今後も多様な関係者との意見交換を続けるとしている。

（２）USPTO、特許適格性に関する審査便覧への意見募集を実施（2022 年 7～10 月）

USPTO は、USPTO サイト¹⁶⁰で、特許適格性（米国特許法第 101 条）に関する審査便覧（MPEP : Manual of Patent Examining Procedure）第 2106 章¹⁶¹に対する意見を募集すると発表した。

USPTO 長官がブログ記事¹⁶²で適格性に関する明確性向上のための取組として紹介した。記事の中で USPTO 長官は、少なくとも 1 つの拒絶理由を含むオフィスアクションの中で、適格性に基づく拒絶理由を含むものは現在約 8%であり、非自明性（約 80%）などと比べて少ない上、近年の審査便覧の改訂により、2018 年の約 25%から減少したと指摘した。そして、これまでの USPTO の取組により適格性に関する審査の一貫性は向上してきたものの、さらなる改善のために審査便覧を見直しているとして、意見の提出を呼びかけている。意見は内容が具体的であるほど検討しやすいとしている。

33 件の意見の提出があった。

Google、Amazon、Samsungなどを会員とする High Tech Inventors Alliance は否定的な意見

¹⁵⁹ 国家公文書記録管理局サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2021/07/09/2021-14628/patent-eligibility-jurisprudence-study> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁶⁰ 国家公文書記録管理局サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2022/09/01/2022-18895/submission-of-comments-regarding-the-patent-subject-matter-eligibility-guidance> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁶¹ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s2106.html> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁶² 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/blog/providing-clear-guidance-on-patent> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

を寄せた。主な意見として、「判例と矛盾しており、審査官に特許不適格なクレームを認めるよう促している」、「何千もの無効なクレームを認めてしまう」が挙げられた。

Apple、Intel、Meta、Rakutenなどを会員とする Computer & Communications Industry Association も否定的な意見を寄せた。主な意見として、「判例に準拠しない枠組みに従って特許を発行している」、「適格性の法的基準を満たさない多くの特許が発行された可能性が高い」が挙げられた。

Qualcomm、Dolby、AbbVieなどを会員とする Innovation Alliance は肯定的な意見を寄せた。主な意見として、「強固で信頼できる特許を発行することにつながっており、賞賛すべきである」が挙げられた。

GM、Ford、トヨタ、日産、ホンダ、パナソニックなどを会員とする Alliance for Automotive Innovation は肯定的な意見を寄せた。主な意見として、「自動車産業が米国でイノベーションを行う能力に負の影響を与えるものではない」、「イノベーションの奨励と、審査を通じた特許の質を向上との間で適切なバランスをとっている」が挙げられた。

特許適格性（米国特許法第 101 条）に関する審査便覧第 2106 章¹⁶³自体は、改正に至っていない。2023 年以降、USPTO の取り組みは、AI 発明に関する審査基準に重点を置くようになり、その結果として、2024 年 7 月 17 日に、特許適格性に関するガイダンス¹⁶⁴の AI 関連発明の事例の追加が行われた（上記の項目 1. の（4）参照）。

（3）特許適格性に関する米国連邦最高裁判所の対応

（i）Yu v. Apple, Inc.（2022 年 2 月 22 日却下）

デジタルカメラで異なる露光の 2 枚の画像を取得し、一方で他方を補正して画質改善する発明について、CAFC は、「2 枚撮って相互に改善」という抽象的アイデアに向けられ、実装も汎用的なカメラ部品の高レベル記載に留まり発明的概念がないとしていた¹⁶⁵。最高裁判所は、理由を示さずに上告受理を拒否した。

（ii）Ameranth, Inc. v. Olo, Inc.（2022 年 6 月 13 日却下）

飲食注文・メニュー提示などのソフトウェア的手法に関する発明について、CAFC は、飲食店の注文・予約等の「接客（ホスピタリティ）情報を同期通信でやり取りする」という抽象的アイデアを、従来の「紙とペン」業務のコンピュータ化として機能的・結果志向で述べただけで、具体的な実装方法がないとしていた¹⁶⁶。最高裁判所は、理由を示さずに上告受理を拒否した。

¹⁶³ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s2106.html> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁶⁴ 国家公文書記録管理局サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2024/07/17/2024-15377/2024-guidance-update-on-patent-subject-matter-eligibility-including-on-artificial-intelligence> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁶⁵ Finnegan サイト <https://www.finnegan.com/en/insights/blogs/federal-circuit-ip/a-fractured-vision-of-eligibility-split-federal-circuit-panel-finds-digital-camera-claims-ineligible.html> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁶⁶ SCOTUSblog サイト <https://www.scotusblog.com/cases/case-files/ameranth-inc-v-olo-inc/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

(iii) American Axle & Manufacturing (AAM) v. Neapco (2022 年 6 月 30 日却下)

自動車用ドライブシャフト（プロペラシャフト）の製造方法の発明について、CAFC は、フックの法則（物体のばね特性）や自然界の振動減衰現象という自然法則を対象としているに過ぎず、具体的な技術解決手段を特定していないとしていた¹⁶⁷。最高裁判所は、理由を示さずに上告受理を拒否した。

(iv) Spireon, Inc. v. Procon Analytics, LLC (2022 年 6 月 30 日却下)

自動車ディーラーの在庫車両に市販の位置情報トラッカーを紐付けて、位置データ等を集約・表示して在庫管理（所在把握）を行う発明について、CAFC は、車両在庫管理という抽象的アイデアを、従来型のデータ管理手順＋汎用ハードウェアで実行すると機能的に述べただけで、発明的概念がないとしていた¹⁶⁸。最高裁判所は、理由を示さずに上告受理を拒否した。

(v) Interactive Wearables v. Polar Electro Oy (2023 年 5 月 15 日却下)

ウェアラブル・コンテンツ・プレイヤーのシステムの発明について、CAFC は、「情報の送信、表示、ユーザーへの提供」という抽象的な概念に過ぎず、具体的な技術的な解決策や発明を規定していないとしていた¹⁶⁹。最高裁判所は、理由を示さずに上告受理を拒否した。

(vi) Tropp v. Travel Sentry, Inc. (2023 年 5 月 15 日却下)

空港職員が「マスターキー」で開錠でき、利用者は別手段で施錠管理できる「二重アクセス」手荷物ロックの運用・仕組みに関する発明について、CAFC は、二重アクセス鍵という古くからの概念を空港手荷物検査に適用しただけの抽象的アイデアで、具体的な技術的改良がないとしていた¹⁷⁰。最高裁判所は、理由を示さずに上告受理を拒否した。

(vii) CareDx, Inc. v. Natera, Inc. (2023 年 10 月 2 日却下)

臓器移植後の患者血液中の「ドナー由来 cfDNA」を測定し、拒絶反応など移植臓器の状態を評価する診断方法の発明について、CAFC は、「ドナーcfDNA 量と拒絶反応等の「自然現象／相関」を利用するだけで、採血・増幅・シーケンス等の工程が「周知・ルーチン・慣用」の範囲を出ず、Mayo/Alice ステップ 2 の発明的概念がないとしていた¹⁷¹。最高裁判所は、理由を示さずに上告受理を拒否した。

(viii) Eolas Technologies, Incorporated v. Amazon.com, Inc., et al (2024 年 10 月 7 日却下)

¹⁶⁷ Jetro サイト https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/us/2022/20220527.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁶⁸ SCOTUSblog サイト <https://www.scotusblog.com/cases/case-files/spireon-inc-v-procon-analytics-llc/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁶⁹ SCOTUSblog サイト <https://www.scotusblog.com/cases/case-files/interactive-wearables-llc-v-polar-electro-oy/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁷⁰ SCOTUSblog サイト <https://www.scotusblog.com/cases/case-files/tropp-v-travel-sentry-inc> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁷¹ SCOTUSblog サイト <https://www.scotusblog.com/cases/case-files/caredx-inc-v-natera-inc/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

ウェブブラウザを通じてリモートのデータオブジェクトとやり取りする技術の発明について、CAFC は、コンピュータやネットワークを使った単なる情報処理の抽象的な概念に過ぎず、具体的な技術的な解決策や発明を規定していないとしていた¹⁷²。最高裁判所は、理由を示さずに上告受理を拒否した。

(ix) Return Mail, Inc. v. United States (2024 年 11 月 18 日却下)

配達不能郵便を処理し、宛先（住所）情報などを読み取って電子的に中継・更新する“返送郵便処理”の情報処理手法の発明について、CAFC は、クレームの発明が郵便物の宛先情報を読み取り、電子的に処理することをコンピュータ上で実行するものにすぎず、従来のビジネス慣行をコンピュータに移しただけなので、具体的な技術的な解決策や発明を規定していないとしていた¹⁷³。最高裁判所は、理由を示さずに上告受理を拒否した。

(x) Recentive Analytics, Inc. v. Fox Corp., Fox Broadcasting Company, LLC, and Fox Sports Productions, LLC (2025 年 12 月 8 日却下)

機械学習を使って、放送ネットワークの番組編成（ネットワークマップ）やライブイベントのスケジュールを、リアルタイムデータに基づき最適化・自動更新する発明について、CAFC は、機械学習を「使う」と書いてあるだけで、モデルや学習方法をどう改良したのか（技術的な仕組み）が一切書かれておらず、結局、「既存 ML を新しいデータ環境に当てはめて結果（地図・スケジュール）を出す」という抽象的アイデアにとどまるとしていた¹⁷⁴。最高裁判所は、理由を示さずに上告受理を拒否した。

(4) 特許適格性に関する法案 (2022 年 8 月～2025 年 8 月)

特許法第 101 条の特許適格性の問題について、米国連邦議会に 3 回の上程が行われている。

(i) Tillis 議員が特許適格性に関する法案を上程¹⁷⁵ (2022 年 8 月 2 日上程)

Thom Tillis 議員は、特許適格性（米国特許法第 101 条）に関する法案である「Patent Eligibility Restoration Act」を連邦議会衆院に上程した。

プレスリリースにおいて、Tillis 議員は、最高裁判所の判例によって適格性法理が混乱し不明確になった結果として、一貫性が欠如した判決が出されたり、イノベーションや投資

¹⁷² IPWatchdog サイト <https://ipwatchdog.com/2024/10/08/scotus-denies-challenges-section-101-test-trademark-domicile-rules-obviousness-type-double-patenting-analysis/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁷³ IPWatchdog サイト <https://ipwatchdog.com/2024/11/19/return-mail-becomes-latest-101-petition-denied-scotus/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁷⁴ IPWatchdog サイト <https://ipwatchdog.com/2025/12/08/scotus-scraps-recentives-petition-seeking-clarity-eligibility-machine-learning-claims/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁷⁵ 米国合衆国連邦議会サイト <https://www.congress.gov/bill/117th-congress/senate-bill/4734> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

の不確実性が増したりするなど、様々な負の影響が発生したと述べた。この法案は、4年以上にわたる関係者との議論に基づき、適格性を有するものについてカテゴリーを整理し、適格性を有しないものを特定して列挙することで、多分野における重要な発明について適格性を回復するものであると述べた。

本法案では適格性について以下のように規定している。

- (1) 有用な方法、機械、製造物、組成物、もしくはそれらの有用な改善を発明または発見した者は特許を取得できる。
- (2) ただし、以下については特許を取得できない。
 - (a) 数式であり、有用な発明や発見でないもの。
 - (b)
 - (i) 技術的でない経済、金融、ビジネス、社会、文化、美術についてのプロセス。ただし、このようなプロセスが機械や製造物に具現化されており、クレームにおいて当該機械や製造物の機能と一体化されて記載されている場合には特許を取得できる。
 - (ii) 人間の精神によってのみ行われる精神的なプロセス。
 - (iii) 人間の活動から独立した、もしくは人間の活動以前から存在する、自然界で発生するプロセス。
 - (c) 改変されておらず、人体に存在するままのヒト遺伝子。ただし、遺伝子の単離、精製、濃縮等、人間の活動によって変化した場合や、他の方法により有用な発明や発見に利用されている場合を除く。
 - (d) 改変されておらず、自然界に存在するままの天然物。ただし、天然物の単離、精製、濃縮等、人間の活動によって変化した場合や、他の方法により有用な発明や発見に利用されている場合を除く。
- (3) 適格性を判断する際には、クレームされた発明を全体的に検討し、全てのクレームの要素を考慮する。また、その際には、(i) クレームされた発明が作られた方法、(ii) クレームの一部が周知、慣用、もしくは従来のものであるか、または自然発生するかどうか、(iii) 発明時点での技術の状況、(iv) 米国特許法第 102 条（新規性）、第 103 条（非自明性）、第 112 条（記載要件）に基づく検討事項は考慮しない。
- (4) 特許侵害訴訟においては、裁判所はいつでも、訴訟の対象となっている発明や発見が適格性を有するかどうかを判断できる。事実関係において争いがなく、当事者の申立てによる場合を含む。裁判所は適格性の判断の際に、適格性のみに関連する限定的なディスカバリーを実施できる。

（ii）Tillis 議員および Coons 議員が特許適格性に関する法案を再上程¹⁷⁶（2023 年 6 月 22 日上程）

Thom Tillis 議員および Chris Coons 議員は、特許適格性（米国特許法第 101 条）に関する法案である「Patent Eligibility Restoration Act」を連邦議会上院に再上程した。

本法案は、Tillis 議員が 2022 年 8 月に提出した「Patent Eligibility Restoration Act of 2022」

¹⁷⁶ Thom Tillis, U.S. Senator for North Carolina サイト <https://www.tillis.senate.gov/services/files/4B41CBF2-57AB-4E8E-9E93-7D714A7AAB40> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁷⁷を一部修正した内容となっている。昨年の法案と比較すると、「Findings」という新たなセクションが追加されており、適格性法理が不明確である現在の状況は特許実務家等の間で混乱を生じさせており、大きな変更と明確化が必要であると述べられている。

法案では適格性について以下のように規定している。

- (1) 有用な方法、機械、製造物、組成物、もしくはそれらの有用な改善を発明または発見した者は特許を取得できる。
- (2) ただし、以下については特許を取得できない。
 - (a) 数式であり、有用な発明や発見でないもの。
 - (b) 実質的に経済、金融、ビジネス、社会、文化、美術についてのプロセス。ただし、このようなプロセスが機械や製造物を使用しなければ実質的に実施できない場合には特許を取得できる。
 - (c) 人間の精神によってのみ行われる精神的なプロセス。人間の活動から独立した、または人間の活動以前から存在する、自然界で発生するプロセス。
 - (d) 改変されておらず、人体に存在するままのヒト遺伝子。ただし、遺伝子の単離、精製、濃縮等、人間の活動によって変化した場合や、他の方法により有用な発明や発見に利用されている場合を除く。
 - (e) 改変されておらず、自然界に存在するままの天然物。ただし、天然物の単離、精製、濃縮等、人間の活動によって変化した場合や、他の方法により有用な発明や発見に利用されている場合を除く。
- (3) 適格性を判断する際には、クレームされた発明を全体的に検討し、全てのクレームの要素を考慮する。また、その際には、(i) クレームされた発明が作られた方法、(ii) クレームの一部が周知、慣用、もしくは従来のものであるか、または自然発生するかどうか、(iii) 発明時点での技術の状況、(iv) 米国特許法第 102 条（新規性）、第 103 条（非自明性）、第 112 条（記載要件）に基づく検討事項は考慮しない。
- (4) 特許侵害訴訟においては、裁判所はいつでも、訴訟の対象となっている発明や発見が適格性を有するかどうかを判断できる。裁判所は適格性の判断の際に、適格性のみに関連する限定的なディスカバリーを実施できる。

（iii）Tillis 議員および Coons 議員が特許適格性に関する法案を再上程¹⁷⁸（2025 年 5 月 1 日）

Thom Tillis 議員（上院の知的財産小委員会委員長）および Chris Coons 議員は、特許適格性（米国特許法第 101 条）に関する法案である「Patent Eligibility Restoration Act」を連邦議会上院に再上程した。その法案は、同時に連邦議会下院にも再上程された。

本法案は、Tillis 議員および Coons 議員が 2023 年 6 月に提出した「Patent Eligibility Restoration Act of 2023」¹⁷⁹と同様に、特許適格性の判断基準を明確化し、特許適格性の判断

¹⁷⁷ 米国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/bill/117th-congress/senate-bill/4734> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁷⁸ Thom Tillis, U.S. Senator for North Carolina サイト <https://www.tillis.senate.gov/services/files/66582271-634A-4102-9658-5E4A98E4D206> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁷⁹ Thom Tillis, U.S. Senator for North Carolina サイト <https://www.tillis.senate.gov/services/files/4B41CBF2-57AB-4E8E-9E93-7D714A7AAB40> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

に予見可能性を与えることを目的としたものである。本法案が特許を取得できない類型を列挙している点などは先の法案と同様であるが、前回の法案と比較すると「Rules of Construction」というセクションが新たに設けられている。

本法案で新たに設けられたセクション「Rules of Construction」では以下の内容が規定されており、本法案の解釈について明確化が図られている。

- (1) 本法案は、自明型の二重特許に関する判例の考え方に影響を与え、または変更するように解釈されるべきでないこと
- (2) 数式そのものや実質的に経済、金融、ビジネスなどにかかるプロセスについては、コンピュータ（機械や製造物を含む）による課題の解決前後の動作をクレーム中に記載したとしても、当該発明の実施にそのコンピュータの使用が必須でない場合には、特許適格性の要件を充足しないこと

8. RESTORE 特許法案を巡る動向¹⁸⁰

2024 年の RESTORE 法案¹⁸¹が第 118 議会の閉会に伴い失効した後、Chris Coons 議員は、Tom Cotton 議員と共に、特許権に基づく差止めに関する法案を連邦議会上院に再上程した。また、同日に連邦議会下院においても同様の法案が上程された。この法案は、裁判所が最終判断として特許権の侵害を認めた場合に、侵害行為の差止めが認められるという反証可能な推定を特許権者に与えるものである。この法案は、Realizing Engineering, Science, and Technology Opportunities by Restoring Exclusive (RESTORE) Patent Rights Act of 2025 (RESTORE 特許法案)と呼ばれている。法案の核心は、特許侵害が認められた場合に裁判所が差止め命令を発令するという推定を回復させることである。

この法案を上程した背景は以下のとおり。

- (1) 新技術に対して適切な特許権の保護を与えることがグローバルなイノベーションにおいて米国の競争優位性を確保するために不可欠である。
- (2) 憲法は、科学と有用技術の進歩のために、発明者に対してその発明について排他権を認めている。
- (3) 特許権者の許諾のない他者による特許発明の実施を妨げる権利は、特許権者がその発明の恩恵を一定期間得る上での基礎となるものである。
- (4) 議会と裁判所は、衡平法上の救済である差止めにより、特許権を長年にわたり保護してきた。
- (5) 特許権の侵害行為による回復不能な損害を考慮し、裁判所は歴史的に差止め命令を出してきたが、近年ではそのアプローチを採らなくなっている。
- (6) 特許権の侵害行為が繰り返される場合に、差止めについて反証可能な推定を適用しない場合には次の点が懸念される。
 - (a) 特許権者が差止め命令を得る能力が大幅に低下する
 - (b) 国際的な大企業による略奪的な侵害行為へのインセンティブになり、特に資力に乏し

¹⁸⁰ 米国合衆国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/708/text> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁸¹ Patent Law Blog サイト https://cdn.patentlyo.com/media/2024/07/restore_act_bill_text.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

い特許権者に影響が出る

これは、2006 年の *eBay Inc. v. MercExchange, L. L. C.*, 547 U.S. 388 の最高裁の判決¹⁸²以降、特許侵害訴訟での差止命令の取得が困難になっていた状況を変えようとする試みである。

この法案は、2025 年 2 月 25 日に連邦議会下院へ同時に再上程され、現在は、上院、下院の両院の司法委員会で審議待ちとなっている。

9. 米国特許商標庁 (USPTO) の施策・実務に関する動向

(1) 包摂的イノベーションに関する国家戦略を公表¹⁸³ (2024 年 5 月 1 日公表)

USPTO は、経済成長や雇用創出等を目的とする包摂的イノベーション国家戦略 (National Strategy for Inclusive Innovation : NSII) を公表した。

この国家戦略は、包摂的イノベーション協議会の支援を受けて USPTO が策定したもので、地域社会の向上、経済成長、質の高い雇用の創出、そして地球規模の課題への取り組みといったイノベーションにおける米国のリーダーシップというビジョンに基づいている。USPTO は、科学、技術、工学、数学分野とイノベーションへの参加を、一般社会と関連する起業家精神の両方を通じて促進することにより、包摂的イノベーション国家戦略に示されたビジョンを実現し、「すべてのアメリカ人がイノベーション経済に完全に参加できる能力を解き放つ」ことを目指している。

包摂的イノベーション国家戦略は、2022 年 12 月 29 日にバイデン大統領が署名して法律となった「米国イノベーター解放法」の義務を追求し、効果的な知的財産エコシステムに不可欠な社会正義の義務と効果を実現するための大胆なイニシアチブを体現している。包摂的イノベーション国家戦略で指摘されているように、知的財産への取り組みの促進は、我が国の建国以来、科学技術における米国の進歩の最前線にあるが、主要な研究により、米国のイノベーション・エコシステムへの参加は「非常に不平等」であることが明らかになっている。

内容は、若年層からの知財教育の標準化、大学以降の高等教育の充実化、多様な人材による協力の拡大、商業化によるさらなるイノベーションの促進といった流れを説明するものとなっている。

この戦略では、4 つの項目が設けられ、11 の提言がなされた。

(a) 新世代の発明者への啓発

- (1) 幼稚園から高校までのイノベーション教育を強化する。
- (2) イノベーション教育者のリソース、トレーニング、支援を提供する。
- (3) 若年層のイノベーションへの興味を持続させるための指導や支援を提供する。

(b) 発明者への教育と権利付与

¹⁸² Justia サイト <https://supreme.justia.com/cases/federal/us/547/388/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁸³ Jetro サイト https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/us/2024/20240506_3.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

- (4) 広範で多様な高等教育を提供する機関による研究機会の拡大を行う。
- (5) 高等教育以降でのイノベーションや起業の学習・経験を促進する。
- (6) イノベーションのための高等教育以降のインターン機会を提供する。

- (c) 政府、産業界、非営利団体、学術機関の包摂的イノベーションの推進
- (7) 各種機関をまたがる包摂的な労働力確保を促進し、支援する。
- (8) 学術機関を含む組織で、より広範かつ公平にイノベーションを育む。

- (d) 市場へのイノベーションの導入
- (9) すべての発明者や起業家に公平な知的財産保護を与える。
- (10) すべての人が起業のためのリソースや支援を得られるようにする。
- (11) すべての人に対する商業化支援や技術移転を活用・拡大する。

米国の法律事務所からの情報によれば、トランプ現政権は、この国家戦略を正式に終了していないため、同国家戦略は依然として有効に存続している。

(2) ターミナルディスクレマーに関する規則改正案の公表¹⁸⁴ (2024 年 5 月 10 日公表)

USPTO は、ターミナルディスクレマーに関する規則改正案を公表した。ターミナルディスクレマーとは、自明型のダブルパテント (Obviousness-type double patenting) を回避するために、特許出願人が特許権の存続期間を一部放棄する手続きである。

特許出願人は、ある発明を先に出願 (先願) した後に、部分的に改変した発明を別の出願 (後願) として出願することがある。後願の発明は、特許可能な程度に先願の発明と区別できない場合、判例に基づき、自明型のダブルパテントとされて特許を受けることができない。特許出願人は、後願の特許権の存続期間満了日を先願に合わせることで、自明型のダブルパテントを回避して後願の発明についても特許を受けることができる。

今回の規則改正案は、先願の発明が新規性または非自明性の特許要件を満足せずに拒絶された場合又は無効と判断された場合に、後願の権利行使を不可能とするものである。特許出願人は、ターミナルディスクレマーにおいて、権利期間の一部放棄に加えて、先願が無効化された場合に後願の権利行使をしない旨に同意することが求められる。ターミナルディスクレマーについて、複数の想定例も紹介されている。

USPTO は、規則改正の理由について、1 つの発明に対して自明な範囲にある発明群に複数の特許が与えられると、それらの全ての有効性を PTAB や裁判所で争うための費用が高額となり、競争を阻害するおそれがあると説明している。自明な範囲にある発明群の特許の一つが拒絶または無効化された場合に同群の他の特許も権利行使できなくすることで、競合他社は特許権者からの権利行使を免れることができ、技術革新と競争が促進されるとしている。

¹⁸⁴ 米国連邦官報サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2024/05/10/2024-10166/terminal-disclaimer-practice-to-obviate-nonstatutory-double-patenting> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

USPTO は、意見募集に対して、352 件のコメントを受領しており、現在、公表前にすべての提出内容を精査している段階である。どのコメントの内容を一般に公開するかは USPTO の裁量に委ねられている。米国法律事務所からの情報によれば、その後の進展は報告されていない。

（３）遺伝資源および伝統的知識に関する条約への意見募集¹⁸⁵（2025 年 1 月 17 日公表）

世界知的所有権機関（WIPO）は、2024 年 5 月 13 日から 5 月 24 日まで、スイスのジュネーブで外交会議を開催し、知的財産（IP）、遺伝資源（GR）、および GR に関連する伝統的知識（ATK）に関する国際法的文書の交渉を締めくくった。USPTO は、WIPO における米国代表団を率い、外交会議において米国を代表した。

条約の第 3 条は、特許出願人に対し、一定の状況下において、先住民族または地域社会によって提供される GR または ATK の起源または出所を明らかにすることを義務付けている。特に、この開示要件は、請求された発明が GR または ATK に基づいている場合に発動され、次の 2 つの要件を満たす必要がある。

(1) GR または ATK が請求された発明に必要であったこと

(2) 請求された発明が GR または ATK の特定の特性に依存していること

この条約は 22 条から成り、条約の目的、定義、例外と制限、遡及適用の禁止、不遵守に対する制裁と救済、他の国際協定との関係、条約文の見直しと潜在的な改正など、様々な事項を網羅している¹⁸⁶。

USPTO は、2024 年 5 月 24 日に世界知的所有権機関（WIPO）で採択された遺伝資源および伝統的知識に関する条約¹⁸⁷に関して、米国が条約に署名するか否かについて意見募集¹⁸⁸を開始した。意見は 2025 年 3 月 18 日まで受け付けられる。

また、USPTO サイトでは、本件について、2025 年 4 月 29 日に対面とオンラインとのハイブリッド公聴会が予定されていることや、同公聴会での証言を希望する者を募集する旨も周知されている。

遺伝資源および伝統的知識に関する条約は、特許出願に関する発明が遺伝資源に基づく場合、出願人に対して遺伝資源の出所または原産国の開示を要求することなどを定めたものである。この条約は、15 の締約国による条約の批准または加入により発効することになっている。

今回の意見募集の対象となっている「署名」は、条約の採択後 1 年以内（2025 年 5 月 23 日まで）にできる手続きであるが、署名国に条約の批准または加入に関する資格を与える

¹⁸⁵ WIPO（世界知的所有権機関）サイト https://www.wipo.int/pressroom/ja/articles/2024/article_0007.html [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁸⁶ WIPO（世界知的所有権機関）サイト https://www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/en/gratk_dc/gratk_dc_exsum.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁸⁷ 米国連邦官報サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2025/01/17/2025-01090/request-for-comments-and-testimony-on-the-world-intellectual-property-organization-treaty-on> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁸⁸ WIPO（世界知的所有権機関）サイト https://www.wipo.int/pressroom/ja/articles/2024/article_0007.html [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

ものであって、条約の当事国になるためには批准または加入という別の手続きが必要となる。

意見募集では、この条約について、次の 8 つの観点に関する意見が求められている。

- (1) 条約に署名して加盟国となるべきか否かとその理由
- (2) 条約が既存の米国特許法に沿うものであるか否か
- (3) 条約が米国特許法に沿わない場合に米国特許法を修正すべき点
- (4) 米国の国際義務（他の条約や自由貿易協定など）に合致するか否か
- (5) 条約に加盟しない場合であっても米国特許法に取り入れるべき条項
- (6) 米国の条約加盟がイノベーションなどに及ぼす影響
- (7) 米国の条約加盟が企業や消費者などに及ぼす影響
- (8) 遺伝資源などの開示義務がある他国での経験から想定される米国への影響

この意見募集の期間中に、学者、企業、法律事務所、個人、患者、業界団体などから合計 99 件の意見が提出された¹⁸⁹。そのうち、USPTO が公開したのは 30 件のみであり、現在閲覧可能となっている¹⁹⁰。

公開された意見を分析すると、大多数が条約に反対しており、支持するものはわずか 3 件（そのうち 2 件は条約に対する重大な明確化や留保を条件とする）にとどまっていた。全体として、寄せられた意見は、条約が意図する規則が米国特許制度の基本原則の一部と抵触し、不要な負担、不明確さ、矛盾を生む可能性を強調していた。こうした状況は、イノベーション・エコシステムに悪影響を及ぼし、米国が製薬・ライフサイエンス分野における主導的役割を果たすことを妨げる可能性があると考えられた。したがって、多くの意見は USPTO に対し、条約の採択に反対するよう求めている。

同様に、USPTO が 2025 年 4 月 29 日に対面およびオンラインで開催した公聴会においても、証言を行うよう招待された 6 名のうち 5 名が、明確性の欠如、不要な負担の創出、バイオテクノロジー産業のイノベーション・エコシステムに対する潜在的リスクを理由に、条約の採択に強く反対した¹⁹¹。

米国の法律事務所からの情報によれば、その後の進展はない。現在の政権下において、今後数か月以内に USPTO から公式な見解が示される見込みである。

（４）商標の査定系取消手続・再審査手続の導入¹⁹²（2021 年 12 月開始）

2020 年 12 月に成立した商標近代化法（TMA：Trademark Modernization Act）において、不使用商標について審判を経ずに早期に排除できるように査定系取消手続（ex parte

¹⁸⁹ 米国連邦官報サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2025/01/17/2025-01090/request-for-comments-and-testimony-on-the-world-intellectual-property-organization-treaty-on> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁹⁰ Regulations.gov サイト <https://www.regulations.gov/document/PTO-C-2024-0048-0001> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁹¹ Regulations.gov サイト <https://www.regulations.gov/document/PTO-C-2024-0048-0001> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁹² 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/trademarks/laws/2020-modernization-act> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

expungement) 及び査定系再審査手続 (ex parte reexamination) が新たに導入された。査定系取消手続は、一度も使用されていない商標について、登録日から 3 年経過後、10 年経過前であればいつでも請求できる。査定系再審査手続は、出願日や使用証明の提出期限前に使用されていない商標について、登録日から 5 年以内であればいつでも請求できる。

これらの手続は 2021 年 12 月に運用開始された。USPTO のデータベースによると、2024 年 7 月 1 日現在、3,722 件の請求 (査定系再審査手続 : 2,845 件、査定系取消手続 : 877 件) がなされている。この合計件数のうち、USPTO は 1,293 件の手続を開始しており (そのうち 114 件は長官自身の主導によるもの)、開始率は 34.74% となっている。開始された 1,293 件の手続のうち、520 件は連邦商標登録の一部または全部の取消につながり、開始された手続の成功率は 40.2% となっている。これらの統計は、抹消または再審査請願を提出する際に、不使用の十分な証拠を提示することの重要性を改めて強調している¹⁹³。

(5) 特許審判部 (PTAB) に関する規則改正

(i) PTAB による審理開始拒否等に関する規則改正案を公表¹⁹⁴ (2024 年 4 月 19 日公表)

USPTO は、2023 年 4 月の意見募集¹⁹⁵を踏まえた特許審判部 (PTAB) に関する規則改正案を公表した。意見募集のコメントの提出期間は、2024 年 6 月 18 日に終了し、合計 3,929 件のコメントが寄せられた。この規則改正案は、PTAB による IPR や PGR の審理開始拒否の手続について、先例審決やガイダンスに基づく現行の運用を変更し、規則化することで、PTAB の合議体による判断の統一を図るものである。

(a) 審理開始の裁量拒否に関する規則

(1) 審理開始が拒否される事案の類型

原案で提案されていた 7 つの類型のうち、次の 3 つの類型について規則案が提示されている。

(a) 並行する請求

同一特許に対する同一人からの複数の請求で、そのいずれかの請求に対する特許権者による最初の予備応答の提出日 (提出がない場合は最初の予備応答の期限満了日) 以前の請求については、請求人から正当な理由が示されない限り、PTAB が審理開始を拒否できる。

(b) 連続する請求

請求人、請求人の実質的な利害関係者、または請求人と内々に通じている者による同一特許に対する過去の請求があり、この請求に対する特許権者による最初の予備応答の提出日 (提出がない場合は予備応答の期限満了日) 後になされた請求については、PTAB が審理開始を拒否できる。また、規則案には合議体が考慮する 4 つの要素も規定されている。

(c) 過去に取り上げられた先行技術や議論を提起する請求

¹⁹³ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/trademarks/protect/decisions-and-proceedings-search-tool> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

¹⁹⁴ 米国連邦官報サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2024/04/19/2024-08362/patent-trial-and-appeal-board-rules-of-practice-for-briefing-discretionary-denial-issues-and-rules> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

¹⁹⁵ U.S. Government Publishing Office サイト <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-04-21/pdf/2023-08239.pdf> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

同一または実質的に同一の先行技術や主張が過去に USPTO における審理や審査で取り扱われた場合には、請求人から USPTO の重大な誤りが立証されない限り、PTAB が審理開始を拒否できる。

(2) 審理開始の裁量拒否に関する手続き

PTAB による審理開始の裁量拒否に関して、特許権者が予備応答とは異なる書類を提出できる手続きが追加されている。現在、当事者は、PTAB における審理開始拒否に関する主張を無効理由の主張や応答と同一の手続きにおいて行っている。新たな手続きが追加されたことで、当事者は、IPR 等の請求書類における文字数制限の超過を回避して、裁量拒否に関する主張を別の書類で提出することができる。

(b) 審理開始前の和解に関する資料提出義務

PTAB への和解に関する書類の提出について、現在は PTAB での審理開始決定後に和解した場合のみ義務付けられているが、規則改正により、審理開始前に和解した場合にも義務付けられる。

PTAB における IPR 手続きに関する規則を改正することを目的として、USPTO は、2025 年 10 月 17 日付で、2024 年 4 月 19 日に公表された PTAB における審理開始拒否等に関する規則改正案を撤回している（下記（iv）参照）¹⁹⁶。

(ii) USPTO、PTAB に対するクレーム訂正の申立てに関する最終規則を公表¹⁹⁷（2024 年 9 月 18 日公表）

USPTO は、特許審判部（PTAB）における当事者系レビューなどで運用されてきたクレーム訂正の申立て（Motion to Amend（MTA））を正式化するための最終規則を公表した。

MTA は、PTAB の手続において特許の有効性が争われた際に、特許権者が特許されたクレーム発明の訂正を申し立てる手続であり、2019 年から試行プロジェクトとして USPTO によって運用されてきた。MTA については、これまでに数次の意見募集が行われており、最終規則は意見募集の結果を反映したものとなっている。

最終規則の公表に当たり、USPTO から言及された主な概要は以下のとおり。

- (1) 特許権者は、MTA について PTAB に予備的見解を求めることができる。また、特許権者は、PTAB の予備的見解や審判請求人の MTA への異議に対応する形で、クレームの再訂正を申し立てることができる。
- (2) 訂正クレームは、当初明細書による裏付けを要する。
- (3) PTAB の予備的見解や特許権者の予備的見解への応答に対して、審判請求人が意見を提出することが認められる。ただし、新たな証拠の追加は認められない。
- (4) PTAB は、MTA に関して、審判請求人から MTA に対する異議がない場合などに限り、特許審査官に先行技術調査の支援を求めることができる。

¹⁹⁶ Federal register サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2025/10/17/2025-19587/patent-trial-and-appeal-board-rules-of-practice-for-briefing-discretionary-denial-issues-and-rules> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁹⁷ 米国連邦官報サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2024/09/18/2024-21134/rules-governing-motion-to-amend-practice-and-procedures-in-trial-proceedings-under-the-america> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

(5) PTAB は、訂正クレームの不特許事由を新たに自ら提起する裁量を有し、当事者は、PTAB が示した不特許事由に対して応答する権利を有する。PTAB は、当事者から提出されていない証拠も考慮して特許性を判断できる。

(6) 審決までの期間は、MTA があつた場合でも、正当な理由がある場合に限り 6 か月を超えない範囲で審判長が延長できるという一般規則が適用される。

(iii) PTAB 手続の改革に関する法案を再上程¹⁹⁸ (2025 年 5 月 1 日上程)

Chris Coons 議員は、Thom Tillis 議員らとともに、特許審判部 (PTAB) における当事者系レビュー (IPR) や付与後レビュー (PGR) の手続き及び実務を変更する法案である「Promoting and Respecting Economically Vital American Innovation Leadership Act (PREVAIL 法案)」を連邦議会上院に再上程した。

本法案は、2024 年 11 月に連邦議会上院の司法委員会を通過した法案¹⁹⁹と同様に、主に以下の内容を含むものである。

(1) 請求人適格の明確化

PTAB 手続における請求のために、請求対象の特許権に基づいて侵害訴訟を提起されていること、または当該特許権の侵害となりうる行為を米国内で現に実施し、もしくは実施する誠実な意思のあることなどを要件として課するものとする。

(2) 連邦地裁における立証負担・クレーム解釈にかかる判断実務との調和

PTAB においても、特許権を無効とするためには、連邦地裁と同じく「明確かつ説得力のある」証拠を要求するとともに、クレーム解釈を行う際には連邦地裁と同じ「一般的かつ通常の意味」による解釈基準を用いるものとする。

(3) 特許の有効性にかかる重複した係争手続の抑止

(a) 一つの手続きにおいて全ての論点を網羅させるために、PTAB 手続において財政的に貢献した者が同一の特許に対し新たな請求を行うことを禁ずるとともに、請求時の主張内容に対して禁反言の原則を適用し論点の後出しを禁ずるものとする。

(b) PTAB において、特許の有効性を争う場合には、その請求人や利害関係者は連邦地裁や国際貿易委員会 (ITC) など別のフォーラムにおいて同じ内容の請求をし、または、そのような請求を維持することができないものとする。

(c) 請求人や利害関係者が当事者となった連邦地裁や ITC などにおける係争において特許の有効性にかかる最終判断が下されている場合には、PTAB における審理は開始されず、または維持されないものとする。

(4) PTAB 手続における透明性の向上

(a) PTAB において審判合議体が設置・公表された後にその構成に変更があつた場合には、その全てが記録として残されるものとする。

(b) PTAB 審判官に対する監督・懲戒権限を有する者は、審判合議体に対して指示を行い、またはその判断に影響を与える可能性のあるコミュニケーションを行ってはならないもの

¹⁹⁸ Chris Coons U.S. Senator サイト https://www.coons.senate.gov/imo/media/doc/prevail_act_bill_text1.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁹⁹ Chris Coons U.S. Senator サイト https://www.coons.senate.gov/imo/media/doc/prevail_act.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

とする。

(iv) USPTO、IPR 手続に関する規則改正案に対する意見募集²⁰⁰（2025 年 10 月 17 日公表）

USPTO は、IPR 手続に関する規則改正案について意見募集を開始した。本規則改正案は、紛争の一次的解決のため、他の争訟の場において有効性が争われていない特許クレームに請求対象を限定するべく、次の審理開始要件の新設を提案するものである。

- (1) 請求人および実質的な利害関係者を含む請求人の関係者は、同一特許権の有効性を巡る他のいかなる争訟の場においても、将来にわたって新規性・非自明性を理由に有効性を争わないことを誓約すること、
- (2) 請求対象の特許クレームについて、連邦地裁、国際貿易委員会（ITC）など他の争訟の場において、新規性・非自明性に関してその有効性を支持する決定・判断が過去になされていないこと、
- (3) PTAB による審決予定日より前に、連邦地裁、国際貿易委員会（ITC）など他の争訟の場においてその有効性について決定・判断がなされる見込みがないこと、

ただし、先行する争訟が将来の IPR 請求を妨げるための悪質なものである場合などには、上述の審理開始要件を充足しない場合でも、USPTO 長官の判断において IPR 審理を開始することは妨げられない。

本規則改正案に対する意見募集は、2025 年 11 月 17 日まで受け付けられている。

(v) USPTO 長官による PTAB 審理手続に関するメモの公表（2025 年 10 月 17 日公表）

USPTO の John Squires 長官は、PTAB における審理開始決定手続の運用変更に関する全審判官に向けたメモを公表した²⁰¹。

USPTO は、この運用変更について、2025 年 3 月公表の PTAB 業務方針²⁰² ²⁰³で示された審理開始決定に関する判断プロセスを改定するものであり、審理開始決定の一貫性・透明性の向上を目的としたものであると説明している。このメモによれば、10 月 20 日以降に適用される審理開始決定手続の概要は以下のとおり。

- (1) PTAB における全ての IPR・PGR 手続に関する審理開始の判断は、USPTO 長官が、①裁量要素、②実体要素・法定要素ともに、3 名以上の PTAB 審判官と協議した上で決定する。
- (2) USPTO 長官は、上記要素のうち一つでも審理開始が適当と判断すべきものがあれば審

²⁰⁰ 米国連邦官報サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2025/10/17/2025-19580/revision-to-rules-of-practice-before-the-patent-trial-and-appeal-board> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰¹ 米国特許商標庁サイト https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/Director_Institution_of_AIA_Trial_Proceedings.pdf?utm_campaign=subscrip%20tioncenter&utm_content=%26utm_medium=email&utm_name=%26utm_source=govdelivery&utm_term= [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰² 米国特許商標庁サイト https://www.sterneckessler.com/app/uploads/2025/03/guidance_memo_on_interim_procedure_recission_20250324.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰³ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/InterimProcesses-PTABWorkloadMgmt-20250326.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

理開始を決定する旨の略式通知を行い、他方で、いずれの要素についても審理開始すべきではないと判断される場合には審理開始拒否を決定する旨の略式通知を行う。

(3) USPTO 長官は、複雑なクレーム解釈や優先権関係の精査を伴う場合など、請求内容に照らして特別な取り扱いが必要と判断した場合には、一人以上の PTAB 審判官にその判断を委ねることができる。

なお、USPTO は、上記メモに関して 10 月 17 日付で対外的にも書簡を公表しており²⁰⁴、今回の運用変更について、IPR・PGR 制度を創設した米国発明法（AIA）の定めに従い、適時かつ公平な判断を行うために、PTAB における審理開始決定に関する権限を USPTO 長官に集約・一本化するものであると説明している。

（６）商標の国際登録の部分代替に関する最終規則を公表²⁰⁵（2025 年 6 月 8 日公表）

USPTO は、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の部分代替に関する最終規則を公表した。本最終規則は、7 月 2 日に施行される。

本規則改正は、2021 年に発効（2025 年 2 月 1 日まで適用猶予）していた国際登録の部分代替を許容するマドリッド協定議定書の規則改正に対応するもので、これにより、先に存在していた国内登録の商品・役務と国際登録の商品・役務が部分的に重なる場合について、代替が認められることとなる。代替の対象となる商品・役務の特定は、部分的な代替を申請する場合に限らず、全ての商品・役務について代替を申請する場合にも必要とされる。

マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の代替とは、国際登録以前に存在していた国内登録に関して、その出願日や登録日などの権利利益を害することなく、国際登録に基づく保護に一本化する制度であり、住所変更など各国で必要な手続きについて国際登録を通じて一元的に行うことを許容し、名義人における手続き負担の軽減に資するものである。

USPTO は、国際商標登録のためのマドリッド協定議定書の改正を組み込むために 37 CFR 7.28²⁰⁶を改訂している。

本最終規則の施行により、米国における代替制度は以下のとおり。

（a）先に存在する国内登録について、①名義人と商標が同一である場合に、②代替の対象として特定された商品・役務について、国際登録に代替することが認められる。

（b）国際登録の名義人は、①の要件を充足する場合に、代替の対象となる商品・役務を特定した上で、国内登録された商標について、国際登録による代替を申請することができる。

²⁰⁴ 米国特許商標庁サイト https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/open-letter-and-memo_20251017.pdf?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term= [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰⁵ 米国連邦官報サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2025/06/02/2025-09916/partial-replacement-of-an-earlier-national-registration-or-registrations-by-an-international> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰⁶ eCFR（Electronic Code of Federal Regulations）サイト <https://www.ecfr.gov/current/title-37/chapter-I/subchapter-A/part-7/subpart-E/section-7.28> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

(c) 当該申請が以下の二つの要件を満たす場合に、国際登録による代替が自動的に記録される。先の国内登録の審査が係属中である場合、その登録がなされるまで当該代替に関する申請は完了しない。

(1) 次の全ての事項を含む申請書の提出

(a) 国際登録番号

(b) 代替の対象となる国内登録番号

(c) 代替の対象となる商品・役務

(2) 米国規則第 37 編第 7.6 条に基づく手数料の納付

(d) 代替の申請が却下される場合、名義人は、その理由とともに通知を受ける。

(7) 地球温暖化に関連する活動

(i) 地球温暖化関連発明の優先審査試行プログラムを開始²⁰⁷ (2022 年 6 月 3 日)

大統領令第 14008 号におけるバイデン政権の気候目標を支援するために、USPTO は、地球温暖化関連発明の優先審査試行プログラムを開始すると発表した。

試行プログラムの概要は以下のとおり²⁰⁸。

①対象は、温室効果ガスの排出削減により地球温暖化を緩和する製品や方法のクレームを 1 つ以上含む特許出願である。通常の特許出願の他に、米国特許法第 120 条（継続出願）、第 121 条（分割出願）、第 365 条(c)（国際特許出願）、第 386 条(c)（国際意匠出願）に基づいて先の出願の出願日の利益を主張する特許出願であっても申請可能である。

②出願または国際出願の国内移行は電子出願システムを利用して行い、明細書等の書類は DOCX 形式とする。試行プログラムを利用したい場合には出願または国内移行から 30 日以内に申請書を提出する。

③申請の受付は 2023 年 6 月 3 日に開始し、2023 年 6 月 5 日または 1,000 件の申請が認められた日のいずれか早い日に終了する。

④発明者または共同発明者として試行プログラムの利用を申請できるのは 4 件までとする。

⑤申請が認められると、最初の実体的拒絶理由通知までの間、追加費用なしで優先審査を受けられる。

(ii) USPTO、地球温暖化関連発明の優先審査試行プログラムを終了²⁰⁹ (2025 年 1 月 28 日)

USPTO は、米国内における地球温暖化関連発明に優先審査を提供していた「地球温暖化

²⁰⁷ GovInfo (U.S. Government Publishing Office's GovInfo) サイト <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-06-03/pdf/2022-11930.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰⁸ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/patents/laws/patent-related-notice/climate-change-mitigation-pilot-program> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰⁹ 米連邦官報サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2025/04/18/2025-06701/termination-of-the-climate-change-mitigation-pilot-program> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

関連発明の優先審査試行プログラム」を正式に終了した。本プログラムは、温室効果ガス排出削減によって地球温暖化を緩和することを目的とする製品または方法に関するクレームを少なくとも 1 つ含む特許出願を対象としていた。

当初、優先審査試行プログラムは、温室効果ガスの排出を削減することで気候変動を緩和する製品やプロセスにのみ適用されていたが、初年度は期待したほど多くの申請を集めることができなかった。2023 年 2 月 21 日、優先審査試行プログラムに基づいて 243 件の申請が提出され、そのうち 154 件のみが特別ステータスを付与された。これを受けて、USPTO は 2023 年 6 月 6 日から資格要件を拡大し、「温室効果ガス排出量の削減、除去、防止、および/または監視」を含む、より多くの技術を網羅した、2025 年 1 月 7 日基準で優先審査試行プログラムの請願書は 1,399 件が提出され、そのうち 898 件が認められた。

優先審査試行プログラムが停止された後も、申請者は審査プロセスを迅速化する従来の方法を引き続き利用できる。これらには、たとえば、優先審査要求の提出、または米国規則第 37 編第 1.102 条に基づく特別作成の請願書の提出が含まれる。米国規則第 37 編第 1.102 条の下では、発明が実質的に(i) 環境の質を向上させるか、(ii) エネルギー資源の開発または保全に寄与する場合、特別作成の請願は手数料なしで認められる。それによって審査を加速する²¹⁰。

トランプ新政権の発足および大統領令第 14148 号（「有害な大統領令および措置の初期撤回」）の公表を受けて、USPTO はこのプログラムを終了することを決定した。これは、特定の技術分野に限らず、すべての特許出願における審査の滞留期間を短縮するために、USPTO のリソースと努力を振り向ける目的がある。

したがって、2025 年 1 月 28 日の午後 5 時以降に提出された本プログラム参加のための申立ては認められない。同日以前に提出された申立てについては USPTO が審査を継続するが、出願人は、申請上の不備を修正・補正する機会を持つことはできない。

（iii）WIPO GREEN への参加の表明²¹¹（2022 年 7 月 21 日公表）

USPTO は、WIPO GREEN への参加を発表した。WIPO GREEN は、世界知的所有権機関（WIPO）が運営する環境技術の活用を促進するためのプラットフォームであり、環境技術に関するニーズや特許を掲載したデータベースなどを提供している。2022 年 7 月時点で政府機関や企業など 146 の団体が参加しており²¹²、日本やカナダ、フランス等 10 か国の知財庁も含まれる。USPTO は WIPO GREEN への貢献の例として、地球温暖化関連発明の優先

²¹⁰ Knobbe Martens サイト

<https://www.knobbe.com/blog/suspension-of-the-climate-change-mitigation-pilot-program-what-happens-now/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²¹¹ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-becomes-partner-international-green-technology-platform-wipo-green-0> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²¹² WIPO GREEN サイト https://www3.wipo.int/wipogreen/en/news/2022/news_0022.html [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

審査試行プログラム²¹³及び発明家を表彰する Patents for Humanity²¹⁴に新設予定のクリーンエネルギー部門を挙げている。

USPTO は、WIPO GREEN におけるテクノロジーパートナーとしての役割を撤回しておらず、同プログラムへの参加内容について修正を発表していない。前述のとおり、USPTO は、このパートナーシップにおける主要な貢献の一つであった「地球温暖化関連発明の優先審査試行プログラム」を終了している。

（参考）気候変動に関する米国政府の最新の動き

米国は、パリ協定（Paris Agreement）（各国が自国の排出削減目標（NDC）を提出・更新しつつ地球温暖化対策を進める国際合意）からの離脱について、2025 年 1 月 27 日に寄託者へ離脱通告を行い²¹⁵、2026 年 1 月 27 日に離脱が発効した²¹⁶。あわせて、米国内では 2025 年 1 月 20 日付の大統領令（E.O. 14162）により、国際環境合意に関する「America First」方針の下で、パリ協定からの離脱を含む対応が指示された。

UNFCCC（国連気候変動枠組条約）（気候変動に関する国際協力の基本枠組み（条約）であり、パリ協定等の上位の“母体”）については、2026 年 1 月 7 日付の大統領メモにより、UNFCCC からの離脱に向けた対応が政府方針として指示された²¹⁷。ただし、UNFCCC（Article 25）では、離脱は、所定要件を満たした上で寄託者が離脱通告を受領した日から 1 年後に効力が生じるため、今後は寄託者の受領日を一次資料で確定し、離脱の効力発生日（受領日+1 年）を確定させる必要がある。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）（気候変動に関する科学的知見を評価し政策決定者向けに整理する政府間組織）については、同じ 2026 年 1 月 7 日付の大統領メモにより、米国としての参加を終了する方針が示された²¹⁸。

（8）実用特許出願に対する早期審査プログラムの廃止を公表²¹⁹（2025 年 6 月 9 日）

USPTO は、実用特許出願に対する早期審査プログラムを廃止することを発表した。この廃止は 2025 年 7 月 10 日から施行される。

²¹³ 米国政府出版局サイト <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-06-03/pdf/2022-11930.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²¹⁴ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/blog/doing-our-part-to-mitigate> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²¹⁵ United Nations Treaty Collection ウェブサイト <https://treaties.un.org/doc/Publication/CN/2025/CN.71.2025-Eng.pdf>（最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日）

²¹⁶ United Nations Treaty Collection ウェブサイト <https://treaties.un.org/doc/Publication/CN/2025/CN.71.2025-Eng.pdf>（最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日）

²¹⁷ ホワイトハウスサイト <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2026/01/withdrawing-the-united-states-from-international-organizations-conventions-and-treaties-that-are-contrary-to-the-interests-of-the-united-states/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²¹⁸ ホワイトハウスサイト <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2026/01/withdrawing-the-united-states-from-international-organizations-conventions-and-treaties-that-are-contrary-to-the-interests-of-the-united-states/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²¹⁹ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-discontinuing-accelerated-examination-program-utility-applications> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

USPTO によれば、この決定は、特許審査における全般的な事務処理の滞留を軽減すること、そしてプログラム期間中に出願人から提出される早期審査の申請件数が大幅に減少したことを理由としている。

2025 年 7 月 10 日以降も、例えば、以下のような方法で、出願人は、実用特許出願の審査を迅速化することができる。

- (1) 日本等における先行庁出願において特許可能と判断されたクレームに基づく特許審査ハイウェイ (PPH)
- (2) 特許出願及び植物特許出願については優先審査

なお、代替となる審査迅速化のプログラムがない意匠特許出願についての早期審査は残っている。

(9) USPTO、AI ツールによる自動先行技術調査の試行プログラムを開始²²⁰ (2025 年 10 月 8 日公表)

USPTO は、特許出願の実体審査前に、AI ツールによる自動先行技術調査の結果を出願人に通知する試行プログラム「Artificial Intelligence Search Automated Pilot (ASAP!) Program」を開始する旨を公表した。USPTO は、本試行プログラムにより、先行技術文献調査における AI ツールの有効性を試す狙いがあるとしている。このプログラムを通じて、特許審査官による実体審査の前に当該出願に関する潜在的な先行技術を出願人が認識でき、自発的な補正や出願の放棄といった手続・対応の促進が期待されている。

本試行プログラムの主な内容は以下のとおり。

- (1) 対象となる特許出願は、10 月 20 日以降に電子的に出願された通常出願であり、継続出願や仮出願は対象外とされる。また、意匠（デザイン特許）出願や国内移行された国際出願なども対象外とされている。
- (2) 本試行プログラムの適用を希望する場合、出願人は、所定の手数料の納付とともに申請を行う必要がある。不備により申請が却下された場合、不備を是正する機会はなく、再申請もできない。
- (3) 自動先行技術調査は、USPTO の AI ツールにより、特許分類 (CPC)、明細書、クレーム、要約などの出願情報を基に、複数の公開文献データベースから、外国特許文献も含めた近似する情報・文献を検索することで行われる。
- (4) 自動先行技術調査の結果 (Automated Search Results Notice : ASRN) は、AI ツールにより特定された 10 件以下の文献がその近似性に応じて列記される形で、出願人に通知される。出願人は、ASRN に対して応答する義務はない。
- (5) この試行プログラムは、本年 10 月 20 日に申請受付が開始され、①2026 年 4 月 20 日または②審査部門 (TC) あたり 200 件以上の申請を受理した日のいずれか早い日まで継続され、申請受理合計数に関する情報は USPTO ウェブサイトを通じて提供・更新される予定である。

²²⁰ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-launches-new-ai-pilot-pre-examination-utility-application-search> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

USPTO は、本試行プログラムについて、実体審査に先立ち潜在的な先行技術を認識できる点で出願人にメリットがあることに加え、特許審査官においても先行技術文献を特定する新たな手段となることから、特許審査の品質向上・効率化にも資するものであると説明している。

10. 模倣品対策関連の動向

(1) オンライン上の模倣品対策に関する法案²²¹ ²²²の成立 (2022 年 12 月 29 日)

オンラインマーケットプレイスにおける模倣品対策を強化する法律である「Integrity, Notification, and Fairness in Online Retail Marketplaces for Consumers Act (INFORM Consumers)」が成立した。

この法律では、オンラインマーケットプレイスに取引数の多い販売者の身元情報の開示を義務づけており、ブランド所有者（ブランドホルダー）が商標権侵害（模倣品販売）に対して、権利者として迅速かつ効果的に対応しやすくなると解説されている。

この法律は、販売業者の身元と連絡先情報の開示を義務付けることでオンライン取引の透明性を高め、消費者が大量の取引を行う第三者販売業者の不審な行動を報告できるようにすることを目的としている。また、オンラインマーケットプレイスを犯罪行為、偽造、盗品や危険な商品の販売、知的財産権の侵害に利用することを抑止することも目的としている。

法律の主な内容は以下のとおり。

- (1) オンラインマーケットプレイスは、取引数の多い販売者から身分証明書や銀行口座などの情報を収集し、定期的に情報の正確性を点検しなければならない。
- (2) マーケットプレイスは、販売者が身分証明書などの提出の要求を受けた日から 10 日以内に応じない場合は、販売者のアカウントを停止し、販売活動を停止させなければならない。
- (3) マーケットプレイスは、取引数の多い販売者の商品販売ページに、販売者による疑わしい販売活動を消費者からマーケットプレイスに報告できる仕組みを設置させなければならない。
- (4) マーケットプレイスは、年間収入が 2 万ドル（約 250 万円）以上の販売者の商品販売ページに、販売者の名前・住所・消費者と販売者とが直接に連絡可能な連絡先などの情報を開示させなければならない。
- (5) 本法律は連邦取引委員会（Federal Trade Commission :FTC）が執行の責任を負っており、法律の成立から 180 日以内に施行される。

²²¹ 米国合衆国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/2617> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²²² 米国合衆国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/117/bills/hr2617/BILLS-117hr2617enr.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

(2) 模倣品・海賊版対策および将来の戦略に関する意見募集²²³ (2023 年 5 月 25 日)

USPTO は、効果的な模倣品・海賊版対策および将来的な戦略に関する意見募集を実施すると発表した。意見の提出期限は 2023 年 8 月 23 日としている。意見の提出期限後には、さらなる意見収集のために模倣品・海賊版対策の戦略に関するラウンドテーブル会合を 10 月 3 日に開催するとしている。会合の詳細や参加方法などについては、USPTO のウェブサイトにおいても案内されている。

米国税関・国境警備局による報告では、CBP は 2021 年度に前年度から 152% 増加の 33 億ドル（約 4,700 億円）相当、27,000 以上の模倣品を押収したとしている。

また、米国商工会議所によるとデジタルビデオの海賊版によって、最大 56 万人の米国内の雇用と最大 1,153 億ドル（約 16 兆円）の国内総生産（GDP）が毎年失われているとしている。これらの状況から、USPTO は消費者、IP 権利者（商標権・著作権者など）、販売店、オンラインマーケットプレイス等の利害関係者から効果的な対策と将来の戦略について広く意見を求めたいとしている。

今回意見を求めている主な内容は以下のとおり。

- (1) 模倣品・海賊版の流通により、どのような被害が確認されているか。
- (2) 模倣品・海賊版によって生じる損失や危険について、消費者にどのように教育が提供されているか。
- (3) 実施している模倣品・海賊版対策の詳細およびその対策で成功した点と失敗した点は何か。
- (4) 模倣品・海賊版対策のための継続的な戦いにおいて課題は何か。
- (5) COVID-19 のパンデミック期間中、模倣品・海賊版についてどのような傾向が確認されたか。その傾向はパンデミック後も続くかと予想するか。
- (6) 経済状況の変化により、模倣品・海賊版の傾向に変化は起こっているか。
- (7) 模倣品・海賊版対策のために他の関係者との新たな協力を検討しているか。
- (8) オンライン上での模倣品を識別するためのアルゴリズム等、効果的な技術はあるか。
- (9) オンライン上の模倣品への権利行使のために既存の商標法や著作権法の規定は活用されているか。
- (10) オンライン上の模倣品・海賊版を助長するような不正な文書等を確認したことがあるか。
- (11) 模倣品・海賊版に関するデータの提供は可能か。
- (12) 資金に乏しい個人や中小企業等が模倣品・海賊版に対して容易に権利行使できるようにするために、USPTO ができることは何か。

(3) オンライン上の模倣品対策に関するガイドライン案への意見募集²²⁴ (2025 年 5 月 19 日)

²²³ 米国政府出版局サイト <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-05-25/pdf/2023-10770.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²²⁴ 米国政府出版局サイト <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-05-19/pdf/2025-08891.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

USPTO は、オンライン上の模倣品取引に関して、経済協力開発機構（OECD）の不正取引対策作業部会が作成している対策ガイドライン案への意見募集を開始した²²⁵。このガイドライン案は、オンライン上の模倣品・海賊版と戦うにあたって、IP 権利者（商標権・著作権者など）の権利を具現化・強化するための枠組みである。

本ガイドライン案は、オンライン上の模倣品取引に関して、政府、オンラインマーケットの運営者、真正品の IP 権利者といった利害関係者が採るべき対応策・ベストプラクティスをまとめたものである。USPTO は、以下のトピックについて勘案されるべき要素や効果的なベストプラクティスについて広く意見を募集するとしていた。

(1) オンライン上の模倣品販売行為への対抗策

オンライン市場における模倣品対策に関する政府、オンラインマーケット運営者および真正品の IP 権利者に代表される利害関係者間の協力体制の構築。

(2) 繰り返し権利侵害行為を行う者

オンライン上で模倣品の販売を繰り返し行う者の特定や追跡に向けた協力体制の構築。

(3) エンフォースメントと制裁

模倣品取引の抑止力としての罰則の制定や市場から模倣品を排除しないオンラインマーケット運営者に対する制裁。

(4) 情報交換、透明性の確保および消費者意識

オンライン市場における模倣品の取り締まり件数をはじめとする統計情報の公表や利害関係者間での情報・知見の共有。

(5) 市場の監視

巧妙化する模倣品の販売行為に対する積極的なオンライン市場の監視や効果的な対策手法に関する利害関係者間での情報の共有。

(6) 通知と反論の機会

模倣品販売が疑われる場合のオンラインマーケット運営者への連絡と販売者による反論の機会の確保を含む効果的な通知スキームの構築。

(7) オンライン市場からの模倣品の排除

模倣品販売が確認された場合に、真正品の IP 権利者に生じる損害を最小限とするための即時販売停止およびオンライン市場からの該当商品の排除。

(8) 会計上の責任

オンライン上で模倣品を購入してしまった消費者に対するオンラインマーケット運営者による即時の金銭的な補償の実施。

(9) オンライン市場における商品リスト

模倣品の迅速な特定を目的とした、オンライン市場における販売商品に関する正確かつ明瞭な情報の提供。

(10) 第三者による模倣品の販売行為

オンライン市場での不特定多数の者による商品販売に際して、オンラインマーケット運営者による販売予定者の厳格な審査および法令順守の徹底。

(11) 国際的な協力

²²⁵ 米国連邦官報サイト <https://www.federalregister.gov/documents/2025/05/19/2025-08891/request-for-comments-on-oecd-working-party-on-counteracting-illicit-trade-wp-cit-draft-voluntary> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

オンライン上の模倣品取引は国境を跨いで実施されることが多いところ、政府・民間組織における国際的な協力体制の構築。

USPTO は、2025 年 6 月 5 日に OECD ワシントンセンターにおいて本件に関する意見聴取を目的としたラウンドテーブルを開催するとともに、2025 年 6 月 27 日まで意見を受け付けている²²⁶。

1 1. 営業秘密関連の動向

(1) 営業秘密の窃取への制裁に関する法律^{227 228} (2023 年 1 月 5 日)

外国企業などによる営業秘密の窃取に対する制裁を強化するための法律である米国知的財産保護法「Protecting American Intellectual Property Act of 2022」が成立した。この法律は、米国の営業秘密を標的にし、外国企業や個人による不正窃取に対して大統領が制裁を課す権限を明示した法律である。

バイデン大統領は、米国知的財産保護法に署名し、法制化した。この法律は、営業秘密の窃に関与した者に経済制裁を課すと脅すことにより、米国以外の行為者による米国の知的財産の盗難を抑止することを目的としている。この法律は、刑事訴追、民事訴訟、米国の制限当事者リストへの指定など、米国の法律に基づいて利用可能な既存の措置に追加される。

主な内容は以下のとおり。

- (1) 大統領は、法律の成立から 180 日以内および翌年以降も毎年、以下の内容などを議会に報告する。
 - (a) 米国の安全保障に対する脅威となる米国内の営業秘密の窃取に関与し利益を得た、またはそれを支援した外国の個人または企業。
 - (b) 外国の個人または企業が行った営業秘密の窃取の性質、目的および結果の評価。
 - (c) 当該外国企業の最高経営責任者および取締役の特定、また、それらの者が利益を得たかどうかの評価。
- (2) 当該外国企業に対して、米国内の財産の凍結、輸出入の制限、米国または国際的な金融機関からの融資の禁止、政府機関の調達禁止など本法律に定められた制裁のうち 5 つ以上の制裁が科される。
- (3) 当該個人に対して、米国内の財産の取引禁止および米国への入国禁止の制裁が科される。

2024 年 7 月 19 日、本保護法 (PAIPA) の運用 (報告書作成・制裁選択・執行・免除判断) を、関係省庁に“権限委任して実装する”ための行政文書である大統領メモ (Memorandum

²²⁶ 米国特許商標庁サイト <https://www.uspto.gov/about-us/events/roundtable-oecd-e-commerce-guidelines> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²²⁷ 米国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/bill/117th-congress/senate-bill/1294> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²²⁸ 米国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/117/bills/s/1294/BILLS-117s1294enr.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

of July 19, 2024 : Delegation of Functions and Authorities Under the Protecting American Intellectual Property Act of 2022) ²²⁹が公表されている。

(2) 中国による知財の窃取の防止に関する法案²³⁰ (2023 年 11 月 2 日)

2023 年 1 月に開会した第 118 回米国連邦議会では、中国に関して様々に議論されており、知財分野を含めた対中競争をテーマとした公聴会の開催、対中規制に関する多数の法案の提出などが行われている。そのような状況下において、下院の司法委員会は、中国による米国の知財の窃取の防止を強化する法案 (H.R.5404) 「Countering Chinese Espionage Reporting Act」を全会一致で可決した。

本法案は、中国による米国内の営業秘密、知財等を窃取する動きに対抗するための米国司法省 (DOJ) の活動に関する年次報告書の提出を司法長官に義務付けることなどを規定している。法案の主な内容は以下のとおり。

(1) 議会の認識

(a) 米国内における経済スパイの訴追事件の約 80%が中国共産党の利益となるような行為である疑いがあり、米国の貿易機密の窃取事件の約 60%が同党との関連を持っているとされている。

(b) 中国共産党による米国内の知財の窃取は米国経済に最大 6,000 億ドル (約 90 兆円) の損害を与えていると推定されている。

(2) 中国がもたらす脅威に対抗するための司法省の活動に関する報告書

法律が成立した日から 90 日以内に下院および上院の司法委員会に以下の各項目を含む報告書を、7 年間、毎年、提出しなければならない。

(a) 中国がもたらす安全保障上の脅威およびスパイ活動 (貿易機密の窃取、米国の知財等の窃取、研究所・大学・国防関連施設の研究者等からの脅威を含む) への対策に関する司法省の活動および業務の説明。

(b) 中国共産党がもたらす安全保障上の脅威に対抗することを目的としたプログラムに充てることができる司法省のリソースおよび各プログラムの効果を裏付ける情報。

本法案 (H.R.5404) は、本会議で成立せず審議未了となっている。2024 年、本法案 (H.R.5404) と同趣旨の法案 (S.4466) が連邦議会上院に再上程されたが成立してない。また、2025 年、本法案 (H.R.5404) と同趣旨の法案 (S.1778) が連邦議会上院に再上程されたが成立してない。

²²⁹ ホワイトハウスサイト <https://bidenwhitehouse.archives.gov/briefing-room/presidential-actions/2024/07/19/memorandum-on-delegation-of-functions-and-authorities-under-the-protecting-american-intellectual-property-act-of-2022/> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

²³⁰ 米国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/118/bills/hr5404/BILLS-118hr5404ih.pdf> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

(3) 中国による米国知財侵害に対する制裁措置を導入する法案²³¹を再上程 (2025 年 1 月 30 日)

John Curtis 上院議員は、米国からの知的財産 (IP) 窃盗に関与した中国の個人、企業、組織に制裁を課す法律「中国知的財産窃盗撲滅法²³² (Combating China's Pilfering of Intellectual Property Act)」を再上程した。中国知的財産窃盗撲滅法は、資産を封鎖し、違反者の移民を制限する米国の権限を拡大することで、中国共産党に対する経済的・外交的圧力を強化し、保護された米国技術の組織的な不正流用を止めるものである。

中国知的財産窃盗撲滅法の概略は以下のとおり。

(a) 米国人から重大な知的財産の盗難に関与した、または盗まれた米国の知的財産を故意に受け取ったと判断された個人または団体に制裁を課すこと。

(b) 中国政府が知的財産の盗難を阻止するための有意義な措置を講じるまで、中国共産党と政府関係者に広範なビザと入国制限を課す。以下の場合、米国ビザは拒否される。

- (1) 中国共産党の高官とその配偶者および子供
- (2) 中国政府内閣のメンバー
- (3) 中国人民解放軍の現役将校

(c) 制裁違反を試みた者、または違反を企てた者には罰則を科す。

本法案 (S.330) は、本会議で成立せず審議未了となっている。

(4) 2025 年生物知的財産保護法 (Biological Intellectual Property Protection Act of 2025)²³³の上程 (2025 年 12 月 11 日)

連邦議会上院、連邦議会下院に上程された法案は「2025 年生物知的財産保護法 (S.330)」と題され、対象とされる外国企業への特定の生物材料や技術、特に合成 DNA および RNA 配列の輸出を規制することを目的としている。本法案は国家安全保障に関する懸念と、特に中華人民共和国が軍事能力やその他の戦略的技術開発のためにこれらの物質を悪用する可能性を懸念している。

本法案は、合成生物領域における「デジタル配列 (DNA/RNA 配列データ)」を、輸出管理の対象として位置付け、外国の懸念主体への提供をライセンス制に乗せることを狙う立法提案である。狙いは知的財産権の「保護」そのものというより、研究開発の設計情報に相当する配列データを国家安全保障上の機微情報として扱い、対外流出を制度的に抑止する点にある。したがって、企業にとっての主要インパクトは、特許制度の変更ではなく、

²³¹ 米国議会図書館サイト <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/330/all-info?utm> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²³² Senator John Curtis サイト https://www.curtis.senate.gov/wp-content/uploads/2025/01/Document_250128_095858.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²³³ 米国合衆国連邦議会サイト <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/house-bill/6624/text/ih> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

共同研究・委託研究・クラウド共有・サプライチェーンにまたがるデータ移転管理（コンプライアンス）の強化に現れる。

本法案の中心は、米国の輸出管理改革法（Export Control Reform Act of 2018）²³⁴に新条項を追加し、特定の相手方に対して、合成 DNA/RNA 配列の「輸出」「再輸出」「域内移転」をライセンス要求の対象とする点である。ここで重要なのは、規制対象が「現物の試料」ではなく、設計情報に相当するデジタル配列へ重点を置いている点である。

1 2. 第三者による特許訴訟の資金提供（訴訟ファンド）

（1）米国会計検査院、特許訴訟への資金提供に関する調査報告書を公表（2024 年 12 月 5 日）

米国会計検査院（U.S. Government Accountability Office : GAO）は、第三者から資金提供を受けた特許訴訟に関する調査報告書²³⁵を公表した。

この調査は、上院の知的財産小委員会のランキングメンバーである共和党の Thom Tillis 議員からの要請を受けて行われた。調査報告書は、ファンド、特許訴訟の原告または被告となる企業や大学、裁判官などの複数の関係者へのインタビューに基づいて作成されている。

第三者による特許訴訟への資金提供に関しては、多額の費用を要する特許訴訟について、資力に乏しい特許権者に権利行使の機会を提供する観点から肯定的な意見がある。その一方で、直接的には特許権に関する争いがない第三者の意思により特許訴訟が行われ得るなど、司法手続きが不透明化するおそれがあることから否定的な意見もある。

調査報告書で紹介されている関係者の意見は以下のとおり。

- (1) 第三者による資金提供は 2019 年から急増し、現在も多くの訴訟で資金提供がある。
- (2) 資金提供者の中には投資の 2～3 倍の報酬を得る者がいる。
- (3) 成功報酬契約で訴訟を請け負う法律事務所が減少傾向にあるため、資力に乏しい特許権者には資金提供者の存在が大きい。第三者訴訟資金調達により特許権者が R&D 投資を保護することが可能になった。
- (4) 第三者による資金提供があることで和解交渉が長期化するおそれがある。
- (5) 中国、サウジアラビアなど、米国外からの資金提供もある。
- (6) 資金提供者を開示させることにより、利益相反の確認などができるようになり、訴訟手続きが透明化する。一方で、訴訟資金の規模感が明らかになる可能性があり、訴訟戦略上、原告側に不利な状況になり得る。
- (7) 第三者訴訟資金へのアクセスは、特許権者が訴訟に直面するまでライセンス協議に関わらない大企業による効率的な侵害に対抗する道を提供した。

²³⁴ 米国合衆国連邦議会サイト <https://www.congress.gov/bill/115th-congress/house-bill/5040/text> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²³⁵ GAO（米国会計検査院）サイト <https://www.gao.gov/products/gao-25-107214> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

（２）連邦議会への法案の上程

（ｉ）「2024 年訴訟透明性法」法案の上程（2024 年 10 月 4 日）

連邦議会下院の法廷・知的財産・インターネット小委員会の委員長である Darrell Issa 議員は、共和党の Scott Fitzgerald 議員と共同で、民事訴訟における第三者訴訟資金調達契約の開示を義務付ける 2024 年訴訟透明性法（H.R.9922）²³⁶を連邦議会下院に上程した。本法案は、特許訴訟に限らず、民事訴訟全般において、訴訟資金の提供者を開示させることを提案するものである。もし成立すれば、民事訴訟で支払いを受け取った第三者の開示が義務付けられる。本法案は、各当事者が「民事訴訟の結果に依存する支払いまたは価値あるものを受け取る権利」を持つ者の名前およびその権利を創出する契約を裁判所に書面で開示することを義務付けている。本法案には、ローンの返済によって支払を受ける権利が支払われる場合の例外規定が含まれている。本法案は、非公開の第三者の利害によって資金提供された民事訴訟についても明らかにすることを目的としている。

Darrell Issa 議員は、自身のウェブサイトのプレスリリースで、この法律は透明性を高め、「我々の訴訟制度における深刻かつ継続的な乱用」を標的にすることを目的としていると述べた。複数の団体がこの法案への支持声明を提出した。しかし、同様の措置に反対する人々は、訴訟費用のための第三者資金が司法へのアクセスを促進し、公平な競争環境を築くことができると主張している。

（ii）「2025 年訴訟透明性法」法案の上程（2025 年 2 月 7 日）

2024 年訴訟透明性法（H.R.9922）が会期内に成立しなかった。そのため、H.R.9922 と同趣旨の制度設計を次の議会期（119th Congress）で改めて審議させるため、Darrell Issa 議員らは、2025 年 2 月 7 日、2025 年訴訟透明性法（H.R.1109）²³⁷として再度上程した。2025 年訴訟透明性法（H.R.1109）と 2024 年訴訟透明性法（H.R.9922）は、いずれも Title 28（連邦裁判所手続）を改正し、民事訴訟における第三者受益者の開示と契約提示を求める点で共通する。開示の考え方（「訴訟結果に依存する支払い・価値の受領権」）や、契約書面（付随文書含む）の提示、ローン返済等の例外、期限（提訴時または契約締結後 10 日）、不完全・不正確となった場合の補正義務など、主要要件は同型である。

²³⁶ 米国合衆国連邦議会サイト <https://www.congress.gov/bill/118th-congress/house-bill/9922> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²³⁷ 米国合衆国連邦議会サイト <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/house-bill/1109> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

第2章 米国の知財概況

一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 ワシントン事務所所長
兼ジェトロニューヨーク事務所 知的財産部部長
蛭田 敦

米国の知財概況

2025年10月

一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 ワシントン事務所
兼 ジェトロニューヨーク事務所 知的財産部

蛭田 敦

連邦政府の動向

第二次トランプ政権の状況

- ・ 経済、移民、安全保障などへの対応が先行し、知的財産関連のニュースは少ない。
- ・ 連邦政府への要求がUSPTOの業務に大きく影響

＜連邦政府全体の縮小、オフィス回帰＞

早期退職の勧奨

→ 特許局長などがUSPTOを離職

新規採用の凍結（2025年6月に審査官採用再開）

→ 審査官・審判官の増員による滞貨の解消に暗雲

リモートワークの原則禁止

→ 管理職以上のオフィス勤務を義務付け

＜政策変更＞

多様性プログラムの廃止

→ プラットフォームの閉鎖

グリーン政策の転換

→ 気候変動最小化技術を対象とした優先審査の廃止



2

米国特許出願件数（国・地域別、意匠を含む）

- ・ 米国外の出願人からの出願件数が過半数。
- ・ 日本からの出願は減少傾向。



3

USPTO長官の交代



出所：USPTOウェブサイト

<John Squires長官（2025年9月18日上院承認）>

- 長官就任直前は弁護士として活動
- 知的財産と先端技術に関して、様々な訴訟代理を経験
- 特許資産を担保とする金融プラットフォームの構築を先導
- ゴールドマン・サックスの最高知的財産責任者を経験（2000 – 2008 年）
- 公聴会では審査官の追加採用、AIの活用に言及

- 就任初日に2件の特許に署名
 - 対象は暗号技術と医療診断に関する2件
 - 特許適格性欠如で拒絶されやすい技術分野を選択
 - 暗号通貨、AI、量子コンピュータ、診断などの応用技術は特許可能であるとコメント



出所：USPTOによるSNS投稿

4

出所：USPTOによるSNS投稿

4

USPTOの地域展開



ニューハンプシャー州にコミュニティーアウトリーチオフィスを2024年11月に新設。
2025年6月にUSPTO本部が南東部のアウトリーチオフィスとして業務開始。
2025年10月にデンバーオフィスの完全閉鎖を公表。

5

USPTOのリモートワーク

- USPTOは政府機関のリモートワークのリーディングケース
- 全米各地に審査官を配置（多様性・人材確保）
- オフィス縮小（本庁舎ビル5棟→3棟）



トランプ政権

- 連邦政府職員へのオフィス勤務を命令
→USPTOの審査官による労働組合はリモートワークを拒否（労働協定を根拠）
→管理職、審判官などはオフィス勤務に回帰
- 大統領令により特許審査官への団体交渉権の適用を除外（2025年8月）
※安全保障に関する政府職員と認定された（機微技術に接するため）
→USPTOはオフィススペースの不足を理由にリモートワークを継続中
- USPTOの労働組合が大統領令を不服として地裁に提訴

6

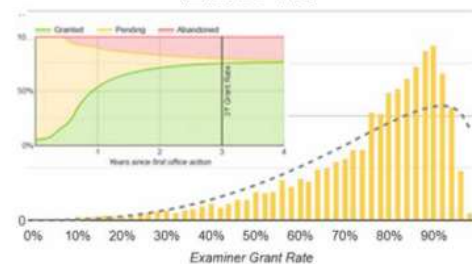
特許審査の質

- USPTOは半年単位で約3,000者に対してアンケート調査を実施。
- 2024年度第4四半期では61%が肯定的評価でやや悪化。
- 審査官による審査のばらつきが大きいという意見は多い。



出所：USPTO Patents External Quality Survey に基づいて作成

審査官の特許査定率分布
(出願から3年後)

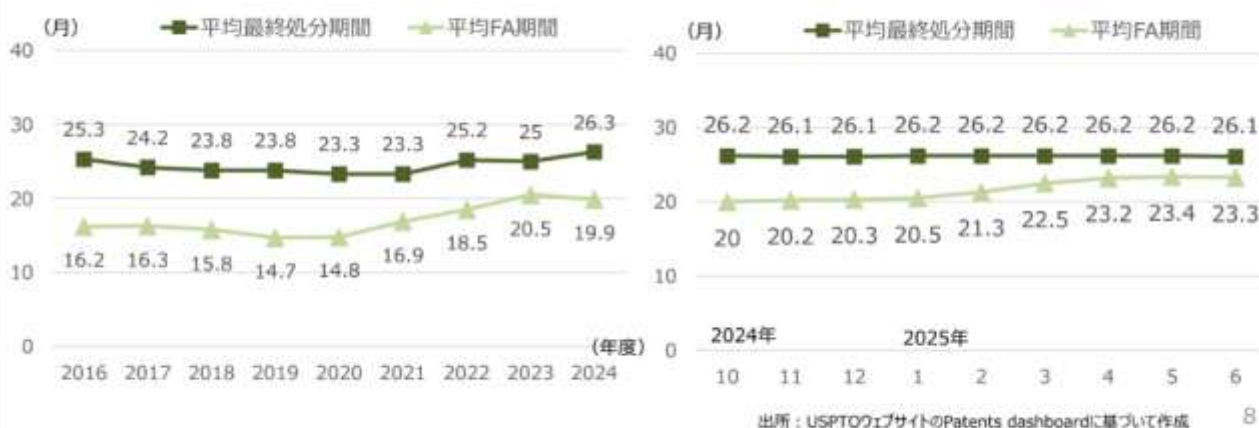


出所：Patent Bots

7

特許の審査期間

- ・ Lutnick商務長官は審査期間の長期化を懸念（指名後の公聴会で発言）
- ・ 平均FA期間は19.9か月に短縮も、平均最終処分期間は長期化。
- ・ 政権交代後に平均FA期間が長期化傾向



PTABにおける審理開始割合



新たな審理開始判断プロセス導入後の動き



10

AIツールの導入

- USPTOは、AIを利用した画像検索ツール「DesignVision」を2025年10月に導入予定
- USPTOは、AIを審査支援ツールとして利用拡大を検討中
 - 先行技術調査、特許分類付与、品質チェック
- 一般公衆への開放は未定



出所：USPTOウェブサイト「USPTO Hour: An overview and statistical update on design patents」

11

連邦議会の動向

12

連邦議会 知財関連委員会

- 上院・下院ともに知的財産を扱う委員会を設置
- 第119回連邦議会で上院の主要メンバーが交代

上院
知的財産小委員会

委員長	ランキングメンバー
	
Thom Tillis議員 ノースカロライナ州選出 共和党	Adam Schiff議員 カリフォルニア州選出 民主党

出所: US Senate

下院
法廷・知的財産・インターネット小委員会

委員長	ランキングメンバー
	
Darrell Issa議員 カリフォルニア州選出 共和党	Hank Johnson議員 ジョージア州選出 民主党

出所: (左) Wikipedia (右) Hank Johnson website

13

特許適格性に関する問題 (2025年10月8日上院公聴会開催)

特許適格性に関する法案 (2025年5月再上程)

PERA: Patent Eligibility Restoration Act

<背景>

- 現行法は、「新規かつ有用な方法、機械、製造物若しくは組成物又はそれについての新規かつ有用な改良」であることを特許適格性の要件としている。
- 判例上の例外として、自然法則、自然現象、抽象的アイデアは対象外。
- 最高裁判決で適格性要件違反が続出し、予見可能性が低下。

<法案：上院Tillis議員、Coons議員らが提出>

- 「有用な方法、機械、製造物、組成物、又はそれらの有用な改善」を要件とし、特許を取得できない例外を列挙。
- 例外に「実質的に経済、金融、ビジネス、社会、文化、美術についてのプロセス」が含まれる。
※クレームが課題解決前後でのコンピュータの利用要素を含むとしても、それが発明の実施に不要な場合には特許適格性を満足しない。

14

連邦議会の動き

- 知的財産関連法案は、上院、下院ともに、超党派で議論
(与党と野党との対立が審議を難航させることは想定しがたい)
- 上院知的財産小委員会のTillis委員長が次期中間選挙への不出馬を表明
(2025年7月に成立したThe One Big Beautiful Bill Actには反対)



出所: US Senate

- 再選を目指さない
- 今後18か月間、ノースカロライナ州のために尽力し続ける

2025年6月29日の声明

- 知的財産関係者は、知的財産関連の議論を牽引してきたTillis議員の引退が
関連法案の廃案や審議の停滞につながることを懸念



15

連邦裁判所の動向

16

審判・裁判件数

- PTABへの審判（IPR+PGR）請求件数は1,288件で前年と同等。
- 連邦地裁への特許訴訟件数は前年度比12%増の3,928件。



出所：裁判情報はUnified Patents Portal, PTAB情報はUSPTO年報に基づいて作成 17

裁判を巡る問題

- 特許発明の非実施主体(NPE)による訴訟提起が半数程度。

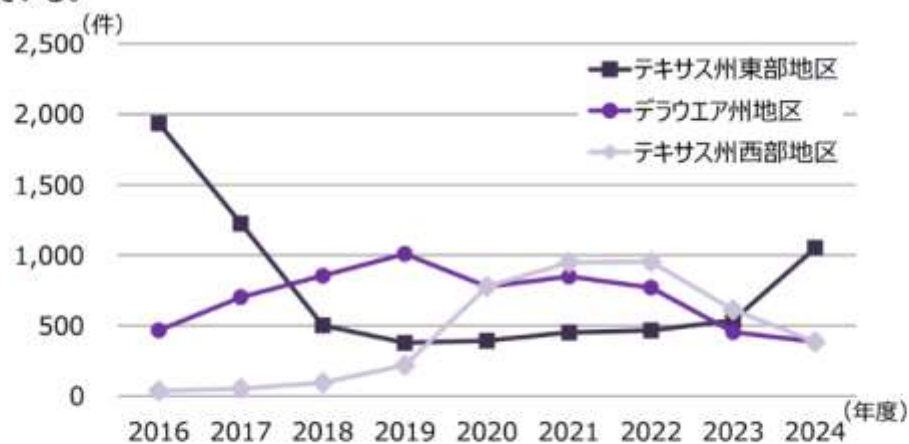


出所：Unified Patents Portalに基づいて作成

18

裁判を巡る問題

- テキサス州東部地区の訴訟件数が急増。
- デラウェア州地区では、訴訟ファンドの情報開示への懸念から訴訟件数が低下したと考えられている。



出所：Unified Patents Portalに基づいて作成

19

訴訟ファンド

- 特許訴訟を金銭的にサポートする事業者（ファンド）の活動が顕在化
- ファンドは原告の訴訟費用を負担する見返りに損害賠償金の一部を獲得
（例）5万～1000万ドルを融資し、賠償金の70～80%を要求
- ファンド全体として150～500億ドル規模と試算
- 訴訟上の意思決定に関与する実質的な当事者になり得ることなどが懸念点
- 訴訟当事者に対してファンドの存在を開示させる動きがある
←裁判が不透明になっているとの声がある



20

第3章 トルコにおける最近の知財関連注目判決及び最近の知財政策、知財制度改正

第1節 トルコの知財制度

1. 法令等整備状況

(1) 知的財産権に関する法律・規則

トルコ産業財産権法（特許、実用新案、意匠、商標、地理的表示（伝統的製品保護を含む））、著作権法が整備されている。

トルコ産業財産権法¹（Industrial Property Code No. 6769）（2017年1月10日施行）
トルコ著作権法²（Intellectual and Artistic Works No. 5846）（2015年5月14日施行）

(2) 加盟している知的財産権に関する主な条約

トルコでは知的財産権に関する以下の条約に加盟している。

【図表1】

パリ条約	1976年加盟
ベルヌ条約	1995年加盟
PCT（特許協力条約）	1995年加盟
マドリッド協定議定書	1998年加盟
欧州特許条約	2000年加盟
ハーグ協定	2004年加盟

(3) 欧州特許条約（EPC）による欧州特許とトルコ国内特許との相違^{3 4}

トルコは、2000年11月1日より欧州特許条約（EPC）の加盟国である⁵。欧州特許は、欧州特許公報において付与決定が公告され、その後トルコにおいて効力発生のための手続が行われた日から、トルコ国内特許と同等の効力を有する。

¹ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16609> [最終アクセス日：2026年3月6日]

² WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/17020> [最終アクセス日：2026年3月6日]

³ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/11032> [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁴ Lexpera サイト <https://www.lexpera.com.tr/mevzuat/yonetmelikler/avrupa-patentlerinin-verilmesi-ile-ilgili-avrupa-patent-sozlesmesinin-turkiye-de-uygulama-seklini> [最終アクセス日：2025年9月26日]

⁵ MTP Patent サイト <https://www.mtppatent.com.tr/en/european-patent-registration-epc/> [最終アクセス日：2026年3月6日]

欧州特許は、欧州特許公報における付与決定公告日から起算して 3 か月以内にトルコにおいて効力発生のための手続を行わなければならない、この期間は延長不可である。

効力発生のための手続後は、欧州特許がトルコ特許公報に公告される。3 か月以内に効力発生のための手続の申請がなされない場合、その欧州特許はトルコ国内において効力を生じないものとみなされる⁶。

トルコ国内特許出願については、公表後、請求に基づきトルコ特許商標庁がトルコ産業財産権法第 6769 号の第 97 条～第 100 条に基づき実体審査を行う。トルコ国内審査は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性について、欧州特許条約（EPC）の基準に沿って実施される。出願に対して異議が提起された場合、出願人は所定の期間内に応答する義務を負う。

欧州特許については、トルコ産業財産権法第 6769 号の第 111 条に基づき、付与公告日から 3 か月以内にクレームのトルコ語翻訳文を提出することにより、トルコでの効力発生のための手続を行うことができる⁷。

他の EP 諸国と同様に、トルコ特許商標庁は、効力発生のための手続がなされた欧州特許について実体審査を行う権限を有していない。したがって、トルコ国内特許出願と欧州特許出願の最大の相違は、トルコ国内特許出願については、トルコ特許商標庁が実体審査を行うのに対し、欧州特許出願については、欧州特許庁（EPO）が実体審査を行い、トルコ特許商標庁はその審査結果を受け入れる点にある^{8 9}。

欧州特許出願に対する異議申立ては、トルコ特許商標庁ではなく欧州特許庁（EPO）にのみ行うことができる。欧州特許の登録後は、第三者は 9 か月間の異議申立期間において異議を申し立てることが可能である。

もっとも、欧州特許の登録後であっても、トルコ国内において無効訴訟を提起することは可能である。欧州特許が無効訴訟の結果として無効とされた場合、その裁判所の決定は欧州特許条約（EPC）においても拘束力を有する。

（４）トルコが加盟していない統一特許裁判所（UPC）が及ぼす影響

トルコは、統一特許裁判所（UPC）に加盟していない¹⁰。しかしながら、UPC がトルコに及ぼす影響の評価について、トルコの大手報道機関は以下のように伝えている。

欧州特許条約（EPC）の締約国であるが統一特許裁判所（UPC）に加盟していないトルコにおける法的解釈に影響を及ぼすことが予想される¹¹。

例えば、トルコには、統一特許裁判所（UPC）と直接の法的関係は存在しないものの、

⁶ TURKLEGAL サイト <https://turklegal.com.tr/en/faqs/patents/faqs-european-patent-validations-in-turkey.html> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁷ Mondaq サイト <https://www.mondaq.com/turkey/patent/1679036/european-patents-and-their-validation-in-turkiye> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁸ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/patent-judicial-guide/en/full-guide/epo-appeal-boards/11.1> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁹ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/impact-of-epo-proceedings-and-epc-provisions-on-national-actions> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁰ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/does-the-long-arm-of-the-upc-reach-turkey> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹¹ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/possible-effects-of-a-unified-patent-court-in-tu-rkiye> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

UPC での判断が欧州特許庁（EPO）およびトルコ国内手続に実質的な影響を与える可能性が高いと考えられている。また、UPC の判断は、EPO の審理よりも早く結論が出る傾向にあるため、その内容が EPO での審査やトルコの裁判実務に先例的な影響を及ぼすことが予想される。

（５）トルコの知的財産権に係る裁判所のしくみ¹²

トルコでは、知的財産権を巡る紛争について、基本的には三審制（第一審 → 第二審 → 第三審）が採用されている。ただし、どの裁判所が対応するか（特に第二審）は、訴訟の種類（侵害訴訟か、審決取消訴訟か等）や紛争対象によって異なる。

（i）専門知財裁判所（第一審）

トルコは主要都市において、「知的財産権裁判所（Court of Industrial and Intellectual Property Rights）」を設けており、これが第一審を担う中心的な場である。

たとえば、アンカラ、イスタンブール、イズミルにはこうした専門裁判所がある。ただし、全国すべての地方に設置されているわけではなく、専門裁判所がない地域では、通常の民事裁判所が知財訴訟を扱う場合もある。

（ii）地域控訴裁判所、地域行政裁判所（第二審）

第一審の判決（侵害認定・無効認定を含む）は、第二審である地域控訴裁判所に控訴される。異議取消訴訟（審決取消）も第一審判決に基づき控訴でき、その控訴審が地域行政裁判所で処理を行う。

この地域控訴審判断に対しては、法令適用誤り・手続違反・判例適用の誤りなどを理由に、最高裁判所（Yargıtay）への上告が可能である。

（iii）最高裁判所（第三審）

第三審である最高裁判所は、法令解釈・判例統一・手続適正性の点での審査を担当し、実体認定（事実判断）に関しては限定的な関与にとどまる。また、知財訴訟判例の統一性や法的指針性を確保する役割を果たす。

2. トルコへの出願件数・登録件数

トルコ特許商標庁（TÜRKPATENT）は、トルコへの特許、実用新案、意匠、商標の出願・登録件数を提供している¹³。

トルコへの特許、実用新案、意匠、商標の出願件数・登録件数について、2020 年～2024 年におけるトルコへの主要国の出願件数、登録件数は以下のとおり。

¹² Efor Patent & Trademark サイト https://eforpatent.com.tr/en/ip-litigation-in-turkey/?utm_source=chatgpt.com [最終アクセス日：2025 年 9 月 26 日]

¹³ トルコ特許商標庁サイト <https://www.turkpatent.gov.tr/patent-istatistik> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

【図表 2】トルコへの特許出願件数※2021 年の件数データはトルコ特許商標庁ホームページに掲載されていない

年度	トルコ	中国	独国	仏国	英国	日本	韓国	米国
2020 年	8200	299	2197	594	403	651	229	1800
2022 年	9009	269	1415	398	315	392	167	1163
2023 年	8663	354	1521	460	316	526	278	1231
2024 年	10186	416	1486	501	367	491	385	1397

【図表 3】トルコへの特許登録件数

年度	トルコ	中国	独国	仏国	英国	日本	韓国	米国
2020 年	2214	283	2304	616	410	657	232	1871
2021 年	3342	301	1849	555	369	617	174	1627
2022 年	3407	258	1460	403	317	444	181	1129
2023 年	2536	274	1476	443	303	498	262	1183
2024 年	3390	355	1422	499	350	496	360	1347

【図表 4】トルコへの実用新案出願件数

年度	トルコ	中国	独国	仏国	英国	日本	韓国	米国
2020 年	3577	8	5	3	1	2	0	1
2021 年	4418	11	6	1	0	0	0	2
2022 年	5502	5	15	3	1	0	0	0
2023 年	3321	12	11	4	4	0	0	2
2024 年	3065	15	5	0	0	0	0	3

【図表 5】トルコへの実用新案登録件数

年度	トルコ	中国	独国	仏国	英国	日本	韓国	米国
2020 年	1145	2	5	0	1	0	0	1
2021 年	2513	12	11	3	4	3	0	4
2022 年	2302	10	4	1	1	1	0	5
2023 年	1627	3	0	1	0	0	0	1
2024 年	2911	10	15	4	2	1	0	1

【図表 6】トルコへの意匠出願件数

年度	トルコ	中国	独国	仏国	英国	日本	韓国	米国
2020 年	41921	63	122	23	30	57	27	183
2021 年	59247	43	160	47	46	31	23	290
2022 年	78268	49	93	33	31	56	21	230
2023 年	52352	46	136	25	18	54	7	296
2024 年	41852	229	949	264	82	52	36	372

【図表 7】トルコへの意匠登録件数

年度	トルコ	中国	独国	仏国	英国	日本	韓国	米国
2020 年	38198	180	1838	531	153	72	60	449
2021 年	44278	46	1428	408	126	117	40	484
2022 年	58414	65	1415	250	59	102	38	356
2023 年	54462	151	1406	396	54	65	36	543
2024 年	36573	177	2104	500	121	86	73	415

【図表 8】 トルコへの商標出願件数

年度	トルコ	中国	独国	仏国	英国	日本	韓国	米国
2020年	155913	2249	1847	708	605	494	385	2620
2021年	176493	2028	1785	733	680	423	456	3090
2022年	197235	1960	1860	633	800	451	380	3042
2023年	168850	2249	1551	753	737	380	337	2184
2024年	170368	2316	1347	646	619	388	413	2014

【図表 9】 トルコへの商標登録件数

年度	トルコ	中国	独国	仏国	英国	日本	韓国	米国
2020年	85729	2040	1627	777	506	438	305	2266
2021年	114242	2121	1946	785	688	521	436	2723
2022年	140065	2125	2092	762	765	487	437	3251
2023年	123660	1700	1441	609	633	312	341	2116
2024年	122545	2551	1617	740	699	404	374	2153

3. 特許制度の概要

トルコ産業財産権法¹⁴（Industrial Property Code No. 6769）の第 82 条～第 145 条に、特許制度が規定されている。

トルコ特許制度と日本特許制度の相違点において、出願人に影響が大きいと考えられる主だったものを以下に述べる。

- ・トルコには、追加特許制度がある（第 123 条）。追加特許は「主特許」の補完または改良発明を対象とする。追加特許の出願日は、主特許の出願日とは別であるが、権利期間は主特許に従属する。追加特許は、主特許と一体の関係にあり、独立した特許ではない。

- ・日本は、出願人が審査請求（3 年以内）を行い、実体審査過程で拒絶理由通知が行われる。トルコはサーチ請求（12 か月）→サーチレポート→審査請求（3 か月）という二段階である（第 98 条）。運用が短期・厳格である。

- ・トルコ特許商標庁の実体審査は三回までとされる。そのため、実務上、審査官による三回目の決定が、再審査部による審査や、知的財産裁判所への提訴の対象となる。日本の実体審査は、通知回数の上限規定はない。

- ・トルコでは、出願人のみならず正当な利害関係人も、トルコ特許商標庁の最終的決定に対し、決定通知日から 2 か月以内に再審査・評価委員会へ不服申立てが可能である（第 100 条）。日本において、拒絶査定不服審判は、出願人のみが請求できる。

¹⁴ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16609> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

・グレースピリオドについて、日本は新規性喪失の例外規定（日本特許法第 30 条）による救済がある。トルコでは、日本と異なり、特許出願人が博覧会における公表日から 12 か月以内に出願すれば、トルコにおける特許出願に関して優先権の利益を享受する（第 93 条 6 項）。

・トルコには、意匠→特許、特許→意匠という変更出願はない。ただし、トルコには、特許→実用新案、実用新案→特許の相互変更が可能である（第 104 条）。

【図表 10】 トルコ特許制度と日本特許制度の違いのまとめ

	トルコ	日本
追加特許制度	あり	なし
審査請求制度	あり	あり
実体審査前のサーチレポート	あり	なし
再審査の主体	出願人、利害関係人	出願人のみ
グレースピリオド	あり（博覧会における公表による優先権）	あり（新規性喪失の例外規定あり）
出願の変更	あり（特許と実用新案の間の変更）	あり（特許と実用新案、特許と意匠、実用新案と意匠の間の変更）
刑事罰	なし（下記第 3 節の 2. の（2）参照）	あり

トルコ特許制度と日本特許制度の主な相違点は上記表の通りであるが、以下においてトルコ特許制度の詳細について説明する。

出願、権利化の手続きは以下のとおり。

（１）特許を受ける権利（第 109 条）

トルコにおいて特許を受ける権利は譲渡可能な権利であり、発明者またはその承継人に帰属する。複数人による発明の場合には、発明者の間で別段の合意がある場合を除き、全ての発明者に帰属する。もし複数の発明者が、別々に同じ発明をした場合には、特許を受ける権利は先に出願した者または優先権を有する者に帰属する。

（２）保護対象（第 82 条）

特許の保護対象は「製品」または「方法」に係る発明である。

数学的方法、精神的活動、ゲームのルール、コンピュータ・プログラムそのもの、商業的方法などは、特許の対象から除外される。ただし、コンピュータ・プログラムが技術的効果をもたらす場合には、発明として保護される可能性がある。

（３）権利の存続期間（第 101 条）

トルコにおける特許権の存続期間は、出願日から 20 年である。

（４）特許権の効力（第 85 条）

特許権者は、以下に掲げる行為が自己の同意なく行われた場合、当該行為の差止を請求する権利を有する。

- a) 特許の対象である商品を生産し、販売し、使用し、若しくは輸入すること又は当該目的で及び個人的必要性以外の理由で所持すること
- b) 特許の対象である方法を使用すること
- c) 他人に対し、実施が禁止されていると知られているかまたは知られているはずである方法特許を実施するよう申し出ること
- d) 特許の対象である方法により直接取得される商品を販売し、使用し、若しくは輸入すること又は当該目的で及び個人的必要性以外の理由で所持すること

（５）方式審査（第 95 条）

トルコ特許商標庁は、まず出願について方式審査を行う。方式審査の過程で不備が見つかった場合には、出願人に通知が発行され、通知の日から 2 か月以内に補正するように指示される。期限までに不備が補正されなかった場合には、出願は拒絶される。不備が見つからなかった場合には、出願人はその旨の通知を受け、出願の日から 12 か月以内にサーチ料金と共にサーチ依頼を提出するように促される。

（６）サーチリクエスト（第 98 条）

サーチリクエストは、出願の日から 12 か月以内に、サーチ料金を支払うことによって、窓口でまたはオンラインで提出することができる。期限までにサーチリクエストが提出されないか、サーチ料金が支払われない場合には、出願は取り下げられたものとみなされる。

（７）サーチレポート（第 98 条）

サーチレポートは、発明の特許性判断の最初のステップといえる。サーチレポートには、発明の対象分野についての公知技術である、出願日までにトルコ国内外で公知となった文書が記載される。

また、サーチレポートには、各文書の特にどの部分が発明と関連するのかも記載される。サーチレポートは、トルコ特許商標庁から出願人に通知される。出願を維持する場合には、出願人は、サーチレポートの通知の日から 3 か月以内に、審査請求をしなければならない。そうでない場合は、出願が取り下げられたものとみなされる。

（８）出願公開（第 97 条）

出願は、出願日または優先日から 18 か月後に、トルコ特許商標庁の公報によって公開される。出願人は、この 18 か月の期間経過前に公表することをトルコ特許商標庁に請求することもできる。この請求は、出願時に提出される願書の様式のうち、早期出願公開の欄で行うか、出願後に、早期出願公開請求書を提出して行うことができる。もし早期出願公開請求が受理されれば、出願は受理通知後に公開されることとなる。

（９）第三者の意見（第 98 条）

出願公開後、第三者は、特許対象となる発明の特許性に関して、意見書を提出することができる。かかる意見書は、サーチレポートの作成までに受領された場合には、サーチレポートにおいても参酌されうる。

（１０）審査請求（第 98 条）

出願人は、トルコ特許商標庁に対して、必要な審査料金を支払い、サーチレポートの通知の日から 3 か月以内に、審査請求をする。この間、出願人は、サーチレポートについての意見書を提出することができ、明細書、特許請求の範囲または図面を訂正することも可能である。審査請求は取り下げることはいできない。

（１１）審査中の通知および審査結果通知（第 98 条）

審査により、発明はクレームと特許性の観点（新規性、進歩性、産業上の利用可能性）から審査される。特許権が付与される場合には、特許付与の理由を説明する審査結果通知が発行される。審査結果通知には、審査の結果のほか、サーチレポートで特定された文書、審査段階で発見された文書がある場合にはその文書、出願人の意見、出願人になされた通知がある場合にはその通知が記載される。この審査結果通知は、特許付与の判断と共に、出願人に通知される。

出願が特許要件を満たさず、または、何らかの不備を含むために、拒絶査定となる場合は、拒絶理由が出願人に通知される。通知には、拒絶理由のほか、サーチレポートで特定された文書、審査段階で発見された文書がある場合にはその文書、出願人の意見、出願が訂正された場合にはその訂正が記載される。

出願人は、拒絶理由通知から 3 か月以内に回答するか、明細書または特許請求の範囲を訂正することとなる。特許出願の範囲を広げる訂正は認められない。トルコ特許商標庁は三回までしか通知を発することができない。もし出願人が通知に回答せずまたは必要な訂正をしなかった場合には、当該出願は取り下げられたものとみなされる。もし、三回の通知に対する回答が産業財産法の要件を満たさない場合には、拒絶理由とともに審査結果を示す審査結果通知（拒絶査定）が発行され、出願は効力を失う。この決定は出願人に通知されるほか、公報で公開される。

トルコ特許商標庁の審査は三回までとされる。そのため、実務上、審査官による三回目の決定が、再審査部による審査や、知的財産権裁判所への提訴の対象となる。

また、再審査部の決定は知的財産権裁判所への提訴の対象となる。知的財産権裁判所の判断は、民事訴訟法に従い、地域控訴裁判所、最高裁判所への上訴の対象となる。

トルコ特許商標庁が、特許付与のためには訂正が必要であると判断した場合、かかる訂正は通知の日から 2 か月以内になされなければならない。かかる訂正がトルコ特許商標庁に受理された場合には、特許査定が下され、出願人に通知され、公報で公開される。訂正がなされないまたはトルコ特許商標庁に受理されない場合には、当該出願は取り下げられたものとみなされる。その場合も、出願人に通知されるほか、公報で公開される。

（１２）登録要件（第 82 条～第 83 条）

特許性に関する規定があり、新規性、進歩性、産業上の利用可能性を有する製品又は方

法であって技術分野に属するものは特許可能である（第 1 項）。

（13）明細書記載義務（第 92 条）

発明は、特許出願、明細書及びクレームに存在するか又は明細書若しくはクレームにおいて言及される図面を使用して、発明の主題に関する技術の熟練者により、発明を実施可能とすることができる非常に明確かつ完全な方法で説明されるものとする（第 1 項）。

クレームの基礎は、明細書とする。クレームは、保護を請求する主題を定義し、明確かつ不可欠なものでなければならず、明細書に定義された発明を超えてはならない（第 4 項）。

（14）単一性及び分割出願（第 91 条）

特許又は実用新案出願は、単一性を満たさない場合、分割をしなければならない（第 1 項）。単一性に拘らず、出願人の請求により、分割出願が可能である（第 2 項）。

（15）特許登録証（第 98 条第 7 項、第 143 条第 10 項）

特許査定が下され公開された後、出願人は、料金を支払い、特許登録証を請求することができる。審査結果通知を経て、特許登録は公報で公開される。

（16）優先権（第 93 条）

トルコを含むパリ条約又は世界貿易機関設立協定の加盟国において特許又は実用新案の出願をなした者又はその承継人は、トルコにおいて同一の発明又は考案の出願をなすために、最初の出願がなされた日から 12 か月以内に優先権の利益を享受する（第 1 項）。

トルコにおいて開催される国内若しくは国際博覧会で又はパリ条約の加盟国における公式博覧会若しくは公式であると知られている博覧会で、特許又は実用新案の主題を含む製品を提示する自然人又は法人は、博覧会における提示日から 12 か月以内に、トルコにおける特許又は実用新案付与の出願に関して優先権の利益を享受する（第 6 項）。

（17）追加特許（第 123 条）

特許出願人は、特許の主題である発明を補完するか又は発展させ、かつ、第 91 条（単一性）において主特許の主題と一貫性のある発明を保護するために、主特許出願に加え、追加特許出願をなすことができる（第 1 項）。追加特許出願は、主特許出願の付与に係る決定の公告までなすことができる。

（18）職務発明（第 113 条～第 122 条）

従業者が施設若しくは公的機関において遂行する必要がある従業者の業務に基づく発明又は施設若しくは公的機関における経験及び業務に相当程度基づき、かつ、業務関係との関連においてなされた発明は、職務発明となる（第 113 条第 1 項）。

使用者は、職務発明に係る全権利又は部分的権利を請求することができる。使用者は、従業者の通知を受領した日から 4 か月以内に、この請求を従業者に書面で通知する義務を負うものとする。通知期間内に従業者への通知がなされない場合又は如何なる権利も請求しない旨の通知がなされた場合は、職務発明は、独立発明の資格を取得するものとする（第 115 条第 1 項）。なお、トルコには、日本特許法第 35 条第 2 項の「発明前から契約で自動的

に承継される」予約承継の明文規定はない。

（１９）変更出願（第 104 条）

特許出願人は、自己の係属中の出願を実用新案出願に変更するよう請求することができる。實用新案出願人は、遅くとも調査報告書の通知日後 3 か月の期間の終了までは、自己の實用新案出願を特許出願に変更するよう請求することができる。

（２０）先使用权（第 87 条）

特許出願人又は特許権者は、出願日以前に発明を国内において善意で実施した者又はその実施のための真摯かつ実際の措置を講じている者が、特許の対象である発明を同一の方法で実施し続けること又は講じた措置に従って当該発明の実施を開始することを防止する権利を有さないものとする。

（２１）秘密特許（第 124 条）

特許商標庁は、出願の主題である発明が国家の安全の観点から重要であるとの意見を有する場合は、国防省の意見を得るために、出願の写しを国防省に送付し、その状況を出願人に通知する。国防省は、出願処理を秘密裡に行うことに係る決定を下した場合、通知日から 3 か月以内にその決定を特許商標庁に通知する。

審判請求、異議申立、訂正審判、不服申立てによる提訴の手続きは以下のとおり。

（１）異議申立（第 99 条）

特許査定に対する第三者による異議申立手続きは、公報における公開の日から 6 か月間可能である。異議申立が適法に提出された場合には、トルコ特許商標庁から特許権者に通知される。

特許権者は、3 か月の間、意見を述べ、または必要に応じて明細書、特許請求の範囲もしくは図面を訂正することができる。特許権者による明細書や特許請求の範囲の修正は、当初の範囲を拡張するものであってはならず、また、トルコ特許商標庁からの要求から 2 か月以内になされなければならない。再審査部は、特許権者の提出した意見または明細書等の訂正の内容も踏まえて異議を検討する。もし無効理由を解消すべき訂正が受理されなかった場合には、特許権は無効となり、そのような訂正が受理された場合には、特許権は訂正後の内容にて存続し、公報にて公表される。

（２）トルコ特許商標庁の決定に対する審判請求（第 100 条）

第 99 条の規定を害することなく、特許出願人、特許権者、利害関係人は、トルコ特許商標庁の決定に対して、決定通知日から 2 か月以内に、再審査部に審判請求をすることができる。

（３）トルコ特許商標庁の決定に対する不服申立てによる提訴（第 138 条～第 139 条）

出願人、特許権者その他一定の第三者は、トルコ特許商標庁の決定（但し、トルコ産業財産法第 99 条に基づく異議申立に基づく決定を除く）に対し、再審査部に不服を申し立て

ることができる。第 99 条に基づく異議申立については、既に再審査部が関与しているため、それ以上さらに再審査部に不服を申し立てることはできないが、一般の民事訴訟法および産業財産法のルールに従い、知的財産権裁判所に提訴することは可能である。知的財産権裁判所は第一審となり、その決定は、民事訴訟法の一般的なルールに従い、地域控訴裁判所および最高裁判所への上訴の対象となる。

（４）特許においてなされる訂正審判（第 103 条）

特許査定が下された後、特許において、自明な誤り、クレームの減縮は、請求により訂正されるものとする（第 3 項）。

ライセンスの手続きは以下のとおり。

（１）排他的ライセンス又は非排他的ライセンス（第 125 条）

特許出願又は特許は、ライセンス契約の対象とすることができる（第 1 項）。

非排他的ライセンス契約において、ライセンサーは、特許の主題である発明を自身で実施することができ、かつ、同一の発明に関して第三者に他のライセンスを発行することができる。排他的ライセンスが対象である場合、ライセンサーは、他人にライセンスを発行することができず、自己の権利を明確に留保していない限り、特許の主題である発明を実施することができない（第 2 項）。

（２）情報開示義務（第 126 条）

契約に別段の合意がない限り、特許出願若しくは特許の譲渡人又はライセンサーは、特許の主題である発明の通常の実施に必要とされる技術的情報を譲受人及びライセンシーに開示する義務を負うものとする。

（３）強制ライセンス（第 129 条）

以下に定める条件の少なくとも 1 が存在する場合は、強制ライセンスを与えることができる。

- a) 特許の主題を構成する発明が第 130 条の規定に従って実施されない場合
- b) 第 131 条にいう特許の主題の従属性が問題となった場合
- c) 第 132 条にいう公益性が問題となった場合
- d) 2013 年 4 月 30 日付けの法律第 6471 号によりトルコの参加が適切とみなされた、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書に定める条件が満たされた場合において、医薬品の輸出が他国における公衆衛生問題により問題となったとき
- e) 育成者が先の特許を侵害することなく新植物品種を開発することができない場合
- f) 特許を実施する間、特許所有者が競争をゆがめ、妨害し、又は制限する活動を行った場合

（４）不実施の場合における強制ライセンス（第 130 条）

特許所有者又は特許所有者により授権された者は、特許により保護された発明を実施する義務を負うものとする。実施の有無の判定に当たっては、市場の状況並びに特許権者の

管理及び意思の及ばない状況の発生を考慮するものとする（第1項）。

特許に関する付与決定が公報に公告された後3年以内又は特許出願日後4年以内のいずれか後に満了する期間の満了日から、関係人は、特許の主題を構成する発明の実施が開始されていないこと、特許の実施のための真摯かつ実際の取組がなされていないこと、又は特許の実施がライセンス請求日に国内市場の必要性を満たす水準に達していないことを理由として、強制ライセンスを与えるよう請求することができる。本項は、正当な理由なく、発明の実施が連続して3年を超えて中断された場合にも適用されるものとする（第2項）。

（5）強制ライセンスの法的性質及び信頼関係（第133条）

強制ライセンスは、排他的でないが、公益性の理由で付与される強制ライセンスは、排他的とすることができる。強制ライセンスは、期間、ライセンス料及び実施区域を考慮に入れて、一定の条件下で付与されるものとする。裁判所は、特許のライセンス料を決定するに当たって、特許の経済的価値を考慮する。第129条第1項(c)により付与される強制ライセンスにおいてライセンス料を決定する際には、非商業的及び人道的目的を考慮することによって、輸入国についての当該実施の経済的価値を考慮に入れるものとする。

4. 実用新案制度の概要

トルコ産業財産権法¹⁵（Industrial Property Code No. 6769）の第82条～第145条に、実用新案制度が規定されている。

トルコ実用新案制度と日本実用新案制度の相違点において、出願人に影響が大きいと考えられる主だったものを以下に述べる。

- ・トルコには、日本にない審査請求制度がある。トルコはサーチ請求（12か月）→サーチレポート→審査請求（3か月）という二段階である（第98条）。日本は、審査請求制度がない。

- ・トルコでは、日本実用新案制度にない新規性、進歩性、産業上の利用可能性の実体審査がなされる（第98条）。

- ・トルコ実用新案出願は、出願から18か月で公開される。出願人は早期公開を請求することもできる。日本の実用新案出願は、出願公開されない。

【図表 11】 トルコ実用新案制度と日本実用新案制度の違いのまとめ

	トルコ	日本
審査請求制度	あり	なし
実体審査前のサーチレポート	あり	なし

¹⁵ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16609> [最終アクセス日：2026年3月6日]

実体審査	あり	なし
出願公開	あり	なし
刑事罰	なし（下記第 3 節の 2. の （2）参照）	あり

トルコ実用新案制度と日本実用新案制度の主な相違点は上記表の通りであるが、以下においてトルコ実用新案制度の詳細について説明する。

出願、権利化の手続きは以下のとおり。

（１）保護範囲（第 142 条）

第 83 条第 1 項（技術水準に含まれない発明は新規とみなされる）に基づいて新規である考案及び第 83 条第 6 項（発明は農業を含む何れかの産業分野において生産可能、及び実施可能である場合は産業上利用可能とみなされる）の範囲内で産業上利用可能な考案は、実用新案の付与によって保護されるものとする（第 1 項）。実用新案の新規性判断では、発明の本質に寄与しない技術的特徴は考慮しない（第 2 項）。

次のものは、実用新案により保護されないものとする（第 2 項）。

- a) 化学的及び生物学的物質又は化学的及び生物学的的方法若しくはこれらの方法により取得される製品に関する考案
- b) 医薬関連物質又は医薬関連方法若しくはこれらの方法により取得される製品に関する考案
- c) バイオテクノロジーに係る考案
- d) 方法により取得される製品又はこれらの方法に関する考案

（２）権利の存続期間（第 101 条）

トルコにおける実用新案権の存続期間は、出願日から 10 年である。

（３）方式審査（第 143 条）

トルコ特許商標庁は、実用新案出願について方式審査を行い、方式審査において不備が見つかった場合には、出願人にその旨が通知される。出願人は、通知の日から 2 か月以内に不備を修正しなければならない。期限までに修正されない、または修正がトルコ特許商標庁に受理されない場合、出願は拒絶される。

方式審査において不備が見つからなかった場合、または不備が期限内に修正された場合で、かつ、出願時点においてサーチリクエストが提出されていなかった場合には、出願人は、サーチリクエストを提出するように促される。サーチリクエストを提出する場合、出願人は、方式審査において不備が無かった、または不備が修正された旨の通知があった日から 2 か月以内に、サーチ料を支払わなければならない。出願当初の実用新案の範囲を拡大する修正は認められない。

（４）サーチリクエストおよびサーチレポートの作成（第 98 条）

サーチリクエストは、出願と同時又は出願の完了から 2 か月以内に提出することができる。期限までにサーチリクエストが提出されない場合には、出願はみなし取下げとなる。

サーチレポートは、出願に記載された実用新案登録請求の範囲を考慮して作成される。実用新案のサーチレポートは、新規性および産業上の利用可能性について作成され、進歩性については作成されない。

（５）出願公開（第 97 条）

実用新案出願は、出願から 18 か月で公開される。出願人は早期公開を請求することもできる。サーチレポートが出願公開よりも先に作成された場合には、サーチレポートも出願と共に公開される。

（６）サーチレポートに対する意見書・補正の提出（第 143 条～第 144 条）

サーチレポートの公開から 3 か月以内に、出願人はサーチレポートの内容に意見書・補正を述べることができる。意見書・補正には、関連する書面を添付しなければならない。トルコ特許商標庁が、審査を経て実用新案登録査定を下す場合には、出願人はその通知を受ける。登録査定は考案と共に公報にて公開される。

トルコ特許商標庁が、審査を経て、実用新案出願および対象となる考案が産業財産法に定める要件を満たさないと判断した場合には、出願は拒絶される。拒絶査定は出願人に通知され、公報で公開される。この決定に対しては、通知から 2 か月以内に、トルコ特許商標庁の再審査部に対して審査を求めることができる。

実用新案登録後の第三者による異議申立制度はない。

再審査部の決定は知的財産権裁判所への提訴の対象となる。知的財産権裁判所は第一審となり、その決定は、民事訴訟法の一般的なルールに従い、地域控訴裁判所および最高裁判所への上訴の対象となる。

5. 意匠制度の概要

トルコ産業財産権法¹⁶（Industrial Property Code No. 6769）の第 55 条～第 81 条に、意匠制度が規定されている。

トルコ意匠制度と日本意匠制度の相違点において、出願人に影響が大きいと考えられる主だったものを以下に述べる。

・トルコでは、一通の複数意匠出願により、複数の意匠を出願することができる（第 61 条）。日本において、出願できる意匠の関係は、同一のデザインコンセプトに基づくものに限られる（意施規第 2 条の 2）。形状の同一性は、同一または類似形状であることが必要である。それに対して、トルコにおいて、出願できる意匠の関係は、同一ロカルノ分類に属すれば形態が異なっても可能である。形状の同一性は不要である。

¹⁶ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16609> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

・トルコには未登録意匠の保護があり（第 69 条）、最初の「公衆への開示」から 3 年間保護される。保護の要件は新規性および独自性である。

・トルコでは、出願人は最大 30 か月の公開延期が可能である（第 61 条）。これは日本の「秘密意匠」（登録後に公報非掲載・図面等非公開とする制度）とは性質が異なり、トルコは「出願公開自体を先送りする」仕組みである。

・トルコは原則として形式審査中心であり、出願段階で新規性・独自性の本格的な実体審査は行わない。ただし、公序良俗・非登録対象等の絶対的拒絶理由の確認は行われる。日本では、方式審査に加え、実体審査（新規性、創作容易性）を行う。

・日本の意匠制度に登録後異議はない（無効審判による）。トルコは「登録後異議」を採用している（第 67 条、第 68 条）。

・トルコには、関連意匠に相当する制度がない。

【図表 12】トルコ意匠制度と日本意匠制度の違いのまとめ

	トルコ	日本
形状の同一性が不要である複数意匠出願	あり	なし
未登録意匠の保護	あり	なし
出願公開自体を先送りする制度	あり	なし
実体審査（新規性、創作容易性）	なし	あり
登録後異議	あり	なし
関連意匠	なし	あり
刑事罰	なし（下記第 3 節の 2. の（2）参照）	あり

トルコ意匠制度と日本意匠制度の主な相違点は上記表の通りであるが、以下においてトルコ意匠制度の詳細について説明する。

出願、権利化の手続きは以下のとおり。

（1）保護範囲（第 55 条）

トルコにおける意匠の保護対象は、製品またはその一部、あるいはその装飾に係る外観であり、線、輪郭、色彩、形状、材料または表面のテクスチャなどの要素の組合せによって定義される。（「またはその一部」というのは、部分意匠に相当する¹⁷⁾）

工業意匠、画像意匠、ファッション意匠、建築意匠を保護範囲とする。

¹⁷⁾ 新興国等知財情報データベースサイト <https://www.globalipdb.inpit.go.jp/laws/21128/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

（２）登録意匠の保護期間（第 69 条第 1 項）

登録された意匠の保護期間は、出願から 5 年で、5 年ごとに更新することができ、最長 25 年間まで更新可能である。更新は各期間の満了前に申請と手数料納付が必要である。

（３）未登録意匠の保護期間（第 69 条第 2 項）

未登録の意匠の保護が、2017 年 1 月 10 日のトルコ産業財産権法の制定により導入された。その結果、トルコで市場に流通された未登録の意匠は、同意匠に新規性および独自性があれば、トルコで初めて市場に流通されてからその後 3 年間は保護される。未登録の意匠の権利者は、同意匠と同一または酷似する意匠が使用されている場合にのみ、権利の保護を受けることができる。

（４）新規性及び独自性（第 56 条）

意匠を登録するには、絶対的新規性（国際的な非公知性）と独自性が必要となる。トルコ特許商標庁は、出願時に形式的な新規性確認を行うが、実質的な新規性・独自性の審査は行わない。意匠の保護は、一連の製品の目に見える構成要素に限って与えられる。構成要素は、新規性および独自性を有さねばならず、また、通常の使用において目に見えるものでなければならない。意匠権は、区別できない程度に類似性を有する意匠に対して及ぶ。意匠の保護範囲を決定する際には、意匠を創作する際の選択の自由度が考慮される。意匠権で保護された意匠に依拠せずに創作された意匠については、当該意匠が公表されたことを合理的な方法をもって知ることができなかった場合には、当該意匠をコピーしたものとはみなされない。

（５）出願要件（第 61 条）

意匠出願は、以下のものが含まれている必要がある。

- ・申請者の身元についての情報を含む申請書
- ・公表された場合には複製を可能にする程度の、意匠の外観を示す図や写真
- ・意匠が組み込まれまたは使用される物品の名称
- ・創作者の名前または意匠を創作した集団の名称
- ・創作者から意匠を出願する権利を取得した経緯
- ・公開延期の請求（請求する場合）
- ・代理人についての情報（代理人が任命されている場合）

申請者の身元に関する情報または意匠の図面もしくは写真に不備がある場合、申請者は 1 か月以内にこれらの不備を補正する権利がある。その他の出願要件に関する不備がある場合、トルコ特許商標庁は、申請者に申請を完了させるために 2 か月間の猶予を与える。不備に関連する情報が適時の補正により提出された場合には、それらの不備は、出願日に影響を与えない。補正の締め切りの期間までに必要な情報を提供できない場合、申請はなされなかったものとみなされる。

（６）複数の意匠出願

申請者は、一通の複数意匠出願申請により、複数の意匠を出願することができる。トル

コでは複数の意匠をまとめて出願することが認められており、その場合、申請書の中で複数意匠出願申請であることが特定されること、各意匠が独立の図または写真および説明で示されること、ならびに追加の出願料が支払われることが必要であるほか、装飾を除き、各製品の意匠は、同じロカルノ分類に属するものでなくてはならない。1 つの複数意匠出願申請により、最大 100 件の意匠を出願することができる。複数意匠出願申請書の要件を満たさない、または 100 以上の意匠を出願するものである場合には、意匠出願を 2 以上の出願に分割する必要がある。分割された各出願の出願日は、最初の出願申請がなされた日となる。さらに、最初の出願が優先権主張を伴うものであった場合、分割された出願も優先権の対象となる。

（7）優先権の主張（第 62 条、第 63 条）

パリ条約または WTO 設立協定の締約国の国籍を有し、または、それらの国に住所を有しもしくはそれらの国において商業活動をしている自然人、法人またはそれらの承継人は、パリ条約の対象国における出願から 6 か月間、その出願と同一の物品につき同一の意匠出願について、優先権を主張することができる。優先権主張は出願と同時に行うことができる。出願日から 3 か月以内に優先権に関する書類がトルコ特許商標庁に提出されない場合、優先権主張を伴う出願は、無効となる。

（8）審査（第 64 条）

トルコ特許商標庁は、出願要件の方式審査を行い、出願情報に不備がなければ、トルコ特許商標庁が出願を受領した日が出願日とみなされる。意匠権の保護は、出願日から始まる。方式審査が完了すると、トルコ特許商標庁は、意匠出願につき以下を審査する。

- ・意匠および物品の記載が適法か
- ・公の秩序および道徳に反するものではないか
- ・出願人がトルコ国籍の自然人または法人であるか、トルコ内で工業的又は商業的活動に従事している自然人または法人であるか、パリ条約または WTO 設立協定における相互主義により出願資格を有する者であるか、またはトルコ国民に工業所有権の保護を提供する国の国民であるか
- ・パリ条約に規定されている主権記章の不適切な使用等、庁が登録を許可していない表示がないか

（9）公開の延期（第 66 条）

出願人は、出願から 30 か月間、公開の日を延期することができる。公開が延期された場合、意匠の図または写真、出願人の出願資料および身元は第三者に公開されることなく、意匠登録が行われる。日本の「秘密意匠」（登録後非公開）とは異なり、トルコは出願公開自体を延期する。

（10）画像意匠（第 55 条）

トルコでは、線、形状、色彩、材料、表面のテクスチャなど、製品または製品上の装飾品の全部または一部の外観が意匠と定義される。

この定義によれば、アイコン、パターン、ロゴ、グラフィカル・ユーザー・インターフ

ェース、コンピュータおよび携帯電話のスクリーンショット、ウェブ・ページのデザインは意匠出願の対象となりうる。

審判請求、異議申立、不服申立てによる提訴の手続きは以下のとおり。

(1) トルコ特許商標庁の拒絶査定に対する審判請求（第 67 条、第 68 条）

トルコ特許商標庁の拒絶査定に不服がある出願人は、その拒絶査定の一部または全部に対して、拒絶査定の日から 2 か月以内に、トルコ特許商標庁の再審査部に不服を申し立てることができる。不服申立てはトルコ特許商標庁に対して所定の様式で、理由と署名を付して提出される必要がある。

(2) 登録に対する異議申立（第 67 条、第 68 条）

意匠の公表から 3 か月間、意匠登録に対し、以下を理由として、第三者からの異議申立てが可能である。

- ・意匠が、物品またはその装飾の特徴、線、輪郭、色彩、形状、素材または構造の一部または全部の外形ではない。
- ・意匠が新規性または独自性を欠く。
- ・意匠が公序良俗に反する。
- ・意匠の外観上の特徴が技術的な機能により定まっている。
- ・意匠が、当該意匠の対象である物品を機械接続等するためには同一の様式および形状で再現されなければならない外観上の特徴を含んでいる。
- ・パリ条約に規定されている主権記章の不適切な使用等、トルコ特許商標庁が登録を許可していない表示を含んでいる。
- ・トルコ国籍の自然人または法人、トルコ国内で工業的または商業的活動に従事している自然人または法人、パリ条約または WTO 設立協定における相互主義により出願資格を有する者、またはトルコ国民に工業所有権の保護を提供する国の国民によりなされた出願ではない。
- ・不正の目的でなされたまたは知的財産権の違法な使用を含む出願である。

異議申立に対するトルコ特許商標庁の決定に不服がある異議申立人は、その決定の一部または全部に対して、決定の通知の日から 2 か月以内に、トルコ特許商標庁の再審査部に不服を申し立てることができる。

(3) 提訴

(i) 再審査部による決定に対する提訴

再審査部により、自己に不利益な査定がなされた出願人または異議申立人は、その決定の一部または全部に対して、その決定の通知がなされてから 2 か月以内に、民事知財裁判所に訴えの提起をすることができる。

(ii) 民事知財裁判所の決定に対する上訴

知的財産権裁判所により、自己に不利益な決定がなされた出願人または異議申立人は、自己の請求を部分的にまたは完全に棄却する決定に対して、その決定の通知がなされてから 2 週間以内に、地域控訴裁判所に上訴することができる。

(iii) 地域控訴裁判所の決定に対する上告

地域控訴裁判所による決定は、同決定の通知がなされてから 2 週間、最高裁に対する上告の対象となる。

6. 商標制度の概要

トルコ産業財産権法¹⁸（Industrial Property Code No. 6769）の第 4 条～第 32 条に、商標制度が規定されている。

トルコ商標制度と日本商標制度の相違点において、出願人に影響が大きいと考えられる主だったものを以下に述べる。

- ・トルコにおいて、公報に公告されたが、第 5 条又は第 6 条に従って登録すべきでない商標出願に関する異議申立は、商標出願の公告後 2 か月以内に利害関係人によりなされるものとする（第 18 条第 1 項）。日本において、異議申立は、何人も可能である。

- ・トルコには、商標権者でなく実施権者（専用使用権者、通常使用権者）による不正使用を規定した日本商標法 53 条（不正使用取消審判）に相当する制度がない。ライセンシーの不適切使用は、契約違反・不正競争・侵害差止等の民事救済で対応するのが原則である。

- ・トルコにおいて、設定登録納付、更新納付は、10 年単位であり、5 年単位の分割設定登録納付、分割更新納付はない（前期、後期の分割納付を意味する）。

- ・トルコでは、先登録（引用）商標に基づく異議を受けた出願人が、引用商標の使用証拠の提出を法定に基づき要求でき、直近 5 年の真正使用が示されないと異議が退けられ得る（第 19 条第 2 項）。日本には、トルコ第 19 条第 2 項に相当する「異議段階の使用証拠請求」の制度はない。

【図表 13】 トルコ商標制度と日本商標制度の違いのまとめ

	トルコ	日本
異議申立人	利害関係人	何人
実施権者（専用使用権者、通常使用権者）による不正使用取消審判	なし	あり
分割設定登録納付・分割更新納付	なし	あり
異議段階の使用証拠請求	あり	なし

¹⁸ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16609> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

トルコ商標制度と日本商標制度の主な相違点は上記表の通りであるが、以下においてトルコ商標制度の詳細について説明する。

出願、権利化の手続きは以下のとおり。

（１）出願手続き（第 14 条）

トルコは、マドリッド協定議定書の締約国であるため、トルコ特許商標庁に国内出願をする方法に加え、世界知的所有権機関（以下「WIPO」という。）に国際出願をする方法によっても、トルコにおける商標登録を受けることができる。

海外からの出願方法は、(a) トルコへの国内出願、(b) マドリッド（WIPO 国際登録・トルコ指定）、(c) パリ条約に基づく優先権を伴うトルコ国内出願、に整理される。

（２）保護期間（第 23 条）

商標権の存続期間は出願日から 10 年であり、10 年ごとに更新することができる。更新の申請は、存続期間満了の 6 か月前に更新手数料を納付することにより行うことができ、更新申請期限から 6 か月以内に追加の手数を納付することにより更新することもできる。

（３）優先権主張（第 12 条～第 13 条）

パリ条約または世界貿易機関設立協定に基づき出願権を有する出願人は、これらの条約または協定の締約国での適法な商標出願から 6 か月以内であれば、トルコにおける同一の商標出願につき、優先権を主張する権利を有する。優先権は商標出願とともに主張されなければならない。優先権主張をする者は出願と同時に優先権主張に係る手数料を支払わなければならない。出願人は、出願日から 3 か月以内に優先権証明書を翻訳文とともにトルコ特許商標庁に提出しなければならない。出願人が優先権証明書およびその翻訳文を提出しなかった場合、優先権主張の申請は取り下げられたものとみなされる。

（４）商標の構成要素（第 4 条）

商標は、名称、デザイン、色、文字、数字、音および製品またはそのパッケージの形状などのその他の要素により構成され、特定の自然人または法人の商品および役務を明示的に識別させることができ、保護された権利の対象を明確かつ正確に示すものであれば登録可能である。

（５）商品および役務の分類

トルコは、標章の登録のための商品および役務の国際分類に関するニース協定（以下「ニース協定」という。）の締結国である。標章の商品および役務の分類は、ニース協定によって定められたニース分類に従う。出願時に、出願商標の指定商品および役務の分類を、ニース分類に従って特定する必要がある。

（６）コンセント（同意）制度（第 5 条第 3 項）

原則として、同一または類似の商品または役務に関して、先に登録された商標または先

に出願された商標と同一または区別できない程度に類似する商標は、絶対的拒絶理由があるとして商標として登録することはできない。先に登録された商標の所有者から公証された同意書を得ることは、拒絶理由を克服するために利用可能な救済手段である。

同意書は、異議申立に対する決定がなされるまで、商標出願とともに、または決定に対する異議申立の中でトルコ特許商標庁に対して提出することができる。1 つの同意書を複数の商標出願について提出することはできない。2 つ以上の商標出願について同意書を提出する場合は、商標出願ごとに個別の同意書を提出する必要がある。

（7）方式審査

トルコ特許商標庁は、出願の方式審査として、最初に出願要件が充足されているかどうかを審査する。すべての商標出願要件が充足された場合、提出日が出願日とみなされる。

方式審査の過程で不備が発見された場合、出願人は通知を受け、通知日から 2 か月以内に不備の修正を要求される。不備が出願人の身元、商標の表示、商標が使用される商品および役務の一覧、出願手数料の支払書類に関する情報を含む申請書に関係する場合、出願日はこれらの不備が修正された日付とされる。

残りの要件に関する不備は出願日に影響を与えないが、出願日から 2 か月以内に不備が修正されない場合、商標出願は却下される。

（8）実体審査（第 5 条～第 6 条）

トルコ特許商標庁が職権で審査するのは「絶対的拒絶理由（第 5 条）」であり、「相対的拒絶理由（第 6 条）」は原則として 異議申立てがない限り職権では審査しない。

第 5 条（絶対）：識別力欠如、記述的・通用表示、形状由来、欺罔、公序良俗、宗教的シンボル、主権記章の不適切使用、登録地理的表示の包含等。

第 6 条（相対）：先行登録／出願との混同のおそれ、周知商標（6 条 2 項）、著名商標の希釈化、代理人出願、先使用权等。

絶対的拒絶理由（第 5 条）に関する上記の審査の後、商標が上記のいずれにも該当しない場合、トルコ特許商標庁は 2 か月間の第三者による閲覧に供するため、出願を商標公報にて公開する。

（9）公開（第 16 条）

方式審査および実体審査の後、トルコ特許商標庁は、商標出願を商標公報において公開する。絶対的拒絶理由に関する上記の審査の後、商標が上記のいずれにも該当しない場合、トルコ特許商標庁は 2 か月間の第三者による閲覧に供するため、出願を商標公報にて公開する。

（10）証明標章及び団体標章（第 31 条～第 32 条）

証明標章とは、標章の所有者の管理下で、事業体、当該事業体による生産方法、原産地及び品質の共通特徴の証明に使用される標識をいう。

団体標章とは、生産者又は商社又はサービス提供者の事業集団により使用される標識をいう。

審判請求、異議申立、不服申立てによる提訴の手続きは以下のとおり。

（１）公開後の異議申立（第 17 条～第 19 条）

第三者は、絶対的拒絶理由および以下の相対的拒絶理由に基づき、公開日から 2 か月以内に異議申立手数料を納付し、商標出願に対して異議申立をすることができる。

異議申立人は、利害関係人に限られるが、第 17 条第 1 項では、第三者による意見書の提出も規定されている。商標出願の公告後、何人も、商標出願が、同一または類似の商品もしくは役務に関して登録されていること、またはその他所定の理由で登録できないことを理由とともに記載した書面を、商標が登録されるまでの間、特許商標庁に提出することができる。ただし、利害関係のない第三者は当事者になれず、特許商標庁の登録決定に異論がある場合でも不服を申し立てることはできない。

- ・ 同一または類似の商品または役務に関する同一または類似の先行商標が存在するために、先行商標と関連することを含め公衆に混同を生じさせる可能性が存在する場合
- ・ 商標所有者の代理人が、所有者の同意または正当な理由なく、自己の名義で登録出願をした場合
- ・ 未登録の先使用商標権や、その他の商標に関する権利が、出願日または優先日の前に取得されている場合
- ・ 商標が、同一または類似の商品および役務に関して、パリ条約の第 6 条第 2 項に該当する周知の商標と同一または類似である場合
- ・ 商品および役務が同一または類似していない場合でも、登録商標または先に出願された商標が公衆からの評判を有していて、かかる評判のため、出願された商標が、正当な理由なしに不当な利益を得るか、先行商標の評判を毀損し、またはその特徴を害する場合
- ・ 商標に名称、会社名、写真、著作物その他の知的財産が含まれている場合
- ・ 出願商標が、同一または類似の商品および役務につき登録された団体商標または保証商標であり、出願商標が、団体または保証商標の不更新に伴う存続期間満了から 3 年以内に提出された場合
- ・ 出願された商標が、同一または類似の商品および役務に関して、先行商標と同一または類似しており、出願された商標が、先行商標の不更新に伴う存続期間満了から 2 年以内に提出されている場合
- ・ 出願された商標が不正の目的で提出された場合

（２）使用証拠の要求（第 19 条第 2 項）

出願商標が同一または類似の商品および役務に関して、先行商標と同一または類似していることを理由に出願公開後の異議申立がなされた場合、出願人は、出願商標の出願日または優先日前の 5 年間における異議申立の基礎となっている先行商標のトルコにおける使用の証拠を要求する権利を有する。

次のような状況が使用を構成する。

- ・ 商標の識別力のある特徴を変えことなく異なる要素の登録商標を使用すること
- ・ 輸出目的でのみ、商品またはそのパッケージに商標を使用すること
- ・ 所有者の同意を得て商標を使用すること

異議申立は、申立人が異議を基礎づける真正な使用を証明できない場合、棄却される。

（３）審判請求（第 20 条～第 21 条）

トルコ特許商標庁から不利な決定を受けた出願人または第三者は、再審査部に対して、決定の通知から 2 か月以内に拒絶決定の一部または全部について不服申立をする権利を有する。

（４）取消審判（第 26 条）

登録日後 5 年の期間内に、商標が商標所有者により、登録対象の商品若しくはサービスに関連してトルコにおいて真正な使用に供されていない場合又は係る使用が継続して 5 年間中止されていた場合、商標は取り消されるものとする。ただし、不使用の正当な理由がある場合は、この限りでない。

（５）提訴

（i）再審査部の決定に対する不服申立（第 25 条）

再審査部から不利な決定を受けた出願人または異議申立人は、民事知財裁判所に対して、決定の通知から 2 か月以内に拒絶決定の一部または全部について提訴する権利を有する。

（ii）民事知財裁判所の決定に対する不服申立

民事知財裁判所から不利な決定を受けた出願人または異議申立人は、地域控訴裁判所に対して、決定の通知から 2 週間以内に拒絶決定の一部または全部について上訴する権利を有する。

（iii）地域控訴裁判所の決定に対する不服申立

地域控訴裁判所の決定については、決定の通知から 2 週間以内に、最高裁判所に対して上訴することができる。

7. 地理的表示制度（伝統的製品保護を含む）の概要

トルコ産業財産権法¹⁹（Industrial Property Code No. 6769）の第 33 条～第 54 条に、地理的表示制度（伝統的製品保護を含む）が規定されている。

出願、権利化の手続きは以下のとおり。

（１）保護範囲、定義（第 33 条～第 34 条）

自然及び人的要因の統合から生じる食品、農産物、鉱業品、手工芸品及び工業品であって、本編の規定を遵守するものは、登録されることを条件として、地理的表示の保護に適格であるものとする。

¹⁹ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16609> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

地理的表示とは、外観の特徴、その評判又はその他の特性により、原産地とする場所、区域、地域又は国と関連するようになった製品を表示する標識をいう。

(2) 登録されない地理的表示 (第 35 条)

次のものは、地理的表示として登録されないものとする。

- a) 一般名称化した名称 (通称化)
- b) 植物の種・品種、動物品種等で、原産地について誤認惹起のおそれがあるもの
- c) 公序良俗に反する名称
- d) 同名・同音異義で既存登録と衝突し、公衆に混同のおそれがあるもの
- e) 本国で保護・使用実績がない／保護期間が満了したもの

次のものは、伝統的製品保護として登録されないものとする。

- a) 伝統的製品保護に関して第 34 条に定める条件を満たさない名称
- b) 製品の一般的特徴を表現する名称
- c) 誤認惹起／公序良俗違反
- d) 原産国で保護・使用実績がない／保護満了

(3) 出願人適格性 (第 36 条)

次の者は、地理的表示又は伝統的産物名の出願権を有する。

- a) 生産者集団
- b) 公的機関及び製品又は製品の地理的区域に関する公的機関と認められた専門機関
- c) 製品に関して公益のために活動しているか又はその構成員の経済的利益を保護する権原を有する団体、財団及び組合
- d) 製品が単一の生産者のみにより生産されている場合は、この事実を証明することを条件として、関係生産者

(4) 出願条件 (第 37 条)

地理的表示出願は、次のものを含むものとする。

- a) 出願人の身元証明及び第 36 条の意味における出願権を有する者に関して、出願人が関連している区分に係る情報を含む出願様式
- b) 出願している自然人又は法人が製品の唯一の生産者である場合は、この事実を証明する情報及び書類
- c) 登録請求された地理的表示の名称、製品の原産地呼称又は原産地名称としての適格性、属する製品群及びその地理的表示の定義との合致についての情報及び書類
- d) 製品の説明、製品及び必要な場合は、その原料の物理的、化学的、微生物学的及び官能特性を説明する技術的情報及び書類
- e) 地理的区域の境界を明確に特定及び指定する情報及び書類
- f) 製品の生産方法並びに適切な場合は、製品にその特殊性を与える地域の生産技術、慣行及び伝統に関する情報及び書類
- g) 地理的表示の定義の意味における登録対象である製品の特徴、評判又はその他の特性と定義された地理的区域との間の関係を証明する情報及び書類

- h) 指定された地理的区域における製品の歴史的背景に関する情報及び書類
- i) 第 49 条の規定に従って管理手続を詳細に説明する情報及び書類
- j) 地理的表示の使用法並びにもしあれば、ラベル付け及び包装の手順を説明する情報
- k) 出願手数料が納付されている旨の情報
伝統的製品保護の出願は、次のものを含むものとする。
- a) 出願人の身元証明及び第 36 条の意味における出願権を有する者に関して、出願人が関連している区分に係る情報を含む出願様式
- b) 登録対象である伝統的製品保護の名称及びその製品群並びにそれが第 34 条の記載に合致していることを証明する情報及び書類
- c) 製品の説明、製品及び必要な場合は、その原料の物理的、化学的、微生物学的及び官能特性を説明する技術的情報及び書類
- d) 生産方法の説明であって、製品中に存在する原料及びその他の成分をその特性及び製品特徴を示す製品調製技術とともに説明するもの
- e) 第 49 条の規定に従って管理手続を詳細に説明する情報及び書類
- f) 伝統的製品保護の使用法並びにラベル付け及び包装の手順を説明する情報及び書類
- g) 出願手数料が納付されている旨の情報

(5) 出願の審査 (第 38 条)

トルコ特許商標庁は、地理的表示又は伝統的製品保護に係る出願を第 33 条から第 37 条まで及び第 39 条に従って審査するものとする。

(6) 外国を原産地とする出願 (第 39 条)

国際協定の規定を害することなく、本法の規定を外国が原産地である地理的表示又は伝統的製品保護の出願に適用するためには、第 37 条に定める条件に加え、次の条件も求められるものとする。

- a) 出願対象である地理的表示が原産国又は原産国が構成員である国際共同体により保護されているか否か
- b) 第 49 条に定める管理要件が原産国において満たされているか否か
- c) 原産国がトルコからなされる地理的表示の出願につき同等の保護を与えているか否か

審判請求、異議申立、不服申立てによる提訴の手続きは以下のとおり。

(1) 審判請求、異議申立 (第 40 条)

出願人は、第 38 条の範囲内で拒絶された出願に関して、決定通知日から 2 か月以内に理由を付して書面で審判請求をすることができる (第 1 項)。

登録請求が第 33 条から第 37 条まで及び第 39 条を遵守していないことを主張する第三者又は登録請求が第 48 条を遵守していないことを主張する先の日付の商標の所有者は、登録請求の公報における公告から 3 か月以内に理由を付して異議申立書を提出することができる。出願人は、異議申立の情報を与えられるものとし、自己の意見を請求されるものとする。

（２）訂正審判（第 42 条）

登録対象である出願の内容について変更がある場合は、正当な利害関係を有する当事者は、訂正手数料が納付されていることを条件として、訂正請求を提出することができる。

訂正請求は、第 38 条の規定内で審査されるものとし、適当であると判断された訂正は、公報に公告されるものとする。訂正に対してその公告から 3 か月以内に書面で理由を付して異議申立をすることができる。

（３）提訴（第 50 条）

地理的表示の無効は、利害関係を有する者が裁判所に対し請求することができる。

8. 営業秘密関連制度の概要

トルコにおいて、営業秘密法、不正競争法が単独で制定されていない²⁰ ²¹。営業秘密、不正競争関連の法領域は、憲法や民法、商法、刑法、債務法、労働法などで保護されている。特に、商法における不正競争規定によって包括的な対応がなされている。

なお、トルコ産業財産権法第 6769 号においても以下のような営業秘密に関連する規定が存在する。

(1) 特許権・実用新案権の侵害とみなされる行為（第 141 条第 2 項）

特許発明が製品または物質の製造方法に関するものである場合、裁判所は、被告に対して、異なる方法を使用したことの立証を求めることができる。

当該製品または物質が新規である場合には、反証がない限り、特許された方法によって得られたものと推定される。

もっとも、そのような訴訟手続においては、被告の正当な利益、特にその生産工程および営業秘密の保護に関して十分に確保されなければならない²²。

(2) 職務発明に係る特許出願義務²³（第 116 条第 2 項）

特許出願を行うことにより企業の営業秘密が開示されるおそれがある場合には、使用者（雇用者）は特許出願を行う義務を負わない。

このような場合には、特許登録よりも営業秘密の保護が優先される²⁴。

²⁰ CMS Expert Guides サイト <https://cms.law/en/int/expert-guides/cms-expert-guide-to-trade-secrets/turkey> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²¹ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/articles/trade-secret-protection-turkey-chapter> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²² IPR Gezgini サイト <https://iprgezgini.org/2020/03/05/cografi-isaret-ve-geleneksel-urun-adinda-amblem/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²³ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16609> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁴ Mondaq サイト <https://www.mondaq.com/turkey/patent/829962/employee-inventions-and-designs-under-new-ip-code> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

(1) トルコ刑法 (Turkish Penal Code : TPC) No. 5237²⁵ (2004 年 9 月 26 日施行)

業務上知った営業秘密を無断漏洩した場合における刑事罰を規定している^{26 27}。

(1) 営業秘密等の漏洩 (第 239 条)

- (a) 営業秘密・銀行秘密・顧客秘密に該当する情報や文書を、不正に開示または提供した者は、懲役 1～3 年に加えて最大 5,000 日罰金の刑事罰の対象となる。
- (b) 科学研究や企業の営利情報も含まれる。外国人への漏洩では刑罰が 1/3 増され、告訴なしで起訴可能である。
- (c) 強制や脅迫による開示があった場合、刑期は 3～7 年に加重される。

(2) 法人責任 (第 242 条)

- (a) 法人（企業）による営業秘密侵害行為に対しても、法人として責任が科される可能性がある。

なお、現地法律事務所によれば、下記の条文も適用の可能性があるとのことである。

第 155 条 信任の濫用^{28 29}

- (a) 特定の方法で保管または使用する目的で本人に移転された財産について、自己または第三者の利益のためにこれを処分し、またはその移転の事実を否認した者は、告訴により、6 か月以上 2 年以下の懲役に処せられる。
- (b) 当該犯罪が、職業上の関係、技芸、商業または役務関係に関連して行われた場合、または他人の財産の移転または引渡しに関して発生した場合には、1 年以上 7 年以下の懲役および最長 3,000 日分の司法罰金に処せられる。

(2) トルコ商法 (Turkish Commercial Code : TCC) No. 6102^{30 31} (2012 年 7 月 1 日施行)

第 54 条以降で「不正競争」として営業秘密漏洩の禁止を明記している³²。

(1) 不正競争の定義 (第 54 条)

- (a) 不正競争規定の目的は、すべての参加者（企業、消費者、公共）のために、公正かつ歪

²⁵ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://wipolex-res.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/tr/tr171en.html> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁶ CMS Expert Guides サイト <https://cms.law/en/int/expert-guides/cms-expert-guide-to-trade-secrets/turkey> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁷ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/articles/trade-secret-protection-turkey-chapter> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁸ Mevzuat Bilgi Sistemi サイト <https://www.mevzuat.gov.tr/mevzuat?MevzuatNo=5237&MevzuatTur=1&MevzuatTertip=5> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁹ Venice Commission サイト [https://www.venice.coe.int/webforms/documents/default.aspx?pdffile=CDL-REF\(2016\)011-e](https://www.venice.coe.int/webforms/documents/default.aspx?pdffile=CDL-REF(2016)011-e) [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³⁰ Mevzuat Bilgi Sistemi サイト <https://www.mevzuat.gov.tr/MevzuatMetin/1.5.6102.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³¹ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/11081> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³² Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/articles/trade-secret-protection-turkey-chapter> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

みのない競争を確保すること（第1項）。

(b) 誠信原則に反する欺瞞的または不誠実な行為が、事業者間または仕入先・顧客間の関係に影響を及ぼす行為は、不正競争として違法である（第2項）。

(2) 不正競争行為の具体例（第55条）

代表的な6タイプの不正競争行為を列挙している。

誤解を招く広告や手法、他社との契約崩壊を誘引（人材引き抜き等）、他人の創作物や成果物の無断使用、生産・営業秘密の不正開示、商慣行や取引条件に反する表示、強制・不当な販売条件。

(3) 不正競争の一般条項（第56条）

(a) 不正競争行為を制止し、関係復旧や損害賠償を求める法的請求が可能である（第1項）。

(b) 差止命令や営業停止措置など、訴訟前・途中での仮措置が認められる（第2項）。

(4) 不正競争行為の分類および責任（第57条）

(a) 誹謗中傷、顧客勧誘、欺瞞的表示など、具体的に違法となる行為を列挙し、それぞれに対応する救済措置や罰則を明示している。

(5) 時効（第60条）

(a) 不正競争に基づく訴訟の時効は、損害発覚から1年以内、または行為発生日起算から3年以内に提起が必要である。

(6) 刑事罰の規定（第62条）

(a) 不正競争行為に対し、最高2年の禁錮刑または罰金が適用される場合がある。

(7) 報道・放送・通信および情報機関の責任（第58条）

不正競争が、報道・放送、またはその他の通信・情報媒体（将来の技術を含む）を通じて行われた場合には、コンテンツの所有者、番組責任者、配信者、および広告主に対して訴訟を提起することができる。

当該内容が所有者または広告主の同意なしに公表された場合、または所有者／広告主が秘匿されている場合、あるいはトルコ国内で訴訟を提起できない場合には、編集長、番組制作者、コンテンツ掲載者、またはそれらが特定できない場合には、事業主が責任を負う。

上記の場合を除き、過失が認められる者は、その役割のいかんを問わず訴訟の対象となる。

第56条(d)および(e)に定められた特定の行為については、トルコ債務法（Turkish Code of Obligations）の規定が適用される。

なお、サービス提供者（インターネット事業者等）は、コンテンツの発信・選択・改変に関与していない場合には、原則として責任を負わない。

しかしながら、当該不正競争行為が重大な損害をもたらすおそれがあると認められるときは、裁判所はサービス提供者を手続に参加させ、差止命令やコンテンツ削除等の措置を

命じることができる³³ 34。

(8) 法人の刑事責任³⁵ (第 63 条)

不正競争行為が法人の事業の過程において行われた場合、第 62 条の規定は、法人を代表して行為を行った、または行う義務を負う役員または構成員に適用される。

さらに、不正競争行為が法人の活動の範囲内で発生した場合には、当該法人自体に対しても、特定の予防的措置を課すことができる。

(3) トルコ民法 (Civil Code) No. 4721³⁶ (2003 年 8 月 7 日公表)

第 2 条において、権利の行使および義務の履行にあたって、各当事者は誠実 (善意) および信義に従って行動しなければならないと定めている³⁷。本条は、包括的かつ指針的性格を有する一般原則条項であり、実質的に、不正競争および営業秘密に関する規律の原理的基礎を構成する規定である。

第 24 条において、人格権を侵害された者は、侵害者に対して裁判官からの保護を請求できるという一般原則を定めている。

第 25 条において、侵害者に対して提起される可能性のある措置の種類 (宣言、防止、禁止など) を規定している³⁸。

第 689 条～第 697 条において、共同知財に関する所有権、管理、行使および侵害時の訴訟対応策が定義されている³⁹。

(4) 債務法 (Code of Obligations) No. 6098⁴⁰ (2012 年 7 月 1 日施行)、労働法 (Labor Law) No. 4857⁴¹ (2003 年 6 月 10 日施行)

トルコ債務法およびトルコ労働法には、営業秘密違反の条件と結果に関するその他の関連規定が含まれている⁴²。

トルコ債務法において、第 396 条に業務・職務を通じて知り得た未公開情報を不正使用

³³ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/trade-secret-protection-turkey-chapter> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³⁴ Turkish Competition Authority (Rekabet Kurumu) サイト <https://www.rekabet.gov.tr/Dosya/the-impact-of-digital-transformation-on-competition-law-.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³⁵ Serbest Law Office サイト https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.serbest.av.tr%2Fdosyalar%2Fdosya_11505_Turkish-Commercial-Code-English-Turk-Ticaret-Kanunu-ingilizce.docx&wdOrigin=BROWSELINK [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³⁶ Yalçın Torun Law Office サイト <https://yalcintorun.av.tr/turkish-civil-code/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³⁷ DergiPark サイト <https://dergipark.org.tr/en/download/article-file/787433> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³⁸ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/articles/trade-secret-protection-turkey-chapter> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³⁹ Yalçın Torun Law Office サイト <https://yalcintorun.av.tr/turkish-civil-code/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁴⁰ WIPO ウェブサイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/11084> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁴¹ Anti-Slavery Law Hub サイト <https://antislaverylaw.ac.uk/wp-content/uploads/2019/08/Turkey-Labour-Law.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁴² Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/articles/trade-secret-protection-turkey-chapter> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

や開示から保護する義務を明記している⁴³。また、第 427 条に従業員が職務遂行中に行った発明に関して、雇用者（使用者）と従業員の権利配分を法律で規定している⁴⁴。

第 444 条において、法的行為能力を有する従業員は、雇用契約終了後において雇用者と競業しない旨を文書で約することができると定めている。この約定には、競業企業の設立・勤務・取引関係への関与を含む。ただし、当該競業避止義務が有効となるのは、従業員が雇用期間中に雇用者の顧客基盤、営業秘密または業務上の情報にアクセスでき、それらの情報の利用が雇用者に重大な損害を与えるおそれがある場合に限られる⁴⁵。

第 446 条において、従業員が競業避止義務に違反した場合、雇用者が被った一切の損害について賠償責任を負うと定めている。契約上違約金が定められており、かつ別段の定めがない場合、従業員は当該金額を支払うことにより義務を免れることができるが、雇用者がそれを超える損害を被った場合には、その差額についても責任を負う。さらに、契約書に明示的な規定があり、かつ侵害または侵害のおそれのある利益が重要であると認められる場合には、雇用者は従業員による違反行為の差止め（行為の停止）を請求することができる⁴⁶。

なお、トルコ労働法第 25 条において、雇用者が予告なしに雇用契約を解除できる事由を定めている。その第 25 条第 II 項(e)では、雇用者の誠実および信義に反する行為として、「雇用者の信頼を濫用する行為、窃盗行為、または雇用者の営業秘密を開示する行為」を挙げ、これらを雇用者による即時解雇の正当事由として規定している⁴⁷。

また、トルコ労働法第 93 条において、労働監督を行う権限ある官吏の守秘義務を規定する。当該官吏は、監督中に知り得た雇用者または事業場の営業秘密、業務条件、経済的・商業的状況に関する一切の情報を、公式手続において開示が必要な場合を除き、厳重に秘密として保持する義務を負う⁴⁸。

（５）情報へのアクセス権に関する法律第 4982 号⁴⁹（2004 年 4 月 24 日施行）

情報へのアクセス権に関する法律第 4982 号は、公開すべき情報と除外すべき情報を規定するものであり、営業秘密保護のための例外規定として位置づけられている。

営業秘密と定義される情報または文書、ならびに、自然人または法人が公的機関に対し、秘密保持を条件として提供した商業的・財務的情報は、情報アクセス請求の対象から除外される（第 23 条）⁵⁰。情報アクセス請求に対し、企業秘密・取引情報・財務情報などの機密性を有する情報は開示対象外とする趣旨である。

⁴³ vLex サイト <https://vlex.com/vid/trade-secrets-in-turkey-874889856> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁴⁴ Saim Incekas Law Office サイト <https://av-saimincekas.com/en/kanunlar/turk-borclar-kanunu-6098-sayili/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁴⁵ Mevzuat Bilgi Sistemi サイト <https://www.mevzuat.gov.tr/mevzuatmetin/1.5.6098.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁴⁶ Mevzuat Bilgi Sistemi サイト <https://www.mevzuat.gov.tr/mevzuatmetin/1.5.6098.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁴⁷ Mevzuat Bilgi Sistemi サイト <https://mevzuat.gov.tr/mevzuatmetin/1.5.4857.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁴⁸ Mevzuat Bilgi Sistemi サイト <https://mevzuat.gov.tr/mevzuatmetin/1.5.4857.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁴⁹ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/a-practical-overview-of-disclosure-of-trade-secret-as-a-criminal-offense> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁵⁰ Mevzuat Bilgi Sistemi サイト <https://www.mevzuat.gov.tr/mevzuat?MevzuatNo=4982&MevzuatTur=1&MevzuatTertip=5> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

(6) 電子通信法第 5809 号^{51 52} (2008 年 11 月 10 日施行)

第 6 条 (h) は、通信規制当局に通信事業者の営業秘密を保護する法的義務を課し、営業秘密や事業・投資計画を司法要請以外で開示できないと定める。通信規制当局は、事業者の営業秘密の範囲および公に開示し得る情報の範囲を定め、事業者の営業秘密、投資計画、事業計画の機密性を保持しなければならない。司法当局からの正式な要請がある場合を除き、これらの情報を開示することはできない。

第 6 条 (h) は、通信分野における透明性確保と企業秘密保護の調和を目的とする規定である。

9. 知的財産権のエンフォースメント

トルコは、アジアとヨーロッパとの接点であるという地理的条件から、国境における知的財産保護措置が極めて重要な問題となっている。

トルコにおける水際取締りは特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権が対象であり、税関規定において輸送の種別を特に区別していないことから、輸入、輸出、トランジットの全てが差止の対象となる。

税関が確実な証拠に基づき職権で取締りを開始することも可能であるが、税関が常に職権により措置を講じるという保証はなく、実務上は権利者による税関への申請が強く推奨されている。

トルコの知的財産権のエンフォースメントは、トルコ産業財産権法⁵³ (Industrial Property Code No. 6769) における「特許／実用新案、意匠、商標、地理的表示」、著作権法⁵⁴ (Intellectual and Artistic Works No. 5846) を中心に構成されている。これらの法律は国内全域に適用される。

トルコの知的財産権のエンフォースメントの概要^{55 56}は以下のとおり。

(1) 取りうる措置の概要

トルコにおける模倣被害に対する主な救済手段は、税関での水際措置、民事訴訟、刑事訴訟の 3 種類である。

⁵¹ Mevzuat Bilgi Sistemi サイト <https://www.mevzuat.gov.tr/mevzuat?MevzuatNo=5809&MevzuatTur=1&MevzuatTertip=5> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁵² LawTurkey サイト <http://www.lawsturkey.com/law/5809-electronic-communications-law> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁵³ WIPO (世界知的所有権機関) サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16609> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁵⁴ WIPO (世界知的所有権機関) サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/17020> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁵⁵ Jetro サイト https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/middle_east/ME_IP_Newsletter_202506-95_en.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁵⁶ 新興国等知財情報データベースサイト <https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2017/10/c466e36701b1812ad23c4abd1675699c.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

（２）水際措置

（a）税関登録制度

トルコでは特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権について税関登録制度が存在する。

（b）費用負担

知的財産侵害物品と認定された貨物は、輸出入者が自ら廃棄する等の自発的な処理を行わない場合には、税関が没収して廃棄することができる。この場合、費用は税関が負担し、認定手続やその後の没収・廃棄に際して、権利者が保管費用や廃棄費用を負担することはない。

（c）税関と権利者等の連携について

1999年10月27日制定の税関法第4458号⁵⁷（Customs Law No. 4458）により、権利者は税関に対して、自らの商標その他の知的財産権を侵害するおそれのある貨物の監視および保留を要請することができる。

トルコ税関法第4458号第57条および関連規則（特に「知的財産権保護に関する税関通達」）に基づき、税関当局は侵害の疑いがある物品について、輸入者・出荷者・製品の原産国などの情報（ただし営業秘密に該当する情報を除く）を権利者に提供することができる。また、権利者は、税関職員への研修や情報交換活動を通じ、知的財産権侵害防止のための協力体制を強化することが認められている。

（３）民事訴訟

権利者は、トルコの特別裁判所である知的財産権裁判所を通じて民事訴訟を提起し、以下の救済を求めることができる。

- （a）以後の侵害を停止させるための差止命令。
- （b）損害賠償（逸失利益と評判の毀損を含む）。
- （c）侵害品の廃棄命令。

（４）刑事訴訟

故意による詐欺、組織犯罪、大規模な侵害が模倣品に関わっている場合、警察は刑事訴追の手続を開始することができる。訴追の結果として、以下の刑罰が科される可能性がある。

- （a）侵害の重大性に応じた罰金。
- （b）4年以下の禁錮。
- （c）甚だしく悪質な事件の場合には営業停止命令。

（５）主要なエンフォースメント機関

以下に説明する当局は固有の役割を果たしている。商標と著作権に関するエンフォースメントは比較的単純であるが、特許、意匠および実用新案に関わる紛争は、訴訟による解決を要するのが普通である。

- （a）トルコ特許商標庁（TÜRKPATENT）：すべての知的財産権（商標、特許、意匠、実用新

⁵⁷ Mevzuat Bilgi Sistemi サイト <https://www.mevzuat.gov.tr/MevzuatMetin/1.5.4458.pdf> [最終アクセス日：2026年3月6日]

案、著作権）を監督し、知的財産の登録を管理する。ただし自らエンフォースメントを実行する権限はなく、司法当局および規制当局と協力して活動する。

(b) トルコ税関（Turkish Customs）：模倣品の入国を阻止することにより、商標侵害と著作権侵害に対し、通関時に初期段階での法執行を行う。特許、意匠および実用新案の侵害判断には目視検査を超えた技術的な評価が必要になるため、通常、これらの知的財産は税関によるエンフォースメントの対象とはならない。

(c) 貿易省（Ministry of Trade）：商標および著作権の侵害に対して国内市場でのエンフォースメントを指揮し、調査を実施し、制裁を科す。特許と意匠に関わるエンフォースメントには、司法機関の介入が必要である。

(d) 知的財産権および産業財産権を専門とする民事裁判所、刑事裁判所：特許、意匠、実用新案に関わる紛争を処理する。特許、意匠、実用新案の侵害判断には法律面および技術面の詳細な評価が必要とされるからである。

第2節 知財関連注目判決

1. 最高裁判所（Yargıtay）判決

最高裁判所（Yargıtay）が判決を下した、最近の注目すべき知財関連判決は以下のとおり。

（1）2016/9364 E., 2018/2753 K.⁵⁸（2018年4月16日）地理的表示に基づく商標無効確認事件

原告は、商標「Safranbolu Lokumcusu＋図形」の無効および、当該「Safranbolu Lokumcusu」が地理的表示に該当すると判断した再審査審判委員会決定の取消しを求めて訴えを提起した。

第一審である行政裁判所は、本件商標が原告の保有する地理的表示（Safranbolu lokumu）と類似しており、当該商標の指定役務が菓子製品の小売役務を包含することを認定した。さらに、本件商標の使用は、Safranbolu lokumu の名声にただ乗りして不当な利益を得るおそれがあると判断した。

その結果、第一審である行政裁判所は、原告の主張を認容し、商標「Safranbolu Lokumcusu」を無効とする旨を判示した。

最高裁判所は、原審の判断を支持し、その結論を維持（上告棄却）した。

本判決は、地理的表示（GI）が本来「商品」側の指標だが、関連小売役務に用いた場合でも、地理的表示の名声へのただ乗り・不当利得や品質誤認のリスクがあれば拒絶/無効の対象になり得るということを明確化したものである⁵⁹。

⁵⁸ Lexpera サイト <https://www.lexpera.com.tr/ictihat/yargitay/11-hukuk-dairesi-e-2016-9364-k-2018-2753-t-16-4-2018> [最終アクセス日：2025年9月26日]

⁵⁹ AvEvraK.com サイト <https://avevrak.com/yargitay/10010601/safran-lokum-meshur-seklin-bitkisine-nca-bas-harflerinin-harflerini-edicilik> [最終アクセス日：2026年3月6日]

(2) 2019/2980 E., 2020/991 K.^{60,61} (2020 年 2 月 5 日) 著名商標登録簿に関する事件

本件は、国内で長年商標ブランドを用いて電子機器や小型家電を販売してきた原告企業が、自社商標をトルコ国内で著名商標として登録することを求めてトルコ特許商標庁 (TÜRKPATENT) へ申請したところ、トルコ特許商標庁が 2017 年にその申立てを却下したため、その決定の取消しを求めて提訴した事案である。

原告は、当該商標が 1990 年代からテレビ、カーステレオ、ラジオ、家庭用電化製品などの分野で全国的に使用されており、広範な販売網と知名度を有するため、トルコにおいて著名商標として認められるべきであると主張した。

トルコ特許商標庁が運用している「著名商標リスト」について、最高裁判所は、「トルコ産業財産権法第 6769 号に基づき、トルコ特許商標庁が著名商標を公式に登録する制度を設ける権限はない」と明確に判断した。最高裁判所は、トルコ特許商標庁には法令上そのような名簿を作成する権限はなく、また、著名性は固定的な事実ではないため、ある商標が著名であると主張される場合には、具体的事件毎に、その商標が著名であるか、著名性を維持しているかを個別に立証する必要があると判断した。

この判決は、著名商標の地位やそれに基づく法的保護に関し、制度的な不確実性を引き起こしており、以後の実務に影響を与え続けている。

すなわち、裁判所は、最高裁の本判決の直後から同趣旨で却下（法律上の利益なし）の扱いに切り替えたが、トルコ特許商標庁は、「著名商標リスト」を存続させ、申請受理や手数料項目を維持してきた。この結果、実務家の目線では、「裁判で争った場合には門前払いでも、トルコ特許商標庁では申請は受け付けられる」という二重基準が続き、どの手段にリソースを配分すべきかの意思決定が難しくなった⁶²。

(3) 2017/788 E., 2020/34 K.^{63,64} (2020 年 3 月 28 日) 著作権侵害事件

原告の MÜ-YAP（音楽プロデューサー著作隣接権協会）は、被告が著作権者の許可なく音楽作品を公共の場で再生したことが著作権侵害に当たると主張した。具体的には、ある小売店（マーケット／商業施設）において、インターネットラジオ放送を店舗の音響設備を通じて流す形で、複数の楽曲を BGM として無断再生していた事実が警察・現地調査により確認されていた。

これに対し、最高裁判所は、著作隣接権を有する MÜ-YAP の主張を認め、被告の行為がトルコ著作権法第 71 条に違反する刑事責任を問われる行為であると判断した。最高裁判決では、公共の場において音楽を再生するために設置された視認可能な音響設備及び店舗内

⁶⁰ Turkish Law Blog サイト <https://turkishlawblog.com/insights/detail/recent-developments-in-turkpatents-practice-on-recording-of-well-known-trademarks/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁶¹ İctihatlar サイト <https://www.ictihatlar.com.tr/ictihat-detay-623afb7bb0cf635b931f04ba.html> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁶² Turkish Law Blog サイト <https://www.turkishlawblog.com/insights/detail/recent-developments-in-turkpatents-practice-on-recording-of-well-known-trademarks> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁶³ İctihatlar サイト <https://www.ictihatlar.com.tr/ictihatdetay-5075-cezagenelkurulu-Yargitay-Ceza-Genel-Kurulu-2017-788-Esas-2020-34-Karar-Sayili-Ilami.html> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁶⁴ Telif Akademi サイト <https://www.telifakademi.gov.tr/TR-307617/yargitay-ceza-genel-kurulu-ve-yargitay-19-ceza-dairesi-kararlari.html> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

のインターネット回線を通じてラジオ放送を受信・送出する機器が確認されたという鑑定・検証結果が、無断再生の事実を裏付ける証拠とされた。

本判決は、商業施設や店舗等における無断音楽再生が違法とされ得ることを明確にした。

（４）2017/72 E., 2021/245 K.⁶⁵（2021 年 3 月 11 日）商標登録（出願）に関する異議・決定に関する事件

本件は、トルコ菓子業界を代表する ETİ 社が、自社ブランド「ETİ TOPKEK Bİ'DOLU+図形」を含む登録商標を根拠に、競合メーカー ÜLKER 社の商標「ÜLKER MAGMA CHOCOLATE+図形」の登録に対して異議を申し立てたことから生じた紛争である。

原告 ETİ 社は、長年にわたり「ETİ」ブランドのケーキ製品を販売し、包装デザインにケーキの図形や色彩を組み合わせた独自の外観を用いてきた。これらは消費者の間に高い認知度を有しており、原告はこれを「周知商標」として保護すべきであると主張した。

一方、被告 ÜLKER 社は、自社の「ÜLKER MAGMA」ブランドで新たな菓子製品を展開するため商標登録を申請したが、その商標にもケーキの形状を図形要素として含んでいた。ETİ 社は、これが自社の商標・意匠に酷似し、消費者に混同を生じさせると主張して異議申立てを行った。

本件は、原告企業が所有する商標が後に無効とされたにもかかわらず、その商標を根拠に被告の商標登録に異議を申し立てたことが争点となった事案である。

最高裁判所は、原告企業の商標が異議申し立て時点では有効であり、無効判決が後日確定したものであることから、原告企業の行為を「権利の濫用」とするのは不適切であると判断し、原審判決を破棄した。

最高裁判所は、商標無効の遡及効が第三者間の法律関係に及ぶ場合でも、手続当時の既存権利に基づく異議申立てまで遡って不当と評価すべきではないことを明確に示した点に意義がある。

（５）2021/161 E., 2022/3686 K.⁶⁶（2022 年 5 月 10 日）意匠無効訴訟

本件は、被告 Karaca Züccaciye 社が保有する登録意匠が原告 Gürok Turizm 社の登録意匠に類似し、新規性および識別性を欠くとして、提訴した事件である。

第一審である知的財産権裁判所は、両意匠の全体的外観に類似性はなく、被告の意匠は新規性および識別性を備えていると判断し、原告の請求を棄却した。

これに対し原告は控訴したが、第二審である地域控訴裁判所も、第一審判決および鑑定意見に誤りはないとして原告の控訴を本案から棄却したため、原告は最高裁判所に上告した。

最高裁判所は、意匠保護の要件である新規性および識別性の評価基準について改めて明確化した。まず、新規性については、当該意匠と同一のものがトルコ国内外において公衆

⁶⁵ AvukatSitesi サイト <https://www.avukatsitesi.com.tr/ictihat-detay-4628-hukukgenelkurulu-Yargitay-Hukuk-Genel-Kurulu-2017-72-Esas-2021-245-Karar-Sayili-Ilami.html> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁶⁶ Lexpera サイト <https://www.lexpera.com.tr/ictihat/yargitay/yargitay-11-hukuk-dairesi-esas-no-2021-161-karar-no-2022-3686-11-hukuk-dairesi-e-2021-161-k-2022> [最終アクセス日：2025 年 9 月 26 日]

に開示されていないことが必要であり、この判断は裁判所および鑑定人が職権で行うべきであると述べた。また、識別性については、既存の市場に流通する製品と比較して「選択の自由の範囲において知識を有する通常のユーザーの視点」から見て明確に区別できるか否かを基準とすべきとした。さらに、最高裁判所は、第一審、第二審が機能的特徴を除外したうえで識別性を十分に検討せず、鑑定結果に形式的に依拠して判断した点を手続上の誤りとして指摘した。

そのため、最高裁判所は、第二審である地域控訴裁判所の判断を破棄し、本件を第一審に差し戻す決定を下した。

本判決は、「新規性について同一の意匠が国内外で公衆に開示されていないこと」、「裁判所でも職権調査が必要であること」を明確にした⁶⁷。

（６）2020/8509 E., 2022/3996 K.⁶⁸（2022 年 5 月 24 日）著作権侵害事件

本件は、著名なトルコ映画「Selvi Boylum, Al Yazmalım」の脚本家が、自身が創作した象徴的スローガン「Sevgi Emektir（愛とは労働なり）」に関する著作権上の権利侵害、不正競争行為、ならびに損害賠償を求めて提起した訴訟である。被告は、同スローガンを広告において無断で使用していたが、これに対し被告は、当該映画が原作を翻案した作品であるため独自性がないと主張した。

第一審である知的財産権裁判所は、被告が映画製作会社から書面による使用許諾を得ていたとして、原告の損害賠償請求を棄却した。

第二審である地域控訴裁判所は、第一審の権利帰属に関する判断を是認し、追加条項第 2 条を根拠として、脚本家が映画作品に関して著作者としての権利を主張し得ないとの判断を示した。

これに対し、最高裁判所は、脚本家の権利が 1995 年改正前後を通じて有効であると判示した。さらに、トルコ著作権法第 5846 号の第 52 条に基づき、著作財産権の譲渡は明示的・個別的かつ書面によってなされなければならないと解釈し、広告での使用は契約上明示的に含まれていなかったため有効な譲渡は成立していないと結論づけた。

また、最高裁判所は、創作性が個々の要素の単独性ではなく、要素の組み合わせによって生じる全体的印象に宿るとし、本件スローガン「Sevgi Emektir（愛とは労働なり）」は脚本家独自の創作性を反映した表現であると判断した。

最高裁判所は、鑑定や有名性に安易に寄りかからず、契約の射程・権利主体・創作性の位置づけを裁判所自ら論証すべきことを明確に示した⁶⁹。

⁶⁷ Özgün Law Office サイト <https://www.ozgunlaw.com/makaleler/guncel-yargitay-kararlari-isiginda-tasarimlarda-yenilik-ve-ayirt-edicilik-kriterlerinin-degerlendirilmesi-4351> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁶⁸ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/work-bearing-the-characteristics-of-its-author-selvi-boylum-al-yazmalim> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁶⁹ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/work-bearing-the-characteristics-of-its-author-selvi-boylum-al-yazmalim> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

（７）2020/8504 E., 2022/5046 K.⁷⁰（2022 年 6 月 20 日）意匠権および実用新案権の侵害事件

本件は、広告代理店 Step Graphics 社が HSBC 銀行の依頼で設計したクレジットカード用プレゼンテーションボックスに関し、被告 Grey Worldwide 社および HSBC 銀行による意匠・実用新案権侵害および不正競争を主張した事案である。

第一審である知的財産権裁判所は、実用新案侵害と不正競争を認定し損害賠償を命じたが、意匠無効を理由に意匠侵害請求は棄却した。

控訴審である地域控訴裁判所は、実用新案証明書が年会費未納で訴訟中に失効したとして「有効性判断不要」としたが、最高裁判所はこれを法解釈上の誤りとした。最高裁判所は、実用新案の無効訴訟は権利期間中または満了後 5 年以内に提起可能であり、失効後であっても無効判断を侵害判断に先立って行う必要があると判示した。さらに、無効が確定すれば効果は出願日に遡るため、無効判断前に侵害を認定すべきでないとした。

本判決は、侵害訴訟と無効訴訟の審理順序を体系化した指導的判例として高く評価されている。

（８）2021/258 E., 2022/6133 K.⁷¹（2022 年 9 月 21 日）映画製作契約事件

本件は、映画製作に関する契約上の履行遅滞をめぐる紛争である。原告は、被告が契約上定められた 2012 年 12 月 31 日までに映画を完成させなかったとして、契約書に定められた違約金条項の履行を求めた。

第一審である知的財産権裁判所は、当事者間の契約に記載された「映画を完全に公開準備の整った状態にする」との文言が「映画登録証の取得」を意味すると解釈した。本件では、映画登録証は 2013 年 6 月 7 日に取得されており、したがって映画は約定期日までに完成していなかったと判断した。

最高裁判所は、原告の主張を認め、映画の完成時期が映画登録証の発行時点に連動して判断すべきであると判示した。その上で、完成の遅延があった以上、原告は契約上の違約金を請求する権利を有するとの結論に至った。

本判決は、「契約に完成定義がなければ“映画登録証の交付＝完成”」という客観基準を採り、遅延・違約金の認定を安定化させた⁷²。

（９）2022/8035 E., 2022/18214 K.⁷³（2022 年 10 月 25 日）商標権侵害事件

補助参加人（民事上の商標権者）は、被告が登録商標を付した模倣品を販売したとして、

⁷⁰ Yargıtay Kararları サイト <https://www.yargitaykararlari.com.tr/ictihatdetay-41689-11hukukdaresi-Yargitay-11-Hukuk-Dairesi-2020-8504-Esas-2022-5046-Karar-Sayili-Ilami.html> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁷¹ Gün + Partners サイト https://gun.av.tr/insights/updates/court-of-cassation-decision-linking-the-completion-of-films-to-obtaining-of-the-film-registration-certificate-1#_ftn1 [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁷² Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/court-of-cassation-decision-linking-the-completion-of-films-to-obtaining-of-the-film-registration-certificate> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁷³ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/can-the-accused-be-acquitted-solely-on-the-grounds-that-the-number-of-seized-counterfeits-is-very-low> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

刑事告訴を行った。

第一審である刑事裁判所は、当初押収された模倣品が 1 点のみであったことを理由に、被告に故意の存在を認めるに足る証拠が不十分として、被告に対し無罪判決を下した。

しかし、その後の証拠により、被告が玩具や文房具を販売する事業を営んでいたこと、補助参加人が当該店舗から模倣品を購入し、その購入証明として領収書を提出していたこと、さらにこの証拠に基づく捜索令状によって追加の模倣品が押収されたことが明らかになった。押収された商品の多くは、法令上必要とされるバーコードおよびホログラムを欠いており、合法的に販売されたものではないことが示されていた。

最高裁判所は、被告の事業活動に鑑みれば、補助参加人（民事上の商標権者）の登録商標が付された当該製品が模倣品であることを知っていたか、少なくとも知り得たはずであると認定した。

したがって、第一審である刑事裁判所による書面上の無罪判決は、これらの犯罪構成要件を適切に考慮していないものとされ、不当と判断された。

本判決は、「少量押収＝無罪」という誤解を正し、小売事業者の注意義務と証拠を重視する刑事商標法理を明確にした⁷⁴。

（10）2020/350 E., 2022/1638 K.⁷⁵（2022 年 12 月 1 日）著作権侵害事件

本件は、トルコ著作権法第 5846 号の 1995 年 6 月 12 日改正によって導入された実演家の著作隣接権に関連し、特にこの改正以前に制作された映画における権利移転の効力が争われた事案である。

著名な俳優である故 Kemal Sunal 氏の相続人ら原告は、1975 年から 1990 年の間に制作された映画における同氏の実演が、映画製作者ら被告によって有効な許諾なく放送・配信されたとして、著作隣接権に基づく権利侵害を主張した。原告らは、映画製作者がトルコ著作権法第 5846 号の第 80 条に基づく実演家の著作隣接権を適法に取得していないと訴えた。

最高裁判所は、原告の主張を認めた。最高裁判所は、1995 年改正以前には著作隣接権が法的に認知されておらず、当時締結された契約によってこれらの権利を有効に譲渡することはできなかったと判断した。すなわち、故 Kemal Sunal 氏と映画製作者との契約には、当時法的に存在しなかった著作隣接権を「明示的かつ特定の、書面で」譲渡する条項が含まれていなかったため、後の改正により創設された隣接権の移転は有効に行われていないと結論づけた。

その結果、故 Kemal Sunal 氏の相続人ら原告は、初回の実演固定（録音・録画）から 70 年間、実演家としての隣接権を保持し、許諾または補償金の請求を行う権利を有すると判示された。

本判決は、「法改正前の契約の包括条項では“実演家の隣接権”までは移転しない」ことを明確化し、旧作ライブラリの再利用には実演家側との追加許諾・補償が必要という法的解

⁷⁴ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/tr/goruslerimiz/guncel-yazilar/el-koyulan-urun-sayisinin-cok-az-oldugu-hallerde-salt-bu-gerekceyle-sanik-hakkinda-beraat-karari-verilebilir-mi> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁷⁵ IPR Gezgini サイト <https://iprgezgini.org/2025/03/11/yargitay-hukuk-genel-kurulunun-kemal-sunal-karari-cercevesinde-icraci-sanatcilarin-mali-hak-sahipligi/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

釈を定着させた⁷⁶。

(11) 2023/11-426 E., 2024/35 K.^{77,78} (2024 年 1 月 31 日) 商標無効事件

本件の原告 Migros 社は、トルコ国内で「Makro」「Macro」を要部とする複数の登録商標（シリーズ商標）を保有し、主に小売業や各種サービス事業において長年使用してきた事業者であり、これらの商標はトルコ市場で一定の認知度を有していた。被告は Makro Technic 社であり、断熱材関連製品等の分野で事業を行っていた。

被告は、2016 年、「MAKRO TEKNİK GLASS WOOL」の文字を含む商標をトルコ特許商標庁に出願した。原告は、この標章の主要構成要素「MAKRO」が自社の既存商標「Makro」「Macro」と同一又は極めて近似し、両商標が同一または類似の商品・役務に用いられた場合、消費者が両者を同一または関連企業の出所と誤認するおそれがあると主張し、異議を申し立てた。

トルコ特許商標庁は、原告の異議を一部のみ認め、第 35 類の一部商品・役務については被告商標を削除したものの、その他の指定商品・役務については登録を維持したため、原告は、これを不服としてトルコ特許商標庁の再審査評価委員会に不服申立てを行った。しかし、再審査評価委員会は、原告の主張する混同のおそれを全面的には認めず、原告の申立てを棄却した。

これに対し、原告は、再審査評価委員会決定の取消しを求めて訴訟を提起した。

最高裁判所は、Migros 社の商標が広く認知された「周知商標」であると認定し、Makro Technic 社の出願商標はこれと類似しており、一般消費者に混同を生じさせる可能性が高いと判断した。これにより、商標の識別性と市場での位置づけを重視した周知商標の保護が確認された。また、トルコ特許商標庁が混同の可能性を十分に評価せず登録を認めた判断は不適切とされ、当該登録処分取消が支持された。

本判決は、周知商標の保護と行政判断に対する司法審査の在り方を示す先例である。

(12) 2023/2974 E., 2024/1525 K.⁷⁹ (2024 年 2 月 27 日) 商標権侵害事件

Sheraton 社が SOYIÇ 社による商標登録に対し、自己の「Sheraton」ブランドの著名性を根拠に異議を申し立てた事件である。

Sheraton 社は 1937 年に米国で設立され、ホテル業を中心に世界各国で事業を展開し、トルコ国内でも広く知られている国際的ホテルブランドである。原告名義でトルコ特許商標庁に「SHERATON+図形」商標が複数登録されていた。

一方、被告 SOYIÇ 社は、2011 年に第 43 類（ホテル・レストラン等の役務）を指定して

⁷⁶ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/decision-on-the-protection-of-neighboring-rights-in-cinematographic-works-1> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁷⁷ Zülküf Arslan Law Office サイト <https://www.zulkufarslan.av.tr/marka-benzerligi-tescil-basvurusunun-reddi/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁷⁸ Avrupa Patent Marka Tescil サイト <https://www.avrupapatent.com.tr/tr/haberler/migros-makro-teknik-arasindaki-marka-davasinda-ankara-fikri-ve-sinai-haklar-hukuk-mahkemesi-migrosun-taleplerini-reddetti-70> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁷⁹ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/articles/court-of-cassation-puts-an-end-to-long-running-sheraton-dispute> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

「SOYİÇ HOTEL+図形」商標を出願した。

Sheraton 社は、両商標の図形構成（“S”を囲む葉状デザインや“SH”モノグラムなど）や役務の類似性、そして自社商標の著名性・被告の悪意を理由に異議申立てを行ったが、トルコ特許商標庁の再審査評価委員会は、2014 年 1 月 21 日付決定でこの異議を棄却した。

そこで、Sheraton 社は、再審査評価委員会決定の取消しおよび被告登録商標の無効・登録簿からの抹消を求めて訴訟を提起した。

Sheraton 社は、SOYİÇ という語とホテル業界の連想性から、消費者が「Sheraton」ブランドの系列と誤認するおそれがあると主張した。

最高裁判所は、この主張を認め、Sheraton 社の商標が高い認知度を有し、消費者の混同が生じる可能性が高いと判断し、商標の取消を命じた。

本件は、国際的に著名な商標に対するトルコ法上の保護範囲を示す指針判例として、WIPO、EUIPO などの国際的枠組みとの調和を図る判決として評価されている。



（13）2023/826 E., 2024/4268 K.⁸⁰（2024 年 5 月 23 日）商標権侵害事件

本件は、登録商標「BATIKAR」および「BATISOL」を根拠として、商標「MIRADERM BATIMER」の出願に対し異議申立てがなされた事案である。

原告は、各商標の語頭に共通して含まれる「bati」という音節により、両者の間に混同のおそれが生じると主張した。

第一審である知的財産権裁判所は、被告の商標は二語から構成されており、両商標の共通点は「bati」の要素のみであることから、両商標は十分に識別され得るとして、被告の主張を認め原告の請求を棄却した。

これに対し、第二審である地域控訴裁判所は、当事者双方の商標が使用される商品是一般消費者が店頭で購入可能な防腐・消毒剤であり、かつ共通要素である「bati」が当該製品の有効成分の名称ではないことを理由に、第一審判決を取り消した。

最高裁判所は、地域控訴裁判所の判断を支持し、被告による「MIRADERM BATIMER」の使用は、商標権侵害および不正競争行為に該当すると判示した。

本判決は、医薬・衛生分野での“語頭共通”のリスクを改めて示し、また、「二語結合・ハウス併記でも混同回避の決定打ではない」というメッセージを発した先例となった⁸¹。

⁸⁰ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/court-of-cassation-renders-controversial-decision-on-likelihood-of-confusion-in-dispute-over-pharma-marks> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁸¹ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/court-of-cassation-renders-controversial-decision-on-likelihood-of-confusion-in-dispute-over-pharma-marks> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

(14) 2023/1149 E., 2024/4579 K. (2024 年 6 月 3 日) 庁決定取消訴訟 (商標登録事件)

本件は、音を商標として登録するための要件が争点となった事案である。問題となった出願の対象は、トルコの著名なアニメーション「NİLOYA (ニロヤ)」のテーマ音楽であり、この音には出願人がすでに登録している商標「NİLOYA」の名称も含まれていた。出願は、第 16 類、第 18 類、第 25 類、第 28 類、第 35 類および第 41 類の商品・役務を対象として行われた⁸²。

しかし、トルコ特許商標庁は、当該音が識別力を欠くとの理由で出願を拒絶した。

第一審である行政裁判所は、当該音は芸術作品（著作物）であり、むしろ著作権法による保護が適切であって商標法による保護の対象ではないと判断した。行政裁判所の判断理由としては、出願された音と指定された商品・役務との間に関連性が認められないこと、また当該音は 32 秒間の長さがあり、旋律やセクションの構成から商標ではなく「歌」として認識されると述べた⁸³。

第二審である地域行政裁判所は、行政裁判所の判断を支持した。

さらに、最高裁判所は、地域行政裁判所の判断を維持し、原告の請求を退けた。

本判決は、“楽曲として知覚される長尺の音”が原則として商標の識別力を欠くという法的解釈を明確化した⁸⁴。

(15) 2024/3134E., 2025/1450K. (2025 年 3 月 4 日) 商標権侵害事件

本件は、GSK（関連会社名義を含む）がトルコで使用してきた「CLINDOXYL」商標について、登録の空白（更新失効）を第三者が悪用して登録し、権利行使を示唆して圧力をかけた事案である。

GSK は 2010 年頃から、ニキビ治療関連製品について保健当局の許可の下で「CLINDOXYL」を商業的に使用していた。商標は 2006 年出願、2007 年に第 5 類で登録されたが、2016 年に更新不備により失効した。

2019 年、被告が同商標を第 5 類で登録し、登録後 10 日以内に GSK Türkiye に対し、当該登録に基づいて侵害を主張し、市場回収を示唆する差止警告を行った。GSK が譲渡を求めたところ、被告は高額の対価を要求したため、GSK は悪意（bad faith）を理由に無効訴訟を提起した。被告は、GSK には有効登録がないこと、自己は別用途で使用する事等を主張して争った。

第一審は、GSK の請求を認容し、被告商標を無効とした。裁判所は、GSK が被告出願前から国内外で当該標章を使用していたこと、極めて特徴的な標章の選択が偶然とは考え難いこと等から、被告が真正権利者の存在を認識しつつ不当な利益を得る目的で登録した悪意を認定した。

控訴審は被告控訴を棄却し、最高裁も原判断を支持して無効が確定した。確定後、トル

⁸² Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/a-trade-mark-or-a-song-turkish-court-of-cassation-casts-some-light-on-this-distinction> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁸³ IPKat サイト <https://ipkitten.blogspot.com/2024/09/guest-post-trade-mark-or-song-turkish.html> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁸⁴ Turkish Law Blog サイト <https://turkishlawblog.com/insights/detail/a-trade-mark-or-a-song-turkish-court-of-cassation-casts-some-light-on-this-distinction> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

コ特許商標庁は当該商標を遡及的に完全無効として処理し、GSK の商標登録の障害を除去したとされる。

本件は、更新失効等により生じた空白が第三者に悪用された場合に、悪意無効を通じて救済する実務上の重要な先例となる⁸⁵。

(16) 2024/3844 E., 2025/1879 K.^{86 87} (2025 年 3 月 18 日) 商標権侵害事件

原告に帰属する「Stayer」商標は、1958 年以来、トルコを含む世界 80 か国以上で建設機械の分野で使用されており、そのビジネス分野で高い評価を得ていた。被告は、識別性のない「+」記号を追加するだけで、同じ商標を登録しようとする悪意を持って行動した。

最高裁判所は、原告の認知度が高い「Stayer」商標を被告が模倣し、「Stayer+」商標を悪意を持って出願して混同を引き起こすものと判断した。最高裁判所は、商標の周知性、類似性、被告の不十分な説明から「悪意」の存在を確認し、下級審の判断を支持し、登録取消を確定した。

本判決は、“識別性が弱い付加ではコアの模倣は隠せない”という周知標章保護の基本線を、悪意の評価と結び付けて明確化した⁸⁸。

2. 地域控訴裁判所 (Bölge Adliye Mahkemesi) の判決

(1) 2021/155 E., 2021/149 K. (2021 年 2 月 18 日)^{89 90}特許権侵害事件

本件は、トルコ産業財産権法第 6769 号の第 86 条に基づき、特許権者がその特許の間接使用を防止するための仮処分命令を申立てた事件である。

原告は、被告が特許発明を間接的に使用し、特許で保護された製造方法を用いて製品を製造しているため、特許権を侵害していると主張した。

これに対し、被告は、当該特許は新規性および進歩性を欠き無効であると主張し、そのため間接使用は侵害に当たらないと抗弁した。

第一審である知的財産権裁判所は、特許は有効かつ執行可能であると判断し、原告の仮処分申立てを認容した。

この決定は、トルコにおいて医薬特許の間接使用を防止するために認められた初の仮処分命令である点で注目される。

第二審である地域控訴裁判所は、第一審の判断を支持し、仮処分命令は適法であると判

⁸⁵ Gün + Partners サイト <https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=ed872d14-09b6-446d-8a9a-3db61fb0bfed> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁸⁶ Managing IP サイト <https://www.managingip.com/article/2exgpdv9ow3j65xhniq68/sponsored-content/turkish-court-of-cassation-underlines-key-factors-in-establishing-trademark-bad-faith> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁸⁷ Turkish Law Blog サイト <https://www.turkishlawblog.com/insights/detail/turkish-court-of-cassation-underlines-key-factors-in-establishing-trademark-bad-faith> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁸⁸ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/turkish-court-of-cassation-underlines-key-factors-in-establishing-trademark-bad-faith> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁸⁹ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/preliminary-injunction-granted-to-prevent-indirect-use-of-invention> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁹⁰ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/first-precautionary-injunction-granted-in-turkey-to-prevent-indirect-use-of-a-drug-patent> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

断した。

3. 地域行政裁判所 (Bölge İdare Mahkemesi) の判決

(1) 2021/893 E., 2021/1230 K.⁹¹ (2021 年 10 月 28 日) 営業秘密および不正競争に係る事件

オリジナル医薬品の販売承認保持者らは、代理人を通じて、トルコ医薬品認可当局に対し、ジェネリック医薬品の販売承認申請に関する情報、具体的には、申請者の氏名、製品名、申請日、申請の現状などへのアクセスを求めた。

第一審である行政裁判所は、これらの請求を却下した。第一審である行政裁判所は、ジェネリック医薬品の販売承認申請に関する情報が営業秘密に該当し、その開示が事業上の戦略を明らかにするおそれがあると判断したためである。また、ジェネリック医薬品はまだ市場に参入しておらず、競争状態が生じていないことから、不正競争を防止するために開示が必要であるとの主張も退けられた。

第二審である地域行政裁判所は、第一審の判断を覆し、医薬品認可当局に対し、求められた情報の提供を再開するよう命じた。

地域行政裁判所は、営業秘密の定義を限定的に解釈し、それを科学的データ、財務情報、または企業にとって不可欠なマーケティング戦略に限るとした。さらに、営業秘密保護の目的は、機密情報の不正使用を防止することであり、TRIPS 協定第 39 条およびトルコの販売承認規則第 28 条の下で認められる正当な法的請求を妨げるものではないと判示した。

本判決は、申請主体・申請日・審査段階といった“手続的・非技術”情報が原則公開の対象になるということを明確にした先例となった⁹²。

第 3 節 最近の知財政策、知財制度改正

1. 知財政策

(1) 第 11 次開発計画 (Eleventh Development Plan, 2019–2023) ⁹³ (2019 年 7 月 18 日公表)

2019 年 7 月 18 日、トルコ大国民議会 (Grand National Assembly of Turkey) が第 11 次開発計画を承認した。そして、2019 年 7 月 19 日、トルコ大統領府戦略予算局は、第 11 次開発計画を公表した。

⁹¹ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/the-regional-administrative-court-s-decision-on-trade-secrets-and-the-administration-s-responsibility-against-unfair-competition> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁹² Gün + Partners サイト <https://beta.gun.av.tr/insights/updates/the-regional-administrative-court-s-decision-on-trade-secrets-and-the-administration-s-responsibility-against-unfair-competition> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁹³ Presidency of Strategy and Budget of the Republic of Türkiye サイト https://www.sbb.gov.tr/wp-content/uploads/2022/07/Eleventh_Development_Plan_2019-2023.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

トルコ大統領府戦略予算局は、5年ごとに国家開発計画⁹⁴を策定している。

第11次開発計画は、知識経済の発展、イノベーションの促進、産学連携、知的財産の商業化、行政改革などを通じて、社会的包摂と経済競争力を両立させる中長期ビジョンを提示した国家の成長戦略として策定された。

第2.2.3.4節が「知的財産権」のセクションであり、主な概要は以下のとおり。

(1) 第453節（目的：制度・商業化の強化）

法制度と執行体制の強化、知財創出を支援するエコシステムの形成、知財の商業化の加速を明記している。

(2) 第455節（統計・分析基盤の整備）

知的財産と文化産業の経済的価値の「見える化」、ライセンス契約、売買取引などの統計整備、知財の経済指標としての地位向上を明記している。

(3) 第456節（法制度と執行体制の改革）

専門裁判所・検察官・鑑定人の育成強化、営業秘密保護の法的見直し、職務発明制度の改善、大学・公的機関の知財管理体制の強化を明記している。

(4) 第458節（商業化・産業連携の推進）

R&D・大学研究と知財の連携、税制優遇・奨励措置の整備、知財資産の企業内可視化（IPインベントリ）と評価、SME（中小企業）向けサポートポータル構築、地域文化・デザイン産業への支援を明記している。

(5) 第459節（知財資産のバランスシート反映）

知的財産の評価基準整備、金融機関・会計制度との連携（担保化・資産計上など）、知財を「経済的資産」として活用できる体制の構築を明記している。

（2）第12次開発計画（Twelfth Development Plan 2024–2028）⁹⁵（2023年11月1日公表）

2023年10月31日、トルコ大国民議会が第12次開発計画を承認した。そして、2023年11月1日、トルコ大統領府戦略予算局が第12次開発計画を公表した。

本計画は、産業構造の高度化、科学技術力の強化、スタートアップ支援、産学官連携、標準化と知的財産価値の最大化などを通じ、国民の福祉向上とグローバルな競争力確保を図る中期国家戦略として策定された。

第3.2.3.5節が「知的財産権」のセクションであり、主な概要は以下のとおり。

(1) 第564章（目的）

革新的なアイデアの創出環境整備、国内外での権利保護の強化、支援によるイノベーションとグローバルブランド化促進、権利侵害への効果的な対応を明記している。

(2) 第565章（政策と措置）

社会・ユーザー・権利者向けの啓発活動（565.1）、認定教育プログラムの導入（565.2）、裁判所関係者・TTO向け研修（565.3–565.4）、小中学校の著作権教育、子供向け知財教材（565.5–565.6）、教職員・理工系学生の特許教育（565.7–565.8）、学生インターン制度促進

⁹⁴ Presidency of Strategy and Budget of the Republic of Türkiye サイト <https://www.sbb.gov.tr/kalkinma-planlari/> [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁹⁵ Presidency of Strategy and Budget of the Republic of Türkiye サイト https://www.sbb.gov.tr/wp-content/uploads/2025/03/Twelfth-Development-Plan_2024-2028.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

(565.9)、イノベーション拠点での専門教育(565.10)、著作権論文集・植物品種権教育(565.11-565.12)を明記している。

(3) 第 566 章 (著作権収入の強化)

集団管理制度の整備と全国的公正ライセンス制度構築、著作権協会の組織力強化・デジタル化促進(566.1-566.3)を明記している。

(4) 第 567 章 (知財の経済価値化促進)

経済指標および労働寄与の測定(567.1-567.2)、国内外の成功事例研究、収益計測(567.3-567.4)、知財評価サービス体制強化(567.5)、産業界との連携強化、パテントマーケティング・市場調査支援(567.6-567.8)、ライセンス・担保・譲渡手続の簡素化(567.9)、GI製品の国際ブランド戦略(567.10)を明記している。

(5) 第 570 章、第 571 章、第 572 章 (植物品種権と支援制度整備)

制度の環境・サービス強化、国際協力(570.1-570.2)、支援制度の再構築、産業企業向け支援(571.1-571.3)、大学・TTO体制の強化と人材育成、税関職員の知財教育強化(572.3-572.5)を明記している。

(6) 第 574 章 (環境配慮技術の IP 追跡システム)

グリーン・デジタル技術の自動パテント追跡システム構築(574.5)を明記している。

(3) トルコ特許商標庁による戦略計画(2019-2023)⁹⁶

本戦略計画(2019-2023)⁹⁷は、上位計画である第 11 次開発計画 (Eleventh Development Plan, 2019-2023) に準則した知的財産行政の具体的指針である。

トルコ特許商標庁では、5 年毎に戦略計画⁹⁸を策定している。使命として、産業財産権に関する意識を社会のあらゆる層に浸透させるとともに、産業財産権の効果的な保護および知財の事業化を促進し、さらに国際的な場において積極的な役割を果たすことによって、「国家技術戦略」の方針に沿って、トルコの経済的および技術的發展に貢献することを掲げている。展望として、トルコの知的資本およびイノベーション能力の向上に貢献し、産業財産分野における国内外の政策に指針を与える機関となることを掲げている。

具体的な施策の概要は以下のとおり。

①目的 1 (Amaç 1) : 産業財産権に関するサービスを高品質・効率的・迅速に実施すること

目標 1 : 庁が提供するサービスに対する国民の満足度を向上させる。

目標 2 : 庁の判断が国際的な運用や判例 (司法判断) と整合するよう適合性を高める。

目標 3 : 電子出願および情報アクセスシステムを強化する。

②目的 2 (Amaç 2) : 国内全体で産業財産権に関する意識と知識水準を向上させること

目標 1 : 社会のあらゆる層に産業財産権への意識を浸透させる。

目標 2 : 中小企業のイノベーションおよび産業財産権に関する能力向上に貢献する。

目標 3 : 産業財産権分野における教育活動および学術的研究を実施する。

⁹⁶ トルコ特許商標庁サイト <https://www.turkpatent.gov.tr/stratejik-planlar> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

⁹⁷ トルコ特許商標庁サイト <https://www.turkpatent.gov.tr/stratejik-planlar> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

⁹⁸ トルコ特許商標庁サイト <https://www.turkpatent.gov.tr/stratejik-planlar> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

③目的 3 (Amaç 3) : 産業財産を経済的利益へ転換することに貢献する

目標 1 : 「国家技術戦略」に沿って、国産技術の開発および国産化に貢献する。

目標 2 : 国内企業の商標や他の産業財産権が国際的に保護されることに貢献する。

目標 3 : 地理的表示や伝統的製品名称が地域開発に与える効果を高めることに貢献する。

目標 4 : 独自のデザイン（意匠）の創出と、それを経済活動に活用することに貢献する。

目標 5 : トルコの産業財産ポートフォリオを商業的価値へと転換することに貢献する。

④目的 4 (Amaç 4) : 国内における産業財産政策の指針役となり、国際的にも影響力を持つこと

目標 1 : 国際調査機関・調査官庁（国際調査・審査機関）としての庁の制度的能力と有効性を強化する。

目標 2 : 産業財産に関わる関係者（ステークホルダー）との協力関係を強化する。

目標 3 : 国際的な産業財産関連の動向をフォローし、トルコの国際的影響力を強化する。

⑤目的 5 (Amaç 5) : 庁の組織力・運営能力を強化すること

目標 1 : 庁の人材基盤（人的資源インフラ）を強化する。

目標 2 : 庁の技術基盤（情報通信技術など）を強化する。

目標 3 : 庁の物理的基盤（施設・設備）を強化する。

目標 4 : 庁内における計画的かつ連携的な業務運営文化を育成する。

「3.3. 法令分析 (MEVZUAT ANALİZİ)」のセクションにおいて、2017 年 1 月 10 日に施行された、トルコ産業財産権法⁹⁹ (Industrial Property Code No. 6769) の制定に伴う法令の分析がなされている。

トルコ産業財産権法 (Industrial Property Code No. 6769) が施行されたことに伴い、従前の政令法 (KHK) である 551 号、554 号、555 号および 556 号は廃止された。

また、2018 年 7 月 2 日付・703 号政令「憲法改正に適合させるための一部法律及び政令法の改正に関する法律」により、5000 号法の名称が「特許・商標代理人および一部規制に関する法律」に変更された。

また、2018 年 7 月 15 日付・大統領令第 4 号「各省庁に付属または関連する機関・機構およびその他の機関の組織に関する大統領令」により、トルコ特許商標庁 (TÜRK PATENT) の設立および組織構造に関する規定が明記された。

また、トルコ特許商標庁において、特許、実用新案、商標、意匠、地理的表示、伝統的製品名称、集積回路の回路配置（トポグラフィ）に関する登録手続きを所管するようになった。

さらに、トルコ産業財産権法 (Industrial Property Code No. 6769) の施行に伴い、多数の二次法令が制定または改正された。

(1) 2017 年 4 月 24 日付・官報第 30047 号 : 産業財産権法の施行に関する規則 (Regulation on

⁹⁹ WIPO (世界知的所有権機関) サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16609> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

the Implementation of the Industrial Property Law)¹⁰⁰

- (2) 2017 年 5 月 5 日付・官報第 30057 号：特許代理人および商標代理人の試験・登録手続に関する規則の改正規則
- (3) 2017 年 5 月 9 日付・官報第 30061 号：職員の昇格・職位変更に関する規則の改正規則
- (4) 2017 年 5 月 12 日付・官報第 30064 号：再審査・再評価部会規則
- (5) 2017 年 5 月 18 日付・官報第 30070 号：代理人の職業倫理および懲戒規則
- (6) 2017 年 6 月 14 日付・官報第 30096 号：TÜRKPATENT の懲戒権限者に関する規則
- (7) 2017 年 9 月 29 日付・官報第 30195 号：従業員の発明、高等教育機関でなされた発明、政府支援プロジェクトに起因する発明に関する規則
- (8) 2017 年 12 月 29 日付・官報第 30285 号：地理的表示および伝統的製品名のマークに関する規則
- (9) 2017 年 10 月 27 日付・官報第 30223 号：産業財産権法施行規則の改正規則
- (10) 2018 年 2 月 23 日付・官報第 30341 号：集積回路のトポグラフィ保護法施行規則の改正規則
- (11) 2018 年 5 月 29 日付・官報第 30435 号：TÜRKPATENT の産業財産専門官規則

以下に、トルコ特許商標庁（TÜRKPATENT）における戦略計画（2019–2023）を基に策定された 3 つの施策を紹介する。

（ i ）産業財産権法施行規則（Regulation on the Implementation of the Industrial Property Code）¹⁰¹の改正

2019 年 7 月 8 日付官報で公布された「産業財産権法施行規則（Regulation on the Implementation of the Industrial Property Code）」¹⁰²の改正が挙げられる。

この改正は、特に、目的 1・目標 3（電子出願および情報アクセスシステムの強化）に沿った影響を及ぼした。

改正によれば、自然人および法人は、多くの手続（特に、出願取下げ、更新申請、意匠権者による全部または一部の放棄）に関し、公証済み署名証明書または署名届出書を特許商標庁に提出する必要がなくなった。

さらに、異議申立ておよび審判請求については、トルコ特許商標庁が決定を下す前であれば、追加手数料を負担することなく取り下げることができるようになった¹⁰³。

これらの改正により、事務手続が簡素化され、電子サービスが改善され、行政上の手続ルートがより明確になった。

¹⁰⁰ Mevzuat Bilgi Sistemi サイト <https://www.mevzuat.gov.tr/mevzuat?MevzuatNo=23528&MevzuatTur=7&MevzuatTertip=5> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁰¹ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/22510> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁰² WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/22510> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁰³ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/significant-amendments-to-the-regulation-on-the-implementation-of-the-industrial-property-code> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

(ii) トルコ科学技術研究会議が実施する特許支援プログラム

トルコ科学技術研究会議が運営する特許支援プログラムは、特に、目的 4・目標 1（トルコ特許商標庁を国際調査機関および国際予備審査機関としての制度的能力と実効性を強化する）に沿う施策として実施されたものである。

この特許支援プログラムの主たる目的は、トルコ発の国内および国際特許出願件数を増加させることにあり、2019 年 1 月 3 日に開催されたトルコ科学技術研究会議理事会の決議に基づいて導入された¹⁰⁴。

トルコ科学技術研究会議は、出願人がトルコ特許商標庁を受理官庁として選択した場合、その出願人に対して支援を提供した。

(iii) WIPO デジタルアクセスサービス (DAS) への参加¹⁰⁵

トルコ特許商標庁が取り組んだもう一つの重要な進展は、WIPO デジタルアクセスサービス (DAS) への参加であり、特に電子出願および情報アクセスシステムの強化を目指す目的 1・目標 3、ならびに目的 3・目標 3（国内企業の商標やその他の産業財産権の国際的保護の確保）に沿うものであった（下記の 8.（1）参照）。

DAS システムは、国内および国際レベルで運営される各国産業財産庁間で、優先権書類を安全に電子的に共有する仕組みを提供する。トルコ特許商標庁は 2022 年 6 月 1 日から DAS システムにおける運用を開始した¹⁰⁶。

この WIPO DAS システムにより、トルコの出願人は国際的な手続をより低コストかつ迅速に管理することが可能となる¹⁰⁷。

(4) トルコ特許商標庁による戦略計画(2024-2028)¹⁰⁸

本戦略計画(2024-2028)¹⁰⁹は、上位計画である第 12 次開発計画（Twelfth Development Plan 2024-2028）に準則した知的財産行政の具体的指針である。

トルコ特許商標庁では、5 年毎に戦略計画¹¹⁰を策定している。使命として、国家技術の枠組みで、国内外における知的財産権の効果的な保護と商業化支援を促進することを掲げている。展望として、トルコの知財ポートフォリオとイノベーション・エコシステムを発展させ、国内外で影響力のある知財機関となることを掲げている。

¹⁰⁴ TÜBİTAK（The Scientific and Technological Research Council of Türkiye）サイト

<https://tubitak.gov.tr/en/funds/sanayi/ulusal-destek-programlari/1602-tubitak-patent-support-program> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁰⁵ トルコ特許商標庁サイト <https://www.turkpatent.gov.tr/duyurular/turk-patent-ve-marka-kurumu-wipo-das-sistemine-katilim-sagladi> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁰⁶ TURKLEGAL IP | Turkish Patent and Trademark Attorneys サイト <https://turklegal.com.tr/en/news/turkpatent-joins-the-wipo-digital-access-service-das.html>（最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日）

¹⁰⁷ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/web/das/participating-offices/search-details?territoryId=173>（最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日）

¹⁰⁸ トルコ特許商標庁サイト <https://www.turkpatent.gov.tr/stratejik-planlar> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁰⁹ トルコ特許商標庁サイト <https://www.turkpatent.gov.tr/stratejik-planlar> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹¹⁰ トルコ特許商標庁サイト <https://www.turkpatent.gov.tr/stratejik-planlar> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

具体的な施策の概要は以下のとおり。

①目的 1 (Amaç 1) : サービス品質と迅速性の向上

目標 1 : 産業財産権に関する法規において、必要に応じて適切な改正を行う。

目標 2 : 機関が提供するオンラインサービスの品質を向上させる。

目標 3 : 特許付与プロセスの効率性を向上させる。

目標 4 : デザイン調査分野におけるサービス品質を向上させる。

目標 5 : 商標登録プロセスを迅速化し、決定の整合性を向上させる。

②目的 2 (Amaç 2) : 知的財産意識と教育の普及

目標 1 : 社会における工業所有権の意識の向上と普及を図る。

目標 2 : 我が国のイノベーション能力の向上に貢献する。

目標 3 : 工業所有権分野における教育および情報提供活動を実施する。

目標 4 : トルコ語の表記を含む商標の国際的なブランド化を促進する。

③目的 3 (Amaç 3) : 知財ポートフォリオの経済活用促進

目標 1 : 我が国における標準に基づく特許プロセスの支援を促進する。

目標 2 : 我が国で開発された発明の商業化を促進する。

目標 3 : グリーンおよびデジタル転換の分野で開発される国産・国有技術が、国際的なレベルで効果的に保護され、商業化されるようにする。

目標 4 : 我が国の輸出潜在力が高い地理的表示製品について、国際的なブランド化を促進する。

目標 5 : デザインによる国内経済への貢献の拡大を支援する。

④目的 4 (Amaç 4) : 国際競争力・協力関係の強化

目標 1 : 国際的な工業所有権に関する動向を追跡し、我が国のこの分野における効果的な役割を強化する。

目標 2 : 国内の工業所有権機関と国際機関および関係機関との協力を強化する。

目標 3 : WIPO における国際調査・審査機関としての機関の能力と効果を向上させる。

⑤目的 5 (Amaç 5) : 組織能力の強化と体制整備

目標 1 : 機関の人事インフラを強化する。

目標 2 : 機関の情報技術インフラを強化する。

目標 3 : 機関の物理的インフラを改善する。

目標 4 : 機関における戦略的管理の理解を深める。

以下に、トルコ特許商標庁における戦略計画(2024-2028)を基に策定された三つの施策を紹介する。

(i) 2025 年トルコ特許商標庁の料金表改正の告示 (追加料金告示)

トルコ特許商標庁による戦略計画 (2024-2028) に基づく最も重要な政策措置の一つは、

トルコ特許商標庁が 2025 年に適用する料金表に関する告示を改正する告示（追加料金告示）であった¹¹¹。

この追加料金告示は、2025 年 3 月 15 日付の官報に公布され、トルコ特許商標庁が決定した商標出願・更新・取消請求に関する新料金を定めたものである。

特に、この新料金表は、目的 1・目標 1（商標出願手続の簡素化）に沿った施策と位置付けられる。新たな法改正は、第 35/05 類の商標出願の簡素化や部分的商標更新請求を促進することを狙いとしている¹¹²。

（ii）トルコ国内 10 件の地理的表示（GI）の欧州委員会への登録申請

トルコ特許商標庁は、トルコ特許商標庁による戦略計画(2024-2028)の目的 4・目標 3 に基づき、トルコ各地の 10 件の地理的表示（GI）を欧州委員会へ登録申請するという重要な取組みを実施した¹¹³（下記の 5.（2）参照）。

この取組みの主目的は、欧州委員会に登録されるトルコ産地理的表示の件数を増加させることにあった。そのため、トルコ特許商標庁は、生産者団体と連携し、共同調査・検討を行った。

さらに、この取組みに関連して追加のプロジェクトも計画されており、その一例として、WIPO との共同プロジェクト（EU 登録済み GI 製品の欧州市場でのブランディング支援）が挙げられる¹¹⁴。

（iii）PATENTSCOPE へのトルコ国内特許文献の統合¹¹⁵（2024 年 6 月時点）

2024 年 6 月以降、トルコの国内特許文献が WIPO の PATENTSCOPE システムに統合されたことは、戦略計画の目的 4・目標 3 に沿った主要な取組みの一つである。

この施策は、WIPO の枠組みの下でトルコ特許商標庁が国際調査機関および国際予備審査機関としての能力と業務効率を向上させることを目的としている。

PATENTSCOPE は、WIPO が提供するグローバル特許検索システムであり、世界各国の特許文献を収録・提供している¹¹⁶。

¹¹¹ Resmî Gazete (Official Gazette of the Republic of Türkiye) サイト <https://www.resmigazete.gov.tr/eskiler/2024/12/20241231M5-10.htm> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹¹² Aksoy IP サイト <https://www.aksoy-ip.com/post/changes-to-the-official-fee-schedule-for-trademarks> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹¹³ Coğrafi İşaretler Portalı（地理的表示ポータル） サイト <https://ci.turkpatent.gov.tr/haberler/detay/uluslararası%C4%B1-co%C4%9Frafî-i%C5%9Faret-seferberli%C4%9Fi> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹¹⁴ トルコ特許商標庁 サイト <https://www.turkpatent.gov.tr/haberler/turkpatentin-hedefi-sinai-mulkiyette-ticarilesme-ve-markalasma> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹¹⁵ WIPO（世界知的所有権機関） サイト https://www.wipo.int/en/web/patentscope/w/news/2024/news_0003 [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹¹⁶ WIPO（世界知的所有権機関） サイト <https://patentscope2.wipo.int/search/en/search.jsf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

2. 特許及び実用新案に関する動向

(1) トルコ産業財産権法¹¹⁷ (Industrial Property Code No. 6769) における特許／実用新案の改正 (第 82 条～第 145 条) (2017 年 1 月 10 日施行)

(a) 付与後異議制度の導入 (第 99 条)

付与後異議申立制度が導入されており、特許が付与されたことを示す決定が公表されてから 6 か月以内に第三者が特許に異議を唱えることができるようになった。

(b) 強制実施権の拡充 (第 132 条)

旧法に記載されている基準に加えて、新法は、強制実施権の以下の根拠を加えることとなった。

- ① 諸外国の公衆衛生上の場合における医薬品の輸出について TRIPS 協定に則ったもの
- ② 特許を侵害せずに新しい品種を開発できない植物育種家
- ③ 市場競争を制限、防止、または損害を与えるような行動をとる特許権者

(c) 無審査特許制度の廃止 (第 98 条)

無審査特許制度が廃止され、すべての特許出願に対して実体審査が義務付けられた。現在、調査報告書の通知から 3 か月以内に実体審査を請求することが義務付けられた。

(d) 特許の対象とならない発明 (第 82 条)

生物学的プロセスや植物・動物の品種などが非特許対象として明確に定義された。例外として、微生物学的プロセスまたはそのようなプロセスによって得られる製品は特許対象となる。

(e) 放棄された特許の復活 (第 107 条)

特許権者は、年金を期限内に支払わなかったために失効した特許を復活させることができる。失効後 6 か月以内に追加料金を支払うことで特許を復活させることができる旨が規定されている。

(f) 発明の間接的利用の防止 (第 86 条)

特許権による保護は、第三者が権利者の同意なく、トルコ国内において発明の本質的要素に係る手段を他人に提供し、または提供の申出を行う場合にも及ぶ。

したがって、特許権者の専有権の効力は、発明の直接的利用のみならず、間接的利用にも及ぶ¹¹⁸。

(g) 保護期間および年金 (第 101 条)

特許権の保護期間は、出願日から 20 年、実用新案権の保護期間は出願日から 10 年とす

¹¹⁷ WIPO (世界知的所有権機関) サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16609> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹¹⁸ Dr. Cahit Suluk, “Basics of the new Turkish Industrial Property Law”

る。これらの権利を維持するためには、登録を有効に存続させる目的で、毎年所定の年金を納付しなければならない。

年金の納付は、出願日から 2 年経過後に開始され、その後は毎年、出願日と同月同日に対応する期日までに納付する必要がある。所定期間内に年金が支払われない場合、権利者は 6 か月の猶予期間内に割増金を付して納付することができる。

この猶予期間内に支払いが行われないときは、特許権または実用新案権は消滅し、その旨が通知される。ただし、消滅通知の日から 2 か月以内に補償金を納付した場合には、当該納付日をもって権利は回復し、その回復の事実が官報に公告される¹¹⁹。

(h) 高等教育機関における職務発明（第 121 条）

大学その他の高等教育機関は、その教員によってなされた発明を管理する権利を有する。発明者である教員は、当該発明について、遅滞なく書面により大学に通知しなければならない。大学が当該発明の所有権を主張する場合には、自ら出願人として特許出願を行う義務を負う。一方、大学が所有権を主張しない場合には、当該発明は自由発明として取り扱われる¹²⁰。

(i) 特許権および実用新案権の侵害とみなされる行為¹²¹（第 141 条）

特許権侵害訴訟において、原告は被告が以下のいずれかの行為を行ったことを立証しなければならない。

(1) 特許権者または実用新案権者の許諾を得ることなく、特許製品を全部または一部製造した行為。

(2) 特許権を侵害して製造された製品について、販売、流通、輸入その他の商業的利用を行う行為、または販売のために保管・使用し、またはそのような製品を対象とする契約の申出等を行う行為。

この場合、当該製品が全部または一部において模倣品であることを知っていたか、または通常知り得たと認められるときに侵害とみなされる。

(3) 特許権者の許諾を得ることなく、特許方法を使用する行為、またはその方法により製造された製品について、販売、流通、輸入その他の商業的利用を行う行為。

この場合も、当該製品がその特許方法により製造されたことを知っていたか、または通常知り得たと認められるときに侵害とみなされる。

(4) 特許権の不法な占有（無断譲受、盗用、冒用）行為。

(5) 契約上のライセンスまたは強制実施権の範囲を超えて権利を行使する行為、または権限なく第三者にその権利を譲渡する行為。

また、特許権における方法によって得られた製品または物質が新規である場合、特許権者の同意を得ずに製造された同一の製品または物質は、当該特許権における方法によって

¹¹⁹ Dr. Cahit Suluk, “Basics of the new Turkish Industrial Property Law”

¹²⁰ Dr. Cahit Suluk, “Basics of the new Turkish Industrial Property Law”

¹²¹ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/guides/patent-litigation-2022-in-turkey> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

製造されたものと推定される。

この場合、被告側に立証責任が転換し、自らの製造方法が特許権における製造方法と異なることを証明しなければならない。

裁判所はこの推定に関し裁量を有しないため、侵害によって新規な製品が得られた場合には、被告に立証責任が課される¹²²。

(j) 非侵害確認訴訟およびその要件（第 154 条）

特許権者に対して警告書を送付することは、非侵害確認訴訟を提起する前提要件ではなくなった¹²³。第 154 条の明文規定が設けられる以前は、トルコの知的財産裁判所において、警告書送付を訴え提起の前提条件（手続的要件）とみなす判断が多く見られた。しかし、本条の制定により、この要件は明確に否定される方向で整理された。

(k) 実用新案として保護されない発明（第 142 条第 3 項）

バイオテクノロジー関連の発明、医薬に関する物質・方法またはそれらの方法によって得られた製品に関する発明、化学的または生物学的物質・工程またはそれらの工程によって得られた製品に関する発明、ならびにこれらの工程または製品から得られた発明は、明示的に実用新案による保護の対象から除外される¹²⁴。

(1) 実用新案における調査報告請求義務（第 143 条第 5 項）

実用新案の出願人は、出願が方式要件を満たしている旨の通知を受けた日、または補正が期限内に適法に行われた旨の通知を受けた日から 2 か月以内に、所定の手数料を納付し、関連する規則上の条件を遵守したうえで調査報告の作成を請求しなければならない。この期間内に調査報告の請求がなされない場合、当該出願は取下げられたものとみなされる¹²⁵。

(2) 特許および実用新案侵害に対する刑事罰の廃止¹²⁶（2017 年 1 月 10 日施行）

特許保護に関する政令第 551 号（KHK551）¹²⁷では、特許権者が特許または実用新案権の侵害について検察官に刑事告訴を行った場合、検察官が起訴状を作成して刑事訴追を開始する旨が規定されていた。同政令第 73/A 条は、1 年から 4 年の懲役刑を科す刑事罰の規定を置いていた。

しかし、2017 年に施行されたトルコ産業財産権法第 6769 号により、特許および実用新案、意匠、地理的表示（伝統的製品保護を含む）に対する侵害については刑事罰が廃止され、現在では民事訴訟によってのみ追及されることとなった。

以下に、詳細な経緯を紹介する。

¹²² Dr. Cahit Suluk, “Basics of the new Turkish Industrial Property Law”

¹²³ Dr. Cahit Suluk, “Basics of the new Turkish Industrial Property Law”

¹²⁴ Dr. Cahit Suluk, “Basics of the new Turkish Industrial Property Law”

¹²⁵ Dr. Cahit Suluk, “Basics of the new Turkish Industrial Property Law”

¹²⁶ DergiPark サイト <https://dergipark.org.tr/tr/download/article-file/520575> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹²⁷ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/10888> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

- (1) 2009 年 2 月 5 日のトルコ憲法裁判所判決（2005/57 E., 2009/19 K.）は、「刑事罰は法律によってのみ定められる」（憲法 38 条、91 条）との原則に照らし、特許・実用新案（KHK551¹²⁸）および意匠（KHK554¹²⁹）について、犯罪類型を「政令（KHK）」だけで定めていた条項を違憲とした^{130 131}。これにより、両政令における刑事罰関連条項は失効した。
- (2) その後、トルコ大国民議会第 23 期で提出された 250 号法案¹³²（2011 年 6 月 12 日に失効）でも、「特許侵害に対する刑事罰」が議論されたにもかかわらず¹³³、特許権については刑事罰が法律として再設定されなかった。
- (3) さらに、2017 年に施行されたトルコ産業財産権法第 6769 号¹³⁴により、特許および実用新案、意匠、地理的表示（伝統的製品保護を含む）に対する侵害については刑事罰が廃止され、現在では民事訴訟によってのみ追及されることとなった。
- (4) 一方、この違憲審査の対象外であった商標については、トルコ産業財産権法第 6769 号の第 30 条において法律上の刑事罰が明文で維持・規定され、トルコ著作権法第 5846 号¹³⁵の第 71 条で刑事罰が規定されている。憲法裁判所の違憲判決の時点で、商標権の刑事罰は「政令（KHK556）」そのものではなく、「法律」で追加・改正された条項として規定されていた^{136 137}。

（参考）本件に関するトルコ法律事務所からのコメント。

「弊所も産業財産権法（Industrial Property Code）の立法作業に関与し、その作成に貢献した。特許および実用新案、すなわちイノベーションに直接関わる分野において刑事罰規定を削除した主な理由は、刑事告訴の脅威に常にさらされることがイノベーションの精神を損ないかねないためである。一般的な政策として、トルコはイノベーションを促進し、例えばジェネリック医薬品市場を支援することを重視している。そのため、刑事罰を撤廃する方針が採られた。

加えて、これらの問題は高度に専門的であり、検察官が評価するには適していない。実務上も、刑事罰規定が適用されることは極めて稀であり、検察官がこの種の技術的問題を現実的に評価できないという事情は、刑事罰撤廃の重要な要因となった。また、TRIPS 協

¹²⁸ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/10888> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹²⁹ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/10850> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹³⁰ Şengün Law サイト <https://sengunlaw.com/analysis-of-design-rights-infringements-under-criminal-law/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹³¹ Alomaliye.com サイト <https://www.alomaliye.com/2009/06/10/anayasa-mahkemesi-karari-e-200557-515-sayili-patent-haklarinin-korunmasi-hakkinda-khk-hk/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹³² Dokuz Eylül Üniversitesi Hukuk Fakültesi Dergisi サイト <https://dergipark.org.tr/tr/pub/deuhfd/issue/46833/587219> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹³³ Dünya Gazetesi（Dünya.com）サイト <https://www.dunya.com/ekonomi/patent-ihlaline-039yuksek039-cezalar-tartisma-cikardi-haberi-240591> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹³⁴ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/22592> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹³⁵ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/22507> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹³⁶ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/7273> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹³⁷ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/499183> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

定はこれらの権利に対して刑事罰の導入を義務付けていない点も挙げられる。

意匠については、新規性判断が非常に困難であり、その結果、実質的に新規性や独自性を欠いた意匠であっても登録されてしまう可能性がある。そのような登録に基づいて刑事告訴を行うことは、実質的にはごくありふれた製品に独占権を与え、利用者を刑事責任にさらすおそれがあるため、この点も考慮された。

現時点では、これらの分野で刑事罰を再導入すべきだという社会的な議論や圧力は、トルコ国内では存在していない。これらの問題が非常に専門的であること、そして以前の刑事罰規定がほとんど適用されていなかったことから、刑事罰の撤廃によって模倣品の数に大きな変化が生じたわけではない。ただし、刑事罰の脅威が完全に消滅したことに加え、民事訴訟が長期化する傾向があるため、模倣業者が若干行動しやすくなった面はあると言える。」

(3) PPH (Patent Prosecution Highway) パイロットプログラム¹³⁸ (2018 年 4 月 1 日開始)

日本国特許庁 (JPO) とトルコ特許商標庁 (TURKPATENT) は、2018 年 4 月 1 日より PPH パイロットプログラムを開始した。

トルコ特許商標庁 (TURKPATENT) と日本国特許庁 (JPO) との間の特許審査ハイウェイ試行プログラムに関するトルコ特許商標庁への申請手続¹³⁹の概要は以下のとおり。

出願人は、日本出願 (第 1 部) または、PCT 成果物 (第 2 部) を基礎として日トルコ間の特許審査ハイウェイ (以下「PPH」という) 試行プログラムに基づいて、以下の申請要件を満たすトルコ特許商標庁への出願 (以下、「当該出願」という) につき、関連する書類の提出を含む所定手続を行うことで早期審査を申請することができる。

PPH 試行プログラムへの申請を行う際、出願人は本ガイドラインの「TURKPATENT PPH 申請様式」に示される PPH 申請様式を提出しなければならない。

(i) 第 1 部 日本国特許庁の国内出願の審査結果を利用した特許審査ハイウェイ

(1) 申請要件

- (a) PPH を申請するトルコ出願および対応する日本出願において、優先日あるいは出願日のうち、最先の日付が同一である。
- (b) 対応する日本出願が存在し、すでに特許可能と判断された一又は複数の請求項を有すること。
- (c) PPH に基づく審査を申請する当該出願のすべての請求項が、対応する日本出願の特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されていること。
- (d) 当該出願に関しトルコ特許商標庁において、PPH 申請時に実体審査の着手がされていること。

¹³⁸ 日本国特許庁 (JPO) サイト https://www.jpo.go.jp/e/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_turkish_highway.html [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹³⁹ 日本国特許庁 (JPO) サイト https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/document/guideline/turkish_turkpatent_ja.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

ないこと。

(2) 提出書類

次の(a)～(d)の書類を PPH 申請様式に添付して提出する必要がある。

- (a) 対応する日本出願に対して日本国特許庁から出された（日本国特許庁における特許性の実体審査に関連する）すべてのオフィスアクションの写し、及びその翻訳文
- (b) 対応する日本出願の特許可能と判断されたすべての請求項の写し、及びその翻訳文
- (c) 日本国特許庁の審査官が引用した引用文献の写し
- (d) 請求項対応表

(3) PPH 試行プログラムに基づく早期審査手続

トルコ特許商標庁は、上記書類を添付した PPH 申請を受けた場合には、PPH に基づく早期審査の対象になる出願であるか否かを判断する。トルコ特許商標庁が受理可能と判断した場合には、当該出願に PPH に基づく早期審査の対象案件として特別な地位が与えられる。当該申請が上記のすべての要件を満たさない場合には、不備事項が出願人に通知される。PPH に基づく早期審査の対象案件として特別な地位を与えない旨が通知される前に、不足文書を提出する機会が出願人に与えられる。PPH に基づく早期審査の対象案件として特別な地位を与えない旨を通告された後でも、出願人は新しい申請書において、PPH の再申請を行うことができる。PPH に基づく早期審査のためのすべての要件が満たされた場合、トルコ特許商標庁は申請者に PPH への申請が許可されたことを通知する。

(ii) 第 2 部 日本国特許庁の PCT 国際段階成果物を利用した特許審査ハイウェイ

(1) 申請要件

PCT-PPH の申請がなされたトルコ特許商標庁への出願が下記の要件を満たしている必要がある。

- (a) 当該出願に対応する国際出願の国際段階における成果物、すなわち国際調査機関が作成した見解書（WO/ISA）、国際予備審査機関が作成した見解書（WO/IPEA）及び国際予備審査報告書（IPER）のうち、最新に発行された国際成果物において特許性（新規性・進歩性・産業上の利用可能性のいずれも）「あり」と示された請求項が少なくとも 1 つ存在すること。
- (b) 当該出願と対応する国際出願とは下記のいずれかの関係を満たす。
 - (CaseI) 当該出願は、対応する国際出願の国内段階である。
 - (CaseII) 当該出願は、対応する国際出願のパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっている。
 - (CaseIII) 当該出願は、対応する国際出願をパリ条約に基づく優先権主張の基礎とする国際出願の国内段階である。
 - (CaseIV) 当該出願は、対応する国際出願を国内優先権主張又はパリ条約に基づく優先権主張の基礎とする国内出願である。
 - (CaseV) 当該出願は、上記(CaseI) ～(CaseIV) のいずれかを満たす出願の派生出願（分割出願、国内優先権を主張する出願等）である。
- (c) PCT-PPH に基づく審査がなされるすべての請求項が、対応する国際出願の最新国際成果

物で特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されている。

(d) 当該出願に関しトルコ特許商標庁において、PPH 申請時に実体審査の着手がされていないこと。

(2) 提出書類

出願人は、PCT-PPH に基づく申請を行う際、申請様式に添付して下記の書類を提出する必要がある。

(a) 特許性ありとの判断が記載された最新国際成果物の写しとその翻訳文

(b) 対応する国際出願の最新国際成果物で特許性ありと示された請求項の写しとその翻訳文

(c) 対応する国際出願の最新国際成果物で引用された文献の写し

(d) 当該出願の全ての請求項と、特許性ありと示された請求項とが十分に対応していることを示す請求項対応表

(3) PPH 試行プログラムに基づく早期審査手続

トルコ特許商標庁は、上記書類を添付した PPH 申請を受けた場合には、PPH に基づく早期審査の対象になる出願であるか否かを判断する。トルコ特許商標庁が受理可能と判断した場合には、当該出願に PPH に基づく早期審査の対象案件として特別な地位が与えられる。PPH に基づく早期審査のためのすべての要件が満たされた場合、トルコ特許商標庁は申請者に PPH への申請が許可されたことを通知する。

(4) 一帯一路特許早期審査試行プロジェクトへの参加¹⁴⁰ (2025 年 1 月 20 日発足)

トルコは、「一帯一路特許早期審査試行プロジェクト」¹⁴¹に参加する最初の国となった。このプロジェクトは、一帯一路構想 (BRI ; Belt and Road Initiative) の参加国の出願人による中国への特許出願について早期審査を実施するために考案された枠組みである。中国国家知識産権局 (CNIPA) が主導する同プロジェクトは、2025 年 1 月 20 日に発足し、2027 年 1 月 19 日までの 2 年間にわたって実施される予定である。プロジェクトの発足後、BRI 参加国の適格な出願人は、出願の特許査定を迅速に行うために構築された体系的なプロセスに従い、CNIPA を通じて特許の早期審査を求める書面を提出することができる。

(5) トルコ特許商標庁による手数料の改定¹⁴² (2024 年 4 月 24 日施行)

トルコ特許商標庁は特許、実用新案、商標および意匠に関する手数料を改定し、改定料金は 2024 年 4 月 24 日から適用されている。料金改定の詳細は、同日付で官報¹⁴³に掲載さ

¹⁴⁰ CNIPA サイト https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/1/17/art_53_197208.html [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁴¹ CNIPA サイト https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/1/17/art_53_197208.html [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁴² T.C. Resmî Gazete (Official Gazette of the Republic of Turkey) サイト
<https://www.resmigazete.gov.tr/eskiler/2024/04/20240424-4.htm> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁴³ T.C. Resmî Gazete (Official Gazette of the Republic of Turkey) サイト
<https://www.resmigazete.gov.tr/eskiler/2024/04/20240424-4.htm> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

れた「2024 年に適用される料金表に関するトルコ特許商標庁の公告」に示されている。

3. 意匠に関する動向

(1) トルコ産業財産権法¹⁴⁴ (Industrial Property Code No. 6769) における意匠の改正 (第 55 条～第 81 条) (2017 年 1 月 10 日施行)

(a) 未登録の意匠の保護 (第 69 条 (2))

トルコ国内で初めて公表された新規性と独自性を有する未登録の意匠に対し、3 年間の保護が認められた。

未登録の意匠の権利者は、同一または識別不能な程度に類似する意匠、すなわち実質的な模倣品 (コピー) に対してのみ、差止めその他の法的措置を講じることができる¹⁴⁵。

(b) 意匠の定義の拡大 (第 55 条)

工業意匠に限定されず、ファッションや建築意匠も保護対象となった。

(c) 従業員意匠の権利帰属 (第 73 条)

従業員が職務外で創作した意匠でも、職場の情報や設備を使用した場合、雇用主が権利を取得できる旨が明記された。

(d) 異議申立期間の短縮 (第 67 条)

異議申立期間が 6 か月から 3 か月に短縮された。

(e) 部品使用に関する免責規定 (第 59 条第 1 項、第 2 項)

補修目的で使用される部品の使用は、製品の元の外観を回復するための補修目的で使用される場合、意匠権の侵害とみなされない。産業技術省によって確認・公表された同等の部品の使用も、意匠権の侵害とはみなされない。

(f) 部品意匠の可視部分に対する意匠保護 (第 56 条第 2 項および第 3 項)

部品の意匠が保護の対象となるためには、その部品が取り付けられる最終製品において、当該部品の意匠が可視であることが必要である。

ここでいう「可視性」とは、製品の通常使用時における可視性を意味し、保守、修理、点検などの作業時にのみ見える部分は含まれない¹⁴⁶。

(g) 未登録意匠の保護の範囲 (第 55 条第 4 項)

未登録意匠についても保護が認められるが、国外で最初に公衆に利用可能となった意匠

¹⁴⁴ WIPO (世界知的所有権機関) サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16609> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹⁴⁵ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/the-fashion-industry-and-new-provisions-of-turkish-industrial-property-code-regarding-protection-of-unregistered-design-rights> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹⁴⁶ The New Turkish Industrial Property Code, Dr. Cahit Suluk, DergiPark サイト <https://dergipark.org.tr/en/pub/tfm/issue/38811/451624> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

は、未登録意匠としての保護を受けることはできない¹⁴⁷。

(h) 特定の同等部品の使用は意匠権侵害に該当しない（第 59 条第 5 項）

意匠が市場において初めて公表された日から 3 年以内に、科学・産業・技術省によって公表された同等部品の使用は、意匠権の侵害とはみなされない¹⁴⁸。

この規定の趣旨により、例えば、自動車のドア、車体、フェンダーなど交換頻度の高い部品については、自動車メーカーの許可を得ることなく、二次産業の企業（補修部品メーカー等）が製造することが認められている¹⁴⁹。

(i) 複数意匠登録の範囲（第 61 条第 7 項）

装飾を除き、複数の意匠について登録を求めることができるのは、各意匠が同一の区分（クラス）に属する製品に使用され、またはその製品に適用される場合に限られる¹⁵⁰。

(j) 意匠登録出願の職権却下（第 64 条第 6 項）

トルコ特許商標庁は、当該意匠登録出願について新規性を欠くと判断した場合、職権により登録を却下する¹⁵¹。

(k) 意匠登録の一部無効（第 68 条第 5 項および第 77 条第 2 項）

意匠の一部について異議申立てまたは無効審判の請求がなされた場合、トルコ特許商標庁は、当該意匠の一部拒絶または一部無効の決定を行うことができる。ただし、残存部分が引き続き意匠として保護を受けるためには、当該部分が意匠保護の要件を満たすとともに、意匠の同一性を保持していることが必要である¹⁵²。

(1) 大学教員による意匠の帰属（第 73 条第 3 項および第 74 条第 2 項）

大学教員が科学研究の結果として創作した意匠の権利者は、当該教員が所属する高等教育機関（使用者）である。また、当該意匠から得られる収益は配分の対象となり、その配分方法は、所属する高等教育機関の理事会によって決定される。この際、収益の少なくとも半分は意匠を創作した教員（デザイナー教員）に帰属しなければならない¹⁵³。

(m) 不正の目的による意匠登録（第 67 条第 2 項および第 77 条第 1 項(a)）

¹⁴⁷ The New Turkish Industrial Property Code, Dr. Cahit Suluk, DergiPark サイト
<https://dergipark.org.tr/en/pub/tfm/issue/38811/451624> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁴⁸ The New Turkish Industrial Property Code, Dr. Cahit Suluk, DergiPark サイト
<https://dergipark.org.tr/en/pub/tfm/issue/38811/451624> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁴⁹ Basics of the new Turkish Industrial Property Law, ResearchGate サイト
https://www.researchgate.net/publication/340252608_Basics_of_the_new_Turkish_Industrial_Property_Law [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁵⁰ The New Turkish Industrial Property Code, Dr. Cahit Suluk, DergiPark サイト
<https://dergipark.org.tr/en/pub/tfm/issue/38811/451624> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁵¹ The New Turkish Industrial Property Code, Dr. Cahit Suluk, DergiPark サイト
<https://dergipark.org.tr/en/pub/tfm/issue/38811/451624> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁵² The New Turkish Industrial Property Code, Dr. Cahit Suluk, DergiPark サイト
<https://dergipark.org.tr/en/pub/tfm/issue/38811/451624> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁵³ The New Turkish Industrial Property Code, Dr. Cahit Suluk, DergiPark サイト
<https://dergipark.org.tr/en/pub/tfm/issue/38811/451624> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

不正の目的（悪意）による意匠登録は、意匠登録に対する異議申立ての理由となるとともに、登録意匠の無効理由にも該当する。

（n）国章、公的・宗教的・歴史的・文化的象徴の不正使用により保護の対象外となる意匠¹⁵⁴（第 58 条第 4 項）

一定の公的または公共的象徴を不正に使用する意匠は、意匠保護の対象から除外される。この規定には、パリ条約第 2 条の 6 に定められた国章、紋章、公式の標章、および宗教的・歴史的・文化的価値に関する公共的関心を有するその他の象徴が含まれる。

これらはいずれも公有に属するものとみなされ、かつ関係当局による登録許可が与えられていない場合には、意匠として登録を受けることはできない。

（２）トルコ特許商標庁によるデザインに関する戦略計画（2018–2020）¹⁵⁵

本戦略計画（2018–2020）は、企業の実力開発、既存の支援策の実効性向上、そして国民によるデザイン活用を促進を通じて、デザイン分野の質的・量的な成長を実現するための行政上の行動計画として位置付けられる。

目的 1：公共部門および民間部門におけるデザインの管理・生産・活用能力の強化

目標 1-1：デザイン関連の情報・データ・調査・コンサルティングなど、デザイン業務に必要なあらゆる機能を備えた拠点・センター群からなる「デザイン・バレー」を設立する。

目標 1-2：トルコ・デザイン諮問評議会（Turkish Design Advisory Council）の機能を強化する。

目標 1-3：デザイン・プロセスの効果的な管理に関する教育・広報活動を実施する。

目標 1-4：研究開発（R&D）センターおよびデザインセンターにおいて、専門デザイナーによるデザインの創造・開発・管理に関する研修を提供する。

目的 2：デザイン支援策の実効性向上およびデザイン分野における起業促進

目標 2-1：既存のデザイン関連支援策を分析し、その改善提案を策定する。

目標 2-2：研究開発、製品開発および商業化支援の評価基準に工業デザインを組み込む。

目標 2-3：デザインを要する R&D・製品開発プロジェクトの選考・評価委員会にデザイン専門家や学識経験者を参画させる。

目的 3：デザイン分野の人的資源の能力および質の向上

目標 3-1：「技術・デザイン」分野の教員の専門能力を向上させる。

目標 3-2：学部・大学院レベルで同一内容を扱う教育課程について、カリキュラム内容および名称の統一を図る。

目標 3-3：学部・大学院レベルのデザイン教育の質的向上策を講じる。

目的 4：国内外におけるトルコ・デザインの認知度・可視性の向上

¹⁵⁴ Dergipark サイト <https://dergipark.org.tr/en/download/article-file/520575> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁵⁵ トルコ特許商標庁サイト <https://www.turkpatent.gov.tr/tasarim-bilgilendirme> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

- 目標 4-1：トルコ・デザインの国際的な広報・プロモーション戦略を策定・実施する。
- 目標 4-2：トルコ世界デザイン評議会（Turkish World Design Council）を組織する。
- 目標 4-3：デザイン意識を高めるための文書・映像資料を作成する。
- 目標 4-4：トルコ人デザイナーを国内外で積極的に紹介・支援する。
- 目標 4-5：国際的なデザイン団体・評議会との共同イベントを開催する。
- 目標 4-6：科学センターにおいてデザイン意識向上のための活動を実施する。
- 目標 4-7：デザイン博物館を設立する。

目的 5：意思決定支援のためのデザイン関連知識・データ基盤の整備

- 目標 5-1：デザイン関連データセットを特定し、デザイン・インベントリ（デザイン資産）データベースを構築する。
- 目標 5-2：トルコのデザイン文化要素および地域固有の知識を記録・保存する。
- 目標 5-3：トルコ国内におけるデザイン活動の産業別分析を実施する。

4. 商標に関する動向

（1）トルコ産業財産権法¹⁵⁶（Industrial Property Code No. 6769）における商標の改正（第 4 条～第 32 条）（2017 年 1 月 10 日施行）

（a）不使用取消制度の導入（第 26 条）

旧法では、登録から 5 年間使用されていない商標に対する取消請求は裁判所でのみ可能であった。新法では、トルコ特許商標庁への行政的な取消請求が可能となった。

（b）コンセンスト制度の導入（第 5 条）

旧法では、類似商標に対する拒絶を回避するための共存合意書は認められていなかった。新法では、先行商標権者による書面での同意（コンセンスト）があれば、類似の商標であっても登録が認められると規定された。

当該書面による同意書は、先行商標権者によって庁に提出されなければならない、その書面は公証人による認証文書でなければならない。

（c）国際的消尽原則の採用（第 152 条）

新法では、国内的消尽原則に加えて、新たに国際的消尽原則が採用され、商標権者の権利行使が制限されるようになった。

（d）異議申立期間の短縮（第 17 条）

新法では、異議申立期間が 3 か月から 2 か月に短縮された。異議申立期間は、第 18 条において規定されている。

（e）異議申立手続における使用証拠の請求（第 19 条第 2 項）

¹⁵⁶ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16609> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

異議申立てが、出願人の商標と類似していることを理由とする場合であり、かつ異議申立ての根拠となる商標が、出願日または優先日から起算して 5 年以上前に登録されている場合、出願人は、異議申立人に対して、当該商標のトルコ国内における真正な使用の証明を求めることができる。

(f) 異議を申し立てる権利の喪失 (第 25 条第 6 項)

商標権者が、後の商標の使用を知っていた、または知っていたとみなされるにもかかわらず、5 年間連続して異議を唱えなかった場合、当該後の商標の登録に対して異議を申し立てる権利を失う。ただし、後の商標の登録が悪意に基づくものである場合は、この限りでない。

(g) 識別力を欠く標章の職権却下 (第 5 条(b))

いかなる識別力も有しない標章は、第 5 条に定める絶対的拒絶理由の一つとして、独立して規定されている。

したがって、トルコ特許商標庁は、識別力を欠く商標出願を職権により却下する¹⁵⁷。

(h) 周知商標と同一または類似の商標出願に対する異議による拒絶 (第 6 条第 4 項)

従前の法制度においては、トルコ特許商標庁が職権で、周知商標と同一または類似する商標出願を拒絶できることが、絶対的拒絶理由として規定されていた。

しかし、新法（現行法）においては、周知商標と同一または類似する商標出願を拒絶するためには、その商標が属する業界またはパリ条約加盟国のいずれかにおいて保護される周知商標の権利者による異議申立てが必要とされる。

したがって、周知商標と同一または類似する商標出願の拒絶は、現在では「相対的拒絶理由」として取り扱われることとなった¹⁵⁸。

(i) 悪意による商標出願 (第 6 条第 9 項)

悪意をもってなされた商標出願は、第 6 条第 9 項に基づき、異議申立ての理由とすることができる。

従前の法制度下では、悪意による商標出願は「無効審判」の理由としてのみ主張可能であり、出願段階での異議申立て理由としては規定されていなかった¹⁵⁹。

(j) トルコにおいて周知な商標と同一または類似の商標出願に関する「正当な理由」抗弁 (第 6 条第 5 項)

先行商標と同一または類似する商標出願であっても、その使用が、先行商標の名声または識別力を不当に利用し、または損なうおそれがある場合には、商品やサービスの類否を問わず、当該出願は拒絶され得る。

しかしながら、これらの状況に対して「正当な理由」が存在する場合には、当該異議申立ては成立しない。

¹⁵⁷ Sınai Mülkiyet Kanunu'nun Öne Çıkan Yenilikleri, Ünal Tekinalp, The New Turkish Industrial Property Code, Dr. Cahit Suluk

¹⁵⁸ Sınai Mülkiyet Kanunu'nun Öne Çıkan Yenilikleri, Ünal Tekinalp, The New Turkish Industrial Property Code, Dr. Cahit Suluk

¹⁵⁹ Sınai Mülkiyet Kanunu'nun Öne Çıkan Yenilikleri, Ünal Tekinalp, The New Turkish Industrial Property Code, Dr. Cahit Suluk

この「正当な理由」抗弁の制度は、新法（改正法）により新たに導入されたものである¹⁶⁰。

（k）代理人等による、先行商標と識別不能な類似商標の出願（第 6 条第 2 項）

商標権者の同意を得ず、また正当な理由がないにもかかわらず、商標権者の商業代理人または代表者が自己の名義で、先行商標と識別不能な程度に類似する商標を出願した場合、商標権者による異議申立て（**opposition**）に基づき、その出願は拒絶される。

従前の法制度においては、この拒絶理由は、代理人による出願が先行商標と「同一」である場合に限って適用されていた¹⁶¹。

（1）商標の使用（第 9 条）

商標が登録日から 5 年間の期間内に、商標権者によってトルコ国内で、登録された商品または役務に関して真正に使用されていない場合、またはその使用が 5 年間継続して中断されている場合には、正当な理由が存在しない限り、当該商標は取消の対象となる¹⁶²。

（m）商標の誠実な使用（第 7 条第 5 項）¹⁶³

第三者による誠実な使用については、以下のいずれかに該当する場合、商標権者はその使用を妨げることができない¹⁶⁴。

- (1) 自然人が自己の氏名または住所を示す場合
- (2) 商品または役務の種類、品質、数量、用途、価値、地理的原産地などを説明する目的で使用する場合
- (3) 特に器具、部品、装置などについて、その使用目的を示すことが必要である場合

（n）第三者による意見提出（第 17 条）

第三者による意見提出は、商標出願の全部または一部の拒絶理由となる場合がある¹⁶⁵。

（o）マドリッド協定議定書に基づく国際商標出願の効果（第 14 条）

マドリッド協定議定書の枠組みの下で提出された国際商標出願は、トルコ特許商標庁に直接提出された商標出願と同一の効果を有する¹⁶⁶。

（p）商標に関する刑事罰の範囲（第 30 条）

新法により、商標関連犯罪の範囲が拡大された。具体的には、以下の行為が商標権侵害行為として刑事罰の対象に追加された¹⁶⁷。

¹⁶⁰ Sınai Mülkiyet Kanunu'nun Öne Çıkan Yenilikleri, Ünal Tekinalp, The New Turkish Industrial Property Code, Dr. Cahit Suluk

¹⁶¹ Sınai Mülkiyet Kanunu'nun Öne Çıkan Yenilikleri, Ünal Tekinalp, The New Turkish Industrial Property Code, Dr. Cahit Suluk

¹⁶² TURKLEGAL IP | Turkish Patent and Trademark Attorneys サイト <https://turklegal.com.tr/resources/public/en/legal/Turkish-Industrial-Property-Code-in-English.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁶³ Sınai Mülkiyet Kanunu'nun Öne Çıkan Yenilikleri, Ünal Tekinalp, The New Turkish Industrial Property Code, Dr. Cahit Suluk

¹⁶⁴ TURKLEGAL IP | Turkish Patent and Trademark Attorneys サイト <https://turklegal.com.tr/resources/public/en/legal/Turkish-Industrial-Property-Code-in-English.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁶⁵ Sınai Mülkiyet Kanunu'nun Öne Çıkan Yenilikleri, Ünal Tekinalp, The New Turkish Industrial Property Code, Dr. Cahit Suluk

¹⁶⁶ Sınai Mülkiyet Kanunu'nun Öne Çıkan Yenilikleri, Ünal Tekinalp, The New Turkish Industrial Property Code, Dr. Cahit Suluk

¹⁶⁷ Sınai Mülkiyet Kanunu'nun Öne Çıkan Yenilikleri, Ünal Tekinalp, The New Turkish Industrial Property Code, Dr. Cahit Suluk

- (1) 商標権を侵害して行う輸入または輸出行為
- (2) 商業目的での購入行為
- (3) 商標権侵害品の所持・輸送・保管行為

(2) 商標出願に関する新審査要領^{168,169} (2019 年 9 月 30 日公表)

本ガイドラインは、2011 年に発行された従前の指針を改訂したものであり、トルコ特許控訴委員会、トルコ知的財産権裁判所、ならびにトルコ最高裁判所の判例に基づいて策定された。さらに、欧州連合知的財産庁 (EUIPO) の決定および実務、ならびに欧州連合司法裁判所 (CJEU) の判例法も参照している。

このため、本ガイドラインは、トルコおよび欧州の法制度・実務の枠組みを踏まえ、商標審査において生じうる多様で複雑な問題に関し、具体的な判断指針を明確に示している。

本ガイドラインは、商標の登録要件に関する多くの側面を網羅しており、トルコ工業所有権法に基づき商標の登録可能性を評価する際の、審査官・出願人・弁護士にとって重要な参考資料となっている。

なお、本ガイドラインは法令や規則ではなく、法的拘束力を有しないが、実務上の判断の一貫性を確保するための指針として位置付けられている。また、複雑な審査事例に対応するため、多数の具体例やケーススタディを収録した実務的資料でもある。

本ガイドラインは、産業財産権法 6769 号¹⁷⁰の第 5 条に基づく絶対的理由の審査を補完するものである。産業財産権法 6769 号の第 5 条は、商標として登録できない標章について定めている。要約すると、それらは主に記述的な標章（つまり、登録を求める商品やサービスを直接的に特定するもの、および／または、関連商品やサービスの質や性質を直接的に記述するもの）を指す。

本ガイドラインの主な原則は、以下のとおり。

- ①商品やサービスが関連するセクターで使われる表現やコンセプトの一つが含まれる、あるいは言及されるからという理由だけで、標章が記述的であるとみなされない。標章と商品またはサービスの間に直接的な関係がなければならない。
- ②複数の説明的要素が特異な方法で組み合わせられて新たな意味を与えるものである場合、標章の記述的な性質は打ち消され得る。
- ③関連商品またはサービスの種類、目的や他の性質を表すためだけに用いられた図形的標章で、元の形から大きく変わらないものは、記述的であると判定する。

¹⁶⁸ Turkonfed サイト <https://turkonfed.org/tr/detay/2157/turk-patent-ve-marka-kurumu-yeni-marka-inceleme-kilavuzunu-yayinladi> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁶⁹ TURKLEGAL IP サイト <https://turklegal.com.tr/en/news/turkish-patent-and-trademark-office-has-published-new-examination-guideline-for-trademarks.html> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁷⁰ Mevzuat Bilgi Sistemi (Mevzuat Information System) サイト <https://www.mevzuat.gov.tr/mevzuat?MevzuatNo=6769&MevzuatTur=1&MevzuatTertip=5> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

(3) トルコ特許商標庁、商標審査に関するガイドラインの刷新¹⁷¹ (2021 年 8 月 18 日公表)

トルコ特許商標庁は商標出願の審査に関するガイドラインの改正を発表し、更新されたガイドラインを公開した。このガイドラインは、産業財産権法第 6 条(1)に定める混同可能性の評価を含め、競合する商標の類似性が混同を惹起する程度に達しているか否かを評価する際に従うべき原則／基準を定めたものであった。最新のガイドラインでは、商標審査における別の重要な基準が扱われている。それは相対的拒絶理由である。相対的拒絶理由として最も一般的な混同可能性に関わる原則を詳細に説明している。このガイドラインは、特に異議申立手続において商品および役務の類似性の審査を処理する際の基本原則を示している。

改正の対象となった重要な主題は以下のとおり¹⁷²。

- ①商標の類似性と商品／役務の類似性の評価
- ②混同可能性評価におけるニース分類の役割
- ③商標の類似性と商品および役務の類似性
- ④ターゲット消費者と当該消費者が商標に対して抱く関心の水準
- ⑤先行商標の識別力に関する審査
- ⑥複数の商標の比較に適用される視覚的・聴覚的・概念的な類似性判断の基準

(4) トルコを指定国とするマドリッド出願に関する公定料金の引下げ¹⁷³ (2023 年 11 月 6 日施行)

WIPO 事務局長は手数料の改定を決定した¹⁷⁴。新たな料金体系において、国際出願の際に指定国としてトルコを選択した場合にトルコの指定国登録に関して支払われる指定締約国個別手数料およびトルコを指定国とする国際登録の更新手数料を引き下げることとした。新たな公定料金は 2023 年 11 月 6 日から適用された¹⁷⁵。

¹⁷¹ 日本貿易振興機構（JETRO）サイト
https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/middle_east/ME_IP_Newsletter_202111.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁷² 日本貿易振興機構（JETRO）サイト
https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/middle_east/ME_IP_Newsletter_202111.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁷³ WIPO（世界知的所有権機関）サイト
https://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2023/madrid_2023_28.pdf?utm_source=WIPO+Newsletters&utm_campaign=9ce094158a-DIS_MADRID_NEWS_EN_091023&utm_medium=email&utm_term=0_-e80981fddd-%5BLIST_EMAIL_ID%5D [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁷⁴ WIPO（世界知的所有権機関）サイト
https://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2023/madrid_2023_28.pdf?utm_source=WIPO+Newsletters&utm_campaign=9ce094158a-DIS_MADRID_NEWS_EN_091023&utm_medium=email&utm_term=0_-e80981fddd-%5BLIST_EMAIL_ID%5D [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁷⁵ トルコ特許商標庁サイト <https://www.turkpatent.gov.tr/duyurular/madrid-protokolu-ucretleri-2023-yili-ucret-tebligil-uyumlastirildi> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

(5) トルコ産業財産権法第 6769 号の商標関係部分の一部の改正の施行¹⁷⁶ (2024 年 1 月 10 日施行)

トルコは、2017 年に産業財産権法第 6769 号¹⁷⁷の大幅な改正を実施し(上記(1)参照)、改正法¹⁷⁸により、商標取消手続の監督責任が司法裁判所からトルコ特許商標庁に移転された。今回の施行は、取消手続の簡素化と迅速化を狙ったものであり、例えば、商標の不使用、一般性、紛らわしい商標、技術的基準の不遵守を理由とした商標の取消に関するものである。監督責任の移転によって商標の取消はより迅速で費用の掛からない行政手続となるため、取消申立(特に積極的に使用されていない商標に関する取消申立)の件数は増える可能性があると予想される。

産業財産権法第 6769 号は、2017 年 1 月 10 日に官報に公布され、同日に大半の規定が施行された。しかし、「取消理由及び取消請求」に関する産業財産権法第 26 条は、法律の公布から 7 年後に施行されることになっており、登録商標の取消に関する手続は、2024 年 1 月 10 日よりトルコ特許商標庁に移管された。商標の取消請求ができるのは利害関係人で、トルコ特許商標庁の処分に不服がある場合には専門の知的財産民事裁判所に控訴することができる。

本規則の目的は、EU 商標指令 2015/2436 号及び欧州連合商標規則 2015/2424 号に整合させることである。

産業財産権法第 6769 号は、トルコ特許商標庁が商標の取消を決定できるのは以下の場合と規定している。

- ① 正当な理由なく、登録日後 5 年の期間内に、商標が商標権者により登録対象の商品・サービスに関連してトルコにおいて真正な使用に供されていない場合又は係る使用が継続して 5 年間中止されていた場合
- ② 商標権者の行為により又は商標権者が必要な措置を講じなかった結果、商標が登録された商品・サービスで普通名称となった場合
- ③ 商標権者自身による又は商標権者の同意のある使用の結果、その登録対象の商品・サービスの性質、品質又は原産地に関して公衆に誤解を与える場合
- ④ 証明標章又は団体標章に係る技術規約に反する使用の場合

(6) トルコの商標登録取消手続を明確化^{179 180} (2025 年 3 月 15 日施行)

トルコ特許商標庁は、産業財産権法第 6769 号の実施に関する規則 (Regulation on the

¹⁷⁶ KPLAW (KP Law) サイト <https://kplawtr.com/news-insights/in-depth-analysis-of-expected-changes-in-the-trademark-cancellation-process> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁷⁷ TURKLEGAL IP サイト <https://turklegal.com.tr/en/news/turkish-trademark-cancellation-procedures-clarified.html> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁷⁸ KPLAW (KP Law) サイト <https://kplawtr.com/news-insights/in-depth-analysis-of-expected-changes-in-the-trademark-cancellation-process> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁷⁹ TURKLEGAL IP サイト <https://turklegal.com.tr/en/news/turkish-trademark-cancellation-procedures-clarified.html> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁸⁰ Aksoy IP サイト <https://www.aksoy-ip.com/post/an-overview-of-the-administrative-revocation-of-trademarks-in-turkey?> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

Implementation of the Industrial Property Law)¹⁸¹に関する商標の取消手続き（上記（５）参照）を明確化するために、第 30/A 条および第 30/B 条に定められた新しい規則^{182 183 184}を規定した。

新規則の概要は以下のとおり¹⁸⁵。

（a）取消請求の手続要件（第 30/A 条）

- (1) 取消請求は、提出時点で登録簿上に登載されている商標権者に対して行わなければならない。
- (2) 申請書には、商標登録番号、対象商品・サービス、申請人情報、法的根拠（証拠書類付）、手数料支払い証明が必要である。代理人経由の場合は委任状も必須である。
- (3) 提出書類に不備があった場合、トルコ特許商標庁は申請者に対して 1 か月以内の補正期限を与える。商標権者は、取消請求に対して 1 か月以内に応答しなければならない。正当な理由がある場合、1 か月の延長が可能である。
- (4) 商標が既に失効又は取下げである場合、トルコ特許商標庁は取消申請を審査せず却下する。

（b）実体審査および料金制度（第 30/B 条）

- (1) 不使用取消の対象商標は、登録から最低 5 年間継続して使用されていないことが必要である。申請前 3 か月以内の「最後の使用」は却下される可能性がある。
- (2) 取消は、請求された区分・商品・サービスに限定され、それと類似しているだけの別区分や商品・サービスにまで取消判断を広げることはできない。申請対象として明示した具体的な商品・サービスのみ審査対象となる。
- (3) 提出には「公式申請料金」と「エスクロー預託金（紛争当事者への返金の可能性を考慮した保証金）」が必要である。棄却で商標権者へ返金となる。全面取消で申請人へ返金となる。部分取消でエスクロー預託金は没収となる。
- (4) 取消申請を決定前に申請者自身が撤回することが可能である。委任状で撤回権限が明示されていれば預託金の返還対象となる。

（7）ニース分類の改訂

WIPO は、商標登録のための商品および役務の国際分類に関する特別同盟を構成する専門家委員会（ニース同盟専門家委員会）を開催し、2025 年 4 月 28 日から 5 月 2 日までジ

¹⁸¹ Mevzuat Bilgi Sistemi」(Mevzuat.gov.tr) サイト

<https://www.mevzuat.gov.tr/mevzuat?MevzuatNo=23528&MevzuatTur=7&MevzuatTertip=5> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁸² TURKLEGAL IP サイト <https://turklegal.com.tr/en/news/turkish-trademark-cancellation-procedures-clarified.html> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁸³ Aksoy IP サイト <https://www.aksoy-ip.com/post/an-overview-of-the-administrative-revocation-of-trademarks-in-turkey> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁸⁴ T.C. Resmî Gazete (Official Gazette of the Republic of Turkey) サイト <https://www.resmigazete.gov.tr/eskiler/2025/03/20250315-20.html> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁸⁵ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/tr/goruslerimiz/guncel-yazilar/markalarin-idari-iptaline-iliskin-sinai-mulkiyet-kanunu-nun-uygulanmasina-dair-yonetmelige-iliskin-degisiklikler-turkpatent-tarafindan-yayinlandi> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

ュネーブにおいて会合を行った。トルコは、この専門家委員会に出席した加盟国の一つである¹⁸⁶。

本会合での審議の結果、第 13 版となる新しいニース分類を 2026 年 1 月 1 日から発効させることが決定された。

委員会は、まず、いわゆる「メガクラス」と呼ばれる第 09 類を審査し、第 09 類に含まれる一部の商品を他の類に移行させることを決定した。具体的には、バーチャルまたは立体技術に関連しない眼鏡類を第 10 類へ移行し、消火用器具および装置に関する商品を第 12 類へ移行することが決定された¹⁸⁷。

新たに発行されたニース分類第 13 版は、以下の WIPO 公式ウェブサイト¹⁸⁸において確認することができる¹⁸⁹。

このニース分類の改訂はトルコにおいても拘束力を有し、トルコ特許商標庁は 2026 年 1 月 1 日付で、この改訂内容を分類公告の付属リストに反映させる義務を負う¹⁹⁰。

5. 地理的表示（伝統的製品保護を含む）に関する動向

（1）トルコ産業財産権法¹⁹¹（Industrial Property Code No. 6769）における地理的表示（伝統的製品保護を含む）の改正（第 33 条～第 54 条）（2017 年 1 月 10 日施行）

（a）伝統的製品名称の保護（第 34 条）

新法では、EU 規則に倣い、地理的表示に該当しない伝統的製品名称も保護対象となった。言い換えると、地理的表示の範囲に該当しない従来 of 製品名にも保護が拡大された。

（b）監査期間の短縮（第 45 条）

新法では、監査期間が 10 年から 1 年に短縮され、監視体制が強化された。

（c）申請手続の簡素化（第 37 条）

旧法では、申請の公表が官報で行われていた。新法では、申請の公表がトルコ特許商標庁（TÜRKPATENT）の公式公報に変更され、手続きが簡素化された。

出願に必要な書類は、新法により、地理的表示の出願要件と伝統的製品名称の出願要件とで、それぞれ別個に規定されている¹⁹²。

¹⁸⁶ WIPO（世界知的所有権機関）サイト https://www.wipo.int/edocs/mdocs/classifications/en/clim_ce_35/clim_ce_35_2.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁸⁷ IPR Gezgini サイト <https://iprgezgini.org/category/nice-siniflandirmasi-mallar-in-ve-hizmetlerin-uluslararası-siniflandirmasi/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁸⁸ WIPO（世界知的所有権機関）サイト https://nclpub.wipo.int/enfr/?basic_numbers=show&class_number=1&explanatory_notes=show&gors=&lang=en&menulang=en&mode=flat&notion=&pagination=no&version=20260101 [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁸⁹ WIPO（世界知的所有権機関）サイト https://nclpub.wipo.int/enfr/?basic_numbers=show&class_number=1&explanatory_notes=show&gors=&lang=en&menulang=en&mode=flat&notion=&pagination=no&version=20260101 [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁹⁰ IPR Gezgini サイト <https://iprgezgini.org/category/nice-siniflandirmasi-mallar-in-ve-hizmetlerin-uluslararası-siniflandirmasi/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁹¹ WIPO（世界知的所有権機関）サイト <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16609> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁹² Prof. Dr. Ünal Tekinalp, “Key Innovations in the Industrial Property Law”

(d) 地理的表示および伝統的製品名称の登録申請者（第 36 条）

新法において、新たに、地理的表示または伝統的製品名称の登録申請を行う権利を有する者は、法人格の有無にかかわらず、「生産者グループ」が地理的表示や伝統的製品名称の登録申請を行う権利を有することとなった。また、「公的機関および組織、ならびに専門職団体」も地理的表示や伝統的製品名称の登録申請を行う権利を有することとなった。

(e) 登録内容の修正申請（第 54 条）

登録された地理的表示または伝統的製品名称の仕様に変更が生じた場合、関係者は修正を請求することができる。この修正申請には、新規申請と同様の手続が適用される¹⁹³。

(f) 出願人の範囲（第 36 条）

地理的表示または伝統的製品名称の登録出願を行うことができる者の範囲は、新法（改正法）により拡大された¹⁹⁴。

法改正により、従来は、生産者団体・商工会議所・協同組合など限定された団体のみが出願可能であったのに対し、新法（現行法）では、地域行政機関、開発機関、研究機関、大学、非営利団体、消費者団体などにも出願資格が拡大された。

(g) 登録された地理的表示に関連する商標出願（第 48 条）

地理的表示が登録された後に、当該登録地理的表示に関連する商品または役務について商標出願がなされた場合、その出願は拒絶される。すでに登録されている商標であっても、法的手続（訴訟）により無効とされることがある。

(2) トルコ特許商標庁が地理的表示の対象となる産品 10 種の登録を欧州委員会に申請¹⁹⁵ (2023 年 1 月 5 日)

トルコ特許商標庁は、地理的表示の国際的な保護を目指す取組の一つとして、地理的表示の対象となる産品 10 種の登録を欧州委員会に申請した。これら 10 種の申請により、現在 EU が審査中の申請の件数は 42 件となった。

(3) 地理的表示および伝統的製品名称のエンブレムに関する規則¹⁹⁶ (2017 年 12 月 29 日)

「地理的表示および伝統的製品名称のエンブレムに関する規則」は、2018 年 1 月 10 日に施行され、エンブレムの運用原則を定めた初の法令である。

本規則によれば、エンブレムとは、トルコ産業財産権法第 6769 号の規定に従って登録さ

¹⁹³ The New Turkish Industrial Property Code, Cahit Suluk

¹⁹⁴ Prof. Dr. Ünal Tekinalp, “Key Innovations in the Industrial Property Law”

¹⁹⁵ トルコ特許商標庁サイト <https://www.turkpatent.gov.tr/haberler/uluslararasi-cografi-isaret-seferberligi> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁹⁶ T.C. Resmî Gazete (Official Gazette of the Republic of Turkey) サイト <https://www.resmigazete.gov.tr/eskiler/2017/12/20171229-8.htm> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

れた地理的表示または伝統的製品名称であることを示す標章（マーク）と定義される¹⁹⁷。

このエンブレムは、登録証に記載された条件を満たす製品の生産または販売に従事する者によって使用される。トルコ国内においては、登録された地理的表示が流通・販売される商業的取引領域において、エンブレムと地理的表示の名称を併記して表示することが義務付けられている。

一方、登録された伝統的製品名称については、エンブレムの使用は任意（義務ではない）とされている。

6. トルコ特許商標庁に係るその他の動向

（1）WIPO の DAS の寄託官庁としての業務開始¹⁹⁸（2022 年 6 月 1 日）

トルコ特許商標庁は、WIPO デジタルアクセスサービス（DAS）の枠組規定の第 10 項及び第 12 項に従い、出願人が WIPO の DAS を利用して国際出願・国内出願を行うことを承認する体制に移行した。トルコ特許商標庁は 2022 年 6 月 1 日以降に官庁に DAS を利用して提出された PCT 出願を含む、特許、実用新案、工業意匠、および商標出願の認証謄本を優先権書類として寄託する¹⁹⁹。

（2）当局との意見交換のための電子通信システムを開設²⁰⁰（2022 年 12 月 5 日）

トルコ特許商標庁は、出願人や特許／商標弁護士がトルコ特許商標庁のサイト <https://iletisim.turkpatent.gov.tr/iletisim/giris> から産業財産権に関する情報を入手し、当局者との意見交換を行うことができる電子情報システムを開設した。電子政府を利用する際のパスワードは、本人がパスワード取得の申請を行った上で自らの「トルコ共和国 ID 番号」が記載された身分証明書を提示することによって PTT 中央総局から取得するか、在外の大使館および領事館から取得することができる。

7. 経済連携協定（EPA : Economic Partnership Agreement）

現在、トルコは 24 の EPA や自由貿易協定（FTA）を発効させており、その相手国・地域は以下のとおり²⁰¹。

¹⁹⁷ IPR Gezgini サイト

<https://iprgezgini.org/2020/03/05/cografi-isaret-ve-geleneksel-urun-adinda-amblem/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁹⁸ トルコ特許商標庁サイト <https://www.turkpatent.gov.tr/en/announcements/turkish-patent-and-trademark-office-participated-in-the-wipo-das-system> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁹⁹ トルコ特許商標庁サイト <https://www.turkpatent.gov.tr/en/announcements/turkish-patent-and-trademark-office-participated-in-the-wipo-das-system> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰⁰ 日本貿易振興機構（JETRO）サイト https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/middle_east/ME_IP_Newsletter_202301.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰¹ トルコ商務省サイト

<https://www.trade.gov.tr/free-trade-agreements#:~:text=Currently%2C%20T%C3%BCrkiye%20has%2024%20FTAs,Kingdom%2C%20the%20UAE%20and%20Qatar> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

2026 年 2 月 3 日時点

【図表 14】

NO.	名称	加盟国・地域	発効年月
1	EFTA・トルコ自由貿易協定	EFTA、トルコ	1992 年 4 月
2	北マケドニア・トルコ自由貿易協定	北マケドニア、トルコ	2000 年 9 月
3	ボスニア・ヘルツェゴビナ・トルコ自由貿易協定	ボスニア・ヘルツェゴビナ、トルコ	2003 年 7 月
4	アルバニア・トルコ自由貿易協定	アルバニア、トルコ	2008 年 5 月
5	モンテネグロ・トルコ自由貿易協定	モンテネグロ、トルコ	2010 年 3 月
6	セルビア・トルコ自由貿易協定	セルビア、トルコ	2010 年 9 月
7	トルコ・フェロー諸島自由貿易協定	トルコ、フェロー諸島（デンマーク領）	2017 年 10 月
8	トルコ・コソボ自由貿易協定	トルコ、コソボ	2019 年 9 月
9	アラブ首長国連邦・トルコ包括的経済連携協定	アラブ首長国連邦、トルコ	2023 年 9 月
10	トルコ・イスラエル自由貿易協定	トルコ、イスラエル	1997 年 5 月
11	トルコ・パレスチナ暫定自由貿易協定	トルコ、パレスチナ	2005 年 6 月
12	トルコ・チュニジア自由貿易協定	トルコ、チュニジア	2005 年 7 月
13	トルコ・モロッコ自由貿易協定	トルコ、モロッコ	2006 年 1 月
14	トルコ・エジプト自由貿易協定	トルコ、エジプト	2007 年 3 月
15	トルコ・ジョージア自由貿易協定	トルコ、ジョージア	2008 年 11 月
16	チリ・トルコ自由貿易協定	チリ、トルコ	2011 年 3 月
17	韓国・トルコ自由貿易協定	韓国、トルコ	2013 年 5 月
18	トルコ・モーリシャス自由貿易協定	トルコ、モーリシャス	2013 年 6 月
19	マレーシア・トルコ自由貿易協定	マレーシア、トルコ	2015 年 8 月
20	トルコ・モルドバ自由貿易協定	トルコ、モルドバ	2016 年 11 月
21	トルコ・シンガポール自由貿易協定	トルコ、シンガポール	2017 年 10 月
22	トルコ・ベネズエラ自由貿易協定	トルコ、ベネズエラ	2020 年 8 月
23	英国・トルコ自由貿易協定	英国、トルコ	2021 年 1 月
24	トルコ・カタール自由貿易協定	トルコ、カタール	2025 年 8 月

※トルコは、EU に加盟していないが、関税同盟に加盟しているので、トルコと自由貿易協定（FTA）を締結した国のうち、EU に加盟した国との自由貿易協定（FTA）は、撤廃された経緯がある。

なお、2012 年 7 月 19 日、当時の日本の外務大臣、経済産業大臣は、来日中の当時のトルコ経済大臣と会談を行い、両国間で、経済連携協定（EPA）に関する共同研究を立ち上げることに合意した。2012 年～2019 年までに、経済連携協定（EPA）に関する共同会合が 17 回

開催された²⁰² ²⁰³。第 14 回会合²⁰⁴、第 15 回会合²⁰⁵にて知的財産権について議論された。しかしながら、2019 年以降、日本とトルコの間で経済連携協定（EPA）に関する共同会合は開催されていない。

以下に、注目すべき先進国である EFTA（欧州自由貿易連合）諸国、大韓民国、英国における知的財産権に関する規定を紹介する。

（１）EFTA（欧州自由貿易連合）諸国とトルコ共和国との間の自由貿易協定（FTA）²⁰⁶

附属書では、著作権、商標、特許、意匠、地理的表示、知的財産権の取得および維持、知的財産権の執行ならびに協力に関する基本原則が規定されている。

その中で、本規定第 5 条の特許に関する規定は以下のとおり。

第 5 条 特許

- (1) 当事者は、自国の法令において、欧州特許条約（EPC）を自国法に実施した上で、あらゆる技術分野の発明について、少なくとも適切かつ実効的な特許保護を確保する。
- (2) 当事者の国内法は、特許により保護される製品又は特許方法から直接得られた製品が輸入され国内で生産されていないことのみを唯一の根拠として、強制実施権を付与することを許さない。本項は、TRIPS 協定に適合し、かつ当事者の国内法に定める他の事由に基づく強制実施権の付与を妨げない。
- (3) 当事者は、協定発効から 2 年後に、共同委員会において補償的特許期間に関する協議を初めて行う。

（２）大韓民国とトルコ共和国との間の自由貿易協定（FTA）²⁰⁷

本協定第 2 章は知的財産権に関する規定である。

第 2 章の第 2.1 条（一般規定）の第 2 項に、「当事者は、TRIPS 協定を含む、各自が締約している知的財産に関する国際条約の実施を適切かつ効果的に行うものとする。本章は、TRIPS 協定に基づく当事者間の権利および義務を補完し、具体化するものである。」と規定されている。

また、第 4 項に規定された事項は以下のとおり。

本協定において「知的財産権」とは、特に次の権利を包含するものとする。

²⁰² 日本外務省（Ministry of Foreign Affairs of Japan）サイト https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_turkey/index.html [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰³ 日本外務省（Ministry of Foreign Affairs of Japan）サイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000009576.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰⁴ 日本外務省（Ministry of Foreign Affairs of Japan）サイト https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_007292.html [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰⁵ 日本外務省（Ministry of Foreign Affairs of Japan）サイト https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_007554.html [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰⁶ EFTA（European Free Trade Association）サイト <https://www.efta.int/sites/default/files/documents/legal-texts/free-trade-relations/turkey/EFTA-Turkey-Main-Agreement-2018.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰⁷ 韓国関税庁（Korea Customs Service）サイト https://www.customs.go.kr/download/ftaportalkor/_down/trty/han_turkey_02_01.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

- (a) 著作権（コンピュータ・プログラムおよびデータベースに係る著作権を含む）ならびに著作隣接権
- (b) 特許権および実用新案権
- (c) 商標
- (d) サービス・マーク（役務商標）
- (e) 意匠権
- (f) 集積回路の回路配置（トポグラフィー）
- (g) 地理的表示（原産地名称を含む）
- (h) 植物新品種の保護
- (i) 未公開情報の保護（営業秘密・ノウハウを含む）

（３）英国とトルコ共和国との間の自由貿易協定（FTA）²⁰⁸

英国とトルコとの間で締結された自由貿易協定（FTA）の第 9 章および第 13 章には、知的財産権に関する改正規定が定められている。本協定第 9 条は、TRIPS 協定に整合した最低基準の遵守義務を確認する一般条項である。

第 9 条の注目すべき条項は以下のとおり。

第 9 条（一般規定）

- (1) 両締約国（以下「当事者」という）は、知的、工業的及び商業的財産権の適切かつ効果的な保護および執行を確保することの重要性を確認する。
- (2) 当事者は、TRIPS 協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）に整合する形で、知的、工業的及び商業的財産権の適切かつ効果的な保護を提供するものとする。
- (3) 当事者は、以下に掲げる知的、工業的及び商業的財産権に関する多数国間条約に基づく義務を、十分かつ効果的に履行するものとする。
 - (a) 1886 年 9 月 9 日にベルヌで作成され、1971 年 7 月 24 日にパリで改正され、1979 年 9 月 28 日に改正された文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約
 - (b) 1961 年 10 月 26 日にローマで作成された実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（ローマ条約）
 - (c) 1883 年 3 月 20 日にパリで作成され、1967 年 7 月 14 日にストックホルムで改正され、1979 年 9 月 28 日に改正された工業所有権の保護に関するパリ条約
 - (d) 1957 年 6 月 15 日にニースで作成され、1977 年 5 月 13 日にジュネーブで改正され、1979 年 9 月 28 日に改正された商標登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定
 - (e) 1970 年 6 月 19 日にワシントンで作成され、1979 年 9 月 28 日に改正され、1984 年 2 月 3 日に修正された特許協力条約（PCT）
 - (f) 1989 年 6 月 27 日にマドリッドで採択された商標の国際登録に関するマドリッド協定議定書

²⁰⁸ GOV.UK（英国政府）サイト

https://assets.publishing.service.gov.uk/media/67fe3650393a986ec5cf8d4c/TS_Turkey_24.2025_Free_Trade_Agreement.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

- (g) 1977 年 4 月 28 日にブダペストで作成され、1980 年 9 月 26 日に改正された特許手続の目的のための微生物寄託の国際的承認に関するブダペスト条約
- (h) 1961 年 12 月 2 日にパリで作成され、1991 年 3 月 19 日に改正された植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV 条約）

8. 人工知能（AI）に関連する動向

（1）国家 AI 戦略行動計画（2021–2025）²⁰⁹ ²¹⁰（2021 年 8 月 20 日公表）

2021 年 8 月 20 日に公表された「国家 AI 戦略行動計画（2021–2025）」は、第 11 次開発計画と 2021 年大統領年次計画に沿って今後 5 年間に実施される予定の人工知能研究と取り組みを収集し、指導することを目的とした戦略文書である。これに関連して、この文書はトルコ大統領府デジタル変革局と産業技術省が共同で作成した²¹¹。

本行動計画は、6 つの異なる分野における戦略的優先事項を定め、これらの優先事項の範囲内で合計 24 の目標と 19 の措置を定めている。これに関連して、戦略的優先事項は次のとおりである。

- (1) 人工知能の専門家を育成し、この分野での雇用を増やす
- (2) 研究、起業家精神、イノベーションの支援
- (3) 質の高いデータと技術インフラへのアクセスを改善する
- (4) 社会経済的適応を加速するための手配を行う
- (5) 国際協力の強化
- (6) 構造と労働力の変革を加速する

（2）国家 AI 戦略行動計画(2024-2025)²¹² ²¹³（2024 年 7 月 30 日公表）

トルコ大統領府デジタル変革局は、AI の進歩と国家のニーズに対処するための第 12 次開発計画に基づき、国家 AI 戦略行動計画（2021–2025）の後期アップデートとして、最新の国家 AI 戦略行動計画(2024-2025)を発表した²¹⁴。

本行動計画は、さまざまな分野からの意見を取り入れて策定され、生産的な AI テクノロジー、トルコ語モデル、研究開発、イノベーション、労働力の変革に焦点を当てることで、

²⁰⁹ トルコ教育省（Millî Eğitim Bakanlığı）サイト

https://sgb.meb.gov.tr/meb_iys_dosyalar/2022_07/25145919_Ulusal_Yapay_Zeka_Stratejisi_UYZS_2021-2025.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²¹⁰ トルコ大統領府デジタル変革事務局サイト

<https://cbddo.gov.tr/SharedFolderServer/Genel/File/TR-UlusalYZStratejisi2021-2025.pdf> 最終アクセス日：2025 年 9 月 26 日]

²¹¹ SETA（Siyaset, Ekonomi ve Toplum Araştırmaları Vakfı）サイト

<https://www.setav.org/5-soru-turkiyenin-ulusal-yapay-zeka-stratejisi> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²¹² トルコ大統領府デジタル変革事務局サイト

<https://cbddo.gov.tr/SharedFolderServer/Genel/File/UlusalYapayZekaStratejisi2024-2025EylemPlani.pdf> [最終アクセス日：2025 年 9 月 26 日]

²¹³ トルコ産業技術省サイト

<https://www.sanayi.gov.tr/assets/pdf/UlusalYapayZekaStratejisi2024-2025EylemPlani.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²¹⁴ Esin Attorney Partnership サイト

<https://www.esin.av.tr/tr/2024/07/30/yapay-zeka-stratejisine-iliskin-2024-2025-eylem-plani-yayimlandi/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

トルコの世界的な AI の地位を強化することを目的としている。

本行動計画は、主にトルコにおける人工知能システムの利用を奨励し、トルコを人工知能分野の主要国の 1 つにするために、以下の 6 つの戦略的優先指針を定めている。

- (1) 人工知能の専門家を育成し、この分野での雇用を増やすこと
- (2) 研究、起業家精神、イノベーションを支援すること
- (3) 質の高いデータと技術インフラへのアクセスを拡大すること
- (4) 社会経済的適応を加速するための取り決めを行うこと
- (5) 国際協力を強化すること
- (6) 構造変革と労働力変革を加速すること

本行動計画は、関連する目標を実現し、プロセスを実行するために、71 の具体的な行動計画が示されている。

(3) 人工知能法案 (Draft Law on Artificial Intelligence Law)

2024 年 6 月 24 日、人工知能法案がトルコ大国民議会 (Grand National Assembly of Türkiye) に提出された²¹⁵。

本法案は、この分野における最初の法的規制である欧州連合 (EU) の「人工知能法 (EU Artificial Intelligence Act)」^{216 217}に着想を得ている²¹⁸。

本法案の目的は、

- (1) 人工知能技術の安全・倫理的かつ公正な利用を確保すること
 - (2) 個人データの保護を保証すること
 - (3) プライバシー権の侵害を防止すること
 - (4) 人工知能システムの開発および利用に関する規制枠組みを確立すること
- にある。

現在、本法案は委員会審議中である²¹⁹。

²¹⁵ Gün + Partners サイト <https://gun.av.tr/insights/updates/legislative-developments-for-artificial-intelligence-in-turkiye> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²¹⁶ EUR-Lex (欧州連合法令) サイト <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2024/1689/oj/eng> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²¹⁷ EU Artificial Intelligence Act (人工知能法) サイト <https://artificialintelligenceact.eu/high-level-summary/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²¹⁸ トルコ大国民議会サイト <https://www.tbmm.gov.tr/Yasama/KanunTeklifi/e21539a0-888a-4500-81be-01904a918c53> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²¹⁹ トルコ大国民議会サイト <https://cdn.tbmm.gov.tr/KKBSPublicFile/D28/Y2/T2/WebOnergeMetni/e50ccc8a-ab90-45fa-a553-76b880c78fb8.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

第4章 トルコにおける模倣品対策の概要と課題

ジェトロドバイ事務所 知的財産権部部長
後藤 泰輔

トルコにおける模倣品対策の概要と課題

2025年11月
日本貿易振興機構（JETRO）ドバイ事務所 知的財産権部
後藤 泰輔

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

日本企業の模倣品の流通ルート

・ 中東への模倣品は中国ルートが主で、さらにアフリカ地域にも流れていく。

欧州
二輪、自動車部品、電気製品、時計、ファッションアイテムなどの業界で模倣品が発生

中東
二輪、自動車部品、電気製品、時計、ファッションアイテムなどの業界で模倣品が発生

アフリカ
被害発生状況を把握できていない企業が多い

中国
大半の模倣品は中国で製造

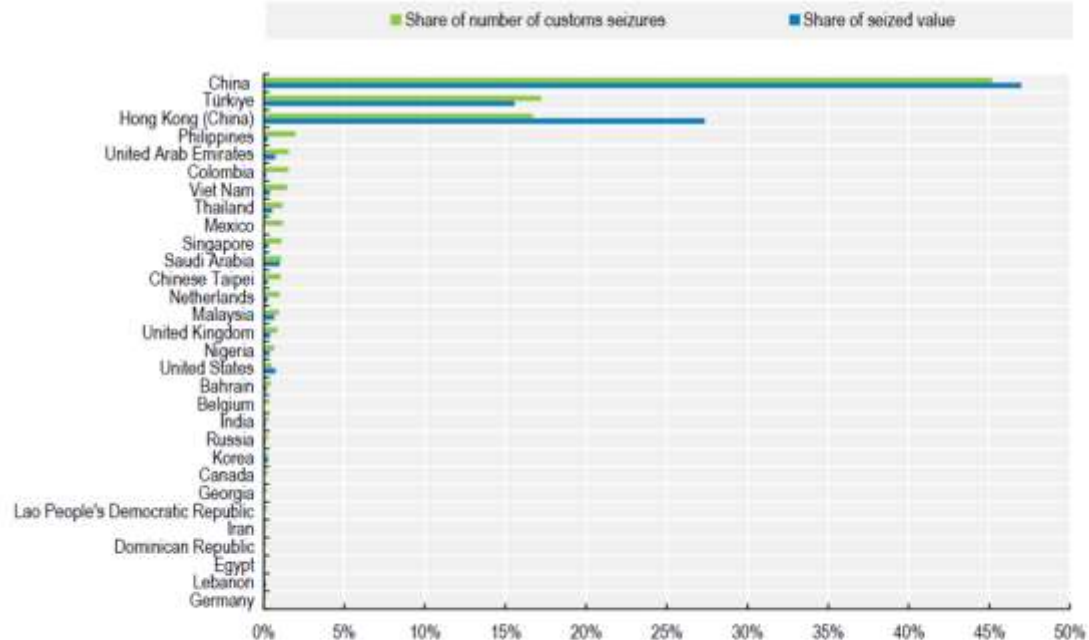
ASEAN地域
二輪、自動車部品、電気製品、時計、ファッションアイテムなどの業界で模倣品が発生

中南米
一部を除き、被害発生状況を把握できていない企業が多い（電気・電子部品、玩具などでは把握）

模倣品の出回り
自動車部品や医療器具から玩具まで幅広い業界の模倣品が出回り

模倣品の出所国別の差止実績 2020-2021年

- 模倣品の差止点数、総額ともに、トルコ発のものが全体の15~17%を占め、中国、香港とともに模倣品の主な供給源になっている。



Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

OECD-EUIPO "Mapping Global Trade in Fakes 2025" | 2

中東・アフリカ地域の知財保護評価 - 2025年版 米国301条スペシャルレポート

2025 Special 301 Report



優先監視国 (8か国)
中東アフリカ地域なし

監視国 (18か国)
エジプト、パキスタン、トルコ、アルジェリア

米国通商代表部(USTR)が、知的財産の保護・執行・公正かつ公平な市場アクセスに問題のある国を毎年指定。

過去の削除済み

- アラブ首長国連邦 (UAE) (2021年に削除)
- サウジアラビア (2022年に優先監視国から削除)
- クウェート (2022年に削除)
- レバノン (2022年に削除)

維持

- エジプト**
 - 税関に権利者の要請なしに貨物の通関停止職権なし
 - 裁判手続きが遅く煩雑、抑止力のある結果が得にくい
 - 特許紛争早期解決メカニズム欠如
 - (バイオ分野以外の)特許や商標の審査基準の未公表
- パキスタン**
 - 模倣品(医薬品等)や海賊版が蔓延、国内製造・配信の増加
 - 権利者の告訴なしに刑事手続きを開始する職権欠如
 - 裁判官の専門性不足、判決の一貫性の欠如、膨大な未処理事件
 - 医薬品試験データ保護不足
- トルコ**
 - 模倣品(医薬品等)や海賊版の重要な供給源・中継地
 - 裁判所における捜査令状の取得の証拠基準が厳しい
 - 警察に商標模倣品取り締まりの職権なし
 - 医薬品試験データ保護不足
- アルジェリア**
 - 模倣品やデジタル海賊版が蔓延
 - 医薬品試験データ保護不足
 - 執行手続きに透明性や一貫性が欠如

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

水際対策

- 税関への商標登録制度あり。電子システムで登録可能。
- 職権による一時差止もあり。

□ トルコは、8カ国と接し、29の国境ゲート、百数十カ所の税関検査所が存在。

□ 税関への登録

- 税関のウェブサイトの電子システムで登録可能。

□ 差止後のプロセス

- 税関が、権利者またはトルコ国内における権利者の代理人に通知。
- 通常、上記の通知には、問題の貨物の詳細情報、製品の画像、輸入者/輸出者の基本的な情報が含まれる。
- 通知から10営業日の間に、権利者は侵害を確認し、訴訟提起などの手続きを行う。

□ 職権による差止（一時差止）

- 税関職員が模倣品の疑いのある製品を発見した場合、当該貨物を職権で3日間留置。
- その間に権利者は税関に申請（商標登録）。

水際対策（廃棄手続き）

- 簡易廃棄は、裁判所の手続きが不要。ただし、製品の所有者の合意が必要。
- 簡易破棄も刑事訴追も、手続き期間は通知から10営業日。

□ 簡易廃棄（裁判所の手続き不要）

- 製品の所有者と権利者の両者の合意が必要
- 税関から通知があつてから10営業日以内
- 廃棄の日程は、税関側が業務量を考慮して決定。

□ 刑事訴追

- 相手側の同意は不要。
- 10営業日以内に手続きをする必要がある。追加で10日の猶予が与えられることがあるが、稀である。
- 裁判所の廃棄決定後、税関が業務量に応じて破棄日を決定。

市場取り締まり

- 捜査令状は、申立てに応じ検察官によって請求され、治安裁判所によって命令される。
- その後、強制捜査は警察によって執行される。

強制捜査の流れ

- 検察への訴訟請願書の提出
- 捜査令状の取得
 - 検察が治安裁判所に請求
- 警察による強制捜査の手配
- 強制捜査への立ち合い
 - サンプルの取得
- 専門家による侵害の鑑定報告書の発行

市場取り締まり（捜査令状の取得）

- 捜査のためには裁判所の決定が必要と、憲法に規定されている。

- トルコ憲法
 - 私生活のプライバシー
 - ・ ・ ・ 1つまたは複数の根拠に基づき裁判官により正当に下された決定がない限り、または、遅延によって不利益が生じる場合において、前述の根拠に基づき法律によって認められた機関による書面による命令がない限り、いかなる者も、またはいかなる私文書もしくは個人の所有物も、捜索または差押えを受けることがないものとする。
 - 居住地の不可侵権
 - ・ ・ ・ 1つまたは複数の根拠に基づき裁判官により正式に下された決定がない限り、または、遅延によって不利益が生じる場合において、前述の根拠に基づき法律によって認められた機関による書面による命令がない限り、いかなる居住地にも捜索または差押えのために立ち入ることはできないものとする。

第4部 国際知財制度研究会まとめ

はじめに

今年度の国際知財制度研究会（以下「研究会」という）においては、国際的な枠組みにおける知財を巡る状況、二国間・地域的な経済連携協定における知財を巡る状況、各国における知財制度を巡る状況について、事務局等からの報告の後、議論を行った。本部では上記報告、議論を含め全体を振り返り、全体のまとめとする。

第1部 国際的な枠組みにおける知財を巡る状況

第1に、「医薬品をめぐる最近の状況」においては、事務局から、主に WHO におけるパンデミック協定を巡る動向が報告されるとともに、野村委員から、CBD におけるデジタル配列情報（DSI）のアクセスと利益配分（ABS）に関する議論やパンデミック協定に関する産業界の対応について発表がなされた。

研究会では、DSI の ABS やパンデミック協定の PABS 付属書の交渉ドラフトに関し、製薬業界をはじめ産業界に与える影響や懸念について意見交換が行われた。

第2に、「WIPO、WTO/TRIPS 理事会等、知的財産の専門的なフォーラムにおける議論の状況」においては、特許庁から、主に最近の TRIPS 理事会の概要や WIPO と JPO の女性活躍施策、WIPO における AI に関する議論について報告がなされた。

加えて、事務局から、TRIPS 協定に関する WTO 紛争案件の整理・分析についての報告を行い、また、鈴木委員長から、中国の知的財産権エンフォースメント事件（DS611）の分析についての発表がなされた。

研究会では、禁訴令の問題を巡る各国の状況や解決に向けた今後の展望などについて議論がなされた。

第2部 二国間・地域的な経済連携協定における知財を巡る状況

GCC 諸国等の EPA/FTA 知財章の商標規定に関し、事務局から、文献調査、国内企業へのアンケート調査、国内企業や国内法律事務所へのヒアリング調査を踏まえて報告がなされた。

また、日本企業からみた外国商標制度の課題・要望について、大野総合法律事務所の中村弁理士から、発表がなされた。

研究会では、GCC 商標法と GCC 各国の国内制度との関係、高額な費用の問題、マドリッド協定未加盟国の問題、一出願多区分制度の導入状況、領事認証の問題、悪意の商標や周知商標の保護の状況、通過物品の取り締まりなどについて議論がなされた。

また、GCC 諸国に限らず、広く外国商標制度の課題・要望については、指定商品役務表示の統一化の問題や模倣品や商標の不正使用に対する EC プラットフォームの対応のルール化について議論がなされた。

第3部 各国における知財制度を巡る状況

米国に関し、知財政策の最新動向について、JETRO ニューヨーク事務所の蛭田知的財産部長から発表がなされるとともに、事務局から、最近の知財関連注目判決及び知財制度改正動向についての報告を行った。

研究会では、特許適格性を巡る議論の状況や著作権を含めた AI を巡る議論に加え、利用が広がっている訴訟ファンドを巡る状況や問題点、PTAB の審理拒否件数の増加や審査官によるばらつきの問題など USPTO を巡る最近の状況などについて議論がなされた。

また、トルコに関し、JETRO ドバイ事務所の後藤知的財産部長から、模倣品対策の現状と課題について発表がなされるとともに、事務局から、最近の知財注目判決、知財政策及び知財制度改正動向についての報告を行った。

研究会では、グレースピリオドや特許発明の実施義務の問題、特許権侵害等についての刑事罰の廃止の経緯、医薬品に関する権利行使やデータ保護を巡る問題、模倣品に対する水際での対応や民事、刑事の裁判所を巡る状況について議論がなされた。

むすび

経済のグローバル化や情報化が益々進展している中、知的財産権を国際的に保護することの意義は年々高まっており、その実現のために TRIPS 協定や同協定を上回る知的財産の保護を規定する二国間・地域間の経済連携協定の重要性が増している。また、知的財産や科学技術を巡る状況がめまぐるしく変化する現在においては、各国の法制度は、それぞれのニーズや政策目的に合わせ、より複雑化している。

本年度の研究会においては、二国間・地域間の経済連携協定に関しては、GCC 諸国を、各国の法制度に関しては、米国とトルコを取り上げたが、いずれにおいても、近時の社会状況等を踏まえ、知的財産制度は急速に変化し、複雑化していることが確認された。

加えて、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の経験を踏まえ、WHO においてはパンデミック協定案が採択されたところ、諸外国における対応や国際フォーラムにおける議論の状況が今後の医薬品アクセスと知財を巡る議論に及ぼす影響についても、引き続き注視していく必要がある。

かかる状況においては、TRIPS 協定をはじめとする多国間条約の履行確認や、二国間・地域間の経済連携協定、投資協定による高いレベルの知財保護のルール化を追求することのみならず、各国の知財法及び関連法の改正・施行動向、知的財産権の執行状況並びに産業界のニーズ動向に関して絶えず注視し、情報収集及び分析をすることが重要である。そして、そのような情報収集及び分析を通じて、我が国が国際的な枠組みの中で推進すべき知的財産政策について検討することの重要性が益々高まっていると言える。

以上

禁 無 断 転 載

令和 7 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業

「国際知財制度分析調査」報告書

令和 8 年 3 月

請負先 一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3 丁目 11 番地

精興竹橋共同ビル 5 階

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <https://www.iip.or.jp>

E-mail iip-support@fdn-ip.or.jp